

重要文化財

大照院本堂及び経蔵

保存修理工事報告書

重要文化財

大照院本堂及び経蔵

保存修理工事報告書



本堂 正面（東）



本堂 内部（広縁より「室中」を見る）



経蔵 正側面



経蔵 内部

序 文

臨濟宗南禪寺派靈椿山大照院は、萩藩初代藩主毛利秀就公の菩提を弔うため、明暦二年（一六五六）に創立されました。延享四年（一七四七）には、全山焼失という不幸に見舞われましたが、寛延三年（一七五〇）に再建され、江戸時代を通じて毛利家菩提寺として庇護を受けました。盛時には御霊牌殿、選仏場などが回廊に接続して建ち並ぶ一大壮観を呈し、五院の塔頭が周囲に建っております。境内奥には初代の他、二代から一二代までの偶数代藩主と夫人の墓所があり、墓前には約六百基の石灯籠が整然と並んでおります。しかしながら、明治維新時に伽藍縮小となり、多くの建物が解体撤去されました。現在は近世の遺構として、本堂、庫裏、書院、鐘樓門、経蔵の五棟を残し、いずれも国の重要文化財に指定されております。

明治維新後、歴代住職は本堂他の諸建物、及び境内地の維持に努めてきましたが、近年に至り雨漏りや木部の腐朽が甚だしくなっております。そのため関係者一同相図り、文化庁の指導並びに国、県、市の補助を受け、修理工事を実施することとなりました。平成二十一年五月には鐘樓門の修理工事が完了し、今回行いました本堂と経蔵の工事は、平成二十二年一月から平成二十九年一月まで、工事期間八四ヶ月、総事業費一億八千五百万円余りを要し、滞りなく完了しました。修理に伴う調査の結果、建築当初の形式が判明したため、今回の修理を機に、本堂の本瓦葺屋根への復原、経蔵内輪蔵の八天像復原などを行いました。また、発掘調査により輪蔵の下より多数の経石が出土するなど、貴重な歴史資料の発見もございました。

この報告書は、工事中の調査内容と工事記録、図面、写真等をまとめたもので、後世に伝える貴重な資料として、広く活用されることを期待するものです。

終わりに、専門的な立場からご指導を賜りました文化庁を始め、山口県教育委員会、萩市まちじゅう博物館推進部、設計監理を担当した公益財団法人文化財建造物保存技術協会、工事を請け負った協和建設工業株式会社、棟梁ほか工事に携わった関係者各位に対しまして、心より謝意を申し上げます。

平成二十九年十月

靈椿山大照院 第二七世住職 清水 宗 杲

例言

- 一、本書は、重要文化財大照院本堂及び経蔵保存修理工事に関する、国庫補助事業の一部として刊行するものである。
- 二、編集にあたっては、今回の工事の概要、工事中の調査事項のほか、発見物及び大照院に関する参考資料を掲載した。
- 三、図面は、工事中作成した保存図（原図は文化庁に提出、同行保管）とその他の説明図を、写真は修理前後、並びに工事中の記録と、各種資料写真の主要なものを抜粋して掲載した。
- 四、本文図面とも寸法表示はメートル法によったが、必要に応じて尺（一尺＝〇・三〇三m）で表示、または併記した。
- 五、調査・施工は文化庁文化財部参事官（建造物担当）の指導を受け、各種調査及び報告書の編集にあたっては、次の各氏（敬称略）より助言、協力、資料提供を戴いた。心より感謝申し上げます。

- 古文書解読指導・資料提供
山口県立大学 名誉教授 國守 進
- 資料提供
松陰神社宝物殿至誠館 館長 樋口 尚樹
NPO萩まちじゅう博物館 学芸サポート・古写真班 木村 登
発掘調査 西川 雄大
萩市 文化財保護課 文化財保護係 主任専門職 田鶴寿弥子
樹種鑑定調査 生存圏学際萌芽研究センター 助教 福田 善子
京都大学生存圏研究所 生存圏学際萌芽研究センター 助教 田鶴寿弥子
障壁面調査 山口県立美術館 専門学芸員 福田 善子

六、本書の作成に関する担当は次のとおりである。

- | | | | |
|------------|--------------------|--------------|-------|
| 編集 | 公益財団法人文化財建造物保存技術協会 | 総括編集責任 | 安田 一男 |
| 本文執筆 | 左記以外の全文 | 工事監督 | 内山都伊美 |
| 第三章 | 第四節 構造補強 | 工事主任 | 古川 洋 |
| 第四章 | 第一節 第二項 | (術)安芸構造計画事務所 | 中西 将 |
| 第四章 | 第三節 樹種鑑定 | 技術職員 | 田鶴寿弥子 |
| 第四章 | 第四節 発掘調査 | 京都大学生存圏研究所 | 西川 雄大 |
| 第四章 | 第五節 本堂障壁面 | 萩市文化財保護課 | 福田 善子 |
| 古文書翻刻 | | 山口県立美術館 | 國守 進 |
| 写真編集・保存図作成 | | 山口県立大学 | 小川 保 |
| 挿図・工事中写真 | | 文建協 | 中西 将 |
| 表作成 | | 技術職員 | 文建協職員 |
| 修理前・竣工写真 | | 臨時職員 | 柳井しず江 |
| | | (術)シモセスタジオ | 下瀬 信雄 |
| | | 技術職員 | 中西 将 |



萩市と大照院の位置

目次

第一章	大照院の歴史と建造物	1
第一節	大照院の歴史	1
第二節	重要文化財の指定	4
第一項	官報告示	4
第二項	指定説明	4
第三節	規模・構造形式	7
第一項	本堂	7
第二項	経蔵	15
第二章	修理事業の概要	20
第一節	事業の運営と経過	20
第一項	事業概要	20
第二項	工事事務	21
第二節	工事関係者	22
第三節	事業費	25
第四節	実施工程表	27
第三章	修理工事の内容	28
第一節	修理方針	28
第一項	本堂調査工事	80
第二項	破損状況	80
第三項	当初形式と修理の状況	83
第二節	工事实施仕様	29
第一項	仮設工事	29
第二項	解体工事	30
第三項	基礎工事	30
第四項	木工事	32
第五項	屋根工事	42
第六項	左官工事	46
第七項	建具工事	50
第八項	輪蔵工事(経蔵)	50
第九項	共通仮設工事	53
第三節	現状変更(建造物)	54
第一項	本堂	54
第二項	経蔵	62
第三項	構造補強	65
第四章	調査事項	80

第三項 技法調査	94
一 配置	94
二 平面計画	94
三 基礎	95
四 軸部	98
五 軒廻り・組物	103
六 小屋組	105
七 妻飾・彫刻	107
八 屋根	110
九 土壁	113
一〇 建具	114
一一 飾り金具	117
一二 塗装	117
一三 経師	118
一四 番付・墨書	119
第二節 経蔵調査事項	120
第一項 破損状況	120
第二項 当初形式と修理の状況	122
第三項 技法調査	124
一 配置	124

二 平面計画	125
三 基礎	125
四 軸部・小屋組	127
五 屋根	127
六 土壁	128
七 塗装	129
八 輪蔵	129
九 番付・墨書	137
第三節 樹種鑑定	139
第四節 発掘調査	142
第五節 本堂障壁画について	166

英文訳事業概要

図版目次

写真

口絵カラー	
竣工 本堂 正面(東)	
竣工 本堂 内部(広縁より「室中」を見る)	
竣工 経蔵 正側面	
竣工 経蔵 内部	
本堂 竣工	写真番号1~25
本堂 修理前	26~50
本堂 解体	51~80
本堂 現状変更	81~113
本堂 組立	114~201
仮設 工事	202~225
本堂 調査	226~315
経蔵 竣工	316~325
経蔵 修理前	326~333
経蔵 解体	334~349
経蔵 現状変更	350~364
経蔵 組立	365~447
経蔵 調査	448~471
史料	472~527

図面

1 本堂 竣工 平面図	22 経蔵 竣工 西背面図
2 本堂 竣工 東正面図	23 経蔵 竣工 桁行断面図
3 本堂 竣工 北側面図	24 経蔵 竣工 梁間断面図
4 本堂 竣工 南側面図	25 経蔵 竣工 見上図
5 本堂 竣工 西背面図	26 経蔵 竣工 経蔵詳細図
6 本堂 竣工 桁行断面図	27 経蔵 竣工 輪蔵詳細図
7 本堂 竣工 梁間断面図	28 経蔵 修理前 東正面図
8 本堂 竣工 見上図	29 経蔵 修理前 北側面図
9 本堂 竣工 妻詳細図	30 経蔵 修理前 南側面図
10 本堂 竣工 規矩図	31 経蔵 修理前 西背面図
11 本堂 修理前 平面図	32 経蔵 修理前 桁行断面図
12 本堂 修理前 東正面図	33 経蔵 修理前 梁間断面図
13 本堂 修理前 北側面図	
14 本堂 修理前 南側面図	
15 本堂 修理前 西背面図	
16 本堂 修理前 桁行断面図	
17 本堂 修理前 梁間断面図	
18 経蔵 竣工 平面図	
19 経蔵 竣工 東正面図	
20 経蔵 竣工 北側面図	
21 経蔵 竣工 南側面図	

第一章 大照院の歴史と建造物

第一節 大照院の歴史

はじめに

萩城下町は、阿武川が形成した三角州上にある。阿武川は錦川に次ぐ山口県下第二の長流で、物見ヶ岳(六二六)の西麓を源として八二kmを流れ下り、河口から凡そ三km手前で東の松本川、西の橋本川に分かれ、日本海に注ぐ。大照院境内は橋本川の南西に臨む山裾に、南北に細長く開かれており、東西に延びる参道前を、JR山陰本線と県道六四号線が走る。

大照院の伽藍及び所蔵品については、平成一三年に萩市教育委員会から刊行された「霊椿山大照院伽藍調査報告書」に詳しくまとめられている。これは建造物を主としながらも、境内の自然環境から所蔵する絵画、文献資料など、多岐にわたる総合調査報告書で、例言によれば、「調査の端緒は昭和五四年及び五五年度に行われた山口県の近世社寺調査で大照院の本堂と鐘楼門、および経蔵・八角輪蔵などの建築群が関係者の注目を集めたことにある。」としている。調査報告書刊行後の翌平成一四年には本堂、庫裏、書院、鐘楼門、経蔵の五棟が重要文化財の指定を受けた。

今回の修理工事に先駆けて完了した鐘楼門修理工事報告書には、大照院の創立と沿革について、この調査報告書からの引用と要約文が再掲載されているため、本章では簡単な記述に留める。詳しくは前述の報告書を参照されたい。

(1) 萩藩(長州藩)の成立

永祿九年(一五六六)毛利家第五十四代輝元は尼子氏を滅ぼすと、中国地方十国(安芸・周防・長門・備前・備後・因幡・伯耆・出雲・隠岐・石見)を領有した。天正一九年(一五九一)には居城地も内陸の吉田郡山城^{注一}から、瀬

戸内海に面し、地の利に優れた広島に移した。しかし慶長五年(一六〇〇)、輝元は関ヶ原の戦いで敗れ、徳川家康により周防・長門の二国に減封のうえ、隠居を命ぜられた。これにより石高は激減し、居城地も瀬戸内を離れ、日本海に臨む萩に築城することとなった。家督はまだ幼なかつた嫡男の秀就が継ぐこととなり、名目上萩藩(長州藩)の初代藩主となった。

(2) 伽藍建立と焼失

慶安四年(一六五二)秀就が萩城で逝去すると、遺体は輝元の菩提寺である天樹院^{注二}境内で荼毘に付された。霊椿山大照院^{注三}は初代藩主毛利秀就の菩提寺として、二代綱広により承応三年(一六五四)春から明暦二年(一六五六)の冬まで、凡そ三年をかけて、荒廃していた歓喜寺^{注四}の跡地に建立された臨濟宗寺院である。この時の伽藍について詳細は不明であるが、方丈と廬舎那堂の建立が知られるほか^{注五}、四代藩主吉広の十七回忌にあたる享保八年(一七二三)には経蔵が建立されている。

初代に続いて二代も大照院に葬られたが、三代吉就は厚狭郡松谷村にあった東光寺を萩に移し、自らの菩提寺とした。これにより萩藩主とその夫人及び一族の墓は、大照院と東光寺^{注六}の二寺に置かれるようになり、大照院は初代と二代綱広から十二代斉広までの偶数代の藩主、東光寺は三代吉就から十一代斉元までの奇数代の藩主の菩提寺となった。

延享四年(一七四七)二月、囲炉裏の火の不始末を原因とする火災により^{注七}、大照院伽藍は尽く焼失した。

(3) 再建

翌寛延元年(一七四八)六月、六代藩主宗広が、大照院再建に着手するが、財政難のためすべてを新築することは困難であり、天樹院から建物を移築することとし^{注八}、二年半後の寛延三年(一七五〇)十一月には主要な建物が落成した。再建した伽藍の中でどの建物が移築であるかについては、今回の調査で土蔵

(無指定) 内より見つかった本堂棟札^{注九}(上梁銘)によると以下の通りである。
「方丈(本堂)・影堂(位牌堂)・賓送閣鐘樓・七徳殿鎮守・玄関・小庫司
(小さな倉庫)・倉庫三宇・殿堂之廡廊(回廊)・寮舎若干はこれを新築した。
選仏場(禪堂)は規模を拡張し、本尊を安置する壇と座禅を行う床を設けた。
香積厨大庫裏・蒼龍窟衆寮・はそのまま移築した。揚明軒書院・演雅室寢室は
移築して改修を行った。堂宇凡十四也。・」。

伽藍は再建されたが、寺号は「天樹院」とされ、宝暦五年(一七五五)天樹院の位牌を堀内四本松の天樹院旧地へ移して後、再び「大照院」に改められた^{注一〇}。また同年毛利宗広の発願により、経蔵が再建された^{注二}。明治元年には、塔頭寺院を合併し、寺号を「瑞心寺」と改めた。明治三年には寺祿千五十石が六百石に減ぜられ、翌明治四年には廢藩置縣により寺祿が廢止された。これにより檀家を持たない菩提寺にあつては、寺の維持・運営がたいへん厳しい状況に陥つたものと思われる。明治二八年(一八九五)に作成された「古社寺取調書 阿武郡」の瑞心寺鳥瞰図^{注三}を見ると、棟札に記載された建物の多くがすでに無く、ほぼ現状の配置となっている。明治三三年二月、寺号は瑞心寺から再び大照院に復称された。

(4) 文化財の指定

文化財指定(建造物)の経緯は以下の通り。

- 昭和四二年 萩市指定文化財 鐘樓門・経蔵・庫裏
昭和五〇年 山口県指定文化財 庫裏
昭和五二年 萩市指定文化財 大照院毛利家墓所
昭和五六年 萩市指定文化財 本堂・書院
同 年 国指定史跡 萩藩主毛利家墓所
平成一四年 重要文化財 本堂・庫裏・書院・鐘樓門・経蔵

注一 現在の広島県安芸高田市吉田町吉田。

注二 沙麓山天樹院。臨濟宗寺院で、輝元の隠居所が置かれていた萩城三の丸(堀

内)の四本松に、寛永八年(一六三二)ごろまでに創建された。天和二年(一六八二)堀内大火の際に焼失し、その後再建されたが、明治四年(一八七二)廢寺となり、輝元の廟所のみが残る。寺号の「天樹院」は輝元の法号に由来する。
注三 寺号の「大照院」は秀就の法号に由来する。山号の「靈椿山」は、前身寺院「大椿山歎喜寺」の山号を継承するも、「大椿山大照院」では大の字が重なるため、「靈椿山」と改めたと伝う。また山号の「大椿山」の由来は、むかし背後の山にあつたと言ふ椿の太木に由来する。

注四 大椿山歎喜寺。臨濟宗寺院で、鎌倉時代末期に鎌倉建長寺の義翁和尚が開山した(「防長風土注進案」)。寺伝によれば前身は平安時代初期の創建になる月輪山觀音寺という天台宗寺院で、桓武天皇の勅願寺であつたというが定かではない(「寺社隱密書奇」)。「毛利家文庫」二「社寺」一「山口県文書館所蔵」『毛利十一代史』・第一冊明暦二年、『防長風土注進案』などによる。

注五 『明暦二年大照院鐘銘』(大照院蔵)、『毛利十一代史』(第一冊明暦二年)による。

注六 護国山東光寺。黄檗宗寺院で、元禄四年(一六九二)創建。萩城下の東を流れる松本川の東方、田床山の山裾に位置し、元禄六年(一六九三)から元禄一一年(一六九八)にかけて建立された総門、鐘樓、大雄宝殿、文化九年(一八一二)に建立された山門の、計四棟が昭和四一年六月一日に重要文化財に指定されている。

注七 「古來火事之記」(「毛利家文庫」九諸省二、山口県文書館所蔵)等によると、客殿脇の御霊供仕出所にあつた囲炉裏の火の不始末が出火原因とし、藩主正統の位牌は運び出せたものの、本尊や開山の木像まですべて焼失したという。

注八 「毛利宗広起願文」(大照院蔵)によると、毛利宗広はすぐに再建を決意したが、藩財政困窮のため、毛利輝元の菩提寺であつた天樹院の建物を移築して再興したとする。

注九 境内の土蔵から発見された。詳細は史料写真集⁴²、⁴³参照。発見された本堂棟札のほか、「新大鐘銘文之跋文字相改本控」「大照院上梁銘并序」(ともに大照院蔵)に記述がある。

注一〇 「毛利十一代史 第七卷」宝暦五年六月十七日、毛利輝元の位牌を堀内の天樹院に移し、天樹院・大照院を旧に復し、天樹院を大照院と改めたとする。

注一一 「觀光公御木像一件」(「毛利家文庫」一三祭祀四〇、山口県文書)によると、経蔵建立は毛利宗広が自ら書き写した法華経を奉安するため発願したものであ

第二節 重要文化財の指定

第一項 官報告示

○文部科学省告示第九十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定する。

平成十四年五月二十三日

文部科学大臣 遠山 敦子

番号	名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者住所	所在地
七	大照院 本堂	五棟	桁行二五・三メートル、梁間一八・〇メートル、一重、入母屋造、棧瓦葺、南面廊下・北面式台玄関及び廊下付属 桁行一八・一メートル、梁間一八・〇メートル、一重、切妻造、妻入、南面・西面下屋付、東面庇・南面渡廊下及び便所・北面庇・西面便所各付属、本瓦及び棧瓦葺、東面突出部桁行四・〇メートル、梁間四・〇メートル、入母屋造、棧瓦葺 桁行二一・九メートル、梁間二二・七メートル、一重、丁字形東面入母屋造、西面寄棟造、北面切妻造、西面北端便所付属、南面東端廊下付属、棧瓦葺 三間一戸二階二重門、入母屋造、棧瓦葺 土蔵造、正面六・二メートル、側面六・二メートル、一重、宝形造、向拝一間、棧瓦葺、八角輪蔵付、北面及び西面張出し付属	大照院	山口県萩市大字椿	山口県萩市大字椿

第二項 指定説明

(一) 指定基準

〔(五) 流派的又は地方的特色において顕著なもの〕による。

(二) 説明

大照院は萩城下のある三角州の西を流れる橋本川の西方に位置する臨濟宗寺院である。大照院の草創は、寺伝ではもと天台宗の月輪山観音寺で桓武天皇の勅願所というが定かでない。(注一) 後に大椿山歎喜寺と改まり、元弘・建武年間(一一三三―一三三六)には鎌倉建長寺の義翁和尚が来て再興した。(注二)

しかし、江戸初期までに歎喜寺は荒廃し、第二代萩藩主の毛利綱広は、慶安四年(一六五二)没の初代藩主の毛利秀就を当寺に葬り、南禅寺言如円尊を中興開山に請じて、霊椿山大照院として再興し、明暦二年(一六五六)までに本堂以下の建物を整えた。(注三) 以後、大照院には初代と第二代以下偶数の藩主の墓所が営まれ、元禄四年(一六九二)創建の黄檗宗東光寺(注四)とともに藩主の菩提寺とされた。

大照院は延享四年(一七四七)に失火のため全焼し、第六代藩主の毛利宗広は、まもなく再建に着手、奉行を口羽衛士大江として、寛延三年(一七五〇)

までに本堂、位牌堂、鐘樓門などを再建（注五）した。その後、宝暦五年（一七五五）には経蔵が建てられるなど、（注六）以後近世を通じて伽藍は維持された。明治元年には、寺名を一時瑞応寺と改め、また本堂前にあった御霊牌殿や選仏場などが失われたが、中心をなす建物は大きく変化することなく現在に至っている。（注七）

伽藍は丘陵の裾野に東を正面として開かれ、鐘樓門、本堂が東西軸上に建ち、東面する庫裏は本堂の北に式玄関を備えた廊下で接続する。書院は本堂後方の池を築いた庭園に面する形で庫裏後方に建ち、本堂及び庫裏と廊下で結ばれている。経蔵は本堂の南側に独立して建っている。

本堂は、桁行約二五、三メートル、梁間約一八、〇メートルの規模で、屋根は鍔葺風の一重入母屋造、椼瓦葺で、軒は木舞裏の二軒疎垂木、妻飾は虹梁大瓶束架構とする。平面は、六間取で三面に広縁を廻し、さらに四周に落縁を付けた大規模な方丈形式になる。軸部はすべて面取角柱とし、長押と貫で固め、側廻りに舟肘木をあげ、天井は仏間から広縁まですべて疎らに棹縁を通し天井を張る。柱間装置は側廻りが板戸二枚に障子一枚、内部は広縁と各室の境が腰高障子、内部各室の境には淡彩及び墨画の戸襖（注八）を入れる。なお、室中・広縁境には縦長の龕座付双折椼唐戸を構え、室中四方の内法上には繊細な箴欄間を入れる。全体として、軸組の柱や長押などは木太いが、欄間や襖絵などの繊細な細部と、絶妙な対比を構成している。また、各室は同じ天井高で揃っているが、蟻壁を廻して調和のとれた内部空間としている。

庫裏は、桁行約一八、一メートル、梁間約一八、〇メートル、切妻造、本瓦葺、妻入で、南面と西面の側面一間を下屋とし、東面の北側には桁行・梁間とも約四、〇メートル、入母屋造、椼瓦葺の突出部を設ける。平面は中央の板間を核として、正面に鍵形の土間を設け、本堂側に座敷、これと対になる位置に台所等を配し、座敷上部には二階を設ける。南面と西面には下屋庇を設けて一間幅の縁を廻す。二階がある座敷などは根太天井とするが、ほかは大材を用いて豪壮な梁組をあらわしている。妻面は正面・背面がほぼ同じで、中央部の高

い位置に二重虹梁を架け、その両脇を繫虹梁で結ぶ典型的な禅宗寺院の庫裏の妻面構成とするが、正面に大きな縦連子窓を設けるのは独特である。

書院は、桁行約二一、九メートル、梁間約二二、七メートルで東西棟の細長い建物で、丁字形に北側へ棟を延ばす。（注九）屋根は椼瓦葺で、東面が入母屋造、西面が寄棟造、北面が切妻造になり、一軒疎垂木で深い軒をつくる。平面は各室を一列に配し、最奥に床付の八畳間を設けて広縁を廻し、丁字形に延びた北側にも床付の座敷を設ける。要所に面皮材を用い、丸太半割の内法長押を廻すなど、端正なつくりの数寄屋風書院である。

鐘樓門は、三間一戸二階二重門で、入母屋造、椼瓦葺、軒は二軒疎垂木、下階の正面には軒唐破風を付ける。軸部は椼柱を貫・台輪等で固め、組物は下階が実肘木付三斗組で、桁行中央間に中備蓐股を入れ、上階が大斗実肘木と簡素で、銅鐘は二階小屋梁より吊る。正面中央間は花頭窓窓にした枠を設け、内側に龕座付の椼唐戸をつける。

経蔵は、正面側面とも約六、二メートルの土蔵造で、正面に一間の向拝を付ける。内部は、ほぼ中央に輪蔵を設け、四半敷の床で、格天井を張る。屋根は宝形造、椼瓦葺で、頂部には露盤を置き、宝珠の替わりに切妻造の小屋根を載せる。西面と北面の張り出しは、いずれも後世の増築である。（注一〇）

大照院は、本堂や庫裏及び書院が規模も雄大で、華美にならず質実な造形に特徴が認められ、地方における正統的で格式の高い禅宗寺院建築として評価できる。また、藩主の菩提寺（注一〇）として近世中期の建築群がよく残り、庭園及び周囲の境内林との空間構成など、優れた寺観を呈しており、価値が高い。

〔注一〕 根拠は「神社隱密書寄」（毛利家文庫）二二社寺一、山口県文書館所蔵、『毛利十一代史』（第一冊 明暦二年）、『防長風土注進案』など、後世の編纂史料で、信憑性を欠く。

〔注二〕 現在本堂の脇の間に安置する平安時代作という木造釈迦和來坐像（山口県指定有形文化財）の康永三年（一三四四）の修理銘には「大椿山觀喜禪寺仏殿本尊」とあり、本堂中央仏壇右脇に安置する文安四年（一四四七）作の木造

義翁和尚倚像（山口県指定有形文化財）にも「卯塔建立」とあり、室町時代は臨濟宗寺院として寺勢を保っていたと考えられる。

（注三）『明暦二年大照院鐘銘』（大照院蔵）や『毛利十一代史』（第一冊 明暦二年）によると、明暦二年には方丈と盧舎那堂の建立が知られ、経蔵は享保八年（一七二三）に建てられているが、他の建築群についてはよくわからない。

（注四）東光寺は萩城下のある三角州の東を流れる松本川の東方に位置し、元禄二年（一六九八）の大雄宝殿、元禄九年（一六九六）の鐘楼、文化九年（一八一二）の三門、元禄六年（一六九三）の総門の四棟が昭和四一年六月一日に重要文化財に指定されている。

（注五）「古来火事之記（『毛利家文庫』九諸省二一、山口県文書館所蔵）等によると、客殿脇の御霊供仕出所にあった囲炉裏の火の不始末が出火原因で、藩主正統の位牌は運び出されたものの、他の寺宝も含め全焼したという。

「毛利宗広起願文」（大照院蔵）によれば、毛利宗広はすぐに再建を決意したが、藩の財政難から、毛利輝元の菩提寺であった臨濟宗天樹院の建物を移し、天樹院として再興されることとなった。その後、改めて天樹院が堀内に再建され、宝暦五年（一七五五）に再び大照院と天樹院に分かれた。ところで、「大照院上梁銘併并序」（大照院蔵）によると、この再建では、本堂・位牌堂・鐘楼門などが新築で、庫裏・衆寮・書院・講堂などが天樹院から移築という。しかし、庫裏と書院には明瞭な移築の痕跡がみられない。したがって、現時点では、庫裏と書院の建築年代を現在地で整えられた寛延三年（一七五〇）としておく。

ちなみに、庫裏は山口県指定有形文化財（昭和五〇年三月二二日）、ほかは萩市指定有形文化財（鐘楼門と経蔵が昭和四二年二月二五日、本堂と書院が昭和五六年三月二〇日）である。また、境内西南にある墓所を含む境内一帯は、旧天樹院墓所（萩市）、東光寺墓所（萩市）、香山墓所（山口市）とともに、萩藩主毛利家墓所として、昭和五六年五月一日に国の史跡に指定されている。

（注六）「観光公御木像一件」（『毛利家文庫』一三 祭祀四〇、山口県文書館所蔵）によると、経蔵建立は毛利宗広自ら書写した法華経を奉安するため経蔵建立を発願したが、その実現を見ずに宝暦元年（一七五一）に逝去した。その遺志は第七代藩主毛利重就に引き継がれ、宝暦五年に再建された。背面増築部分にある毛利宗広木像は、二五年忌の安永四年（一七七四）に安置され、この頃に増築されたと思われる。ただし、右側面の張り出しの増築時期は不明である。

（注七）天保年間頃に描かれた『八江萩名所図画』の大照院鳥瞰図には、本堂と

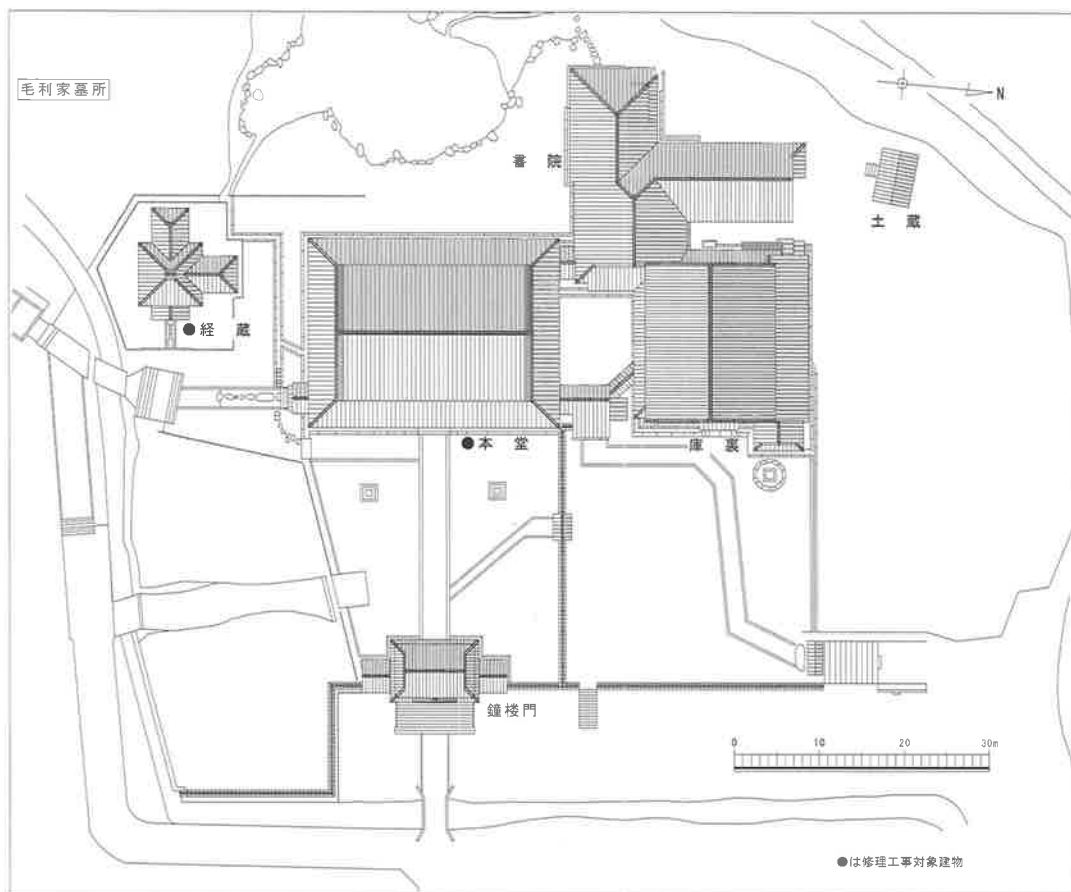


図1-1 大照院 境内配置図

鐘樓門の間の南側に御霊碑殿や選仏場が建ち、北側にも附属施設があり、回廊で結ばれていた。しかし、明治二八年作成の「古社寺取調書 阿武郡」の大照院鳥瞰図では本堂と鐘樓門の間の建築群がない。

(注八) 襖絵は一部に後補箇所があるものの、全体が揃って残り、さらに下間の奥間には壁貼付が二面ある。画題は琴棋書画・四季耕作・竹林七賢・山水などで、作風からみて、萩藩のお抱え絵師集団であった雲谷派の作品と推定されている。

(注九) 書院北の突出部のうち、北端三間分は、明治二八年作成「古社寺取調書 阿武郡」の実測図になく、それ以後の増築が明らかであるが、当初部分を繋がつているので指定範囲とする。なお、明治二八年の実測図では、ここは居間と称され、折れて西に延びていた。

(注一〇) 中国地方における藩主の菩提寺で近世建築を多数残すのは、新田藩主池田家の曹源寺(臨済宗妙心寺派、岡山市)、足守藩主木下家の大光寺(臨済宗建仁寺派、岡山市)、津山藩主森家の本源寺(臨済宗妙心寺派、津山市)、福山藩主水野家の妙政寺(日蓮宗、福山市)、萩藩主毛利家の東光寺(黄檗宗、萩市)ぐらいで、極めて少ないことが知られる。このうち臨済宗寺院関係を比べると、曹源寺は元禄十一年(一六九八)建立の建物がほとんどであるが、中心の仏殿(本堂)は文政七年(一八二四)再建と年代が下がる。大光寺は本堂が一八世紀末期頃のもので、他の建物も時代差があり、かつ建立年代が明確でない。本源寺は本堂が慶長十二年(一六〇七)建立と古いが、改造が著しい。

【参考文献】

『山口県近世社寺緊急調査報告書』(山口県教育委員会 一九七二年)

『雲椿山大照院伽藍調査報告書』(萩市教育委員会 二〇〇一年)

※指定説明注記(注六)の背面張出しを設けた時期は、今回の調査により安永四年(一七七五)ではなく、宝暦十一年(一七六一)頃と判断される。宗広公の木像はこれ以前の経蔵本体の竣工頃には出来ていたものと思われる。また、北側張出しに安置される二代斉広公の木像は、二五回忌の万延元年(一八六〇)頃建てられたことが、毛利家文書より推察される。

第三節 規模・構造形式

第一項 本 堂

一 概 要

平面は桁行九間、梁間八間、東面し、正面中央に石段七級を設け、出入り口とする。背面及び側面の三方に濡縁を設け、四方に落縁を巡らせ、正面及び側面の三方に広縁を設ける。広縁内側の六間部分は中央間を広くとり、前後(東西)三室ずつの畳敷の部屋とする。屋根は入母屋造本瓦葺とし、鏝に葺く。軒は二軒疎垂木、化粧木舞とし、飛檐枯木を設ける。基礎は安山岩の自然石とし、正面のみ切石とする。側廻りには柱礎石間に切石の狭間石を設ける。石段、雨落石、縁束石も安山岩の切石とする。軸部は基礎石上に木製礎盤を置いて角柱を建て、外周は足固めと指鴨居で繋ぎ、柱上に舟肘木を置いて桁を受ける。内部の柱は落縁境と六間境に足固を廻し、各柱を大引で繋ぐ。床から上は内法長押、蟻壁長押、廻縁で固め、入側桁及び小屋梁を受ける。壁は内外とも真壁漆喰塗とする。小屋は、梁組を柱上と八番目母屋位置の二段に組み、背違いの貫で小屋束を繋ぎ、母屋及び野棟木を受ける。差母屋及び化粧棟木は、小屋束に渡した小梁で受ける。妻飾りは虹梁大瓶束とし、前包の上端中央に置いた蓼股で妻虹梁を受け、大瓶束を立てる。破風は千鳥破風とし、鱗付三鼻懸魚と桁隠しを設ける。

その他、正面落縁の北には桁行二間、梁間一間、切妻造本瓦葺の「北面廊下」及び、桁行二間、梁間二間、切妻造棧瓦葺の「式台玄関」が取付き、廊下を介して庫裏へ接続する。同落縁の南には桁行二間、梁間一間切妻造本瓦葺の「南面廊下」が取付き、南端に石段五級と棧瓦葺の庇を設け、出入り口とする。また北面西端には、今回の事業対象外であるが、仮設建設に支障するため解体・復旧した、書院へ接続する切妻造棧瓦葺の「廊下」が取付く。

主要寸法

桁 行…二五・一三九m(桁行両端柱間真々)

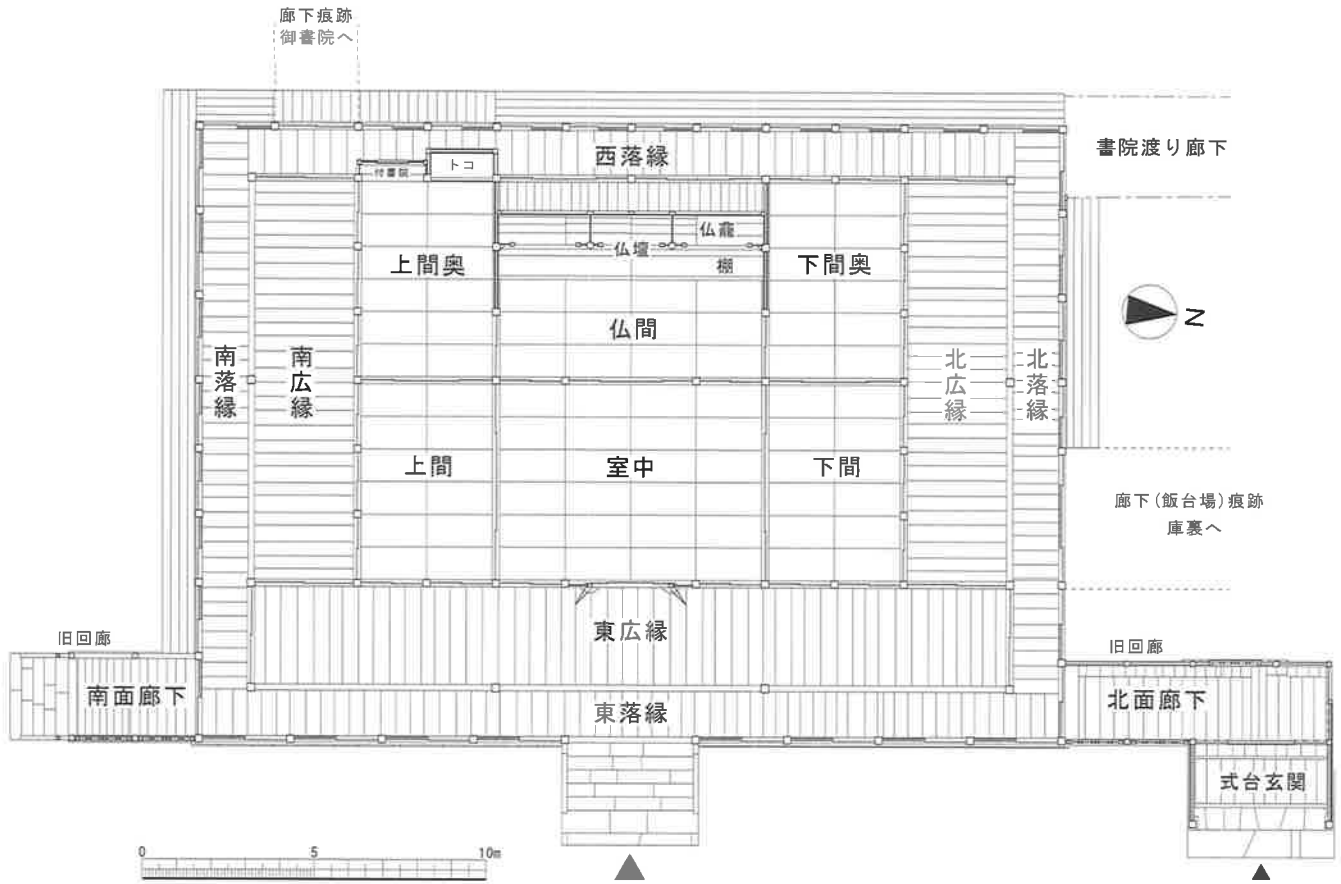


図1-2 大照院本堂 変更平面図

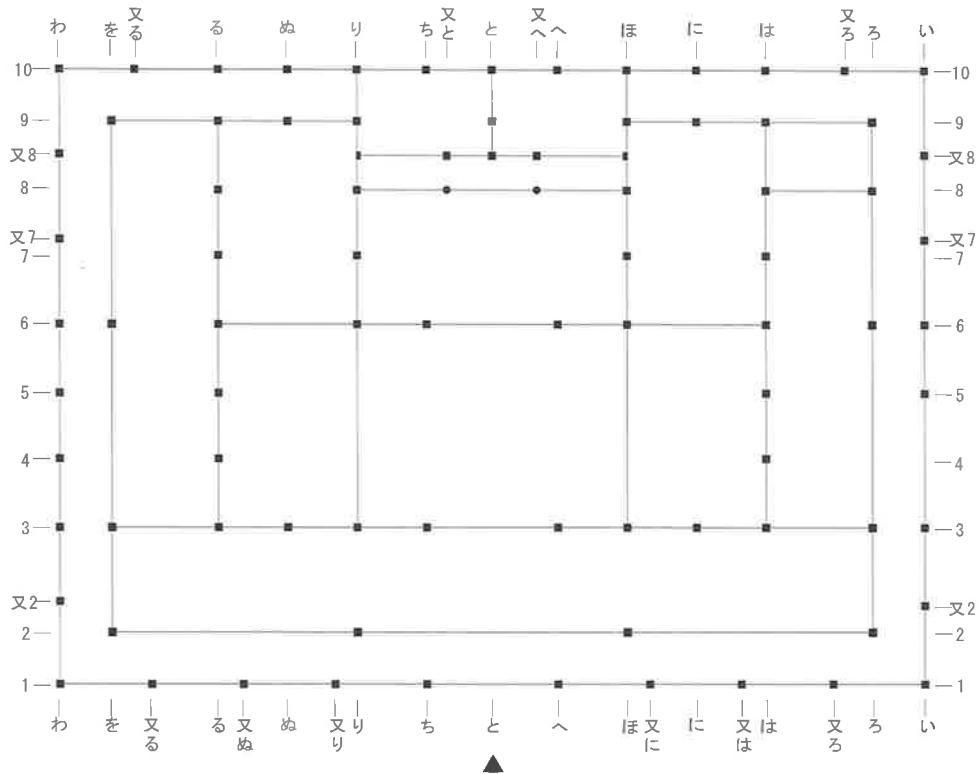


図1-3 本堂解体番付

梁 間 一八・〇一二 m (梁間両端柱間真々)

軒 の 出 二・一二一 m (側柱真より茅負外下角まで)

軒 高 四・九七九 m (礎石上端から茅負外下角まで)

棟 高 一四・八九四 m (礎石上端から棟積上端まで)

平面積 四五二・八〇四 m² (側柱真々内側面積)

軒面積 六五三・八四五 m² (茅負外下角内側面積)

屋根面積 九一四・一八七 m² (平葺面積)

二 平 面

六間取りの方丈型本堂とする。六間部分の正面及び側面に三寸(約九cm)低い広縁を設け、その四周に五寸(約一五cm)低い落縁を廻す。更に西面(背面)の北より第一間から第八間、及び第一二間。北側面の東より第四間から第七間。南側面の西より第一間から第七間には、側柱の外に落縁より五寸低い濡れ縁を設ける。縁は板張りとし、広縁と落縁は切目縁、濡縁は襷縁とする。正面落縁の延長には、南と北に幅一間の廊下が接続する。西面の濡縁は北面西端の廊下まで延びて、書院の縁に接続する。

六間部分の正面側(東側)三室の中央は、桁行四間、梁間三間の「室中」とし、二四畳の畳敷きとする。室中北側は「下間」、南側は「上間」とし、それぞれ桁行二間、梁間三間、一三畳の畳敷きとする。西側三室の中央は桁行四間、梁間二間半の「仏間」とし、部屋の手前(東側)一間半は一三畳の畳敷きとする。西側一間は仏壇とし、半間の棚と、その奥に一段高い半間の仏龕を設ける。仏龕部分は正面に化粧柱を立てて内部を三室に区切り、各々正面に火頭形の枱を設ける。仏間の北側は「下間奥」、南側は「上間奥」とし、それぞれ桁行二間、梁間三間、一二畳の畳敷きとする。上間奥西面には北側にトコ、南側に付書院を設ける。仏壇の背面(西側)は、桁行四間、奥行半間(床部分は一間)の板張りの間とする。

三 基 礎

本堂に用いられている石は、石段の裏込めや基礎の地業などごく一部を除き、すべて安山岩^{註一}である。柱礎石は正面側柱通りを切石(布石)とする^{註二}。ほかは、丸みのある自然石を用いる。正面を除く側柱通りの礎石間には、切石の狭間石を設ける。床東石も自然石とするが、一部に境内周辺の石も使われているようである。縁東石は切石を用いるが仕上は荒く、破断面とする箇所もある。石段も段石、耳石とも綺麗に成形した切石とするが、正面石段の裏込めには人頭大の割石を積み上げ、段石下には石の加工屑や古瓦を骨材とし、目潰し砂利と山土を敷いて地業とする。雨落石も切石とするが、上端と溝に面する矩折れ面のみを成形したものが多く、また一部には他の建物や構造物の転用と思われるものもあった。

註一 正確には玄武岩質安山岩。一部玄武岩も混ざる。第四章第一節第三項参照。

註二 切石礎石の下には自然石が据えられており、切石は化粧の意味合いが強い。

四 軸 部 ・ 小 屋 組

軸部 柱はすべて角柱とし、礎石上に置いた木製礎盤の上に素乗りとする。

側柱通りは床下一段の壁貫、足固、指鴨居を廻し、内法上に二段の壁貫と外部に表す化粧貫一段を入れ、丸桁を受ける。

入側柱通りは広縁・落縁境となり、床面に縁框を入れ、背面を除く三方に入側桁を廻す。背面側は桁ではなく、垂木掛けとする。入側桁の上端には小屋裏で要所繫梁を入れ、六間部分外周の柱と緊結する。入側柱通りの東広縁両端落縁境と、南北広縁西端の落縁境、及び同東端の広縁境には指鴨居を入れ、入側桁との間に壁貫二段を入れる。

六間部分外周柱通りは三方が広縁境となり、足固、内法長押、蟻壁長押、力貫、廻縁を設け、小屋梁を受ける。六間部分の貫は、広縁境・背面落縁境・および内部部屋境では、内法に壁貫二段、内法上に同二段から三段を設け、内法長押位置に力貫一段を入れる。壁貫は柱に抜き通しとするが、一部の内部間仕

切では刃付を打って貫を入れる。継手は柱真で略鎌継とし、隅柱では正面側を除き小根柄とする。壁貫の楔は側柱通りでは桁行を上、梁間を下とする。その他外部内法上には化粧貫を設け、壁貫には半間毎に壁貫を設ける。

床組 側柱通り、六間部分外周、及び「室中」と「上・下間」境を除く柱通りには足固めを入れ、柱に短柄差のうえ足固め同土をチキリで接合する。大引は柱に平柄抜通し鼻栓止とする。大引を受ける床束はクリの丸太材を用い、基本的には一間毎に立てる。根太は落縁では四つ割三本、広縁では七つ割六本とする。六間部分では一間を五つ割り四本とし、桁行柱通りには力根太を設ける。

小屋組 六間部分の桁行柱通りに敷梁を渡し、この上に東西から二間梁を乗せ架ける。広縁及び落縁部分は、側桁直上に置いた土居桁から六間境に向けて登梁を架ける。これら梁組の上に束踏と桔木枕を置き、小屋束を立てて、端母屋を含め片流れ一一通りの母屋を置く。桔木は登梁端部に載せた桔木枕に載せ掛け、吊金具で飛檐垂木を吊る。八の母屋位置には二重梁を設け、棟通りに渡した敷梁でこれを受ける。小屋束は寄蟻で梁に乗り、背違いの小屋貫で繋ぐ。要所筋違を設ける。

五 軒廻り・屋根

軒廻り 二軒疎垂木とし、垂木上に軒小舞を置く。地垂木に反り及び増し、飛檐垂木に反り及び扱きを付ける。垂木配りは支割によらず、側柱真に適宜割り込む。地垂木、飛檐垂木とも、要所は化粧裏板上まで成増しした力垂木を三本ずつ吹寄に配り、上端に太柄を差して土居桁を受ける。中央の垂木には吊金具を取り付け、桔木で吊る。化粧裏板は流し張りとし、右回りに羽重ねとする。木負は足駄欠部分に豎目地を設ける。茅負は四角断面で眉欠きを付ける。当初継手は両目違い付の鎌継とし、釘彫りは円に近く、深さは二寸七分(約8cm)内外とする。飛檐垂木の尻は、下端が裏板に当らぬように勾配を付けて削り、土居桁の前まで延ばすが、尻は浮かせたまま固定しない。軒木舞は地垂木、飛檐垂木の中央一本と、木負口脇、丸桁真を挟んで前後に入れ、面戸板を挟む。

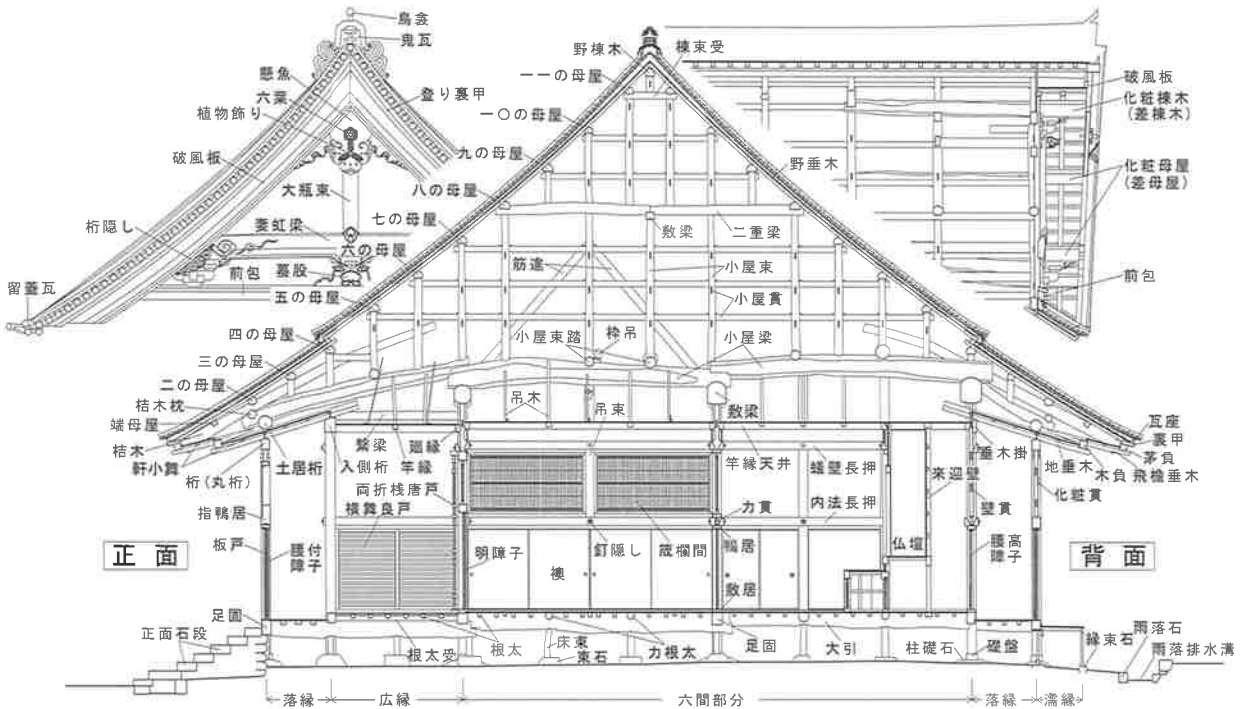


図1-4 本堂の部材名称

当初の面戸板は地垂木に小穴を突いて丸桁真に垂直に取付けるが、後補の面戸板は丸桁口脇に斜めに取付ける。止め釘は角釘で、鳩などの鳥避けのためと考えられるため、従来通り施行を行った。隅木は地隅木、飛檐隅木を一木とするが、南西隅を除く三本は、成の不足を矧木により補う。火頭形の隅木蓋を付ける。

組物 側柱上に舟肘木を置いて桁を受けるほか組物は無く、他は妻飾りのみである。舟肘木の長さは柱間によって変わり、左右の柱間が異なる場合、舟肘木の長さも柱真から左右で異なる（写真四一―一五参照）。

屋 根

燻瓦の本瓦葺とし、鋳に葺く。鋳位置は短く、凡そ蝶羽の出と等しい。葦甲の落ち掛りは比較的浅く、袖瓦は二列とする。瓦寸法は建物規模に比べると若干小さい（第四章第一節第三項技法調査参照）。

隅棟は台熨斗に割熨斗三段、輪違二段の組棟とし、隅巴の上に鱧の無い鬼瓦を据え、鳥衾瓦を乗せる。尻は鋳上段まで伸びず、鋳軒隅で止まる。大棟は台熨斗、肌熨斗に割熨斗三段、青海波三段の組棟とし、鱧付鬼瓦を風切丸の上に据え、鳥衾瓦を乗せる。拝巴は風切丸の下に納める。鋳軒の下には割熨斗を二段置き、隅は風切丸と隅巴の交点に留蓋瓦を置いて納める。前包下には割熨斗二段を置き、割熨斗下には面戸瓦を入れる。各棟積及び際熨斗下には面戸瓦を設ける。

六 妻飾・雑作

妻飾 虹梁大瓶束とする。前包み水切上中央に墓股を置き、巻斗と実肘木で虹梁を受ける。墓股を載せる水切上端は欠き取って水平にし、墓股は釘のみで取付ける。虹梁両端は差母屋側面に蟻で落とし込み、虹梁尻は掛け鼻として差母屋の反対側に大入れ蟻落しで納める。虹梁下端は、差母屋下の水切上に三斗を組んで、実肘木で受ける。水切上端を水平に欠き取り、角太柄を設けて大斗を置く。虹梁は片蓋とし、小屋内に設けた桔木様の丸太の端部に蟻柄を設え、

これに落とし込んで支えており、構造材としての役割は負わない。大瓶束は結綿付とし、頂部には三方に拳鼻を付け、大斗と三方斗を置き、肘木と巻斗を持ち出して、実肘木で化粧棟木を受ける。大斗上は秤肘木に代えて拳鼻とし、実肘木の両側にも拳鼻を付ける。大瓶束も虹梁同様、片蓋とする。

片蓋の斗は含み部分に凡そ三分（約九㎜）の蟻柄を設け、同じく片蓋の実肘木を受ける。手先方向の肘木を受ける含み部分には、外面から凡そ一寸（約3cm）入った位置から、二分から三分の盗みをとる。この盗みの取り方は、南妻の水切上組物の斗で東西に差があり、西では豎目違の様に両端を水平に残して箱型に削るのに対し、東では目違部分を斜めに切って舟形に削る。

雑 作

天井 落縁上は化粧軒裏、「仏壇」は鏡天井とするが、その他は竿縁天井とする。広縁正面は竿縁一本、側面は二本とする。六間部分の「室中」及び「上・下間」は竿縁二本、「上・下間奥」は竿縁五本、「仏間」は竿縁三本を、それぞれ桁行に設ける。「トコ」の天井も竿縁一本を桁行に配る。天井廻り縁は断面が大きく、構造材としての役割も持つ。

濡縁 濡縁は木板張りとし、わずかな水垂勾配（一〇〇分の三）をとる。根太は側柱の足固め外側に釘止めた根太掛けに乗せ掛け、縁葛に大入落し込みとする。縁束は礎石建てとし、短柄で縁葛を受ける。

仏壇 仏間の幅一杯に、仏壇と棚を設ける。棚は奥行き半間の横板張りとし、前面は上下框の間に際束と中束二本を立てて三間に割り、豎羽目とする。仏壇は、棚より一段高い位置に框を入れ、際束及び中束二本と横羽目でこれを受け、奥行き半間の横板張りの床を設ける。框上には正面側を丸く削った柱二本と、両端部壁際に扇型断面の付け柱を立て、仏壇内部を三つに区切り、仏龕とする。各間中央には火頭形の枠を設け、周囲に小穴を突いて板を落とし込む。柱は上部を天井廻縁と蟻壁長押、付鴨居で繋ぐ。仏壇奥の来迎壁は豎板張りとし、仏壇背面中央柱一本と、来迎壁下の框上に建てた二本の柱に渡した胴縁で受け、裏から目板を取り付ける。棚及び仏壇廻りの框及び束、柱、火頭枠、付鴨居は

黒目漆塗とする。棚前面の羽目板、棚板などの板類は、木地に着色のうえ透漆塗とする。

棚両脇の内法壁、火頭杵廻り、仏壇来迎壁、仏龕内部間仕切り及び両脇壁は、貼付壁金箔紙とする。

七 柱間装置

側柱通り 正面中央間、板戸四枚引分け、内腰高障子二枚引分け。北落縁東より第三間、板戸四枚引分け、内腰高障子二枚引分け。西落縁南より第二間、横舞良戸二枚引違。その他板戸二枚引違、内腰高障子一枚片引。

内法上、正面南より第三間から第七間、及び北落縁東より第五間、南落縁東より第六間、平格子窓紙貼り。その他外側化粧貫一段、真壁漆喰仕上。

内法下、北面東より第一間（北面廊下接続）、及び第三間（旧飯台場接続跡）開放、第四間堅格子。西面北より第四間及び第九間、堅格子。南面東より第一間（南面廊下接続）開放。第五間堅格子。その他真壁漆喰仕上。

広縁 東広縁南北広縁境、及び南北落縁境、南北広縁西落縁境、横舞良戸二枚引違。内法長押上、真壁漆喰仕上、張板漆喰仕上。

室中 正面中央間、外側両折棧唐戸、内法両脇嵌板袖壁、明障子四枚引違い、内法長押上箄欄間。両脇間、腰高障子二枚引違。内法長押上真壁漆喰仕上。下間及び上間境、絵襖四枚引違、内法長押上箄欄間。仏間境中央間、絵襖四枚引き違い、内法長押上箄欄間。両脇間、絵襖二枚引き違い、内法長押上箄欄間。有壁長押上張板漆喰仕上。

下間 北広縁、及び東広縁境各間、腰高障子二枚引違。下間奥境、絵襖四枚引違。内法長押上真壁漆喰仕上。蟻壁長押上張板漆喰仕上。

上間 南広縁、及び東広縁境各間、腰高障子二枚引違。上間奥境、絵襖四枚引違。内法長押上真壁漆喰仕上。蟻壁長押上張板漆喰仕上。

下間奥 北広縁境、及び西落縁境各間、腰高障子二枚引違。仏間境、東より第一間、襖二枚引違。その他真壁漆喰仕上。内法長押上真壁漆喰仕上。蟻壁長押

上張板漆喰仕上。

上間奥 南広縁境各間、腰高障子二枚引違。西落縁境、南より第一間、付書院、内法下明障子四枚引違、内法上欄間障子二枚引違。第二間、トコ、貼付壁。仏間境、東より第一間、絵襖二枚引違。第二間及び三間壁貼付。内法長押上真壁漆喰仕上。蟻壁長押上張板漆喰仕上。

仏間 下間奥及び上間奥境、南より第二間、貼付壁金箔紙。内法長押上、真壁漆喰仕上。蟻壁長押上張板漆喰仕上。

仏壇廻り 仏壇正面、来迎壁、内部間仕切り及び両脇壁、貼付壁金箔紙。仏壇正面蟻壁長押上張板漆喰仕上。仏壇背面西落縁境各間、腰高障子四枚引違。内法長押上真壁漆喰仕上。蟻壁長押上張板漆喰仕上。仏壇背面下物入れ各間、板戸二枚引違。

八 北面廊下及び式台玄関

概要

廊下部分…桁行二間、梁間一間、切妻造、本瓦葺。旧回廊の残存部分。

式台玄関…桁行二間、梁間二間、切妻造、棧瓦葺。北面に庫裏に接続する渡り廊下と便所が取り付く。

主要寸法

桁行…七・七九四m（桁行両端柱間真々 廊下・式台玄関）

梁間…四・七二三m（梁間両端柱間真々 式台玄関）

〃…二・三〇三m（廊下）

軒の出…〇・八四二m（側柱真より瓦座外下角まで 式台玄関）

〃…〇・八四八m（廊下）

軒高…二・二五二m（礎石上端から瓦座外下角まで 式台玄関）

〃…三・四四九m（廊下）

棟高…四・七七三m

（礎石上端から棟積上端まで 式台玄関）

〃 四・九〇一 m

(廊下)

平面積：二七・五九三 m²

(側柱真々内側面積 廊下・式台玄関)

軒面積：四三・三三二 m²

(瓦座外下角内側面積 廊下・式台玄関)

屋根面積：五一・四九六 m²

(平葺面積 廊下・式台玄関)

平面 本堂の取付部分から旧回廊を二間分残し、回廊の矩折れ部分に式台玄関を設けたもので、廊下部分の梁間は、本堂北面東端の落縁柱間寸法に等しい。廊下は横板張で、本堂落縁床と段差があるため、接続部分に箱型の上り段を置く。式台玄関は軒内から石敷の土間を設け、柱真から約五〇cm引き込んで見切の地覆石を置き、奥行約一・四四mの低い板床を設ける。板床と廊下との段差は約六五cmあり、廊下接続部分に蹴上約三五cm、踏面約四〇cmの上り段を設ける。

基礎 式台玄関、廊下部分とも柱礎石は安山岩切石の布石とするが、背面側(西面)北より三本の柱は足元が短く、布石の上に独立基礎を置いて柱を立てる。北端は自然石、他二本は切石の蠟燭石とし、いずれも安山岩とする。玄関の敷石及び柱礎石も、安山岩切石とする。

軸部・小屋組

北面廊下 柱は角柱で礎石立ちとし、足元は桁行方向に足固め、梁間方向に大引を入れ、根太五本を割り込む。壁貫は床下一段、内法三段とし、柱間中央に豎貫

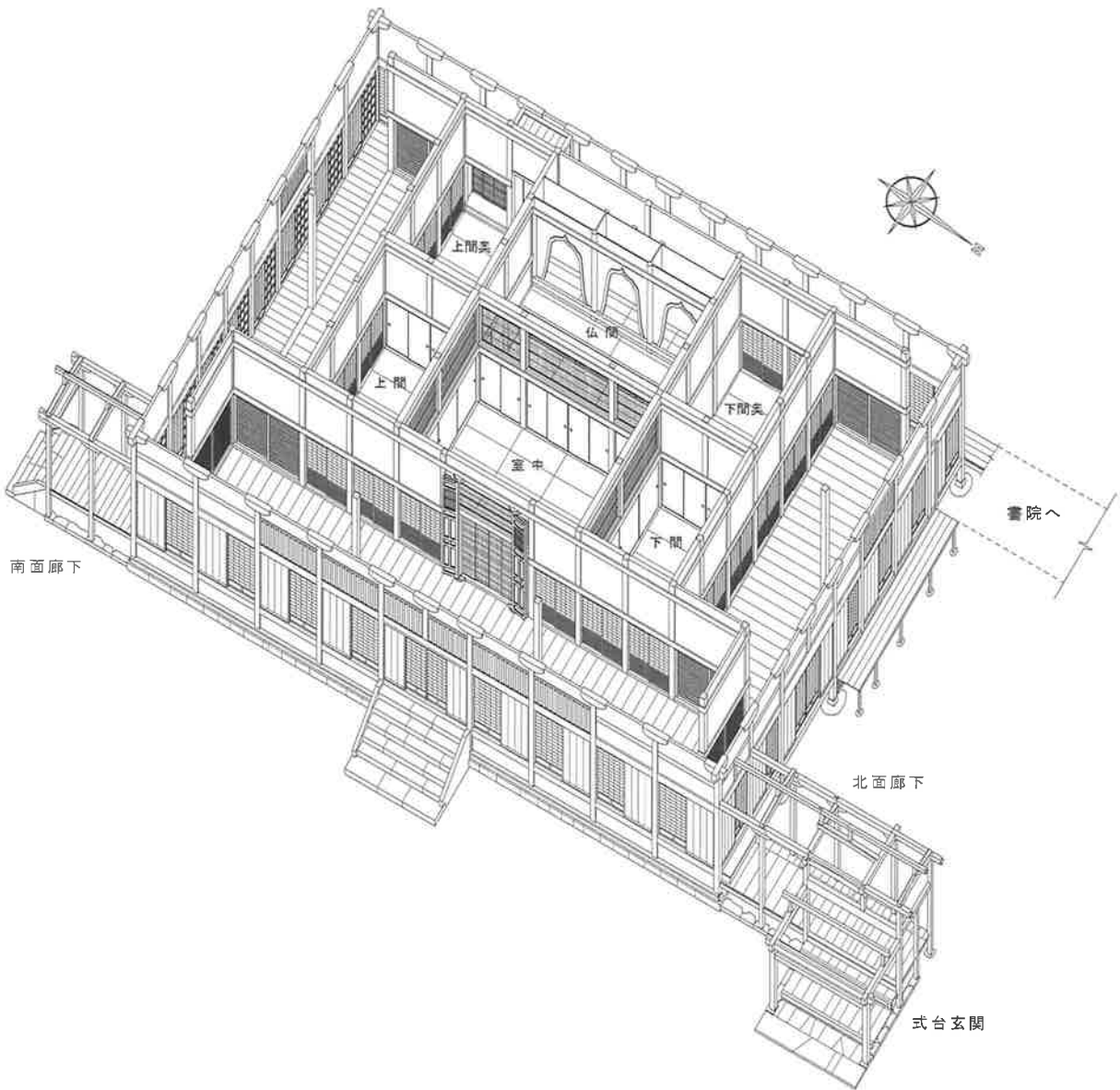


図1-5 本堂俯瞰図

を入れる。柱上に舟肘木を置いて桁を受け、小屋は柱位置に京呂で梁を渡し、棟束を立てて化粧棟木を受ける。北より第二間では棟持梁を設けて束を立てる。これは回廊であった時に、棟がここで東に折れるため設けたものである。同様にこの間の東面には桁ではなく小屋梁が架かり、高さを補うための後補材が桁高さに取り付く。また、式台玄関の差鴨居上の束は柱が切断されて残ったものであり、片蓋の肘木も取り付いたまま残存する。

式台玄関 正面に本堂と同寸程度の角柱（転用材）を立てて頂部に桁を渡し、これに廊下の柱から繫梁を架け、小屋束を立てて母屋を置く。廊下境には差鴨居と上り框を設ける。壁貫は三段とし、中央に壁貫を入れる。式台床は根太受四本を転ばしとし、三本の根太を置く。柱、差鴨居、上り框、根太など、殆どに転用材を用いる。

組物 廊下部分は柱上に舟肘木を置くのみで、式台玄関部分に組物は無いが、古写真（昭和四〇頃か）には、水引貫上に蓐股が載る。

軒廻り・屋根

北面廊下 一軒疎垂木、化粧野地とし、軒先に裏甲と瓦座を置き、桁上の垂木間に面戸板を落とし込む。垂木に反り・増しは無い。屋根は燻の本瓦葺とし、棟積は割熨斗三段に丸瓦を載せる。本堂壁際は際熨斗二段を置く。

式台玄関 廊下より断面の小さな垂木を用い、廊下棟木から引き通す。軒先には広小舞と瓦座を置く。屋根は燻棧瓦葺とし、螻羽には袖付瓦を用いる。棟積は割熨斗四段に丸瓦を載せ、北端に鱧の無い鬼と拝巴を置く。面戸板は無かったが、今回の修理で桁内側に丸釘止で取り付けた。

雑作

北面廊下 東面（正面）二間の内法に格子付の花形窓を設け、内側に一筋の敷居、鴨居を設ける。外部腰壁に化粧貫一段、内法上に化粧鴨居と化粧貫一段を入れる。西面（背面）北より第二間には内法に格子付の火頭窓を設け、外側に一筋の敷居、鴨居を設ける。各間外部中央には化粧半柱を入れる。南面の本堂落縁境には上り段を置く。

式台玄関 桁の下に水引貫を設ける。土間境に成の低い框を置き、縦板張りの式台を設ける。廊下境の上り框手前には、柱間一杯に上り段を設ける。天井は竿縁天井とし、差鴨居、繫梁、桁に廻り縁を取り付け、四本の竿縁を桁行に配る。

柱間装置

北面廊下 北面西側、腰高障子片引、東側及び内法上、真壁漆喰仕上。

東面南より第一間及び第二間、格子付花形窓、内明障子二枚嵌め殺し。敷居下及び鴨居上真壁漆喰仕上。その他外部真壁漆喰仕上。

西面北より第二間、格子付火頭窓、外板戸二枚引分け。窓台下及び火頭棹周囲、内法上真壁漆喰仕上。その他内部・外部とも真壁漆喰仕上。

式台玄関 東面開放。北面及び南面、真壁漆喰仕上。西面板戸四枚引違、内腰付障子二枚引分け。北面及び南面外部、豎板張。

九 南面廊下

概要

桁行二間、梁間一間、切妻造、本瓦葺、南端に石段五級と棧瓦葺の庇を設け、出入口とする。旧回廊の残存部分。

主要寸法

桁行… 三・六九七 m（桁行両端柱間真々）
梁間… 二・四二四 m（梁間両端柱間真々）
軒の出… 〇・八四八 m（側柱真より瓦座外下角まで）
軒高… 三・四八六 m（礎石上端から瓦座外下角まで）
棟高… 四・九二二 m（礎石上端から棟積上端まで）
平面積… 八・九六二 m²（側柱真々内側面積）
軒面積… 一八・八六八 m²（瓦座外下角内側面積）
屋根面積… 二四・三七七 m²（平葺面積）

平面 本堂の取付部分から旧回廊を二間分残し、南端部に庇と石段を設けて出

入り口としたもので、梁間は本堂南面東端の落縁柱間寸法に同じ。床は横張の板床で本堂落縁と同高さとする。

基礎 柱礎石、石段ともは安山岩切石とする。

軸部・小屋組 柱は角柱で礎石立ちとし、足元は梁間方向に大引、桁行方向の床高さに足固貫を入れる。根太は際根太を含め、七本を割り込む。南端には上り框を置いて床板を受ける。壁貫は床下一段、内法二段とし、柱間中央に豎貫を入れる。柱上に舟肘木を置いて桁を受け、小屋は柱位置に京呂で梁を渡し、棟束を立てて化粧棟木を受ける。

組物 北面廊下同様、舟肘木のほか組物は無い。

軒廻り・屋根 北面廊下同様、一軒疎垂木化粧野地とし、燻の本瓦葺とする。

雑作 東面(正面)二間の内法に格子付の花形窓を設け、内側に一筋の敷居、鴨居を設ける。外部腰壁に化粧貫、内法上に化粧鴨居と化粧貫を入れる。西面(背面)二間には内法に無目の敷居、鴨居を設け、外部柱間中央には化粧半柱を入れる。南面には無目鴨居を設け、妻には肩付切妻破風、及び懸魚を設ける。

庇は板軒とし、廊下南端の柱に腕木を挿して桁を載せ、柱上部に渡した板受けと共に軒板を受ける。虻羽には破風板を設け、腕木下には頬杖と、曲り材を用いた方立を立てる。軒先には瓦座を置き、屋根は燻棧瓦葺とする。虻羽には袖付瓦を用い、妻壁際には割熨斗二段を置く。

柱間装置 東面北より第一間及び第二間、格子付花形窓、内明障子二枚嵌め殺し、内部及び外部真壁漆喰仕上。

西面北より第一間及び第二間、内法窓開放、内部及び外部真壁漆喰仕上。

南面内法開放、無目鴨居上真壁漆喰仕上。

第二項 経 蔵

一 概 要

正面及び北側面の二方に石垣を積んだ、造成基壇上に建つ。土蔵造りとし、主体部は方三間、一重、宝形造り、棧瓦葺、正面一間切妻造向拝付、東面で、内部に八角の輪蔵を設ける。西面(背面)及び北面(右側面)に、梁間一間半、桁行二間の寄棟造棧瓦葺の張出しを設ける。張り出しの内部には棚を設け、藩主の木像を安置した厨子を置く。

建築当初は、方形の建物に向拝を付けた単純な平面であったが、江戸時代末の万延元年(一八六〇)頃に現在の形となった。

主要寸法

主体部

桁 行	六・一八二 m	(桁行両端柱間真々)
梁 間	六・一八二 m	(梁間両端柱間真々)
軒 の 出	〇・六六七 m	(側柱真より広小舞外下角まで)
軒 高	四・四一三 m	(柱礎石上端より広小舞外下角まで)
棟 高	八・〇〇二 m	(柱礎石上端より宝珠頂部まで)
西面張出し		
桁 行	四・〇八一 m	(桁行両端柱間真々)
梁 間	三・〇〇〇 m	(梁間両端柱間真々)
軒 の 出	〇・六八八 m	(側柱真より広小舞外下角まで)
軒 高	四・三六二 m	(柱礎石上端より広小舞外下角まで)
棟 高	六・〇四四 m	(柱礎石上端より雁振瓦頂部まで)
北面張出し		
桁 行	四・〇八八 m	(桁行両端柱間真々)
梁 間	三・〇〇九 m	(梁間両端柱間真々)
軒 の 出	〇・六六二 m	(側柱真より広小舞外下角まで)
軒 高	四・三九四 m	(柱礎石上端より広小舞外下角まで)

棟 高 五・八四一m (柱礎石上端より雁振瓦頂部まで)

平面積 六七・五五五m² (側柱真々内側面積)

軒面積 一〇〇・〇九八m² (広小舞外下角内側面積)

屋根面積 一一九・六二九m² (平葺面積)

二 平 面

土蔵造りとし、正方形平面の主体部正面に向拝を設け、西面及び北面に張出しを設ける。内部は四半敷瓦の土間床とし、主体部には、中央より約三尺二寸(〇・九八二m)背面側に八角輪蔵を設ける。各張出しの奥には、奥行四尺五寸(約一・三六m・西面張出し)から五尺一寸(約一・五五m・北面張出し)の板張りの棚を設け、西面張出しには六代、北面張出しには一二代の、肖像彫刻を安置した厨子を置く。主体部南面中央、及び各張出しの両側面内法には窓を設ける。また張出しの棚下背面側には、それぞれ換気用の虫籠格子を設ける。主体部は桁行、梁間とも三間とし、各面を三等分して、隅と中二本の柱を部屋内に見せるが、実際には各間中央に主柱より若干小さい程度の間柱が立ち、表面を塗込めている。張出し部分もほぼ同様に、小さな柱を各間に塗込め設ける。

三 基 礎

礎石他 使用されている石材は、その多くが安山岩^{注一}と考えられる。主体部及び張出しとも、柱礎石は切石二段積とし、下段礎石の外側には、僅かな水垂勾配(一〇〇分の二・五)を付けた雨落石を廻す。内部床は叩きの上に練土を置いて敷瓦による四半敷とし、海鼠目地を施す。張出し部分の棚下には、切石の地覆石を設け、北面張出しの棚下には叩きを施す。輪蔵は上端が平らな自然石を心柱礎石とし、外周を切石の地覆石で八角に囲み、内側に砂利を敷く^{注二}。向拝柱礎石は、大きな根石を据えた上に化粧石を二段重ね、上段の石には彫刻を施す。壁付の半柱礎石は切石一段とする。入口には切石の石段一級と框石

を置き、手前に切石の敷石を据える。向拝周囲は切石の雨落葛石を廻し、叩きを施す。

基壇 東面から北面矩折れに、高さ約一・二mの切込矧の石垣を設け、基壇とする。北側は張出しに合わせて約一m突出する。

参道敷石 正面石垣から向拝にかけて、幅約一・三mの参道を設ける。両脇に切石の縁石を置き、中に踏石を五石配し、縁石の内側に叩きを施す。縁石は石柵を転用したもので、側面に貫穴と思われる穴が二段空けられている。

注一 萩近郊の笠山で産する玄武岩質安山岩。基壇石垣には玄武岩である狐島の石も使われているようである(第四章第一節第三項技法調査参照)。

注二 経石の混ざった玉砂利(第四章第四節発掘調査参照)。

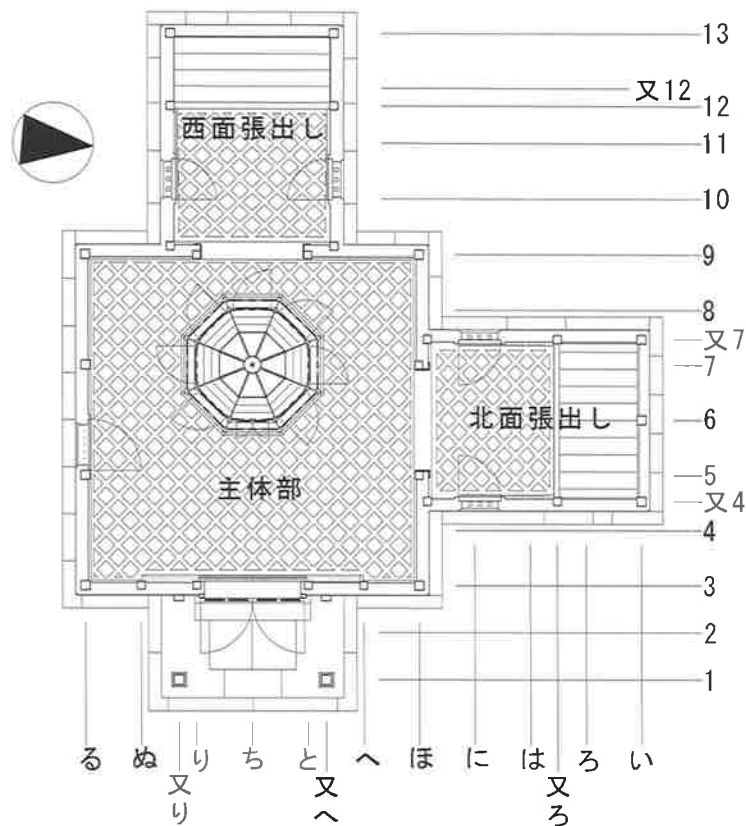


図1-6 経蔵解体番付

四 軸 部

柱は角柱とし、切石礎石上の土台に立て、壁貫五段で繋ぎ、柱頂部は桁に平柄差とする。柱の外側には、大壁の竹小舞を受けるための笇掛け刻み又は太柄栓を設ける^注。土台は部屋内に見せて化粧とする。貫は梁間を上に背違いで設け、隅は小根柄とせずに抜き通す。

向拝は幅一間とし、向拝柱は角柱として切石礎石上に立て、柱通りの本体壁際には壁付の半柱を設ける。半柱は本体から金具で引き付ける。各柱の頂部は頭貫で繋ぎ、端部は拳鼻の掛け鼻とする。半柱同士の繋ぎは材寸を大きくし、方立と葉座を設けて出入口の建具を受ける。柱上には大斗と平三斗を置き、実肘木で、桁及び虹梁を受ける。虹梁の端部は絵様付の掛け鼻とする。虹梁上には棟束を立てて頂部に大斗と実肘木を置き、化粧棟木を受ける。

注一 第四章第二節第三項調査事項参照。

五 小屋組

主体部は、南北桁上の柱位置に二本の太い敷梁を渡し、これに東西から三本ずつ差掛梁を架ける。差掛梁上には短い束を立てて一の母屋を受ける。二の母屋は敷梁上に立てた四本の小屋束で受ける。束は小屋貫一段で繋ぎ、貫は東西方向上木の背違いとする。束踏み二本を敷梁中央で東西に渡し、この上に四本の束を立てて左義長柱とし、外周に本体及び鞘組の垂木掛け二段を取り付け、内側には貫一段と、心束を受ける束踏みを対角に設ける。左義長柱は鞘組上の木製露盤を支え、心束は瓦製宝珠を受ける。左義長柱から桁隅に向けて野棟木を渡し、野垂木を取り付けるが、桁に近い隅部では、垂木四〜五本を扇状に配る。

西面張出しは、主体部と同じ高さに桁を廻し、南北に一本の敷梁を渡す。敷梁には妻桁から二本の差掛梁を渡す。差掛梁、敷梁、主体部西面の桁上に束を立て、母屋一段と野棟木を置き、相欠で野隅木を落とし込む。

北面張出しは、主体部と同じ高さに桁を廻し、東西に一本の梁を渡し、梁と

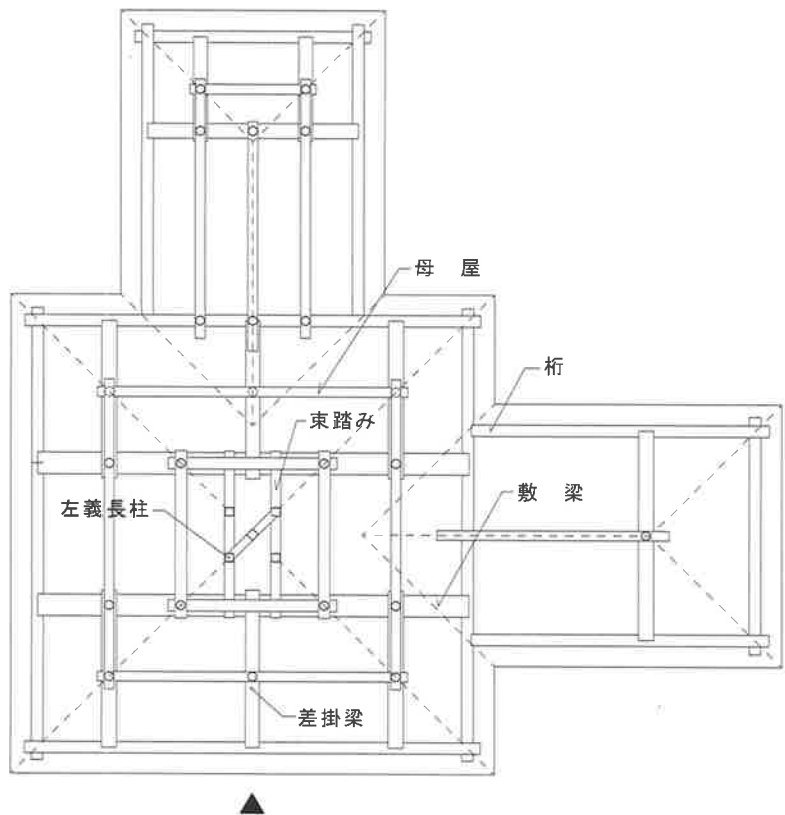


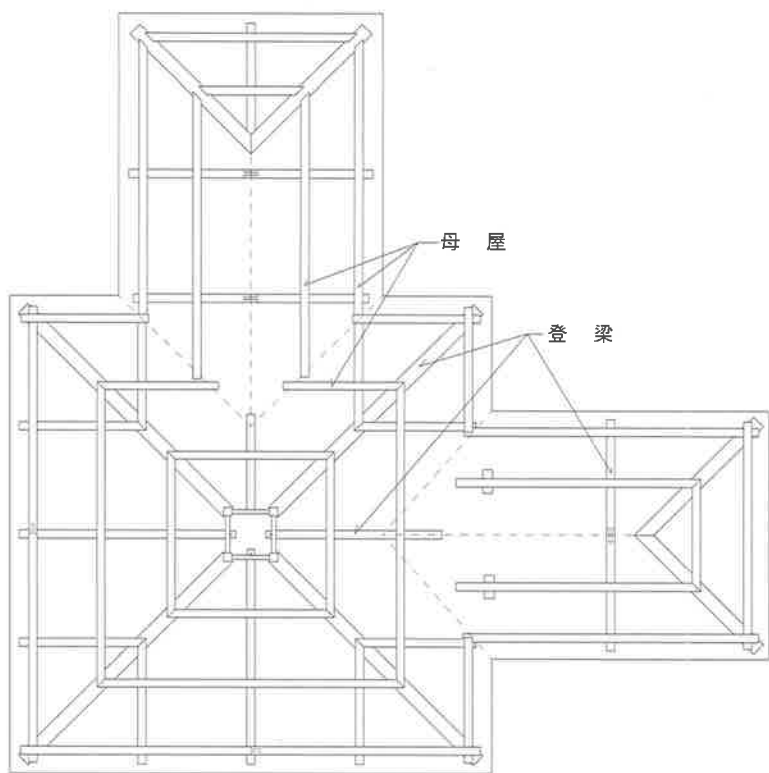
図1-7 経蔵本体小屋伏

主体部北面の鞘組中央登梁に取り付けた部材に、束を立てて野棟木を置き、相欠で野隅木を落とし込む。

六 屋 根

屋根は本体を置土で塗り込めとした上に、登梁、隅木、母屋からなる野小屋を組み、この上に化粧隅木と垂木を取り付けて野地を張り、棧瓦を葺く置屋根(鞘組)とする。

置屋根 主体部の野小屋は、鼻栓止で左義長柱に隅木尻を取り付け、本体軒先



▲
図1-8 置屋根小屋伏（登梁・母屋）

の手前まで隅木を伸ばし、各面三本の登梁を取り付ける。三本のうち中央の一本は、尻を左義長柱に取り付けた横材に鼻栓止めとし、残り二本は隅木の上に落とし込む。隅木、登梁とも漆喰の上に直置きとするが、軒先には幅約一五cm、厚さ約五・五cmの部材を軒と平行に埋め込み、太柄を挿して登梁を受け、滑り出しを防止する。この部材は西面張出しにも設けられている。隅木と登梁上に渡り欠で三段の母屋を設け、垂木と化粧隅木を取り付ける。

西面張出しは二本の隅木と妻一本、平二本ずつの登梁で小屋を組み、二段の母屋と入隅木を設ける。登梁は頂部で組んで込栓止とし、棟木を輪薙込む。

北面張出しは西面とほぼ同様であるが、平の登梁は一本のみであるため、二

の母屋と棟木の南端を受けるための部材を、本体屋根面に置く。

軒 垂木は小断面の疎垂木とし、軒に反り、増しは無い。

棧瓦葺 軒先に広小舞と瓦座を置き、燻の棧瓦を葺く。隅棟は台熨斗に割熨斗一段とし、雁振は丸瓦とする。軒隅で熨斗を二段増し、櫛の無い鬼と隅巴、鳥

衾瓦を設ける。張出し部分の棟積は台熨斗に割熨斗三段とし、雁振は丸瓦とする。端部には熨斗を積んで台を設け、櫛の無い鬼と鳥衾瓦を設ける。主体部中

央には漆喰で塗込めた木製の露盤台を置き、瓦製の露盤宝珠を載せる。

向拝は起り屋根とし、螻羽に袖瓦を用い、棟積は台熨斗に割熨斗三段、雁振

は丸瓦とし、正面に鱗付の鬼瓦と拝巴、鳥衾瓦を設ける。本体との取り合いに

は割熨斗二段を設ける。

現状の棧瓦は近年葺き替えられた新しいものであったが、努めて採用した。

軒唐草の様子は、境内に建つ土蔵の軒瓦を参考に製作した。

七 雑 作

主体部 天井には廻縁を廻し、格天井を張る。格縁は奥行方向を下木とし、格

間の板張り方向は、各間互い違いとする。西面及び北面の中央には無目鴨居を

渡し、張出しへの出入り口とする。内法の四周には長押を廻し、壁位置には付

鴨居を設ける。南面中央には東側の柱に窓枠を取り付け、火頭枠を組んで鉄製

の平格子を設ける。東面中央には戸当たりと一筋敷居及び鴨居を組んで出入り

口とする。

西面張出し 手前一間は、廻縁を設けて竿縁天井とし、梁間方向に三本の竿を

入れる。北面及び南面には、壁の中央に枠を組んで窓を設け、一筋の敷居及び

鴨居を設ける。内法上には付け鴨居と長押を入れる。東面には長押を入れ、西

面には垂壁を設けて楣と束を入れる。奥一間には、西端の柱に根太掛けを渡し、

手前の柱通りに地覆と框を入れ、桁行方向に九本の根太を渡して、横板張りの

棚を設ける。棚の前面には中央に束を立て、框下端及び地覆上端に戸溝を突い

て建具を入れる。棚部分の天井は竿縁天井とし、竿は梁間方向に一本設ける。

棚上は壁際に雑巾摺りを入れる。

北面張出し 西面張出しとほぼ同様であるが、棚板の方向は縦張りで、根太は梁間方向に四本入れる。棚前面の束も化粧とせずに建具の内側に設け、背面の柱に渡した大引を受ける。

八 壁

外部は大壁で塗込めとするが、内側は真壁を設けた二重壁とし、真壁によって間柱を塗込める。二つの壁の間には空隙があったが、今回の修理による構造補強でこの部分に壁土を充填した。

九 柱間装置

主体部 正面中央は框石上端に軸摺り穴を穿ち、向拝壁付半柱に藁座を取り付け、格子付の両開き棧唐戸を設ける。更に内側は土戸二枚引き分け、その内側は腰高障子二枚引き分けとする。南面中央間、火頭窓、鉄製平格子、銅製（実施はステンレス）亀甲網付。外部木製庇、及び突上板戸、内土戸片開。西面中央間開放。北面中央間、開放。その他真壁漆喰仕上。

西面張出し 南面及び北面東より第一間、虫籠窓、外部木製庇、及び突上板戸。内土戸片開、明障子片引。西面棚下、板戸四枚引違、棚下奥虫籠窓二ヶ所。その他真壁漆喰仕上。

北面張出し 東面及び西面南より第一間、虫籠窓、外部木製庇、及び突上板戸。内土戸片開、明障子片引。北面棚下、板戸四枚引違、棚下奥虫籠窓二ヶ所。その他真壁漆喰仕上。

その他

主体部内部の西南隅には、花崗岩の台座の上に板碑を置く。

輪藏については第四章第二節第三項調査事項を参照。

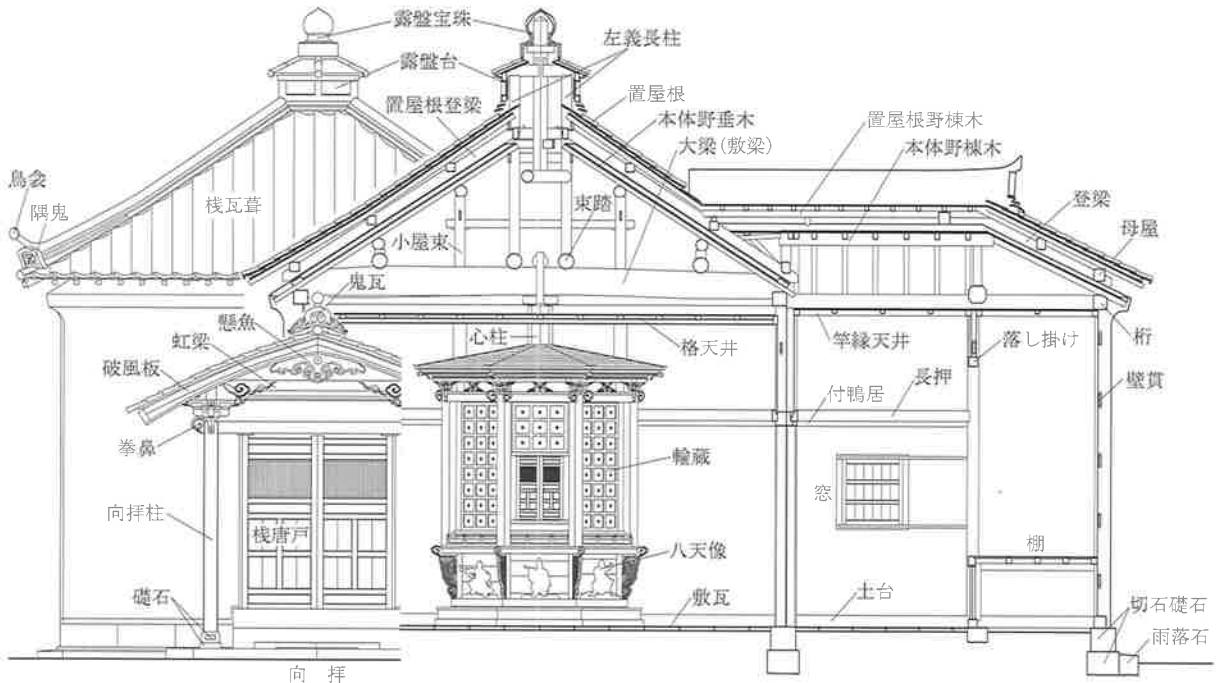


図1-9 経蔵の部材名称

第二章 修理事業の概要

第一節 事業の運営と経過

第一項 事業概要

宗教学人大照院は、五棟の文化財建造物、及び国指定史跡「萩藩主毛利家墓所」を有し、指定以前より日常的な維持修理を行ってきたが、経年による建物の劣化に加え、立地の悪条件等に起因する破損が進行し、自費修理では対応が追いつかない状況となっていた。なかでも本堂、鐘楼門、経蔵は破損が著しく、早急な修理が望まれていた。そんな状況のなか、平成一四年五月に本堂、庫裏、書院、鐘楼門、経蔵が重要文化財の指定を受けたことにより、修理事業の予算確保の見通しが立った。このため、まずは破損の著しい鐘楼門から修理を行うこととし、平成一八年一月より二一年五月まで、工事期間三ヶ月を掛けて修理工事を行った。鐘楼門の修理後は、同様に破損が進行していた本堂と経蔵の修理工事業を計画し、国庫補助事業として実施するに至った。総事業費は九億七〇〇万円、工期は平成二八年一〇月三〇日までの七ヶ月（事業期間七ヶ月）とした。工事に先立って修理委員会を立ち上げ、指名業者の選定等を行った。

請負工事は指名競争入札とし、初回の入札範囲は経蔵工事全体と、共通仮設工事のうち、本堂に関わる部分を除外した範囲までとした。入札の結果、株式会社協和建設が落札し、平成二三年一月一三日から工事に着手した。

二二年度は経蔵素屋根の鉄骨軸組製作、およびコンクリート基礎打設。共通仮設工事として仮設物建設地の整地、仮設搬入路の整備、仮設架橋、経蔵保存小屋の建設が行われた。

二三年度は素屋根が完了し、経蔵の解体工事を進めた。調査によって旧規が判明した経蔵を、江戸末期の姿に復原するため、一〇月三日付で現状変更許可

申請書を提出し、十二月八日に許可を得た。工事の詳細が決定したため、実施設計を作成し、同月二六日に計画変更承認申請書を提出し、二四年一月二日に許可を得た。これにより総事業費は六百六十万円増えて九億七六〇万円となった。

二四年度は経蔵の組立工事を進めると共に、本堂及び共通仮設工事の指名競争入札を行い、経蔵と同じ株式会社協和建設が落札し、七月一七日から着手した。工事は本堂素屋根の建設と本堂の解体を中心に行われた。

二五年度は経蔵工事は仕上を除く左官工事を完了し、本堂は解体調査によって旧規が判明したため、建立当初の姿に復原するため、二六年一月二七日付で現状変更許可申請書を提出し、同年三月一八日に許可を得た。また、事業費と経費配分の変更による計画変更申請を九月九日と二六年一月一四日に行い、それぞれ一一月一日と二六年一月二四日に許可を得た。

二六年度は消費税率の変更により、補助金交付申請書提出時に五九七万円増額し、総事業費は九億八二五七万円となった。また、前年度の本堂現状変更を受けて実施設計を作成し、九月一日付で計画変更承認申請書を提出し、一月四日に許可を得た。これにより総事業費は二億七一一三万円増えて一一億八九七〇万円となり、工期も一年延長して平成二九年一〇月三〇日までの八四ヶ月（事業期間八ヶ月）となった。本堂は解体を完了し、軸部の組立に取り掛かった。経蔵は屋根工事、輪蔵の組立を終えた。

二七年度は七月に経蔵の素屋根を解体し、経蔵工事は外構と雑工事を残し、ほぼ完了した。本堂は木部の組立を完了し、土居葺に取り掛かった。一〇月一〇日には本堂素屋根内に於いて、上棟式が執り行われた。

二八年度は本堂の屋根工事を完了し、二九年三月には素屋根が解体された。本堂内では雑作材の繕いや塗装工事、障壁画の補修等が行われた。また、実施設計の見直しを行い、九月六日付で計画変更承認申請書を提出し、一一月一日に許可を得た。

二九年度は七月三日付で実施計画の見直しによる計画変更承認申請書を提出

し、九月一日に許可を得た。これにより総事業費は四〇万五三〇〇円減って一億八五四万七〇〇〇円となった。九月二九日には最後の市民見学会を催し、百名を超える萩市民が現場を訪れた。一〇月末、設計監理事務所や仮設道路の撤去を含め、本堂及び経蔵のすべての工事が完了した。

第二項 工事事務

工事事務

① **工事運営の規準** 文化財保護法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律および同法施行令・文化庁規則その他関係法規に準拠し、文化庁及び山口県教育委員会、萩市文化財保護課の指導を得て工事を運営した。

② **工事組織** 補助金の予算執行の適正と的確を計るため、重要文化財大照院本堂及び経蔵修理委員会を組織した。委員の構成は大照院の檀家を中心とし、事業及び決算報告、事業計画の承認等を行った。事務局は萩市文化財保護課に置いた。

設計監理は公益財団法人文化財建造物保存技術協会に委託した。あらかじめ文化庁の承認を得た主任技術者及び技術職員が常駐し、各種調査、施工監理、実施設計、各種申請事務、保存図作成、修理工事報告書の編集・印刷等を行った。

③ 着工準備

・ 工事地域を設定し、工事に必要な諸規則・規定の整備を行った。

・ 着手届を文化庁に提出し、工事工程とこれに関連する支払計画を作成した。

④ **帳簿** 出納簿・工事工程表・工事日誌を備え、詳細かつ正確に記入した。

⑤ 記録作成

・ 破損調査書・各部の仕様調査書・痕跡手法等資料調査書・構成部材調査書を作成した。

・ 修理前実測図・竣工図・詳細図を複製した。保存図の複製枚数は三三枚とし、定められた様式により図面はケント紙に製図し、墨入仕上げとした。

・ 修理前・修理後および工事中に必要な記録写真を撮影した（キャビネ判、四×五判、三五mmフィルム、デジタルカメラによる）。

・ 工事中に発見した墨書等の資料は、工程月報に添付して文化庁へ報告するとともに、写真・調査等に記録し、保存した。

⑥ **工程報告** 工事の進捗状況は別に定められた書式によって工程月報を作成し、出来高を示す写真を添付し、補助事業者承認後、各月末日から五日以内に主任技術者より文化庁に報告した。

⑦ **現状変更（建造物）** 解体調査により旧規が判明したため、要旨、説明、図面、写真、その他の資料を添付して文化庁に申請し、許可を得て実施した。

経蔵は北面張出しの設けられた江戸時代末頃の姿に復旧整備することとし、平成二三年一〇月三日付けで現状変更許可申請書を提出し、同年二月八日付けで許可を得た。

本堂は建立当初の寛延三年頃の姿に復旧整備することとし、平成二六年一月二七日付けで現状変更許可申請書を提出し、同年三月一八日付けで許可を得た。

⑧ **現状変更（史跡）** 境内は国指定史跡地内であるため、仮設の設置、樹木伐採、地盤に係る各工事、発掘調査等の際には、史跡現状変更申請書を提出し、許可を得て実施した。

⑨ **実施設計** 現状変更の許可を得て、工事方針の詳細が決定した後、実施設計を作成し、計画変更の形式を以って文化庁に申請し、承認を得て実施した。

⑩ **計画変更** 工事費の増減、経費配分の変更、仕様の変更、工事方針の変更、工期の変更、工事の新設等を生じた場合は文化庁に申請し、承認を得て実施した。

⑪ **修理工事報告書** 竣工後、工事の概要、各調査結果を編集し、諸記録を併載した修理工事報告書三〇〇部を刊行した。図版すべてと写真版の一部についてはコロナタイプ印刷とし、配布は普及活用の適切化をはかるため、文化庁と協議して定めた。

⑫ **竣工事務** 事業完了後、工事の経過および結果を記載した実績報告書に、精

算書、実施仕様書、図面の写しと工事工程の判る写真、修理工事報告書、その他資料を添付して山口県教育委員会に提出した。また、前記図面原図、写真（目録添付、キャビネ判、台紙に貼付せず、裏面に撮影箇所を記したものの）、その他資料および実績報告書・精算書の写しとともに文化庁文化財部参事官（建造物担当）に提出した。

⑬情報発信 工事期間中、建物と修理事業の概要を記した説明パネルを作成し、本堂内に設置した。

第二節 工事関係者

事業者

宗教法人大照院 代表役員

清水 宗泉

重要文化財 大照院本堂及び経蔵 修理委員会

会長	萩市長（平成二九年四月から）	藤道 健二
会 長	萩市長（平成二九年三月まで）	野村 興兒
副会長	大照院代表役員	清水 宗泉
委 員	大照院責任役員	岡 寅雄
委 員	大照院責任役員（平成二七年四月から）	大谷 傑基
会 計	大照院責任役員	清水トキエ
監 事	大照院責任役員	楊井 昭夫
委 員	大照院責任役員（平成二七年一月まで）	林 正樹
委 員	大照院責任役員（平成二七年三月まで）	奥平 忠
監 事	大照院責任役員（平成二六年一月まで）	瀬畑 知道

事務局

事務局長 萩市まちじゅう博物館推進部長

杉山 寛校

事務局次長	萩市文化財保護課長	大槻 洋二
事務局員	萩市文化財保護課統括専門職	中村 達也
事務局員	萩市文化財保護課文化財保護係長	中村 浩二
事務局員	萩市文化財保護課文化財保護係主任	長岡 夕美

設計監理

公益財団法人 文化財建造物保存技術協会 東京都荒川区西日暮里

理事長

高塩 至

前 〃

佐々木正峰

工事監督

安田 一男

前 〃

東坂 和弘

前 〃

橋本 孝

主任補佐

内山都伊美

主任補佐

中西 將

事務職員

柳井しず江

協力業者

素屋根設計、耐震診断、構造補強設計 有限会社 安芸構造計画事務所

千葉市美浜区打瀬

古川 洋

工事請負業者 協和建設工業株式会社 萩市椿

代表取締役社長

田村 伊正

専務取締役

中前 寛

（現場担当） 所長

渡辺 敦之

（ 〃 ） 職員

中嶋 豊彦

木工事

本堂棟梁

(大工) 品川 昭英、平野 誠、室 貞治、加藤 孝司、浜田 仁、

藤村 和志、大蔵 修一、土山 龍、音辻圭志郎、河津 耕弥、

藤山 勝、平野 三男、村木 實、福田 義男

経蔵棟梁 品川 昭英

(大工) 藤山 勝、村木 實、大賀 誠治

古色塗装

(塗装工) 金子富士一

協力業者

仮設工事

本堂 仮設足場、土工事 株式会社 内田興業 萩市大字椿

代表取締役 内田マリ子

工事部長 福田 美樹

(薦工) 大屋 勝美、金子 亮、田中 重行、高橋 和生、大野 克也、

森田 光規、正野 純二、平賀 勝之、榎本 芳久、河原 悟、

河邊 駿人

(土工) 松本 和夫、河合 幸一、松田 泰造、上領 仁、澤本 直也、

河合 遙

経蔵 仮設足場、土工事 有限会社 坪井建設 萩市大字東浜崎町

代表取締役 坪井 靖子

薦工職長 赤木 圭治

(薦工) 石飛 安由、吉村 佳広、梅地 義博、岡 昭司

(土工) 和泉屋進二、正野 明義、白石 鶴松、下村 敏和、西本 光政、

船戸 敏、長岡 暢正、大田 道和、木村 清

素屋根鉄骨工事・本堂構造補強鉄骨工事 有限会社 宮本鉄工所

萩市大字黒川

代表取締役 宮本 直治

(製作) 小野 秀夫

素屋根板金、板金工事 有限会社 渡辺板金工業 萩市大字須佐

代表取締役社長 渡辺 寿一

(板金工) 渡辺 輝彦、福田 明二、宮内 浩二、堀 洋志

基礎工事

石垣及び礎石据え直し 中村石材工業株式会社

大阪府大阪市港区市岡

代表取締役社長 西川 禎亮

(工事部課長・文化財)

(現場管理) 水田 周一

(石工) 大谷 広樹、黒住 英司、谷森 翼、大谷 利広、森岡 良二、

馬場 朋史、古川 健

発掘調査 (指導員) 萩市文化財保護課 西川 雄大

(発掘工) 金子富士一、上田 洋子、上田 裕子、中村 茂樹、岡野 正、

古石 治由、松浦 敏通、大槻留美子、伊藤 春美、水津 邦男、

杉田 和行、金崎 阿子、石光 靖江、吉岡 絢子、吉岡 信孝、

藤山 敏、安藤 剛、森田 有紀、白井 勇作

木工事

本堂・経蔵木材納入 株式会社 いちい 愛知県江南市力長町大当寺

代表取締役社長 爲保 隆義

同 有限会社 山縣製材所 萩市大字椿

代表取締役 山縣 良介

同 経蔵木材納入 池永商事株式会社 萩市大字椿東
代表取締役 池永 敏治

屋根工事

屋根下地施工 有限会社 ひわだ屋 山口市円政寺町

代表取締役 佐々木 真

屋根瓦葺施工 有限会社 砂田瓦工業 萩市大字椿東

代表取締役 砂田 勝昌

(瓦工) 浜村 修行、砂田 典幸、石田 高照、早田 久善、早田 元、

安部 竜路、藤田 拓人、岩野 勇、齊藤 章、松山 憲仁、

河辺 義弘、土田 靖博、堺谷 秀一、山本 重樹、柴田 貞夫

瓦製作 橋本瓦葺工業株式会社 奈良県奈良市南永井町

代表取締役社長 橋本 圭司

左官工事 有限会社 大谷 萩市椿東

代表取締役社長 大谷 雅則

(左官工) 大谷 雅則、藤本 年行、横山 幸雄、水津 徹、小野 行規、

戸田 恭司、中野 暁

建具工事 カミムラ建具店 山口市萩市椿

代表者 上村 明代

(建具工) 上村 勇介、藤田 十一、原田 秀樹、岡 智文

雑工事

金物、漆塗装、彩色工事 株式会社 小西美術工藝社 東京都港区芝

代表取締役社長 デービッド・アトキンソン

(漆塗装工) 表 雄一郎

(彩色工) 打矢 義則、東坂 一

(金工) 穴戸 康一

絵襖、障壁画修復、表装工事 有限会社 神南表具店 萩市御許町

代表取締役社長 神南 元義

(表装工) 神南 力、神南 光子

畳工事 東洋興業株式会社 山陽小野田市大字厚狭

代表取締役社長 安部 宏

(畳工) 多里 博義、菊田 和也、永岡 博美、徳永 清文、青木 芳徳、

松田 孝治

鉄金物製作 株式会社 大谷相模煉鋳造所 大阪市東成区東今里

社長 大谷 哲秀

同 久住商店 三重県伊勢市大湊町

社長 久住 勇

土壌防蟻処理 有限会社 三栄白蟻 萩市椿東中津江

代表取締役社長 山縣 巧次

(防蟻工) 藤原 正巳、白神 敦史、山縣 辰成

外壁撥水处理 株式会社 セイエイ 福岡県太宰府市青山

代表取締役 近藤 誠

電気工事 新興電気工事株式会社 萩市大字椿東字深田

取締役社長 古谷 哲朗

(電工) 竹林 孝二、八道 克幸、内海 修、楢本 高幸、河村 学

防災工事 山陽防災工業株式会社山口市営業所 山口市神田町

営業所長 河添 幸夫

(弱電工) 増野 元治、谷野 典男

第三節 事業費

収入

区分	金額	備考
総額	一、一八五、六四七、〇〇〇円	
国庫補助額	一、〇〇七、七九九、〇〇〇円	八五%
山口県補助額	八八、九二四、〇〇〇円	七・五%
萩市補助額	四四、四六一、〇〇〇円	三・七五%
所有者負担額	四四、四六一、〇〇〇円	三・七五%
雑収入額	〇円	

年度内訳

年度	国庫補助額	山口県補助額	萩市補助額	所有者負担額	雑収入額
平成二二年度	二五、五〇〇、〇〇〇円	二二五、〇〇〇円	一、二二五、〇〇〇円	一、二二五、〇〇〇円	〇円
平成二三年度	四二、五〇〇、〇〇〇円	三、七五〇、〇〇〇円	一、八七五、〇〇〇円	一、八七五、〇〇〇円	〇円
平成二四年度	一九七、九三三、〇〇〇円	一七、四六四、〇〇〇円	八、七三三、〇〇〇円	八、七三三、〇〇〇円	〇円
平成二五年度	一五三、〇〇〇、〇〇〇円	一三、五〇〇、〇〇〇円	六、七五〇、〇〇〇円	六、七五〇、〇〇〇円	〇円
平成二六年度	一六三、二〇〇、〇〇〇円	一四、四〇〇、〇〇〇円	七、二〇〇、〇〇〇円	七、二〇〇、〇〇〇円	〇円
平成二七年度	一七〇、〇〇〇、〇〇〇円	一五、〇〇〇、〇〇〇円	七、五〇〇、〇〇〇円	七、五〇〇、〇〇〇円	〇円
平成二八年度	一六一、五〇〇、〇〇〇円	一四、一五〇、〇〇〇円	七、二二五、〇〇〇円	七、二二五、〇〇〇円	〇円
平成二九年度	九四、一七七、〇〇〇円	八、三〇〇、〇〇〇円	四、一五五、〇〇〇円	四、一五五、〇〇〇円	〇円

支出内訳

区分	摘要	金額
総事業費		一、一八五、六四七、〇〇〇円
主たる事業費		一、一八四、四九七、四五八円
修理工事経費		九三九、六〇八、二九八円
使用料及び賃借料		三三六、七九八円
借料及び賃料	借地料	三三六、七九八円
本堂工事費		七五一、四八六、八〇〇円
本堂工事請負費		七五一、四八六、八〇〇円
仮設工事	素屋根建設、素屋根解体、内部足場、屋根面足場、棟足場、書院渡り廊下解体、復旧、北東土塀解体、復旧	一五五、二六一、三六〇円

区分	摘要	金額
解体工事	調査消耗資材、器具損料、大工、普通作業員、その他、解体消耗資材、器具損料、大工、屋根葺工、普通作業員、葺工、電工、その他、場外運搬・仮設、発生材処分	五六、二八三、一六二円
基礎工事	雨落ち排水整備、軒下土間叩き、正面石段解体、組立、南廊石段解体、組立、濡縁束石据付、廊下礎石据直し、発掘調査	一五、三八一、〇八六円
木工事	補足木材、化粧材、野物材、金属資材、雑資材、防蟻・防蟻剤塗布、器具損料、大工、普通作業員、葺工、地垂木修正、桔木吊金具	二四二、四二八、七五七円
屋根工事	補足瓦、瓦選別清掃、土居葺、棧瓦葺、本瓦葺、大棟瓦積、隅棟瓦積、棟瓦積大、鬨斗積2段、鬨斗積1段	一四六、六七四、〇九二円
左官工事	小舞掻き、荒壁塗り、班直し、中塗り、漆喰上塗り、内陣蟻壁下地、蟻壁漆喰塗り、構造補強壁仕上、雀口漆喰塗り、帯漆喰塗り、瓦目地漆喰塗り、棟端部塗籠、屋根面戸漆喰塗り、大棟見付漆喰塗り	一三、四七九、二二五円
建具工事	板戸板戸補修、板戸新調、舞良戸舞良戸補修、舞良戸新調、障子戸障子戸補修、障子戸新調、襖戸襖補修、その他の建具箆欄間修理、双折棧唐戸修理、外部板戸クリーニング、建具古色塗り	三二、七〇二、九〇〇円
雑工事	土壌防蟻処理、畳工事、木部塗装工事、仏壇金紙貼り、風除裏紙貼り、障壁面補修、トコ貼付壁、金具工事、電灯・コンセント設備復旧、自動火災報知設備復旧、構造補強工事、外壁撥水处理、木部クリーニング、格子窓紙貼り、絵様墨差、修理銘板、後片付・清掃	三一、六九三、四三二円
諸経費	現場管理費、一般管理費	一三、六四五、九九七円
消費税	消費税額及び地方消費税額	四四、九三六、八〇〇円
経蔵工事費		一三、一〇一、二〇〇円
経蔵工事請負費		一三、一〇一、二〇〇円
仮設工事	素屋根建設、素屋根解体、内部足場	二〇、二四三、六六四円

区分	摘要	金額
解体工事	調査消耗資材、器具損料、大工、普通作業員、その他、解体、消耗資材、器具損料、大工、屋根葺工、左官、普通作業員、その他、発生材処分	五、一〇六、六四〇円
基礎工事	補足石材、四半敷瓦補足、礎石据直し、地覆石据直し、四半敷据直し、参道部敷石据直し、雨落葛石据直し、向拝・参道叩き、床下土間叩き、基壇石垣積直し、框石他補修、周囲鋤取地、周囲砂利敷、試掘調査、発掘調査	一五、七八九、八五二円
木工事	補足木材化粧材、野物材、金属資材、経蔵鉄金具、雑資材、防腐・防蟻剤塗布、器具損料、大工、普通作業員、構造補強	一八、三二九、七〇九円
屋根工事	補足瓦、瓦選別清掃、土居葺、棧瓦葺、大棟瓦積、隅棟瓦積、際熨斗積、露盤宝珠据付、向拝防水シート張	一一、一二一、一四八円
左官工事	四半敷目地漆喰、大壁小舞掻き、荒壁塗り、班直し、中塗り、鼠漆喰上塗り、軒揚塗り、構造補強壁、真壁(内部)小舞掻き、荒壁塗り、班直し、中塗り、漆喰上塗り、屋根面塗壁、帯漆喰塗り、火灯窓、ムシコ窓(大)、ムシコ窓(小)、露盤漆喰塗り、裏白戸大塗直し、裏白戸小塗直し	一三、八一三、五三八円
建具工事	棧唐戸修理、腰高障子修理、高棚板戸修理、裏白戸木部修理、火灯窓裏白戸修理、西張出裏白窓修理、北張出裏白窓修理、障子窓新調、障子窓修理、西張出突上戸新調、北張出突上戸新調、北張出突上戸修理、換気口板戸修理	一、九〇二、一五〇円
輪蔵工事	解体工事、補修・組立工事、金具工事、建具補修、箱番号剥がし復旧、輪蔵塗装、八天像修理、心柱礎石漆喰囲い、戸車補強	一一、二四九、九〇二円
雑工事	墨塗、火灯窓金網、木部クリーニング、土壌防蟻処理、外壁撥水处理、電気設備工事、八天像保護柵、修理銘板、後片付・清掃	二、六七三、五三九円
諸経費	現場管理費、一般管理費	六、四八二、三五九円
消費税	消費税額及び地方消費税額	五、三九八、七〇〇円
共通工事費		七四、六八三、五〇〇円
共通工事費		七四、六八三、五〇〇円

区分	摘要	金額
仮設工事	保存小屋(経蔵)・工作小屋(経蔵)兼作業員休憩所、保存小屋(本堂)・工作小屋(本堂)、仮設便所、作業員休憩所備品、ガードフェンス、樹木伐採、燈籠解体復旧(本堂)、市道養生、本堂前境内整備・復旧(本堂)、仮設道整備・復旧、場内竹林部整備・復旧、河川架橋整備・復旧荷揚場・荷解場整備・復旧、共通仮設費焼印製作	一六八、〇〇〇円
雑工事	現場管理費、一般管理費	二、六八七、六一四円
諸経費	消費税額及び地方消費税額	三、九一六、〇〇〇円
消費税		二四四、七八九、八〇〇円
設計料及び監理料		二四四、七八九、八〇〇円
委託料		二四四、七八九、八〇〇円
委託料	技術者人件費及び本部経費、事務経費、特別経費修理工事報告書印刷・製本、写真撮影料、耐震診断、構造補強設計費、地盤調査、仮設事務所費、仮設事務所備品費、諸経費	二二九、四一〇、〇〇〇円
消費税	消費税額及び地方消費税額	一五、三七九、八〇〇円
情報発信経費		九九、三六〇円
情報発信経費		九九、三六〇円
委託料		九九、三六〇円
委託料		九九、三六〇円
説明板製作費	説明板製作費	九二、〇〇〇円
消費税	消費税額及び地方消費税額	七、三六〇円
その他の経費		一、一四九、五四二円
事務経費		一、一四九、五四二円
事務経費		一、一四九、五四二円
旅費	文化庁担当官指導旅費	六〇九、一六〇円
特別旅費		六〇九、一六〇円
需用費		一〇六、五一〇円
消耗品費	文具・簿冊類	一〇六、五一〇円
印刷製本費	コピー、写真焼付	〇円
役務費		四三三、八七二円
通信運搬費	切手・送料	四、七六〇円
手数料	収入印紙	四二九、一一二円
手数料		四一三、五〇〇円
送金手数料		一五、六一二円

第三章 修理工事の内容

第一節 修理方針

第一項 本 堂

本堂の修理方針は半解体修理とし、現状変更により建立当初の寛延三年時に復原した。解体調査の結果、雨漏りによる腐朽や蟻害による軸部の破損が大きく、加えて大引の柱への取付方法が堅固であつたため^注、解体範囲は広範囲に亘つた。幸い地盤は良好で、基礎の沈下は殆ど認められず、柱礎石を触ることはなかつた（南北廊下礎石を除く）。解体を行わなかつた範囲は図に示したように、北側の側柱通りと入側柱通り二列、及びこれを繋ぐ足固め、大引等の床組と、一部の雑作材、及び土壁である。据え直しを行つた濡縁東石、雨落石、正面石段等も、出来る限り解体せずに再用した。

経蔵工事にも共通することであるが、境内地は史跡指定を受けており、建物の保存に影響ないと判断した部分には極力手を加えず、ある程度の見栄えの悪さを容認してでも、現状の保存を優先させた。

注一 大引は柱に平柄を抜き通して鼻栓止めとする接合方法であつたため、解体するには柱を大きく動かす必要が生じ、これが長押などの横繋ぎ材の解体範囲を広げる一因となつた。

以下に、現状変更許可後、平成二六年九月一日付けで提出した、計画変更承認申請書に添付した修理方針の理由を抜粋して記す。

大照院は初代萩藩主を祀る毛利家歴代の菩提寺として、近代まで萩城下の中心寺院として存続してきた。本堂を創建当時の姿に復すことにより、大照院と毛利家との関わりや、萩城下における大照院の寺格がより鮮明になり、萩の歴史を理解するうえでその意義は大きい。また、建物は方丈型本堂の典型を表し

ており、中国地方に於ける禅宗本堂の正統的な遺構としての価値は高く、復原により更に高まるものと思われる。よつて、これを機に本堂を寛延三年の姿に復旧整備する。

第二項 経 蔵

経蔵の修理方針は解体修理とし、現状変更により江戸時代末頃の、北面張出し増築時に復原した。解体範囲は基礎まで及んだが、解体して据直しを行つた柱礎石は、主体部北側と北側張出し部分のみで、その他比較的良好な柱礎石と輪蔵心柱礎石及び地覆石、一部の四半瓦は解体せずに残した。基壇外周の石垣については破損が大きく、全て解体して積み直した。

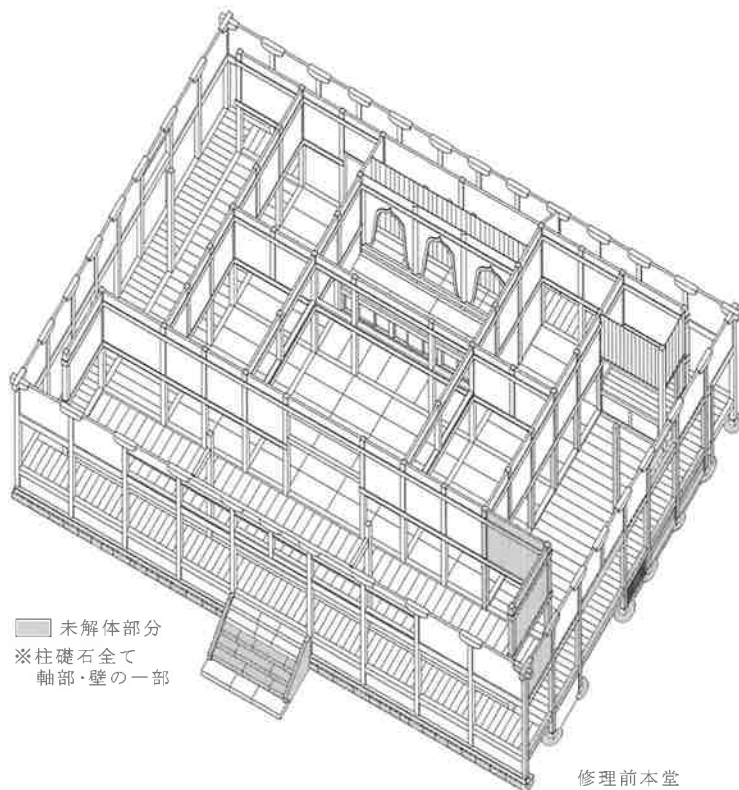


図3-1 本堂の未解体部分

第二節 工事実施仕様

第一項 仮設工事

①概要 本堂、経蔵にはそれぞれ工事期間中、鉄骨造の素屋根を建設し、工事用の照明およびコンセント・消火設備を設けた。各建物の内外には解体・組立用の内部足場、及び屋根面足場を設けた。工事の完了後、両棟とも素屋根を解体・搬出し、現状復旧した。

②本堂素屋根 既存地盤上に碎石を敷き広げ、建物周囲に厚五〇cmの鉄筋コンクリートのベタ基礎を打設した。正面は一三筋に山形の鉄骨柱・主梁を渡し、屋根面一間毎に棟梁、繋ぎ梁を渡すとともに、側壁に一間間隔にて桁梁、側繋ぎ梁を入れた。さらに屋根、壁には屋根筋違、壁筋違を入れて固めた。屋根上部には束を立てて越屋根を造り、壁に換気用連窓を設けた。柱と主梁には火打梁、主梁の挿みには繋ぎを入れた。建物の軒廻りには柱及び大梁を張り出して、大梁毎に小梁で繋ぎ、バタ角を並べて足場板を敷きつめた。また、両妻の足場も同様の棚足場を設けた。屋根は塗装鋼板の折板葺はぜ締め工法とした。一部は明り採りとして、屋根材にガラス繊維強化ポリエステル樹脂板を使用した。外壁は鉄骨胴縁下地の上に塗装鋼板の角波サイディングを張り、開口部としてガラス窓、フラッシュユダア、軽量バランスシャッター、シートシャッターを配置した。鉄部は錆止め塗装を施した。内部桁行方向に、ホイストクレーンレーンを屋根組より吊り、三基のホイストクレーンを設置した。工事用の照明およびコンセント・消火設備を設けた。

③経蔵素屋根 既存地盤上に碎石を敷き広げ、建物周囲に厚五〇cmの鉄筋コンクリートのベタ基礎を打設した。正面八筋、側面七筋の鉄骨柱を立て、向拝及び西・北の張出しに合わせ、主梁にて屋根を十字形に組んだ。さらに屋根、壁には屋根筋違、壁筋違を入れて固めた。素屋根内部には、建物の周囲に軒足場、外部足場として枠組にて棚足場を設けた。屋根は塗装鋼板の折板葺はぜ締め工法とした。一部は明り採りとして葺材にガラス繊維強化ポリエステル樹脂板を

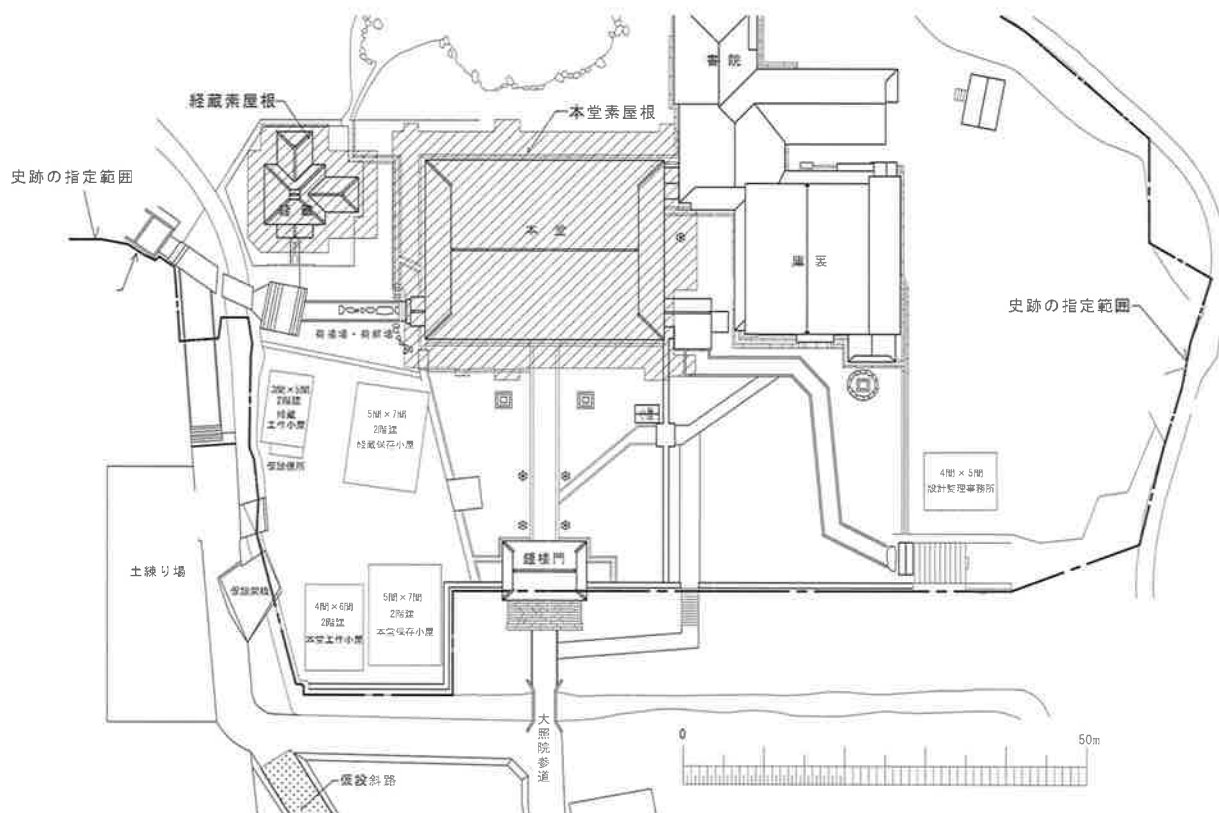


図3-2 境内仮設配置図

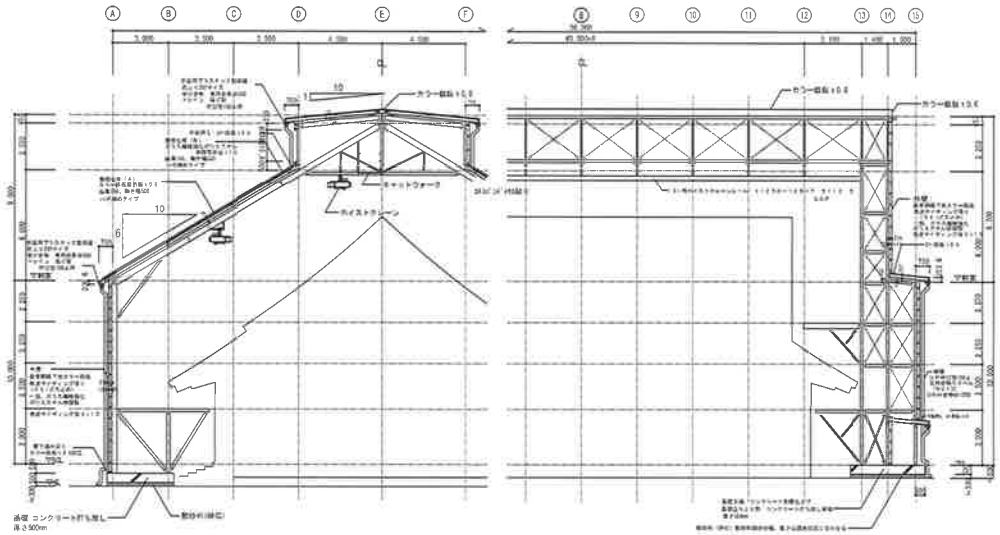


図3-3 本堂素屋根断面図

使用した。外壁は、下部に鉄骨胴縁下地として塗装鋼板の角波サイディングを張り、上部は養生シートにて覆った。開口部として軽量バランスシャッターを配置した。鉄部は錆止め塗装を施した。

④書院渡り廊下及び北東土塀解体・復旧 本堂の素屋根建設に先立ち、障害となる本堂の北西から書院に接続する渡り廊下、及び本堂北東に接続する土塀の一部を解体し、素屋根の撤去後に復旧した。

第二項 解体工事

①解体範囲 本堂は半解体とし、腐朽した大引と小屋梁を取り替えるため、床組、小屋組、軸組を解

体し、壁は北面の一部を除き、すべて解体した。経蔵は軸部の沈下・傾斜や蟻害が著しいため、全解体を行った。

②概要 解体前にそれぞれの建物柱位置を基にした平面番付を定め、解体するすべての部材に位置、名称などを記した番号札を付し、必要な調査、実測、写

真撮影等を完了した。準備完了後、順序よく丁寧に解体し、その間必要な部材寸法、材種、時代区分、破損程度、仕上げ寸法、各部仕様、痕跡、転用古材などの諸記録をとった。痕跡調査にはチョークによる色別表示を行った。

解体した部材は再用、繕い、取替予定等に区分し、同種材毎に整理して損傷の生じないよう養生を施し、保存小屋に運搬し整理格納した。壁土は上塗土以外を再用するため指示する箇所に集積した。廃棄材は主任技術者及び事業主の確認後、萩市が指定する処理場まで運んで処分した。

第三項 基礎工事

①概要 本堂は、正面及び南面廊下に位置する石段を一部解体し、積み直した。軒下叩きを遣り替え、廊下部分の礎石据え直し、濡縁束石の据付け、雨落排水溝の整備等を行った。石を据え直す場合はモルタルを用いず、在来工法か、撤去の容易なソイルセメントを用いた。

経蔵は沈下の著しい一部の礎石、地覆石と、参道の敷石・雨落葛石の全てを一旦掘り起こし、砕石とソイルセメントを用いた地業を行って据え直した。框石等欠損した部分は、粉状にした笠山石をエポキシ樹脂で混練した人口石材を用いた。同種の石を知ぐ場合には、エポキシ樹脂で接着のうえ、ステンレス太柄で補強した。四半敷は、破損した敷瓦を補足し、全面を敷き直した。叩き地業の上に厚さ5cm程荒壁土を敷き、乾燥後表面に墨出しして、不陸のないよう据付け、漆喰による海鼠目地を施した。その他、向拝と参道の軒下叩き、及び北面張出し棚下の床下叩きをやり直した。基壇石垣はすべて積み直したが、特に沈下が大きく、根石下に地業の無い北面張出し部分の石垣基礎には、無筋コンクリートによる耐圧盤を設けた。最後に基壇上の堆積土を鋤取って建物周囲に碎石を敷いた。本堂・経蔵とも補足石材は安山岩質玄武岩（笠山石）とした。

②雨落排水整備（本堂） 建物周囲の雨落排水溝を補修・整備した。溝内に溜まった土砂を撤去し、溝を掘り下げてモルタルを打設し、水勾配をとった。また一部雨落石を解体し、不陸調整の後据直した。北面廊下及び式台玄関裏側部

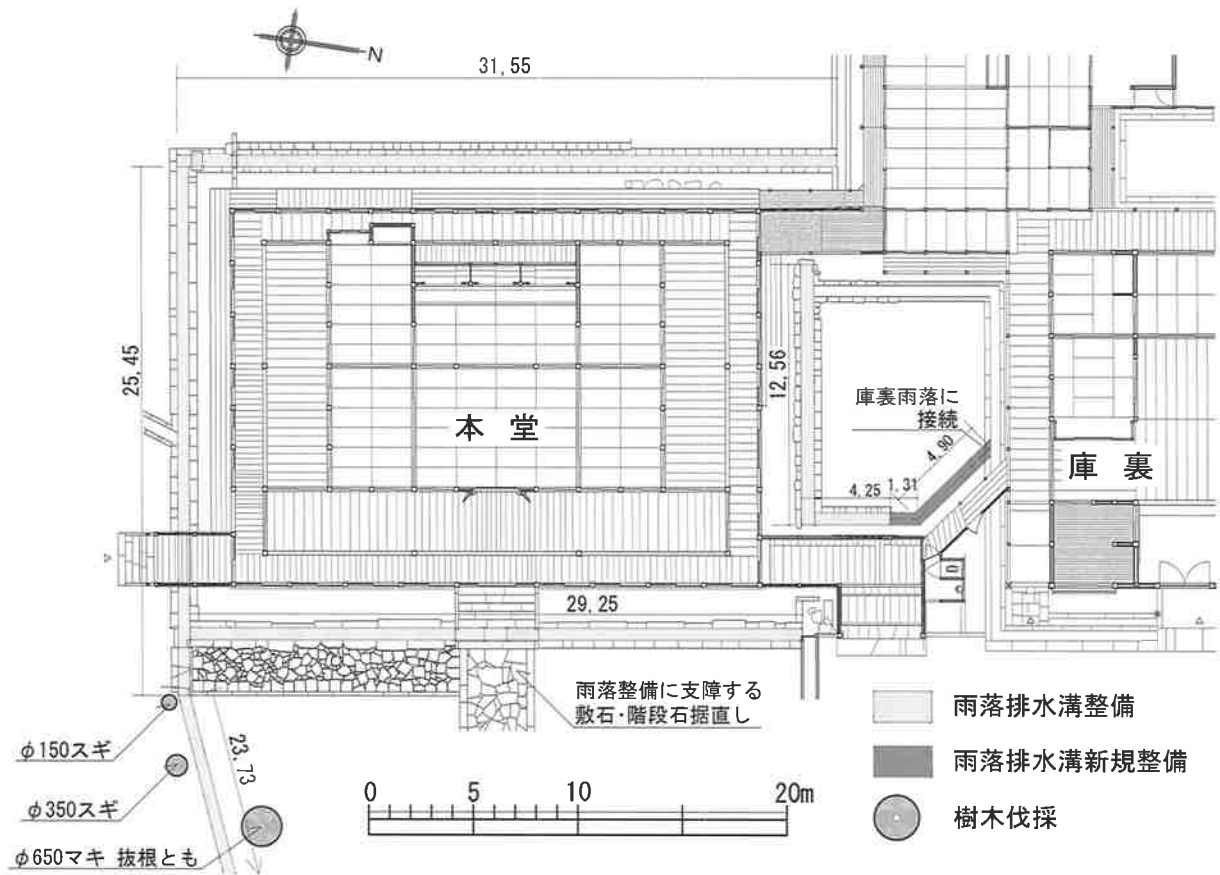


図3-4 本堂雨落整備図

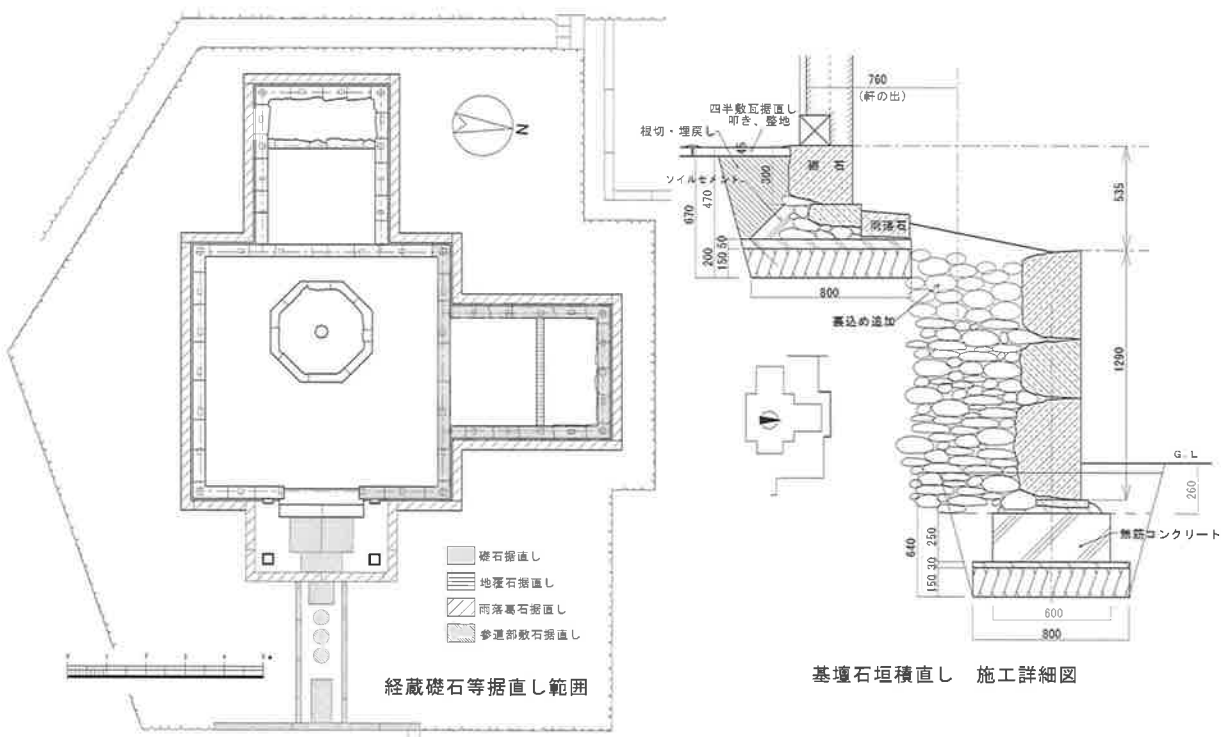


図3-5 経蔵基礎工事範囲

分には、新たに雨落石を補足して溝を設け、庫裏の雨落排水溝に接続した。本堂正面境内地の南側を流れる雨落排水溝は、破損の原因となっていた樹木を伐採し、孕み出した石垣を一部積み直したうえで復旧整備した。工事に支障するコンクリートスロープは、一旦解体撤去のうえ、工事完了後に復旧した。

③基壇石垣積直し(経蔵) 石垣の見取図を作成し、番付を付した後、積石を解体して集積した。裏込は幅約50cmの範囲で解体し、洗浄の後集積した。所定の範囲に根切を施した後、碎石を入れてランマー等で搗き固めた。北面張出しでは仮枠を組んでコンクリートを打ち、石垣下の板状の根石、及び飼石はこの上にモルタルで固定した。積石は出入り、勾配を見ながら、裏込め石と飼石を入れながら一段ずつ積み上げ、最上段の積石裏まで入れた後、表土を被せた。

④発掘調査 大照院境内は国指定史跡のため、礎石据直しや石垣積直しなど、地盤と取り合う作業には発掘調査を伴った。経蔵では輪蔵下の砂利敷から経石が発見されたため、経石の取り上げと調査を行ったほか、本堂軒下からも貴重な発見があった(第四章第四節発掘調査参照)。

第四項 木工事

①概要 当初材は将来の保存に支障のない限りつとめて再利用し、破損の著しい部材は取替、継木、矧木、埋木など、破損程度に応じて修理を行った。接着剤は合成樹脂を用い、構造的強度を要する箇所はエポキシ系として、埋木・矧木は酢酸ビニール系を用いた。この場合は必要に応じて忍釘止めを行った。また、当初材の柱石口等、建物の基幹寸法の要点となる箇所は切削等を行わぬよう十分に注意した。補足する木材の材種および補修については、原則として旧来と同種材とし、継手、仕口、曲線等も旧形状、旧工法を踏襲し、在来どおりに加工した。取替または新規補足材は、薄墨、弁柄、有色防虫塗料などを用いて、周囲と調和よく古色塗を施したうえ、見え隠れに修理年号を記した焼印を押した。焼印の押しにくい箇所等は、これに代えて墨書きとした。

②鉄材 在来品に倣うことを原則としたが、見え隠れに使用する釘・金物はJ

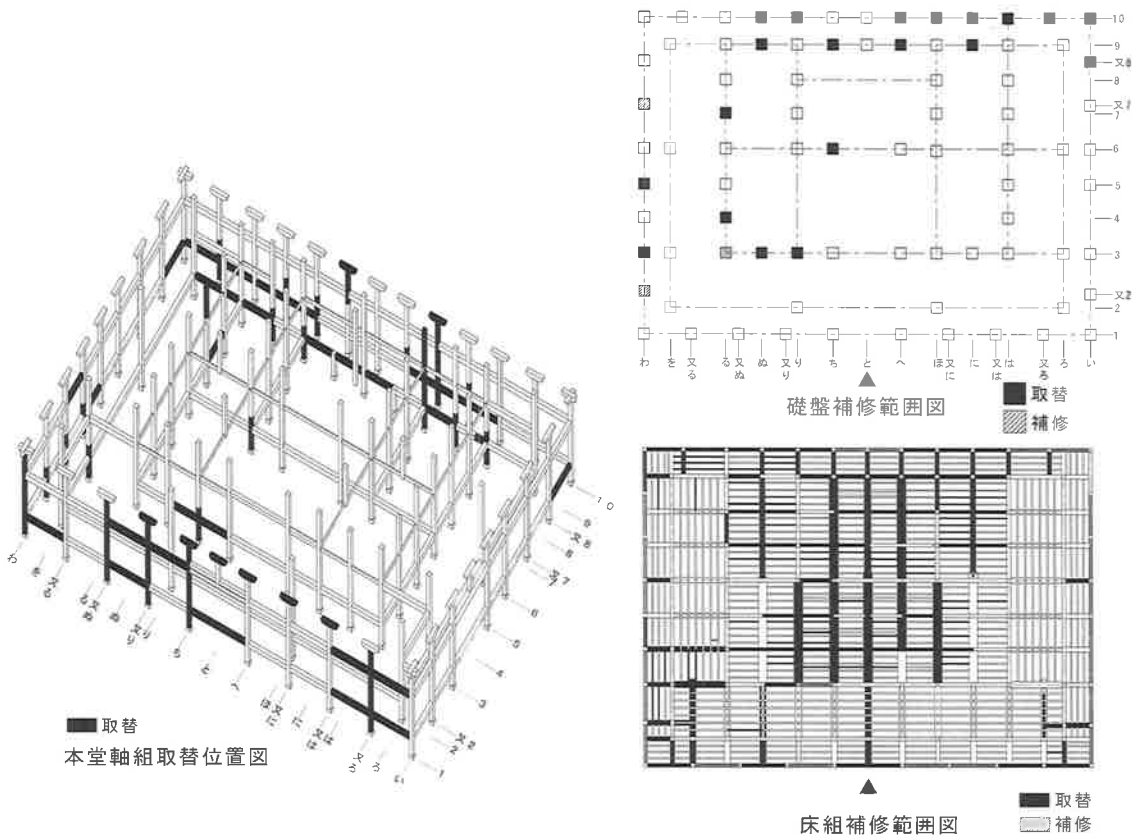


図3-6 本堂木部取替位置図

I S規格認定品を使用した。和釘は鍛鉄製とし、特に錆びる恐れのある化粧部分では、錆びにくいE L C H材を用いた和釘を使用した。

③地垂木修正(本堂) 軒先の垂下に伴って変形した地垂木の曲りを修正した。地垂木を一週間程度水槽に沈め、引き上げたのち既定の型に合わせて固定し、立てた状態で適宜乾燥させた。その後人口乾燥機にかけて気乾状態にし、組立までに変形しないよう、荷重をかけて保管した。

本堂木部仕様調書

当...寛延三(一七五〇) A...安永寛政二(一八〇〇) B...嘉永三(一八五〇) C...明治初年頃(一八六八)
 D...明治中期(未頃) (一九〇〇) E...昭和初期頃(一九三五) F...昭和中期頃(一九五〇)
 G...昭和五〇年代頃(一九七七) H...平成初期頃(一九九二) I...平成中期頃(一九九七)

区分	時代別 材種	寸法・形状	在来の工法	
			表面加工(仕上)	継手
銅柱	銅	七寸五分角	見掛り見隠れ	継手
広縁柱	銅	七寸五分角	指懸居、 足固大引	指懸居に素乗、 桁に平
内部柱	銅	七寸五分角	貫穴 壁	貫穴
広縁繫梁	銅	成二七五、幅二〇	足固、大 引納穴	大引上に平納差 入
側通足固	銅	成二五〇、幅二〇	足固、大 引納穴	入側桁に平納差
内部足固	銅	成二五〇、幅二〇	上端戸溝、 板拵溝	柱に大入平納差、 隅
側通居	銅	成三〇〇、幅一九	仕口 根太大入	柱に平納差、 上端敷
指懸居	銅	成三〇〇、幅一八	下端戸溝 側面長押	柱に大入遣返し 部小根納
指懸居	銅	幅一七三、厚二二	突付	柱に大入挿締
力貫	銅	幅一七〇、厚三〇	突付	隅柱に下げ鎌
壁貫	銅	幅一四〇、厚一七	突付	柱抜通し襖締、 一部
堅貫	銅	幅一三〇、厚一三	突付	突付

小屋貫	銅	幅一三四、厚二四	新	手鋸	略鎌釘	角	小屋束抜通し襖締	在来の工
小屋筋違	銅	幅一八〇、厚五三	新	手鋸	止	角	小屋束に釘止	在来の工
大引	銅	幅三六〇、厚四六〇	新	手鋸	腰掛鎌	角	柱に平納差鼻栓止、 中引渡頭、 床束蟻溝	在来の工
縁繁	銅	幅二五〇、厚一八〇	新	手鋸	継	角	柱に平納差鼻栓止、 中引渡頭、 床束蟻溝	在来の工
中引	銅	幅二〇〇、厚一五〇	新	手鋸	突付	角	大引に渡頭	在来の工
床束	銅	幅二〇〇、厚一五〇	新	手鋸	貫穴	角	大引に素乗、 大引に 蟻納差	在来の工
根太	銅	幅二〇〇、厚一五〇	新	手鋸	貫穴	角	大引に素乗、 大引に 蟻納差	在来の工
落縁床板	銅	幅二五〇、厚一八〇	新	手鋸	接目突	角	足固に素乗、 大引に 蟻納差	在来の工
広縁床板	銅	幅二五〇、厚一八〇	新	手鋸	接目突	角	足固に素乗、 大引に 蟻納差	在来の工
銅柱	銅	幅二五〇、厚一八〇	新	手鋸	接目突	角	足固に素乗、 大引に 蟻納差	在来の工
側通足固	銅	幅二五〇、厚一八〇	新	手鋸	接目突	角	足固に素乗、 大引に 蟻納差	在来の工
内部足固	銅	幅二五〇、厚一八〇	新	手鋸	接目突	角	足固に素乗、 大引に 蟻納差	在来の工
側通居	銅	幅二五〇、厚一八〇	新	手鋸	接目突	角	足固に素乗、 大引に 蟻納差	在来の工
指懸居	銅	幅二五〇、厚一八〇	新	手鋸	接目突	角	足固に素乗、 大引に 蟻納差	在来の工
指懸居	銅	幅二五〇、厚一八〇	新	手鋸	接目突	角	足固に素乗、 大引に 蟻納差	在来の工
力貫	銅	幅二五〇、厚一八〇	新	手鋸	接目突	角	足固に素乗、 大引に 蟻納差	在来の工
壁貫	銅	幅二五〇、厚一八〇	新	手鋸	接目突	角	足固に素乗、 大引に 蟻納差	在来の工
堅貫	銅	幅二五〇、厚一八〇	新	手鋸	接目突	角	足固に素乗、 大引に 蟻納差	在来の工

取甲	当	マツ	巾二五 厚二一	台鉋	新、カ 掛ナ荒	目地柄	釘彫	角	破風に釘止	西側二丁継 Lリ六四九 〇十二九七	在来の工 法通り
・	E	タイ	巾三五〇 厚九〇	台鉋	掛ナ荒	目地柄	釘彫	角	破風に釘止		在来の工 法通り
瓦座	E	タイ	巾三五〇 厚九〇	台鉋	掛ナ荒	目地柄	釘彫	角	破風に釘止		在来の工 法通り
来迎壁	当	マツ	厚一〇〇 厚一三〇	台鉋	掛ナ荒	目地柄	釘彫	角	破風に釘止		在来の工 法通り
壁板	当	マツ	厚一〇〇 厚一三〇	台鉋	掛ナ荒	目地柄	釘彫	角	破風に釘止		在来の工 法通り
目板	当	マツ	厚八〇 厚一〇〇	台鉋	掛ナ荒	目地柄	釘彫	角	破風に釘止		在来の工 法通り
脚縁	当	マツ	巾八七×厚四五	台鉋	掛ナ荒	目地柄	釘彫	角	破風に釘止		在来の工 法通り
柱	当	マツ	巾一六二×九	台鉋	掛ナ荒	目地柄	釘彫	角	破風に釘止		在来の工 法通り
・	当	マツ	巾一六二×九	台鉋	掛ナ荒	目地柄	釘彫	角	破風に釘止		在来の工 法通り
来迎壁下框	当	マツ	成二〇〇×巾一	台鉋	掛ナ荒	目地柄	釘彫	角	破風に釘止		在来の工 法通り
来迎壁前框	当	マツ	成一六八×巾二	台鉋	掛ナ荒	目地柄	釘彫	角	破風に釘止		在来の工 法通り
仏龕部	当	マツ	厚二〇	台鉋	掛ナ荒	目地柄	釘彫	角	破風に釘止		在来の工 法通り
火頭部	当	マツ	厚九五	台鉋	掛ナ荒	目地柄	釘彫	角	破風に釘止		在来の工 法通り
火頭脇板	当	マツ	厚一五	台鉋	掛ナ荒	目地柄	釘彫	角	破風に釘止		在来の工 法通り
前棚床板	当	マツ	厚一〇	台鉋	掛ナ荒	目地柄	釘彫	角	破風に釘止		在来の工 法通り
前棚上框	当	マツ	厚一〇	台鉋	掛ナ荒	目地柄	釘彫	角	破風に釘止		在来の工 法通り
前棚下框	当	マツ	厚一〇	台鉋	掛ナ荒	目地柄	釘彫	角	破風に釘止		在来の工 法通り
前棚束(中)	当	マツ	巾一九二×厚二	台鉋	掛ナ荒	目地柄	釘彫	角	破風に釘止		在来の工 法通り
前棚束(脇)	当	マツ	巾一九二×厚二	台鉋	掛ナ荒	目地柄	釘彫	角	破風に釘止		在来の工 法通り
仏龕丸柱	当	マツ	七×長八三七	台鉋	掛ナ荒	目地柄	釘彫	角	破風に釘止		在来の工 法通り
仏龕キワ柱	当	マツ	七×長八三七	台鉋	掛ナ荒	目地柄	釘彫	角	破風に釘止		在来の工 法通り

貫	土台	柱	半柱	柱	区分
当宝	当	当	当	当	時代別材種
万	宝	万	宝	万	表面加工(仕上)
クリ	〃	ヒノキ	〃	ヒノキ	見掛り見隠れ
〃	〃	〃	〃	〃	継手
手結	鋸	鋸	鋸	鋸	仕口
略録継	差	差	差	差	取合及び取付
突付	突付	突付	突付	突付	備考
					実施の工法

当...宝暦五(一七五五)宝...宝暦一(一七六一)安...安永四(一七五五)頃 万...万延元(一八六〇)頃
A...明治中(大正) B...大正(戦前) C...戦後(昭和) D...昭和五二

経蔵木部 仕様調書(化粧材)

袖壁板	当	マツ	巾一四七 見込	台鉋	二枚ハ	相決相釘	柱、方立、足固、欄	漆塗	在来の工 法通り
方立	当	マツ	巾一五一 成一	台鉋	〃	相決相釘	柱、方立、足固、欄	漆塗	在来の工 法通り
床落し掛け	当	マツ	巾二二三 ア五九	台鉋	〃	相決相釘	柱に平目地、やとい	黒漆塗	在来の工 法通り
床寄	当	マツ	成一五九 厚八八	台鉋	〃	相決相釘	柱に大入遣返し	黒漆塗	在来の工 法通り
床板	当	マツ	成一五九 厚八八	台鉋	〃	相決相釘	柱に大入遣返し	黒漆塗	在来の工 法通り
指鴨居	当	マツ	成一五九 厚八八	台鉋	〃	相決相釘	柱に大入遣返し	黒漆塗	在来の工 法通り
須弥壇下	当	マツ	成一五九 厚八八	台鉋	〃	相決相釘	柱に大入遣返し	黒漆塗	在来の工 法通り
仕切板	B	マツ	厚九一 厚一二	台鉋	〃	相決相釘	脚縁、根太に釘止	漆塗	在来の工 法通り
前棚内部	当	マツ	厚九一 厚一二	台鉋	〃	相決相釘	脚縁、根太に釘止	漆塗	在来の工 法通り
仕切板	当	マツ	厚九一 厚一二	台鉋	〃	相決相釘	脚縁、根太に釘止	漆塗	在来の工 法通り

経蔵木部 仕様調書 (野物材)

当...宝暦五(一七五五)宝...宝暦一(一七六一)安...安永四(一七七五)頃 万...万延元(一八六〇)頃
A...明治中、大正 B...大正、戦前 C...戦後、昭和 D...昭和五二

区分	丸桁	投掛梁	大梁	野垂木	高甲	茅負	化粧裏板
安	安	宝	安	D	万	万	万
マツ	マツ	マツ	マツ	マツ	マツ	マツ	マツ
手鋸	手鋸	手鋸	手鋸	手鋸	手鋸	手鋸	手鋸
見掛り	見掛り	見掛り	見掛り	見掛り	見掛り	見掛り	見掛り
継手	継手	継手	継手	継手	継手	継手	継手
仕口	仕口	仕口	仕口	仕口	仕口	仕口	仕口
備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考
在来の工法	在来の工法	在来の工法	在来の工法	在来の工法	在来の工法	在来の工法	在来の工法

区分	丸桁	投掛梁	大梁	野垂木	高甲	茅負	化粧裏板
安	安	宝	安	D	万	万	万
マツ	マツ	マツ	マツ	マツ	マツ	マツ	マツ
手鋸	手鋸	手鋸	手鋸	手鋸	手鋸	手鋸	手鋸
見掛り	見掛り	見掛り	見掛り	見掛り	見掛り	見掛り	見掛り
継手	継手	継手	継手	継手	継手	継手	継手
仕口	仕口	仕口	仕口	仕口	仕口	仕口	仕口
備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考
在来の工法	在来の工法	在来の工法	在来の工法	在来の工法	在来の工法	在来の工法	在来の工法

経蔵木部 仕様調書 (置屋根)

当...宝暦五(一七五五)宝...宝暦一(一七六一)安...安永四(一七七五)頃 万...万延元(一八六〇)頃
A...明治中、大正 B...大正、戦前 C...戦後、昭和 D...昭和五二

区分	棟木	出隅木	野棟	小屋束	左義長柱	心柱	心柱受	垂木掛	火打貫	音梁受
安	万	C	宝	万	安	安	安	安	安	安
マツ	マツ	マツ	マツ	マツ	マツ	マツ	マツ	マツ	マツ	マツ
手鋸	手鋸	手鋸	手鋸	手鋸	手鋸	手鋸	手鋸	手鋸	手鋸	手鋸
見掛り	見掛り	見掛り	見掛り	見掛り	見掛り	見掛り	見掛り	見掛り	見掛り	見掛り
継手	継手	継手	継手	継手	継手	継手	継手	継手	継手	継手
仕口	仕口	仕口	仕口	仕口	仕口	仕口	仕口	仕口	仕口	仕口
備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考
在来の工法	在来の工法	在来の工法	在来の工法	在来の工法	在来の工法	在来の工法	在来の工法	在来の工法	在来の工法	在来の工法

区分	棟木	出隅木	野棟	小屋束	左義長柱	心柱	心柱受	垂木掛	火打貫	音梁受
安	万	C	宝	万	安	安	安	安	安	安
マツ	マツ	マツ	マツ	マツ	マツ	マツ	マツ	マツ	マツ	マツ
手鋸	手鋸	手鋸	手鋸	手鋸	手鋸	手鋸	手鋸	手鋸	手鋸	手鋸
見掛り	見掛り	見掛り	見掛り	見掛り	見掛り	見掛り	見掛り	見掛り	見掛り	見掛り
継手	継手	継手	継手	継手	継手	継手	継手	継手	継手	継手
仕口	仕口	仕口	仕口	仕口	仕口	仕口	仕口	仕口	仕口	仕口
備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考
在来の工法	在来の工法	在来の工法	在来の工法	在来の工法	在来の工法	在来の工法	在来の工法	在来の工法	在来の工法	在来の工法

方斗	肘木	大斗	斗	斗東	たたら束	架木	平桁	地覆	持送	緑葛	緑板(外)	緑板(内)	台輪	頭貫	緑柱	線回り	中央間内壁	棚板(正面の仏間)	天井板	腰板	琵琶板	軒天井板	
当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	
ヒンキ	ヒンキ	ヒンキ	ヒンキ	ヒンキ	ヒンキ	ヒンキ	ヒンキ	ヒンキ	ヒンキ	ヒンキ	ヒンキ	ヒンキ	ヒンキ	ヒンキ	ヒンキ	ヒンキ	ヒンキ	ヒンキ	ヒンキ	ヒンキ	ヒンキ	ヒンキ	
台鉤	台鉤	台鉤	台鉤	台鉤	台鉤	台鉤	台鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	
手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	
相決	相決								釘打	太柄	腰掛	突付		蟻欠						釘	腕部倉	腕部倉	
太柄	太柄	柄							落とし込	腰掛	突付		太柄・太柄	掛	太柄					釘	腕部倉	腕部倉	
太柄で肘木と固定し、実肘木を落とし込む	大斗に落とし込み、太柄で方斗、巻斗を固定	緑柱の重柄を通す。肘木を落とし込む			地覆に柄差し上下にクサビ	架木を欠き込んで斗にのせ上端より釘打			太柄で材をつき裏面より釘影をし釘打	上記入	長さ方向は相決り、幅方向は突付、緑柱の柄欠き込み、下端から緑柱に釘打	長さ方向は相決り、幅方向は突付け、釘影を施し釘打、下端から地長押へ釘打	長さ方向は相決り、幅方向は突付け、釘影を施し釘打、下端三	蟻欠のオスの方に柄欠をつくり柱上端の重柄を通す。天端から柱に釘打。天端の太柄欠をつくり裏腹を置く	柱に大人、蟻とし	緑板に柄差し上部では重柄として台輪を差し通し、大斗を落とす		同上	同上	上端より根太に釘打	柱、土台に小穴を突いて落込み	柱に小穴を突いて落込み	長さ方向には突付とし、幅方向に寸法の足りないものは腕部倉はぎをつけて(木釘使用)
透漆塗(周)	透漆塗(側面・木口)	透漆塗(周)	透漆塗(周)	透漆塗(周)	透漆塗(周)	透漆塗(木口以外)	透漆塗(木口以外)	透漆塗(銅面・上面)	透漆塗(側面・正面)	透漆塗(正面)	透漆塗(正面)	透漆塗(正面)	透漆塗(側面・下第三)	透漆塗(側面・下第三)	透漆塗(側面・下第三)	透漆塗(見掛り)	透漆塗(側面)	透漆塗(側面)	透漆塗(正)	透漆塗(側面)	透漆塗(下)	透漆塗(下)	透漆塗(下)
法通り	法通り	法通り	法通り	法通り	法通り	法通り	法通り	法通り	法通り	法通り	法通り	法通り	法通り	法通り	法通り	法通り	法通り	法通り	法通り	法通り	法通り	法通り	法通り

火打	根太	火打	大引	心柱	力貫	屋根板	野垂木	隅野垂木	下土台	下土台板	木鼻	実肘木	巻斗	裏腹	実肘木	巻斗	下土台	下土台板	木鼻	実肘木	裏腹	実肘木	巻斗
当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	当
マツ	マツ	マツ	マツ	マツ	マツ	マツ	マツ	マツ	マツ	マツ	マツ	マツ	マツ	マツ	マツ	マツ	マツ	マツ	マツ	マツ	マツ	マツ	マツ
台鉤	台鉤	台鉤	台鉤	台鉤	台鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤
手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤	手鉤
差し	差し					刀刃	釘打	落とし掛	大入														
火打に記入	芯木に大人れとし柱に柄差し	大人(上)に先を欠いてのせ、大人(下)に銅木(バックキン)を置きのせる	芯木に大人で貫通させ、柱に柄差し	大引、根太、力貫などに記入	真柱に大人とする、下端を欠き込み持ち送りし柄入れる、側面緑葛を腰掛けとし緑葛上端から釘打	野垂木に記入	裏面に記入、上端に屋根板を釘打	裏甲に記入、上端に屋根板を釘打	根太を落とし掛けるものと大人、落とし掛けのものがあ	下土台へ上端から釘打	緑柱に落とし蟻	大柄で丸桁を固定	大柄で丸桁を固定	大柄で丸桁を固定	大柄で丸桁を固定	大柄で丸桁を固定	大柄で丸桁を固定	大柄で丸桁を固定	大柄で丸桁を固定	大柄で丸桁を固定	大柄で丸桁を固定	大柄で丸桁を固定	大柄で丸桁を固定
透漆塗(側面・木口)	透漆塗(側面・木口)	透漆塗(側面・木口)	透漆塗(側面・木口)	透漆塗(側面・木口)	透漆塗(側面・木口)	透漆塗(側面・木口)	透漆塗(側面・木口)	透漆塗(側面・木口)	透漆塗(側面・木口)	透漆塗(側面・木口)	透漆塗(側面・木口)	透漆塗(側面・木口)	透漆塗(側面・木口)	透漆塗(側面・木口)	透漆塗(側面・木口)	透漆塗(側面・木口)	透漆塗(側面・木口)	透漆塗(側面・木口)	透漆塗(側面・木口)	透漆塗(側面・木口)	透漆塗(側面・木口)	透漆塗(側面・木口)	透漆塗(側面・木口)
法通り	法通り	法通り	法通り	法通り	法通り	法通り	法通り	法通り	法通り	法通り	法通り	法通り	法通り	法通り	法通り	法通り	法通り	法通り	法通り	法通り	法通り	法通り	法通り

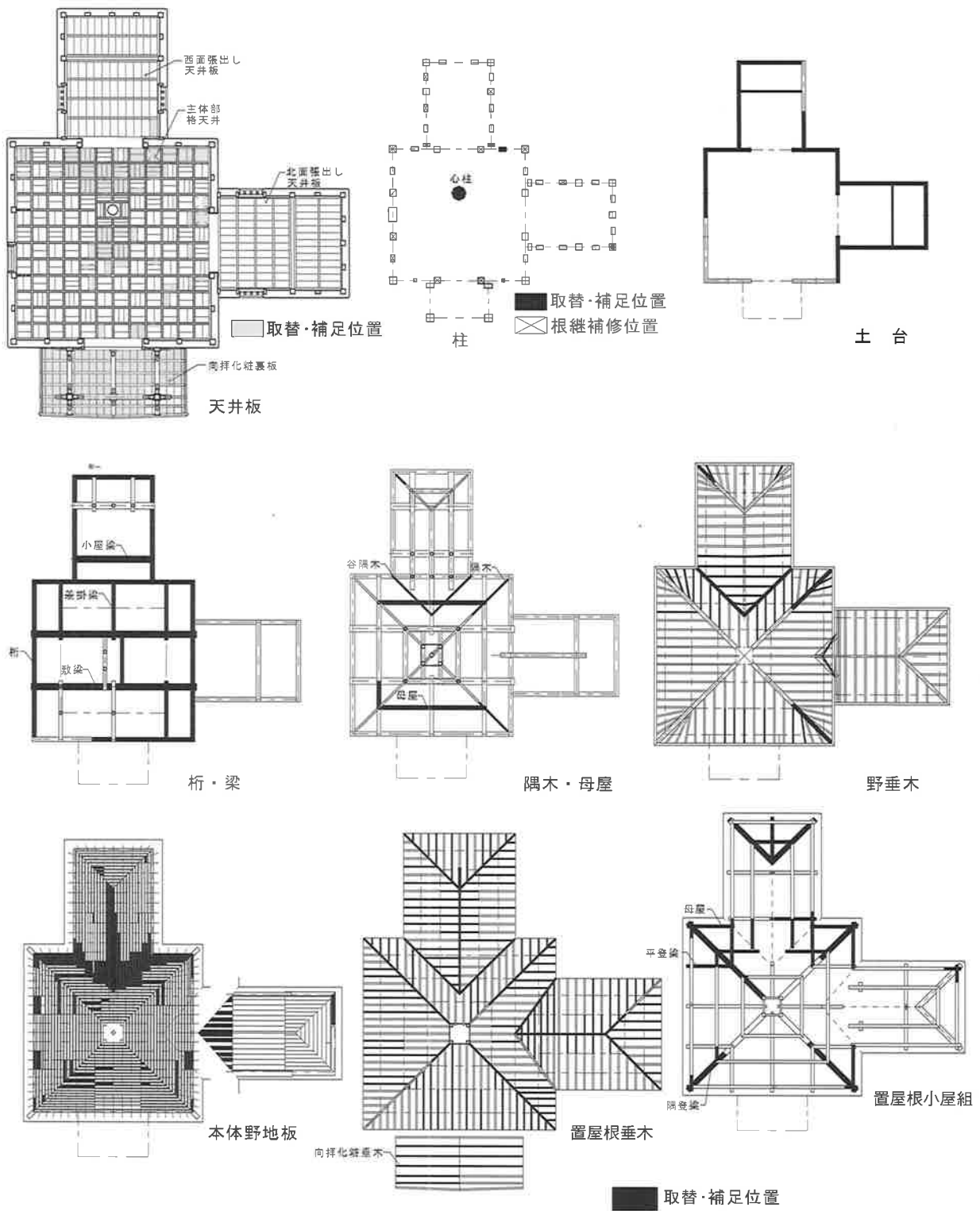


図3-7 経蔵木部取替位置図

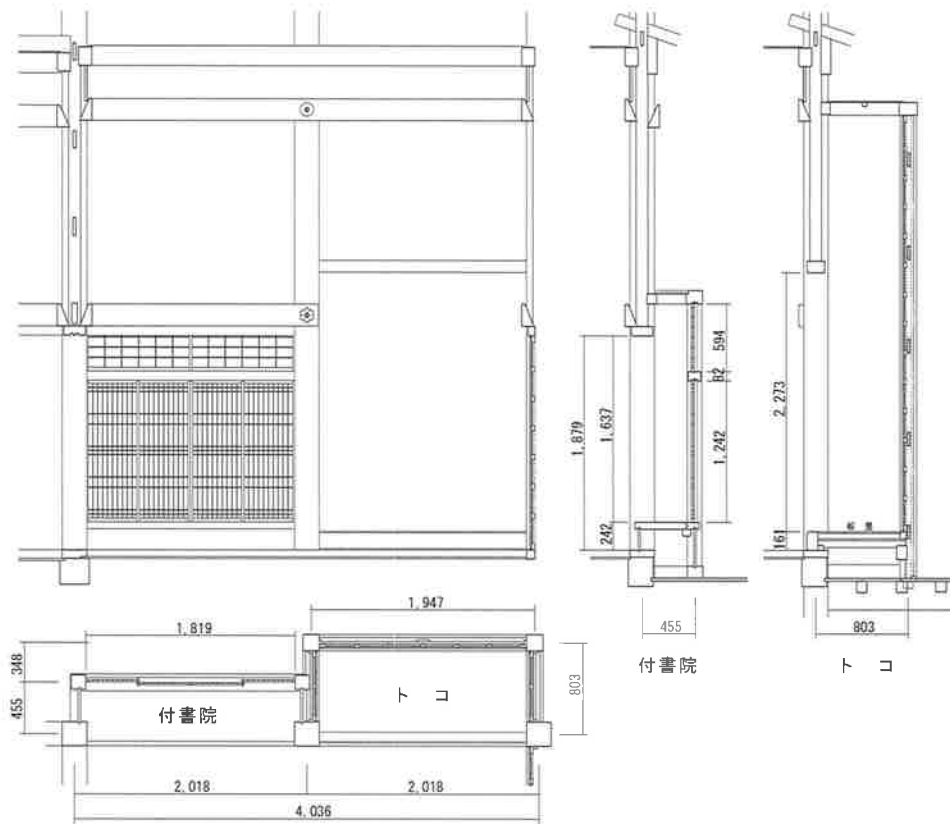


図3-8 本堂付書院・トコ復原図

第五項 屋根工事

①概要 現状変更の結果を受け、本堂の棧瓦葺を本瓦葺に変更した(式台玄関等一部棧瓦葺)。経蔵は棧瓦葺を全面葺替えた。本堂では採用できた瓦は殆ど無かったが、一部を北妻鍬上段に再用した。経蔵棧瓦は、耐久性等を考慮し、音響調査、吸水率等によって良否を判定し、再用・不再生に選別した。再用瓦はすべてタワシ等で水洗いし、十分に乾燥を図ったうえで使用した。

補足瓦は、在来品のうち指定の形式に倣って作成し、鬼瓦等の役物瓦で欠失したものは、類例調査によって新たに設計した。経蔵の軒唐草は復原時期に合わせて作り直した。新規瓦には見え隠れに修理年号を記した刻印を押した。

②土居葺(本堂) 葺材はスギ赤身勝手割り板、長三九・四cm内外、幅九cm以上、厚三mmとし、工法は、板傍羽重約一五mmに敷並べ、葺足約七・六cmで遣返しに葺き、野地板にステンレス釘止とした。

(南北廊下本瓦部分) 葺材はスギ赤身勝手割り板、長三五cm内外、幅九cm以上、厚三mmとし、板傍羽重約一五mmに敷並べ、葺足約一五cmで遣返しに葺き、野地板にステンレス釘止とした。

(北面廊下・玄関棧瓦部分) 葺材はスギ赤身勝手割り板、長三〇cm内外、幅七・五cm以上、厚三mmとし、止棧はスギ赤身材幅・成とも三cm内外とし、工法は、板傍羽重約一二mmに敷並べ、葺足約七・六cmで遣返しに葺き、要所ステンレスタッカーで仮止とし、三足毎に瓦棧で押え、垂木に釘止とした。

(経蔵本体) 葺材はスギ赤身勝手割り板、長三五cm内外、幅一二〜一六cm内外、厚三mmとし、止棧は径三cm内外の半割竹に藁縄巻とした。工法は、板傍羽重約一二mmに敷並べ、葺足約一二cm返しに葺き、二足毎に縄巻半割竹で押え、垂木に釘止とした。

(経蔵置屋根) 葺材はスギ赤身勝手割り板、長三〇cm内外、幅七・五cm以上、厚三mmとし、止棧はスギ赤身材幅・成とも三cm内外とした。工法は、板傍羽重約一二mmに敷並べ、葺足約七・五cmで遣返しに葺き、要所ステンレスタッカーで仮止とし、三足毎に瓦棧で押え、垂木に釘止とした。

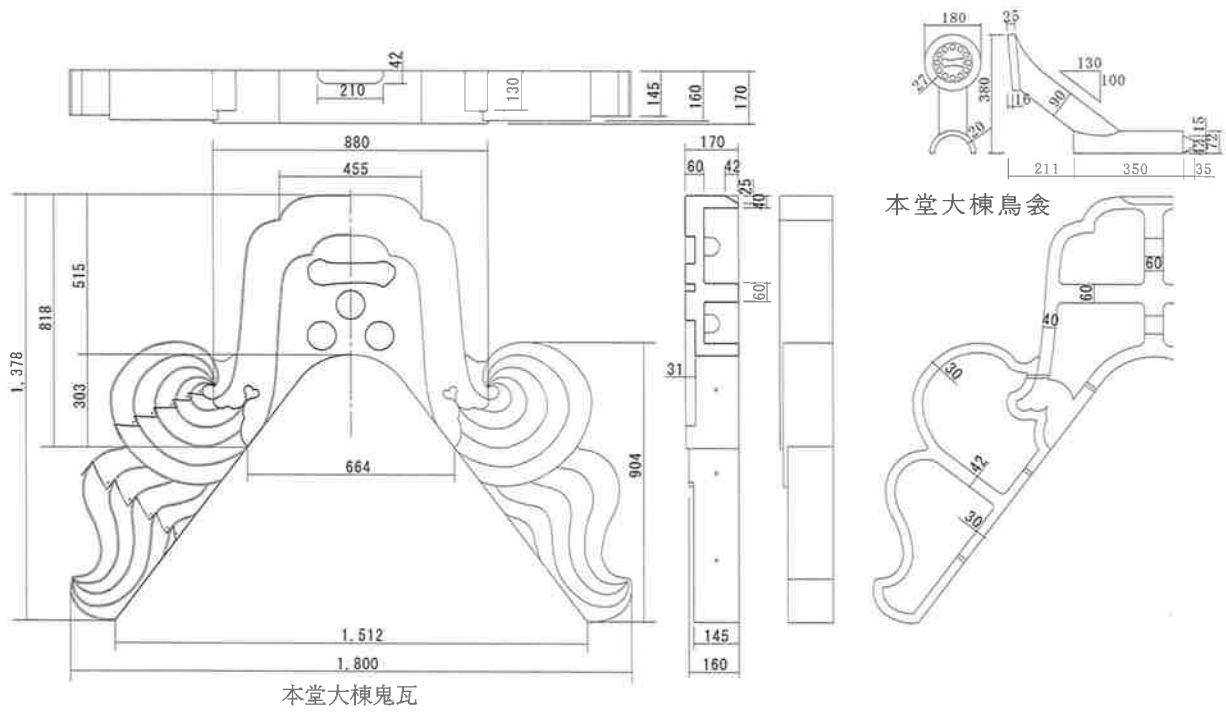


図3-9 本堂鬼瓦・鳥衾瓦製作図

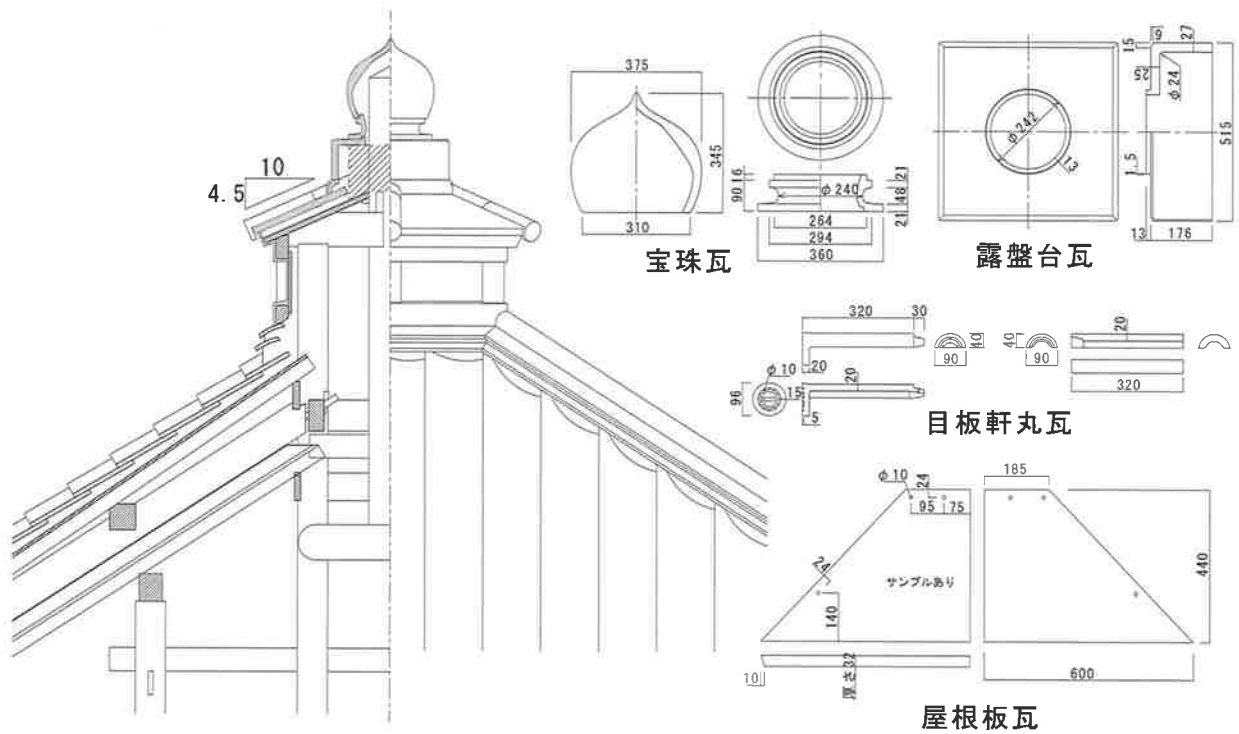


図3-10 経蔵瓦製露盤宝珠施工図

(書院渡り廊下) 葺材及び工法は、北面廊下・玄関と同じとした。

③本瓦葺(本堂) 空葺とし、瓦棧の横棧はスギ一等材料3cm×4cm、縦棧はスギ一等材料一・8cm×2cm。葺土は南蛮漆喰とした。瓦割は屋根の形に応じて区分毎に行い、葺き幅を加減して出来る限り詰めて割り付けた。本堂の妻は大きく前傾しているため、棟近くでは若干甘く、軒先では瓦を削り、詰めて葺くこととなった。敷平瓦、軒平瓦は瓦座より指定の出とし、南蛮漆喰を置き、一八番銅線二条で瓦棧に緊結した。平瓦は瓦棧にステンレス釘止め、又は銅線で緊結した。葺甲部分は南蛮漆喰でなじみよく葺き詰めた。土は不陸を正し、移動を防ぐ程度に少量に止め、筋置きとした。軒丸瓦は瓦尻を一八番銅線で瓦棧に引きつけ、ステンレス線で止めた。丸瓦は南蛮漆喰を用いて筋立てとして、南蛮漆喰が野地に達しないようにするとともに、必要最低限の量とした。尻は玉縁から銅線で引き、棟際と鉸軒は五〜六枚を連続で、その他は三枚から二枚毎に瓦棧から引き付けた。棟・隅・熨斗瓦積は在来の熨斗高に倣った。熨斗積は各段目違いに南蛮漆喰を用いて積み上げ、各段毎に銅線で緊結した。鬼瓦は六一六銅線五〜六条撚りのもので野地材に緊結した。

④棧瓦葺 土留棧はスギ一等材料、6cm×3・6cm内外、葺土は荒土、及び砂漆喰を用いた。葺土は筋置きとし、軒棧瓦は一六番銅線にて瓦棧に繋ぎ止めた。棧瓦はステンレス釘又は銅線にて瓦棧に止めた。

⑤露盤宝珠据付(経蔵) 木製露盤台の上に、旧規に倣って製作した瓦製露盤宝珠を据え付けた。露盤台の土居葺上に屋根板瓦を釘止めし、隅及び中央目地部分には丸瓦を被せ、釘と銅線で引き付け、漆喰で固定した。丸瓦と露盤下端の間には熨斗瓦を置き、その上に露盤宝珠を置いた。露盤と宝珠は銅線で緊結した。その他要所を目地漆喰で固定した。

⑥防水シート張(経蔵) 向拝屋根の本体軒下部分に雨落瓦を敷設すると共に、向拝土居葺上に防水シート張(ゴムアスファルトルーフィング)を施した。

本堂屋根工事 土居葺仕様調書

当…寛延三(一七五五) A…安永寛政二項(一八〇〇) B…嘉永三項(一八五〇) C…明治初年頃(一八六八)
 D…明治中期(未項)一(九〇〇) E…昭和初期頃(一九三五) F…昭和中期頃 G…昭和五〇年代頃(一九七七)
 H…平成四年頃(一九九二)

区分	本堂	時代別	種別	在来の工法		備考	実施の工法	
				寸法・形状・葺足	取付・下地			
北面廊下 及 び 式 台 玄 関	G	土居葺	スギ皮葺、幅三〇〇、長さ一、〇〇〇、厚六〇、重ね一、〇〇〇、厚一五〇	スギ皮葺、幅三〇〇、長さ一、〇〇〇、厚六〇、重ね一、〇〇〇、厚一五〇	幅三〇〇の半割押え竹で、四〇〇間隔に押さえつけて洋釘止め	東面	スギの手割板を用いて南面廊下の当初に倣う。玄関部分についてはスギ機械割の板を用いる	
								北面廊下
南面廊下	G	土居葺	スギ皮葺、幅三〇〇、長さ一、〇〇〇、厚六〇、重ね一、〇〇〇、厚一五〇	スギ皮葺、幅三〇〇、長さ一、〇〇〇、厚六〇、重ね一、〇〇〇、厚一五〇	幅三〇〇の半割押え竹で、四〇〇間隔に押さえつけて洋釘止め	西面	当初の工法の通り	
								南面廊下
本堂	当	土居葺	ヒバ板手割材、幅七五〇内外、長さ三九三、厚三三、掛羽掛長し、葺足七五〇	ヒバ板手割材、幅七五〇内外、長さ三九三、厚三三、掛羽掛長し、葺足七五〇	幅三〇〇の藁縄を巻いた半割押え竹で、三〇〇間隔に押さえつけて和釘止め		スギ手割板で当初工法に倣う	
								本堂
本堂	G	土居葺	スギ皮葺、幅二〇〇、長さ一、〇〇〇、厚三三、掛羽掛長し、葺足二二〇	スギ皮葺、幅二〇〇、長さ一、〇〇〇、厚三三、掛羽掛長し、葺足二二〇	幅三〇〇の藁縄を巻いた半割押え竹で、三〇〇間隔に押さえつけて和釘止め			
本堂	D	土居葺	スギ皮葺、幅四五一七、長さ三三三、厚三三、掛羽掛長し、葺足一六〇	スギ皮葺、幅四五一七、長さ三三三、厚三三、掛羽掛長し、葺足一六〇	幅三〇〇の藁縄を巻いた半割押え竹で、三三〇間隔に押さえつけて和釘止め			
本堂	E	土居葺	スギ皮葺、幅四五一七、長さ三三三、厚三三、掛羽掛長し、葺足一〇五	スギ皮葺、幅四五一七、長さ三三三、厚三三、掛羽掛長し、葺足一〇五	幅三〇〇の藁縄を巻いた半割押え竹で、三三〇間隔に押さえつけて和釘止め			
本堂	F	土居葺	スギ皮葺、幅四五一七、長さ八七〇、重ね一〇〇、クリ材	スギ皮葺、幅四五一七、長さ八七〇、重ね一〇〇、クリ材	幅三〇〇の藁縄を巻いた半割押え竹で、杉皮の鼻先毎(約八〇間隔)に押さえつけて洋釘止め。瓦棧は竹の中間毎に配し洋釘止め	東面		
本堂	C	土居葺	スギ皮葺、幅四五一七、長さ三三三、厚三三、掛羽掛長し、葺足二二〇	スギ皮葺、幅四五一七、長さ三三三、厚三三、掛羽掛長し、葺足二二〇	幅三〇〇の藁縄を巻いた半割押え竹で、三三〇間隔に押さえつけて和釘止め			
本堂	G	土居葺	スギ皮葺、幅二二五、長さ二二二、厚二〇	スギ皮葺、幅二二五、長さ二二二、厚二〇	幅三〇〇の半割押え竹で、四〇〇間隔に押さえつけて洋釘止め			
本堂	軒平瓦	種別	寸法・形状	備考	時代別	寸法・形状	備考	実施の工法
本堂	軒平瓦	種別	寸法・形状	備考	時代別	寸法・形状	備考	実施の工法

本堂屋根工事 瓦葺仕様調書

当…寛延三(一七五五) A…安永寛政二項(一八〇〇) B…嘉永三項(一八五〇) C…明治初年頃(一八六八)
 D…明治中期(未項)一(九〇〇) E…昭和初期頃(一九三五) F…昭和中期頃 G…昭和五〇年代頃(一九七七)
 H…平成四年頃(一九九二)

区分	本堂	種別	在来の工法		備考	実施の工法		
			寸法・形状	備考				
本堂	軒平瓦	種別	寸法・形状	備考	時代別	寸法・形状		
							種別	備考
本堂	軒平瓦	種別	寸法・形状	備考	時代別	寸法・形状	備考	実施の工法

北面廊下 及び式台 玄関	※貯斗、青海波は全て平瓦の転用	軒棧瓦	輪違瓦	鳥釜瓦	・隅棟鬼瓦 幅四六〇 ^{mm} 、成三六五 ^{mm} 、厚九〇 ^{mm}			雁振瓦	鳥釜瓦	大棟鬼瓦	棧瓦						軒棧瓦	丸瓦	二の平瓦	平瓦	隅巴(下座)	軒丸瓦
		厚二〇 ^{mm} 、煇瓦	幅一四八 ^{mm} 、成二一五 ^{mm} 、厚七五 ^{mm} 、長一四五 ^{mm} 、成七一 ^{mm}	φ一五二 ^{mm} 、成二一五 ^{mm} 、長三八三 ^{mm} 、成七五 ^{mm}	幅三〇三 ^{mm} 、成二六五 ^{mm} 、厚一〇〇 ^{mm} 、煇瓦	φ一五二 ^{mm} 、成二一五 ^{mm} 、長二二五 ^{mm} 、厚一〇〇 ^{mm} 、煇瓦	φ一五二 ^{mm} 、成二一五 ^{mm} 、長二二五 ^{mm} 、厚一〇〇 ^{mm} 、煇瓦	幅三〇三 ^{mm} 、成二六五 ^{mm} 、厚一〇〇 ^{mm} 、煇瓦	φ一五二 ^{mm} 、成二一五 ^{mm} 、長二二五 ^{mm} 、厚一〇〇 ^{mm} 、煇瓦	φ一五二 ^{mm} 、成二一五 ^{mm} 、長二二五 ^{mm} 、厚一〇〇 ^{mm} 、煇瓦	φ一五二 ^{mm} 、成二一五 ^{mm} 、長二二五 ^{mm} 、厚一〇〇 ^{mm} 、煇瓦	幅一五二 ^{mm} 、成二一五 ^{mm} 、厚一〇〇 ^{mm} 、煇瓦	幅一五二 ^{mm} 、成二一五 ^{mm} 、厚一〇〇 ^{mm} 、煇瓦	幅一五二 ^{mm} 、成二一五 ^{mm} 、厚一〇〇 ^{mm} 、煇瓦	幅一五二 ^{mm} 、成二一五 ^{mm} 、厚一〇〇 ^{mm} 、煇瓦	幅一五二 ^{mm} 、成二一五 ^{mm} 、厚一〇〇 ^{mm} 、煇瓦	幅一五二 ^{mm} 、成二一五 ^{mm} 、厚一〇〇 ^{mm} 、煇瓦	幅一五二 ^{mm} 、成二一五 ^{mm} 、厚一〇〇 ^{mm} 、煇瓦	幅一五二 ^{mm} 、成二一五 ^{mm} 、厚一〇〇 ^{mm} 、煇瓦	幅一五二 ^{mm} 、成二一五 ^{mm} 、厚一〇〇 ^{mm} 、煇瓦	幅一五二 ^{mm} 、成二一五 ^{mm} 、厚一〇〇 ^{mm} 、煇瓦	幅一五二 ^{mm} 、成二一五 ^{mm} 、厚一〇〇 ^{mm} 、煇瓦
		厚二〇 ^{mm} 、煇瓦																				
		厚二〇 ^{mm} 、煇瓦																				
		厚二〇 ^{mm} 、煇瓦																				
		厚二〇 ^{mm} 、煇瓦																				
		厚二〇 ^{mm} 、煇瓦																				
		厚二〇 ^{mm} 、煇瓦																				
		厚二〇 ^{mm} 、煇瓦																				
		厚二〇 ^{mm} 、煇瓦																				
		厚二〇 ^{mm} 、煇瓦																				

南面廊下	貯斗瓦	雁振瓦	大棟鬼瓦	大棟棧瓦	小袖棧瓦(左)	小袖棧瓦(右)	軒棧瓦	小袖軒瓦	大袖軒瓦	棧瓦	大袖瓦	軒棧瓦	貯斗瓦	雁振瓦	丸瓦	大袖瓦(右)	棧瓦	大袖軒瓦

経蔵屋根工事 土居葺仕様調書

当：宝曆五(一七五五) 宝：宝暦一(一七六一) 安：安永四(一七七五) 頃：万…万延元(一八六〇) 頃
 A：明治中(大正) B：大正(戦前) C：戦後(昭和) D：昭和五二

区分		在来の工法		実施の工法	
従前	種別	仕上	取付・下地	備考	
本体屋根・主体部、西側張出	土居葺	仕上	幅三〇〇mmの藁縄を巻いた半割押え竹で、一八〇mm間隔に押さえて鉄釘止め	備考	実施の工法
本体屋根・主体部、北側張出	土居葺	置土屋根	幅三〇〇mmの半割押え竹で、一八〇mm間隔に押さえて鉄釘止め		在来の工法
置土屋根(主体部、西・北側張出、向拝と)	土居葺	棧瓦葺	幅三〇〇mm程の半割の押え竹を、鼻先及び中通りに洋釘で打ち付ける(三六〇mm間隔)。押さえて竹は上面を表裏交互に取り付ける		根の土居葺に倣い、杉板の重ね葺とする

経蔵屋根工事 棧瓦葺仕様調書

当：宝曆五(一七五五) 宝：宝暦一(一七六一) 安：安永四(一七七五) 頃：万…万延元(一八六〇) 頃
 A：明治中(大正) B：大正(戦前) C：戦後(昭和) D：昭和五二

区分		在来の工法		実施の工法	
従前	種別	仕上	取付・下地	備考	
置土屋根(主体部、西・北側張出、向拝と)	平葺瓦		葺土五mm程度		形状は在来の瓦に倣い、新調。瓦内紋は、境内瓦に倣う
	軒丸瓦		葺土五mm程度、要所(のぼり)の所に針金で緊結する		
	軒四角瓦				
	隅四角瓦				
	隅付				
	割数斗				
	割数斗				
	雁振(丸瓦)				
	袖瓦(左)				
	袖瓦(右)				
	当				
	安 or 宝				
	西側張出鬼				
	北側張出鬼				

第六項 左官工事

①概要 本堂の一部を除き、本堂及び経蔵の壁を下地から塗り直した。見え掛かり部は漆喰仕上としたが、経蔵外部は鼠漆喰仕上とした。

②材料 小舞竹は径三〇・〇〜四・五cmの真竹、及び径九〜一二mmの篠竹。小舞縄は径六mm内外の藁縄。藁縄は径八mm内外で、経蔵小舞解体時に保存したものを用いた。荒壁土は夾雑物のない良質な山土とし、中塗土は荒壁土で五mm篩を通過する程度のものとした。砂は荒目勝の川砂とした。荒壁用藁スサは打藁を三〜九cmに切断したもの、中塗用は揉みスサ、上塗用は晒麻スサとした。のりは角又または銀杏草とした。石灰は消石灰と貝灰とを用いた。墨は油煙墨、左官用墨汁を用いた。その他、貫伏せ用藁、寒冷紗、蟻壁下地用のコバ板を用いた。

③調合 標準調合比は左記を標準とした。

荒壁土 粘山土1mに対し藁スサ20kg前後、使用前六ヶ月以上水練りしてねかせたものとし、途中数回切返し、藁スサを入れ練り合わせた。

中塗土 篩漉し土1m対し川砂〇・五m前後、揉みスサさ一五kg。

上塗漆喰 石灰二〇kg、晒スサー・三kg、角又一kg。

鼠漆喰 上塗漆喰に左官用墨汁を混練して半年以上ねかせた。配合等については実施前に手板を作成して色味を検討した。

鳥袋(天棟・棟)	蓋整玉珠瓦			当	隅瓦	幅四〇〇mm、成三三〇mm、厚二〇〇mm	幅五二五mm、成一七五mm、幅二九〇mm	幅六〇〇mm、長四〇〇mm、厚三二mm	幅六〇〇mm、長四〇〇mm、厚三二mm	見え隠れ部分三ヶ所互釘止め	首部分別	西側張出鬼に倣う
	当	當	當									
萬	北側張出鬼	幅四五〇mm、成一三〇mm、厚七七mm、毛利家紋(文字三つ星)付										再用
当	蓋整玉											
當	蓋整鹿											
當	蓋整鹿											
當	蓋整鹿											
當	蓋整鹿											
當	蓋整鹿											
當	蓋整鹿											
當	蓋整鹿											
當	蓋整鹿											
當	蓋整鹿											
當	蓋整鹿											

④工法

真壁小舞搔 間渡は柱および貫等横架材の間渡穴に差込み、要所は貫に釘止めとした。小舞竹は間隔4cm程度に割付け、堅横に小舞縄で千鳥に搔き付けた。

蟻壁下地(本堂) 内陣の蟻壁はコバ板に稲藁を巻き、下地板に釘止めした。

大壁小舞搔(経蔵) 軒揚塗の一部は、壁解体時に保存しておいた蔦縄を施工前に水に浸けて戻し、小舞搔に適した長さに調整して用いた。蔦縄を使用出来ない部分については、蔦縄に替えて棕櫚縄を用いた。大壁は間渡竹を柱側面の間渡穴に差込み、堅横約10cm間隔で小舞竹を搔付けた。横小舞竹は、柱外側の刎掛刻みに載せかけて釘止めした。出隅部分は柱外側に小舞縄を千鳥に搔付けた。斑直しでは桁下から土台上まで三段に、間隔20cm程度に下縄を伏せ込んだ。

荒壁 塗り上げは小舞に十分摺り込み、指定の厚さに塗り上げ、裏返しは荒打が生乾きのうちに行った。荒壁塗乾燥後大直し、斑直しを行った。

中塗 斑直し乾燥後、薄手の鍍で押しつけ、不陸のないよう塗り上げた。

砂漆喰塗 中塗完了後、上塗漆喰の下地として砂漆喰を塗った。

漆喰上塗 上塗用漆喰を用い、指定の厚みに不陸のないよう塗り付け、斑・散切れなどのないように金鍍でよく磨き上げた。

構造補強壁(本堂) 構造用合板の上にメタルラスを取り付け、砂漆喰、上塗り漆喰の順に塗付け、所定の壁厚とした。

構造補強壁(経蔵) 外側大壁と、内側真壁の間に荒壁土を詰め、一体とすることで壁の強度を増した。施工は大壁荒壁の裏返しを終え、内側真壁の小舞搔き完了後に行った。厚い壁となり、乾燥に時間を要するため、要所大壁外部に達する穴を穿ち、乾燥を図った。

屋根面塗籠(経蔵) 本体土居葺施工後、在来の仕様に合わせて、荒壁、斑直、中塗、上塗の順で仕上げた。屋根面は直線ではなく、流れ中央部に屋弛みを作りだしているため、置屋根の登梁下端に合わせて寸法を決め、水系を

張って仕上りの高さを調整しながら施工した。

その他 本堂及び廊下の本瓦葺部分軒雀口、及び南北廊下の面戸部分、本堂大棟の青海波部分には、砂漆喰を下塗として上塗り漆喰を施した。その他、本堂妻の熨斗積部分には在来通り目地漆喰を施し、棟の端部、及び鬼瓦の後ろ部分は砂漆喰による塗籠を行った。

本堂左官工事 仕様調書

当…寛延三(一七五五) A…安永…寛政二(一八〇〇) B…嘉永三(一八五〇) C…明治初年頃(一八六七)
 D…明治中期…未頃(一九〇〇) E…昭和初期頃(一九三五) F…昭和中期頃 G…昭和五〇年代頃(一九七七)
 H…平成四年頃(一九九二)

区分	位置	当 初		後 補		実施の工法
		寸法・形状	備考	寸法・形状	備考	
本堂 小舞搔	外壁	小舞竹…マダケ割竹幅二二七〇mm 間渡竹…メダケ径一五〇〜二四〇mm 縦小舞は柱面または縦貫より約一〇〇mm離した位置に間渡竹を配し、小舞竹を約四五〇mm間隔で配する。横小舞は貫より九〇〜一三五mm離した位置に間渡竹を配して小舞穴に差し込み貫に釘止めとし、約四五〇mm間隔で小舞竹を配し、径六〇mmの藁縄で編込む。		小舞竹…マダケ割竹幅一五〇〜三〇〇mm 間渡竹…メダケ径一五〇内外 縦小舞は二〇〇mm内外の間隔で間渡竹を配し、小舞竹を約四〇〜四〇〇mm内外の間隔で間渡竹を配し、小舞竹を約四〇〜四〇〇mm内外の間隔で間渡竹を配し、小舞竹を約四〇〜四〇〇mmの間隔で配する。 緊要が干渉する部分には藁巻竹を直接釘止めする。 なお、要所には小舞貫から径六〇mmの藁縄にて控えを取り補強する。		在来の工法
荒壁塗	外壁	片側厚み約一六〇mm。返し塗を行ってスサ長五二〇mm程。両面荒壁を塗る必要がある場合は、横小舞側を先に施工する。	A	片側厚み約二〇〇mm程、斑直はしない。	後陣後補間 仕切壁	
斑直	外壁	厚み二〇〇mm、スサ長三〇〇mm程。			後陣後補間 仕切壁	
中塗	外壁	塗厚六〜九mm、スサ長二五〇mm程。	A	厚み九mm程、荒壁と同等の土を使用。	後陣後補間 仕切壁	
漆喰塗	外壁	塗厚二mm。白漆喰。上塗一回塗。	A	漆喰と土を混ぜたもので仕上げ。厚み四mm。	後陣後補間 仕切壁	

内壁(真壁)	中塗						外壁(真壁)					
	張出	北側	西側	張出	北側	西側	張出	北側	西側	張出	北側	西側
小舞拵	北側 張出	西側 張出	西側 張出	北側 張出	西側 張出	西側 張出	北側 張出	西側 張出	西側 張出	北側 張出	西側 張出	西側 張出
小舞拵 竹を配する。	小舞拵・女竹径二〇mm、真竹 割竹幅二〇mm。横小舞拵は四〇 mm間隔で女竹を小舞拵に渡 し、九ツ割(四四mm間隔)に 割竹を配して女竹に薬縄で結 ぶ。縦小舞拵は柱真より一五三 mmの位置並びに柱間中間(小 舞拵より三六〇mm間隔)に女 竹を設けて真に鉄釘で止め 間七ツ割(五六mm間隔)に割 竹を配する。											
				西側張出取 合部残存								合部張出取 合部残存
	万	C B or	安	宝	C B or	安	万	安	宝	万	宝	宝
	塗厚二mm、鼠漆喰。	塗厚二mm、白漆喰。	塗厚二mm、鼠漆喰。スサに和 紙を用いる。	塗厚二mm、白漆喰。	塗厚二mm、白漆喰。	塗厚二mm、鼠漆喰。スサに和 紙を用いる。	塗厚二mm、スサ長四〇mm。 塗厚三mm、スサ長四〇mm。	塗厚三mm、スサ長四〇mm。 平均三〇mm。	塗厚三mm、スサ長二四〇四五 mm平均三〇mm。	塗厚三mm、スサ長一八〇四二 mm。	塗厚二mm、鼠漆喰。スサ長一 八〇mm、二回目二二〇mm、三回 目一六〇mm。 含有砕石径一五mm程度。スサ 長一八〇九〇mm。平均四〇mm。 スサ長三〇〇四二mm。	合計三回塗、塗厚は一回目 一八〇mm、二回目二二〇mm、三回 目一六〇mm。 含有砕石径一五mm程度。スサ 長一八〇九〇mm。平均四〇mm。 スサ長三〇〇四二mm。
	築当初	現状漆喰。	西面及び部 分的に残存 漆喰とする。	復原時期に 合わせ、鼠 漆喰とする。	現状漆喰。	部分的に残 存。	北側張出増 築当初	西側張出増 築当初(南 側主壁部取 合部残存)				
	通り	在来の工法	通り	在来の工法	通り	在来の工法	通り	在来の工法	通り	在来の工法	通り	在来の工法

真直し	中塗						外壁(真壁)					
	張出	北側	西側	張出	北側	西側	張出	北側	西側	張出	北側	西側
真直し	張出	北側	西側	張出	北側	西側	張出	北側	西側	張出	北側	西側
真直し	張出	北側	西側	張出	北側	西側	張出	北側	西側	張出	北側	西側
				塗厚三mm。真直し土と同土。								
	安	万	安	宝	万	宝	万	宝	万	宝	C B or	宝
	塗厚九〇mm。一回塗の後、す ぐに塗り重ねる。	塗厚三六〇mm。一回塗の後、す ぐに塗り重ねる。	塗厚三〇mm。	塗厚二mm。	塗厚一〇二mm。漆喰の上から 漆喰を塗り重ね、化粧直しを 行う。	塗厚二mm。	塗厚二mm。	塗厚二mm。	塗厚三mm。	塗厚三mm。	塗厚二mm。一回塗の後、す ぐに塗り重ねる。	塗厚三mm。
	通り	在来の工法	通り	在来の工法	通り	在来の工法	通り	在来の工法	通り	在来の工法	通り	在来の工法

中塗		漆喰塗		漆喰塗	
北側	北側	西側	西側	北側	北側
張出	張出	張出	張出	張出	張出
安	安	安	安	安	安
塗厚三〇〇。	塗厚三〇〇。	塗厚六〇〇。	塗厚二〇〇。	塗厚三〇〇。	塗厚三〇〇。
通	通	通	通	通	通
在来の工法	在来の工法	在来の工法	在来の工法	在来の工法	在来の工法

第七項 建具工事

①概要 本堂の板戸、舞良戸、腰付障子、襖等、既存建具のうち古い形式を持つ建具は補修し、再用した。絵襖は障壁画補修に準じて補修を行った。舞良戸の欠失したものは旧規に倣って新調した。側柱通りの腰付障子は近年製作されたものであり、すべて取替としたが、寸法、組手、仕口等は保存されていた古い建具に倣った。現状変更により復原された付書院には、明障子及び欄間を新たに設けた。南北廊下の窓にも明障子を新調した。また外部に面する障子紙は合成紙とした。両折棧唐戸は軸摺り金具の新調とともに、飾り金具、塗装（緑青塗、黒目漆塗、朱漆塗）の補修を行った。本堂舞良戸は補修と補足を行い、塗装（弁柄塗、胡粉塗）の塗り直しを行った。箴欄間は組子の補修を行った。経蔵の正面棧唐戸は現状変更により中段の格子部分を板に戻し、打掛金物と煽止金具を整備した。窓裏白戸は木部を修理し、塗土は遣り替えた。入口の両引土戸は戸車を金具に付け替えた。腰高障子、棚下の板戸、窓の突上戸、床下換気口の板戸は修理し、再用した。欠失した窓明障子、突上戸は在来の建具に倣って新調した。その他窓裏白戸の肘壺金具等の修理、取替を行った。

本堂、経蔵とも部分補修、または取替とした建具には古色塗を施した。

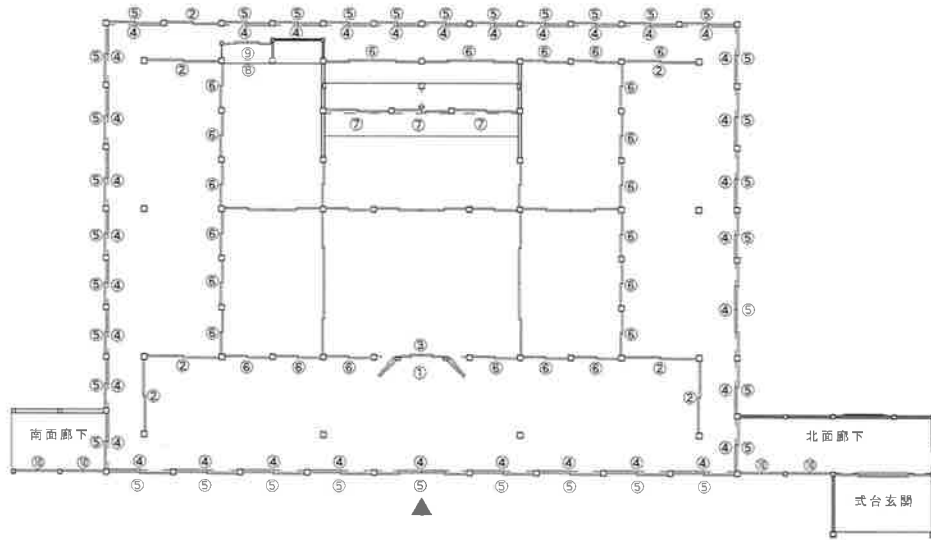
②外部板戸クリーニング 本堂の外部に面する板戸（再用分）について、表面に付着した地衣類等の除去を目的としたクリーニングを行った。

第八項 輪蔵工事（経蔵）

①概要 経蔵内にある輪蔵は解体修理とした。欠失した金具の補足・補修、建具及び木部の塗装補修（弁柄塗、拭漆塗）、輪蔵軸受け金具の製作、戸車の補強、建具に貼られた番号札の貼り直し等を行った。加えて、現状変更により輪蔵下部に八天像を補修し、取り付けた。また心柱は取替としたが、マツをヒノキに材種変更し、当初の仕口・仕事墨の残る部分を一寸程度の厚さで剥ぎ取り、新しい部材に埋め込んで再用した。

②八天像修理 経蔵内から見つかった八天像を、以下の手順で旧位置に戻した。

- 1 塵埃除去……洗浄
 - 2 含浸補強……虫害部について、樹脂溶液を用いて行った
 - 3 剥落止め……水を用いた
 - 4 接合……膠、布海苔を用いた
 - 5 燻蒸……ガス燻蒸（殺虫・殺カビ）を行った
 - 6 設置……輪蔵の指定の位置に設置した（背後から銅線引き付け）
- 欠損した顔、手足、玉眼等は補足せず、剥落した彩色についても補筆は行わないこととした。
- ③戸車補強 在来の戸車に掛かる重量を軽減するため、輪蔵礎石上に新たに転ばし根太を設け、上向きに取り付けた重量戸車で、輪蔵内側に仮設した土台を受けた。使用した材料は左記のとおり。
- 仮設転ばし根太・土台・戸車受…松一等材料。
- ベアリング重量戸車…MCナイロン製、ステンレス枠山R車型、耐荷重七五kg/個。
- ステンレス板…SUS三〇四 一・五t



本堂建具位置図

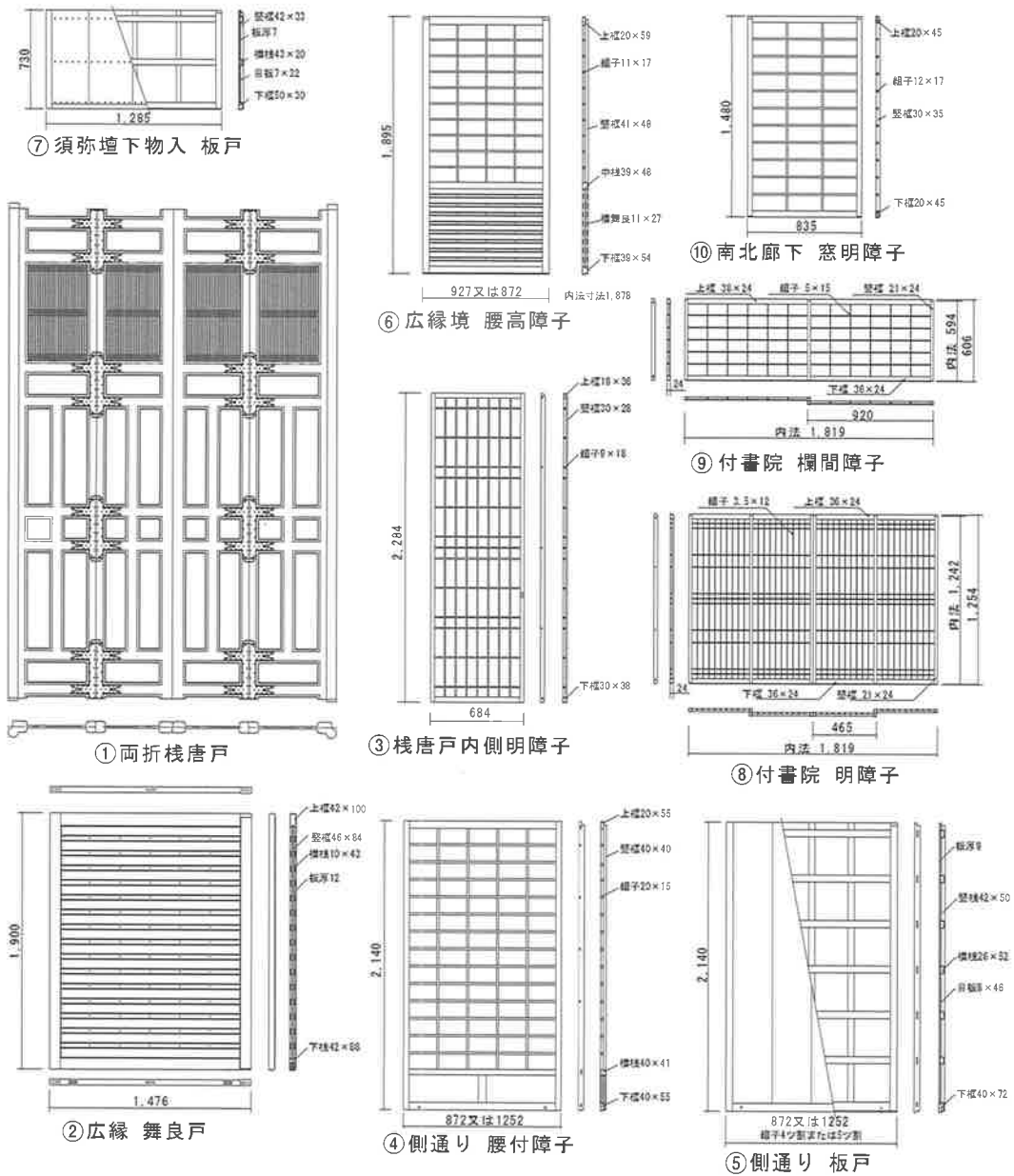


図3-11 本堂建具

第九項 雑工事

①**土壌防蟻処理** 本堂、経蔵とも建物の内外に渡り防蟻土壌処理を施した。薬剤はホウ素系薬剤（モクボウペネザープ同等品）とし、土壌処理は表面散布式で行い、処理する土壌の表面に均一に行きわたるよう液剤を散布した。使用量の基準は1㎡あたり10ℓ内外とした。

②**畳工事（本堂）** 現状の畳床はスタイロフォームの現代畳であったため、畳床・畳表・畳縁にいたるすべてを新規製作した。施工にあたっては、現場にて寸法確認を行い、畳割によって正しく切り合わせ、畳拵えのうえ段違い、不陸、隙間のないように敷込んだ。畳表は熊本八代産、床はJISA 5901、3種特級、重量28kg/枚以上、縫糸・ビニロン糸、JIS L 2501とし、畳縁は黒色麻縁とした。復原したトコの畳は板トコとし、七島蘭の薄縁を張った。

③**木部塗装工事（本堂）** 本堂仏壇、トコ廻り、及び復原した付書院の部材に漆塗りを施した。上塗り漆は国産品、それ以外は国産品に準ずる品質のもの、弁柄等の顔料は日本産良質品とし、見本塗の手板を作成して決定した。

仏壇廻りは黒目漆塗で、布着せ部分まで破損している箇所はこれを除去し、木地固め、刻芋、下地付等の後布着せを行い、地付け、切り付け、錆付け、生漆固め、繕い錆、素黒目漆塗、化粧錆、部分塗り、素黒目漆塗二回目、素黒目漆塗三回目の順に施工した。補修の場合は部分的に下地を繕い、黒目漆を三回塗した後、拭き漆を二回行った。仏壇丸柱の裏側には墨塗を施した。

トコ框は黒漆塗で、アルコールで湿らせたウエスにて、漆塗表面の汚れや油を拭き取った後、摺漆を二回行った。

④**仏壇金紙張り（本堂）** 仏間仏壇廻りの壁に貼付壁下地を施し、金箔紙を貼った。紙は手漉き和紙とし、下貼りは美濃紙、上貼りは金箔を貼った本鳥の子紙を用いた。板の継目を丁寧に目張りしたうえで、浮け貼り二回、ベタ貼り、浮け貼り二回の上に金箔紙を貼った。

⑤**風除裏紙張り（本堂）** 来迎壁裏側、及び仏龕正面内側の板に、風除けのための紙貼りを施した。紙は美濃紙及び泥入間似合紙とし、板の継目に目張りを

施した後、柿渋を塗った和紙を正麩糊でベタ貼りした。仏龕裏には一部泥入間似合紙を貼った。

⑥**障壁画補修（本堂）** 上間奥の壁貼付二面の補修及び襖絵の補修を行った。紙は手漉き和紙とし、下貼りは美濃紙、上貼りは泥入間似合紙を用いた。

壁貼付は四分之一を外した後、篋で丁寧に骨から外した。外した壁画は下貼りから順に解体し、上貼りの清掃・補修を行った後、骨縛り、胴貼り（ベタ貼り）、浮け貼り、ベタ貼り、浮け貼り二回の上の上貼紙を貼り戻した。

⑦**トコ貼付壁（本堂）** 現状変更に伴い、上間奥トコの貼付壁を復原した。

⑧**金具工事** 飾り金具等の修理・作製を行った。金具は破損が著しいもの、欠失しているものについては作り直し、破損程度の少ないものは補修して再用了。鉄金具の仕上げは黒色塗装（焼漆、ウレタン塗装）、釘隠しには煮黒目、及び鍍金を施した。

⑨**墨塗・絵様墨差** 虹梁、木鼻、幕股、肘木等の絵様部分、及び経蔵窓底板、板受け、猿頭に墨塗を施した。木部表面を清掃した後、雨水によって流出し、壁を汚損しないよう、水性アクリル塗料を用いて二回に分けて塗布した。

⑩**火灯窓金網（経蔵）** 主体部南面の火頭窓鉄格子外側に、亀甲金網を設けた。当初材は銅であったが、今回着色ステンレス（加熱加工）とした。取付は在来に倣い、火頭窓木枠に角釘止とし、要所銅線で鉄格子に括り付けた。

⑪**電灯・コンセント設備復旧（本堂）** 解体時に撤去した電灯・コンセント設備を、建物組立時に復旧した。電路は可能な部分は埋設とし、配線経路は小屋裏及び床下とした。屋内は出来る限り見え隠れに配線し、照明器具は電路末端部で取外し可能とした。

⑫**自動火災報知設備復旧（本堂）** 本堂解体時に撤去した自動火災報知設備を復旧した。感知器は差動式スポット感知器、及び煙光電式2種、総合盤はP型1級露出型とし、何れも指定色とした。施工にあたっては、消防法施行令および施行細則、火災報知設備に係る省令に基づくほか、日本火災報知器工業会の自動火災報知設備工事基準書を参考にして施工をした。

⑬構造補強工事 耐震診断の結果を受けて、以下の構造補強を行った。

本堂

1…天井内水平構面補強 広縁天井裏の側桁・入側桁内側に角材で枠を組み、凡そ一間半毎に繋ぎをとって、隅部に火打梁を設けた。角材の取付は通しボルト、及びラグスクリュー釘を用いた。

2…壁耐力壁補強 「仏間」及び「上・下間奥」の内法上壁八面について、在来の木舞掻きを撤去し、構造用合板の耐力壁を設けた。合わせて内法上の壁貫に抜け出し防止用の金具を取り付けた。

3…床下柱・礎盤補強 柱足元と礎盤を一体化するため、四周を厚板で囲い、固定した。四周を囲えない側柱通りについては、内側に設けた厚板より、コの字型の金具で引き付けた。

4…床下繋材・方杖補強 柱足元を角材で繋ぎ、要所に方杖、火打梁を設けた。また内側の足固め、大引等の柱仕口部分に、引き抜け防止用の金具を取り付けた。

経蔵

1…西面及び北面張出し部分の土台及び桁を、主体部と金具で緊結した。

2…主体部桁の四隅内側に火打梁を設けた。

3…外側大壁と内側真壁の間の空間に土を詰め、壁を一体とした。

⑭外壁撥水処理 地衣類、カビ等による汚損の甚だしい外部漆喰塗表面に、施工後、乾燥を待つて撥水処理剤を塗布し、菌類の付着を抑制した。

⑮木部クリーニング（経蔵） 地衣類、カビ等による汚損の甚だしい、向拝及び窓廻りの部材表面にスチーム洗浄を行い、アルコールで拭いて殺菌した。

⑯格子窓紙貼り（本堂） 本堂外部平格子窓の外側に、合成和紙を貼った。

⑰電気設備（経蔵） 本堂の分電盤から配線を行い、経蔵北西隅に建てたポールに架線し、埋設配管して経蔵内部に立ち上げ、コンセント設備を設置した。

⑱八天像保護柵（経蔵） 輪蔵基部に据えた八天像を保護するため、焼付塗装のステンレスで枠を組み、銅製亀甲網を張った保護柵を設置した。

⑲修理銘板 銅板に建物の修理年月、修理内容を陽刻し、建物内の比較の見やすい場所に取り付けた。本堂は北面の差鴨居内側、経蔵は北面の内法とした。

⑳後片付・清掃 諸工事了後に仮設物を撤去し、工事区域内の残材を搬出処分し、整地・清掃を行った。

第一〇項 共通仮設工事

①概要 本堂と経蔵に素屋根を建設し、解体する重機を境内に搬入するため、市道に鉄板養生を施し、借用する休耕田に仮設道を整備し、仮設道から敷地内に入る河川に、仮設架橋を設け、境内に鉄板を敷き詰めた。また、境内南側の竹林を伐開して経蔵への仮設道と経蔵の保存小屋（二階建組立仮設ハウス、五間×七間）、保存工作小屋（二階建組立仮設ハウス、三間×五間）を建設した。素屋根に障害となる樹木を伐採し、本堂の北側にある燈籠を移設した。境内の東側空地には本堂の保存小屋（経蔵と同）、保存工作小屋（経蔵と同）を設けた。本堂素屋根の南東に設けた荷揚げ場・荷解き場にも鉄板を敷き詰めた。境内には六五トラフタークレーンを設置し、経蔵と本堂の素屋根を建設後、鉄板を撤去し、市道養生の復旧をした。また工事期間を通して、工事区域を分けるガードフェンスと、作業員のための仮設便所を設置した。

工事の完了時には、再度、鉄板養生を施して重機を搬入し、素屋根等を解体、撤去したのち、仮設道路、仮設架橋を撤去し、現状復旧して工事を完了した。

第二節 現状変更（建造物）

解体修理に伴う調査により、本堂及び経蔵の当初の形式とその後の変遷が概ね明らかとなったため、これを元に所有者及び文化庁と協議を行った結果、本堂は当初に近い時期に、経蔵は北側の張出が増築された頃に、それぞれ復原整備を行うこととなった。このため、文化財保護法第四三条第一項の規定により現状変更許可申請書を提出し、許可を受けて実施した。

第一項 本 堂

平成二六年一月二七日に大照院本堂の現状変更許可申請書を提出し、同年三月一八日付けで許可を受けた。以下に文化財保護審議会に諮問された際の、要旨及び説明の全文を掲載する。

一 現状変更説明

大照院は萩城下町の西を南北に流れる橋本川の西方に位置する臨濟宗南禅寺派の寺院である。伽藍は丘陵の裾野に東面して開かれ、鐘楼門、本堂が東西軸線上に建ち、本堂北側に庫裏と書院が配され本堂と廊下で接続される。経蔵は本堂の南側に独立して建つ。これら主要堂舎の南隣に萩藩主毛利家の墓所が配されている^{注二}。

前身は平安時代まで遡ると伝えられるが、現在の大照院は二代藩主毛利綱（つな）広（ひろ）が慶安四年（一六五二）没の初代藩主毛利秀就（ひでなり）を当寺に葬り、霊（れい）椿山（ちんざん）大照院として再興したことに始まる^{注三}。承応三年（一六五四）から建設に着手し、明暦二年（一六五六）にはほぼ完成した^{注三}。以後、大照院は黄檗宗の東光寺とともに毛利家の菩提寺とされ、大照院には初代と二代から一二代までの偶数代の藩主の墓所が、東光寺には初代を除く奇数代の墓所が営まれた^{注四}。

延享四年（一七四七）、失火のため伽藍が全焼したが、六代藩主毛利宗（む

ね）広（ひろ）がまもなく再建に着手した。現在の本堂、庫裏、書院、鐘楼門などの主要建造物はこの時の再建によるもので、寛延三年（一七五〇）までに整えられた^{注五}。以後、近世を通じて伽藍は維持され、明治に入り、御霊牌殿や選仏場、廻廊などが失われたが、中心をなす建造物は大きく変化することなく現在に至っている^{注六}。

本堂は寛延三年までに建立され^{注七}、桁行二五・二メートル、梁間一八・〇メートルの規模を有する。屋根は鋳葺の一重入母屋造、棧瓦葺で、当初は本瓦葺であった。軒は二軒疎垂木、妻飾は虹梁太瓶束とする。平面は、六間取で三面に広縁を廻し、さらに四周に落縁を付けた方丈形式になる。中央の仏間には仏壇を設ける。仏壇後方は落縁より床をあげ、天井を設けて一室とし、その北方の落縁一間も同じ床高とする。濡縁は南面のみが付くが、当初は西面、北面にも廻っていた。また正面北側には式台玄関及び廊下、正面南側には廊下を設け、背面北側では書院の渡り廊下が接続する。

軸部はすべて面取角柱とし、長押と貫で固め、側廻りに舟肘木をあげ、天井は仏間から広縁まですべて疎らに竿縁を通し、天井を張る。柱間装置は側廻りが板戸二枚に腰障子一枚、内部は広縁と各室の境が腰高障子、内部各室の境には淡彩及び墨画の戸襖を入れる^{注八}。なお室中と広縁境には縦長の藁座付双折棧唐戸を構え、室中四方の内法には繊細な箴欄間を入れる。

寛延三年の建立当時、仏壇後方は入側筋に建具が入り、落縁は他と同じ床高であった。また仏壇棚の出は半間ほどであり、上間奥にはトコと付書院が設けられていた。正面北側及び南側の廊下は伽藍東方に延びて廻廊となり鐘楼門と接続、このほか本堂には西側の「御書院」や北側の庫裏に続く廊下が接続していた^{注九}。

その後、安永四年（一七七五）頃に西側に張り出しを附属した^{注一〇}。仏壇後方落縁の床を高くして間仕切を整え始めたのもこの頃と考えられる。嘉永三年（一八五〇）頃には仏壇棚を前面に広げ、また同じ頃に西側に隠居所を附属する。明治初期には正面軒廻りの大規模修理を行い、同時期に妻に換気口を設け

た。また明治五年には本堂西側の「御書院」が解体されており^{注二}、接続廊下もそれに伴って撤去されたと考えられる。そして明治二八年までに伽藍が整理されると、廻廊は本堂の北側及び南側のみ残されて北側は式台として改築、庫裏への廊下は撤去された。またこの後、北側広縁西端に位牌壇が設けられた。大正から昭和初期に本瓦葺屋根を棧瓦葺に改め、昭和二五年頃には正面の葺替が行われた。この頃までに南側濡縁の修理、北側濡縁の撤去が行われ、さらに平成四年には上間奥のトコと付書院の撤去と仏壇後方の修理、その後西側濡縁と隠居所が撤去された。

以上のように、修理に伴う調査によって、本堂の変遷が概ね明らかとなった。大照院本堂は江戸時代中期の方丈型本堂の遺例として貴重である。これを機に、六代藩主が再建した寛延三年の姿に復旧する^{注二}。

注一 本堂、庫裏、書院、鐘樓門、経蔵は平成一四年五月二三日付けで重要文化財に指定されている。鐘樓門は平成一九年一月二八日付けで現状変更が許可され、建築当初の姿に復原された。また経蔵は平成二三年二月八日付けで現状変更が許可され、二代藩主の遺像を安置する側面張り出しが増築された江戸末期の姿に復原された。なお境内と墓所は、旧天樹院墓所(萩市)、東光寺墓所(萩市)、香山墓所(山口市)とともに、萩藩主墓所として、昭和五六年五月一日付けで国の史跡に指定されている。

注二 寺伝によると草創は天台宗の観音寺で桓武天皇の勅願寺というが定かではない。後に歓喜寺と改まり、元弘建武年間(一一三三―一三六)に鎌倉建長寺の義翁和尚が来て再興した。その後江戸初期までに歓喜寺は荒廃した。「寺社隠密書奇」(『毛利家文庫』一―二社寺一、山口県文書館所蔵)、『毛利十一代史』(第一冊、明暦二年)、『防長風土注進案』などによる。

注三 「明暦二年大照院鐘銘」(大照院蔵)や『毛利十一代史』(第一冊、明暦二年)による。明暦二年には方丈と盧舎那堂が建てられたことが知られる。経蔵は遅れて享保八年(一七三三)に建てられた。

注四 東光寺は萩城下の東を流れる松本川の東方に位置する。元禄十一年(一六九八)建立の大雄宝殿、元禄九年の鐘樓、文化九年(一八一二)の三門、元禄六年(一六九三)の総門の四棟が昭和四一年六月一日付けで重要文化財に指

定されている。

注五 「古来火事之記」(『毛利家文庫』九諸省二一、山口県文書館所蔵)等によると、客殿脇の御霊供仕出所にあった囲炉裏の火の不始末が出火原因で、藩主正統の位牌は運び出したが、他の寺宝も含め建物は全焼したという。「毛利宗広起願文」(大照院蔵)によれば、毛利宗広は直ちに再建を決意したが、藩の財政難から、毛利輝元の菩提寺であった臨濟宗天樹院の建物を移し、天樹院として再興された。宝暦五年に天樹院を別地に復興し、改めて大照院と復称された。

注六 安永四年(一七七五)の第六代藩主宗広二五回忌法要を記す「大照院御作善差図」(山口県文書館所蔵)や墓所の配置から寛政二年(一七九〇)頃と推察される「大照院差図」(萩博物館所蔵)、天保年間に描かれた『八江萩名所図画』の大照院鳥瞰図を確認すると、本堂と鐘樓門の間の南側に御霊碑殿や選仏場が建ち、北側には「御書院」または「方丈」があり、廻廊で結ばれていたことが明らかとなる。しかし明治二八年作成の「古社寺取調書阿武郡」の鳥瞰図では本堂と鐘樓門の間に建築群がなく、また西側の建物も記されていない。

注七 土蔵より発見された棟札による。貫の当たりと釘痕から、旧は本堂小屋組内に打ち付けられていたことが分かる。
「土蔵発見棟札」(長方形、総高二、〇八二、幅四九一、厚一八ミリメートル、台鉋仕上、イチヨウ)

(表面上部)

延享四丁卯春二月有靈椿山大照院再興之命則定創建之司掌幹事、
及吏役等時國政即儉以其用不足故同五戊辰年有令天樹禪刹
移転此地於將來又就于郭内之旧址新建一寺可分一成二之命同年、
六月二十又五日癸土木之役秋八月初五日資始斧斤之事凡歷兩歲至于寛延三庚午年落成
冬十一月初七日大小之役史退散也方丈影堂寶送閣鐘樓七德殿鐘寺玄關小庫司倉庫三宇、
殿堂之廡廊寮舎若干間者鼎新焉選仏場者增其間設聖僧之壇及安禪之牀也
香積厨大庫裏倉龍窟焚香者軒警礎已揚明軒書院演雅室禪室者軒加修飾矣堂宇凡十四也乃誌其本末并銘曰
建寺度僧 再興万年鴻基 成功銘板錄 何休祀祖 永則五帝朴直 良謀胎子孫
大檀越

阿保親王四十一代毛利棟梁松平甲族防長二州太守四品拾遺補關兼大膳大夫大江朝臣 宗廣公
祖道金湯 振起宗風於已墜 邦家砥柱 祝延壽域於無窮
大宋徑山仏鑑十八代遠孫天樹第七世兼大照前禪興
寛延三庚午年冬十一月初七日 衡州叟慈權

(表面下部)

閩国執政 益田河内藤原元方
自発修造之功至寛延三庚午年六月十五日
同 益田越中藤原元亮
自寛延三庚午年六月十五日至修造落成日

創建奉行 口羽衛士大江通孝
修造幹事 宇野与一右衛門多々良弘昌
検使 藤井七左衛門藤原正純

筆者 山田猪右衛門藤原豊俊
修造方 曾野武右衛門藤原長幸
米銀方 齋藤吉右衛門藤原直尚

棟梁 村上又右衛門 勝房
木工 小沢半右衛門 文伯
木挽棟梁 近藤彦兵衛 政永

(裏面)

従修造資始日至了畢中間岡山僧員

道樹院悦叟宗茂 清正院郊外慈丘 高月院賢叟宗賢
慧聡首座 慧宣蔵司 慧章蔵司 祖立蔵司 令佐蔵司 慧満蔵司 慧隣蔵司
師音蔵司 文器蔵司 正固蔵司 祖玉蔵司 祖且蔵司 正勃蔵司 宗測蔵司
慧台蔵司 慧禅侍者 宗貞侍者 慧随侍者 祖礼侍者 正楷侍者
祖閑蔵司 宗印侍者 慧紹侍者 宗文侍者

両寺検使 服部八郎右衛門
家老 藤田新佐衛門

注八 襖絵は一部に後補箇所があるものの、全体が揃って残り、さらに上間奥には壁張り付けが二面ある。画題は琴棋書画、四季耕作、竹林七賢、山水などで、作風から見て萩藩のお抱え絵師集団であった雲谷派の作品と推察されている。一部に補筆並び補修の痕跡があり、また現在の裏打は多くが明治期のものであるが、襖寸法と絵の大きさに矛盾はなく、框に残る角釘の打替回数をみても襖絵及び框ともに当初のものであると考えられる。

注九 本堂西側の建物については、注六「大照院御作善差図」(山口県文書館蔵)で記される「御書院」で便宜上表記を統一する。

注一〇 寛政二年(一七九〇)頃と推察される「大照院差図」(萩博物館所蔵)ではこの張り出しに位牌を示す張り紙が付されており、位牌堂であったことがわかる。

注一一 『大照院誌』(昭和二十七年)では「書院」を取り除き、瓢箪形の池を作ったとしている。

注一二 庫裏に接続する渡り廊下や、本堂西側にあった「御書院」に接続する渡り廊下は、庫裏並びに書院の保存修理、さらには史跡整備に際して復原を検討する。なお本堂に付属する正面北側式台玄関及び廊下、正面南側廊下については、改造の時期も概ね確認されることから、ともに二間分を復原対象とする。

二 現状変更要旨説明

一 仏壇の構えを旧規に復する。

現状の仏間は、桁行四間、梁間二間で、正面奥行一間を畳敷とし、仏壇は奥行半間後方に張り出した仏龕の前方に奥行一間の拭板張りの棚を構える。仏龕前方は化粧丸柱で三間に割り、各間に火頭窓を穿つ。棚は上下框の間に中東二本を立て、各間三枚の板戸を設け、棚下部を中東位置にて豎板で区切った物入とする。その板戸は中央を嵌殺しとし、両脇二枚は一筋で片引となる。棚両脇と仏龕内部、そして火頭枠廻りは張り付け壁とし、金紙を張る。

棚の手前〇・八四メートル分は、奥の板と塗装、板巾、止め方が異なり、一部の板受根太に奥の板の出と同じ長さの吸付棧が残る。また棚下部物入の両端土壁は吸付棧長さに合致する位置に漆喰壁が残り^{注三}、内部間仕切の板壁も同様に仕様の違いが確認される^{注三}。さらに同位置の床板には下框の塗装の際に付着したと思われる漆の筋が確認でき、これらから旧の棚の出が明らかとなる。現状の上框内側には吸付棧に一致する仕口が残り、改変にあたり框は再用されている^{注三}。上下の戸溝内と各間両端の束には内側より斜めに打ち付けた角釘穴が残ることから、当初の仏壇下正面は羽目板を止めていたと考えられる^{注四}。

現状の棚両脇壁は張り付け壁となる。棚下部物入内に取り込まれた両脇壁は、棚改変に伴い張り付け壁が撤去されて荒壁となっているが、北面の壁には張り付け壁の痕跡が確認できる。また仏間床は畳割に合致せず板畳で調整の上畳を敷き込むが、旧の棚の出では一畳半の広さとなる。

また仏龕においては、正面化粧丸柱の背面、そしてそれに相對する仏龕内柱、また同筋の天井と床板に棧痕と角釘痕が残る。このことから旧の仏龕内部は三室に区切られていたことが分かる^{注五}。

以上により、仏壇の構えを旧規に復する^{注六}。

注一 物入れとして使用するために漆喰仕上げされたものと考えられる。

注二 縦板は吸付棧長さと同じ幅までが当初であり、仏壇板の横棧を止めた角釘穴も残る。

注三 板戸に用いられている鏡板の一部には、使われていない蟻棧の仕口や、直接関係のない通し番付が記されており、転用材であることが分かる。

注四 三枚立て中央の建具は嵌殺している溝が荒く、後補である。上下框の戸溝は本来羽目板を入れるためのもので、羽目板を遣り返して納め、背面から釘止する。戸溝には板を押さえるために打ち込んだと思われる楔の痕も残る。なお仏壇下部物入れは、仏壇後方から出し入れできる建具が火頭窓筋に残る。

注五 柱に残る竪棧痕、床に残る横棧痕はいずれも三センチメートル幅で、これは張り付け壁下地の木枠寸法と一致する。よって張り付け壁と同仕様の袋張り間仕切が設けられていたと考えられる。

注六 「大照院様御二百年記録」(大照院蔵)の嘉永二年正月「一 本堂御仏壇繼足之事」として、仏壇が手狭で供物等で汚すことがあるため、奥行半間、幅四間広げたい旨記されている。このことから、仏壇廻りの改変の時期は初代藩主二〇〇回忌の嘉永二年頃と推察される。

なお張り付け壁下地に残る四分一の角釘痕は二回であり、また現状の金紙の下には旧の金紙片が残る。この張替は仏壇と同じ嘉永二年頃と推察され、また併せて張り出し内部も撤去されたと考えられる。

二 仏壇背面の室の床高を旧規に復し、後補の天井及び間仕切を撤去する。

現状の仏壇後方、落縁を含む梁間一間半は、廻りの落縁より約二〇センチメートル床高を上げ、一体の合板床を張る。天井は全面に張られるが、入側に他の入側と同じ高さで長押が通るため、仏壇後方と落縁で天井高を変える。側柱通りは板戸引違、内腰障子となるが、他の側柱通りより上に敷居と蹴込板を設

け、他に比して内法高の低い建具となる。桁行四間の中央梁間柱筋は、仏龕裏から落縁境までを土壁、落縁部分は開放で垂壁を土壁とするが、平成四年まではこの開放部に襖引違が入り、南北二室に区切られていた^{注二}。この北室北面は腰障子片引として漆喰塗の垂壁を設け、南室南側は開放となるが、平成四年までは土壁で仕切っていた^{注三}。仏龕下部は各室框下に南北二本の束を建て、中央は框下に付樋端を打って板戸二枚引分とし、両端は土壁としている。

床は平成四年に改められたものであり、合板床組の下には旧の根太が二時期分残る。合板張りの前は落縁境の框上端揃えで荒床を張ったもので、仏壇後方と落縁を一体で使用するようになってからのものと推察される^{注三}。それ以前は入側框上に敷居の痕跡があり、また旧の落縁部は他の落縁と同じ床高であったことが根太から分かる。なお側柱通りの敷居と蹴込板の下には他の側柱通りと同じ敷居が残ることから、側通り建具の改造は床組を上げたときに行われたと考えられる。

入側の長押上部は、仏壇側、落縁側ともに桁下まで漆喰塗となる。さらに落縁側の蟻壁長押には釘穩金具が残ることから、天井及び南北二室境の間仕切は旧に設けられていなかったことが分かる。なお北室北面の垂壁は鴨居上から天井廻縁までを漆喰塗とし、その上では中塗までの仕上となる。このことから、北室北面の間仕切及び垂壁は天井と同時に設けられたことが分かる^{注四}。加えて、仏龕下部の柱間装置は後補であり^{注四}。旧は開放で半間東に位置する棚下物入れが直接使えるようになっていたと考えられる。

また下間奥西側南より一間の落縁も仏壇背面の室と同じ床高とし、北面を建具で仕切る。天井はなく、北面鴨居上部に垂壁は付かない。側柱通りは仏壇背面の室と同じ納まりで、現状敷居及び蹴込板の下に当初の敷居が残る。よって床の造作等は後補であることが分かる^{注五}。

以上により、仏壇背面の室の床高を旧規に復し、後補の天井及び間仕切を撤去する。

注一 平成四年の工事写真に襖が写り、無目鴨居には付樋端の痕跡も残る。
注二 平成四年の工事写真に土壁が写り、柱には壁小舞を受ける辺付の止釘穴が残る。

注三 仏壇背面の室は、前文注六の「大照院御作善差図」(安永四年頃、山口県文書館所蔵)です。二室として描かれ、六代藩主宗広の法要にあたっての作善奉行と寺社奉行の控室として使用されている。ただしこの二室は仮設のものとして朱書き張り紙で描かれ、側柱通りに残る旧敷居は使用痕があることから、建立後直ちに二室構成になったとは考えられず、これら法要等を機に整備が行われたと推察される。なおこの室の建具に「殿司寮」と書かれた墨書が残る。

法要寺に整備されたこの室はのちに役僧の詰所として使用されたと考えられる。仏壇背面入側柱には敷居の仕口、框上には相釘の釘痕が残り、他の入側と同様に敷居が入っていたことが分かる。この敷居に対応する鴨居が無目鴨居として残るが、下端には付樋端の釘痕跡が残り、樋端及び戸溝幅は他の入側鴨居と同じであることから、仏壇背面の床が一体となる以前は腰障子が建て込まれていたと考えられる。要旨六(一一)参照。

注四 南室の建具に寛政一二年(一八〇〇)の墨書が残る。

注五 仏壇背面と同様に側柱通りに残る旧敷居には使用痕がある。前文注六の「大照院御作善差図」(安永四年頃、山口県文書館所蔵)では仮設ではなく間仕切が描かれており、法要を契機としてこの頃までには整いつつあったと推察される。

三 上間奥に付書院とトコを復す。

上間奥西面の落縁境二間にはベニア板が張られるが、旧は南より第一間が付書院、第二間がトコであり、これらは平成四年に撤去されている^{注一}。南より第一間の相対する柱には畳寄上に棚板大入仕口と蹴込板決り、その落縁側には付書院の土台仕口と板決りが残る。また落縁側上部は柱繋ぎの仕口が残り、側板決りが柱繋ぎの高さで止まる。南より第二間には畳寄上に黒漆塗框が、上部には透漆塗落し掛けが残存する。その柱の落縁側にはトコの畳寄仕口と土壁並びに張り付け壁の痕跡が残る。また落縁側上部には壁付廻縁が残存し、同高さで柱繋ぎが切断されている。

それぞれの出は山口県近世社寺建築緊急調査時の記録にて確認できる^{注二}。ト

コの出については仏壇背面落縁の後補天井廻縁に残る柱の襟輪欠と矛盾はない^{注三}。

以上により、上間奥に付書院とトコを復す^{注四}。

注一 寛政二年頃の作図とされる「大照院差図」(萩博物館所蔵)においても「書院床」と「トコ」と記されており、平成四年まで改変はなかったものと考えられる。

注二 近世社寺建築緊急調査の平面野帳に寸法が記されている。

注三 仏壇背面落縁に天井を設ける際、トコの落縁張り出し部分に土壁を設け、天井廻縁をトコの北西隅柱に取り付けた。この廻縁は柱に襟輪欠を設けて取り付けているため、柱の位置が判明する。

注四 トコと付書院ともに痕跡や平成四年撤去時の工事写真から概ね旧規が明らかとなるが、付書院細部意匠は近在の類例に倣い復す。

四 北側広縁西端の位牌壇を撤去する。

本堂北側広縁西端には奥行一間の位牌壇を設ける^{注一}。柱中段に框を回して床を張り床上に雛壇を置く。背面となる西面は舞良戸引違、西面を除く三方は框下部に嵌殺しの建具、框上部にガラス戸四枚引違あるいは障子二枚引違を建て込む。

北東隅の柱は入側框上に鬘面止で建ち、丸釘で止められる。また位牌壇と下間奥境には同境筋と同じ敷居と鴨居が残存している。位牌壇の框、鴨居、根太等、多くが転用材であり、また丸釘にて止められていることから、位牌壇が後補であることは明らかであり、旧は南広縁と同様であったことが分かる^{注二}。以上により、北側広縁西端の位牌壇を撤去する^{注三}。

注一 現在この位牌壇には檀家位牌が置かれている。

注二 転用材には角釘が残っており、明治二八年以前に撤去された境内建物の部材の可能性もある。ただし位牌壇として設置した際に使用されていた丸釘は新しく、昭和期まで下ることも考え得る。

なお明治二八年作成の「古社寺取調書 阿武郡」の差図において、上間奥付

書院及びトコ後方に張り出しが描かれている。これは寛政二年頃の作図とされる「大照院差図」(萩博物館所蔵)に描かれる七代藩主重就の側室新梢院の位牌堂とほぼ一致する。明治時代以降の大照院は檀家寺院ともなるが、このときに檀家位牌はこの位牌堂に置かれたものと考えられる。明治二八年以降、この位牌堂は解体されることから、現状の位牌壇はそれ以降に設置されたものと推察される。

注 三 位牌壇南柱間は要旨六(一一)参照。位牌壇西柱間は当初の舞良戸が存置されている。

五 西面、南面、北面の濡縁を旧規に復す。

本堂西面には平成四年頃まで樽縁が設けられていた注。現状では、南より第二間から第四間を除く柱間に根太掛と根太掛受板の痕跡、縁束礎石が残っている。根太掛及び根太掛受板は角釘で止められており、打替の痕跡はなく、取り付いていた部分に風蝕がないことから、これらは当初の仕様と考えられる注。また縁束礎石に据え直しの痕跡はなく、当初の出を示している。

南面には東より第四間から西端間にかけて切目縁が設けられている。ただこれは丸釘止であり、近年の改造であることは明らかである。柱には西面と同様に根太掛及び根太受板の痕跡が第二間から西端まで残っており、旧は西面と同様の仕様で縁が取り付いていたことが分かる。

北面には東より第四間から第六間にかけて濡縁の根太掛と縁束礎石が残る注。なお第二間から第三間に旧の縁葛と縁束が無造作に打ち付けられており、さらに床下には縁葛の部材も保管されている。

なお、古図に濡縁が記されていることから、当初よりこれら濡縁があったことが分かる注。

以上により、西面、南面、北面の濡縁を旧規に復す注。

注 一 平成四年の西南落縁廻り工事の際に撮られた写真、古写真「角川政治氏撮影」(昭和中期撮影か、萩博物館所蔵)において樽縁の濡縁が確認できる。

注 二 南より第二間から第四間に中古の根太掛は残る。ただし第二間には「御書院」

への渡り廊下が取付く痕跡が残ることから、当初に濡縁がないことは明らかである。南より第三間及び第四間については中古の痕跡はあるものの、他の根太掛と同じ痕跡は確認されない。

注 三 北面の根太掛は西面及び南面と仕様が異なるが、根太掛の取り付く柱面に風蝕がないことから当初のものである。なお古写真「角川政治氏撮影」(昭和中期撮影か、萩博物館所蔵)において樽縁が確認できる。

注 四 安永四年頃の作図とされる「大照院御作善差図」(山口県文書館蔵)では庫裏渡り廊下の西から書院渡り廊下にかけて、書院渡り廊下西側の張り出しから仏壇背面にかけて落縁が描かれており、南面には描かれない。寛政二年頃の作図とされる「大照院差図」(萩博物館所蔵)では書院渡り廊下北面より続く濡縁が仏壇背面にて止まる。更に上間奥背面の位牌堂と「御書院」への渡り廊下があり、この南から再び濡縁が始まり、矩折に南面全面に描かれ、北面には描かれない。上間奥の背面を除き、描画されない箇所には痕跡の差はないことから、これらは割愛されたものと推察される。

注 五 濡縁が切れる西面南より第三間及び第四間は、管理上、仕様を変えて縁を仮設する。

六 柱間装置を復旧または整備する。

柱間装置を次のように復旧または整備する。

番号	位置	現状	変更	備考
一	東落縁側柱通り北より第三間から七間内法上	外格子、内ガラス戸二枚引違	外平格子障子	格子外側に古い障子紙が残存、ガラス戸引違は丸釘止
二	北落縁側柱通り東より第五間内法上	ガラス戸二枚引違	外平格子障子	一と同じ外格子の仕口、ガラス戸引違は丸釘止
三	南落縁側柱通り東より第六間内法上	ガラス戸二枚引違	外平格子障子	一と同じ外格子の仕口、ガラス戸引違は丸釘止
四	南落縁側柱通り東より第二間	土壁	板戸二枚引違、内腰障子一枚	足固及び指鴨居に他の側廻りと同様の三本の戸溝
五	南落縁側柱通り東より第三間	腰板壁、板戸二枚引違、内腰障子一枚	板戸二枚引違、内腰障子一枚	足固及び指鴨居に他の側廻りと同様の三本の戸溝

十五	南側廊下東面南より 第一間、第二間	欠失	障子二枚引分	障子二枚引分	障子二枚引 備
十四	北側廊下東面南より 第一間、第二間	障子二枚引分	障子二枚引	障子二枚引	旧鴨居下に新たに鴨居を取り付け 転用建具を納める、旧内法高 に建具を整備
十三	南側廊下西面南より 第一間、第二間	土壁、外部腰 板張り	土壁、内法 開放	無目鴨居残存、柱面に無目鴨居 の痕跡、無目鴨居に付樋等の痕 跡なし	
十二	仏壇背面落縁境	開放	腰障子四枚 引違	腰障子二枚 引違	旧鴨居下に新たに鴨居を取り付け 相対する柱に鴨居仕口、框上に 相釘痕、無目鴨居に付樋端痕、 付樋端は他の入側と同じ溝幅
十一	下間奥北広縁境西よ り第一間	腰板壁、上障 子二枚引違	腰障子二枚 引違	腰障子二枚 引違	位牌壇設置による改変、他の広 縁境と同じ敷鴨居残存
十	北面側柱通り縁下東 より第五間、第六間	横格子	土壁	土壁	柱面に壁貫、小舞穴、壁土付着、 足固め下に壁小舞穴、堅貫穴、 壁土付着
九	南面側柱通り縁下東 より第五間	開放	縦格子	縦格子	足固め下端格子枠部材残存、柱 面及び足固め下に格子止釘痕、 管理上改め口整備
八	西面側柱通り縁下北 より第六間、第七間	縦格子	土壁	土壁	柱面に壁貫、小舞穴、壁土付着、 足固め下に壁小舞穴、堅貫穴、 壁土付着
七	西落縁側柱通り西面 南より第二間	板戸二枚引違、 内腰障子一枚	舞良戸二枚 引違	舞良戸二枚 引違	指鴨居の戸溝二本で内に後補の 樋端、戸溝二本は入側の舞良戸 引違と同じ
六	西落縁側柱通り西面 南より第一間	堅舞良戸二枚 引違	板戸二枚引 違、内腰障 子一枚	板戸二枚引 違、内腰障 子一枚	現状差鴨居は後補、足固及び指 鴨居に他の側廻りと同様の三本 の戸溝

七 正面組物及び軒廻りを旧規に復する。

側廻りの柱上には舟肘木がのるが、本堂正面中央部の南より第四間から第五間桁下には外側を舟肘木形に削り出した通肘木が置かれている。通肘木は面をとらず粗い仕上であり、後補であることは明らかである。なお入側落縁境の柱からこの通肘木に二本の繫梁が渡されているが、大人短柄差しの簡素な仕口であり、通肘木と同時期のものと考えられる。

軒廻りは、本来は二間ごとに三本の力垂木が配され、太柄差しで土居桁を支

える。しかし正面は通肘木に改めると同時に力垂木の一部を撤去したため、地垂木下にさらに垂木を添え、また桁上に束を建てるなど、姑息な納まりで対応している^{注一}。よって力垂木を旧位置に復し、通肘木を舟肘木に復するとともに、入側との繫梁を撤去する。

以上により、正面組物及び軒廻りを旧規に復する^{注二}。

注一 力垂木の痕跡として土居桁下に当たりと太柄穴が残る。現状の正面の一部は、力垂木を撤去したため、通常の垂木では成が足りず、桁上に束を置いて土居桁を支えていた。

注二 明治初年頃に軒廻りを含む大規模な修理が行われ、舟肘木、桁、垂木、化粧裏板、茅負、桔木、野地板等が取り替えられた。また、桁の取替範囲の両端部で土居桁が切断されており、この時の修理に伴うものと考えられる。

八 妻飾りを旧規に復する。

現状の南北両妻は庇付の換気窓が大瓶束を挟んで取り付けられる。庇板受けは指母屋と大瓶束の間に払い込んで釘止とし、同じく大瓶束に払い込んだ下框と堅框で繋ぎ、勾配を付けた厚板を組み込む。庇板は一材で大瓶束を欠き込んで東西の指母屋の間に渡し、板受に釘止とする。庇板の上には化粧垂木と大瓶束の間に壁止を渡し、猿頭を取り付ける。

いずれも角釘止であるが、指母屋及び大瓶束への仕口は粗い。窓内側の小屋梁や小屋束表面には壁小舞の取付痕と壁土が付着しており、現状の換気窓は妻壁を部分撤去して設けられたことは明らかである^{注一}。なお大瓶束に残る痕跡は換気窓仕口のみであり、旧の大瓶束両端は漆喰仕上げの土壁であったと考えられる^{注二}。

南北両妻の懸魚は昭和五二年頃の修理により見付幅の半分以上が取り替えられ、六葉等は付かない^{注三}。ただ懸魚の半分が脱落する古写真では六葉が付く部分と三花燕の中心付近に仕口が確認できる^{注四}。六葉等の形状は不明であるが、類例に倣ってこれを復する^{注五}。

以上により、表飾りを旧規に復す。

注一 当初は、小屋梁の表面に藁縄を巻いた割竹が釘止されていた。なお窓が設けられた時期は詳らかでないが、足場設置手間を考慮すれば、大規模事業に伴うものと推察される。角釘が使用されていることから勘案すると、軒廻りを改めた明治初期頃と考えられる。

注二 虹梁上端の釘痕は鳥除け痕である。また妻壁には小舞から漆喰仕上まで当初の壁が残っており、窓部分は小舞を切断している。

注三 修理年は「霊椿山日照院伽藍調査報告書」（平成一三年一月、萩市教育委員会）による。懸魚は中央で二材を短ぎ合わせるが、その片側が脱落したため、修理の際に残存懸魚の一部をはつつて施工している。現状の実測では、懸魚の中心から北妻の懸魚で約九センチメートル、南妻で約三センチメートルはつられている。

注四 古写真「角川政治氏撮影」（萩博物館所蔵）による。撮影年は不明であるが、昭和三〇年代から四〇年代と考えられる。

注五 六葉及び樽の口の形状は重要文化財（建造物）大照院庫裏（山口県萩市）に倣う。なお六葉取付が考えられる部分に風食差は確認できないが、六葉脱落の時期が早かったこと、庫裏の六葉と同様に見付幅に対して懸魚に取付く尻の幅が小さかったことなどが推察される。

九 屋根棧瓦葺を本瓦葺に復す。

現状の屋根は施釉の棧瓦葺であり、大正から昭和の初め頃に葺き替えられたものと推察される^{注一}。古写真には本堂が本瓦葺で写り^{注二}、また葺甲及び蝶羽部分に残る本瓦の瓦当文様が毛利家の家紋であることから、当初は本瓦葺であったことが明らかである^{注三}。なお鬼瓦は建物規模に比べて小さいことから、棧瓦葺替にあたり造られたものと考えられる^{注四}。

また本堂接続の廻廊であった正面北側廊下、正面南側廊下も現状は棧瓦葺となっているが、本堂の壁に現状より高い棟積の痕跡が残ることから、旧は本瓦葺と考えられる。いずれも本堂寄りには旧の軸組が残存していることから、それぞれ二間分を本瓦葺に復す。

以上により、屋根棧瓦葺を本瓦葺に復す。

注一 大別して赤と黒の二種類があり、赤瓦の葺かれた時期は黒瓦よりも古い。最初の葺替時は赤瓦一色であったが、昭和二五年頃に屋根を葺き替える際、新補瓦は黒瓦となり、正面、南面、北面の一部を葺き替え、背面側の赤瓦はそのまま残された。その後部分的な葺替があり、赤瓦、黒瓦ともに凡そ二種類が葺かれることとなった。

注二 『毛利家文庫』（八一写真資料七六、山口県文書館所蔵）による。古写真からは隅棟や大棟が確認でき、また降棟がないことも分かる。なお大棟は台榎斗と天榎斗の間に平瓦を用いた青海波を設けるなど、ほぼ現状と同じ納まりである。

注三 本瓦葺部分も棧瓦葺部分同様、野地や土居葺が替えられており、当初の施工を残すものはないが、笠書番付の付いた袖瓦が残るなど、当初と推察される瓦が残っている。

注四 鬼瓦は重要文化財（建造物）大照院庫裏（山口県萩市）に倣う。また欠失している鳥衾は、本堂隅棟から復す。

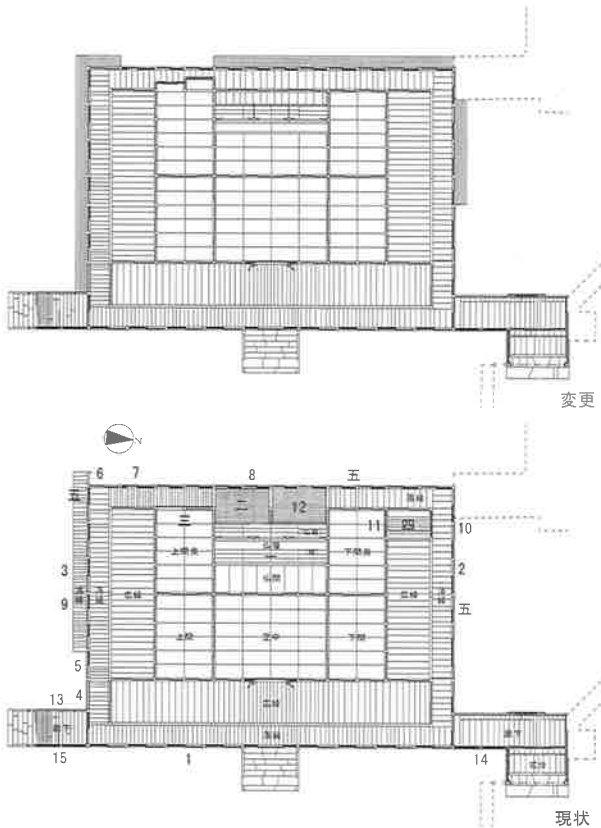


図3-12 本堂略平面図

第二項 経 蔵

平成二十三年一〇月三日に大照院経蔵の現状変更許可申請書を提出し、同年一月一九日付けで許可を受けた。以下に文化財保護審議会に諮問された際の、要旨及び説明の全文を掲載する。

一 現状変更説明

大照院は萩城下町の西を南北に流れる橋本川の西方に位置する臨済宗南禅寺派の寺院である。伽藍は丘陵の裾野に東面して開かれ、鐘楼門、本堂が東西軸線上に建ち、本堂北面に庫裏と書院が配され本堂と廊下で接続される。経蔵は本堂の南側に独立して建つ。これら主要堂舎の南隣に萩藩主毛利家の墓所が配されている^{注一}。

寺の前身は平安時代まで遡ると伝えられるが、現在の大照院は第二代藩主の毛利綱広が慶安四年（一六五二）没の初代藩主毛利秀就を当寺に葬り、霊椿山大照院として再興したことに始まる^{注二}。承応三年（一六五四）から建設に着手し、明暦二年（一六五六）にはほぼ完成した^{注三}。以後、大照院は黄檗宗の東光寺とともに毛利家の菩提寺とされ、大照院には初代と第二代から第一二代までの偶数代の藩主の墓所が、東光寺には初代を除く奇数代の墓所が営まれた^{注四}。延享四年（一七四七）、失火のため伽藍が全焼したが、第六代藩主毛利宗広がまもなく再建に着手した。現在の本堂、庫裏、書院、鐘楼門などの主要建物はこの時の再建によるもので、寛延三年（一七五〇）までに整えられた^{注五}。以後、近世を通じて伽藍は維持され、明治に入り、御霊牌殿や選仏場、回廊などが失われたが、中心をなす建物は大きく変化することなく現在に至っている^{注六}。

経蔵は第六代藩主毛利宗広が発願したものであるが、宗広は完成を見ずに宝暦元年（一七五一）に逝去したため、第七代藩主毛利重就がその遺志を引き継ぎ、宝暦五年（一七五五）に竣工した^{注七}。方三間、土蔵造で、宝形造棧瓦葺の置屋根とし、正面に切妻造棧瓦葺の向拝が付く。内部は床を目地漆喰を施し

た敷瓦の四半敷とし、格天井を張る。中心やや後方に八角輪蔵を置く。

宝暦十一年、西背面に桁行四・〇メートル、梁間三・〇メートルの張出しを設け、第六代藩主毛利宗広の遺像を安置した^{注八}。その後、置屋根を含む桁上りの部材をほぼ全て取り替える大規模な修理を行った^{注九}。万延元年（一八六〇）頃、天保七年に逝去した一二代藩主毛利斉広の二五回忌に際し、北側面に桁行四・一メートル、梁間三・〇メートルの張出しを設け遺像を安置した^{注一〇}。昭和四〇年代頃に屋根中央の露盤宝珠を切妻造屋根に改造し、昭和五二年に屋根棧瓦葺の葺替修理が行われた。

以上のように、今回の解体修理に伴う調査により建築当初の姿とその後の変遷が概ね明らかとなった。経蔵は六代藩主が発願した建物であり、後に六代、一二代藩主の遺像を安置する張出しを設けるなど特徴的な形態となった。大照院が代々毛利家の菩提寺であったことを示す重要な建物である。

よって、一二代藩主の遺像を安置する側面張出しが増築された江戸末期の姿に復旧する。

注一 境内と墓所は、旧天樹院墓所（萩市）、東光寺墓所（萩市）、香山墓所（山口市）とともに、萩藩主墓所として、昭和五六年五月一日付けで国の史跡に指定されている。

注二 寺伝によると草創は天台宗の観音寺で桓武天皇の勅願寺というが定かではない。後に歓喜寺と改まり、元弘・建武年間（一二三二～一二三六）に鎌倉建長寺の義翁和尚が来て再興した。その後江戸初期までに歓喜寺は荒廃した。「寺社隠密書奇」（『毛利家文庫』一二社寺一、山口県文書館所蔵）、『毛利十一代史』（第一冊、明暦二年）、『防長風土注進案』などによる。

注三 「明暦二年大照院鐘銘（大照院蔵）や『毛利十一代史』（第一冊、明暦二年）による。明暦二年には方丈と廬舎那堂が建てられたことが知られる。経蔵は遅れて享保八年（一七二二）に建てられた。

注四 東光寺は萩城下の東を流れる松本川の東方に位置する。元禄十一年（一六九八）建立の大雄宝殿、元禄九年の鐘楼、文化九年（一八二二）の三門、元禄六年の総門の四棟が昭和四一年六月一日付けで重要文化財に指定されている。

注五 「古来火事之記」（『毛利家文庫』九諸省二一、山口県文書館所蔵）等による

と、客殿脇の御霊供仕出所にあつた囲炉裏の火の不始末が出火原因で、藩主正統の位牌は運び出したが、他の寺宝も含め建物は全焼したという。「毛利宗広起願文」(大照院蔵)によれば、毛利宗広は直ちに再建を決意したが、藩の財政難から、毛利輝元の菩提寺であつた臨濟宗天樹院の建物を移し、天樹院として再興された。宝暦五年に天樹院を別地に復興し、改めて大照院と復称された。

注六 当時の建物で現存する本堂、庫裏、書院、鐘樓門、経蔵が平成一四年五月二三日付けで重要文化財に指定された。なお鐘樓門については平成一九年一月二八日付けで現状変更が許可され、建築当初の姿に復原された。

注七 「觀光公御木像一件」(「毛利家文庫」一三祭祀四〇)、山口県文書館蔵による。

注八 今回の保存修理中に、背面張出しの厨子下部より五曲の板碑(宝暦一一年二月)が発見された。六代の遺像を造替した経緯について示したものである。(〽は原文改行を示す)

(二曲目)

先候之馭邦也乃講古聖先生之道以徳化黎庶焉自大夫士以至僧道巫祝各修其業長其才道日興隆而経籍械器悉具待用於他日而無匱焉一日召臨濟墳寺住持日子嘗有志願親写法華経而感諸靈椿山然而東觀如織在国日募政事執筆何能果焉煩卿等代予贍焉卒業作映則予亦書其標題於是乎十部妙典一時成焉此乃集蔵一切経之漸而覆一寶之始也因先築経蔵未成而先候即世今候嗣立継先考(ママ)之志躬親題大乘妙典於写経上且促宮作圓宜西堂天樹院住持此奉命拈搦輪奐事畢乃彫刻先候遺像安置諸経蔵中以奉香火蓋報罔極之徳也而來星霜替革既経一十年而経蔵未全現住宗玄傷先候之志不成今候復輒捐金若干購焉猶所不足募翁主以下貴戚鉅室及所縁者以給焉期以癸未春二月全備蓋以先候逝後十三年正諱也而向者所造遺像衣文不如式焉有恥克肖以故宗玄圓宣及清正院素高月院宗賢道寿院宗白等相議別改造之而以購

(二曲目)

経餘金充其費也完道廣慶總統其事其他多
先候昵臣及功彫鏤絵画者相共子來不用匠人而不日成焉今茲春二月会衆僧供養之候親詣寺拜焉復捐少府金築至於経蔵後安置遺像也今記其改造之由且左具所造
(中略)
(五曲目)

宝暦十一年辛巳仲夏

長藩明倫館祭酒山根清子謹謹撰

注九 柱より上の桁、梁、小屋束、母屋、隅木、野垂木、野地板、置屋根を解体し、ほぼ全ての部材を取り替えた。屋根の葺材も現状の置屋根の構造からこれ以降棧瓦葺となったと思われる。時期や理由は不明であるが、虫害あるいは腐朽により桁より上のマツ材が腐朽したものと推察される。

注一〇 一二代遺像内銘板「宗文院殿故中大夫大官令羽林次將長府主大江齊広公像」及び「内密御火中物 崇文公御木像製作其の他」(「毛利家文書」一三祭祀一五六、山口県文書館蔵)による。一二代藩主齊広は一代斉元の逝去に伴い、天保七年(一八三六)二月一〇日に後を継ぎ藩主となるが、二〇日足らずの同一二月二九日に逝去した。側面張出しは文書の中に二十五回忌にあたる万延元年頃普請中との記述があり、この頃作られたと考えられる。

二 現状変更旨説明

一 屋根を次のように復する。

(一) 宝形屋根上の棧瓦葺切妻造の小屋根を撤去し、瓦製露盤宝珠を復する。
宝形屋根中央には木製露盤台の上に棧瓦葺切妻造屋根が載る。これは木部の加工痕等から近年設けられたものである^{注一}。取り外された露盤宝珠の一部が経蔵内に保存されており、瓦に残る刻印から建立当初まで遡る可能性があると考えられる^{注二}。また露盤宝珠が載った古写真からその形状が確認できる^{注三}。
よつて宝珠屋根上の棧瓦葺切妻造の小屋根を撤去し、瓦製露盤宝珠を復する。

注一 現状の棧瓦葺屋根は昭和五二年に全て葺き替えられたものである(聞き取りおよび『近世社寺緊急調査報告書』(山口県昭和五五年発行)所載の昭和五三年六月から五四年三月の間に撮影された写真に軒足場(葺替後か)が写ることによる)。小屋根の母屋および棟木には昭和五二年修理時に垂木を打ち替えた釘痕が残り、現状の形への改造はそれより古いことがわかる。この改修時には主体部と側面張出しの屋根の谷隅部分及び主体部西面壁の補修が行われた。木部の仕上にプレーナーが用いられていること、木毛セメント板が使用されていることから、昭和四〇年代頃の修理と考えられる。

注二 保存されていた瓦片は、露盤、宝珠、露盤下の屋根板瓦で、露盤は大きく三つに割れ、五分の程度が欠失している。宝珠は断片七片のうち五片が接合し、

下端から頂部に近い範囲まで、全体四割程度が確認できる。屋根板瓦は底辺約六〇センチメートル、高さ約四三センチメートルの台形状をしており、二枚一組で一面分となる。上辺と隅には釘止めのための孔が空けられている。破損したものも含め六枚分確認できる。また古写真には目板状の丸瓦が写るが、この丸瓦と考えられる径の小さな半円状の瓦片も発見されており、屋根板瓦の合わせ目には葺土の痕跡も残る。なお屋根板瓦のうち二枚には丸に松の字刻印があり、萩の御用瓦師河村本家が用いた刻印と考えられる。刻印は河村本家四代目通高（延享四年（一七四七）没）のものに良く似ており、六代目通忠（寛政六年（一七九四）没）とは異なるので、四代あるいは五代通友（安永五年（一七七六）没）の作の可能性がある（参考文献『萩文化叢書第三巻萩の瓦』（山本勉彌、昭和二六年））。

注 三 『毛利家文庫』（八一写真資料七六、山口県文書館所蔵）による。鐘楼門の東から撮られた写真で、左奥に経蔵が写る。

（二） 主体部及び張出しの隅棟端部に隅鬼及び鳥衾を復するとともに、張出し及び向拝の大棟上に鳥衾を復する。

主体部及び張出しの隅棟は棟積の端部に鬼瓦を置かず、巴瓦を二段重ねて納めている。古写真には北面張出しの隅棟に鬼瓦が写り^{注一}、鬼瓦の断片と見られる瓦が経蔵内に保管されていることから隅鬼が用いられていたことは明らかである^{注二}。

また、現状では大棟、隅棟とも鳥衾はないが、側面張出し大棟の鬼瓦には、背面上端部分に鳥衾が取り付く欠込みがある、背面張出し大棟及び向拝の鬼瓦に欠込みは無いが、このうち背面張出し大棟の鬼瓦は側面張出し大棟の鬼瓦より一回り小さく、隅棟の鬼瓦を転用したものと思われる^{注三}。

隅棟鬼瓦上や向拝鬼瓦上の鳥衾については痕跡を確認できないが、境内の庫裏、鐘楼門の隅鬼にはいずれも鬼瓦上に痕跡を残さない形状の鳥衾を用いていることから、経蔵においても同様の鳥衾を用いていた可能性が高い。

以上により、主体部及び張出しの隅棟端部に隅鬼及び鳥衾を復するとともに、張出し及び向拝の大棟上に鳥衾を復する^{注四}。

注 一 前掲一（二）項注三の古写真。

注 二 断片は大小二片で、何れも足元の部分である。既存鬼瓦に重ね合わせると、大の方は肩から足元にかけての形と大きさが概ね背面張出し大棟の鬼瓦（隅棟の鬼瓦を転用したもの）と同じであり、隅棟の鬼瓦と考えられる。ただし縁取りの幅は背面張出しの鬼瓦より広いことから、制作年代が異なるものと思われる。小の方は長さが短く、大棟とも隅棟とも判じ難いが、縁取りの幅は側面張出し部の鬼瓦よりやや狭い。

注 三 北面張出し大棟の鬼瓦は幅四五センチメートル、高さ三〇・五センチメートル。西面張出し大棟の鬼瓦は幅三八・五センチメートル、高さ二八・八センチメートル。

注 四 西面張出し大棟の鬼瓦は隅鬼として用いることとし、新規隅鬼はこれに倣う。大棟鬼瓦は北面張出し大棟の鬼瓦に倣う。鳥衾は鐘楼門や本堂等の鳥衾を参考に整備する。

二 正面入口棧唐戸の中段堅格子を羽目板に復し、金具を旧規に復する。

正面入口には両開棧唐戸が取り付く。棧唐戸は上部を連子窓とし、中段羽目板位置も堅格子とするが、中段の堅格子は羽目板に格子を嵌め込んだ後に木瓜形にくり抜いた枠を取り付け、さらに後年内側より板を打ち付けている。羽目板は下段羽目板と一連で枠の下には風蝕が残り、当初は下段羽目板から一連の堅板張りであったことがわかる^{注一}。

また建具には近年の引手金具と煽止壺金具が召合せ近くに取り付いているが、現状欠失している打掛金物の受金が残っており、擦れ跡から掛金の長さも判明する。また現状の煽止金具と異なる釘穴が建具中央及び向拝の柱に残っており、煽止の壺金の取付痕と思われる。建具には掛金の擦れ跡が無いことから、煽止の掛金は柱側に付くことがわかる。

以上により、正面入口棧唐戸の中段堅格子を羽目板に復し、金具を旧規に復する。

注 一 羽目板の厚さは約十二ミリメートルあり、格子は羽目板を凡そ五ミリメートル欠込んで嵌め込む。木瓜形の枠は板厚が薄く格子を釘止めできないため固

定のために取り付けられたものである。当初羽目板はこの木枠の成一杯まで伸びている。

三 八角輪藏下部に彫刻を復する。

八角輪藏下部は羽目板のみであるが、羽目板下の土台には角太柄穴がそれぞれ二箇所あり、角太柄穴の周囲に残る透漆は退色が少ない。一方八角輪藏前に置かれた傳大士像の台座下には木像の断片が数多く保管されていたが、組み合わせると八体の彫刻となり、墨書や意匠、類例から、八天像と判断できる^{注二}。

彫刻の台座の角太柄穴は八角輪藏下部土台の角太柄穴と一致し、八天像は八角輪藏下部の羽目板位置に取り付けていたことが判明する。また角太柄穴の位置の違い及び台座裏面の番付からそれぞれの彫刻の位置も判明する^{注一}。

以上により、八角輪藏下部に彫刻を復する。

注一 八天像は梵天、帝釈天、四天王（持国天、增長天、広目天、多聞天）、仁王

（金剛力士、密迹力士）の八像を指す。墨書では腕の接合部に「持国」と書かれたものが一体あったのみであった。意匠から判断すると、身体の色が赤く力士の姿をした二体は仁王（金剛力士、密迹力士）と思われる。また、四天王は寛永寺・海住山寺等の類例より、顔の色が赤く甲冑を着たものは增長天、顔の色が青く甲冑を着たものは多聞天と考えられる。また輪藏下部に八天を置く例は知恩院輪藏（重要文化財、元和七年（一六二二）頃）、仁和寺輪藏（重要文化財、寛永一八（一六四一）四四）、妙心寺経藏（重要文化財、寛文一三（一六七三）、本願寺経藏（延宝六年（一六七八））などで見られる。一部欠失や改変はあるものいずれも八天の内訳は同じであり、正面に、梵天、背面に帝釈天、直行する位置に仁王を配し、残り隅方向には方位に合わせて四天王を配置している。

注二 角太柄穴の寸法は同じであるが、角太柄穴の位置（配置）は各面で異なる。また、台座裏面の番付は漢数字で、南西を一として時計廻りに数え、正面は六となる。

第四節 構造補強

一 構造概要

①検討方針とその経緯 本堂と経藏共に、この度の全解体修理に際して、構造診断を行い必要な補強を実施することになった。現行建築基準法の諸規定を参考に、「重要文化財（建造物）耐震診断指針」（文化庁文化財部、経藏は平成一三年三月、本堂は平成二四年六月）を適用し、本堂及び経藏共に安全確保水準を目標耐震性能として、既往の研究成果を考慮し検討を実施した。

現地調査に基づき建物の固定荷重、一階床には居室相当の積載荷重を考慮して建物重量を、更に、現行建築基準法に準じて検討用外力の地震力や風荷重を算定した。また、解体調査により明らかになった、部材断面や接合形式に基づいて解析モデルを作成し、建築基準法に準じた製材の許容応力度を用い、静的繰り返し増分解析により建物の荷重変形曲線を算定した。その結果を建物の復元力特性として、限界耐力計算法によって大地震動時の応答値を算定し、現状及び補強後の耐震性能を確認した。

本堂は内外陣の正面と両側面に板の間を配し、建物四周に廻した半間の縁を室内に取り込んだ桁行二五・一二m×梁間一八・〇mの平面形状を有し、軒高さ四・九一五m、棟高一四・六五m、本瓦葺き入母屋造りの建物である。湿潤な環境のために柱や足固め等多くの部材に腐朽がみられ、多くの部材を取り替える結果となった。柱についても取り替え八本、根継ぎ一六本となった。軸組内の土壁や柱と足固めの回転剛性、根継ぎ柱の剛性低下、柱の浮き上がり等を考慮して、現状建物の耐震性能を確認した。二〇〇mm正角の柱を小舞壁の帳壁で拘束していることもあり、安全限界変位と想定した平均層間変形角 $1/30$ の負担水平力はベースシア係数換算で、桁行方向は $Co \parallel 0 \cdot 114$ 、梁間方向は $Co \parallel 0 \cdot 098$ となり、地域係数 $Z \parallel 0 \cdot 8$ 、表層地盤の増幅を考慮した大地震動時の応答値は、桁行方向の平均層間変形角は $1/31$ 、最大値で $1/22$ に、梁間方向の平均は $1/28$ 、最大値で $1/27$ となった。桁行方向正面

の軸組の変形が大きいことから、追加的な補強が必要であると判断した。また、極めて希な暴風時に、受圧面積の大きな梁間方向の水平耐力が不足していることが判明したために、耐震・耐風性能確保のために追加的な補強方法について検討した。柱の負担水平力の向上を図るために、桁行方向の三構面、梁間方向二構面の床下に方杖を配置し、柱頂部変形のバラツキを抑制するために、正面及び両側面板の間天井内の水平構面を補強した。また、梁間方向帳壁の小舞壁を合板耐力壁に置換し、負担水平力の改善を図った。補強後の安全限界時の負担水平力を、桁行・梁間方向共に $C_0 \parallel 0 \cdot 16$ を超えるまで改善することで、目標とする安全確保の耐震性能と共に、必要とする耐風性能を満たすことを確認した。

経蔵は本瓦葺き寄棟造のL字型平面形を有する土蔵造の建物で、出入口の取り付きを除いて、両方向共に同じ平面形状である。外壁を構成する土壁は、柱外面より一二五mmの大壁と、貫より内側に木舞を組んで内側から施工された裏返し無しの四〇mmの真壁からなり、内部に空洞が確認された。大地震動時に大きく変形した際には、大壁の負担せん断力の性能が期待できないこと、裏返し無しの真壁の負担せん断力が低いことを考慮し、大壁は無視し、四〇mmの真壁は性能を低減して耐震性能を確認した。安全限界変形時の負担水平力は $C_0 \parallel 0 \cdot 05$ 程度と目標の耐震性能を満たすものではなかった。必要な耐震性能を確保するために、内部の柱と貫に無機質の耐力面材を釘止めする案と、内部の空洞を土壁で充填する案を検討し、所有者や監理者、施工者と協議した結果、内部空洞を土壁で充填する案を採用した。

②近隣の活断層と被害地震 「新編日本の活断層」(東京大学出版会)より、山口県内の活断層を図1に示した。活動度B(平均変位速度千年に一〇cm以上)の断層は、南側の大原湖断層(4、Ⅲ、B)、西側の菊川断層(9、I、B)が認められる。山口県地震被害想定報告書において、東南海・南海地震や中央構造断層帯(石鎚山-伊予灘)、菊川断層や大原湖断層系、渋木断層(7、Ⅱ、不明)、萩北断層(萩市直下、一八五七年震源地、図1には非表示)に

対して検討され、萩市付近の最大震度は渋木断層の五強と想定されている。

この建物が立地する萩市近隣の過去五〇〇年間の歴史被害地震を、「新編日本の被害地震総覧」(東京大学出版会)より

検索した結果を表1に示した。表中のガル数は、震源からの距離減衰を基に司・翠川式で算定した、大照院の地表面の加速度である。この建物が遭遇した震度Vを超えるような地震を典典から拾えば、一八五四年の安政南海地震や一八五九年石見の二度、二〇〇一年の芸予地震を含めても三度である。一方、距離計算から求めた地表面の加速度では一八五七年の直下地震で二三〇ガルが最大である。

③地盤調査 建物を支持する地盤構成を明らかにするために、本堂の四隅でボーリング調査を行い、その中で基盤層が最も深い正面左側でPS検層を実施した。また、標準貫入試験の祭に採取した土質資料の中から砂質土層を選んで物理試験を実施し、地盤の液状化の判定を行った。標準貫入試験を基に作成した土質想定断面図を図2に、PS検層結果を図3に示した。土質想定断面図を見ると、N値六〇以上の砂礫層やその下位の風化花崗岩は、建物背面の山裾から境内正面に向かって傾斜しており、その上位にN値八〜三二の緩い岩錐堆積物が、更にその上位に層厚一〜二mの旧表土と造成された盛土が載っている。地下水位が旧表土や岩錐堆積物の認められるが、液状化の可能性は認められず、

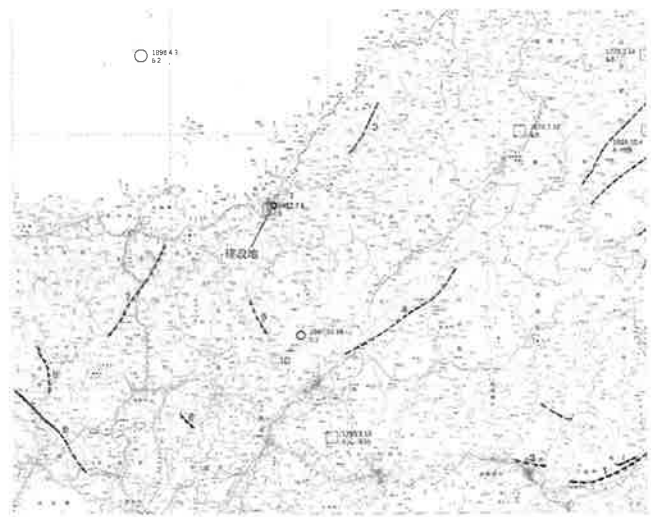


図-1 近隣の活断層

表-1 萩市近辺の歴史被害地震

出典：「新編日本被害地震総覧」(東京大学出版会)

発生年	地震/発生地	震央位置	マグニチュード	ガル数*1	想定震度建物等の被害
1686	安芸・芸予	132.6E,34.0N	7.0~7.4	42.8	V、萩城内石垣崩れ
1676	岩見	138.5E,34.5N	≒6.5	60.9	-、津和野城石垣崩壊
1793	長門・周防	131.5E,34.1N	6.1/4~6.1/2	61.7	-、防府で人家損壊
1854	安政南海地震	135.0E,33.0N	8.4	—	V~VI
1857	萩	131.4E,34.4N	6	234.4	-、石垣壁塀屋根に小損
1859	石見	132.1E,34.5N	6.0~6.5	27.7	-、萩市川嶋庄で倒家2戸
1872	浜田地震	132.1E,34.15N	7.1±0.2	47.8	IV、石見、出雲が被害の中心
1905	芸予地震	132.5E,33.1N	6.7	86.5	IV、広島・愛媛沿岸の被害顕著
1946	南海地震	135.62E,33.03N	8.0	—	IV、被害は中部から九州
2001	芸予地震	132.54E,34.08N	6.7	65.5	5+、大照院は無被害

* 1：ガル数は「司・翠川」の距離減衰式によって算定した敷地表面の加速度を示す。

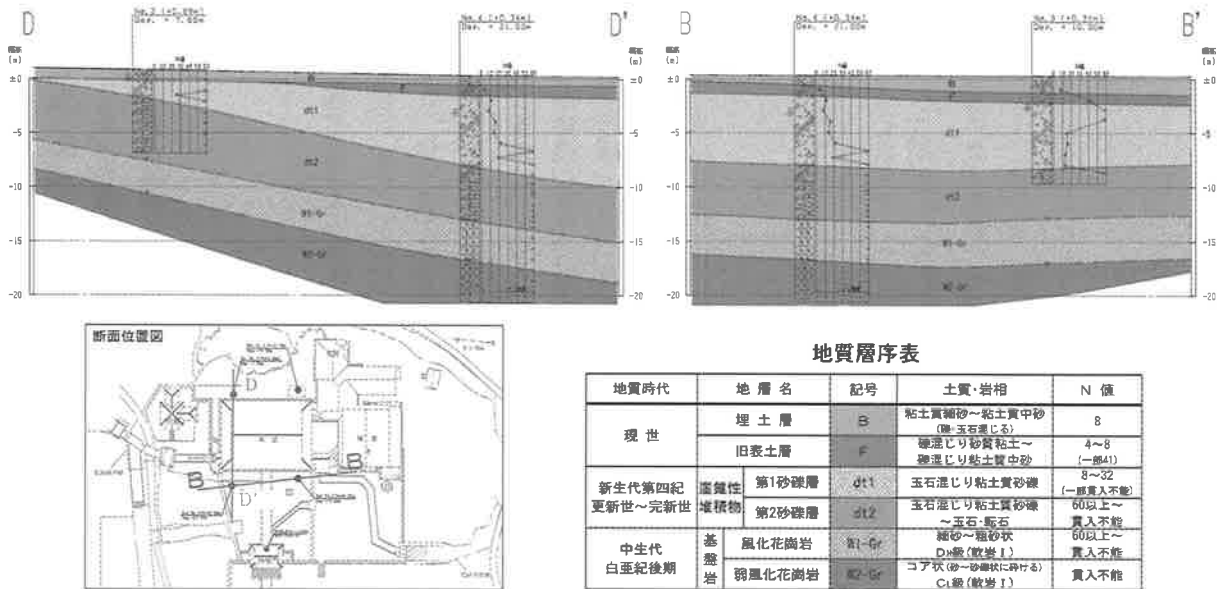


図-2 土質想定断面図

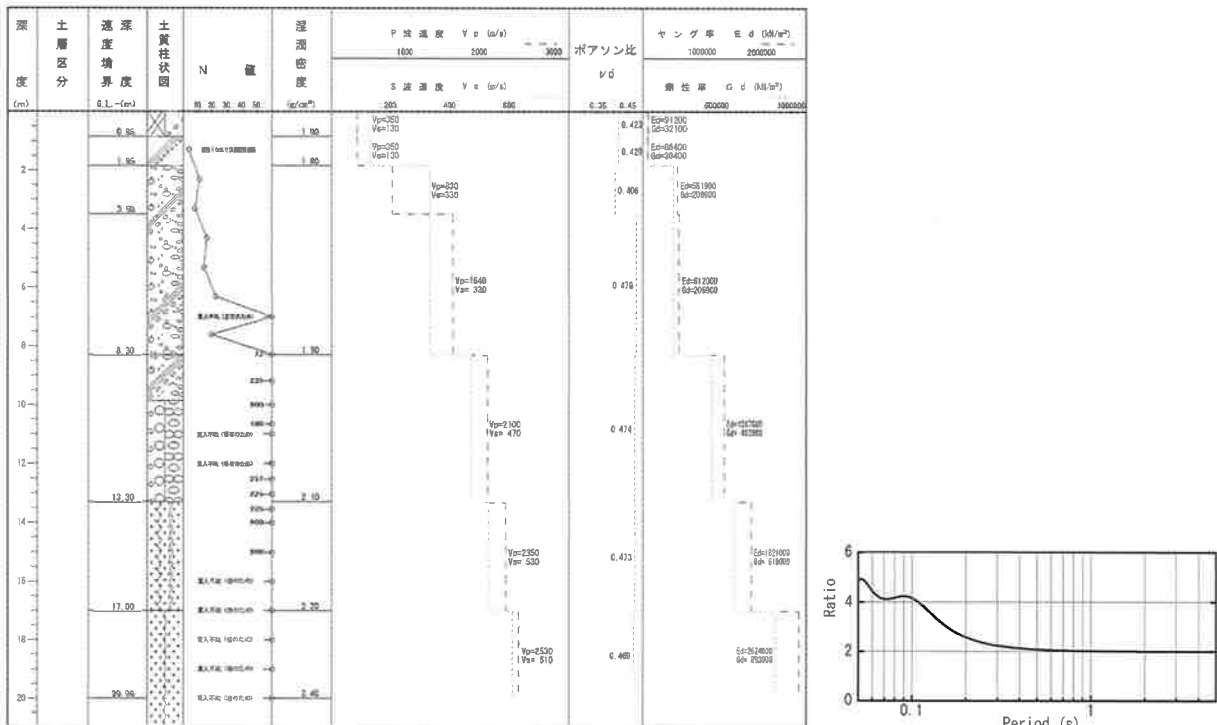


図-3 PS検層結果と表層地盤の増幅特性

建物の支持層としても十分な耐力を有していることを確認した。また、PS 検層の結果より、N値六〇以上の岩錐堆積物は $V_s \parallel 470 \text{ m/sec}$ で、GL一八・三mを工学基盤の入射面として重複反射理論により、表層地盤の増幅特性の算定結果をみると、 0.09 秒付近に地盤の固有周期が認められ、第一種地盤と判断した。

二 耐震診断及び構造補強の検討要領

耐震性能を確認するために、本堂と経蔵共に礎石天端から天井梁までの立体架構モデルを作成し、汎用解析プログラム (Midas gen) を用いて解析を実施した。解析においては、礎石上の柱の浮き上がり、柱や横架材の部材断面と接合部の復元力特性、土壁や補強合板耐力壁の復元力特性を考慮し、安全限界変位と想定した層間変形角 $1/30$ を超えるまで、静的な繰返し増分解析によって各構面の荷重-変形曲線を求めた。各構面や節点の変形に過大なバラツキがないことを確認した上で、荷重-変形曲線の平均値を建物の復元力特性として、限界耐力計算法により大地震動時の応答値を算定した。得られた応答値が安全限界変位を大きく超えないこと、また極めて希な暴風時に倒壊に至らないような水平耐力を有することを確認した。

三 検討用外力の算定

屋根や床、柱や壁等の固定荷重を表一2のように設定し、一階床については住宅並の積載荷重を考慮して建物重量を算定した。暴風時の風荷重は、基準風速を 34 m/sec として、平一二建告示一四五号の風力係数に基づき算定した。建物の総重量を基に地震力を算定した結果を表一3に示した。地震力と風荷重を比較すると、地震力が風荷重を上回ることから地震力に対して検討を行った後、極めて希な暴風時の耐風性能についても確認した。

四 材料及び架構のモデル化

本堂の立体解析モデルは以下のような条件に基づいて作成した。

- (1) 柱・横架材の部材断面及び樹種を表一4に示した。それぞれの材は無欠点の等断面の直線材として扱った。
- (2) 足固め部分の柱と横架材の接合状態のうち、長柄については横架材端部にめり込みによる回転剛性を図一4に示した要領で考慮し、引込古による部分については、引込古の断面が $200 \text{ mm} \times 600 \text{ mm}$ 程度と小さいことからピン接合と評価し、引張耐力について、端部定着部のせん断耐力より 7.0 kN 相当と推定し、これを超える引張力が加わる場合には追加補強することとした。また、床下方杖は圧縮筋交いとして、端部のめり込みを考慮して復元力特性を評価した。
- (3) 木製の礎盤上に据えられた柱は柱脚をピンとし、引張応力や大きなせん断力を負担する箇所については、補強として添え柱を追加した。
- (4) 一階床上の根継ぎについては、図一5に示す既往の金輪継ぎの試験結果を参考に継ぎ手の曲げ剛性を算定し、材端の回転剛性として与えた。
- (5) 内外陣の界壁や帳壁、床下外周の土壁は厚さを 90 mm として、その復元力特性は図一6に示す通り、「重要文化財(建造物)診断指針」に準じて評価した。また、補強に用いた合板耐力壁の復元力特性も併せて示した。
- (6) 屋根及び天井を併せて、壁倍率 $N \parallel 0.5$ 相当の水平構面を設定した。補強後には天井面のバラツキを拘束するために、内外陣を囲む縁の天井内に火打ち梁を配置し $N \parallel 2.0$ 相当に補強した。
- (7) 礎石上の柱については、地震時の付加荷重が鉛直荷重を超えた時点で、鉛直方向の拘束を解除して浮き上がりを考慮した。
- (8) 経蔵も本堂同様に立体解析を用いて、本堂と同様な解析を実施したが、土蔵造りの土壁と屋根下地の置土については別途以下のように評価した。
- (9) 土蔵壁も図一6に示す土壁の厚さで準じて評価し、大壁部分の負担水平力の性能は無視し、現状では内部裏返し無しの真壁厚さ 400 mm の負担せん断力を

表-2 屋根及び床の仕様、固定・積載荷重 (N/m²)

棟	屋根/床/壁	仕 様	固定+積雪・積載荷重 (N/m ²)		
本堂	本瓦屋根 8寸勾配 $\alpha=1.31$	本茅葺 (葺土筋置、野地板、タル木) 母屋、小屋組、天井梁桁、桔木、天井	1200x1.31 (材積より)	=1575 2150 3725	(R) 3730 (E) 3730 → 3730
	庇部分 8寸勾配 $\alpha=1.31$	本茅葺 (葺土筋置、野地板、タル木) 梁桁、軒まわり、化粧タル木、天井等	200x1.31 (材積より)	=1575 680 2255	(R) 2260 (E) 2260 → 2260
	内外障	畳、床板、根太 根太、大引、床梁、床束等		350 (R) 1300 350 (E) 600 700	2000 1300 → 700
	縁 (板間)	床板、根太 根太、大引、床梁、床束等		200 (R) 1300 300 (E) 600 500	1800 1100 → 500
	須弥壇	床板、床梁+仏像・位牌			→ 1,500N/m ²
	土壁	土壁 t=90mm、 $\rho=15\text{kN/m}^3$	90x15.0		→ 1,350N/m ²
	板壁	板壁+下地材			→ 300N/m ²
	建具				→ 300N/m ²
経蔵	棧瓦屋根 6寸勾配 $\alpha=1.17$	棧瓦、葺土、野地板、タル木、母屋 置土50mm、野地板、タル木、母屋 小屋組+天井梁+天井	(480+225+80) x1.17=918 (50x15+120) x1.17=1018 250+100 350	2286	(R) 2300 (E) 2300 → 2300
	庇、塔部	棧瓦、葺土、野地板、タル木、梁	(480+450+125) x1.12=1182		→ 1,200N/m ²
	土壁 (空洞)	土壁 t=125mm、真壁 t=50mm、 $\rho=15\text{kN/m}^3$	140x15.0=2625		→ 2,700N/m ²
	土壁	大壁 t=125mm、真壁 t=50+70mm	245x15.0=3675		→ 3,700N/m ²
	内壁	大壁+真壁 t=245mm	245x15.0=3675		→ 3,700N/m ²

表-3 本堂及び経蔵の建物重量、地震力、風荷重

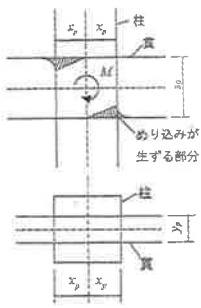
棟	階	床面積 A m ²	建物総重量 kN		地震力 kN			風 (梁間) kN		風 (桁行) kN	
			ΣW_i	W_i/A	ΣW_i	C_i	ΣQ_E	ΣQ_w	$\Sigma Q_w/Q_E$	ΣQ_w	$\Sigma Q_w/Q_E$
本堂	1階柱	452.2	2832.9	6.27	2489.7	0.16	398.4	259.4	0.649	134.8	0.338
	基礎	452.2	3665.0	8.11	880.6	0.08	468.8	384.8	0.821	224.7	0.584
経蔵 (空洞無)	1階柱	63.2	526.4	8.33	526.0	0.16	84.2	35.9	0.427	35.9	0.427
	基礎	63.2	809.3	12.81	809.0	0.08	106.8	70.5	0.660	70.5	0.660
経蔵 (空洞有)	1階柱	63.2	603.9	9.56	630.9	0.16	100.9	35.9	0.356	35.9	0.356
	基礎	63.2	1018.4	16.11	1018.4	0.08	131.9	70.5	0.534	70.5	0.534

表-4 本堂及び経蔵の柱・横架材の断面

棟	部 位	使用箇所	断 面	樹 種	ヤング率
本堂	柱 吊束	一般、向拝 半柱	□ - 210x210、□ - 227x227 □ - 165x105、□ - 170x90 □ - 120x120、□ - 212x212	アカマツ	E=800kN/cm ²
	横架材	足固め 大引き 差鴨居、内法貫 軒桁 天井梁	□ - 180x180~○ - 300φ □ - 300x300~□ - 500x500 □ - 170x170、□ - 83x83 □ - 260x260 □ - 212x212~□ - 768x768	アカマツ	E=800kN/cm ²
経蔵	柱	一般	□ - 140x105~□ - 140x170	スギ	E=700kN/cm ²
	横架材	軒桁、天井梁等 小屋受け梁 差鴨居、貫 土台	□ - 150x165~□ - 160x160 ○ - 450(太鼓落とし) □ - 140x140、□ - 28x120 □ - 140x140	スギ	E=700kN/cm ²

柱一貫のめり込みによる回転剛性

□通し貫接合部の回転剛性と降伏モーメント



• 接合部の回転剛性: K_R

$$K_R = X_p^2 Y_p E_{\perp} \left[\frac{X_p}{Z_0} \left(C_{xm} - \frac{1}{3} \right) + 0.5 C_{xm} \right]$$

• めり込み降伏モーメント: M_y

$$M_y = \frac{K_R Z_0 F_m}{X_p E_{\perp} C_{xm} \sqrt{C_{ym}}}$$

• 端・縁距離効果係数

$$C_{ym} = 1 + \frac{4Z_0}{3nY_p} \quad C_{xm} = 1 + \frac{4Z_0}{3X_p}$$

• 全面横圧縮のヤング率: E_{\perp}

$$E_{\perp} = \frac{1}{50} E_{\parallel}$$

• 端・縁距離効果係数

E_{\parallel} : 貫材のヤング率

F_m : めり込み降伏応力

n : 繊維方向に対する繊維直交方向の置換係数 スギ材 $n=5$

圧縮筋交いの軸剛性・耐力

筋交端部の横架材への等変位めり込みとして評価

• 等変位めり込みの降伏圧縮力: P_n

$$P_n = \frac{x_p \cdot y_p \cdot C_x \cdot C_y \cdot E_{\perp}}{Z_0} \cdot \delta_y$$

• めり込み降伏変位: δ_y

$$\delta_y = \frac{Z_0 \cdot F_m}{E_{\perp} \cdot \sqrt{C_x \cdot C_y \cdot C_{xm} \cdot C_{ym}}}$$

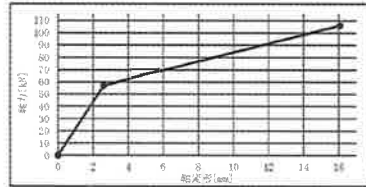
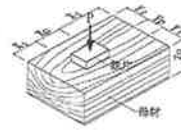
• 端・縁距離効果係数

$$C_x = 1 + \frac{2 \cdot Z_0}{3 \cdot x_p} \cdot \left[2 \cdot e^{-\frac{3x_1}{2Z}} - e^{-\frac{3x_2}{2Z}} \right]$$

$$C_y = 1 + \frac{2 \cdot Z_0}{3 \cdot n \cdot y_p} \left[2 \cdot e^{-\frac{3 \cdot n \cdot y_1}{2 \cdot Z_0}} - e^{-\frac{3 \cdot n \cdot y_2}{2 \cdot Z_0}} \right]$$

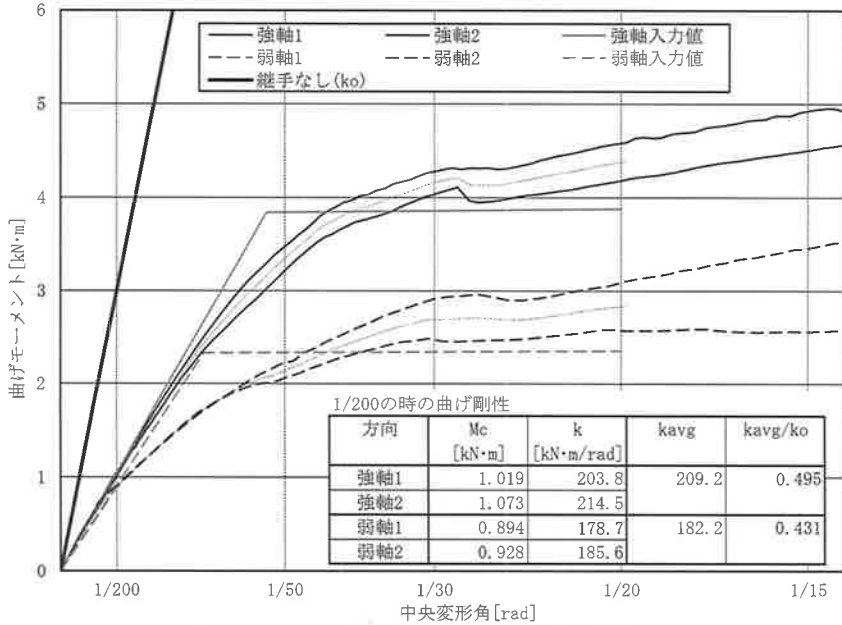
• 降伏後の剛性: 弾性勾配の1/6

• 接合部の緩み: 接触面で1mm考慮



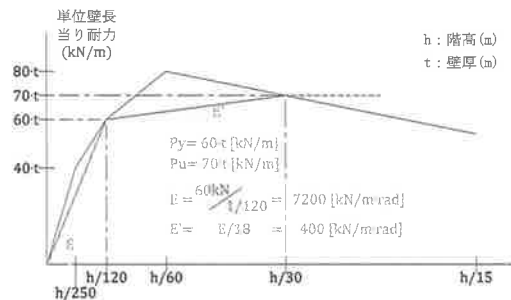
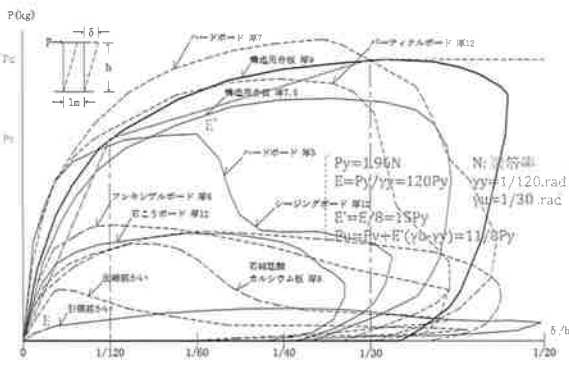
床下方杖
断面: □-90x90
樹種: ヒノキ
 $eE1 = 216 \text{ kN/cm}^2$
 $P_y = 57.2 \text{ kN}$
 $eE2 = 36 \text{ kN/cm}^2$
 $P_u = 106.1 \text{ kN}$

図-4 めり込みによる柱一貫の回転剛性、圧縮筋交いの軸剛性



出典: 重用文化材修理工事報告書 第五章第八節追加資料「柱継ぎ手の性能確認試験」

図-5 柱継ぎ手の曲げ剛性評価



合板耐力壁の荷重-変型関係 「枠組壁構法建造物構造設計指針」より抜粋

土壁の荷重-変型関係 「重要文化財(建造物)耐震診断指針」より抜粋

図-6 土壁、合板耐力壁の復元力特性

一／二に低減した。また、土壁を充填した場合は柱にかかる真壁厚さ二二〇mmとして、負担性能を現状同様に低減し評価した。また、開口を有する壁の剛性・耐力については開口低減率を乗じて低減した。

(9) 屋根も置土五〇mmを考慮して、天井面の水平構面を壁倍率N＝一・〇相当とした。

五 本堂の耐震性能確認

① 現状建物の耐震性能 現状建物の解析モデルを図一七に示した。軒桁や天井梁のレベルに、壁倍率N＝〇・五相当の水平構面を配置した。鉛直構面には実状に合わせて九〇mmの土壁を壁倍率N＝二・七とし配置し、一階床足固め部材のうち長柄を有する部材は端部回転剛性を考慮した。柱の根継ぎ一六箇所は丸

(●)で示し、その高さは一階床＋四五〇mmとして、継ぎ手の強・弱軸を考慮して継ぎ手上部材端の回転剛性と

柱頂部及び一階床の交点に算定された地震力を作用させ、桁行・梁間両方向共に正負加力に対し、平均層間変形角一／三〇を超えて増分解析を実施し、各構面の荷重―変形曲線を算定した。一連の解析結果より平均層間変

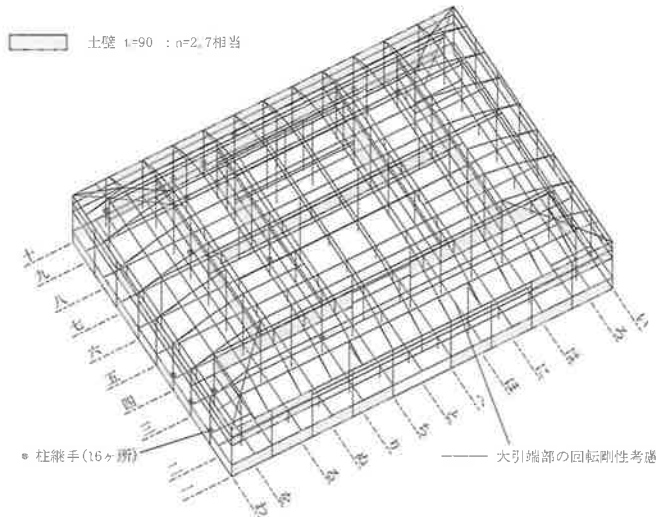


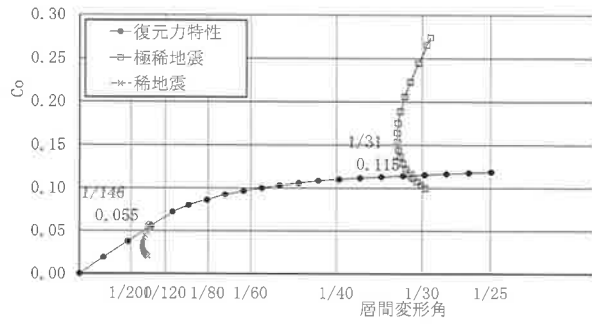
図-7 現状 解析モデル

表-5 本堂 負担せん断力及び各構面の層間変形角一覧 単位：kN

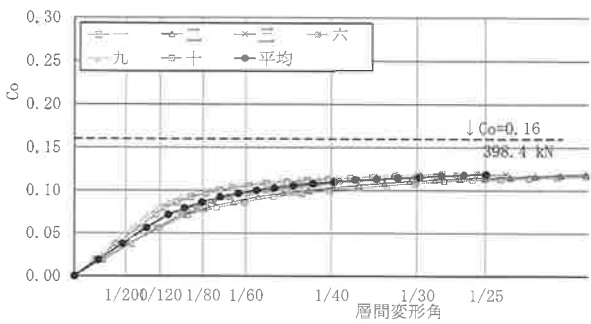
補強有無 方向	軸	現状建物				補強後			
		損傷限界時		安全限界時		損傷限界時		安全限界時	
		Co/Qo	層変形角	Co/Qo	層変形角	Co/Qo	層変形角	Co/Qo	層変形角
桁行方向 正方向	平均	0.097	1/63	0.114	1/30	0.137	1/60	0.160	1/30
	一	240.4	1/45	287.5	1/21	342.0	1/45	398.1	1/24
	二		1/49		1/24		1/50		1/27
	三		1/59		1/28		1/57		1/30
	六		1/59		1/30		1/59		1/30
	九		1/86		1/39		1/70		1/35
	十		1/78		1/35		1/70		1/30
	平均	0.084	1/64	0.098	1/30	0.141	1/59	0.171	1/29
	わ	204.9	1/70	244.2	1/30	350.4	1/60	424.7	1/28
	る		1/86		1/37		1/74		1/35
り		1/56		1/28		1/56		1/30	
ほ		1/58		1/29		1/58		1/31	
は		1/85		1/36		1/72		1/35	
い		1/68		1/28		1/57		1/27	

表-6 本堂 安全確保水準 応答値の算定結果：ベースシア係数 層間変形角

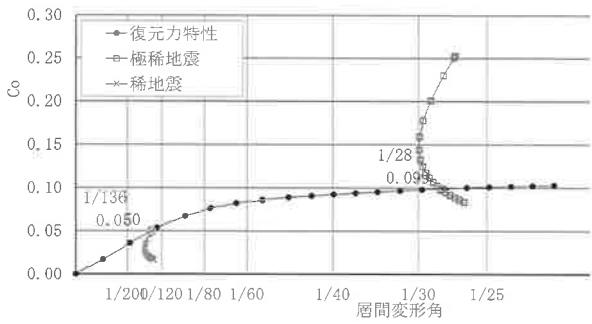
方向	現状建物 層間変形角				補強後 層間変形角			
	平均	Cb	最大	最小	平均	Cb	最大	最小
桁行方向	1/31	0.115	1/22	1/40	1/38	0.151	1/30	1/46
梁間方向	1/28	0.099	1/27	1/35	1/39	0.157	1/37	1/48



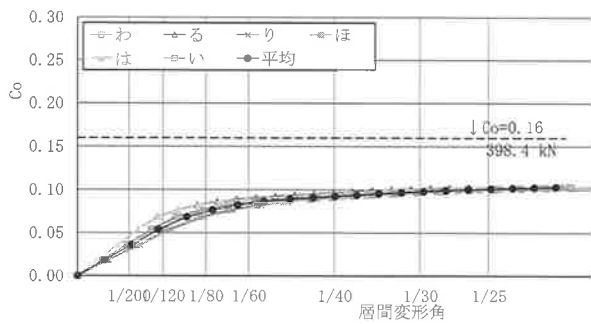
桁行方向



桁行方向



梁間方向



梁間方向

図-9 現状 大地震動時の応答値

図-8 現状 各構面の荷重-変形曲線梁間

④ 大地震動時の応答値は、桁行方向の平均層間変形角で 1/31 であったが、変形の大きな正面では 1/22 となった。梁間方向の平均層間変形角は 1/28 となったが、最大値でも 1/27 となった。

想定される大地震動時に対して、桁行方向正面の架構が安全限界変形角 1/30 を大きく超えていることから、追加的な補強が必要であると判断した。また、極めて希な暴風時に作用する水平力と比較してみると、梁間方向の水平耐力が大きく不足することから、梁間方向についても追加的な補強が必要であると判断した。

極めて希な暴風時の桁行方向の水平力… 134・8 × 1・6 = 215・7 kN
 極めて希な暴風時の梁間方向の水平力… 259・4 × 1・6 = 415・0 kN

形角 1/60 相当の損傷限界時と平均層間変形角 1/30 の安全限界時 (1 保 有水平耐力) の各構面の層間変形角と負担せん断力の一覧を、最終補強後の結果と併せて正加力方向のみ表 15 に、荷重-変形曲線を図 8 に示した。各構面の平均層間変形角を建物の復元力特性として、限界耐力計算法により算定した大地震動時の応答値を図 9 に、応答値の平均及び最大・最小の層間変形角を表 16 に示した。検討結果より以下のようなことが確認できた。

② 損傷限界時と安全限界時の負担せん断力は、正負加力ともほぼ同じで、ベースシア係数換算で桁行方向は $C_0 = 0.097$ 、0.114 に、梁間方向は $C_0 = 0.084$ 、0.098 で、許容力度設計方の中地震動時のベースシア係数 $C_0 = 0.20 \times 0.8 = 0.16$ にも満たない結果となった。

③ 桁行・梁間方向共に平均層間変形角 1/30 を超えて、土壁と貫端部に降伏が発生し変形が増大した。桁行方向では正面部分が、梁間方向では側面や入り側筋に比べ中央部分の変形が大きくなるバラツキが見られた。

④ 層間変形角 1/30 を超えても、桁行・梁間両方向共に、根継ぎ柱を含めて曲げ耐力に達する柱は認められなかった。

○kN√二二四・二kN NG

②追加的な補強要領の検討 不足する耐震性能の向上を図るために、以下のよ
うな耐震補強を検討した。

(1)柱頂部の水平変位を抑制するために、柱床下の変形を拘束した。桁行方向の
一列、梁間方向のい列、わ列の外周土壁の厚さを90mmから一二〇mmに増し、
桁行方向の三列、六列、九列、梁間方向のは列、へ列、り列、る列に方杖を
配置した。

(2)柱上部の水平変位のバラツキを抑えるために、内外陣を囲む板の間上部の天
井内の水平構面が壁倍率 $N \parallel 二 \cdot 〇$ 程度になるように火打梁を配置した。

床下方杖と天井水平構面を補強して、水平力の負担性能を確認したところ、
桁行方向の大地震動時の応答値は、平均層間変形角 $1/39$ 、最大値で $1/30$
まで改善され目標性能を満足できた。梁間方向の水平力負担性能は平均
層間変形角 $1/25$ で $Q_u \parallel 四〇八$ kNmでは改善されたが、極めて希な暴風時
に作用する水平力を超えるまでには至らなかった。そこで以下の追加補強を
検討した。

(3)梁間方向のは列、ほ列、り列、る列の土壁帳壁を、構造用合板を用いた壁倍
率 $N \parallel 五 \cdot 〇$ に置換して、負担水平力の向上を図った。

③補強後の耐震・耐風性能 補強後の解析モデルを図10に示した。追加した
補強材の復元力特性を考慮して繰り返し増分解析を実施した。損傷限界時及び
安全限界時の負担せん断力と各構面の層間変形角を表15に追記し、荷重変
形曲線を図11に示した。また、大地震動時の応答値の算定結果を図12に、
平均及び最大・最小の層間変形角を表16に追記した。補強後の解析結果より、
以下の耐震・耐風性能を確認した。

⑥補強後の損傷限界時、安全限界時の水平力負担性能は、ベースシアー換算
で桁行 方向が $C_0 \parallel 〇 \cdot 一三七$ 、 $〇 \cdot 一六〇$ に、梁間方向は $C_0 \parallel 〇 \cdot 一四$
一、 $〇 \cdot 一七一$ までに改善された。

①柱頂部の水平変位は、桁行・梁間方向共に、完全に一体的な挙動とまでは

言えないが、変形
のバラツキは小さ
くなり改善効果は
確認できた。

⑧床下に方杖を配置
し、柱の負担水平
力の改善を図った
結果、根継ぎの無
い柱の曲げ応力分
布の反曲点は内法
高さの $1/2$ を超
え、根継ぎ柱の反
曲点は継ぎ手位置
になった。それで
も平均層間変形角
 $1/25$ を超える

まで、曲げ耐力に達する柱は認められなかった。

⑨大地震動時の応答値は、桁行方向の平均層間変形角で $1/39$ 、最大値で
 $1/30$ に、梁間方向の平均値で $1/38$ 、最大値で $1/37$ となった。
⑩梁間方向の安全限界は、変形時の負担水平力 $Q_u \parallel 四二四 \cdot 七$ kNmとなり、極
めて希な暴風時の水平力を超える結果となった。

従って、床下の土壁や方杖の補強、帳壁の土壁を構造用合板に置き換え、天
井内の水平構面を補強することで、目標とする安全確保を目標性能を満たし、
極めて希な暴風時の水平外力を上回る保有水平耐力を確保することができた。

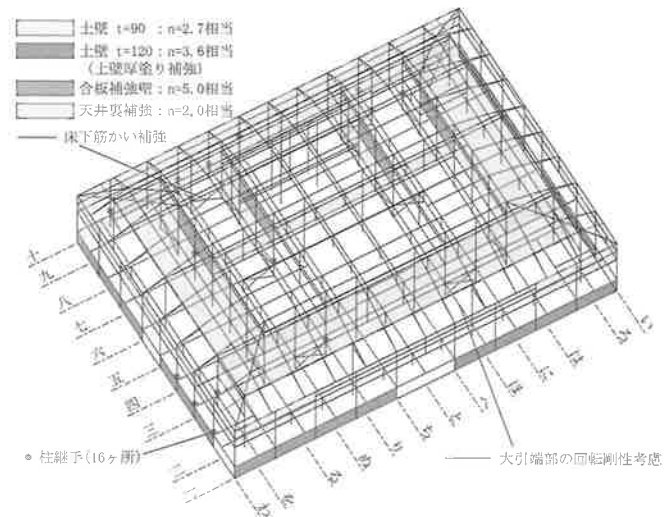
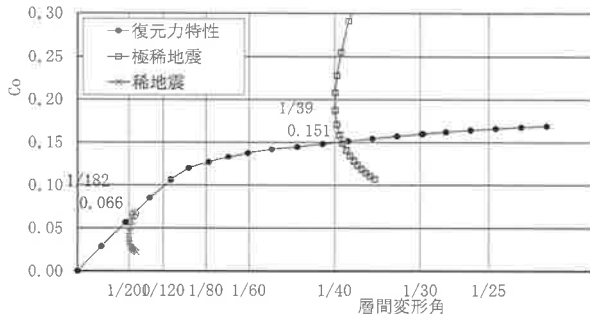
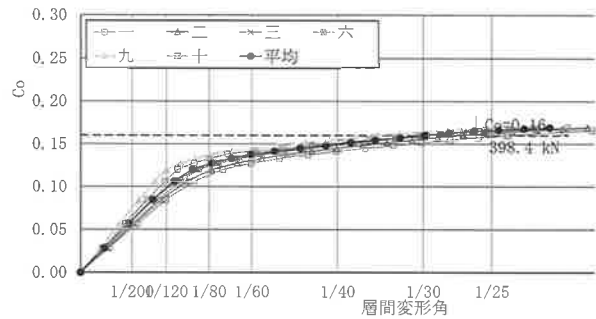


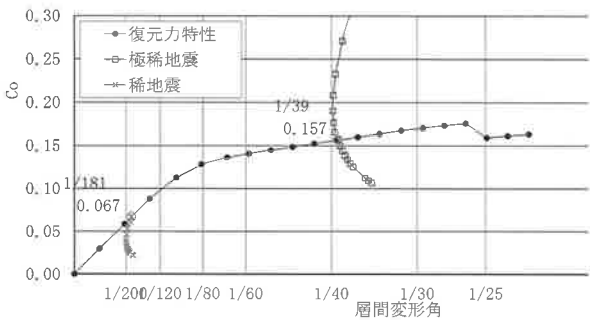
図-10 補強後 解析モデル



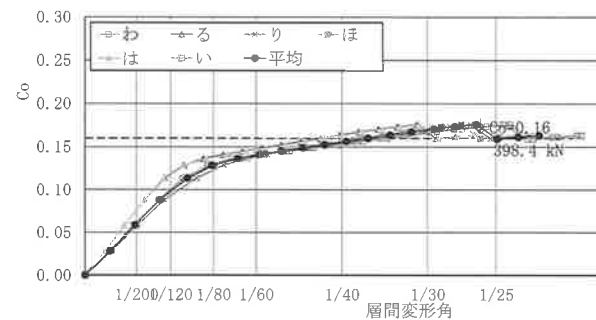
桁行方向



桁行方向



梁間方向



梁間方向

図-12 補強後 大地震動時の応答値

図-11 補強後 各構面の荷重-変形曲線

六 経蔵の耐震性能確認

① 現状建物の耐震性能 経蔵の礎石天端から軒桁・天井梁までの解析モデルを図-13に示した。天井面の五〇mmの置土を壁倍率 $N=1.0$ と評価した水平構面の表示は省略し、鉛直構面として無開口の土蔵壁のほか、開口を有する土蔵壁を破線で示した。柱頂部に節点荷重を与え、土蔵の復元力特性と柱の浮き上がり方を考慮して、繰り返し増分解析を実施し、損傷限界時や安全限界時の負担水平力と各構面に層間変形角の一覧を表-7に、各構面の荷重変形曲線を図-14に示した。解析結果より以下ことが確認できた。

② 追加的な補強要領の検討 外観を変えずに耐震性能を向上させる方法の一案として、土壁内部の貫に無機質の壁倍率 $N=3.8$ 相当にと認定されている面材パネル打ち付けて耐震性能を検討した。その結果、安全限界時の負担水平力はベースシアー換算で $Co=0.20$ に近い水平力の負担性能に達することを確認した。更に、土蔵の大壁部分を施工後、内部空洞を土で充填したうえで、貫内側に木舞下地を組んで土壁仕上げをする施工方法が提案された。大壁と内部に充填される土、内部から真壁施工したとしても、一体と評価することは難しいと判断し、現状の真壁同様に低減し、耐震性能を評価したところ、負担せん断力の大幅な向上は期待できないが、大地震動時に倒壊しないことが確認できた。そこで、ここでは、壁内部空洞に土を充填する案を採用することとした。

③ 補強後の耐震性能の確認 土壁内部を充填し増加した地震力を算定し、土蔵の復元力特性を考慮したうえで、繰り返し増分解析を実施した。損傷限界時及び安全限界時の負担せん断力と各構面の層間変形角を表-7に、荷重-変形曲

線を図-15に示した。
また、大地震動時の応答値の算定結果を図-16に示した。補強後の解析結果より、以下の耐震・耐風性能を確認した。

- ◎ 損傷限界変形時と安全限界変形時の負担せん断力はベースシアール換算で、X方向は $C_0 \parallel O \cdot$ 一三三、 $O \cdot$ 一三三
- 四、Y方向は $C_0 \parallel O \cdot$ 一三六、 $O \cdot$ 一三七と、両方向共に三倍程度増加した。

④土壁の負担せん断力は増した分、両方向共に一部柱の浮き上がりが発生したが、比較的層間変形角が小さい状態で土壁の降伏し、最大耐力に達した。⑤両方向共に水平変位のバラツキは小さく、ほぼ一体的な挙動と認められ、大地震動時の応答値のうち平均層間変形角はX方向で一/四三、Y方向で一/四四となり、最大値層間変形角は一/四〇、一/三九となった。従って、充填した土壁の水平力の負担性能を低く評価しても、目標とする耐震性能を満足することを確認した。また、極めて希な暴風時の水平力が、算定された安全確保時の負担水平力を超えないことも確認した。

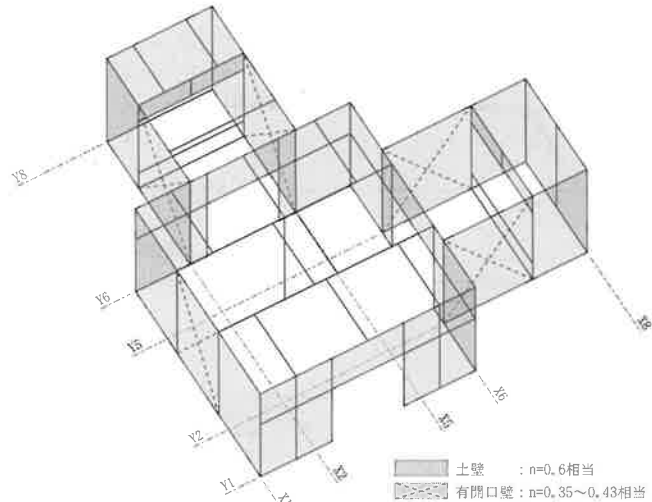


図-13 解析モデル

表-7 経蔵 負担せん断力と各構面の層間変形角一覧 単位：kN

補強有無 方向	軸	現状建物				補強後			
		損傷限界時		安全限界時		損傷限界時		安全限界時	
		Co/Qo	層変形角	Co/Qo	層変形角	Co/Qo	層変形角	Co/Qo	層変形角
桁行方向 正加力	平均	0.048	1/63	0.053	1/29	0.133	1/58	0.134	1/30
	Y1	24.9	1/65	27.7	1/30	82.7	1/65	83.1	1/31
	Y2		1/63		1/29		1/57		1/30
	Y5		1/61		1/29		1/54		1/29
	Y6		1/61		1/29		1/54		1/29
	Y9		1/65		1/30		1/64		1/32
梁間方向 負加力 (1F)	平均	0.049	1/63	0.055	1/29	0.136	1/58	0.137	1/30
	X1	25.4	1/64	28.2	1/29	84.5	1/60	84.9	1/30
	X2		1/63		1/29		1/58		1/30
	X5		1/62		1/29		1/55		1/29
	X6		1/61		1/29		1/51		1/29
	X8		1/66		1/29		1/71		1/33

表-8 経蔵 安全確保水準 応答値の算定結果：ベースシアール係数 層間変形角

方向	現状建物 層間変形角				補強後 層間変形角			
	平均	Cb	最大	最小	平均	Cb	最大	最小
桁行方向	—	—	—	—	1/43	0.134	1/40	1/47
梁間方向	—	—	—	—	1/44	0.137	1/39	1/49

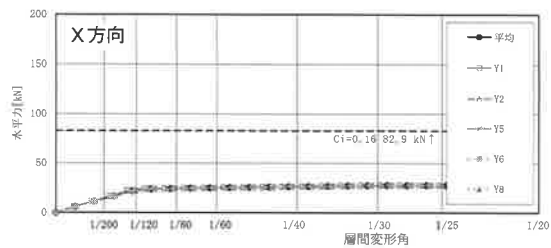
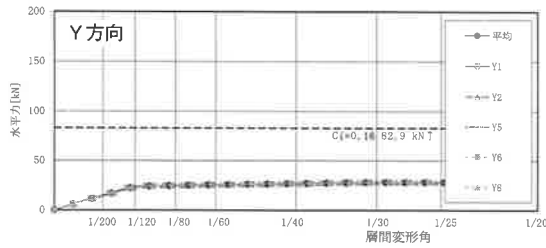


図-14 現状 多構面の荷重-変形曲線

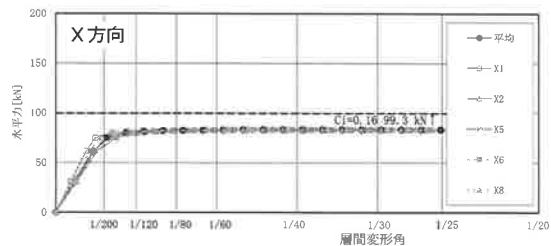
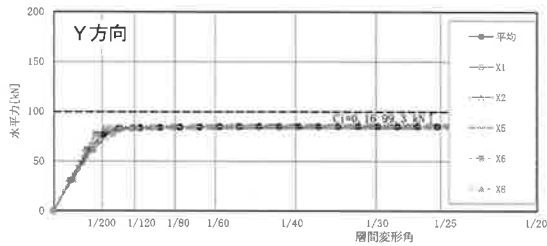


図-15 補強後 多構面の荷重-変形曲線

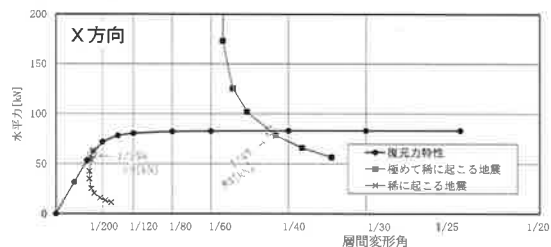
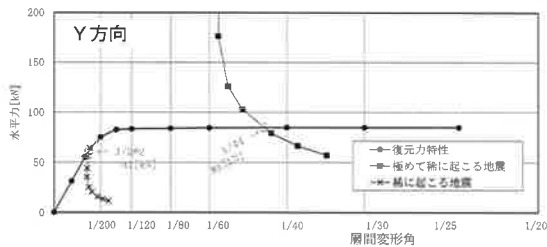


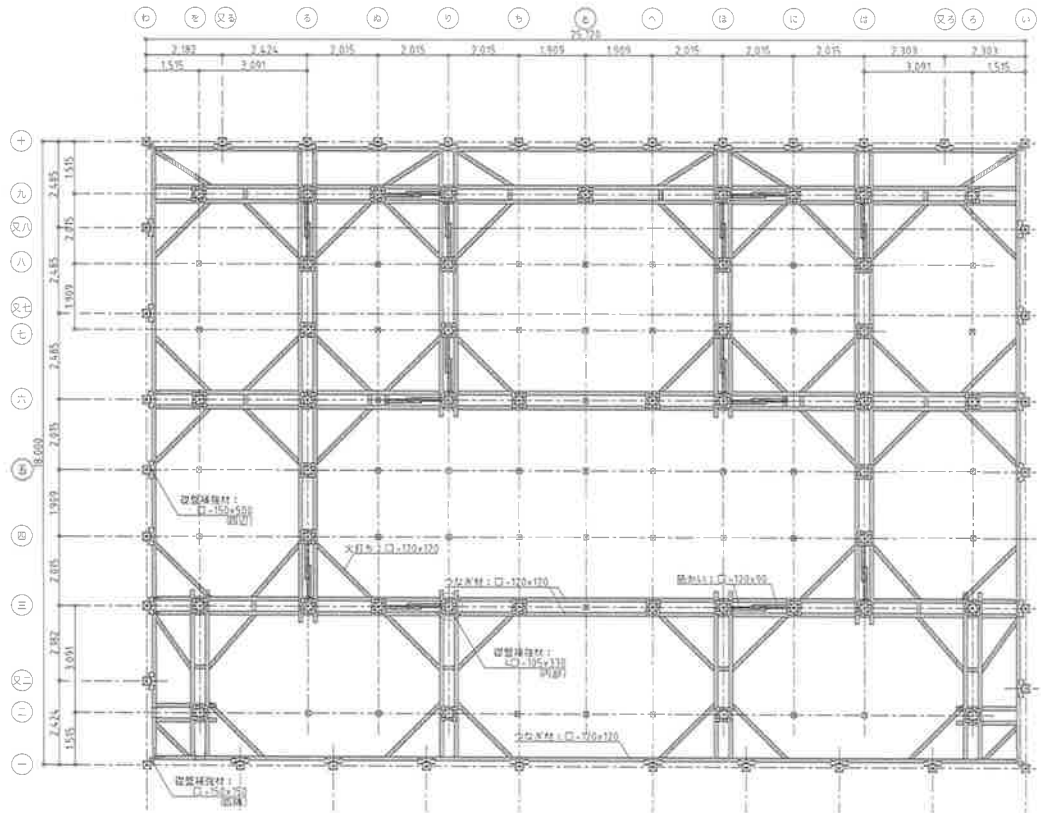
図-16 応答値の算定結果

七 補強要領の詳細

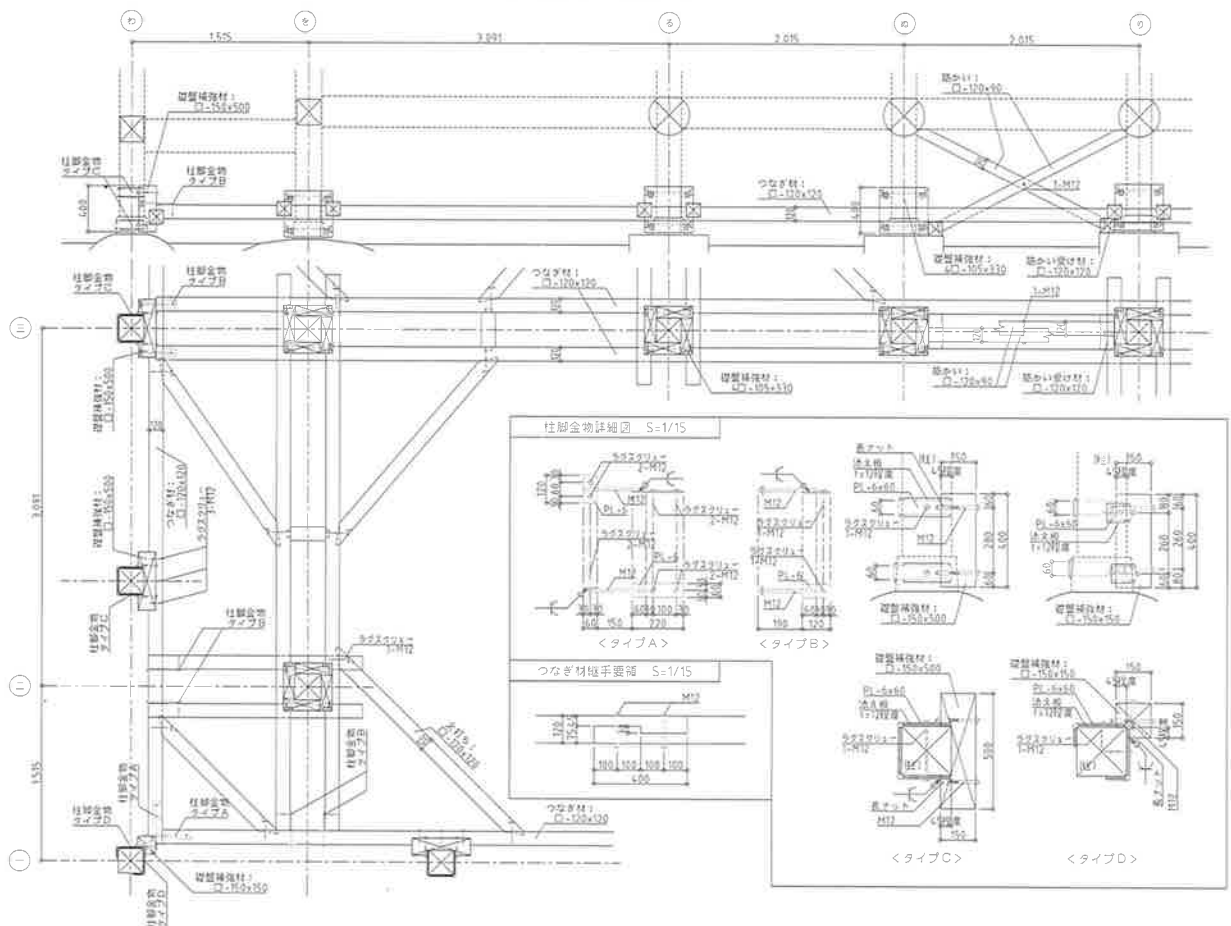
本堂は床下に方杖を配置することで、柱の変形を拘束し負担せん断力の向上を図った。柱は礎石上に据えられた木製の礎盤上に柱を置かれただけで、柱に浮き上がりが生じると容易に外れ落ちる危険があった。そこで付加軸力に対して浮き上がりを拘束し、礎盤と柱のズレを防止するために、図-17に示すように繫梁と火打梁を設け、柱の位置関係が変わらないような補強を実施した。

また、一階の足固めに床下方杖補強によって、現状では見られなかった軸力が発生した。足固めが長柄鼻栓止めや斜知止め、引独古だけでは不足する引張力に対して、出来るだけ取り替えの新材を選んで図-18に示すような緊結金物を追加した。更に、柱頂部の水平変形のバラツキを抑制するために、図-20に示すように、軒桁のレベルに水平筋交いによる水平構面を設けた。水平筋交いを既存の軒桁や天井梁に直接取り付けることはせず、軒桁に沿わせた製材と天井内の柱に渡り顎を設けて壁に沿わせた製材で枠を構成し、火打梁状に水平筋交いを配置することで、既存横架材へのラグスクリーウの打設を最小限にするように配慮した。新設した枠材のうち、六列、ほ列、り列では、既存繫梁の軒桁への取り合い部分で、新設の枠材を通すことが出来なかったために、枠材を分割して設けた。本堂梁間方向の負担水平力を向上させるために、小舞帳壁の一部を高剛性・高強度が期待できる構造用合板を用いた耐力壁に置換した。その要領は図-19に示すように、一、二mmの構造用合板を土壁内の貫を挟んで二枚配置し、上下の横架材や左右の柱材にラグスクリーウを用いて固定した枠に、両面から釘止めとした。

経蔵については土壁内の空洞を充填する以外に補強は行わなかったが、中央の経典を収める部屋と背面又は側面に配置された部屋の土台と軒桁の抜け出しが懸念されたことから、図-21に示すような抜け出し防止金物を追加し、経典を納める部屋の四隅に火打ち梁を追加した。



柱脚繫材、火打梁の配置図



柱脚 繫材、火打梁の取付詳細図

図-17 柱脚部の補強

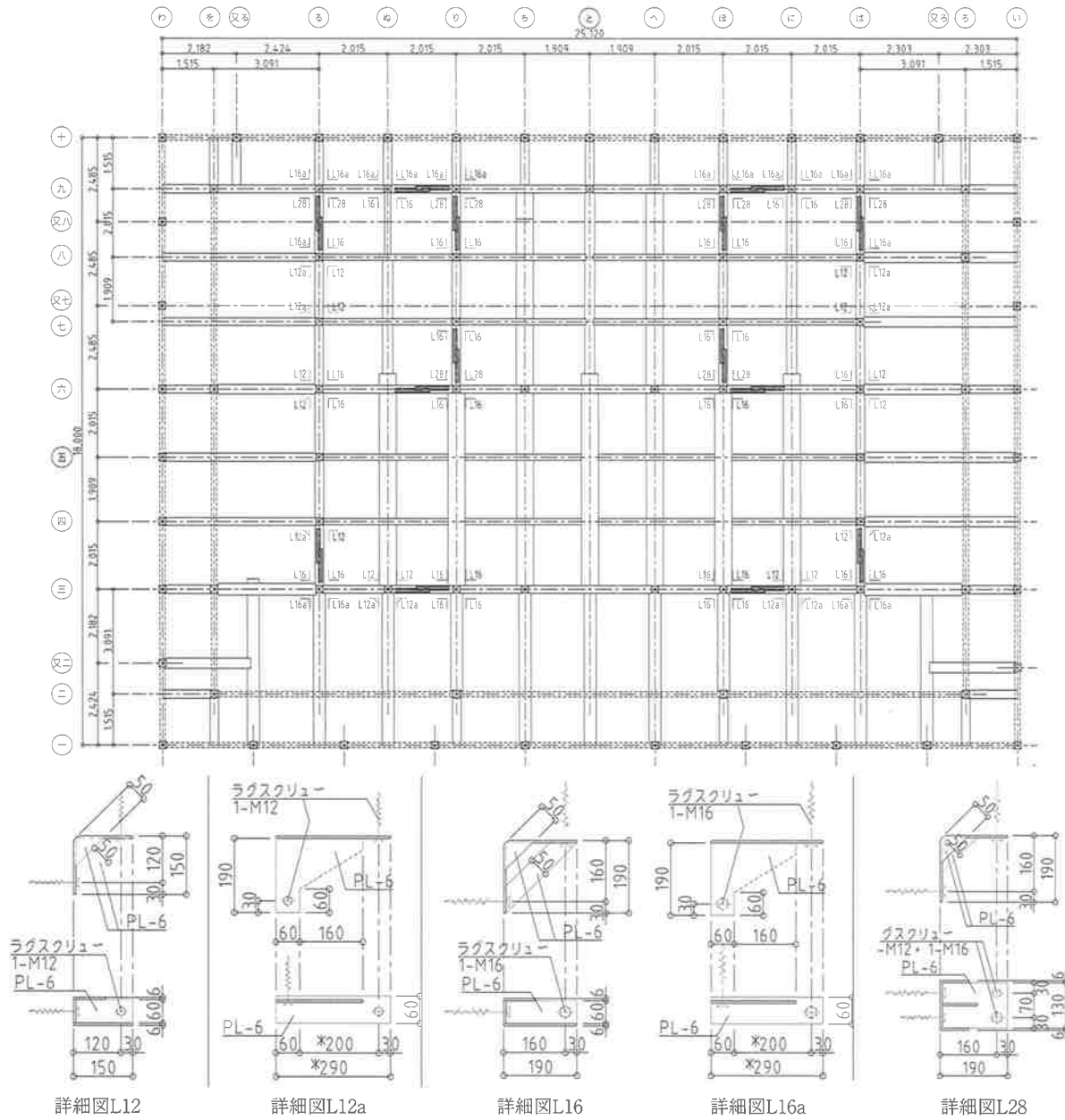


図-18 足固め部の引き金物の配置、取付詳細図

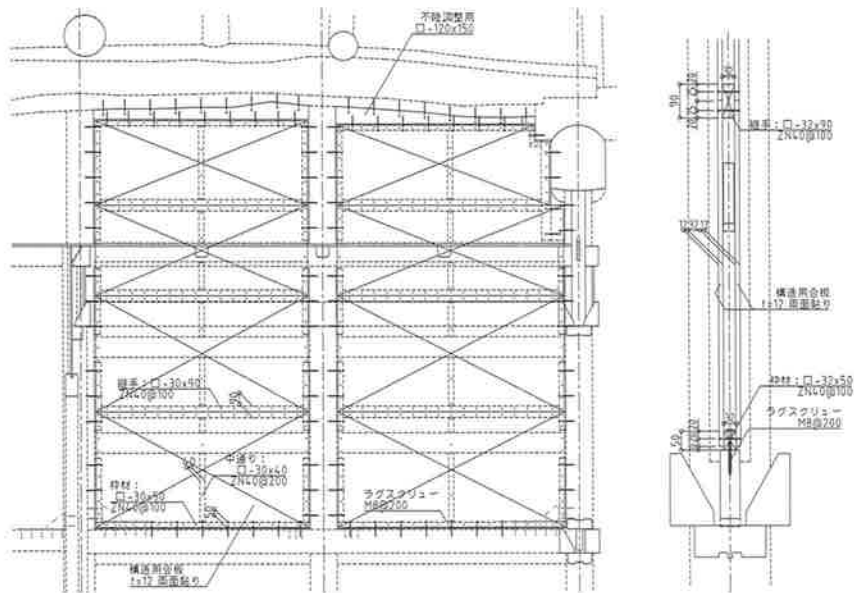


図-19 帳壁の合板補強

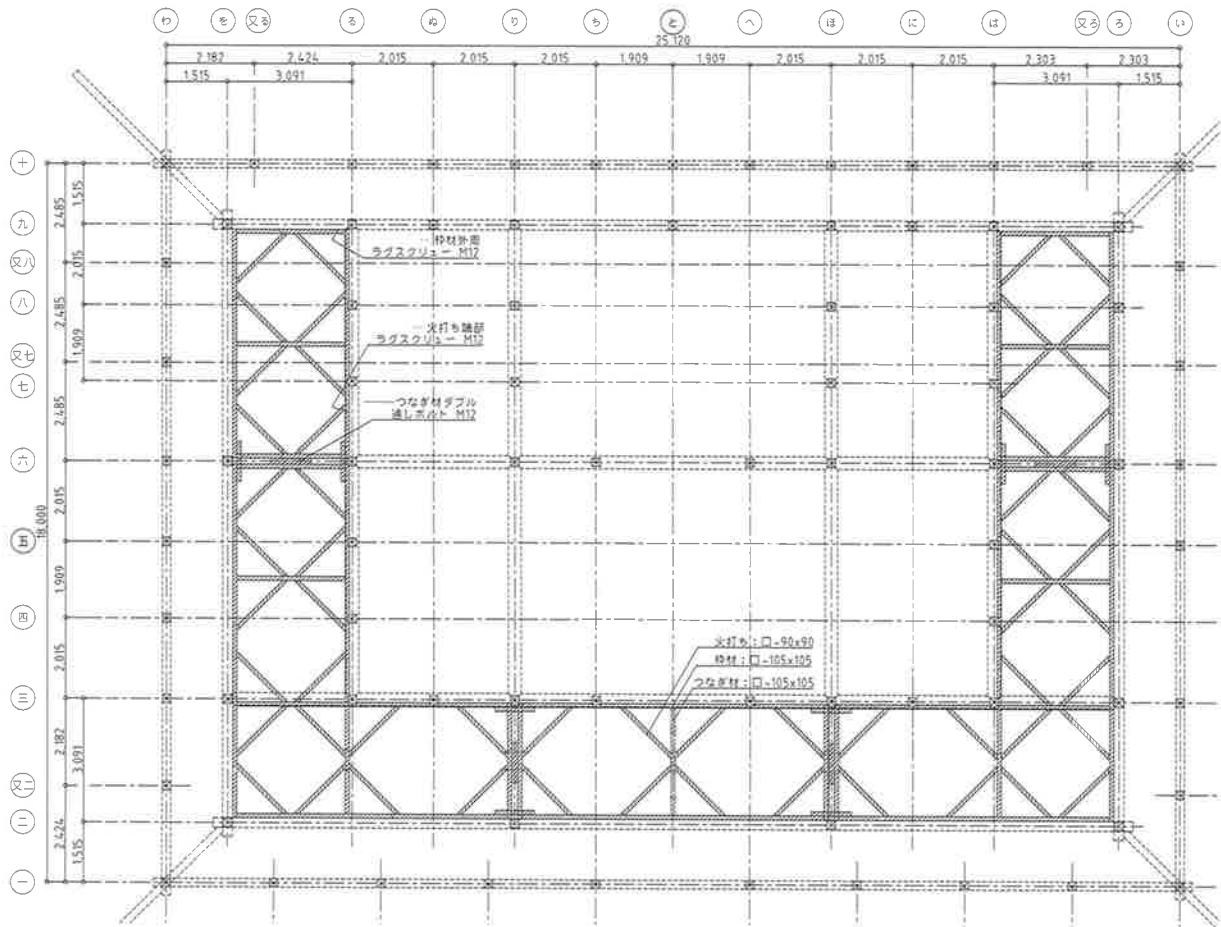


図-20 天井内の水平構面の補強

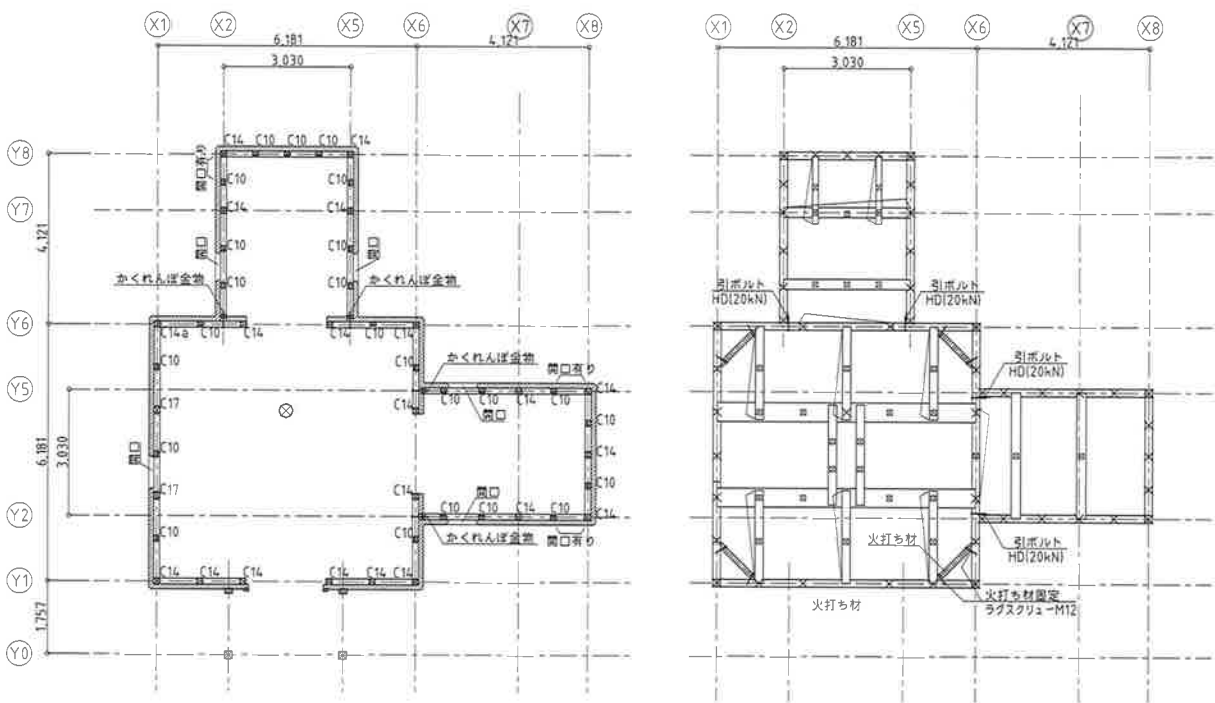


図-21 経蔵 抜け出し防止の補強

第四章 調査事項

第一節 本堂調査工事

第一項 破損状況

概要

建立後約二六〇年が経過しており、各所に傷みが生じていた。屋根廻りは雨漏りによる破損が甚大で、野地・垂木が広範囲で腐朽し、折損した隅木もあって、軒は波打っていた。軸組材はシロアリによる被害が大きく、柱から足固・大引・小屋梁に至るまで被害を受けていた。また、背後に山を背負い、池を配した立地が湿潤な環境を作り出し、山陰特有の冬季の湿潤な気候とも相まって、外部に面する壁や木材表面に菌類が大量に発生し、一部の柱や壁面では、表面が見えなくなる程であった。大照院を取り巻く環境は、湿度に加え、海が近いことによる塩害も無視できず、建物にとっては過酷な状況と言える。

礎石 柱礎石は丸みを持った自然石を用いており、径約〇・八m程度と大きく、そのためもあってか、沈下は認められなかった。建物軸部に於いて測定した不陸は、最大四〇mmであったが、礎石の沈下ではなく、木製礎盤、若しくは柱の破損によるものと考えられる。工事の最初に行ったボーリング調査では、厚さ一〜二m、N値八程度の造成地盤の下に、厚さ一〜八m、N値八〜三二の崖錐性堆積物が載り、その下にはN値六〇以上の花崗岩の基盤が確認された。この結果からも、本堂周辺の地盤は比較的良好であると言える。

叩き 軒下叩きは表面が風化し、雨水等によって削られ、流出した部分が多かった。また背面及び北側面では、改修時に掻き落とした壁土が堆積して盛り上がった箇所や、後設建物の基礎石を据えるため、盛り土を行って本来よりも高くなった部分もあり、凸凹の状態であった。床下叩きは確認されず、施工されていないものと判断した。

軸部 軸組の不陸は、前述のように礎盤及び柱の腐朽が主な原因と思われるが、全体的に沈下量は少ない(図四一参照)。それに比べて柱の傾斜は大きく、特に側柱は1m当り三二mm傾斜したものがあつた(図四二参照)。これは、入側と側柱の繋ぎが足固と垂木のみという、構造的な弱点によるものと思われる(正面広縁縁の二本の柱は、後補の繁梁で側桁と接続する補強を受けていた)。側柱は全体的に内に向かい、反時計回りに倒れており、内外陣廻りの柱は全体に北に向かって倒れていた。

軸部材にはマツが使われており、シロアリや食材性昆虫による食害が各所に見られた。特に破損が大きく取替となつた柱は内部が空洞化しており、根継を施す事となつた柱は、大引の仕口付近を食害されたものが多かつた。また側柱通りの足固上端、及び柱仕口部分は雨水の浸入により各所で腐朽しており、正面ではすべての足固で上端の腐朽部分を削り取り、薄敷居を取り付ける修理が行われていた。加えて、捻じれや曲りを生じた柱が多かつたのも、マツ材を使用したためと思われる。

小屋組 雨漏りにより、母屋・小屋束・小屋梁が各所で腐朽していた。これに加えてシロアリの被害も甚大で、取替となつた大梁二本は、同じく取替となつた柱を伝つて侵入したシロアリの食害を受け、空洞化したものであつた。また母屋も各所で腐朽し、取替となつたものも多かつた。

床組 縁板は虫害により表面が荒れたものや、接ぎ目に用いた相釘が錆びて膨張し、傍が欠けたものが多かつた。また落縁の板は近年の修理で取り替へられた、幅の狭いものが多かつた。畳下の荒床は大引の破損に伴うシロアリの食害や、湿気によって裏面に蒸れ腐れを起こしたものの、シバンムシの食害を受けたものがあつた。

大引はシロアリの食害を受けて空洞化したものや、湿気により腐れの生じたものが多かつた。これに比べ根太は比較的良好で、湿気により蒸れ腐れを起こしたのもあつたが、当初材の再利用率は高かつた。床束は小径の丸太材が多く、虫害により表面の荒れたものが多かつたが、クリ材を使用していたことから、

再用可能な部材は比較的多かった。
 土壁 外部の壁では、漆喰表面のカビ・地衣類による汚損、漆喰の脱落、ケブ

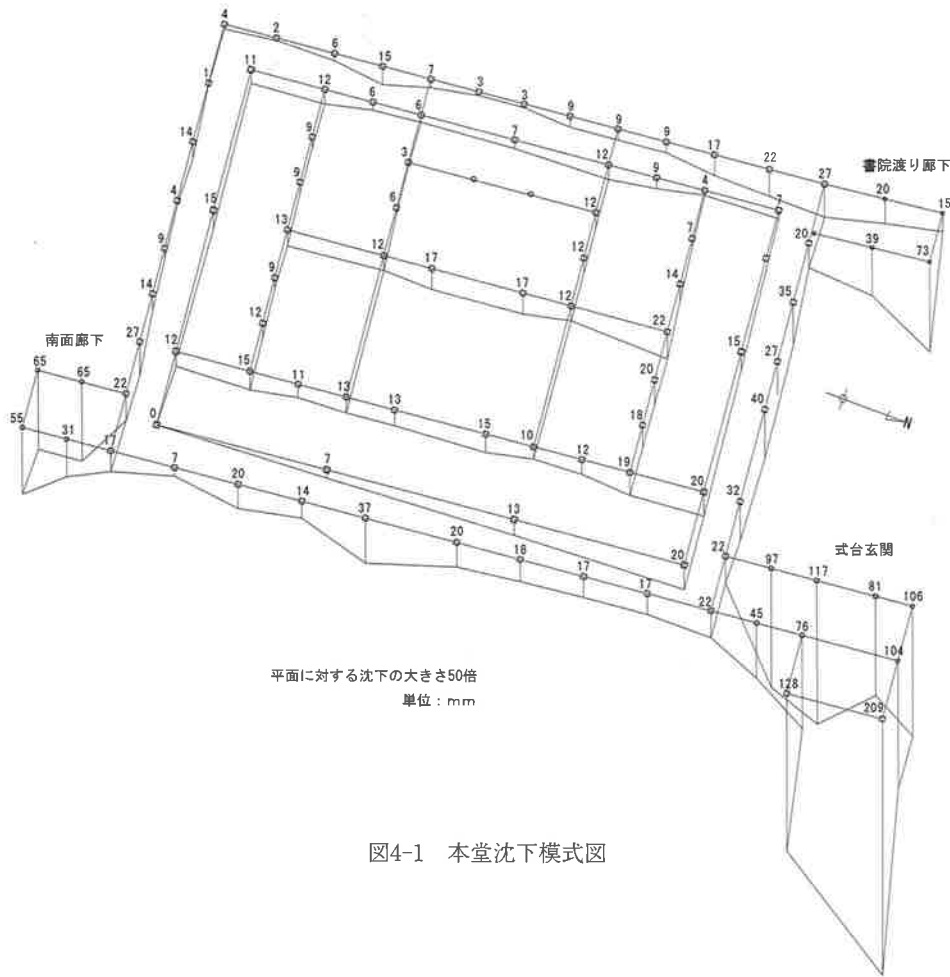


図4-1 本堂沈下模式図

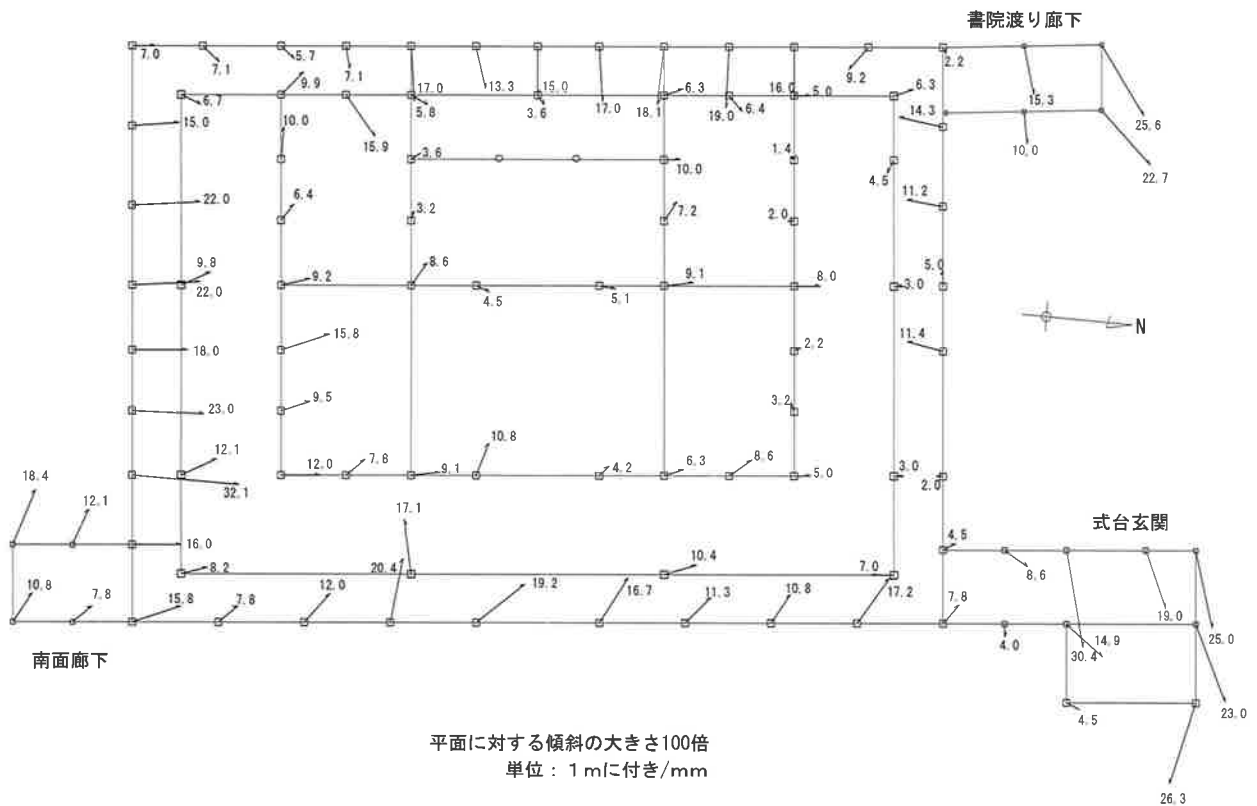


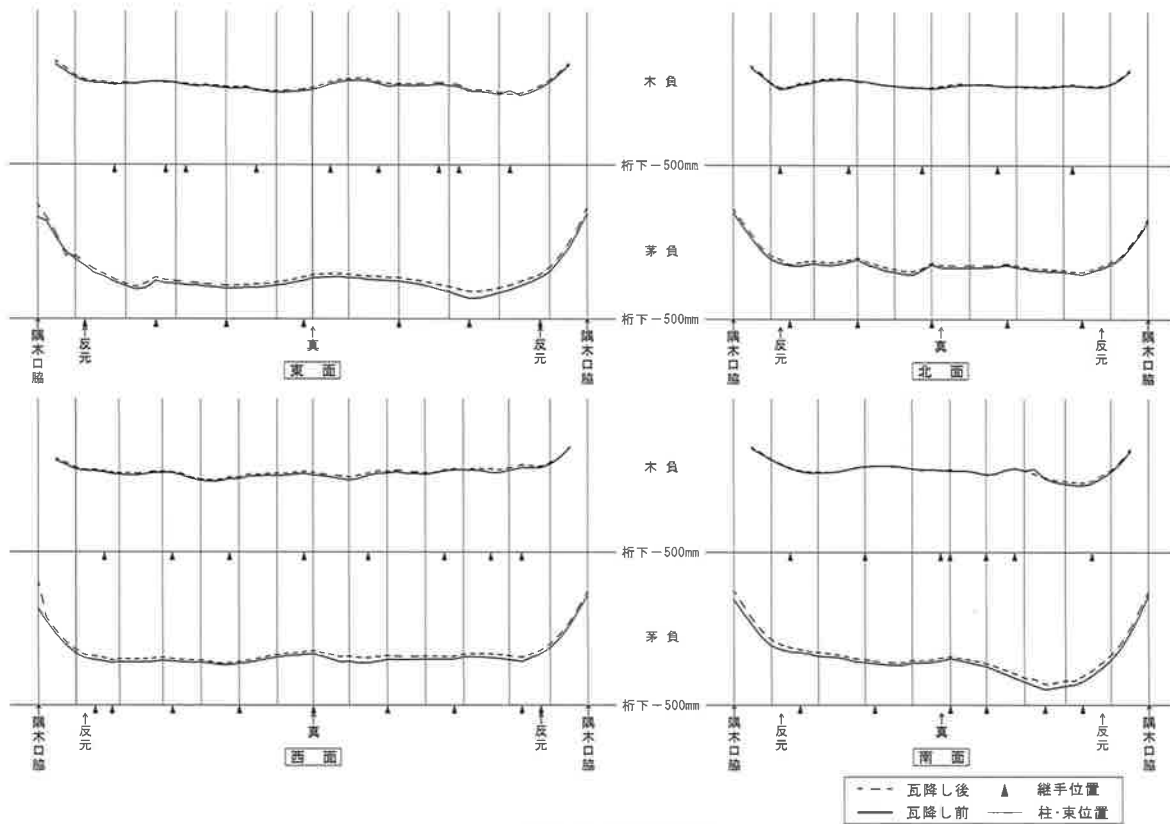
図4-2 本堂傾斜模式図

カハナバチの営巣による穿孔被害が認められた。表面の汚損は背面及び南北側面が顕著で、建物の下部ほど汚損が甚だしかった。これは雨や雪などの湿気によるものと考えられる。ハナバチによる被害は特に腰壁（外部濡縁下）で甚だしく、漆喰が脱落して中塗が露わになった部分に被害が集中しており、土壁内部が空洞となって強度が低下し、荒壁の脱落した部分も多かった。妻壁では漆喰の脱落箇所が多く、下塗を補修した箇所も多く見られた。また、腰壁と同じハナバチによる穿孔が各所に見られた。

内部の内法から上では、雨漏りにより漆喰表面が汚損したものや、さらに進行して、小舞竹が腐朽して壁が脱落した箇所があった。

屋根 瓦は葺乱れを生じて各所で雨漏りを引き起こしており、野地板が腐って陥没した箇所もあった。現状では雨漏りを止めるため、各所に瓦の上から防水シートを接着していたが、小規模の雨漏りは依然頻発しており、その状況は工事着手まで続いた。また解体調査の結果、野地板の打ち替えは二回、土居葺の大規模な葺き直しは少なくとも三回行われており、小修理を含めると九回程度の修理が認められた。当初の本瓦葺の仕様は不明であるが、最初に棧瓦に葺き替えた際は、瓦の固定はあまり行われず、土居を押さえる割竹から、登り数枚毎に銅線で引く仕様であったが、次の葺き直しの際には、野地板に竹釘を打ち、銅線を巻いて瓦を引く仕様を追加している。推測するに、棧瓦の葺き直しを行ったのは、雪などにより瓦がずれて雨漏りを起こしたためで、これを避けるため、後の修理では瓦の固定に特に留意したものと思われる。

軒 南東の隅木は雨漏りと蟻害のために折損し、取替となったほか、その他の隅木上端にも腐朽が見られた。軒は桔木の垂下によって波打ち（図四―三参照）、吊金具に押されて折損した垂木もあった。後の修理の際に桔木の尻を下げようとしたのか、桔木の貫通した小屋内の土壁に、穴を明けた箇所が見られた。瓦の葺き乱れ等によって生じた雨漏りのため、垂木・化粧裏板・軒小舞・茅負・裏甲・瓦座が各所で腐朽し、一部は折損していた。軒の内部では、土居桁が転んで化粧裏板を押したため、裏板がみな変形し、再用できるものが殆ど



無かった。

建具 外部に面する板戸では、風蝕による戸板及び框の痩せが見られたほか、特に背面と両側面ではカビ・地衣類による汚損と表面劣化が甚だしかった。また止釘が錆びて戸板の脱落したのもあった。

内部建具では、腰付障子の一部が雨漏りにより腐朽し、取替となったほか、組子の折損、框の割れ、欠けが見られた。また、紙張り面が虫によって食害され、組子表面の荒れたものが見られた。広縁境の舞良戸では、舞良子に用いられているシナノキ材をシバンムシが食害し、再用出来るものがほとんど無い状況であったほか、戸車は軸が片減りし、動かないものが殆どであった。腰付障子、舞良戸とも錆蝕が用いられていたが、錆びて欠失したのもや、鋸釘の足が腐って用をなさないものが殆どで、再用できたものは僅かであった。

絵襖は取り外されて本堂南西落縁に集積されており、これに替えて近年の新しい襖が嵌められていた。絵襖は全体に傷みが大きく、汚損・擦過損・破れ等が見られ、このうち小動物に起因すると思われる破損が特に大きかった。また、近世に補修を受け、描き直されたものや、部分的に繕われたものもあった。框には塗装の剥げ落ちや折損が見られたほか、側面から丸釘を打ち付けるなど、不適切な補修がなされていた。

雑作 取替となった柱の廻りでは、長押、敷居、鴨居まで雨漏りによる腐朽と蟻害が及んでいた。内部敷居の戸溝は摩耗し、加えて虫害を受けたため、戸溝周囲を剥ぎ取って埋木する修理が多かった。また鴨居では、乾燥による部材の割れ・捻れから、桶端や戸溝が狂い、建具の建付に不具合を起こしていた。

上間奥の壁貼付は、絵襖同様汚損・擦過損が多く、傷みが激しかった。また仏間の金箔紙貼付壁では、下地骨表面が虫害により荒れていたほか、貼紙にも破れ・浮き離れに加え、虫による食害が見られた。

その他 本堂に附属する回廊であった北面廊下は、本堂と同時に建てられたため、当初の健全な状態に戻す際支障をきたすことは無いが、明治期になって設けられた式台玄関は、取合う建物が破損した状態で施工されたため、本堂及び

回廊の沈下是正と不陸調整により、床の高さが上り框礎石から約9cm上がり、段板から敷居までの蹴上部分を上げるなど、高さ調整をすることとなった。

同様に南面回廊では、傾斜していた柱を立て起こしたことにより、横架材で繋がった後補の柱位置が動き、同じく明治期に設けられた石段との間に3cm程の隙間を生じることとなった。石段の位置は変更できないため、生じた隙間を埋める補修を行った。

本堂の軸組についても、計画寸法に従って柱間と柱通りを修正したところ、敷居・鴨居の長さが足りなくなる箇所が生じた。建立当初の誤差や、造作材を取付けるまでの間に生じた、柱の変形などが原因と思われる、これらは修理に伴う弊害といえる。

第二項 当初形式と修理の状況

一 修理の履歴と本堂の変遷

本堂屋根の野地板に、当初材がわずかに残っていた。その位置は、土居葺から当初材が残っていた破風下部分と、度々葺替修理が行われている棟梁部分である。それら痕跡により凡その本堂屋根の修理履歴が判った。修理年代については頼る資料が少なく明らかでないが、寛延三年（一七五〇）の建立からみた修理回数にしては、修理規模の大小もあるがやや多く思われる。主に藩主の遠忌に修理の手が加えられたと推察され、それらを参考に推定したのが（表四一）である。

次に堂内について、屋根の修理履歴を基に痕跡及び残存する古文書や絵図を参考とした結果、平面の変遷は大きく見て五期に分けられる（図四一四）。以下、各時代の変遷について、当初形式に触れながら説明を加える。

①安永四年（一七七五）頃

側廻りの当初差敷居上に嵌板と敷居を設けて西落縁の床高を上げ、二室と二畳の間仕切を設けた。この二室には天井を張っているが、天井裏には化粧の蟻壁長押及び飾金具、漆喰壁が残存していた。加えて旧床組も残存しており、当

初は落縁が高さで四周廻っていたことがわかる。山口県文書館所蔵、安永四年（一七七五）頃の『観光院宗廣公殿御忌記録 御式拾五回忌 四十二』には、巻末に「大照院御作善差図 但観光院様御式拾五廻忌御仕構差図」と題した大小二枚の絵図（以下、『大照院御作善差図（大・小）』と表記）が添付され、その頃の境内が墨で描かれている（写真四一・二・三）。また、所々に和紙が貼られ、朱墨で「薄縁」や「まくかこひ」などの記載があり、六代藩主宗広公の二五回忌に合わせた部屋の用途や設けの指示あるいは記録とみられる。仏壇後方の改造部には朱墨で「寺社所 六畳」「同断 六畳」と記載のある和紙貼り、その上に「御作善奉行」「寺社奉行」と書かれた付箋が一室ずつ貼られ、二五回忌の際に各奉行の控室として使用したことが伺える。なお、文書の本文中には改造を示す記載は認められず、これらが朱書きであることからこの時点では仮設の可能性があるが、寛政二年（一八〇〇）頃の山口県文書館所蔵『大照院秀就公殿百五拾回御忌記録』一二巻に掲載の「大照院様百五拾回御忌席付 御満散御規式之座配」（以下、『大照院様百五拾回御忌席付』と表記）と題された挿図には二室の間仕切が描かれており、この頃までには常設となっていたものと思われる（写真四一四）。また、平面に変化は無いが、仏龕後壁下部の板戸墨書には、「寛政十二年申ノ四月吉辰調」とあり、このとき当初開放であった仏龕後壁下部に、袖壁及び板戸を入れて間仕切を設けたとみられる。なお、両絵図共通して上間奥のトコ脇に書院の記載がないが、痕跡や仕口などの状況から当初であることは明らかで、省略されたとみられる。

②嘉永三年（一八五〇）頃仏壇前棚を半間拡張した。当初の仏壇框、束及び地覆をそのまま半間前方にずらして再用し、根太や床板を補足して拡張している。棚の前面は、現状引違いの板戸となっているが、束及び敷居溝に板の止釘跡があり、当初は嵌板であったことがわかる。広くなった棚下の使い勝手のため、合わせて改造されたものとみられる。嘉永年間（一八四八〜一八五〇）に制作された寺所蔵（萩博物館寄託）の『大照院様御二百年記録 一』によると、「本堂御仏壇継足之事」と願い出る記載があり、この時の改造とわかった。そ

表4-1 屋根修理の履歴

推定年代	記号	瓦	修理の内容(屋根)	遠 忌	備 考
当初 寛延3	当	本瓦			当初野地板・土居葺が一部残存(破風下等) 土居葺はヒノ材
安永3頃	1774頃	A	本瓦	土居葺やり替え 野地板やり替えか A~Cいずれかの時期に垂木やり替え	六代観光公25回忌 小屋東落書(京東福寺清光院主席永希此 処へ來 安永三年九月八日) 野地板に土居の止釘残る
寛政12頃	1800頃	B	本瓦	土居葺やり替え 野地板やり替えか	初代大照公150回忌 六代観光公50回忌 野地板に土居の止釘残る 仏壇下建具墨書「椿山客殿 寛政十二年 申ノ四月吉辰調」
嘉永3頃	1850頃	C	本瓦	土居葺やり替え 野地板やり替えか	初代大照公200回忌 六代観光公100回忌 野地板に土居葺の止釘残る
明治初期頃	1868頃	D	本瓦	野地板から遣り替え 垂木補足	十代清徳公・十二 代崇文公33回忌 正面丸桁の取替えを伴う修理 慶応3(1868)衆寮修理か(書院渡り廊下 転用材墨書)
明治33頃	1900頃	E	本瓦	土居葺やり替え 野地板やり替えか 垂木補足	初代大照公250回忌 六代観光公150回忌 明治28(1895)までに境内建物撤去 和釘・洋釘とも使用している
大正~ 昭和初期	1935頃	F	棧瓦(赤)+本瓦 (本瓦葺範囲不明)	野地板から遣り替え 赤色の施釉棧瓦使用	十代清徳公・十二 代崇文公100回忌
昭和25頃	1950頃	G	棧瓦(赤、黒)+本瓦 (本瓦葺範囲不明)	正面及び南妻全面、北妻の一部を野 地板からやり替え 垂木補足 補足瓦に黒色の施釉棧瓦使用 大棟、隅棟やり替え(現状の棟)	大照公300回忌 観光公200回忌
昭和中期	1960頃	G'	棧瓦(赤、黒)+本瓦 (本瓦葺範囲現状位 置か?)	土居葺を残して瓦を葺き替える(G の葺替箇所を修理) 補足瓦に黒色の施釉棧瓦使用 (北妻の赤瓦補足もこの時か?) G'・Hのいずれかで破風の部分取替	G時代に比べ、高精度の瓦を使用
昭和中期	1965頃	H	棧瓦(赤、黒)+本瓦	箕甲・蝶羽部分の瓦葺替 瓦の補足なし、あるいは残存せず	
昭和52	1977	H'	棧瓦(赤、黒)+本瓦 (現状)	南側蝶羽部分の瓦葺替か? 本瓦補足	経蔵現状瓦(昭和52頃修理)と同範の瓦 霊椿山大照院伽藍調査報告書に記載 (本堂懸魚修理)
昭和59	1984	H''	棧瓦(赤、黒)+本瓦 (現状)	北側の掛瓦修理か? 本瓦補足	岐阜の瓦(前川瓦) 霊椿山大照院伽藍調査報告書に記載(本 堂屋根修理)
昭和61	1986	H'''	棧瓦(赤、黒)+本瓦 (現状)	北側の掛瓦修理か? 本瓦補足	※前川瓦は2種類認められる (新旧あるか不明) 重要文化財大照院鐘樓門修理工事報告書 に記載(本堂屋根修理)

これ以降、瓦上にルーフィングを貼るなどの部分修理が行われている

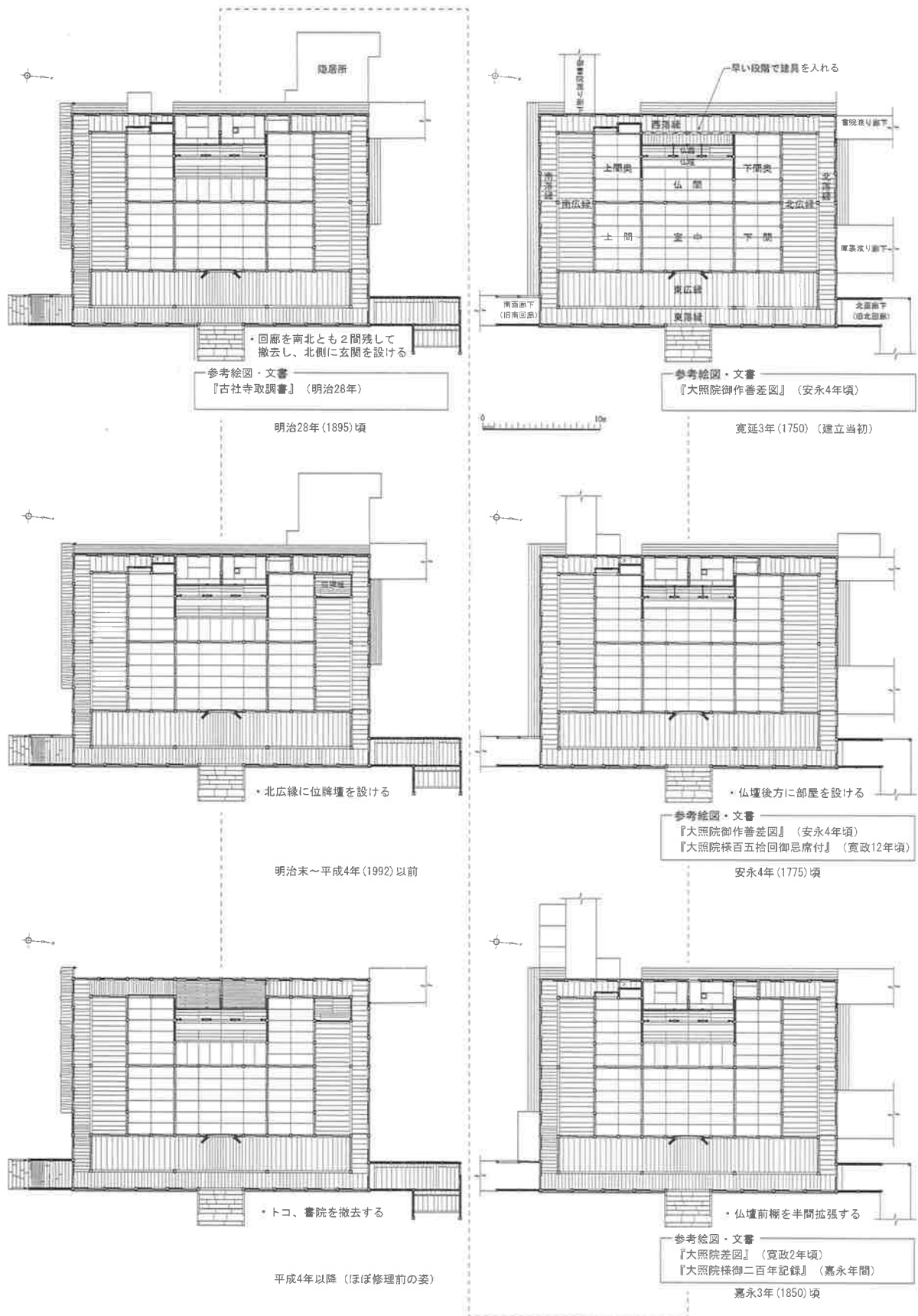


図4-4 本堂変遷図

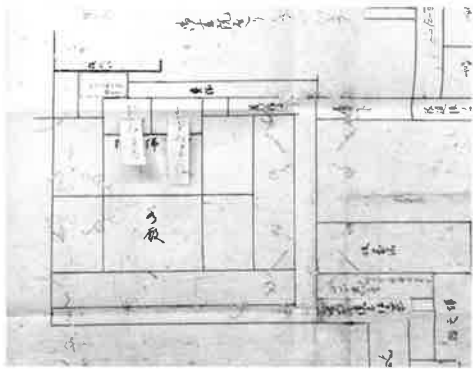


写真4-3 「大照院御作善差図(小)」部分
山口県文書館蔵

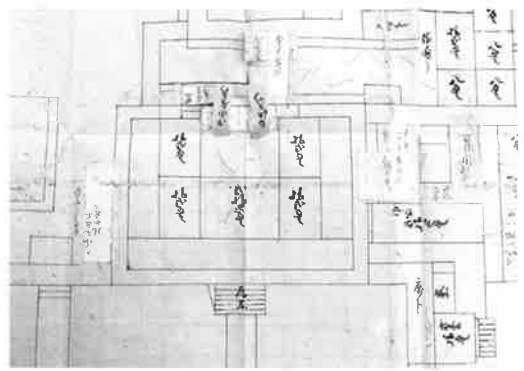


写真4-1 「大照院御作善差図(大)」部分
山口県文書館蔵

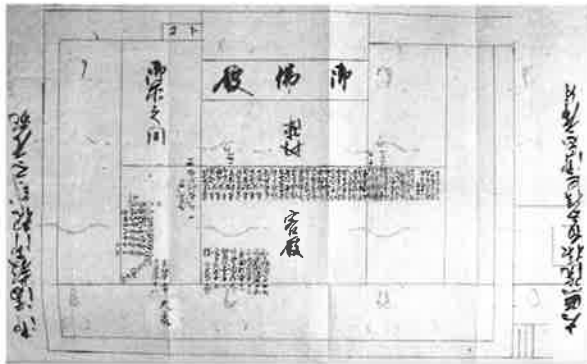


写真4-4 「大照院様百五拾回御忌席付」部分
山口県文書館蔵

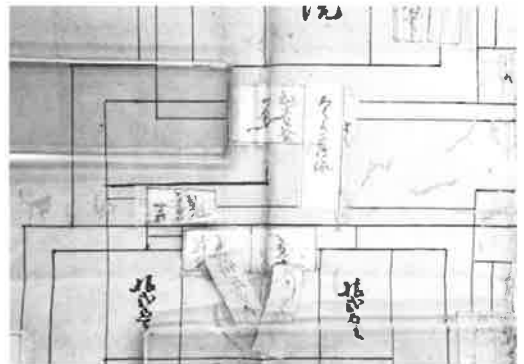


写真4-2 「大照院御作善差図(大)」
西落縁部詳細

③明治二八年頃(一八九五)
本堂に取付く南北回廊を両脇二間分残して撤去し、北側に玄関を新設した。
山口県文書館所蔵文書『古社寺取調書 阿武郡』の「瑞應寺建物實測之図」(以下、『古社寺取調書』と表記)によると、このときまでに境内建物を撤去し、ほぼ現在の境内となっている(写真四一六)。なお、明治元年(一八六八)塔頭寺院を合併して「瑞應寺」と改称したが、明治三年(一九〇〇)、

の他にも、一部の敷居取替えや畳の表替え、襖修理等を願ひ出ている。さらに「本堂南側御由緒中御詰所、先年板木屋二而御座候処、瓦葺戸障子入、御調被成候様奉願候事」とあるが、本堂の南面廊下脇に二間×一間の部屋を設けていた痕跡が残っており、ここに該当すると思われる。一方、寛政二年(一七九九)頃の制作とされる萩博物館所蔵「大照院差図」によれば、本堂西面に小間を付加している(写真四一五)。藩主側室の院号が記載された和紙を貼っているため位牌所とみられ、現存していないものの、この位置の柱には壁の痕が認められる。

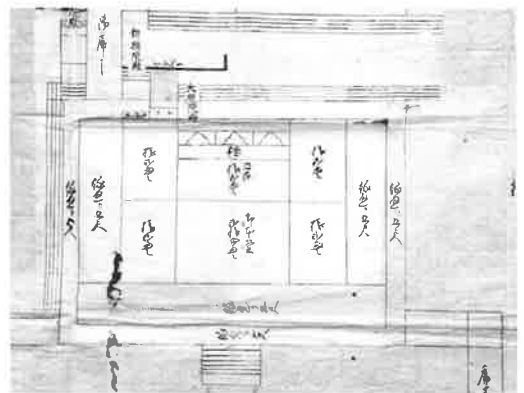


写真4-5 「大照院差図」部分
萩博物館蔵

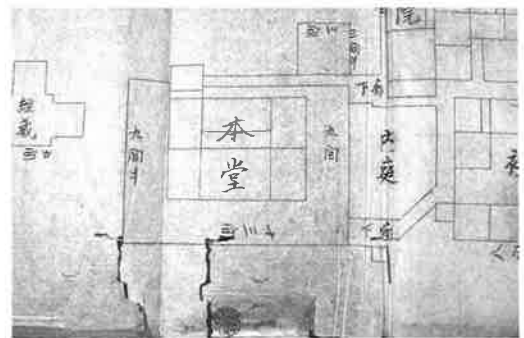


写真4-6 「古社寺取調書」部分
山口県文書館蔵

「大照院」に復称している。

また、平面に変化は無いが、明治初期頃に正面の桁を一部取替える程の修理を行っていることが痕跡から認められる。その際、舟肘木を通肘木に変更し、繫虹梁を入れて補強しながら修理を行う点や、鏝取り合い部分の上屋瓦座を前方にずらして雨仕舞に工夫を付ける点など、所々に改変を加えて修理を行っている。また、妻面に換気口を新たに設けたのも、仕様からこの時期とみられる。

④明治末～平成四年（一九九二）以前

西面位牌所を撤去し、北広縁に位牌壇を設けた。『古社寺取調書』では西面のトコ後方部分に張出しを設けていたが、近世社寺緊急調査報告書の平面図では失われ、代わりに濡縁がつながっているため、調査の行われた昭和五三年（一九七八）までに改造されていることがわかる。一方、北側広縁に取付けられている位牌壇は全て洋釘の仕事で、和釘の残る転用材が用いられている。背面の位牌所を内部に移したかもしれない。

⑤平成四年以降

上間奥のトコ及び書院を撤去した。撤去中に業者が撮影した写真が残っており、その時期がわかった。その他、西面につくられた隠居所や濡縁が撤去され、ほぼ修理前の姿となった。

【参考文献】

- ・『山口県の近世社寺建築 近世社寺緊急調査報告書』山口県教育委員会 昭和五年三月
- ・『八江萩名所図画』木梨恒充・山県篤蔵著 明治二五年刊行 平成二年二月復刻発行
- ・『霊椿山大照院伽藍調査報告書』佐藤正彦監修・萩市教育委員会編集 平成一三年十一月
- ・『禪院の建築新訂』川上 貢著 平成一七年九月
- ・『重要文化財大照院鐘樓門修理工事報告書』公益財団法人文化財建造物保存技術協会著 平成二二年八月
- ・山口県文書館所蔵文書

『観光院宗廣公殿御忌記録 御式拾五回忌 四十二』毛利家文庫46吉凶34

『大照院秀就公殿百五拾回御忌記録』毛利家文庫46吉凶17-5

『古社寺取調書 阿武郡』戦前A社寺131

萩博物館所蔵文書

『大照院差図』歴73

大照院所蔵文書（萩博物館寄託）

『大照院様御二百年記録 一』

二 当初の計画変更について

調査によって、建立時から現在までの変遷が概ね確認された。その中で特徴的な点は、藩主の遠忌に合わせて建物の改修を行っていたことと、当初の計画変更が多いことである。現本堂は、焼失した前身本堂を約二年半かけて復興した建物である。この事業を指揮した者は、予算と工期、幕府の禁令、焼失前の建物からの絶ち切れぬ柵と、新たな利便性や荘厳さを求める思いの間で葛藤し、伽藍の復興を急いだのではないだろうか。そんな様子が伺える、当初の計画変更と思しきものが各所で見つかっている。

一回廊

天保五年（一八三四）に起稿され、明治二五年に刊行された「八江萩名所図画」に見るように、建立当初、本堂は鐘樓門ほか複数の建物と回廊で繋がっていた。

解体を進めて行くうちに、本堂北面の庫裏と接続する「北面廊下」三間分と、南面に二間だけ残る「南面廊下」は、再建当初、本堂と同時に建てられた回廊の一部であり、本堂取付部分には改修の手が入っておらず、床板を除き、壁土から土居葺（本堂軒内）まで当初の状態が残されていることが解った。また、北面の回廊は現存する三間部分で東に折れ曲がり、南面の回廊は三間を超えて更に南に延びることが解った。現存する回廊は当初から拭い板張りであるが、北面回廊の入隅柱に残る痕跡から推測すると、折れ曲がり部分から東は土間で

あった可能性もある。

この南北回廊に於いて、外部意匠に関わる二つの変更が確認された。

①窓の高さ

北面回廊正面の柱二本には、内法貫（壁貫）の穴が使われずに残っていた。貫穴は抜通しで彫られており、楔による圧痕等も無く、一度も使われた事が無いのは明らかである。回廊の取付く本堂柱では、同貫位置が墨付けのうえで鑿打ちされ、貫穴位置の下端に二〜三回鑿を入れた彫り掛けの状態であった。また、現状の化粧貫穴から下に向かつて、貫穴と同じ幅の鑿打ちが残り、約一四・五cm下には、幅三cmの彫り掛けの穴が残っていた。この二つの仕口から、当初は現状の様な成の高い窓を設ける予定ではなく、現在より下がった位置に化粧貫を入れ、その下の内法貫までを土壁とする予定だったものと思われる。それが北面回廊の柱を加工し終え、本堂の柱に仕口を設ける段階で現状の納まりに変更され、仕口の穴が彫りかけのまま残されたものと考えられる。南面回廊の柱にはこの貫穴が無いことから、この時点ではまだ南面は加工が完了しておらず、窓の意匠変更が間に合ったものと思われる（写真四一七）。



写真4-7 使われなかった貫穴



写真4-8 表面を斫り取られた足固と柱に残る仕口

②化粧腰貫の高さ

北面回廊の正面足固の外側は、部材真に入れたチキリの際ぎりぎりまで、約三cm斫り取られ、壁土で塗籠められていた。柱には斫り取る前の大きさで仕口が彫られており、斫られた部分の仕口には埋木が施されていた。仕口位置から斫り取る前はこの足固が化粧として現れる予定であったことが判る（写真四一八）。また、加工面が荒いことから、足固を組立て終えたのちに斫り取ったものと思われる。現状では足固を現す代わりに、化粧腰貫を柱の間に遣返して取り付けている。

この変更は南面回廊の部材加工後に行われたようである。注一、南面回廊の柱には、北面回廊の足固と同じ高さ化粧貫穴が彫られていたが、使われずに埋木されていた。また、現状では北面回廊と同じ位置に化粧腰貫が取り付けられており、南北回廊の対称性が保たれている。

①・②の変更は一連のもので、以下の理由が考えられる。

南面回廊の床高は本堂落縁の床高と同じだが、北面では回廊の床高は庫裏の縁に合わせているため、本堂落縁とは約四三cmの段差を生じる。北面回廊の足固は板受けを兼ねているため、最初の計画通り足固を化粧で現すと、南面回廊では本堂に取り付く高さが異なるため、正面の対称性が失われる。これを避けて南北対称に見せるため、南面回廊には北面回廊の足固と同じ高さ化粧腰貫を取り付けようと、柱に仕口を彫ったが、窓の意匠変更の影響で足固めを化粧で現す事を止め、新たに別の位置に化粧腰貫を設けることとしたため、南面回廊の化粧腰貫の位置も同様に変更されたものと考えられる。

注一 回廊取付部分に於ける、本堂土壁と回廊土居葺の関係から見ると、南面回廊は斑直し前に土居葺を施工しているのに対し、北面回廊では斑直し後に土居葺を施工しており、屋根の施工順序は南面回廊が先である。

本堂では柱の配置、柱間装置、外部意匠など、変更部分が多岐に亘る。前身本堂の建立から九四年が経過しており、毛利家の菩提寺として正統的且つ古式であった本堂も、時代に合わせて求められるものが少しずつ変化していったものと思われる。再建する建物の規模は変更できないかわりに、旧規の内での可能な限り今様の造りにしようとしたのではないか。私見であるが、たとえば「仏間」は、部屋幅いっぱい奥行半間の長仏壇を設え、更に一段上げて火頭枿付きの仏龕を設けているが、これが仏間背面の「眠蔵」を圧迫し、し字断面の奇妙な空間を作り出している。古式では長仏壇のみとする例があることから、仏龕部は再建時に新たに付加されたもので、前身建物には無かったのではないだろうか。また逆に、前身建物と同様にしたかったが、予算や工期の都合上出来なかったのではないか、と思われる部分もある。以下に挙げる事例は、再建当初の計画変更の中の、ほんの一部と思われる。

① 柱の取止め

六間部分の外周は、基本的には一間毎に柱を立てるが、「仏間」背面部分のみは柱間を二間とし、柱間中央床下に床束を立てる。しかし、床束の断面寸法は柱と同じ七寸(約二一・二cm)で、束石も柱礎石同様に大きく、他の束石とは明らかに異なる。また、足固の取付方法も柱と同様(床束に足固が取付く箇所は他に無い)で、敷居を外すとチキリ上端が見える。床束直上の垂木掛及び小屋梁には柱の取付仕口が彫られているが、使用された形跡はなく、長押には柱のため仕口がない(写真四一九)。以



写真4-9 垂木掛け下の柱仕口。有壁長押には無い

上のことから、当初は一間毎に柱を立てる計画であったが、軸部の組立途中に変更となり、柱は足固め上端で切られ、束になったものと思われる。

② 荒床割付の変更(畳配置の変更)

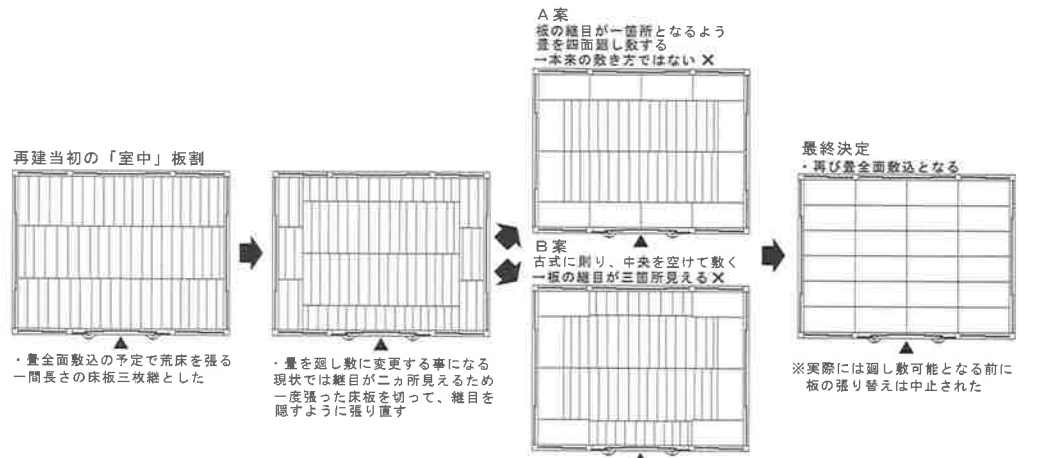


図4-5 室中の荒床割付と畳敷の変更

「室中」は現状では畳が敷き詰められており、平面計画も六尺三寸(約一九〇九m)の畳割に合致する。畳下の床板は長さ一間のマツ材で、接ぎ目は突付とし、天から根太に角釘止めとしていた。床板表面はやや荒い鉋仕上とし、板を張り終えた後、接ぎ目部分を鉋で研つたものもあつた。表面が仕上げられている事から、板敷きで計画された事も考えたが、磨り減った痕や色の変化等が認められない事、トコ構えを持つ「上間奥」の畳下の板も同様の仕上であることから、当初から畳が敷かれていたものと思われる。しかし「室中」の北半部分では、敷居から畳巾程度の位置で墨を打ち、張り終えた板を鋸で切断した部分があつた。しかも「室中」の北側と西側の継目は交わる寸前で止まり、切断された板は一旦取り外された後、再び同

じ場所に取り付けられていた。これらのことから、作業は未完に終わったものと考えられる。また、板の仕上や止釘の数など、張り初めの北側と張り仕舞の南側とは、仕様に差が見られた。根太についても、整然とした割付で納めた後に、付け足された奇妙な部分が見られた。

これらは床組まで組立を終え、床板の取り付けに取り掛かって間もない時期に行われた、「室中」の畳敷に係わる計画変更と考えられる。以下にその経緯を推測する(図四一五参照)。

当初は全面畳敷きの計画で脇の間(上間、下間)と同様に、梁間方向一間板三枚の割付けで根太を配し、根太毎に釘三本止めで荒鉋掛けの板を張り始めたが、計画が変更され、「室中」を板床置畳とすることになった^注。しかし、板三枚縦張りでは、板床部分に継ぎ目が二箇所見えることに気づき、これを真中一箇所にするため、両端半間、中一間二枚縦張りの板割に変更することとした^注。

この時すでに一間板三枚張りで取付けた北側部分は、畳に隠れる部分はそのままとし、板床として現れる部分は、敷居面から畳巾より五分(約一・五cm)小さい三尺一寸(約九三・九cm)の墨を打って鋸で切断した。

根太の配置は一間板三枚の割付に合わせていたため、新しい板割に合わせて、両端部と中央の計三箇所、新たに根太を追加した。大引間の板をすでに張り終えていた北側奥は、板を矧がして根太を入れた。三枚程度張り残していた北側手前は、板を矧がさず床下より大引に仕口を彫って根太を入れた。

「室中」床組全体に根太を追加で設け終わる頃、再び変更となり、当初の計画通り畳を全面に敷き詰めることが決まった^注。このため新たに張る板は荒仕上をしない鋸挽肌のままとし、板厚もやや薄いものが混じり、止釘も数を減らし両端部一本止めに変更されるなど、畳下の荒床に相応しい仕様に変更された。またすでに張り終えた板で、板割を変更するため半間に切断されたものも、再び同じ位置に再用された。北側中央には追加の根太が無いが、これは根太を追加する前に、畳を敷き詰めることが決まったためと思われる。

床板の厚さ・仕上・割付の不揃い、不自然な根太の配置は、以上のような経緯によるものと思われる(図四一六参照)。

注一 「室中」は本来全面には畳を敷かず、縁から仏間に向かう中央の動線上を避けて、四周を囲うように左右向かい合わせのコの字に敷く(図四一五参照)。大照院の前身本堂も、恐らくは古式に則り同様の敷き方をしていたものと思われる。現本堂も「室中」と「仏間」中央間は、柱間寸法を畳二畳分(十二尺六寸)としており、本来の畳配置に合致する。

注二 「室中」には、板床部分に継ぎ目が出ないよう、長尺の板を用いる事が多く、本来ならば継ぎ目無しにしたかったものと思われるが、床板を長尺材に取り替える選択肢は無かったようである。しかしこれでは、畳を本来の配置で敷くと広縁側と仏間側に半間長さの板目地が見えることになり、板の割付を変えた意味が無くなる。従ってこの時点での畳の配置は、本来のかたちとは異なる、四周敷き廻しの「口の字」を想定していたものと考えられる。

注三 本来の畳の敷き方にはならない事が判り、全面畳敷きに異を唱えていた者が折れたか、使い勝手優先の声が勝つたものと思われる。

③正面出入り口内法高

正面中央間は前面に五級の石段を設けて出入口とし、柱間を広くとって成の高い指鴨居を設ける。下端の位置は他よりも三寸(約九・一cm)高いが、現状では成三寸の薄鴨居が柱内々に遣返しのように、戸溝の中から角釘で指鴨居下端に打ち付けられており、周囲と同じ内法高さ七尺(約二・一二m)となっていた。この鴨居を取り外すと、指鴨居下端には三本の戸溝が突かれており、柱の仕口もこれに合わせて彫られていた。指鴨居下の戸溝には使われた形跡が無く、風食も認められないため、当初の計画変更と思われる。

ここで注記しておきたいのは、出入口の指鴨居成と内法高さの関係である。これは意匠上の問題であり、この意匠を重視したために変更が行われた可能性がある。正面中央間の指鴨居はL字断面に作られており、成は一尺五寸三分(約四六・四cm)と、他より六寸(約一八・二cm)程度高いが、正面化粧部分

には周囲の指鴨居上端高さと同位置に段差を設け、厚さ（見込幅）は下端八寸（約二四・二cm）に対し、上端を七寸（約二一・二cm）と一寸（約三cm）狭めている。柱の仕口もこれに合わせていることから、取り付けた後に欠き取ったものではない。また、指鴨居中央に立つ束もこの段差位置まで鬚太をのばしている。後述の窓への計画変更を行う前は、漆喰仕上げがこの段差部分まで降りてきて、正面柱通りの指鴨居上端が一直線に揃うよう、配慮したものと思われる。しかし、内法高さを上げたうえで指鴨居の上端を揃えたことにより、間の広い中央間の指鴨居成が、他より低く見えることになった。

ここまですべて当初の計画と考えられる。その後意匠上の観点からか、または建具寸法の制約からか、内法を高くする事を止め、下端に薄鴨居を付けることにより、見え掛りの指鴨居の成を周囲と同じにしたものと推察する。

④窓

南北面格子窓

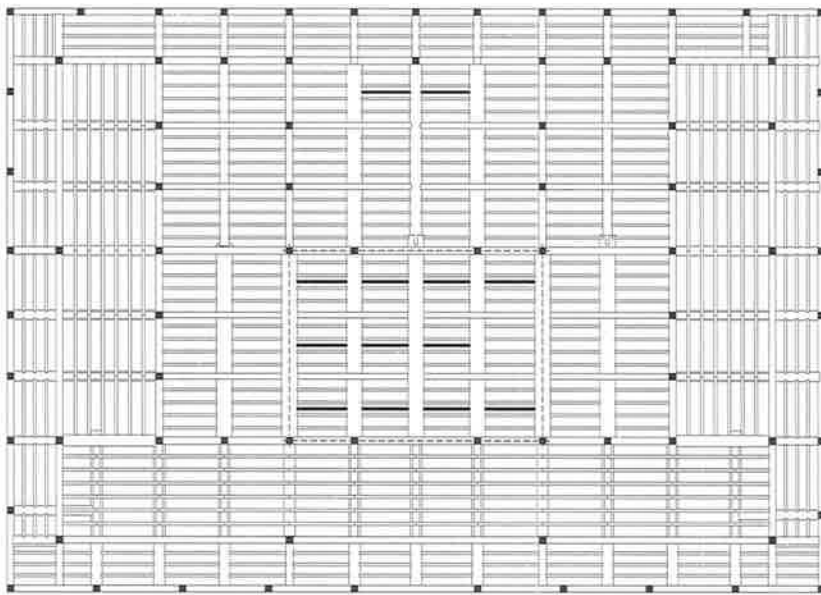
窓位置の指鴨居上端には、三本の戸溝が彫られているが、足固めと同様のチキリが上端に入れていることから、実際に建具を設けるのは困難と思われる。また現状の鴨居は無目で、桁下にも柱面にも戸溝に対応する痕跡は無い。南面窓の西側柱面は、壁貫及び化粧貫穴が空けられた後に埋木されていたが、同所の東側の柱面と、北面窓の柱に貫穴は無かった。これらことから、間違いない仕事で貫穴を開けた箇所はあったものの、早い時期から窓を設ける予定があり、引違の建具を設ける予定を^{注一}平格子紙貼り窓に変更したようである^{注二}。

正面格子窓

正面の窓は出入口のある中央間と、その両脇二間の、計五間に設けられている。中央間は出入口であるため柱間が広く、指鴨居の成も高く造られており、中央に束を立てる。その指鴨居上端には縦貫穴と小舞穴が彫られていた。また、柱及び束の側面に小舞穴は無いが、壁貫と化粧貫の穴が彫られ、埋木が施されていた。正面窓位置の桁は取り替わっていたため、桁下の痕跡は不明であるが、指鴨居上端にも、束及び柱面にも、実際に土壁を設けた跡は無かった。

南北両脇間は、指鴨居上端に縦貫と小舞穴が彫られ、柱面には小舞穴、壁貫、化粧貫の穴が埋木されていた。また、中央間の差鴨居平柄を柱に抜き通し、鼻栓ニカ所止としていたものを切断し、込栓止に変更しており、窓にすることで土壁に隠れる予定の平柄が現れるため、切除したものと思われる。

南北両端間は指鴨居上端に三本の戸溝が彫られていたのみで、柱面に貫穴の埋木は無く、側面窓と同様であった。



▲ 室中の範囲
■ 追加された根太

図4-6 床伏図

以上のことから、正面中央の三間については、当初は土壁とする予定であり、両端の窓は側面同様、建具を設ける予定であったものと思われる。

これらの変更はどの時点で行われたのか。中央間指鴨居平柄の切断箇所には、柱面に鼻栓の圧痕が残っており、軸部が組み上がっていたことが判る。また、壁小舞の穴は軸部を組み立てた後に彫ることから、軸部の組立が完了し、左官工事の小舞掻きを行う前と言えらる。

注一 明障子戸三枚引違、若しくは内法建具同様に、板戸二枚引違、内明障子片引と考えられる。戸溝については足固材と間違えて加工した可能性もあるが、窓以外の場所では指鴨居上端に戸溝を設けた部材が無いことから、窓の建具溝として加工されたものと考えらる。

注二 現状変更により、ガラス窓二枚引違から平格子窓障子紙貼りに復した。正面窓についても同様である(第二章第三節第一項本堂現状変更参照)。

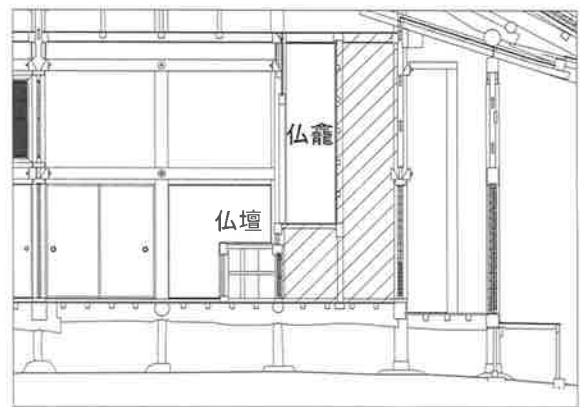
⑤組物の変更?

本堂側柱の頂部には舟肘木が置かれ、丸桁を受ける。丸桁の下端には舟肘木を固定する角太柄穴が、肘木両端近くのニカ所に空けられているが、さらにその外側に使われていない角太柄穴が、全箇所空けられていた。現在使用されている太柄穴は凡そ一寸二分(約三・六cm)角で、深さは一寸二分〜一寸四分(約三・六〜四・二cm)あるが、これよりも若干大きく、一寸四分(約四・二cm)角で深さは一寸四分〜一寸九分(約四・二〜五・七cm)であった。舟肘木の長さは一定ではないが、既存太柄より真々で凡そ三寸七分(約十一cm)外側に空けられている。

この事から推察すると、当初計画では舟肘木の長さが長かったか、舟肘木ではなく実肘木で丸桁を受ける予定であったものと思われ、実肘木ならば大斗肘木や三斗組とする予定であったとも考えらる。

⑥仏壇廻りの変更

「仏間」の来迎壁下には、中央の二間だけ、「室中」同様に後から根太が足さ



仏壇後方の部屋形状

図4-7 仏間背面のL字形居室「仏龕」背面の来迎壁下部分に幅広の根太を足している

れていた。この根太は成一六〜一九cm、幅一一cmと大きく、現状では框上に立つ、仏壇来迎壁の二本の柱を受けるために設けられたものが、計画変更によって使われなまま、残されたものと思われる(図四一六・七参照)。

また、同来迎壁の柱位置に当たる床板には平柄穴が空けられており、まさに柱を床面まで下す準備が完了した段階で、取り止めとなったことが判る。

背面落縁境の腰高障子は、当初は予定されていなかったものと思われ、このみ無目鴨居に付樋端を設けていた。後の改造により敷居は撤去されており、敷居の戸溝は確認できなかった。

三 本堂に接続する建物

大照院の伽藍配置を示す絵図には、回廊以外に、本堂に接続する幾つかの部屋や廊下が記されている。この中で、位牌壇など足りない容量を補うために増築された施設ではなく、当初から本堂に接続していたものは、変遷図中に示し

た「書院渡り廊下」「庫裏渡り廊下」「御書院渡り廊下」である。

現在残るのは「書院渡り廊下」のみであるが、建物は大きな改造を受けているものと思われる。この部分には比較的早い時期に部屋が増築されており、本堂の柱には多くの仕口穴が残るとともに、接続部分の壁には、一時期前の屋根の痕跡が残っていた（本堂調査写真二五六～二五九参照）。今回の工事では対象外の建物であるため、できる限り現状復旧を行った。

以下に、そのほか二箇所痕跡について記す。

① 庫裏渡り廊下（北面痕跡・図四一八参照）

第六代観光公の二五回忌頃（安永四年・一七七五）の絵図には「飯台場」とあり、庫裏への渡り廊下兼食堂であったものと思われる（第三項技法調査 基礎 飯台場の基礎地業 注一参照）。本堂取付部分の柱間は二間分の一二尺九寸六分（約三・九二七m）とし、成の高い足固と差鴨居を入れ、板戸四枚引違、内腰付障子二枚引き分けとする。床は庫裏の縁高さに合わせ、落縁から約四〇cm下がりとし、北面廊下の本堂取付部分と同様、上がり段を一段設ける。取付部分の本堂床下が開放であること、本堂に残る痕跡、及び発掘調査による礎石の状況から、床下は土壁であったものと思われる。東側内法は土壁と窓、西側は内法高五尺八寸（約一・七五八m）の開口部とし、本堂の壁に残る取付痕跡から、屋根は棧瓦葺と思われる（本堂調査写真二四八～二五一参照）。

庫裏の縁にも、本堂側に対応する柱と差鴨居が残る。西側の柱に残る痕跡は、本堂と同じ柱間装置と思われる。西側の柱面には既存の壁が取付いており、確認できなかった。また、渡廊下の屋根がどのように庫裏に取付いていたかは、目に見える痕跡が無く、不明である。

② 御書院渡り廊下（西面痕跡）

柱間は一間分の八尺（約二・四二四m）で、南面回廊の柱間と同じである。北面回廊や庫裏渡り廊下と構造は同じで、床は落縁より約三六cm下がる。本堂柱の足元には根太掛が残っていた。柱面には辺付を打った跡が残ることから、北側の内法は壁、南側は窓と壁と思われる。床下には壁の痕跡が無く、取付部

分の本堂床下は漆喰壁であることから、解放と思われる。屋根は本堂の壁に残る痕跡から棧瓦葺と考えられる（本堂調査写真二五二～二五五参照）。

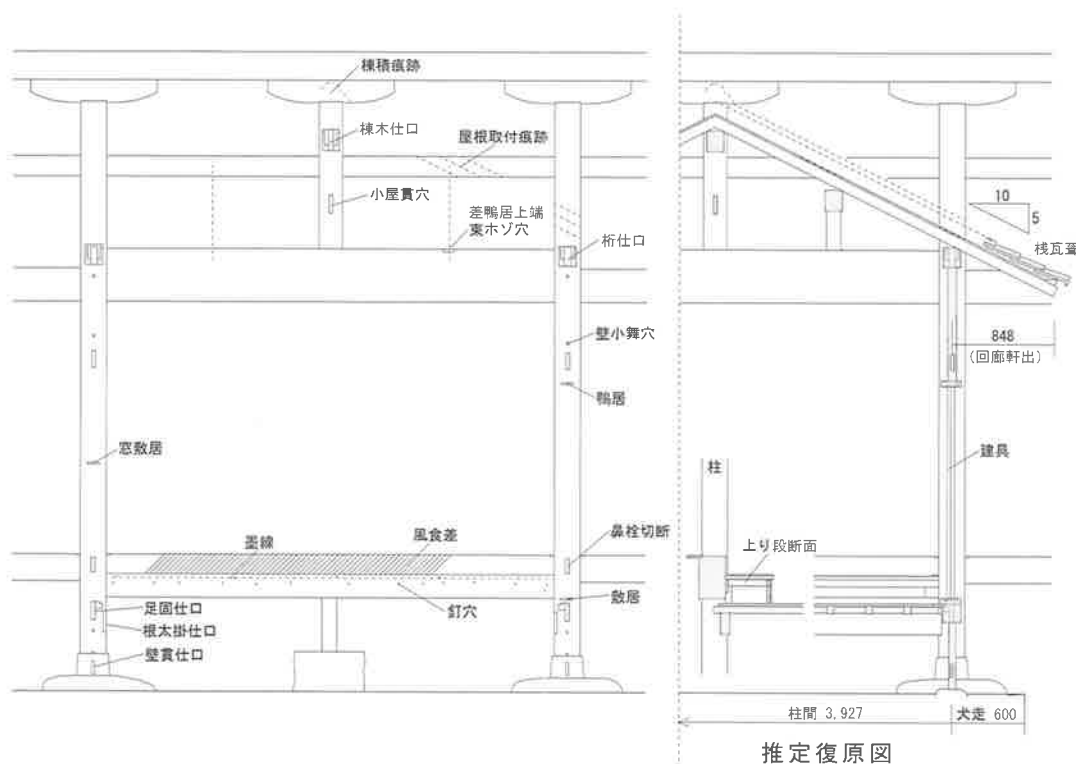


図4-8 本堂北面 庫裏渡り廊下痕跡図

第三項 技法調査

一 配置

境内は、面影山東斜面の崖錐性地形上に、南北に長く設けられている。ボーリング調査によると、東に向かって緩やかに傾斜する、中生代白亜紀後期の風化花崗岩の上に、新生代第四期更新世以降の、玉石混じりの粘土質砂礫層が厚く堆積している。境内地はほぼ水平に造成されているが、実際には南西に向かつてやや高まる。境内の正面になる東端部には、盛り土造成によって生じた段差のため、約二・七mの石垣を積む。境内の左側、南西奥には歴代藩主の墓所が営まれているが、こちらは傾斜地形をそのまま利用している。

伽藍はほぼ東面し、境内南端を流れていた小川を正面に迂回させて結界とし、長さ約五m、幅約三mの石橋を架ける。参道は大照院の東側を東西に走る県道六四号線を起点とし、JR山陰本線を越え、緩やかな登り道を約一五〇m進むと、参道正面にこの石橋がある。石橋を渡ると幅約九・二m、高さ約二m、一三級の石段の上に、「賓送閣」の額を掲げた鐘樓門が建ち、藩主の菩提寺としての、風格ある佇まいを見せている。

鐘樓門と本堂は参道からの軸線上に建ち、本堂右には妻入りの庫裏が並び、旧回廊の名残である二間の廊下と式台玄関を介して接続する。庫裏の裏には書院が接続し、本堂背面からも書院へ渡る廊下が取付く。本堂左には、同じく旧回廊の名残である二間の廊下が接続する。経蔵は本堂左後方の石垣基壇上に建つ。鐘樓門から続く石敷の参道は、本堂前を左に折れて経蔵の前を過ぎ、再び小川に架った石橋を渡り、墓所の入り口に至る。

六代藩主宗広公の二五回忌にあたる、安永四年頃の絵図を見ると、明治末頃に取り壊され、現在は境内に現存しない建物が多い。当初は参道入口に「大門」が建ち、鐘樓門の左右からは、本堂前庭を囲うように回廊が延びて、「選仏場」や「玄関」などを繋ぎながら本堂の両側面に接続していた。回廊の殆どは土間床で、本堂に取付く手前数間のみが板床であった。また、本堂北側面には庫裏へと接続する「飯台場」があり、本堂背面南端には、本堂の裏にあった

「御書院」に接続する廊下が取付いていた。

二 平面計画

柱間 本堂は六間取りの方丈型平面とし、正側面三方に広縁、四方に落縁を廻す。主体部六間部分の柱間寸法は、六尺三寸（一・九〇九m）の量と七寸二分（二一・八cm）の柱を用いた量割りで計画されたものと考えられる。この部分の実際の柱寸法は七寸（二一・二cm）であるため、各間の柱内々寸法は計画値より二分（六mm）延びる事となるが、敷居は柱面に納まっており、量で濁りを調整していたものと思われる。実際には各間の寸法にも施工誤差があり、二分程度の差は問題とならなかったであろう。広縁は柱真々一〇尺二寸（三・〇九一m）で、七寸五分の柱を用いた量割りの「一量半」で計画されたものと思われ、落縁の柱寸法は実際に七寸五分（二二・七cm）であった。これも相対する広縁の柱が実際には七寸であるため、内々二分五厘（七・五mm）延びることとなる。これらの事から考えると、内法制による厳密な量割ではなく、柱真で計画する際に量割を用いたものと言える。量割での計画は広縁までとし、その外側の落縁は完数値の五尺（一・五一五m）とする。広縁までを量割で計画したのは、藩主の遠忌など、大規模な法事の際に畳を敷くことを想定したものと考えられる（実際に法要前の差図では朱書きの附箋が貼られ、本堂周囲に座が設えられている）。

柱配置 内部柱の配置は、六間部分の外周及び「仏間」周囲は一間毎を基本とするが、「室中」「仏間」の正面中央のみ広く、二間（二二尺六寸）とする。落縁の柱（背面を除く三方入側）は六間の部屋境柱通りに合わせ、計一〇本を適宜配置する。

側柱の配置は各面で異なっており、正面は六間部分に合わせて中央間を二間とし、左右は四間ずつの、八尺七寸九分五厘（二・六六五m）の等間に割る。背面は六間部分に合わせて一間毎に柱を建てるが、北端二間は広縁と落縁の和を二等分する位置に柱を建て、一間七尺六寸（二・三〇三m）とする。南端

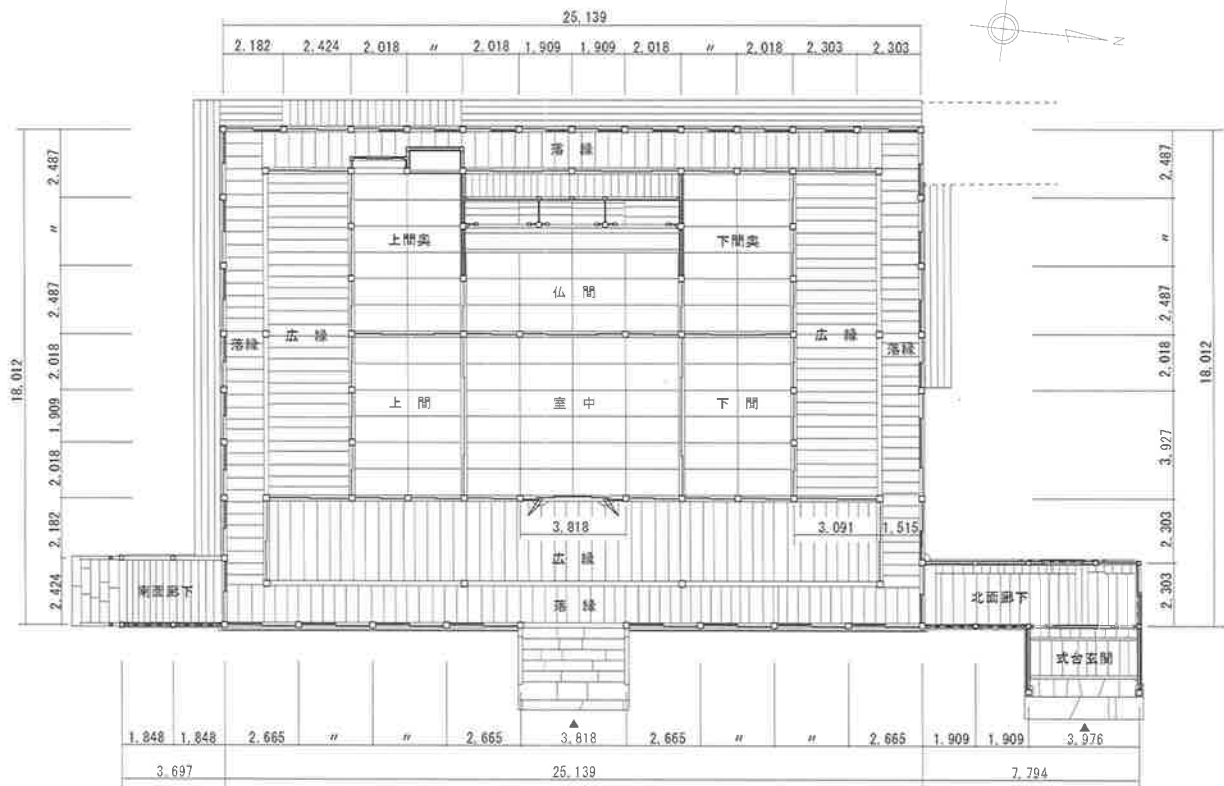


図4-9 本堂平面図

二間は、かつて本堂の背面にあった「御書院」に接続する廊下が取付いていたため、北側は廊下の幅に合わせて八尺（二・四二四m）位置に柱が建ち、南端は七尺二寸間（二・一八二m）とする。

北面は、六間部分の「下間」柱位置に合わせて柱を建てるが、ここもかつて存在した渡り廊下（飯台場）が取付くため、東から一間位置の柱を抜いて、一・二尺九寸六分（三・九二七m）の位置に柱を建てる。その他は「下間奥」境柱通りから背面までは三間に、広縁境から正面までは二間に、それぞれ等間に割る。

南面は、六間部分の「上間」柱位置に合わせて柱を建て、「上間奥」境柱通りから背面までは三間等間に割る。旧回廊の接続する東端部は、回廊幅に合わせて隅から八尺の位置に柱を建てる。

以上のように、本堂に廊下などが接続する場合には、廊下の梁間寸法を優先して柱を配置していることがわかる。しかし、南面の回廊幅が、背面にあった渡り廊下と同じ八尺であるのに対し、北面回廊の幅は七尺六寸と四寸狭く、広縁と落縁の和を二等分した一間寸法であるのはなぜであろうか。当初は北側に回廊を設ける予定が無かったとも考えられるが、軸部の施工順序は北回廊が先であるため、あるいは、藩主の動線となる部分のみを広くしたとも考えられる。

正面側柱通りでは、礎石の無い部分に掘込みと栗石地業を行った部分が二カ所確認された。位置は左右対称に、本堂中央振分け芯から二本目と三本目の柱の間で、「下間」「上間」の中央にあたり、広縁境に柱の立つ位置である。柱位置を間違えたのか、もしくは当初の計画変更と思われる。

三 基 礎

柱礎石 柱礎石は、正面側柱通りのみ小叩仕上の切石とするが、その他の礎石はいずれも独立基礎とし、自然石を用いている。切石下の柱位置にも大きな根石が入られており、実際に荷重を受けているのは自然石であり、切石は化粧である。切石を除く柱礎石には同じ産地と思われる黒い石が用いられており、

色味、緻密度、層状の劈開構造を持つか、均一な構造であるかの差異はあるが、みな安山岩質の石で、萩市笠山周辺から産する「笠山石」^{注一}と思われる。礎石の形状は総じて角が丸みを帯びていることから、海岸部の転石を用いたものと思われ、一部の礎石に石灰藻やカンザシゴカイ類の棲管の付着が認められることから明らかである。大きさは長径〇・七〜一・〇mとみな大きい。正面切石礎石下の石も同様である。

東石 床東石は礎石同様笠山石の転石が多用されているが、安山岩ではない角張った石がいくつか用いられており、柱礎石ほどの大きさが不要なため、大照院の近在で調達した可能性がある。縁東石は鑿切程度の荒い加工が施された切石で、柱礎石同様笠山石と思われる。

雨落石 笠山石、又は同系の石を用いる。正面及び南側面には大きめの石を用い、仕上加工もピシャン仕上げのようであるが、背面と北側面は石も比較的小さく、割肌や鑿切など荒い仕上げのものが多く、施工時期の異なるものが混じるようである。

石の色味と産地 自然石の礎石に対し、本堂正面の切石は色味がやや異なり、赤味がかつた灰色をしている。本堂側柱通りの礎石間には、切石の狭間石が入れているが、こちらは自然石同様に黒い。また、旧回廊の遺構である南北廊下の柱礎石には、本堂正面と同様二面加工された切石が用いられているが、こちらにも黒い。礎石以外の石を見ると、本堂正面の石段や雨落葛石には、本堂の切石と同様、赤味がかつた灰色をしたものが多く見られる。これら色味の異なる石は、本堂礎石とは別の産地である、「狐島」^{注二}産の石と思われる。

注一 色合いは黒く、濃い灰色のものもある。この石は萩城下の北東に位置する「笠山」の北東海岸付近の石切場から採取された火山岩で、安山岩と玄武岩の中間的な鉱物組成により、現在は「玄武岩質安山岩」に分類されている。江戸時代には萩の城下町の区画作りに大量に使用され、石垣や敷石、礎石、墓石、石灯籠などに用いられた。現在でも旧石切り場周辺では、大照院の礎石に用いられているものと同様の転石を見ることが出来るほか、矢穴の残る石も確認できる。

注二 市内から見て、笠山の手前に位置する陸繋島で、近年まで採石が行われていた。「狐島」の北西から北面にかけての海岸部では、矢穴の残る石も確認できる。こちらの石は現在「玄武岩」に分類され、色味は赤味のある灰色をしている。また、狐島周辺は内湾であるため大きな転石は無く、柱礎石となるような石は笠山から、切石は主に狐島からと、調達先を使い分けていた可能性もある。

基礎地業 軒下の発掘により、本堂の地業が凡そ明らかとなった。柱礎石の周囲は直径約五尺（一・五一五m）程度に丸く掘り込まれ（礎石の据直しが無いため、深さは不明）、中には四〜五寸（一二〜一五cm）内外の角礫から二〜三分（六〜九mm）程度の砂利が敷き詰められており、この上に転石を用いた柱礎石が据えられていた（写真四一〇参照）。これは経蔵と同様に、粘土や山土を盛って突き固める地盤造成をおこなった後、柱位置を割付けて掘削を行ったものと思われる。造成土には火災由来と考えられる炭が混じり、赤く焼けた土や瓦片が混ざっていた。本堂正面の切石礎石は、下端を丸い根石の形に合わせ欠き取り、割石や砂利を飼い込んで据えられていた。

雨落石の地業も造成土を掘込み、場所によっては、裏込めに一尺程度の大き



写真4-10 柱礎石と地業の様子



写真4-11 本堂西面 既存雨落石内側の石列地盤造成時に設けられた「仮の雨落石」と考えられる

な角礫を放り込んでいる。この裏込めの掘込み範囲は、正面では雨落石前面から二尺五寸（七五・八cm）から三尺五寸（一・〇六一m）と、雨落石幅（約二四〜三六cm）に対し必要以上に大きい。その理由は、後述する「仮の雨落石」の構築と撤去によるものと考えられる。

再建時の地盤造成について（考察）

軒下及び雨落溝内の発掘によって得た知見から、再建当初の地盤造成について、建築的な見地から考察を行った。

背面軒下叩きより、旧雨落石と思われる石列と（写真四―一参照）、同所雨落溝内より、これに対応する外側雨落石の地業と思われる、一連の礫が見つかった。外側雨落石の地業と同様のものは、南面の雨落溝内でも見つかった。溝幅は現状の二尺（約六〇cm）より若干広く、内々約二尺三寸（約七〇cm）であるが、側柱芯からの距離は、建物側雨落石の外面まで約五・三尺（約一・六m）と、現状の七尺（約二・一m）より一・七尺（五一cm）程度短い。また、使用している石は幅の狭い野面石で、石の多くは近在の山石を用いている。前身本堂の遺構かとも思われたが、石はあまりにみすぼらしく、これらの地業の中にも炭が混じる事から、前身本堂の前の建物も焼失したことによるなど、幾つかの点で整合がとれないため、現本堂再建初期の、「仮の雨落石」と位置付けた。またこれとは別に、南西隅付近からは前身建物の雨落石と思われる石が一石見つかった。大きさは幅約四五cm、長さ約九四cmで、現在の雨落石天より一五cm低い位置に据えられていた。石質・加工ともに既存のものとの差が無いことから、現状雨落石は前身本堂のものを転用した可能性も考えられる。

これらのことから、本堂の地盤造成の手順を以下のように推測する。

- ① 焼失した建物及び基礎石を撤去し、更地とする。
- ② 縄張りをして建物の位置を決める。
- ③ 周囲に排水溝を掘り、仮の雨落石を積んで土止めとする（北側面無し）。
- ④ 客土を入れ、整地・地固めを行う。

⑤ 柱位置の造成地盤を掘削して地業を行い、礎石を据える。

⑥ 足場を組んで建物を建てる。

⑦ 仮の雨落石を撤去し、新たな雨落石を設け、軒下に叩きを施す。

① 前身本堂の遺構と考えられる痕跡は、南西隅付近から見つかった雨落石一石のみであるが、造成時に撤去された雨落石が現本堂に転用されているとすれば、礎石や狭間石等も転用材の可能性がある。その他の痕跡は焼けた事を示す炭化物のみで、前身本堂の規模や仕様を示す資料は見つからない。これは、今回の発掘調査範囲が雨落から軒下部分に限定されているためでもあるが、ほぼ同じ位置に、同じ規模で再建されたことを示すものとも考えられる。

前身本堂については、毛利家文書などの文書資料から調査する必要がある。

③ 経蔵でも建物の周囲に浅い溝が発見された。建物の建設地に雨水が流入しないよう、排水施設を設けたものと思われる。北側面からは「仮の雨落石」は見つからないが、これは本堂北側の庫裏と書院の地盤造成を本堂と合わせて行っただけで、建物境に排水溝を設けなかったものと推察する。

⑤ 地盤を丸く掘り、栗石を詰めた上に礎石を載せて、礎石の上から搗き固めたものと思われるが、栗石の間に細かな砂利や砂を詰めることをしておらず、栗石の周囲には隙間があいていた。

⑥ 軒下部分から、足場の掘立柱穴と思しき痕跡が多数見つかった。穴の径は約〇・八〜一尺（二四〜三〇cm）で、砂利と土で埋められていた。経蔵の発掘調査でも、建物周囲に足場穴と思われる遺構が見つかった。位置は、側柱真から約二・五〜二・七尺（七六〜八二cm）内外、建地の間隔は約六・三〜六・五尺（一・九一〜一・九七m）程度であった。

⑦ 「仮の雨落石」は、正面及び南側面では撤去され、背面では建物側の石列が凡そ二一m程度残存していた。背面が残った理由を以下のように推察する。

正面と南側面は人目につく「表側」であり、背面は「御書院渡り廊下」より北は内向きとなるため、「表側」の雨落石は背面より大きなものを使用している。そのため「仮の雨落石」を撤去して敷設することとし、施工の順序も背面

より先であった。背面施工の際には、敷設する雨落石も小さいため、「仮の雨落石」を存置しても支障しないと判断し、手間も省けるため撤去を取止めた。

軒下叩きと雨落溝内に残存する「仮の雨落石」は、本堂の側柱通りと平行ではなく、南に向かって徐々に離れる。背面と南側面の石列の関係を見ると、石列は建物隅付近ではほぼ矩の手に曲がっているため、石積の施工精度が悪かったためではない。このことから、当初の造成地盤の中心軸は、現在よりもやや北に振れていたことが判る。④の整地・地固めまで行つた後、柱通りを決める際に変更したものであるが、理由は不明である。あるいは、庫裏などの移築建物の建て方がすでに始まっていて、これらの建物との関係から微調整されたとも考えられる。

飯台場の基礎地業 本堂北側の雨落溝内からは、本堂側柱通りと同様の、礎石地業の丸い堀込みと栗石が確認された。位置は現在失われている、本堂から庫裏に接続する「飯台場」^{注二}の柱通りに当たり、側柱芯から凡そ六尺（一・八二m）あたりが礎石芯と思われる。礎石は抜き取られているが、掘り込みの径は約三尺（九〇・九m）あり、柱の基礎と考えられる。また、同柱芯通りには、狭間石が本堂側柱に接続して一部残存しており、欠失部分では石の抜き取り跡も確認された。本堂側柱面の痕跡から推測すると、接続廊下床下は土壁で、狭間石はこれを受けていたものと思われる。

注一 第六代観光公の二五回忌頃（安永四年…一七七五）に作られた「大照院御作善差図 但 観光院様御式拾五廻忌御仕構差図」（山口県文書館所蔵毛利家文書）は大小二枚あるが、小さい方には本堂北半から庫裏手前までの平面図が描かれており、庫裏へ接続する二間幅の廊下には、「飯台場」と表記されている。また大きい絵図には「釣り家 二十四畳」とあり、構造と規模を示している。建築大辞典によれば「釣屋・吊屋」とは、瀬戸内地方の民家用語で、主屋と別棟の建物を連結する渡り廊下をさすとある。「飯台場」は用途を示しており、「飯台」とは何人がが並んで食事をする台のことで、禅宗用語では食事そのものをさすため、庫裏への通路を兼ねた「食堂」にあたる施設だったようである（史料写真四八二〜四八四参照）。

四 軸 部

礎盤 本堂のすべての柱下には、礎石との間に木製礎盤が入れられている。部材はケヤキで、柱に対して横使いとする。外部から見えないものが殆どであるが^{注二}、角材を袴腰に造り出して幅二分（六mm）程度の面を取る。考えようでは飼木と言ってもよいほどであり、場所により成も異なる。柱は礎盤に素乗りしているだけで、太柄等は使用されていない。この礎盤によって柱足元の番付が断ち切られた部分があつた事から、後補の可能性が指摘されていたが^{注三}、調査の結果すべて当初のものと判断した^{注四}。礎盤を設けた理由は幾つか考えられるが、以下の三つが有力と思われる。

① 境内は湿気が強く礎石の結露により柱根が腐りやすいため、比較的水に強く、圧縮にも強いケヤキを用いて、簡単に取替のできる礎盤を設けた。

② 礎石の多くが自然石であるため、柱根には光付けが必要であるが、柱のよくな大材を扱うより、小さな礎盤を光付ける方が施工は容易である。

③ 柱の加工長さや矩計高さを決める際、出入りの大きい礎石天より、高さ調節可能な礎盤上端を基準とした方が施工が容易である。

良い事尽なようだが、柱が素乗する不安定な状況のため、構造補強の際には、礎盤と柱足元を一体化するために苦労することとなった。

このように、木製礎盤を用いた建物は、吉城郡秋穂町の正八幡宮拝殿及び本殿（元文五年…一七四〇 毛利宗広改築）、山口市徳地町の出雲神社本殿（寛延三年…一七五〇 毛利宗広重建）、山口市八坂神社拝殿（元治元年…一八六四 毛利敬親重建）など、山口県下に複数存在する。正八幡と八坂神社拝殿は、大照院同様台形材の面取りであるが、出雲神社のものは八角で上端近くを腰折として段を付けている。大照院と異なる点は、外部からまったく見えないものではないため、化粧の意味がより大きいと思われることである。萩市内では同じ臨濟宗南禅寺派で、毛利家重臣の菩提寺である徳憐寺（一八世紀前半か）に類例があるが、こちらは床下で、外部からは見えない位置に用いられている。



写真4-12 大照院本堂



写真4-14 正八幡宮拝殿柱



写真4-13 徳隣寺本堂柱

何れも当初仕様であるかは詳細な調査を行っておらず不明だが、正八幡神社も出雲神社も、大照院を再建した六代藩主宗広公が関わっている点が興味深い。

注一 正面は柱足元に付土台と水切を廻し、背面及び両側面は濡れ縁があるため見えにくい状況である。寸法は柱径とは直接関係ないようで、平均的な大きさは上面八寸(二四・二cm)内外、成五寸(一五・二cm)内外、下面九寸(二七・三cm)内外で、側面の勾配はほぼ一定で、一寸二分五厘(一寸三分(二〇分の一・二五)〜一寸三分)である。

注二 「霊椿山大照院伽藍調査報告書」(平成一三年一月秋市教育委員会発行)の文中では、このことから礎盤は後補材と判断している。

注三 正面柱足元の付土台及び水切を解体したところ、付土台の取り付けいていた柱

面に風食はなく、付土台内側は礎盤の型に合わせて内練りされていた。付土台を止める釘に打ち替えは無く、すべて礎盤に打たれているため、組立時には柱と同時に施工されたものと考えられる。また、柱下木口は鋸や平鑿で水平に加工されたうえで面取りされ、番付も付けられており、立っている柱を切断したものは考えられない。

軸組

柱 材種はマツで、平面計画の項で述べたように、柱は七寸(二一・二cm)と七寸五分(二二・七cm)の二種類で計画されており、七寸五分の柱は、広縁と落縁境の独立柱計一〇本のみであった。面巾は三(四分(九(一mm))とやや大きい。品位は小節程度のもが多いが、正面二本の独立柱は上小節材を用い、節の無い面を表に向けて使うなど、顕著ではないが、正面性を重視した使い分けが見られる。

指鴨居 材種はマツで、指鴨居上端には小返りが付けられており、口脇寸法は計画値で九寸二分(二七・九cm)と考えられる。実測調査の結果、この口脇外角と指鴨居の下端は直線ではなく、わずかな曲線に加工されていることが判った。下端と外角の曲率はほぼ同じであり、柱間寸法によって指鴨居の長さには差はあるが、みな中央部で約二分(六mm)起って造られていた。下端及び口脇外角を起らせたのは、指鴨居が垂れて見えないように視覚矯正するためと、建具立てつけの便宜を図ったものと考えられる。

墨付けはどう行ったのか。長さが変わっても曲線の深さは一定のため、同じ曲率の型を用いたものではない。「撓い定規」を用いたのであるかと考えたが大工によれば、「投墨」を打ったのだと言う。実際に墨付けしてもらったが、墨壺から引き出した糸の差し渡し中央を持ち、糸を捻じったうえで放すと、直線から幾らか外に外れた曲線の墨が打てる。捻じる加減次第で曲線の深さを調節できるとのこと、熟練した大工が墨付けを行ったのであろう。

貫

配置と長さ 化粧貫は側柱通りに一段設けるのみで、内部の間仕切りには力貫一段と、壁貫数段を設ける。貫の長さは柱間に因らず二間（約四〜六m）分とするが、連続する壁が三間の「仏間」「上・下間奥」境では二間＋一間、中央間が広い「仏間」「室中」境と、「室中」広縁境は一間ずつとする。貫の継ぎ位置は種類を問わず、ほぼすべて同じ位置で継ぐ。材種はマツを用いる。

化粧貫 側柱通り指鴨居上には、化粧貫を一段設ける。部材寸法は成五寸六分（一七cm）、厚さ一寸三分（四cm）とする。柱を抜通して内部で略鎌継とし（一部突付）、上楔締めとする。貫穴は柱面から約三・八cm内側とするが、上端の楔代部分のみは、更に一・八cm引き込んで、幅二・四cm、成一・六cmとし、貫穴とは段差を設ける。これは楔を壁散の内側に設け、見えないように塗籠めるための措置と思われる。楔代は化粧貫の幅より狭いため貫穴にはあそびがなく、柱を立てながら取り付けて行ったものと思われる。

力貫 指鴨居を設けない内部間仕切り部分には力貫が設けられていた。成五寸二分〜六寸（一五・八〜一八・二cm）、厚さ一寸七分（五・二cm）とし、継手は略鎌継として柱内部で継ぐ。隅および端部では小根柄とせず、二枚柄割楔とする。「仏間」「室中」境では柱を抜き通さず、大入れ遣り返しとする。桁行上楔、梁間下楔として貫は同高さに納める。

壁貫 貫の寸法は、成五寸（一五・二cm）内外、厚さ一寸（三cm）内外とし、外周の指鴨居上に二段、足固め下に一段、内部間仕切り内法に二段、内法上に三段を設け、柱を抜き通して楔締めとする。基本は梁間方向を下楔、桁行方向を上楔とし、背違いに納める。隅柱では正面側を除き小根柄とする。継手は略鎌継として柱内部で継ぐ。内法壁の貫は、壁土の厚さを得るため鑄を取った五角形断面とする。

内法壁（上・下間奥）「仏間」境）や広縁、落縁境間仕切の内法上では貫穴を空けず、柱内側に辺付を打って貫を差し込み、釘打ちを併用して固定する。辺付に貫を止める工法は内法壁では一般的であるが、内法上は何らかの意図が

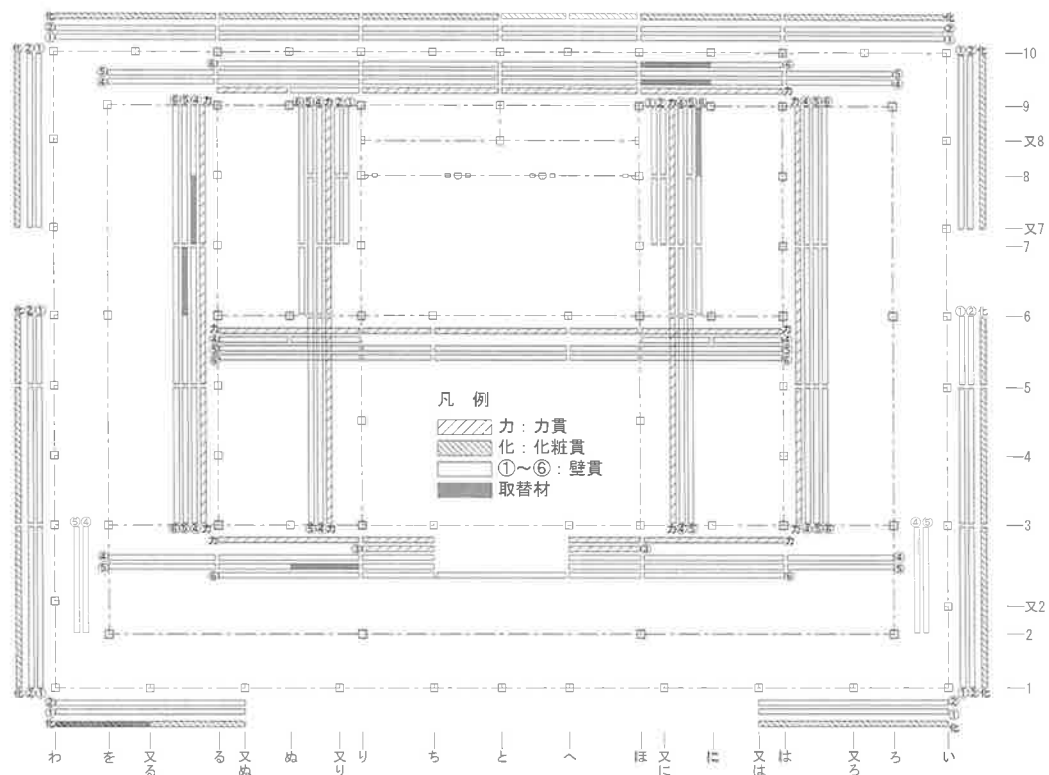


図4-10 本堂貫伏図

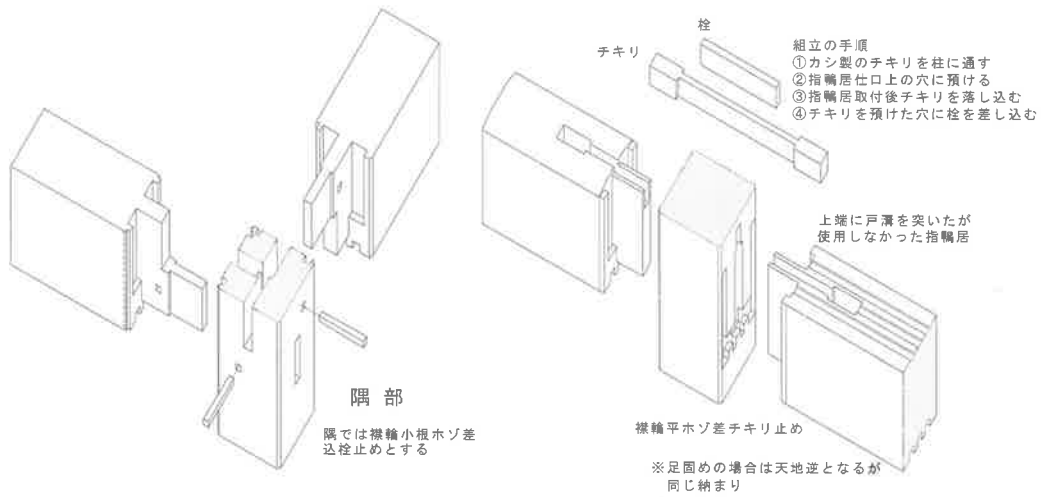


図4-11 本堂指鴨居・継手・仕口

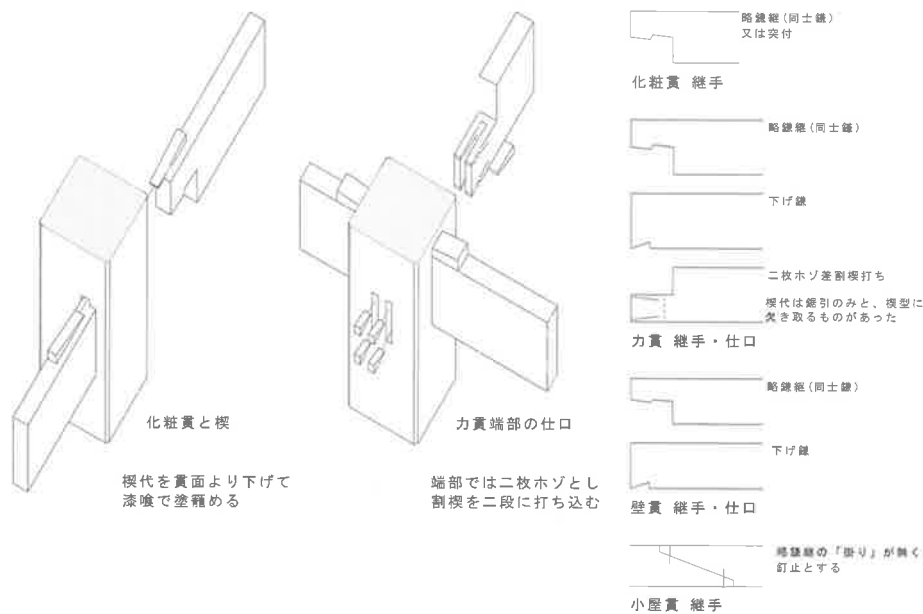


図4-12 継手の仕口

床組

足固 側柱通り及び広縁・落縁境、広縁・六間境、六間部分桁行中央柱通り、及び「仏間」と「上・下間奥」境には足固めを入れる。材種はマツで、大きさは側柱通りでは成七寸六分(二三・〇cm)内外、幅六寸九分(二一・〇cm)内外。六間部分では成八寸三分(二五・〇cm)内外、幅七寸三分(二二・〇cm)内外とし、柱に短柄差のうえ、柱を挟んで足固め同土をチキリで接合する。チキリは予め柱に抜き通しておき、両側の足固めを柱に差し込んでから取り付けるが、足固め上端に戸溝のある側柱通りは、チキリを下から押し上げた後、下端に楔を入れて固定する。戸溝の無い

あつて、壁を設けない選択肢を残したように見える。「室中」・広縁境の両脇間、及び「上・下間奥」「上・下間」境などは、当初は欄間を設けることを考えていたのではないだろうか。

横方向の壁貫とは別に、同寸の壁貫を半間毎に設ける(正面床下のみ一間二本とする)。壁貫に釘止めとし、指鴨居及び力貫上端、桁及び梁下端に柄穴を設けて差し込み、釘止めとする。端部の形状は両傍を落してそのまま平柄穴に差し込むものと、傍を削らずに平柄を造り出すものの二種類がある。部材断面は床下のものを除き、竪小舞側に鑄を取った五角形とし、鑄を挟んで鉋打ちして目を立てる。内法上の壁では、前述の刃付部分の境で壁貫を継いでおり、この事からも、当初は壁を設けない予定であったものと思われる。

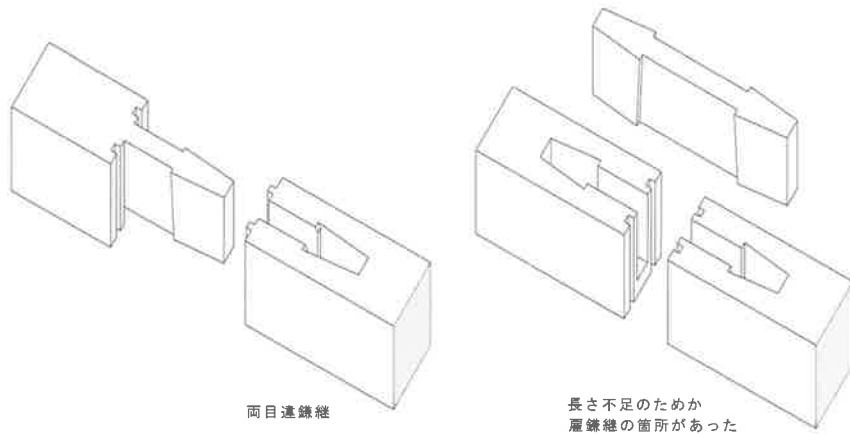


図4-13 本堂丸桁 継手

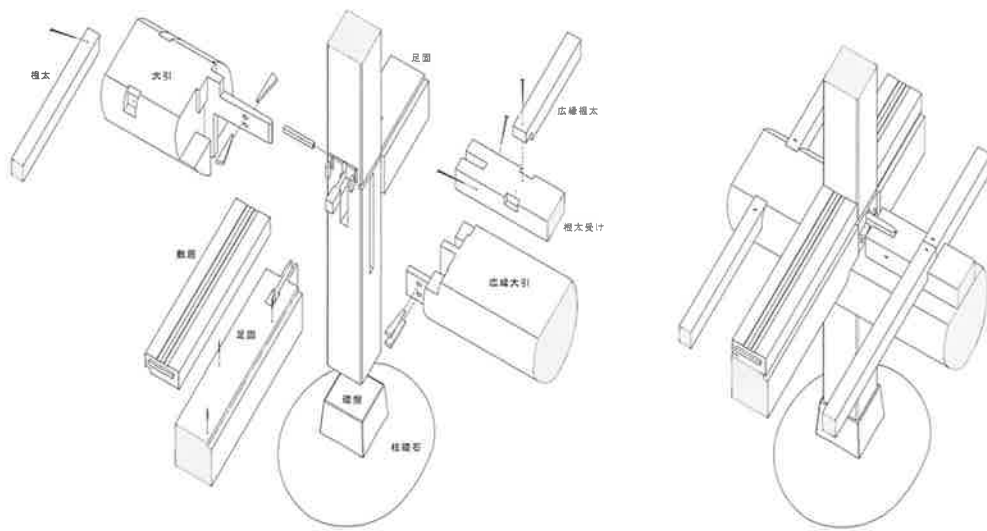


図4-14 床組の柱仕口

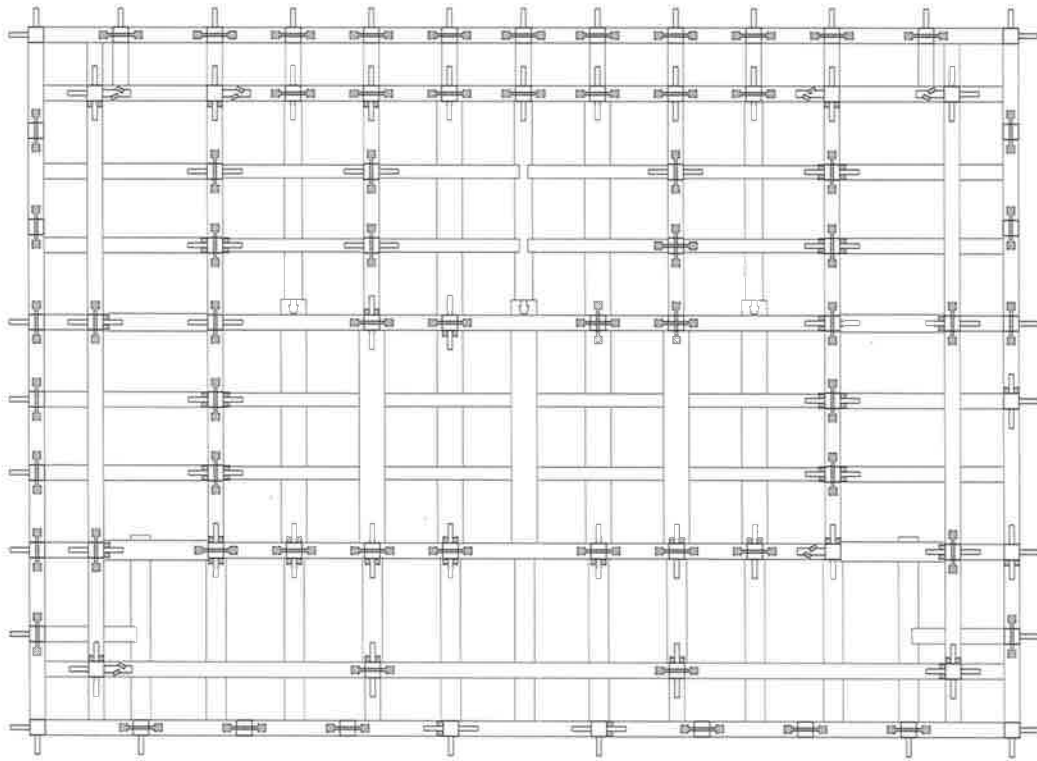
内部柱通りは、上端から落とし込む(図四一四・一五参照)。

大引 材種はマツで、柱への取付は、平柄を抜き通して鼻栓止めとする。径の大きなものは柱を輪雜込み、鼻栓も二段設ける。側柱通りの足固めには受け蟻継とし、端部に束を立てる。内部柱通りの足固めとは相欠きで取り合う。

根太受け 広縁床は落縁より五寸(一五・二cm)高いが、大引は落縁と共有しているため、広縁では床根太を大引で直接受けることが出来ず、大引上端に成三・五寸(一〇・六cm)内外、幅六寸(一八・二cm)内外の根太受けを置くことでこれに対処している。材種はマツを用いる(図四一四参照)。

根太 六間部分(縁境内側部分)の床は、成・幅ともに大きい力根太を梁間一間毎に入れ、この間を五つ割りして四本の根太を設ける。床板(畳下荒床)は長さ一間のため、力根太位置で継ぐこととなる。ただし「室中」のみは、当初の計画変更によって根太が足され、変則的な板割となっている。また、「仏間」の来迎壁下には、中央の二間だけ、「室中」同様に根太が足されていた(第四章第一節第二項二当初の計画変更について参照)。

根太の大きさは、成二寸八分〜三寸九分(八・五〜一一・八cm)内外、幅二寸五分〜三寸(七・五〜九cm)内外で、長さは一間とし、落縁及び六間部分は大引に大入落し込み、広縁部分では大引上に載せた根太受けに腮掛けとする。力根太は成・幅とも七寸(二一



- 凡 例
- チキリ
 - シヤチ
 - 鼻 柱 止
 - 平 ホゾ

図4-15 本堂床組仕口配置図

cm)内外で、長さは二間とし、直行する大引に輪羅込み、両端は大引に大入蟻落し、または柱に平柄差し鼻柱止めとする。根太・力根太とも材種はマツを用いる。

床束 殆どはクリの丸太材(一部はヒバの転用材)を用い、自然石の束石上に立てて大引を受ける。柱とは異なり礎盤は設けない。広縁境より内側では、柱通り一間毎に立つが、広縁から落縁に跨る約一五・五尺(四・七m)の大引では、束一本と二本の箇所がある。束は大引下端に蟻溝を突き、束上端の蟻柄を送り込んで取付けるものが多いが、当初から束に柄を造らず、大引下端に斜め釘止めとするものもあった。

式台玄関の床組 式台玄関には転用材が多く用いられていた。玄関の框は指鴨居の転用材で、戸溝を上に向けて用い、薄敷居を載せて使用していた。また式台の根太には茨垂木等が用いられていた。

五 軒廻り・組物

軒廻り・軒反り 軒は二軒疎垂木とし、丸桁上端に増しは無く、反り元は柱通りから一支内側(約五〇・五cm)なので、厳密には捻じれる事となるが、距離が短いため殆ど影響しない。地垂木は成二寸七分(八・二cm)、幅三寸三分(一一〇cm)、引き通し勾配は三寸二分(一〇分の三・二)で、下端反り六分(一・八cm)、増し四分(一・二cm)がある。飛檐垂木は成、幅とも地垂木と同じで、引き通し勾配は二寸六分五厘(一〇分の二・六五)とし、鼻先に左右の扱き三分(〇・九cm)、下端扱き五分(一・五cm)がある。

茅負は成五寸(一五・二cm)、幅五寸五分(一六・七cm)で、下端反りは六寸八分(二〇・六cm)、増しは一寸(三cm)で、隅木口脇で七寸八分(二三・六cm)あり、茅負成の約一・五倍であった。

木負は成六寸(一八・二cm)、幅五寸八分(一七・五cm)で、居定勾配は二寸四分(一〇分の二・四)、下端反りは二寸五分(七・六cm)、増しは五分(一・五cm)で、隅木口脇で三寸(九・一cm)あり、木負成の半分であった。

隅木を実測したところ、木負と茅負の仕口は、正規の納まりより約一寸低い位置に彫られていた。これは地垂木の増し一寸を考慮し忘れたことによる、当初の間違い仕事と考えられる。これにより、隅部で軒が若干下がって見えることとなる。飛檐垂木の正規の勾配は、木負の居定勾配と同じ二寸四分で計画されたものと思われる。今回の修理では、再用した隅木の仕口位置には触らず、当初の仕事のまま納めた。取替とした隅木は、垂下による破損と思われる数値のみを修正して作成した。

軒の出 隅木の実測から、丸桁真から木負外下角まで約三尺八寸五分（一・一六七m）、木負から茅負外下角まで約三尺一寸（九三・九cm）であった。計六尺九寸五分で五分足りないが、七尺（二・一二m）が計画値と思われる。

丸桁、隅木、地垂木、飛檐垂木、木負、茅負、裏甲、化粧小舞、化粧裏板、面戸板まで、化粧材はすべてマツを使用していた。

垂木割と舟肘木 垂木は柱真々を四乃至五支に割り付けるため、柱間によって一支寸法が異なる。中央間を除く正面では、一間凡そ八尺八寸（二・六六七m）を五支で割るため、一支一尺七寸六分（五三・三cm）であるが、柱間に対して支数の多い北面東端や背面北端では、一支一尺五寸二分（四六・一cm）、柱間に対して支数の少ない背面南端や南面東側では一支一尺八寸（五四・五cm）となる。また、配付垂木は三本あるが、一支寸法はそれぞれ異なっており、桁真から順番に一尺七寸（五一・五cm）、一尺七寸八分四厘（五四・一cm）、一尺六寸一分六厘（四九・〇cm）であった。合計すると五尺一寸となり、三支で割ると一尺七寸（五一・五cm）で、これが計画と思われるが、二本目の垂木を論治に納めたことにより、均等割が崩れている。

本堂の組物は簡素で、柱頭に舟肘木を置くのみであるが、舟肘木の長さは一定ではなく、左右一丈ずつの垂木を受ける如く（二支掛）に長さを決めている。このため、左右で一丈寸法が三寸（九・一cm）も違う場合には、片側が見た目ではつきり判るほど短くなり、左右非対称となる。柱を挟んで六寸（一八・二cm）の差となる、背面南より二本目の柱位置、及び南面東より二本目の柱位置



写真4-15 柱からの出が左右で違う舟肘木

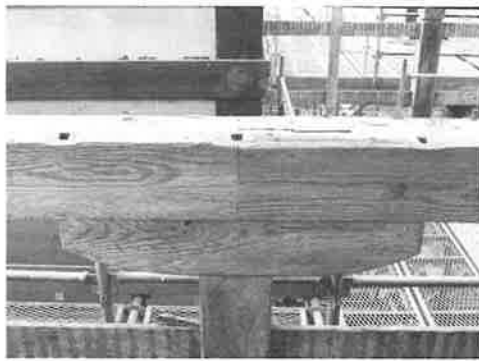


写真4-17 力垂木は桁上に太柄で止める



写真4-16 桁上の垂木の止釘 相釘を用いる



写真4-18 隅木下端の柅木

では、差があまりに大きいため肘木を垂木下まで伸ばすことを止め、垂木は肘木から完全に外れている。肘木長さの左右差は南面では約二寸七分（八・二cm）、背面では約二寸（六・一cm）であった（写真四一―五参照）。

力垂木 地垂木、飛檐垂木とも力垂木を設ける。飛檐の力垂木は、四支毎に一

本、地垂木の力垂木は、飛檐力垂木一本おきに三本ずつ配置する。飛檐力垂木の成は、化粧小舞上端まで約五寸六分（一七・〇cm）、地垂木力垂木の成は化粧裏板を越えて約八寸三分（二五・二cm）とする。垂木の幅は通常の垂木と同じで、化粧小舞下端で若干幅を落とし、化粧小舞を大人で納める。

これだけ成の大きな力垂木であっても、軒の垂下に伴って変形したものが多く、今回再利用した地垂木力垂木には、背割りを施して鉄板を挿入し、込栓で固定したうえ、隙間をエポキシ樹脂で充填する補強を行った。

垂木の止釘 本堂地垂木、及び旧回廊（北面、南面廊下）垂木の桁への取付は、長さ四寸（一二・一cm）、断面二分（六mm）角の相釘を用いていた（写真四一・一六参照）。本堂地垂木の入側桁への取付、及び旧回廊垂木の棟木への取付は、長さ六寸（一八・二cm）及び四寸五分（一二・三・六cm）、断面二分（六mm）角の巻頭を脳天打ちとしていた。相釘は桁の小返部分に垂木勾配と直角に打ち込まれており、垂木下端と桁には、予め錐による道穴が付けられていたものと思われる。施工が難しそうに見えるが、垂木側面には面戸の小穴が突かれており、垂木鼻には反りと増しがあつて、施工後に木口を切り揃えることは出来ない。このため、釘を所定の位置に打ち込むより、錐による道穴を桁と垂木に正確に空けておくほうが、施工が容易だったのかも知れない。加えて、塩害による釘の破損を避けたとも、釘の節約とも考えられる。

また、地垂木の力垂木は、桁への取付は釘ではなく、長さ二寸（六・一cm）、断面八分（二・四cm）角のカシ材の太柄のみであつた（写真四一・一七参照）。これも桁の小返部分に垂木勾配と直角に埋め込まれていた。釘を用いなかった理由は不明であるが、力垂木は成が大きいため、座彫りしなければ釘の脳天打ちは出来ず、地垂木に用いた相釘でも強度に不安がある。また、力が掛る部材であるため、滑り出しを止める意図で、太柄を用いたのではないだろうか。

隅木 地と飛檐を一本で造る。寸法は桁口脇で幅七寸（二一・二cm）、成は北西隅木で最大四八cm、長さは九・七五mであつた。地隅木は下端に三寸五分（一〇・六cm）の反りと、木口に鼻線を付ける。飛檐隅木は下端に一寸（三

cm）の反りと、鼻先に五分（一・五cm）の扱きを付ける。木口上端には木製の隅木蓋を載せる。材料はマツで、小屋内の端部は丸太である。成が大きいため、一材では賄いきれず、下又は上端に別材を接いだものが三本あつた。その他当初からの埋木や、側面の接ぎ木など、節や瑕疵部分を繕つたと思われる箇所が随所に見られた（写真四一・一八参照）。

北面廊下軒の出 旧回廊の残存部分である北面、南面廊下は、屋根勾配約五寸（一〇分の五）、軒の出（柱芯より瓦座外下角まで）は約四・四尺（一一・三三m）で計画されている。しかし、北面廊下の西側は垂木先が他より二寸程度短かく、これは本堂北面から庫裏に接続する「飯台場」の軒と取り合うため、縮めたものと推察する。

六 小屋組

母屋 マツ丸太を用いて成を平均五寸五分（一六・七cm）とし、下端と野垂木が載る小返り部分を斫り取り、上端高さを揃えた小屋束の上に載せる。しかし、当初から母屋上端に板を足した部分も見られ、束が下がる原因の見当たらない箇所もあることから、不陸調整は梁の変形や仕口の減り込み等、経年破損のみが原因ではなく、建立当初からある程度行われていたものと思われる。

母屋の数は鍔葺の下屋根部分四段（端母屋、四の母屋）、上屋根は七段（五、一の母屋、四、一、四 本堂の部材名称参照）とする。下屋根の母屋は四周を同じ高さで廻し、隅は相欠に組んで化粧棟木に束立ちで載り、野隅木を受ける。端母屋と二の母屋は桔木の間で落とし込んで収めるか、下端を丸く欠き取って桔木に乗せるため、隅以外は小屋束で受けない。小屋束に載るのは三の母屋からであるが、矩計決定のため母屋の高さを検討したところ、正面側の母屋が特に低いことが判った。原因の一つは小屋束が載る三間の登梁が下がったためと思われるが、最大で一寸五分（四・五cm）低かった。登梁及び小屋束の多くは古材を採用したため、低い部分には小屋束と母屋上端に飼木を行って高さを上げた。小屋束上端では既存の柄を生かすため最大七分程度の飼木を行い、

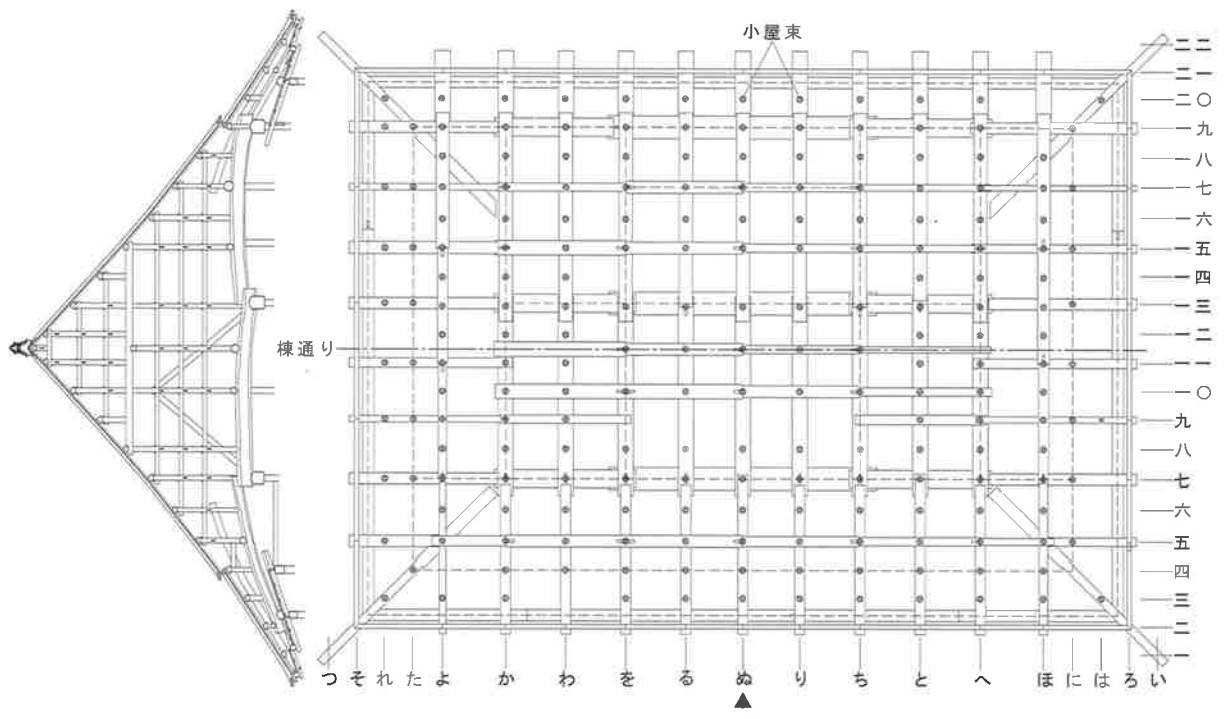


図4-16 梁伏番付図 (二重梁より下)

- 足らない場合は母屋の上端に板を打ち付けた。
- 小屋梁 (梁組の順序)** 梁はすべてマツで、径の小さなものは皮剥丸太、大きなものは側面を太鼓落しとし、上下に瓜剥を施していた。梁組の施工順序について、以下に概要を記す。柱を建てて後、入側桁と六間部分を繋ぎ、更に六間部分の中央から固めて行ったことが判る (図四一六参照)。
- ① 丸桁及び入側桁 (背面は垂木掛) を組立てた後、正・側面の入側桁上に角太柄を挿して繋梁を載せ、広縁境 (六間部分外周) の柱に平柄を抜通し、鼻栓止で繋ぐ^{注一}。
 - ② 六間部分の桁行柱通り三箇所 (七通り…広縁境・一三通り…室中、仏間境・一九通り…背面落縁境) の中央四間の柱上に、最大の梁となる四間長さの大梁 (敷梁) を載せ、この両端に、南北から二間梁を乗せ掛け、鎌継で繋ぐ。
 - ③ 隅木、地垂木、木負、化粧裏板、土居桁が組み上がった時点で、背面一間毎に登梁を設け、土居桁に渡り欠を施して一九通りの梁側面に大入蟻落しとする。両側面では七・一三・一九通りの梁木口に登梁を鎌継で取り付け、土居桁に渡り欠で乗る。
 - ④ 桁行梁の上端に渡り欠を施し、まずは手前の七通りから一三通りにかけて、次に一三通りから一九通りにかけて、桁行一間毎に九列 (梁間柱通りへへか)、計一八本の梁を渡す。継手は兜鎌継とし、継手の上部にカブトを作つて下の梁に被せ、カブトの上端には小屋束の寄蟻仕口を彫る。
 - ⑤ 正面の土居桁に渡り欠を施し、前述の九本の梁木口に、鎌継で登梁を取り付ける。
 - ⑥ 側面の登梁 (五・九・一一・一五・一七通り) を、土居桁と梁間両端の梁に渡り欠を施して乗せ掛ける。
 - ⑦ 両妻の登梁上に渡り欠を施し、ほ・よ通りに妻壁を受ける小屋束踏を設ける。更に五・九・一〇・一五・一七通りにも束踏を設け、梁組が完了する。

注一 この後施工された天井廻縁の取付に支障するため、実際には多くの平柄が柱面で切断されていた。

妻の小屋組

差棟木（化粧棟木）および片流れ三本の差母屋（化粧母屋）は、二本の小屋束に平柄差し鼻栓止めで架け渡した三本の小梁（受け梁）で受ける。妻と、妻から一間奥の小梁には、相欠及び太柄で乗せ掛け、二間奥の小梁には平柄を抜き通して鼻栓止めとする。差し母屋の尻を受ける小梁のうち、下から一段目と二段目は取付位置が高く、北妻の一段目二本、及び南妻西側の一段目は、ともに七の母屋通りの小屋束には平柄差し鼻栓止めとするが、六の母屋通りの小屋束には取り付かず、母屋上端に載せ掛ける。北妻の二段目二本及び南妻の東側一段目と三段目、西側二段目と三段目は、小梁端部を母屋上端に載せるのではなく、小屋束天に蟻落し、又は平柄差しで載り、母屋に掛る部分を大きく欠き取って納める。差し母屋の尻が捻じて高いのは曲り材を反り勝手に使っているため、重い破風を支えるための配慮と思われる。野母屋は小屋束で受け、葺甲部分は根曲り材を用いて手斧母屋とする。

小屋束 マツ丸太とし、小屋梁及び束踏の上端に寄蟻で立ち、平柄で母屋を受ける。束の配置は二重梁の上下、および妻部分で異なっている。二重梁上では棟真を跨いで七間で割込む。野棟木は、棟真を跨いだ束に平柄差鼻栓止めで小梁を渡し、その上に短い棟束を立てて受ける。このように、小梁と短い棟束で棟木を受ける小屋の形式は、萩周辺で特徴的に見られる^{注一}。二重梁下では敷梁を受けるための小屋束が棟通りに配され、脇間の広い変則的な四間で割込む。しかし、妻から二間内側までは、化粧母屋や妻虹梁を取付けるため、棟通りの束はそのままに、小屋束の配置を二重梁上と同じ七間で割込む（写真四一―一九参照）。

小屋貫 二重梁下は梁間、桁行とも三段、二重梁上は梁間二段、桁行四段を設ける。成四寸三分（一三cm）内外、厚さ八分（二・五cm）内外とし、長さは桁



写真4-19 本堂妻の小屋組



写真4-20 早川家住宅の小屋組

行束間二間の長さを基準に木取りされているようで、一五尺（四・五五m）から三尺（〇・九一m）程度まで使い分ける。継手は略鎌を更に簡略化したもので、掛が無いため、束内で継ぐ場合は殺ぎ継のように重なるのみで引張に対して無力である。束から外れる場合のみ継手部分を釘で止める。小屋束を抜き通して楔締めとし、基本は梁間方向を上楔、桁行方向を下楔とし、壁貫とは逆である。梁間と桁行では背違いに納める。

また、当初より小屋の一部に筋交が使用されており、取付には小屋束および梁の上端を若干欠き込んで釘止めとしていた。

注一 熊谷家住宅主屋（明和五年二七六八）や、早川家住宅（一八世紀前半…写真四一―二〇参照）。何れも重要文化財

七 妻飾・彫刻

妻虹梁は構造的な役割を持たず片蓋に造り、前述のように妻から二間内側まで、二重梁下の小屋束の割付を変えて、桔木様の丸太材でこれを受ける。棟真



写真4-27 正八幡宮本殿 板支輪

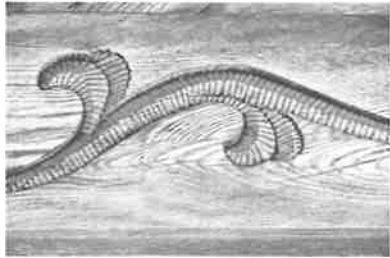


写真4-28 出雲神社本殿 妻虹梁の絵様



写真4-29 上 桁隠し



写真4-30 八坂神社本殿 妻飾り



写真4-31 正八幡宮楼門 鬼斗

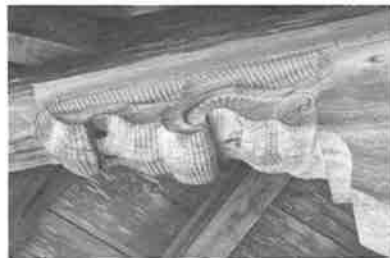


写真4-32 土佐国分寺本堂 隅行肘木



写真4-21 大照院庫裏



写真4-22 洞春寺本堂



写真4-23 祥雲院殿霊屋



写真4-24 大照院本堂 妻虹梁の絵様



写真4-25 同上 桁隠し

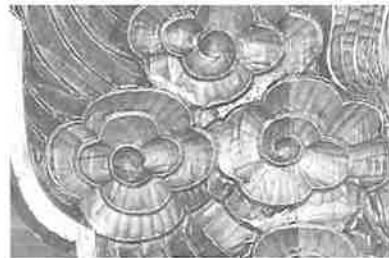


写真4-26 大照院経蔵内輪蔵 持送り

の束を挟んで小屋束を立て、中央間三尺五寸（一・〇六m）として虹梁長さを七間で割込み、差母屋受け同様の小梁を一間おき四箇所（一・〇六m）に設け、上端を欠き込んで太柄を設け、蟻柄を付けた丸太を落とし込む。尻は一間内側の小屋貫に載せ掛け、二重梁の下端から角材で押さえる。虹梁の両端部は、化粧母屋に大入蟻落しで納める。前包は中央付近で金輪継とし、受け材は六・七・九・一〇番目の母屋通り小屋束位置に、妻面から一間の長さの力貫（成四寸五分、厚さ一寸八分）を入れ、端部に蟻柄を造り出す。同時に、虹梁受けと同様、中央間と七・八番目の母屋通りに小梁を渡し、端部に蟻柄を造り出した一間長さの丸太

で前包を受ける。受け木の一間奥にも同様の小梁を渡し、これに大入平柄差鼻栓止めとし、妻面の小梁は上端を欠き込んで太柄を設け、端部に蟻柄を設けた受木を載せる。水切は前包同様二材を中央付近で鍋蓋形の目違い継とし、角太柄七つと釘止め併用で前包に載る。
懸魚 鱒付三花懸魚とするが、六葉のほか、三花の中心に樽の口と三枚の葉からなる植物飾りが付く。六葉とこの飾りは庫裏に倣って復原整備したものであるが、大照院以外では、山口市の洞春寺本堂（文化一四・一八・一七）年 県指定写真四一・二二参照）にも見られる。県外では京都府妙心寺の祥雲院殿霊屋（天

正年間、未指定)によく似た植物飾りが用いられており、こちらは六葉の部分

に植物飾りが付き、菊と思しき多弁花の周囲を、五枚の葉が囲むデザインである(写真四一三参照「重要文化財妙心寺大方丈修理工事報告書」より転載)。

このほか、同じ毛利家の菩提寺である東光寺大雄宝殿(元禄一一・一六九八年重要文化財)では、植物飾りが取付いていたと思しき柄穴が残っている。

丸鑿の跡を残す彫り方 本堂妻虹梁の絵様、桁隠し、経蔵内輪蔵の持送り、庫裏の懸魚の蟠等に見られる彫刻手法で、細かな鑿が放射状の線となつて見えるよう、渦・雲型の中心に向けて、丸鑿の跡を残しながら彫る。虹梁の渦では、

絵様の中の鑿を挟み、左右に分けて彫る。大照院本堂妻虹梁の絵様若葉は、曲率の大きな部分では鑿の線も曲線を描き、巧みに彫られている(写真四一二参照)。

この手法は一見荒い仕事に見える、野暮な印象を受けるが、鑿痕の溝と鑿が交互に繰り返されることによる陰影が、斜光が差した時に美しく見える。

同様の手法を用いた例は多く^{注一}、礎盤の項で類例として挙げた正八幡宮本殿の板支輪や、出雲神社本殿妻虹梁及絵様若葉、桁隠し、拝殿向拝水引虹梁の絵様若葉(裏側のみ)にも見られる(写真四一二七〜二九参照)。

経蔵内輪蔵の持送りについては(写真四一二六参照)、鑿跡が明瞭なものと、そうでないものがあり、これが職人の手の違いによるものか、加工の段階を示すものか判然としない。しかし本堂の場合、手を抜き易い大瓶束上の拳鼻や実肘木の絵様は、平滑に仕上げられており、鑿跡を見せるのは外部に面し、よく目立つ場所であるため、意図的に鑿跡を残したものと思われる。

出雲神社の社殿は、大照院と同じく寛延三年(一七五〇)毛利宗広公が建立したものであり、彫刻技法の類似は同系列の職人による可能性が高い。

注一 山口市内の八坂神社本殿(永正十七年・一五二〇)妻飾りにも大照院とよく

似た渦雲が用いられている。また組物に用いた例として、正八幡宮楼門の鬼斗があるが、瀬戸内海を隔てた土佐国分寺金堂(永禄元年・一五五八)の隅行肘木などにも、同様の仕上げが認められる。鑿痕を残す手法は、化粧表現の一つ

として古くから各地で行われていたようである(写真四一三〇〜三三参照)。

虹梁下端の鑿 本堂妻虹梁は片蓋のため、判然としないが、経蔵の向拝部分の虹梁下端には鑿を付ける。一般に虹梁の下端は水平であるが、山口県下の近世社寺では鑿をとつたものが多く、地方的な特徴と考えられる。また、島根、広島でも確認されることから^{注一}、山口県下のみならず、中国地方に広く分布する形式なのかもしれない。山口市の龍福寺本堂(室町中期)では鑿とせず丸くしており、古くは丸みを付けていたものが、鑿に変化したとも推測される。

注一 島根県内では、雲樹寺四脚門(室町前期)に虹梁下を丸くした例が見られる。広島県福山市の観音寺本堂(慶長十年)にも、鑿を付けた虹梁が使われている。

南面廊下の妻飾り 南面廊下南端の千鳥破風は、西側が転用材で、東側が西に合せて作られた新しいものであった。北面の式台玄閣同様、明治末頃に撤去された境内建物の部材と思われる。上端引き渡して中央付近に約二五mmの起があり、拝み部分は垂直ではなく、東側にやや傾くため、転用前の勾配は現状よりも急であったと思われる。今回の修理では東側の破風は取替とし、古材を保存した。西側の破風は瓦葺に支障するため、上端の起を削って再用した。

懸魚は二材からなる転用材で、臺股の足先部分を抱き合わせて用いていた(写真四一三三参照)。これと同じ足先の臺股が、萩市内の善福寺^{注二}庫裏の玄閣に用いられており(写真四一三四参照)、こちらも転用材と思われることから、大照院伽藍の古材を転用した可能性もある。また、現在は欠失しているが、式台玄閣を撮影した昭和四〇年頃の写真には、水引虹梁上に同じ臺股が写っている。

注一 臨濟宗南禅寺派の寺院で、永享年間(一四二九〜一四四〇)、島根の安国寺で隠居した翔天が指月山麓に開いた。輝元の萩築城のため現在の地に移転した。その後三度焼失し、寛文七年(一六六七)に再建された。本堂は天保年間(一



写真4-33 南面廊下の懸魚
墓股の足を転用している



写真4-34 善福寺庫裏 玄関の墓股
足の形状が良く似ている。この墓
股も転用材で、上端に板溝がある

八三〇〜一八四三）改修、庫裏は大正八年（一九一九）建立。

（萩市仏教会・萩市仏教文化研究会発行「城下町萩の寺と人物」より）

八屋 根

棧瓦葺

第二項当初形式と修理の状況で述べたように、本堂は当初本瓦葺であったが、現状は棧瓦が葺かれていた。色は赤と黒の二色で、何れも石州瓦と呼ばれる、一三〇〇度の高温で焼成した施釉瓦である。正面と南側面は黒、背面と北側面は赤が葺かれていた（図四一七参照）。棧瓦については、江津市の石州瓦工業組合のご協力により、調査を行っていたのだが、残念ながら製造場所、製造時期を特定することは出来なかった。

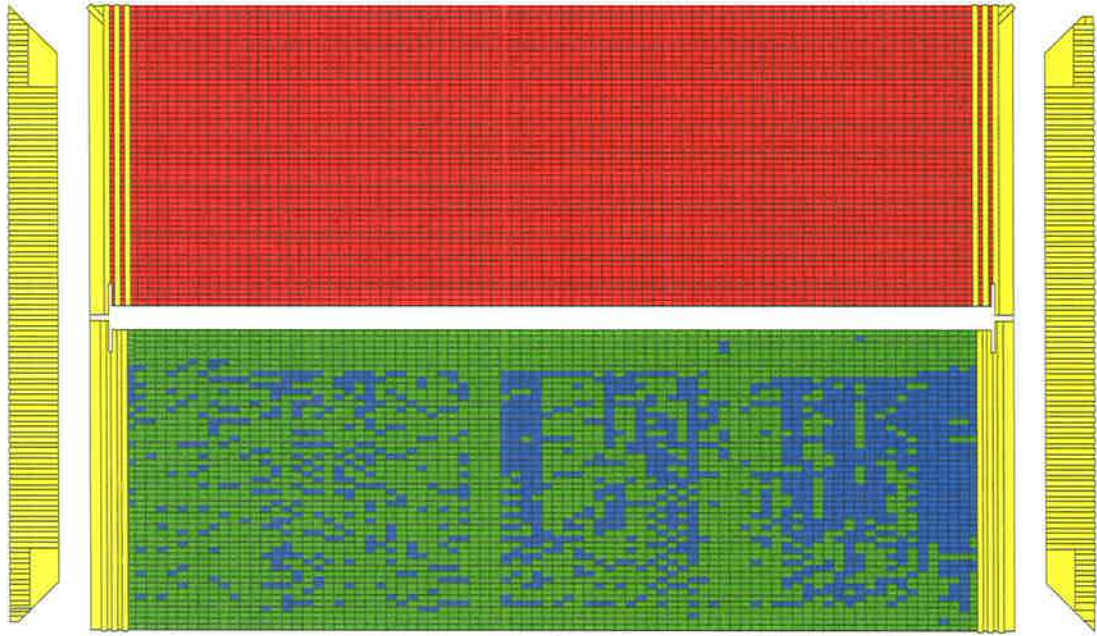
正面及び南面は黒色の施釉棧瓦葺とし、表面がやや荒いもの「A」と、前者に比べ滑らかでやや新しく見える「B」の、二種類の瓦が葺かれていた^{注一}。正面最上段の瓦では、偏りがあるものの、二種類の瓦が交り合っており葺かれているのに対し、下段では一部に纏まって葺かれていた。軒瓦に「B」が使われて

いたのもこのみで、他はすべて「A」の瓦が使われていた。また、棟積から下七列までは「A」の瓦が葺かれており、葺土もここで切れているため、この部分から下を葺替えた際に瓦「B」が混ざり、二種類の瓦が葺かれることになったものと思われる。

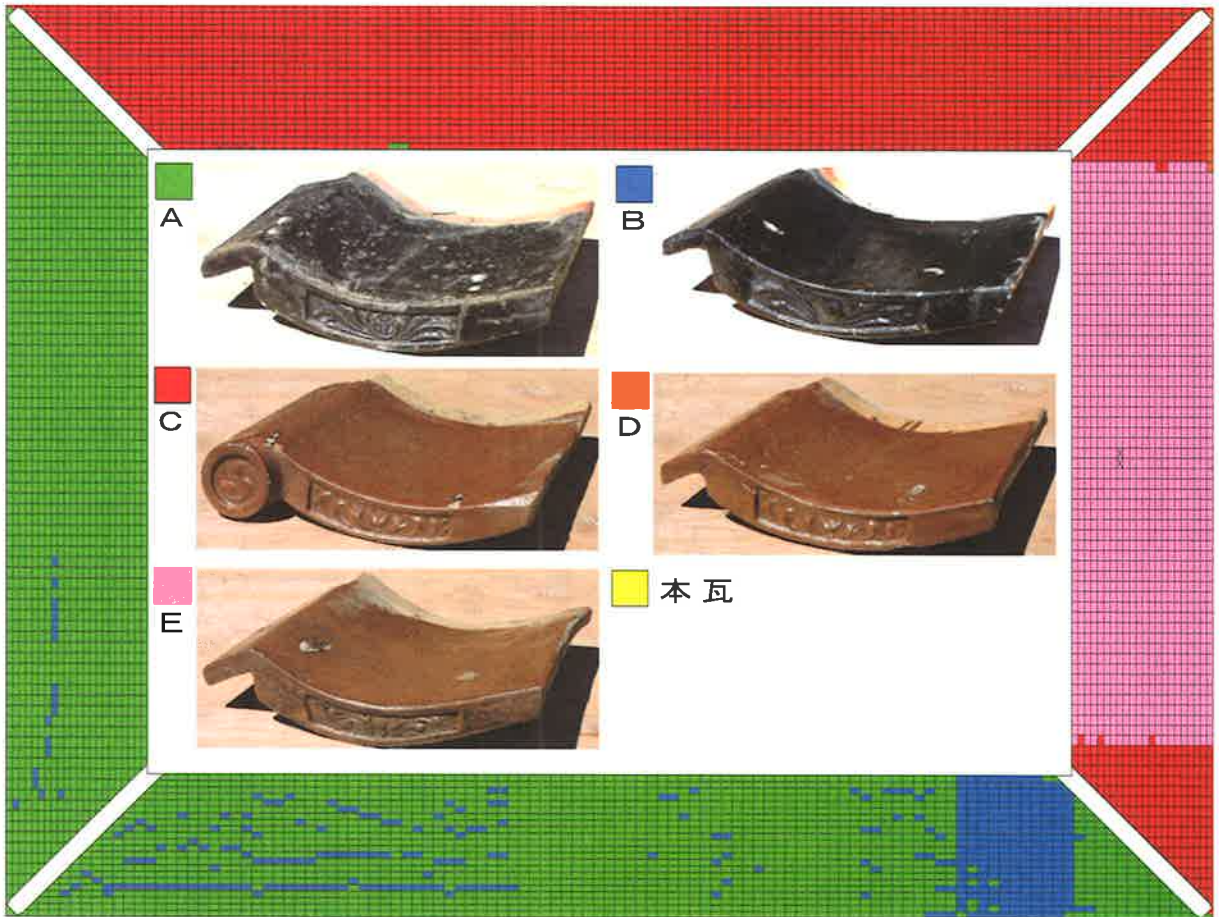
背面及び北面の瓦は赤色の施釉棧瓦葺とし、凡そ以下に掲げる三種類の瓦が葺かれていた^{注二}。背面では鋳の上下とも、軒唐草に巴紋の瓦当の付いた瓦「C」のみが葺かれていたが、北面では色味も文様も異なる瓦「E」が大半を占めていた。また、北面西端には「C」と同じ唐草模様で瓦当の無い、「D」が軒先に少量度使われていた。このほか、水返しに付いた現代瓦や、釉薬の極めて薄い、塩焼瓦と思われる古い瓦がごく少量葺かれていた。野地板や土居葺は「C」以降遣り替えておらず、「C」が最も古いと思われる。「D」は「C」と唐草が同範と思われることから時代差は無く、使用位置が異なっていたものと考えられる。

注一 「A」は平瓦寸法で幅三二・五cm、長さ二七・五cm、厚さ一・六cm内外。「B」は同じく幅三二・五cm、長さ二七・五cm、厚さ一・八cm内外であった。軒唐草の文様はよく似ており、「カニ」のように見える。「A」は文様中央の丸い部分に「Y」の型が入り、特徴的である。

注二 「C」は平瓦寸法で幅二九・八cm、長さ二七・七cm、厚さ一・七cm内外。「D」は同じく幅二九・五cm、長さ二七・五cm、厚さ一・七cm内外。この二つは軒唐草が同範と思われるほか、幅が一尺に満たず、他より小さい。「E」は同じく幅三二・二cm、長さ二六・七cm、厚さ一・八cm内外であった。



鍍屋根上段



鍍屋根下段

图4-17 本堂棧瓦区分图

棧瓦葺と土居葺の変遷

①本瓦葺であった当初、土居葺にはヒバの割板を用いていたが、野地板の遣り替えとともにスギのコバ葺となり、棧瓦に葺き替えられた。この時の瓦は四面とも赤い棧瓦「C」であったものと思われる^注。

②正面及び南面のみ野地板を遣り替え^注、瓦を葺き直した。土居葺もスギ皮葺に変更し、クリの瓦棧を取り付け、そこから銅線で瓦を引いた。その際に棟積を遣り替え、最上段のコバ葺を残し、スギ皮を新たに被せて縄巻のない割竹で止めたのち、棟に添って切断した。この時に葺かれたのは釉薬表面の荒い黒い棧瓦「A」である。また、この時に棟積を遣り替えた。

③再び正面側のみ瓦を葺き直した。棟積及びその下七段目までの平葺は触らず、それ以下の軒先までを葺き直した。この時スギ皮葺の土居葺はそのままとし、クリの瓦棧の間にマツの瓦棧を打ち足し、要所竹釘を打って銅線を絡め、瓦を引いて固定した。軒瓦の殆どを再利用したが、平瓦の三割近くを新しい瓦「B」と交換した。

注一 正面側が二度瓦を葺き替えたのに対し、赤瓦の葺かれた背面側は葺き替えが行われておらず、本瓦葺から棧瓦葺に移行した最初の瓦は赤であると判断した。但し、正面及び南面は野地板が取り替えられているため詳細不明で、本瓦葺から棧瓦葺への移行が四面一度に行われたのではなく、正面（及び南面）のみ本瓦で葺き替えた時期があった可能性もある。また、瓦製作の新旧が判らない現状では、棧瓦葺に移行する際、何らかの理由により赤と黒の瓦を同時に葺いた可能性も否定できない。石州瓦に黒釉が使われ始めたのは、瓦工場の近代化が進んだ一九六〇年代からとする研究もあるが、それが正しければ本瓦から棧瓦への移行は、昭和二年（一九五〇）頃まで下る可能性がある。今後の研究により、瓦製作年代の判定が可能となる事を期待したい。

注二 背面に比べ、正面側が特に傷む理由は見当たらない。藩主遠忌の際の化粧直しとして、予算の都合と正面性が重視された結果と思われる。

今回の調査では、施釉棧瓦（石州瓦）に凍害による破損は認められず、極め

て耐久性のある瓦であることが確認された。そもそも燻し瓦ではなく施釉瓦を選んだのは、凍てに強い耐久性を期待してのことと思われる。それにも係わらず、平瓦の多くを交換した理由は何であろうか。

古い瓦には、瓦を固定するための留め穴の有るものと無いものがあり、固定できないものは葺土の劣化により移動する可能性が高い。実際に背面側の瓦「C」には留め穴のないものが多く、急勾配となる鏝屋根上段では瓦の移動が激しく、雨漏りの原因となっていた。正面の葺き替えによって取り替えられた新しい瓦「B」には、みな留め穴が空いており、瓦棧から銅線で引付たり、留め穴を通して野地に竹釘を打つなどして瓦を固定していた。修理を請け負った職人は、破損状況を見て瓦を固定する必要があると判断し、留め穴のある軒瓦は極力再利用し、穴のない平瓦を重点的に取り替えたものと推察する。燻瓦であればあとから穴を空けることも出来たかも知れないが、石州瓦は固く、容易に穴を穿つことが出来ないため、取替るほかなかったのであろう。

また、正面と南面のみを黒瓦に葺き替えたのは、一旦は石州伝統の赤瓦で葺いたものの、黒瓦の方が相応しいと考え、予算の都合により目につく場所のみを葺き替えることにしたのではないだろうか。

一方、取り替えられた大量の瓦はどうなったのか。本堂屋根全体が赤い棧瓦であったとすると、凡そ八六〇〇枚の瓦が廃棄されたことになり、そのような大量の棧瓦は境内で確認されていないため、搬出処分されたものと思われる。黒い棧瓦の取替数量は二六〇〇枚程度と思われるが、本堂の素屋根建設時に、経蔵北側の池の石垣際を掘削した際、黒釉棧瓦の破片が大量に出てきた。また、式台玄関前にも細かく砕いた瓦が敷かれており、多くは境内で処理されたものと思われる。

本瓦葺

屋根はすべて棧瓦に葺き替えられていたわけではなく、南北両妻の鏝上段と、蟻羽部分には燻の本瓦が葺かれていた。しかし当初瓦の残存率は低く、それで

も軒丸瓦^{注二}、軒平瓦^{注二}、丸瓦^{注三}、平瓦^{注四}、袖丸瓦^{注五}等が確認できた。役物瓦では隅鬼、隅巴、組棟の輪違等が残存していた。大棟の鬼は後世小振りなものに取り替えられており、現状変更の際、大照院庫裏の鬼瓦に倣って製作した(第三章第二節実施仕様参照)。隅鬼の鳥衾は現存する本堂隅棟を参考として製作し、大棟の鳥衾は萩市内の建物を参考に製作した。葺き瓦の寸法は建物規模に比べて若干小さめで、丸瓦の間隔は凡そ八寸六分(二六cm)となった。施工の際に平瓦の上を歩こうとすると、足が丸瓦の間に挟まってしまったため、屋根が「歩きにくい」とこぼしていた。

注一 幅一四・八cm、長さ三三・三cm(玉縁含まず)、厚さ二cm、瓦当径一五cmで、文様は一文字の周囲に一二個の連珠を置く。

注二 幅二五・二cm、長さ二七・二cm、厚さ二cm、谷の深さ三・三cmで、文様は一文字の両脇に蕨手様の唐草を置く。阿川(萩の御用瓦師三家の一つ、阿川家)の印を押すものがあった。

注三 幅一四・八cm、長さ二四・八cm(玉縁含まず)、厚さ二cm。

注四 寸法は軒平瓦と同じ。葺足は四寸(一一・一cm)。葺平瓦は古いものが見当たらず、当初は平瓦を切って使っていたものと思われるが、今回は軒を見上げた時に瓦の隙間が目立たぬよう、瓦巾二六・四cmと広くして平瓦とは別に製作した。長さは二四・六cm。

注五 現状の葺甲は風切丸を除き、袖瓦二列で納めていたが、この二列に当初袖瓦が一部残存していた。瓦内側には「一」「十」までの篋書番付があり、「一」の袖が最も長い。実施も袖瓦二列で納めた。

鍔葺の納まり 本堂の鍔葺屋根の特徴は、鍔の位置が蝶羽の出と等しく、鍔上段の出としては、最短の納まりと言えることである。蝶羽尻がほぼ鍔軒隅となるため、隅巴と留蓋瓦で隅を納め、下段の隅棟は鍔上段まで延びずにここで止まる。そのため降り棟も無く、極めて簡素な屋根と言える。

同様の納まりは岡山県の旧閑谷学校講堂(元禄一四年・国宝)にも見られる(写真四一三五参照)。また、東光寺大雄宝殿(元禄一一年・重要文化財)も、

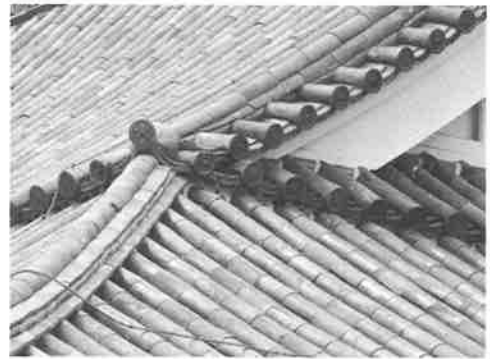


写真4-35 旧閑谷学校講堂



写真4-36 東光寺大雄宝殿
古写真(絵葉書:部分)

古い写真ではほぼ同様の納まりとしている(写真四一三六参照)。その他前出の洞春寺本堂など、県下には鍔葺の建物が多い。

瓦座寸法 本堂は鍔葺のため、上下二段の軒にそれぞれ瓦座が取付けられているが、後世の改変等により、当初材と判断されたものは上段(鍔軒)のみで、成凡そ三寸五分(一〇・六cm)のヒバ材であった。下の軒は当初材が残っており、仮葺きによる施工検討の結果は、二寸から二寸五分(六・七・六cm)程度の成が妥当と考えられた。本堂に接続する回廊の残存部である南北廊下にも、打ち替えの無い当初の瓦座が残っており、成は二寸五分であった。これらの事を踏まえ、少なくとも回廊よりは大きいと想定し、三寸(九・一cm)の案も出たが、鍔軒と五分の差を付ける理由が無いと、上の軒に倣って三寸五分とした。

九土 壁

蕨縄の使用 経蔵では多用されている蕨縄であるが(経蔵技法調査参照)、本堂でも妻壁の一部に使用されていた。場所は一〇の母屋下の壁貫で、棟を挟ん



写真4-37 本堂妻虹梁上に空いた壁穴
(写真は北妻)



写真4-38 小屋内に残る丸太
(写真は南妻)

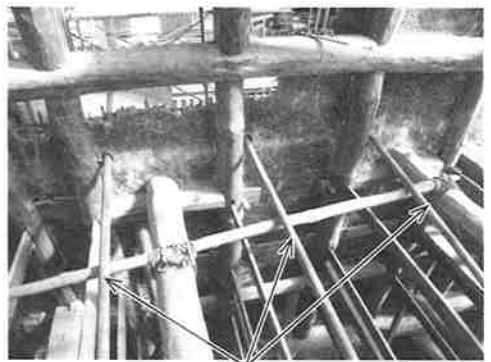


写真4-39 壁穴に単管を差し込んで見た状況

ておらず、当初の仮設材が残っていたものと思われる。小屋組は解体したため壁穴などの痕跡は失われたが、足場材は藁縄の付いたまま、妻内側に保存した。

一〇 建具

側廻り引違板戸 側廻りの建具は内法高さ七尺(約二・一二m)とし、正面中央間と北面の東より第三間は外側板戸二枚、内側腰付障子二枚をそれぞれ引分けとする。その他は板戸二枚引違

とし、内側に片引の腰付障子を設ける。板戸は当初のものと、それを改造したもの、近年に取り替えられたものなど五種類が使用されていた。

で左右二カ所ずつ、計四箇所から、横間渡しを含む小舞竹四〜五本に絡めて貫から引き付けていた。小舞はエツリ穴を設けず、すべて束の外側に釘止めとしており、壁貫との間に隙間を生じることから、補強として行ったものと考えられる。

妻壁の当初足場 本堂両妻壁及びその小屋内には、当初の足場と思しき痕跡が残されていた。妻壁に残る痕跡は虹梁上端位置の壁面に並ぶ丸い穴で、大瓶束を挟んで片側三箇所ずつ、凡そ九五cm間隔で空けられていた(写真四一三七参照)。穴の径は約七・五cmで、現状ではコルク栓のように漆喰が詰められている。この部分の小舞は丸い穴を避けて掻かれていることから、丸太の様なものが置かれた状態で土壁を施工し、仕上げと同時に穴を塞いだものと考えられる。また、小屋内の妻虹梁枯木(前述の妻飾・彫刻参照)の上には、穴よりもやや太い丸太が壁に平行に置かれ、藁縄で妻虹梁枯木に縛り付けられていた。壁からの位置は凡そ六〇cmで、この丸太は妻壁に穴を空けた細めの丸太を受けるためのもので、これらは妻壁の施工用足場と考えられる。南妻の小屋内には、足場板と思しき部材も見つかっている。改造はあるものの、妻壁は遣り替えられ

当初建具の構造は、成七・二cm、厚さ四cmの下框、及び幅五・三cm、厚さ二・六cmの横棧六段を、見付五・〇cm、見込み四・二cmの縦框に平柄抜通し割楔締めとし、横棧を渡り欠きして幅四・八cm、厚さ八mmの目板を取り付け、縦板を張る。下框には榫端上を走る径四・九cm、厚さ一cmの戸車を設ける。軸は框外側から打ち込み、裏まで抜通す。軸の頭は一・二cm角とし、菱に取り付ける。軸径も同じく一・二cmとし、框に抜き通す部分は縦六mm、横九mmの平柄とする。張板は厚さ九mmで榫部倉矧ぎとし、下框には板決り、縦框には片刃溝を突いて板を納め、角釘止めとする。釘止めする箇所は下框と横棧の計七段であるが、使用する釘の本数は意図して変えているようである。一尺(三〇cm)前後の板を三枚張る板戸を例にとると、一枚当たりに要する釘は、下から三段は九本、四から六段は八本、七段目は七本であった。節のある箇所は釘を打たないため、節の多い板は釘が少なくなるようであるが、概ね下の方を多く、上を少なくしている。使用木材は戸車と軸がカシ、その他はスギであった。

側廻り腰付障子 現状の建具は、外材と和紙風のプラスチック板を用いた新しいもので、デザインは凡そ古い建具に倣って作られていた。今回の工事では、本堂背面落縁に置かれていた、当初と思われる建具に倣い、すべて作り直した。

当初建具の構造は、成五・五cm、厚さ二cmの上框、成五・五cm、厚さ四cmの下框、及び成四・一cm、幅四cmの中框を、見付四cm、見込み四cmの縦框に平柄抜通し割楔締めとする。腰には厚さ七mmの羽目板と見付幅五、九cmの束を設け、束は板を挟んだ割束とする。厚さは其々一・二cmとし、正面側は上下の框に短柄差、背面側は上下の框に平柄抜通し割楔締めとする。組子は見付一・五cm、見込み二cmで、縦三本、横一三本として千鳥に組み、横組子三本は縦框に平柄抜通し割楔締めとする。下框には径五・二cm、厚さ一cmの戸車を設ける。軸の形状は板戸と同じであるが、頭は一・五cmとやや大きい。組子の寸法が広縁境の腰付障子より大きいことや、堅固な仕口を用いるのは、剛性を高めるための配慮と考えられる。使用木材は板戸と同様である。

両折棧唐戸 「室中」正面中央間は、両側に方立と縦嵌板で袖壁を設け、方立位置に裏座を付けて内法高約一二尺（実測値約三・六四六m）の両折棧唐戸二組を設ける。建具には塗装が施されており、下地は漆による本堅地を行い、棧と鏡板には「くろめ漆」を、棧の唐戸面には朱漆を塗る。建具上部の千本格子の組子部分、及びその上の入子板に彫った錫杖形の透し彫部分には、見付に緑青、見込みに弁柄を塗る。建具の繋ぎ部分には蝶番を四段に取り付け、縦框と横棧の辻部分は八双形に造る。使用木材はヒノキ又はヒバと思われる。

内部明障子 両折棧唐戸の内側は、内法高七尺五寸（二・二七m）の明障子四枚引違とする。柱から方立外側までは約六八・七cmとし、方立内々は約二・二三mとする。建具幅は四枚とも同じ約六八・四cmで、これは袖壁の幅とほぼ等しい。縦框の見付は二・八cm、見込三・〇cm、組子幅九mm、成一・八cmとし、横組子は吹寄とする。戸溝は正面側を突止めとしており、中央二枚を突付け、両脇は縦框重ねで立て込むが、両脇建具の端は方立を大きく超える。敷居は改造されているが鴨居と建具は古く、当初からの納まりと考えられる。通常なら

建具幅は一〇cm程度短くて済むところであるが、建具幅を袖壁に合わせたことにより、建具を閉めた時には方立と建具の端が揃って見え、内側からの見栄えを優先して作られたものと推察する。材料はスギである。

内部腰高障子 六間部分外周の建具で、内法高は六尺二寸（約一・八八m）とし、各間二枚の引違とする。「仏間」背面落縁境のみは付け樋端とするため、内法高が樋端成の九分（約二・七cm）だけ低くなり、また一間半を四枚引違とする。建具のデザインは経蔵の土戸内側に設けた腰高障子と同じで、腰板部分に面取りした横棧八本を化粧鉾釘で止め、組子は縦三本、横九本とし、千鳥に組む。

横舞良戸 両折棧唐戸以外、唯一塗装の施されている建具で、各面とも二枚引違とする。框及び横棧は弁柄塗り、綿板は胡粉塗とする。框及び綿板はスギ、横棧はシナノキで、板の表面を「うづくり」^注によって荒し、冬目を立たせたうえで、胡粉を薄付する。上下框の戸溝は諸溝（どぶ溝）とし、縦框は重ね框となる部分は片側をふかした掛引きを付ける。横棧は縦框に短柄差とし、飾り鉾を打つ。下框にはカシ製の戸車を設けるが、戸車の軸を隠すためか、戸車・軸・軸受の部材を一体で嵌め込む工法をとる（図四一―一八参照）。また、建具中央部の綿板を約六cmの幅で平柄のように伸ばし、上下の框を抜通して割楔締めとする。内法高さは腰高障子と同じ六尺二寸とする。

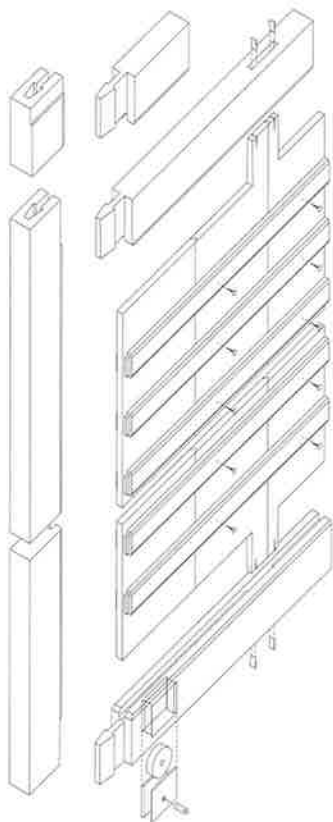


図4-18 舞良戸の構造

注一 旧材の表面には点状の細かな凹みがあるため、藁縄や束子を用いた加工ではないと判断し、新規の材料は、珪砂による砂摺りで表面を加工した。

襖 内法高さは腰高障子と同じ六尺二寸とする。縁は黒漆塗とし、召し合せには定規縁（仏間・室中境、室中・両下間境は両定規、上下間・奥境は片定規）を付ける。縦縁は相折釘を用いて縦框に止める。上下の縁は端部に蟻柄を作り出し、縦縁の上下に落とし込む。材質はヒノキと思われる。

下地骨はスギの白太を用い、上下及び縦框は見付約二・九cm、見込み約二・三cmとし、上下框は縦框に短柄差のうえ、縦框側面から長さ約五・二cm、元径約四・五mmの竹釘止めとする（図四一―九参照）。組子は見付約二・九cm、見込み約二・〇cmとし、相欠きで千鳥に組み^{注一}、端部は框に短柄差とし、框から竹釘止めとする。割付は横骨十三段とし、三尺（約九一cm）幅の襖は縦骨三本、四尺五寸（約一・三六四m）幅の襖は縦骨五本とする。骨の寸法は一般的な襖より大きく、力骨は無い。引手板は下地骨と同じ厚さのスギ板を枠内一杯に納め、両脇の縦骨から竹釘止めとする。両面に引手金具取付のため、径約二寸（六・一cm）深さ約二・五分（七・五mm）の掘り込みを付ける（又はくり抜く）。

紙貼りの工程は以下の通り。

- ①骨縛り 楮紙（生漉和紙）
- ②胴貼り（ベタ貼り） 楮紙（生漉和紙）
- ③裏貼り一回目 楮紙（生漉和紙）
- ④裏貼り二回目 楮紙（生漉和紙）
- ⑤裏縛り（ベタ貼り） 楮紙（生漉和紙）
- ⑥浮け貼り一回目 楮紙（生漉和紙）
- ⑦浮け貼り二回目 楮紙（生漉和紙）
- ⑧上貼り 泥入間似合紙

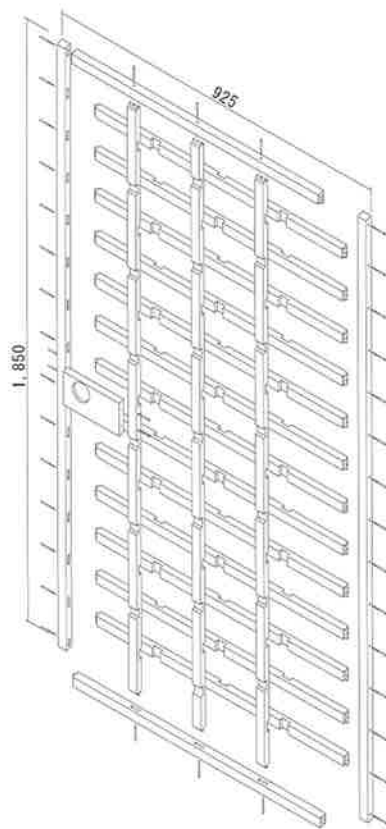


図4-19 本堂襖下地骨構造図

注一 部材断面が大きく、縦骨が三本以上あるため相欠きでは組めず、「千鳥格子」の組み方で見込みの三分の一〜二を欠いているものと思われたが、解体してみると縦も横もすべて相欠きであった。部材を水に浸けて柔らかくし、縦骨を撓ませながら組み込んでいったものと考えられる。乾いた状態では横骨一本を外すのに三人がかりであった。千鳥に組むことは、化粧として「見せる」イメージが強いが、どの箇所でも均等に力を受けることが出来る、強固な構造であるため、襖の下地骨に使われたものと推察する。

式台玄関の建具 玄関の上がり口建具は、板戸四枚の内側に、腰付明障子二枚引分けとする。このうち両脇の板戸（外側）二枚に、明治三年の墨書銘がある。建具は南北が入替わっていたようで、北側の建具には、「玄関ノ戸 四枚の内 南の方 外側」「明治三庚午 仲夏^{注一} 新調之」とあった。南側の建具には、北とほぼ同じ明治三年の墨書の他、大きな文字で「四枚 明治十四年」と書かれていた^{注二}。中二枚は両端二枚とは建具の寸法が異なり^{注三}、戸車が付けられていた。南側の建具には「長蔵寺」と書かれていることから新調したものではなく、古建具の転用と考えられるが、脇の建具と同様の字体で、「玄関ノ戸 内側」の表記があり、調べられた一連の建具と思われる。

今回の修理では破損の著しい中二枚を新調としたが、建具幅は間口に合わせ調整した^{注四}。また、左右で部材の寸法も異なっていたため、木柄の細い北側の建具に倣って製作した。

板戸内側の障子は一枚が残るのみであったが、閉めた時、明治三年に新調した板戸と堅框の位置が揃う（中九六cm）ことから、同時に調えられたものと思われる。ただし組子の最上段が他より一・八cm低く、建具成を切り縮めていると考えられるため、新調ではなく古建具の転用であり、新調した板戸の巾は、この障子巾に基づいて計算され、製作されたものと思われる^{注五}。組子は千鳥に組み、戸車を付けるが欠失していた。

破損が著しく二枚を新調としたが、組子の割付は旧規の段数で均等に割り付け直した。

注一 陰暦五月。

注二 明治三年に新調した建具四枚組のうち二枚を再利用し、明治一四年に新たな建具二枚を交えて四枚としたと解釈できる。

注三 両脇の板戸は同じ大きさ同じ造りで、幅九八・八cmであるが、内側二枚は、北側が建具幅九四cmに見付幅五・三cmの辺付を打ち足して、総幅九九・三cm、南側は建具幅九七・七cmに見付幅二・一cmの辺付を打ち足して総幅九九・八cmであった。建具を左右引分けの四枚建てとする場合には、内法幅に堅框二本分の幅を足して四で割り、同じ幅の建具を製作する。式台玄関の場合は、内法幅約三・八二八m、框幅三・五cmなので、建具幅は約九七・五cmとなるが、両脇の板戸はこれより一・三cm大きい。このため、閉めた時に堅框がきれいに重なるように内側二枚の板戸幅を算出すると、九六・一cmとなり、両脇建具との差は二・七cmで、開けた時には前後の板戸の幅が合わずに段差が出来ることとなり、板戸の内側に明障子を設ける場合には隙間が生じる。辺付を打った理由は、板戸を開けた時に前後の建具が同じ位置に重なるよう、計らったものと考えられる。これは前述の明障子に共通する。辺付の止釘は丸釘であった。

注四 前述の辺付取付理由を尊重し、両脇の建具幅と同じとした。

注五 建具幅は九六cmで、板戸を開けた時の開口幅の半分に、板戸の堅框幅を足した寸法に合う。

一 飾り金具

飾り金具の種類は少なく、長押の釘隠しのみであった。

内法長押の釘隠しは厚さ〇・八mmの銅板を打ち出した六葉型で、径一三・四cm、高さ一・七cm、鑿彫りの一六菊を六方に配し、地は魚子打ち、猪目は打ち抜きとする。樽の口は長さ二・四cm、小口径二・七cm、釘を含む総長さ九cmとし、小口にも菊の鑿彫を施す。樽の口には厚さ〇・五mmの銅板を打ち出した径四cm、高さ六mmと、径三・一cm、高さ五mmの、大小の菊座を設ける。小さな菊座は煮黒目仕上とし、その他は鍍金仕上とする。

蟻壁長押の釘隠しは径一二cm、高さ二・一cmの唄金具とし、樽の口、菊座は内法長押と同寸法、同仕上とする。

二 塗装

建具を除き、木部で塗装が確認できたのは仏壇廻りとトコ廻りで、塗装の種類は漆と墨塗りであった。

漆 塗

仏壇廻り 仏壇棚の上下框及び束、仏壇奥框及び束、火頭枠、化粧丸柱、付鴨居については、見え掛りに一見黒漆に見える、くろめ漆を塗る。鉄粉を加えて作る黒漆とは異なり、「くろめ」によって水分を飛ばし、酸化させた漆であるため、塗り立ては黒いがやがて経年変化によって鉛色を帯び、下地が透けてくる。現状では塗膜の磨滅もあつて、前棚上框のように、下地の布目が透けて見える箇所もあった。木地に布着せを行っていることからすると、「溜め塗」ではなく、あくまで黒漆の代用として施工したものと考えられる。

下地は漆による木地固めを行わず、砥の粉による目止めを行ったのち、膠で麻布を張っていた。おかげで劣化した塗装を掻き落とすことは容易であったが、膠を使ったためか、木地表面の各所に虫害を受けていた。

仏壇の框や束は、部材の取合う部分の塗膜が切れており、塗装を行ってから

組み立てられたものと考えられるが、下框では見付部分の床板上に、塗装時に垂れた漆が付着していたことから、組み立てた後に塗ったことが判る。

棚及び仏龕部の床板、及び蹴込板は木地に朱色の塗装を行ったうえで透き漆を塗っており、輪藏に施された塗装と同様の、春慶塗の手法と思われる。興味深い点は、仏龕部の床板は、床板を張って化粧の丸柱を建て、内部の間仕切りを設けた後に塗装を行っている点で、あるいは本堂竣工からやや時間をおいて施工されたものかも知れない。

仏壇前の羽目板は棚の拡張時に撤去され、建具に変更されていたため当初の様子は不明であるが、棚板や仏龕部蹴込などの板類は、みな赤い塗装であるためこれに倣い、木地に弁柄で塗装した上に透き漆を塗った。

トコ廻り トコ框は黒漆の呂色塗で、仏壇廻りのように布着せは行なわない。

框下の畳寄も同様で、見付部分は畳に隠れるためか、上から五分程度まで漆を塗るのみで、矩折れの二面全面に漆を塗る、仏壇棚の下框とは明確に異なる。

落掛はケヤキの木目を見せるため漆の塗膜が薄く、木地に弁柄等による着色を施したうえ、漆を拭き込んだものと思われる。

付書院棚板は、菊屋家や熊谷家などを参考に、ケヤキの板を用いて、木地の肌を現すよう拭き漆を行った。蹴込板は仏壇羽目板と同様に、木地に弁柄による着色を施したうえで、透き漆を塗った。

墨 塗

仏壇の化粧丸柱の裏面（仏龕内側）には、漆ではなく墨が塗られていた。工法の詳細は不明だが、現状の塗装は落とさず、表面の清掃を行ったうえで、松煙墨を刷毛塗りし、柿渋で押さえた。

一三 経 師

貼付壁 本堂の経師作業は、襖の他には「上間奥」北面の貼付壁二面とトコ廻り、「仏間」仏壇廻りの金紙貼り、及び来迎壁裏などの風除け紙貼りである。

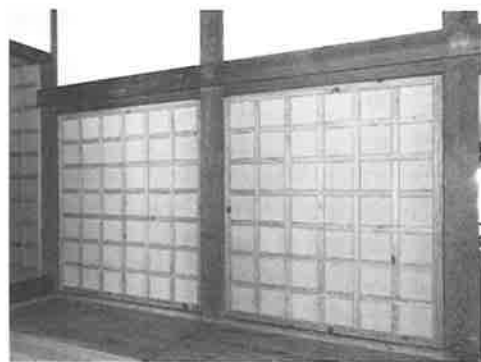


写真4-40 上間奥貼付壁の下地骨
手前が千鳥組

7cmとする。「上間奥」北面の壁は「仏間」と同じ框寸法で、組子は見付四・五cm、見込み二・七〜三・八cmであった。

框の仕口は、横框に豎目地を付けて豎框に落とし込み、釘止めとする。組子は框に平柄差のうえ、框から釘止めとする。この中で、豎骨二本の仏龕部北面と、「上間奥」北面東側の組子のみ千鳥に組んでいた（写真四一四〇参照）。「上間奥」の組子は豎五本、横六本で、下地骨は解体していないため確認できていないが、断面が大きく格子も密であるため、相欠では到底納まらないものと思われる。

仏龕来迎壁と前面の火頭枳廻りの羽目板は、どちらも板に直接下張を行って金紙を貼る。またこれらは、板の隙間を抜けて風が入らないように、裏側から風除けの紙を貼る。来迎壁の裏は目につく場所ではないため、化粧を意識した仕様ではなく、美濃紙に柿渋を塗ったものを正麩糊で貼っていたが、仏龕見返しとなる火頭枳裏側には、襖の上張りと同じ泥入間似合紙を貼る。

復原したトコの貼付壁は、上張りに雁皮紙を用いた。

絵襖の補修 本堂の襖の多くには絵が描かれていた。絵の無い襖は、「仏間」

「上間奥」の壁二面とトコ廻り、及び「仏間」両脇の土壁部分と仏龕内部間仕切りは、下地骨を組んだ貼付壁とする。紙貼りの工程は襖と変わらない。下地骨の構造も同様で、格子状に組んだ組子の四周に框を廻し、パネル状にした下地骨を柱間に嵌め込み、柱と無目鴨居に釘止めする。材料も襖と同様スギの白太を用いるが、寸法は襖より大きく、「仏間」では框見付6cm、見込み3cm、組子見付四・7cm、見込み二・三・

「室中」境八枚八面、「仏間」「上間奥」境二枚二面、「下間」「下間奥」境四枚四面、「仏間」「下間奥」境二枚四面で、「仏間」と「下間奥」の室内には襖絵が無い。これら以外の襖二六枚三八面には「四季耕作」「竹林七賢」などが描かれており、毛利家の絵師であった雲谷派の手によるものとされている（詳しくは第四章第五節本堂障壁画について参照）。

絵襖の補修は「上間奥」の壁貼付と同様に、絵には補筆せず、古紙の色に合わせるため夜又五倍子で古色付した間似合紙を、補修箇所に合わせてカットし、本紙の裏から正麩糊で貼った。

一四 番付・墨書

当初番付

軸組番付 軸組の番付は、柱、桁、指鴨居、足固、大引、貫等で確認された。正面（東面）を字前とし、正面右隅（北東隅柱）を起点とする、数字のみの時香番付で、南北に蛇行しながら柱を数え、背面左隅（南西隅柱）を終点とし、「一」から「八一」まで数える。この中には、当初の計画変更により切断・撤去されて、床束となった柱も含まれている。

番付位置は、柱では石口、足元、柄又は上端に。桁、差鴨居、大引では上端及び仕口に。貫では柱際及び仕口に、墨差又は筆で記されていた。

小屋組番付 小屋番付は小屋束、母屋、貫、梁等で確認された。正面（東面）を字前とし、基本は「いろは」と数字の組合せ番付とし、正面から奥に向かって母屋通りを「い」から「な」まで数え、数字は正面右隅から左に「一」から「一三」まで数える。「と」と「な」の位置、及び「一」と「一三」は鼻母屋と考えられる。

- またこれ以外に、以下の変則的な手法が加わって、複雑なものとなっている。
- ① 部材位置が柱上にあたる場合は、小屋番付ではなく柱番付を用いる。
 - ② 二の母屋通りは側柱通りに近いいため、すべて柱番付を用いる。
 - ③ 両妻壁及び三の母屋通りの小屋番付は、北妻を「い」南妻を「ろ」として、

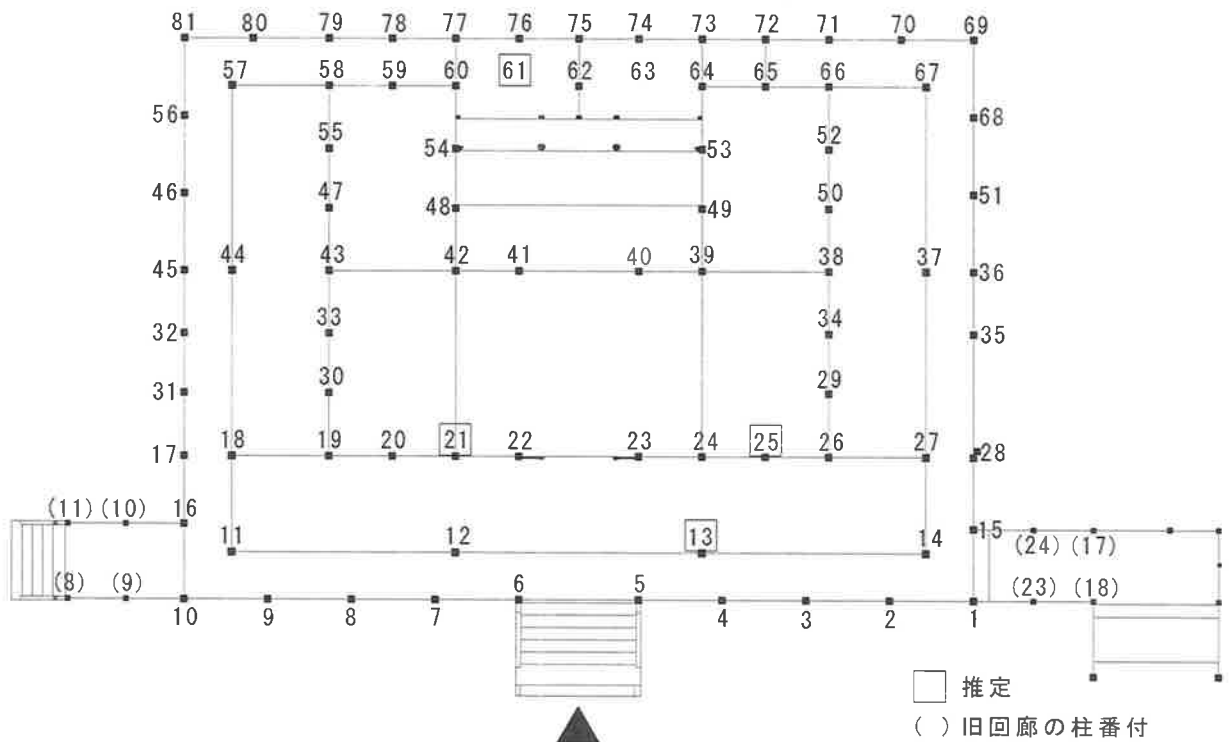


図4-20 本堂柱番付図

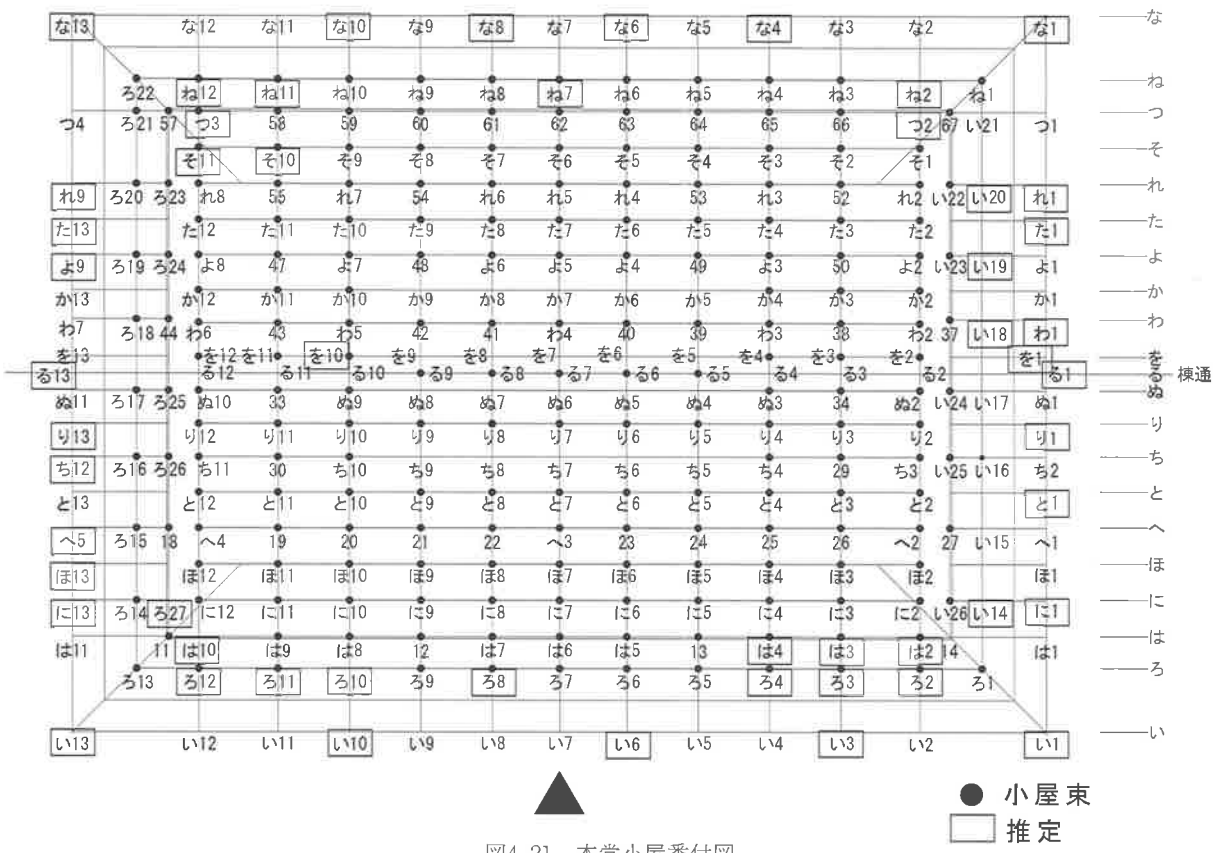


図4-21 本堂小屋番付図

第二節 経蔵調査事項

第一項 破損状況

概要

増築によって屋根が複雑化したため、谷隅部に落葉が堆積し、雨漏りを起こして破損が進行したようである。西面張出しの取り合い部分では、置屋根から主体部小屋組、天井、柱に至るまで腐朽していた。近年になり、屋根の葺き替えとともにこの部分の補修が行われている。北面張出しでは、造成した基壇部分が沈下を起し、軸部の傾斜や壁の亀裂などを引き起こしていた。このほか建物全体にシロアリ等の虫害が見られ、外部に面した木部及び壁面には、苔や地衣類が蔓延って汚損し、漆喰表面の劣化を引き起こしていた。

正面母屋通りの最後の数字を引き継ぎ、柱位置以外を数えながら、それぞれ「い一四」から「い二六」まで、「ろ一四」から「ろ二七」まで、三の母屋通りを背面に向かい、折り返して妻壁の小屋束通りを数える。

④木負、茅負の番付には、端母屋と同じ番付を用いる。

番付位置は、東では足元、枅又は上端に。母屋及び梁では上端及び仕口に。貫では束際及び継手に記されていた。

刻印

梁の木口や垂木などに、五種類程度の刻印が確認された。その中の一つは丸い枠の中に「改」の字が入ったもので、木材を「改めた」事を示す検印と思われる。そのほかには三角の枠の中に「一」の文字が入ったもの、丸に「山形と一文字」、丸に「丁の字」などが確認された。これらの多くは材木業者の印と考えられるが、一文字は軒瓦にも見られるように、毛利家の家紋を略した表現であるため、三角に一文字の刻印は、もしかしたら藩の御用材を示すものかも知れない（史料写真参照）。

破損の主な原因は湿気によるものと思われる。冬季の湿潤な環境や、山を背にした立地は本堂と同様であるが、すぐ脇を小川が流れ、周囲を繁茂した樹木に囲まれており、建物の造成地盤下に地下水の湧出が確認されるなど、周辺環境はより過酷と言える。

基壇石垣 経蔵は石垣で造成された基壇上に建っており、この石垣の各所に孕み出しや積石の移動が見られた。特に北面張出しでは、北に向けて地盤の移動と沈下が見られ、棚床下に東西方向の地割れが確認されたほか、外部切石礎石と雨落石も北に向かって動いており、3cm程度の隙間を生じていた。この部分は張出しに伴って造成したものと思われ、石垣の下に地業は認められず、地下水位が高く、湧水も確認された。これらの事から、地盤が悪いうえに十分な地業をせず石垣を積んだため、移動と沈下が起こったものと考えられる。

また、周辺樹木の根に押され、石垣の各所に乱れと孕み出しを起こしていた。北面石垣はフジ、東正面はスギによるもので、東面参道の石段に取り付く石垣は、スギの根に押し上げられ、上部が脱落していた。

基礎 柱下二段の礎石、地覆石、雨落石等に大きな破損は認められなかったが、石質が比較的柔らかいためか、向拝礎石及び段石に風蝕による著しい痩せが認められたほか、出入口框石に欠け、北面張出しの地覆石に割れが見られた。

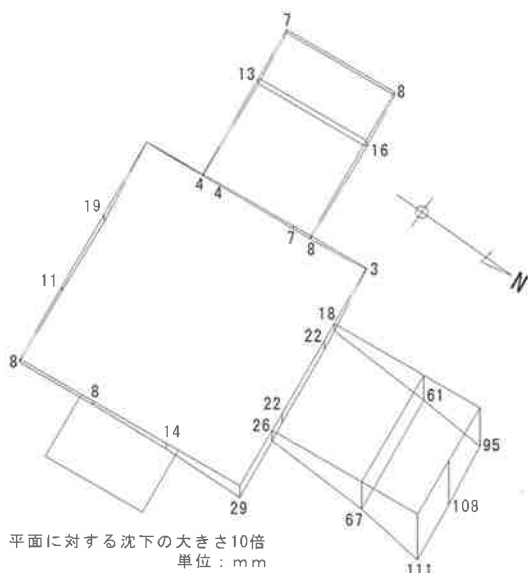


図4-22 経蔵礎石沈下模式図

また礎石の沈下は北面張出しで最大1-1cmであった。内部の四半敷は、敷瓦に不陸や割れ・劣化が見られたほか、海鼠漆喰目地の剥離が甚だしかった。

軸部 土台には著しい腐朽と蟻害が見られ、柱の傾斜を招いていた。当初材にはヒバが使用されていたが、特に破損の大きな北西隅では、部材が殆ど残らないほどに腐朽していた。約一〇〇年後の増築になる北面張出しの土台は、これを考慮してかクリを用いていたが、やはり甚だしい腐朽と蟻害を受けていた。

柱も各所で腐朽と蟻害を受けており、今回根継を行った柱が一三本（うち間柱四本）、取替は間柱のみ二本であった。西面張出し北側では、近年の修理によつて根継されたものもあった。また、張出し開口部の柱は、増築時の改造により、表面を一・五cm程度斫り取られており、化粧板を取り付ける改造を行っていた。柱の傾斜は北面張出しで最大一七・八cmであった。

小屋組 本体小屋組の破損は甚大で、南北の桁にかかる二本の大梁のうち、東側のものは、北端部が腐朽と蟻害を受けて空洞化し、桁の取り付き部分が脱落寸前であった。また、西側の梁は中央で折れて輪蔵に落ちかかり、輪蔵の心柱が梁を支える状況であった。大梁に掛かる小梁・母屋・小屋束も、雨漏りによる腐朽と蟻害を受けており、置屋根の小屋組は本体ほどではなかったが、西面張出し取付部分の北西隅付近を中心に、腐朽と蟻害が甚だしかった。

壁 基礎及び軸部の沈下により、各所で縦方向に長大な亀裂を生じていたほか、経年による漆喰の剥落、苔や地衣類による外壁の汚損が進行していた。特に主体部北西隅では、破損が崩落寸前まで進行しており、工事着手前に、急遽壁面補強を行う程であった。また、外部礎石上や正面向拝取り付き部分の壁は、雨水の侵入により壁が浮き上がった部分が多かった。上塗漆喰が脱落し、中塗が露出した部分には、ケブカハナバチによる穿孔被害も見られた。

屋根 鬼瓦などの役物瓦は経年劣化が進んでいた。棧瓦は近年葺替が行われた事から、目立った破損は見られなかったが、野地の腐朽に伴う葺き乱れがあったほか、棟積が蛇行し、隅棟の一部で棟積が崩れ、軒瓦が脱落していた。また、落葉が谷部分に溜まって排水を阻害し、これにより雨水が侵入し、各所

で野地板と母屋が腐朽して雨漏りを生じ、蟻害も伴って軒が波打っていた。下がった軒を是正するため、本体屋根面から垂木先に突っ張りを飼っていた。

谷部分には、瓦の葺替え時に施工したと思われる銅板が入れられていたが、谷の瓦間隔が狭く、落ち葉が溜まりやすい状況となっていた。

建具 正面扉には全面に風蝕と地衣類等による汚損が見られたほか、下框には腐朽、組子には欠失が見られた。内側の引き分け戸は敷居が腐朽し、建具の開閉が出来ない状況であった。西面張出しの棚下の建具は、湿気のため蒸れ腐れと著しい変形をきたしていた。

造作 天井の格縁は各所で折れ、天井板の一部は脱落していた。これは前述の梁の破損により、吊木が下がって格縁を押し下げたためである。また、北西隅付近では、付鴨居や廻縁の脱落、長押の腐朽が見られた。西面張出しの取り合いは、雨漏りのため格縁が補修されていたほか、天井板数枚も取り替えられていた。これに合わせて、西面張出し入り口北側の柱より北隅まで、及び同隅から北面張出し入り口

西側柱までの、付鴨居と長押が取り替えられていた。主体部中央付近（輪蔵上部）の天井も同様に格縁と天井板の取替が行われていた。これらの補修は同時期におこなわれたものと思われる、格縁を針金で吊る補強を各所で行っており、昭和五二年の屋根替に伴う一連の修理と考えられる。

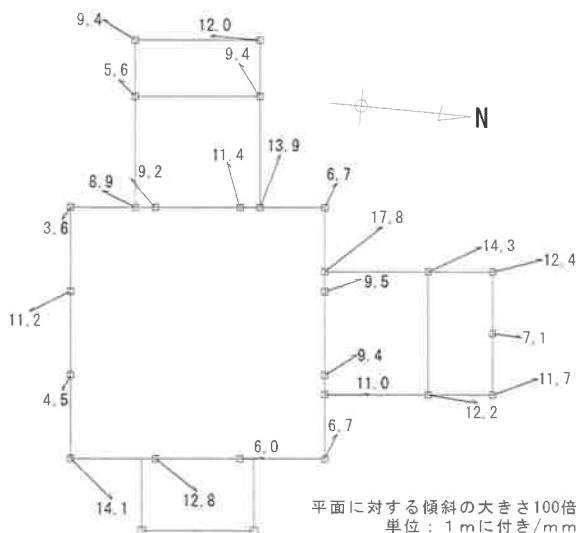


図4-23 経蔵柱傾斜模式図

輪蔵 輪蔵の心柱は、蟻害により柱頂部近くまで内部が空洞化し、折損した梁の荷重に耐えきれず、足元で折損していた。

土台と輪蔵下部の戸車を受ける厚板、それを支える根太までも著しく腐朽しており、床組で再用できた部材は皆無であった。輪蔵内の敷砂利表面には、塩類が析出してきたと思われる、白い粉状物質の付着が多数認められることから、閉鎖的な輪蔵内に湿気が溜まり、虫害と腐朽の原因を作っていたと思われる。

第二項 当初形式と修理の状況

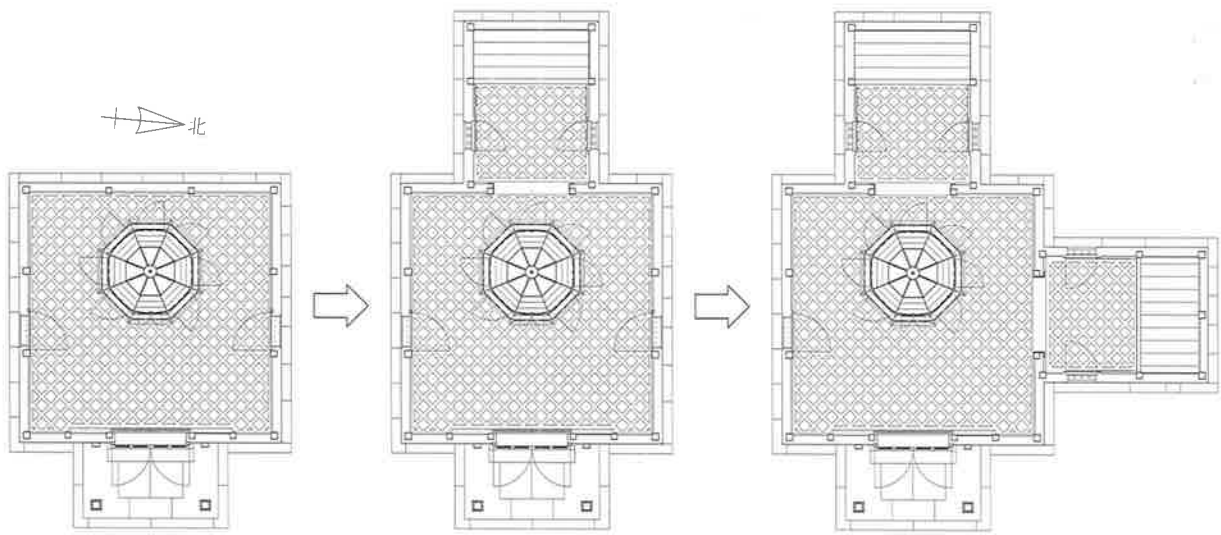
経蔵は、宝暦五年の建立から六年後の宝暦十一年に、六代親光公（毛利宗広）の木像を安置するため、西面（背面）に張出しを設けたことが確認されている。^{注一}その後一二代崇文公（毛利育広）の木像を安置するため、同様の張出しを北面に設けたことにより、経蔵は特異な平面となった。

この北面張出しの時期については不明であったが、大照院庫裏の韋駄天像前に置かれていた花立^{注二}が、元は崇文公の木像前に置かれていたものと分かり記載された年号から、公の二五回忌に当たる万延元年頃に増築されたものと判断した。また、張出しによって取り込まれた主体部（当初宝形部分）北面の壁の一部に、鼠漆喰が残されていたことから、北面張出しを設けた当初、外壁は鼠漆喰仕上であったことがわかった。^{注三}

これらの増築以外では、大きな修理が宝暦十一年以降、万延元年までの間に行われており、時期を特定することはできなかったが、建物の土壁を解体せず、桁から上を取り換える修理を行ったことが確認された。^{注四}

解体手順としては、大壁軒揚塗部分を落とし、内側真壁の柱梁部分に穴をあけ、ここに縄を通して桁を釣り上げたものと思われる。これにより壁の解体範囲は、大壁の軒先部分のみで修理が可能となった。

その後大きな改造は行われず、昭和五二年頃の瓦葺替えの際、主体部の露盤宝珠瓦が、棧瓦葺の越屋根に改造された。



1 : 宝暦5年 (1755)

2 : 宝暦11年 (1761)

西面に張出しを設け、6代宗広公の木像を安置した

3 : 万延元年 (1860) 頃

北面に張出しを設け、12代齊広公の木像を安置した
万延元年は公の25回忌にあたる

図4-24 経蔵平面変遷図

注四 漆喰仕上であった。また、当初主体部は全面白漆喰仕上であった。写真四一四二 桁下の壁穴、写真四一四三 壁の塗り継痕跡参照。

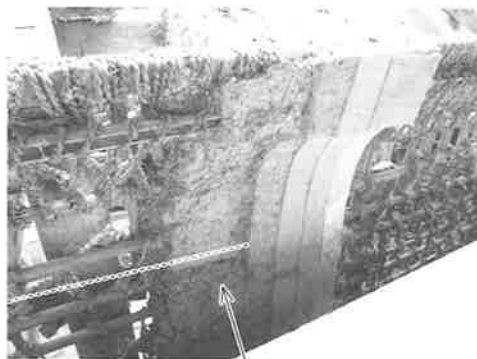


写真4-43 壁の塗り継痕跡
塗り継が確認できるのは荒壁・斑直しまで
中途から先は全面塗り替えている



写真4-41 主体部の元外壁に残る鼠漆喰仕上



写真4-42 桁下の壁穴 ここに縄を通して桁を吊ったものと思われる

注三 写真四一四一参照。現状主体部全面、西面張出し南北面は白漆喰仕上。北面張出し外部は全面鼠

注一 蔵内の板碑や文書資料などから確認されている。注二 表には毛利家の家紋とともに「崇文院殿 御木像 御霊前」とあり、裏には「萬延元年庚申十月廿九日 御由緒中」と記されている(史料写真参照)。

一 配 置

第三項 技法調査

経蔵は、南側を北西から南東に流れる谷川と、北西に設けた池に挟まれた尾根の、東端部に造成された基壇上に建つ。背面側（西側）の山の尾根を切り込み、北側と東側の矩折に石垣を設け、緩斜面に盛土をして地盤造成したものとされる。現状背面側の尾根の切土面には、野面石の打ち込み接ぎによる石垣を積んで山止めを行っているが、工事に伴う発掘調査により、背面側張出し部

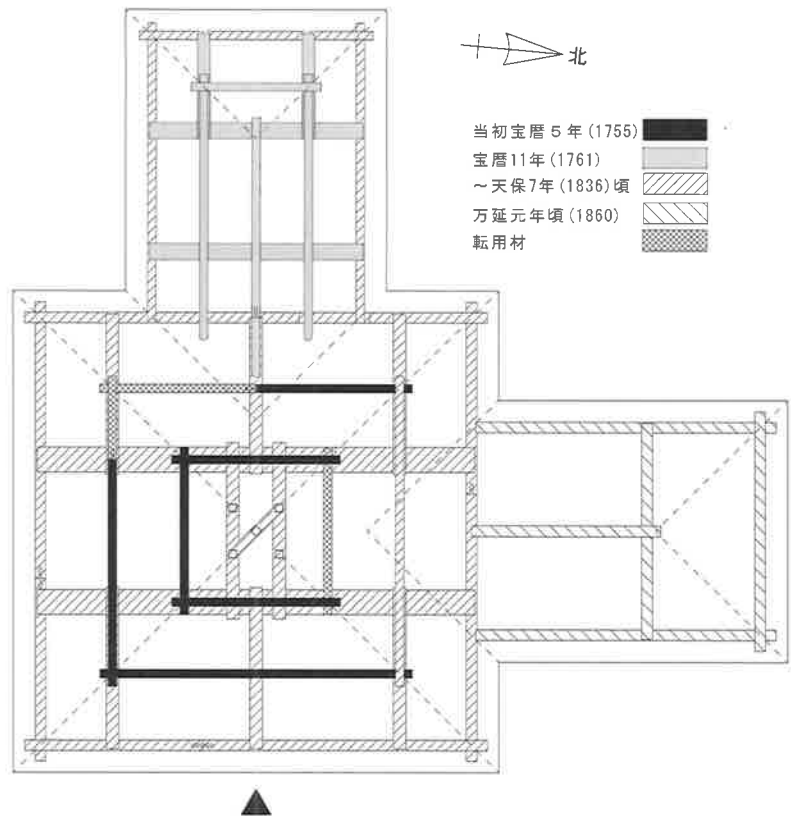


図4-25 本体小屋組の時代区分

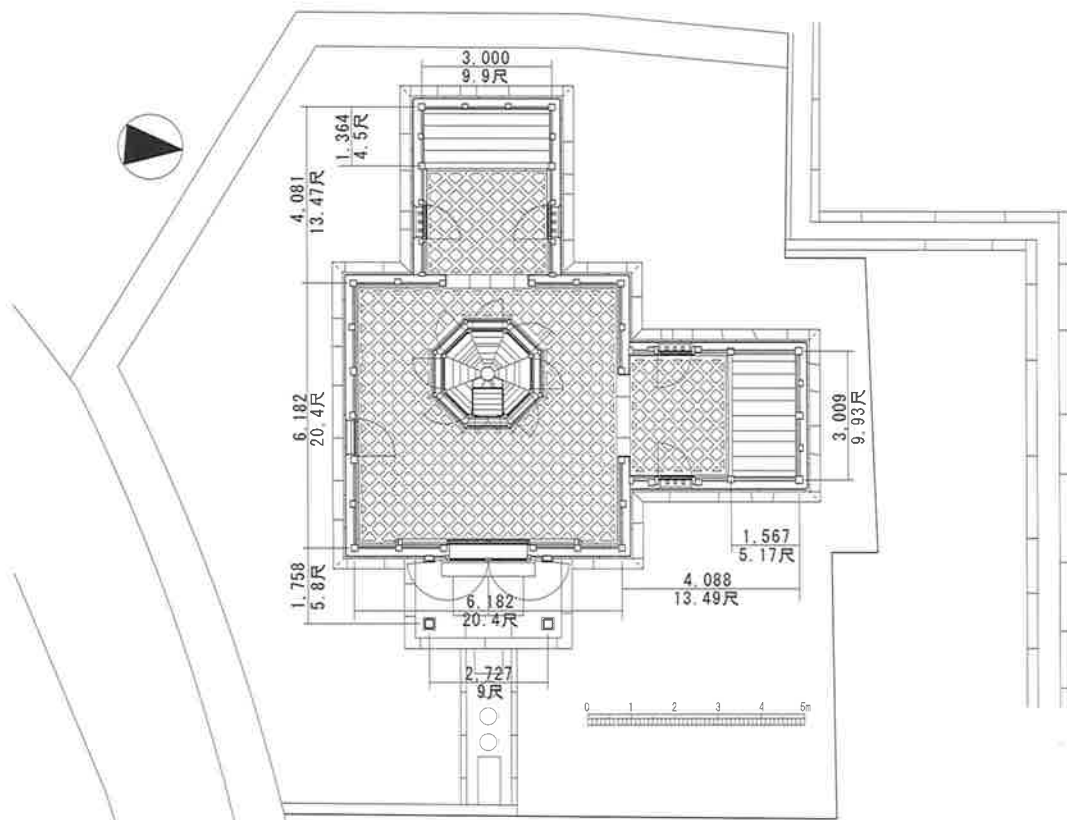


図4-26 経蔵平面図

分の地下より、石垣の一部と思われる石積が発見されたことから、背面側の増築に伴い、尾根の切り込みを更に西側へ延長した事が判る。大照院境内では最も南に位置し、谷川を越えた南側は墓所となる。

二 平面計画

平面 宝暦五年に建てられた主体部は、梁間・桁行とも二〇尺四寸(六・一八二m)で、各面の柱間は三等分され、一間は六尺八寸(二・〇六〇m)であった^{注一}。同時期の施工と思われる向拝の梁間寸法は、頭貫と柱径から算出した数値は九尺(二・七二七m)であるが、虹梁の真墨は九尺一寸(二・七五七m)と柱間より一寸大きく、このため柱からは外側に五分ずつ広く、組物は柱真に納まらずに、大斗の太柄穴を横に彫り広げて納めていた。柱及び頭貫と組物、虹梁に時代差は無いと考えられるため、当初の間違い仕事と思われる。桁行寸法は、主体部軸組に直接取り付く仕口は無く、土壁を介しての数値となるため正確ではないが、主体部貫真から向拝柱真までは五尺八寸(一・七六九m)であった。輪蔵の心柱位置は主体部の中心ではなく、背面側に約三尺二寸(〇・九八二m)寄っている^{注二}。

宝暦一年に増築された背面(西面)張出し部分は、梁間九尺九寸(三・〇〇〇m)、妻柱通りから主体部貫真までは一三尺四寸七分(四・〇八一m)であった。桁行方向の総間は完数値にならないが、木像を置く高棚部分は四尺五寸(一・三六四m)と整った数値になっている。

万延元年頃に増築された側面(北面)張出し部分は、梁間九尺九寸三分(三・〇〇九m)、妻柱通りから主体部貫真までは一三尺四寸九分(四・〇八八m)と、西面張出し部分との差は僅かで、同規模で計画された事が判る。しかし、高棚部分は西面張出しとは異なり、五尺一寸七分(一・五六七m)と整った数値にならない。

また、柱間寸法と礎石長さの関係を見ると、主体部は柱通りから礎石外面までを六寸五分(一・九七cm)で計画し、梁間、桁行とも全長二一尺七寸(六・

五七六m)であった。張出し部分の礎石は、主体部礎石の外側に接続しており、西面張出し部分では、柱通りから礎石外面まで梁間方向は七寸、(二一・二cm)桁行方向は六寸八分(二〇・六cm)とし、主体部礎石外面からの桁行礎石長さ一三尺五寸(四・〇九一m)、梁間礎石長さ一尺三寸(三・四二四m)としている。北面張出し部分では、柱通りから礎石外面まで梁間七寸(二一・二cm)、桁行七寸三分五厘(二一・三cm)とし、主体部礎石からの桁行礎石長さは西面と同じく一三尺五寸(四・〇九一m)、梁間礎石長さは一尺四寸(三・四五五m)としている。北面張出しでは、柱通りから礎石外面までの梁間と桁行の差が三分五厘と大きい。

以上のように、張出し部分の礎石長さは柱間寸法に比べて整った数値となっていることから、平面計画は柱間ではなく礎石長さを優先して決められたとも考えられる。

^{注一} 経蔵は土蔵造であるため、柱の部材真ではなく、貫真を柱通り真として墨付が行われている。柱間計画寸法の検討は、主として土台、柱、桁に残る真墨の実測値によった。

^{注二} 輪蔵付経蔵の基本的な造りは三間宝形造りとし、幅一間の向拝を設ける例が多い。輪蔵の位置は建物の中心とする事が多いが、大照院の場合は比較的大きな傳太子像を安置したり、祭祀の際に手狭になるなどの理由で、輪蔵を後ろに下げて計画したものと考えられる。また、経蔵を土蔵造りとする例は重要文化財の建物では他に無いが、指定外の近世建築では比較的多い。

三 基礎

基礎概要 経蔵周囲の地勢は、概ね西に向かう登り傾斜地であり、敷地を確保するため西側斜面を削り取り、更に東側に地盤を造成したものである。斜面を削った背面側には土止め石垣を積み、地盤造成した北面及び南面には化粧積の石垣を設け、基礎の様相を呈している。

基壇石垣 積石は安山岩(笠山石)及び玄武岩(狐島産)^{注一}を用いた切込接

ぎとする。積石の大きさは成三〇〜五〇cm内外、幅二〇〜九〇cm内外、控え二〇〜四〇cm内外とし、見え掛かりは鑿切仕上、見え隠れは割肌とする。地業は川玉石を敷いた上に根石を飼って不陸を調整し、積石の下端及び両脇に共石の割石を飼い込みながら、勾配をとらず垂直に石を積む。裏込めは共石の加工屑と思われる破片を主とし、一〇〜二〇cm大の山石(角礫)や丸い礫も用いる。北側張出し部分の石垣については、玉石地業が無く、地山を掘り込んだ上に薄い根石を置いて石垣を積んでいた。

積石の仕上げは鑿切仕上が多いが、中には小叩き又はピシャン仕上と思われる、さらに丁寧な仕上の石が混じる。正面(東)積石の最上部では段石の様な加工の石が二石あり、境内にあった石材を加工して石垣に転用したものと考えられる。また、正面側の石垣裏を発掘した際、南側と北側で裏込めの仕様に差異が認められた。積石の仕上も裏込めが変わる付近で差が見られる。端的には、南側は仕上が丁寧で、北は荒く、北東隅石の上一段は再び丁寧な仕上とする。この事から、北面張出しを設ける際、石垣の隅石を現在の位置に移動し、既存石垣と隅石の間に石垣を足したものと考えられる。

石垣の積勾配は垂直で計画されたものと思われるが、東面積直しの際、隅石北面の化粧部分は、五厘程度の勾配を取らなければ収まらなかった。

注一 石の色を見ると、正面から北側矩折れに突出部の手前までは灰色で、突出部と北面西端の上部には、黒い石が多用されている。このことから黒い「笠山石」は、経蔵石垣では後補材ではないかと推察する。本堂軒下から見つかった前進本堂の雨落石と思われるものや、雨落廻りに使われている石を見ても、切石としての使用は灰色の「狐島」産の石の方が古いと考えられる。

基礎地業 造成地盤の構造については推定の域を出ないが、建物内外のトレンチによる発掘調査と、据直しを行った礎石下の状況から、概ね以下のように行われたものと考えられる。

傾斜地を削り取った地山の上に、砂混じりの山土を敷き込み、突き固めを行

った。これは土に炭が混じるなど、土質が異なることから客土と判断された。こうして作られた基壇上面の、建物柱通りを約1mの幅で掘り込み(深さは不明)、ここに石材加工の際に派生した割石や、角礫などを敷いて突き固め、柱礎石の地業とした。輪蔵心柱礎石も同様に、地業のうえ据え付けられた。掘り込みを行わなかった建物内部は、柱礎石の据付後、先ず造成地盤上に輪蔵外周の礎石を据え、この礎石の固定と四半の下地を兼ねて、輪蔵礎石の内側及び、建物内部全面に叩きを施した。

四半敷 経蔵内部は、当初部分の主体部及び、増築部分の西面及び北面張出しともに、床は燻し瓦を四半に敷いて海鼠目地仕上^{注一}とする。主体部と西面張出しの敷瓦寸法はほぼ同じで、縦横三二cm内外、厚さ四・五cm内外であり、各面の小口は表に対して垂直に作られている。北面張出しの敷瓦のみ寸法・形状が異なり、縦横三〇cm内外、厚さ六cm内外とし、外形はやや小ぶりであるが、厚みは増して割れにくくなっている。また、表に近い木口面は凡そ四五度の面を取り、四本の櫛目が付けられている(経蔵調査写真参照)。これは目地漆喰の厚みを確保するとともに、接着性の向上を図ったものと考えられる。主体部と西面張出しの建立年代差五年に対し、北面張出しは約一〇〇年の差があるため、この間に改良が加えられたものと思われる。北面張出し部分の四半敷瓦には「阿」の刻印があり、萩藩御用瓦師である、阿川家のものであった。

四半敷下の地業は、前述のとおり叩きを施した上に砂混じりの土(荒壁土)を敷き込んでいた。この敷土の表面には、敷瓦の割付が野引されており、これに合わせて敷瓦を泥で据付け、目地に砂を詰めた後、海鼠目地漆喰を施していた。

注一 海鼠目地について 敷瓦に海鼠目地を設けた建物は、大照院鐘樓門のほか、重要文化財では岡山の閑谷学校聖廟の大成殿、及び東階、西階(ともに貞享元年・一六八四)に現存例がある。ここでは敷瓦は四角ではなく、六角としている。その他熊本県熊本市横手にある「国指定史跡 熊本藩主細川家墓所 妙解寺跡」及び同黒髪にある「国指定史跡 熊本藩主細川家墓所 泰勝寺跡」に建つ靈廟

建築にも見られる。

四 軸部・小屋組

主体部・西面張出しと北面張出しの違い

主体部と西面張出しは建築時期が近く、ほぼ同様の構造をとるが、北面張出しは前述のように差が大きいため、構造手法等に以下のような差が見られる。

軸部 基本的な構造は同じであるが、土壁の項でも述べるように、小舞掛けに拵掛け刻みを多用しており、これによって太柄を用いた場合に比べ、柱断面が大きくなっている。北面張出しの隅柱は心柱を除き最大である。また貫の寸法も大きく、主体部が成一・八cm、厚さ二・四cmであるのに対し、成一四・五cm、厚さ二・八cmとする。礎石と接する土台については使用材種が異なり、本体がヒノキであるのに対し、クリを用いていた。

本体小屋組 西面張出しが片流れ一段の母屋を設けるのに対し、母屋を用いず、その代わりに垂木を太くし、棟木と桁に落とし込んで剛性を高めている。主体部・西面張出しでは棟木、母屋、桁の上端に乗せかけて釘止めとする。

置屋根小屋組 西面張出しに対して登梁一組を省略し、登梁の材種もマツに替えてクリを用いている。

これらの差異には共通して、より強固な建物を建てようとする意図が伺える。

五 屋 根

露盤宝珠瓦 現状の経蔵主体部には、切妻棧瓦葺の越屋根が乗っていたが、経蔵内には、瓦製の露盤及び宝珠の破片が保管されており、古写真のものと形状が良く似ていることから、改造前の瓦の一部が残されていたものと判断した。

残されていた瓦片は、露盤、宝珠、露盤下の屋根部分で、露盤は大きく三つに割れ、五分の程度が欠失していた。宝珠は断片七片のうち五片が接合し、全体の四割程度が確認できた。屋根板状の瓦は底辺が六〇cmの台形状で、二枚一組で四面に葺かれていたものと思われ、六枚が確認された。右使いと左使い

があるが、完品に近いものは左一、右二であった。この瓦二枚には○に松の刻印が残っていた^{注一}。また露盤宝珠と一緒に置かれていた瓦片の中には、丸瓦より径の小さな半円状の瓦片があり、これが屋根板瓦の合わせ目に葺かれていたものと思われ、これらを用いて露盤宝珠の復原を行った(図三一〇、経蔵現状変更写真参照)。

注一 山本勉彌著「萩文化叢書第三巻 萩の瓦」(昭和二六年一〇月二〇日発行)によると、経蔵露盤屋根板瓦に付けられた丸に松の刻印は、河村本家第四代通高(延享四年・一七四七没)又は第六代通忠(寛政六年・一一七九四没)によるものと思われるが、経蔵の建立年宝暦五年・一七五五からすると、第六代の作と思われる。

棧瓦 経蔵の棧瓦には「小棧付棧瓦」^{注二}という萩特有の棧瓦を使っていた。

瓦の特徴は前後にある欠込みの寸法にあり、欠込み幅は短く、峠の中央に達しない代わり、長さは一般的な瓦よりも長い。葺方にも特徴があり、棧瓦前後の切り込み同士を合わせるのではなく、切り込みに対して瓦の前後面を合わせて葺く。これにより、通常の葺方であれば横の切り込み部分は上に葺く瓦によって隠れるが、この瓦では接合面が瓦前面であるため、前後の瓦の間に隙間が生じる。そのため一見すると雨水が入りそうで不安になるが、もちろん雨漏りの心配はない。

欠込みに対して瓦の前後面を合わせる葺方を、普通の瓦を使って行ってみると、横の重ねが大きく、逆に縦の重ねが小さくなる。このため、「小棧付棧瓦」では欠込み幅を小さくして横重ねの幅を減らし、欠込み長さを長くして縦の重ねを長くしているものと思われる。従って、瓦の形状、葺方に違いはあるが、働き部分の大きさに大差無く、またどちらが雨仕舞に対してより有効であるとも判断し難い。言ってみれば、欠込み部分の縦か横の、どちらの隙間が見える方が良いと考えるかである。強いて言えば、屋根を下から見上げた場合、縦の隙間は目立つが、横の隙間は見えにくいと判断したのではないだろうか。

このように「小棧付棧瓦」と一般的な棧瓦を見分ける方法は簡単で、瓦前面に於いて、縦に隙間があれば一般の瓦、横に隙間があれば小棧付瓦である。

注一 地元屋根屋からの聞き取りでは「小棧付棧瓦」と称するようである。萩市内の国指定史跡、旧久保田家住宅の報告書では「萩棧瓦」と仮称している。

軒唐草の文様 経蔵は北面張出しを設けた万延元年頃にあわせ、復原を行う方針とした。この部分の敷瓦に押された、萩の御用瓦師「阿川家」の刻印と同じ印の軒瓦が、大照院境内の土蔵に用いられていた。前述の「萩の瓦」によると、万延元年頃だと阿川家の六代目（明治二四年没）にあたる。しかし、使われている刻印は、四代目（文化元年没）頃に用いられた印で、時代が合わない。しかし文中に、六代の頃には二代、四代の頃の印を用いて焼かれた瓦の使用が確認されているとし、大照院の敷瓦に押されていた印は、長い期間用いられていたものと思われる。従って、土蔵の軒瓦と、北面張出し部分の敷瓦が、同じ万延元年頃に作られたものとは言い難く、土蔵の瓦の方が古い可能性があるが、唐草の文様としては毛利家の家紋の「一」の字をあしらっており、毛利家六代及び一二代の遺像を祀る建物に相応しいと考え、これを採用することとした。

六土壁

外部壁仕上の隅切 萩城下でよく見かける手法として、土蔵や土塀の角に大面をとり、軒先近くで笹の葉状に窄めて鑄とするやり方があり、大照院経蔵にも同様な手法がとられている。

ハイガシラ 経蔵床の海鼠目地の両際には、鏝で「ハイガシラ」と呼ぶ飾りを付ける。海鼠目地のほか礎石や水切上の帯漆喰などに付け、萩以外でも鳥根、鳥取などに施工例がある。飾りというより、目地際の押さえが甘いと漆喰が浮いて水が廻る恐れがあるため、際を鏝で強く押さえた結果自然に出来るもののように見えるが、いつしか「ハイガシラ」を綺麗に付けることが目的となり、左

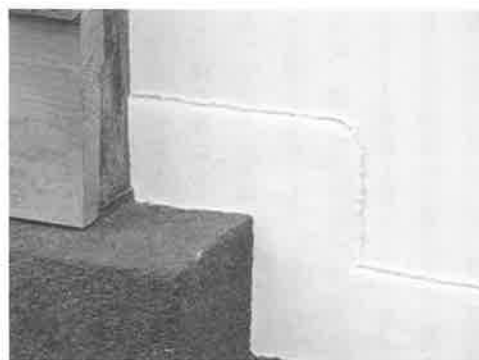


写真4-44 本堂帯漆喰のハイガシラ（縁の部分）

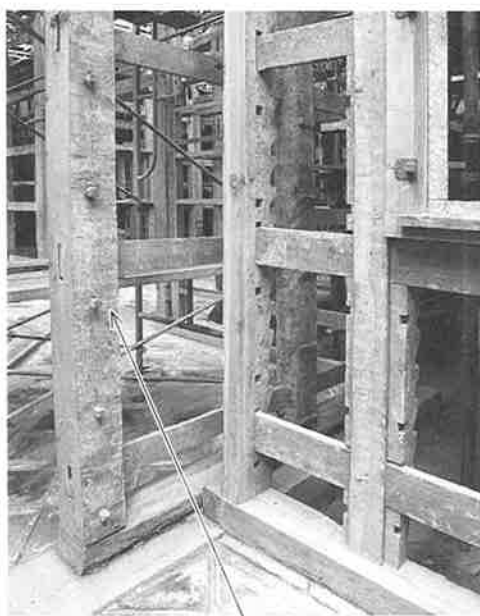


写真4-45 北面張出しの柱に施された笈掛け刻み（中央及び右）
主体部の柱（左）には笈掛け刻みの代わりに太柄が打たれている



写真4-46 市内の土蔵に保管されていた蔵根

官は手間を掛けて施工している（写真四一四四参照）。
柱の小舞受け 主体部では主に太柄を用い、約一尺三寸（三九cm）のピッチで柱外面に二・五cm角の太柄を打ち込む。笈掛け刻みは間柱の一部に用いるのみ

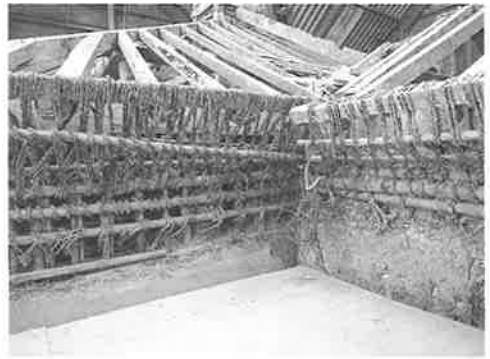


写真4-47 経蔵の軒廻りに使われている蕨縄 (黒く見える部分)

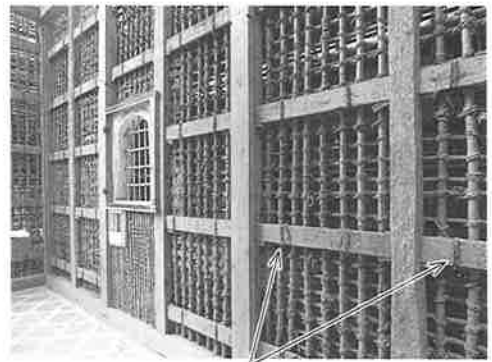


写真4-48 経蔵主体部の貫に使われている蕨縄 大壁小舞を貫に引き付けている

で、刻みのピッチは太柄と同じで荒い。北面張出しでは、化粧となる主柱四本のうち、太柄のみを用いる柱は二本で、出隅の柱は拵掛け刻みと太柄を矩折れ面で使い分ける。間柱九本についてはすべて拵掛け刻みを用いていた。太柄のピッチは約一尺二寸(三六cm)と、主体部と大差ないが、刻みのピッチは約四寸五分(一三・六cm)と細かく、鋸刃状とする。主体部と時代差がない西面張出しでは太柄のみを用い、ピッチは約一尺四寸(四二cm)であった(写真四一四五参照)。

蕨縄 経蔵の大壁小舞と本堂のごく一部に、蕨の地下茎を乾燥して作った蕨縄が用いられていた。これは蕨澱粉をとった後の廃物利用であるが、強靱で、経蔵解体時に取り外したものが再用可能であった。色はアクのためか黒から濃い茶色で、径3mm程度の束二本を撚って作られていた(写真四一四六・四七・四八参照)。

七 塗 装

経蔵本体の塗装は墨塗と拭漆のみで、墨塗は窓庇の屋根板、猿子、板受けに

用いていたほか、向拝の虹梁、実肘木、木鼻の絵様に墨を差していた。西面及び北面張出しの高棚板及び棚板には拭漆と思われる塗装が施されていた。輪蔵は木地に弁柄による塗装を施したのち、透き漆をかけて仕上げていた。

八 輪 蔵

概要 二軒扇垂木の八角輪蔵で、本体と台座から成る。本体正面には仏龕を設け、土台上に八天像を置く。内部は五段の棚を設け、片開の板戸で閉閉する。心柱は礎石に埋め込んだ金具と頂部の軸受で固定する。本体柱は戸車を設けた土台上に建て、心柱から繋ぎを取って、桁と長押で固める。棚の下には高欄付の縁を廻し、持送りの付いた八本の隅扱首でこれを受ける。縁の隅には側柱を立てて頭貫と台輪を廻し、斗拱を置いて桁を受ける。縁下から土台上は横羽目板張りとする。台座は八角に組んだ切石礎石上に地覆を廻し、戸車受けの板と、板を受ける短い根太を設ける。軒は茅負と布裏甲二段(一段は軒付代)を廻し、屋根は野垂木を渡して薄板を羽重ねに張る。外部及び仏龕内部に弁柄塗り、および漆塗装を施す。

平面 八角平面とし、各面に片開き戸と高欄付の縁を設ける。内部には横に仕切りのない五段の棚を設ける。正面一間のみは他と構えが異なり、内法下半部に火頭枠と両開きの棧唐戸を設け、内部には天井を張り、周囲を板で囲った仏龕様の造りとする。

柱間寸法は、心柱真から本体柱真通りまで三尺三寸(一・〇m)、同じく側柱真通りまで四尺(一・二二m)とし、隅行方向ではなく、各面の柱通りまでを整数値で計画している。言い換えれば平面計画は円ではなく、方形で考えられている。

基礎 心柱礎石は、縦六二cm、横七六cmの上端の平らな自然石で、中央に軸受金物を嵌め込む径約一九cm、深さ約三cmの丸い穴を穿つ。礎石の成は約二六cm、解体を行っていないため地業の詳細は不明であるが、柱礎石同様砂利地業で据えられているものと思われる。輪蔵外周の地覆石は、小叩き仕上の切石を八角

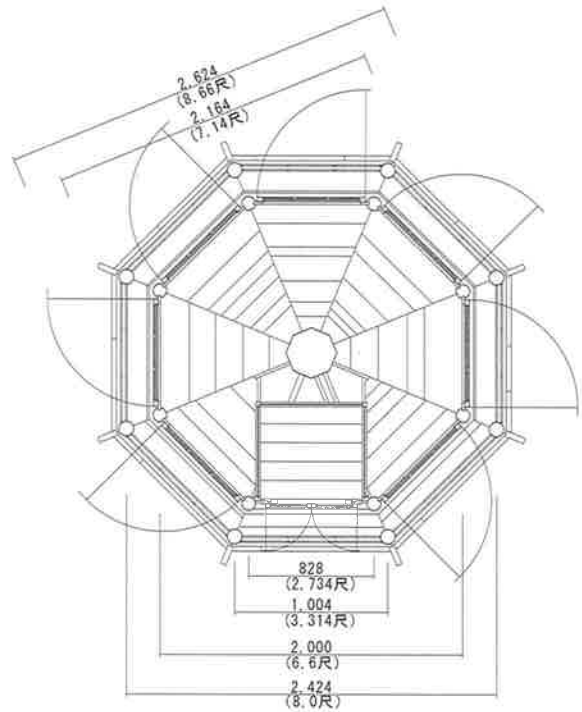


図4-27 輪蔵平面図

に組んだもので、辺から辺の長さ約二・六m、一辺の長さ約一・〇八mとし、成一二cm～一七cm内外、幅二一cm～三〇cm内外の石を、真砂土叩きの上に据え付ける。使われている石はすべて笠山石と思われる。心柱礎石と地覆石の間には、七cm～二cm程二cm程度、平均寸法三cm内外の砂利が敷き詰められており、この中から多数の経石が見つかった（第四節発掘調査参照）。

台座 輪蔵本体の土台下には、八角に組んだ地覆石上に、同じく八角に組んだ成約一二・一cm、幅約九・一cmの地覆を置き、地覆内側に成一〇・二cm、幅六・三cm、長さ二八cm内外の根太を取り付け^注、その上に厚さ一寸（三・一cm）、幅一・二尺（三三・六cm）内外の二枚矧の敷板を八角に組んで載せ、輪蔵本体とは別構造の「台座」を設ける。礎石高さは四半敷より二・二・五寸（六・一～七・六cm）上りとし、礎石天から台座上端までは約五寸（一五・二cm）となる。

注一 隅部八本、東・西・南・北の四面には各面二本、その他四面には各面一本を、地覆に大入落し掛け、又は大入蟻落し（南北面のみ）とする。長さは上に載せる敷板の幅程度しかなく、尻が浮いた状態であった。今回の修理では、補強を兼ねて根太を伸ばし、心柱の礎石に乗せ掛けた。

心柱 心柱は総長さ約四・一八二m、対角径約三四・三cmの八角柱とし、足元は径一五・二cm長さ四・五cmの軸を造り出し、軸受金具を埋め込んだ礎石に差し込んで立てる。上部は径約一三・六cm長さ約一四cmの軸を造り出し、心柱の軸受（振れ止め）に差し込む。軸受^注は幅二六cm内外、厚八・六cm内外、長二・三四mの厚板で、径約一六cmの穴を穿つ。背面桁内面に短柄差とし、正面側は部材木口に蟻溝を突いて吊木を取り付け、小屋梁に釘止とするほか、上端二カ所に二・五cm角の太柄を取り付け、小屋梁下に固定する。材料はマツであるが、穴の周囲のみ、下面に厚さ三cmのケヤキ材を埋め込み、穴の径を約一四・二cmに狭め、磨滅と摩擦の軽減を図っている。

心柱の当初材は芯持のマツであったが、甚だしい虫害を受けて取替となったため、文化庁と協議を行い、材種を芯持のヒノキに変更し、比較的健全な当初柱表面（厚さ一寸程度）の一部を、取り替えた柱表面に埋め込んで保存した。

注一 軸受材は、現状では心柱から取り外されて小屋内に置かれていた。柱は小屋梁の直下にあり、高さの余裕が無いため、心柱と軸受は同時施工となる。軸受を破損する事無く取り外すには、直上の小屋梁を解体する必要があることから、いつ、何のために取り外されたのか疑問である。

軸組 成九・五cm、幅一五・七cmの土台を八角に組んで、各隅に径三寸（九・一cm）の丸柱を立て、地長押、腰長押、内法長押で外周を固め、桁を載せる。本体柱外側には、縁板上より本体柱と同じ三寸の側柱を立て、頂部に拳鼻付の頭貫と台輪を廻し、三斗実肘木で丸桁を受ける。本体柱及び桁は心柱から繋ぎを取って固定するが、桁繋ぎは天井板受け、腰から上の柱繋ぎは棚板受けを兼



写真4-49 輪藏心柱補修状況

上端まで達する厚さ三・五cmの、雲形彫刻付の持送り板を設ける。

内部は成四・五cm、幅三・六cmの根太を、心柱八面の各面と、本体柱に大入遣返しで差し込み、厚さ九mmの板を張って棚とする。棚の位置は一段目を腰長押上端とし、その上に高さ約三三cm毎に四段を設ける。土台下端には、径約九・五cm、厚さ約三・一cmの木製戸車が、各面二カ所、計一六個取付けられており、心柱を中心として、半径約三尺一寸五分(九五・五cm)の円周上に均等に配置されている。戸車は「台座」の上を、心柱の回転に合わせて転がる構造になっている。このため、輪藏本体の荷重は心柱のみで負うのではなく、戸車を介して「台座」に伝わることとなる。戸車及び受け板は磨滅に対処してカシを用いる。

化粧部分の矩計主要寸法は以下の通り。

礎石上から台座上五寸(約一五cm)、台座上から土台上三・六寸(約一〇・九cm)、土台上から腰長押上二尺九寸(約八八・一cm)、腰長押上から内法長押下(片開戸内法)五尺五寸(約一・六六七m)、内法長押下から桁下八・六寸

ねる。腰の繋ぎは縁板受けを兼ねた成

一二・七cm、厚さ三・六cmの隅扱首とし、本体柱を貫通して心柱の八面に挿し、端部に拳鼻を設けて縁葛を落とし込み、縁板を載せる。この拳鼻が輪藏を回転させる際の手掛りとなる。さらに下には、心柱を段違いに貫通して成一七・五cm、厚さ八・三cmの二段の力貫を入れ、直行する四本の本体柱を固定し、力貫上端に成一三cm内外、厚さ五・五cm内外の火打材を渡して足元を固める。その他隅扱首下には、土台

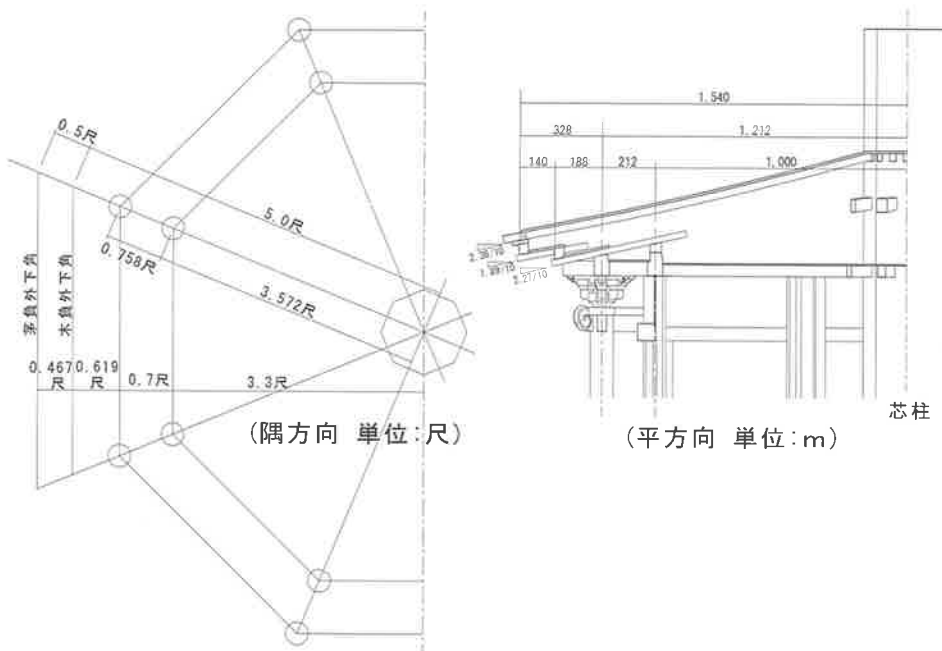


図4-28 輪藏軒の出寸法

(約二六・一cm)、桁下から軒天井板下一・九寸(約五・八cm)延べ約九尺八寸一分(約二・九七三m)。台座上から縁板上二・六尺(約七八・八cm)、縁板上から台輪下(側柱長さ)六・五尺(約一・九七m)、台輪下から丸桁下五・二五寸(約一五・九cm)。

組物 側柱位置に挟角一三五度で三斗を組み、実肘木を載せて丸桁を受ける。

大斗及び方斗は八角とし、卷斗の一隅も角を落として仕合わせる。斗及び肘木はすべて角太柄で据える。中備えは、「一文三ツ星」の家紋付の板幕股に、卷斗と実肘木を載せる。

軒・屋根 二軒扇垂木とし、垂木に反り、増し、扱き無し。垂木勾配は平で飛檐一・八九寸、地二・二七寸^{注一}とする。木負、茅負にも反り、増し共に無く、軒反りは無い。裏甲は布裏甲二段とし（上段は軒付に代えたもの）、上段は隅で約七分（二一mm）の増しを付ける。野垂木は引渡し勾配二・三七寸とし、約五分（一五mm）の屋垂みを付ける^{注二}。屋根は横板張りとし、薄板を羽重ねに取り付ける。

柱位置は、心柱から各面の柱通りを基準に決めているのに対し、軒の出は隅行方向を整数值で計画している。実測値では、心柱真から木負外下角まで五尺（一・五五m）、同じく茅負外下角まで五・五尺（約一・六六七m）であった。垂木の割付は、丸桁に垂木幅を示す割付墨が残っていた。墨は丸桁天を等分しており、これと茅負位置の垂木割の実測結果から、中心より三寸（九一mm）外側の位置を要とする計画が推測された。しかし実際の割付は墨のとおりではなく、部材が小さいことによる誤差も大きいことから、詳細は不明であるが、鎌倉割等の技法によらず、垂木鼻先を等間に割付けたものと考えられる。

注一 隅木に残る勾配墨と、化粧裏板小穴の実測値から、飛檐垂木隅勾配は一寸五分、地垂木隅勾配は二寸の計画と考えられる。軒反りが無いため、これを平に直して計算すると其々一・八九寸、二・二七寸となる。隅勾配を先に整数值で決定しているため、平ではきれいな数値にならない。

注二 野隅木は無いが、化粧垂木同様、隅勾配二・一寸、平に直すと二・三七寸となる。屋弛みについては、垂木を重ね合せて傾向を判断したのだが、両端以外に支持する部材が無く、下から全く見えない事を考えると、経年による垂木の可能性もある。

建具 輪藏の各面すべてに建具を設ける。正面下半は、内法材の上下に軸摺穴

を穿ち、吹寄せ菱格子付の棧唐戸両開きとする。上は縦横三枅の抽斗形飾り板戸片開きとする。他の七面は縦八枅、横三枅の抽斗形飾り板戸片開きとする。片開戸はいずれも軸を左側とし、内法材（長押等）の上下に軸摺穴を穿って取り付け、右側の小脇羽目と建具框に取り付けた金具で固定する。各枅形の中央には飾りの引手金具を取り付け、脇には経典の番号が墨書された和紙の札を張る。

雑作 正面一間は、内法の下半部に無目の敷居と鴨居を入れ、両開きの棧唐戸内側に、方立と小脇羽目を設け、更に方立内法に火灯枠と羽目板を入れる。内法は縦板張り、竿縁天井の奥行き約六一cm、幅約六六cm、高さ約八七cmの仏龕様の室とする。

各面の内法長押と桁の間、地長押と腰長押の間、縁から土台までの間、正面敷居と腰長押の間は横羽目板とする。内法長押と腰長押の間には、左右に小脇羽目を設ける。

縁には側柱の内々に、地覆・平桁・架木・栢束からなる高欄を設ける。高欄は取り外し可能で、両端部の平桁と側柱に取り付けた金具で固定する。

金具

軸受金具 心柱の軸受金具は、礎石に埋め込む円筒皿形の軸受と、心柱の軸下端に取り付ける足付皿型の金具、軸に嵌める筒状の金具の三点からなる。当初の金具は鉄製で破損が甚だしく、いずれも再用できなかつたが、凡その形状を知ることが出来たため、これらをステンレスで製作し、取り付けた。

軸受金具は外径約一九cm、成約五cm、厚さ約〇・六cmで、円筒形の胴に凸型の底板を取り付け、金具が回転しないよう、胴の外側三か所に幅〇・九cm、長さ三cmの鱗が付けられていた。金具は礎石を約三cm掘り込んで据えられていたが、当初の金具は錆びて石に張り付き、形を保ったまま取り外す事が困難なため、止む無く鑿で碎きながら取り外した。今回金具の据え付けにあたっては、礎石と金具の隙間に鉛を流し込んだ。

心柱の軸の底には、縁に長さ約四cmの足が四本付いた、径約一二cmの丸い凸

皿形の金具が打ち付けられていた。また、軸が潰れて膨らむのを抑えるためか、内径約一五・二cmの筒状金具の存在も確認されたが、残りが悪く寸法の確認が出来なかつたため、厚さ約〇・七cm、幅四・五cmのリング状の金具を作製し、ステンレスビス三ヶ所止で軸に取り付けた。

飾り金具 腰長押、内法長押の各間中央に唄金具を設ける。
台座の敷板、縁板、地長押、腰長押、台輪、茅負、裏甲

(二段)の各隅部に、蹴り彫り魚子打ちの八双金具を設ける。隅木に木口隠し金具、及び風鐸を設ける。架木に笹金具を設ける。棧唐戸に打掛金物一式、片開き板戸の抽斗形各枘に、菊座金と丸環からなる引手金具を設ける。

金具はいずれも銅製とし、風鐸以外は煮黒目仕上げであった。
塗装 建具を含め、外部はすべて木地に弁柄を塗ったうえで透き漆をかける塗装が施されていた。着色した漆を用いず、磨き仕上げを行っていないことから、春慶塗の手法に近いと思われる。正面仏龕内部の壁板も同様であるが、内部柱、

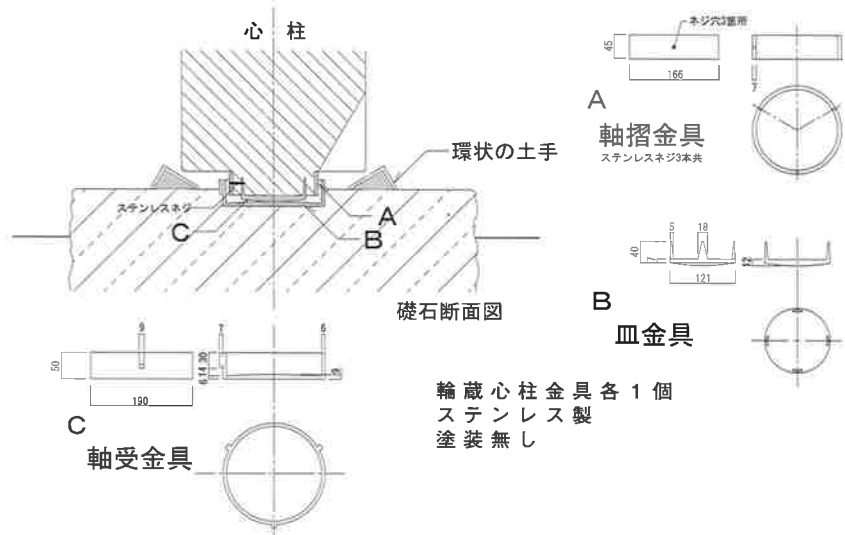


図4-29 輪藏心柱軸受金具

輪藏心柱金具各1個
ステンレス製
塗装無し

天井廻縁、竿縁、天井板には漆を塗らず、弁柄塗とする。
材種 台座の地覆及び根太にはヒバ、敷板にはカシが用いられていた。輪藏本体の柱、組物などの化粧材、及び力貫等の構造材はヒバ、羽目板及び建具の張板、内部棚板、仏龕内部壁板、天井板にはキリが使われていた。その他、戸車はカシ、屋根板はスギであった。

輪藏下部の木像(八天像)について

輪藏前に置かれた「傳大士」の埴像が載る台の中から、仏具等に混じって木像の断片が多数見つかった。組み上げて見ると全部で八体分あり、どれも破損して、顔や手足の欠落したものもあったが、調査の結果、みな「天部」^{注二}の像であり、当初の配置も判った^{注一}。

木像は成約一尺五寸(四五・五cm)内外で、足下に柄を造出して厚さ約一寸(三cm)の台座(盤石座)に立て、台座は輪藏本体の土台上端に角太柄二つを用いて据える。木像背面羽目板の、中央に空けた二つの穴から銅線を出し、背に取り付けた金具を引き付けて固定する。像は寄木造であるが、胴部分を見ると、断ち割って内割をとる割矧の技法が見られる。首は挿首とし、目は玉眼とする。寄木の接合部は膠による接着のほか、腕の部分には角太柄が用いられていた。台座、木像とも全体に彩色が施こされており、台座には彩色の下地に反古紙を用いていた。

木像の足に造りだされた柄と台座の裏には、墨による番付が付けられていたが、木像の名称を示すものとしては、七番の腕の接合部に「持国」の墨書、一番の同位置に「ざうちやう」の墨書が残るのみであった。この墨書から、八体のうち四体は「四天王」であると思われる、四天王の区別は身色から判断した^{注三}。他二体は筋骨たくましい裸体像で、赤く塗られていたことから仁王と判断した。残り二体は梵天と帝釈天と思われ、位置は正面と裏面であったが、類例から正面を梵天とした(京都本願寺経藏など)。

輪藏の下部に木像を置く例は比較的多いが、中国地方で確認できたものは少



1番 増長天

2番 帝釈天

3番 広目天

4番 密迹力士



5番 多聞天

6番 梵天

7番 持国天

8番 金剛力士

写真4-50 八天像（番号は台座の番付）

なく、山口県下では大照院のみである。近県で確認できたものでは、岡山県の曹源寺経蔵^{注四}、大分県の真宗大谷派四日市別院経蔵（登録有形文化財）^{注五}の二件である。京都では本願寺経蔵、仁和寺経蔵、知恩院経蔵、妙心寺経蔵（いずれも重要文化財）などがある。

注一 仏教成立以前の、バラモン教の神を仏教に取り入れたもので、仏法の守護神や護世神として、仏菩薩の下に位置づけられる。

注二 太柄の位置は各面で若干異なっていたため、これにより旧位置が判明したことに加え、台座下の番付により、右回りに順序正しく配置されていたことも判った。

注三 四天王の身色は、寛永寺・海住山寺等の類例により以下の通り。
増長天・赤 広目天・白
多聞天・青 持国天・緑

注四 臨濟宗寺院で、岡山藩主池田家の菩提寺である。経蔵は元禄一年（一六九八）の建立（寺伝）で、宝形造の正面に本瓦葺の屋根を葺き下して前室を設ける。中央間の広い三間方形平面の中心に八角

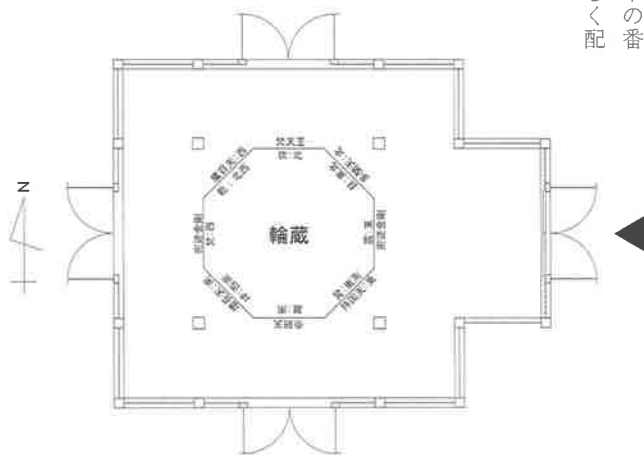


図4-30 曹源寺略平面図



写真4-51 曹源寺内部

輪藏を設け、その前面に傳太子像を置く。大昭院経藏では輪藏を建物の中央から奥に下げ、傳太子像を置く場所と祭祀のための空間を確保しているが、曹源寺では輪藏を動かさずに張出を設けて対処したものと考えられる（曹源寺略平面図及び内部写真参照）。

注五 浄土真宗大谷派の寺院で、経藏は寛政一二年（一七九九）の建立。宝形土蔵造り本瓦葺の正面に、向唐破風銅板葺の一間向拝を付ける。八角輪藏は建物の中心に設けられ、各面には八天像らしき仏像が置かれているが、残存状況が悪く、建立当初のものか判断がつかない。

その他

環状の土手について 心柱礎石上には、軸受金具の周囲に外径約四五cm、幅約九cm、高さ約四・五cmの、土による環状の土手が造られていた。解体調査時にはすでに破損してバラバラであったが、断面は三角で、土を心として漆喰で仕上げられおり、礎石上端には環状の施工跡が確認できたため、これを復した。土手の内側及び外側周囲には、礎石上端に黒い付着物があり、油を流した痕と

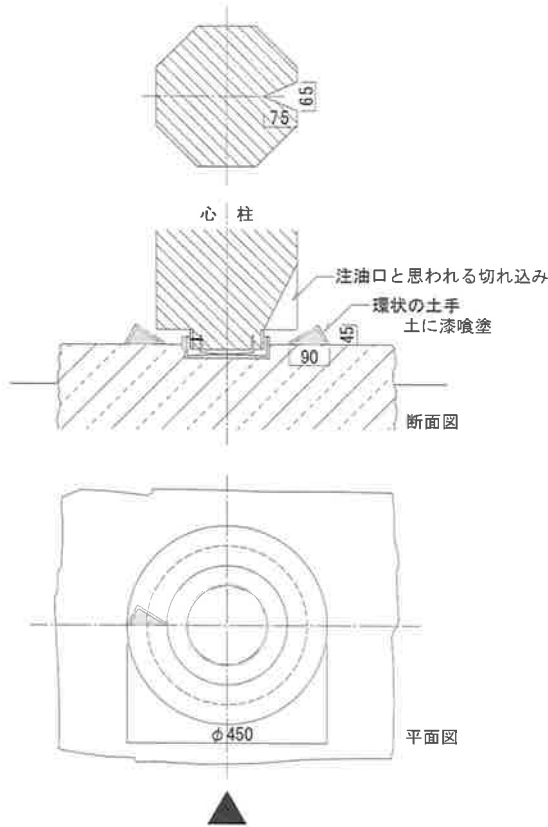


図4-31 輪藏心柱礎石の環状土手

考えられた。また、心柱の最下部には、長さ一五cm、最大幅六・五cm、軸の付け根まで達するV字形の掘り込みがあり、この部分から軸受金具の内部に向けて潤滑油が注がれていたものと思われる。環状の土手はこの時の油が周囲に漏れ出さないように設けられたものか、又は土手の内側を油で満たすための施設と考えられる。

回転方向について 一般的に、輪藏の回転方向は右回りと決まっているようで、大昭院では、輪藏を廻す際の手掛りとなる隅取先端の拳鼻は、右面角の磨減と塗装の剥落が大きかった。善光寺経藏でも同様の状況が報告されている。八天像に目をやると、手を右に伸ばしたものが多く、廻す方向を指し示しているようである。

輪藏内の経典について 現状では輪藏内は空であり、経典は本堂南側縁の内法上に、棚を設けて置かれていた。経典の量は膨大で、経藏内板碑には「一切経」の文字が見える。また、昭和二十七年発行の「大昭院誌」^{注一}には、「施入せられた蔵經に就ては宝曆十二年六月黄檗山宝蔵院一切経印房より大昭院の知蔵宛の請銀票があるが、それには大般若経帙入全部、大蔵經六千三百三十巻が総計して拾貫四十四匁になるとある。」と記されている。これが正しければ、万福寺所蔵の鉄眼禪師の作った大蔵經の版木を用いたもの（黄檗版大蔵經）と思われる。

「大蔵經」と「一切経」は同じもので、仏教の經典を集成したものであるため、この中に「般若部」「法華部」等、さまざまな經典を含んでいる。輪藏建具の抽出を模した区画毎に、数字の書かれた和紙が貼られているが、一番に相当する正面左上隅には「般若部二十帙」と書かれ、その後「二十一」～「二百七十五」まで数える。不明な点は、板碑には妙典（法華經）十部が成ったとあることから、購入したもの以外に写経した法華經もあると思われるが、未確認のままである。

注一「大昭院誌」昭和二十七年発行 著者・河野通毅 発行所・毛利秀就・毛利宗

輪蔵の類例と分類についての考察

輪蔵の形式は、平面では六角と八角のものがある。また、経典を収蔵する方は、内部に棚を設け、建具を立てるものと、抽斗を設けるものがあり、建具は両開の棧唐戸や、片開の板戸とする。抽斗は枘目状の小さなものや、各面の幅一杯に、大きなものを設ける例がある。正面性については、各面全く同じで正面性が無いものや、高欄部分に切れ目を設けるだけのもの、仏龕を設けるものなどがあり、様々である。

構造的にみると、心柱一本ですべての荷重を受ける構造が殆どで、大照院のように心柱と戸車の両方で荷重を受ける例は、他に確認できていない。

以下に輪蔵をその特徴から分類してみた。先ず荷重を支える構造で分けると、

- ①…心柱のみで重量を支える「一点支持」
- ②…心柱と戸車など二つ以上の方法で重量を支える「多点支持」

の二つに分類できる。次に外観で分けると、

- A…下部構造を表した「独楽尻型」
- B…下部構造を隠した「袴型」

に分類できる。Aは、最下部の心柱支点から、木組を使って徐々に手先を迫り出し、逆円錐形の構造で収蔵部分を支える。下部構造を化粧とするのが特徴である。Bは、腰板や地覆を設け、心柱の支点部分及び下部構造を隠蔽したものである。外観上の分類では、八角か六角か、屋根や高欄の有無などで、さらに細分化することが出来る。大照院の場合は土台下に戸車を付けるため、必然的にBとなる。

更に使用目的で分けることが出来る。

- a…経典をいれるだけの「書架」
 - b…経典以外に仏像を祀る「書架+仏龕」
- である。aでは腰位置に仏像（八天像）を取り付けた輪蔵も、仏像は裝飾彫刻

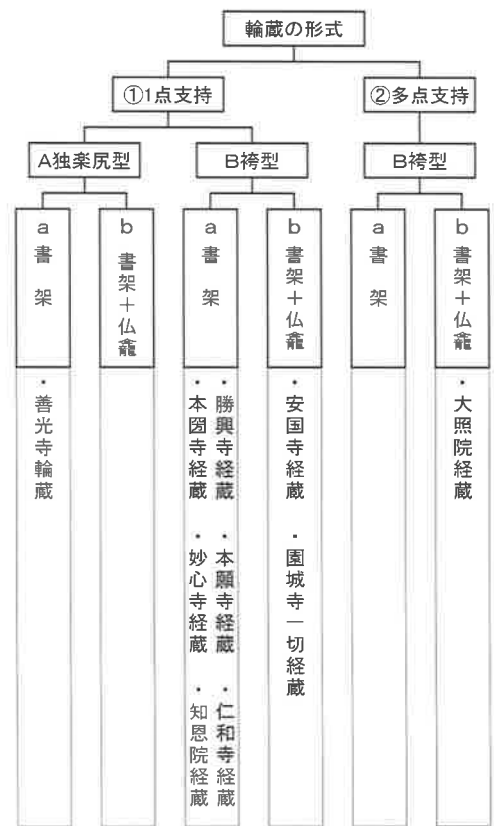


図4-32 輪蔵の形式区分表

の一部とみなすため、この範疇と考える。bは輪蔵の一部に仏龕を設け、仏像を安置するものである。現存最古である安国寺の輪蔵も、正面に仏龕を設け、釈迦如来座像と両脇侍に十大弟子の阿難（アナン）と迦葉（カシヨウ）を祀る^{注二}。このように仏龕を設ける例では、信仰の対象となる釈迦如来、阿弥陀如来が安置されるほか、傳大士が置かれた例もある。この違いによって、本来正面性の無い「回転する書架」である輪蔵に正面性が生じる^{注三}。大照院の輪蔵も正面に仏龕が設けられていることから、何か祀られていたものと思われる。以上の観点から、重要文化財の経蔵内輪蔵のうち、確認できたものを分類してみたのが図四一三二である。

このうち園城寺一切経蔵は、もとは山口市の国清寺（現在の洞春寺境内）にあったものを、慶長七年（一六〇二）に毛利輝元によって移築されたもので、輪蔵は八面すべてに同様の仏龕が設けられているため正面性が無く、異例と言える。この部分に何が祀られていたのかは不明であるが、西日本の輪蔵の多くに八天像が付随していること、仏龕の位置が輪蔵の頂部であり、拝む対象とは成り難い事から考えると、仏法を守護する天部の像が置かれていたのかもしれない

い。

注一 未調査のため、当初から設けられていたものか確認できていない。脇侍を菩薩ではなく羅漢とする例は、禅宗特有のものである。

注二 収蔵する經典の番号や八天像の配置によって、正面又は方位が自ずと決まることも考えられるが、構造上は正面性が無いと言える。

九 番付・墨書

番付

①柱 主体部は北東隅をひとしする、漢数字による時計回りの廻り番付とする。西面及び北面張出しの増築によって撤去された柱の番付は、切断されて束となった部分で確認された。西面張出しの柱番付は北東隅をひとし、南北に蛇行する時香番付とする。北面張出しでは番付は確認されなかった。

②桁 西面張出しの増築後、北面張出し増築前までに取り換えられた部材である。主体部も西面張出しも同様で、北東隅をひとしする、漢数字の時香番付とする。

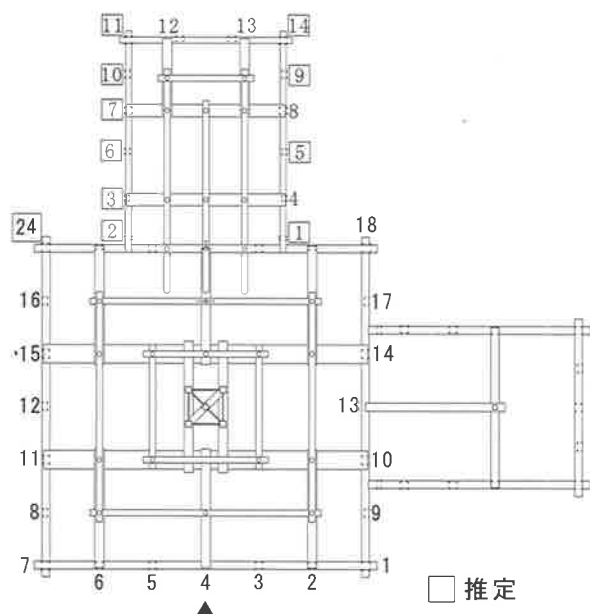
③小屋組 桁取替の際、古材を用いて架け直されたため、当初材の番付を削り、新たな番付が付けられた部材と、当初の番付がそのまま残るものがあった。新しい番付は北東隅の小屋束位置を「い」とする、「いろは」による時香番付とする。

④輪蔵 柱、組物、礎石、八天像台座などから番付が見つかった。柱は漢数字及び「いろは」による時香番付、礎石や八天像は漢数字の廻り番付とする。

⑤置屋根小屋 北面張出し増築前に付けられたもので、主体部北東隅の端母屋交点をひとし、北から南に母屋と登梁の交

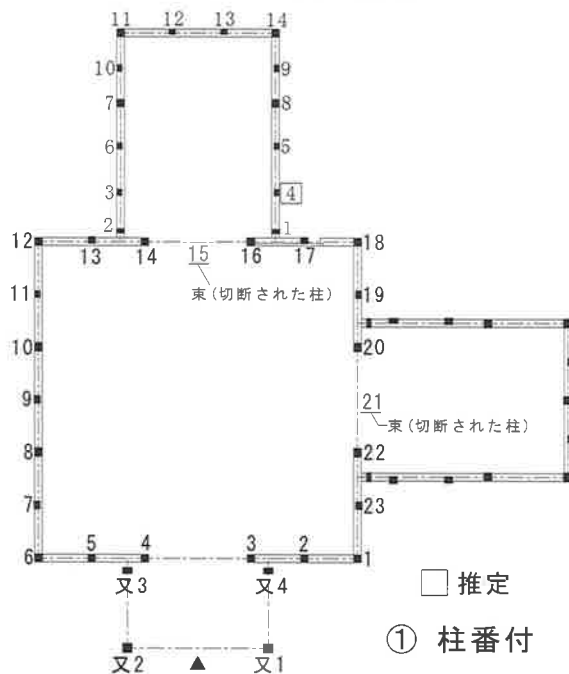


写真4-52 ⑥格縁相番付



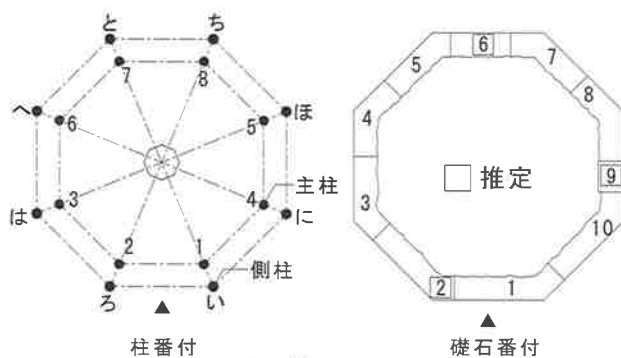
□ 推定

② 桁番付



□ 推定

① 柱番付



柱番付

礎石番付

④ 輪蔵番付

図4-33 経蔵、輪蔵番付

点を数える時香番付である。南端に達すると北に戻る点は他の時香番付と異なっている。

⑥格縁 南面廻縁取り付き位置近くに、南を字前として、東から西に向かい「イ」から「ル」まで数える。同様に東面縁取り付き位置近くに、東を字前として、北から南に向かい漢数字の「壹」から「十一」まで数える。また、各継手位置には絵や記号による合番付が付けられていた(写真四一五二参照)。

附資料 保存古材リスト

本堂 保存部材表

番号	建物	部材名	番付	時代	備考
17	本堂	破風	北妻西側	当初	
16		隅木(化粧部分)	南東	当初	
15		丸桁(部分)	わーわ三	当初	
14		足固(部分)	ぬ九ーる九	当初	
13		差鴨居	いー又る一	当初	
12		大引(部分)		当初	
11		礎盤	ぬ九	当初	
10		礎盤	い十	当初	
9		礎盤	り十	当初	
8		地垂木(力垂木)	東側北より23	当初	
7		地垂木(力垂木)	南側東より12	当初	
6		地垂木(力垂木)	東側北より13	中古(昭和)	
5		地垂木	西側北より50	当初	
4		地垂木	東側北より32	中古(明治)	
3		飛檐垂木(力垂木)	西側北より42	当初	
2		飛檐垂木	西側北より55	当初	
1	飛檐垂木	東側北より28	明治		

経蔵 保存部材表

番号	建物	部材名	番付	時代	備考
28	本堂	飛檐垂木	東側北より40	昭和	
27		裏甲	北側東より6	中古(江戸)	
26		裏甲(部分)	北側東より5	中古(明治)	
25		裏甲(部分)	南側東より3	中古(昭和)	墨落書
24		裏甲(部分)	西側北より8	中古(昭和)	墨落書
23		木負(隅)	南側東より8	当初	
22		木負	西側北より3	当初	
21		茅負	南側東より1	当初	
20		茅負	南側東より7	当初	
19		舟肘木	又は一	当初	
18		繫梁(化粧)		中古(明治)	

経蔵	建物名	位置	部材名	解体番付	員数	備考
〃	〃	西張出し	土台	又り13ゝ又へ13	1	
〃	〃	北張出し	〃	い又4ゝい又7	1	
〃	〃	西張出し	敷居	り又12ゝへ又12	1	高棚下
〃	〃	主体部	桁	ち3	1	一部分
〃	〃	〃	本体母屋	ち又8ゝへ又8	1	西面
〃	〃	〃	〃	ほ3ゝほ又又4	1	北側
〃	〃	西張出し	〃	又ち又12ゝ又と又12	1	
〃	〃	主体部	左義長柱	又又と又6	1	北西
〃	〃	〃	〃	ち6	1	一部分
〃	〃	〃	野隅木	北西入隅	1	一部分
〃	〃	〃	〃	北東隅と5	1	一部分
〃	〃	〃	〃	西南隅	1	一部分

第三節 樹種鑑定

重要文化財大照院における部材の樹種識別調査

京都大学生存圏研究所 田鶴寿弥子 杉山 淳司

一 はじめに

重要文化財大照院本堂及び経蔵の修理工事に際して、部材の樹種識別調査を行い、部材に使用されている樹種を科学的に同定し修復工事に役立てる他、樹種選択の歴史や地域性などを明らかにすることを目的とした。建築部材は多数にのぼるが、担当者による目視での部材判定が難しかった部材を中心に行うこととした。

二 試料と方法

重要文化財大照院本堂及び経蔵の修理工事において、古材計五六点を対照とした。樹種識別用の試料は、採取部位などが明らかとなるよう、カメラで記録した。試料は、原則廃材、部材の端や割れ目や傷んでいるところ、裏面などから採取するものとし、部材の強度、外見には影響のないように配慮した。これらの試料は、京都大学生存圏研究所において、水でやわらかしたのち、両刃・片刃の剃刃を用いて三断面の徒手切片を作成した。スライドガラスにのせ、グリセリン・エタノール一・一と共に加熱し、切片を脱気および透化させた。その後、水洗したのちガムクロールで封入した。オリンパスデジタルカメラを装着した光学顕微鏡を用いて観察および顕微鏡写真撮影を行った。光学顕微鏡で観察される解剖学的特徴により、木材の属レベル(時には種まで)の識別が可能で、そのためのリストが公表されている。この方法は、目視による見立てに比べて正確で学術的なサポートがあり、さらに簡便であることが特長である。それぞれの解剖学的特徴を調査し、樹種を特定した。

三 結 果

特徴的な樹種についてのみ図1に顕微鏡写真を添付した他、樹種識別結果については表1にまとめた。五六試料の識別を行った結果、一三樹種(No.34については、科・属・種のうち科までの特定)が使用されていることが明らかとなった。最も多くを占めていたのは、アカマツとクロマツに代表されるニヨウマツ類(一七点)であり、次いでイチヨウ(八点)アスナロ属(七点)と続いた。大照院における樹種選択で興味深い点は、イチヨウとアスナロ属の多用である。特に、イチヨウは、本堂で窓枠・棟札・床框などに幅広く用いられていることが分かった。

また柱やコバ板にアスナロ属が多用されていることも判明した。一般的に建築業界で多用されるヒバという名称は、主に東方地方のアスナロ属の木材を示す。このアスナロ属は、本州にも生育するアスナロと主に東北地方や能登半島に生育するヒノキアスナロに分けられる。近年、DNAを用いたアスナロとヒノキアスナロの分類が注目されており、本調査でも大照院由来の部材のうち数点をDNA分析に供したが、部材の劣化度合いが進んでいたために、現段階では結果が得られていない。山口県のアスナロ属の植生を見ると、アスナロは分布していないにも関わらず、大照院の部材からはアスナロ属が多く検出されている。東北地方の木材が、北前船などによって各地に輸送されていた歴史を鑑みると、北前船の寄港地の一つであった、萩市に位置する大照院の建造に用いられたアスナロ属は、東北地方由来の可能性も考えられよう。今後、より詳細な研究を行うことで、当時の木材輸送に関連した情報が得られるものとして期待される。

謝 辞

本調査は京都大学生存圏研究所 生存圏データベース(材鑑調査室) 共同利用の成果によるものである。また、京都大学生存圏研究所金井恵子さん、および秋田県立大学木材高度加工研究所高田克彦先生にご協力を賜った。この場を

表1 樹種識別結果一覧

番号	建 物	部材名	摘 要	推定材種	識別結果	備 考	
1	経 蔵	コバ板		スギ	ニヨウマツ類	主体部	
1'		コバ板		スギ	スギ	北張出	
2		登梁		クリ	クリ	北張出 は又四～は六	
3		柱		ヒノキ	アスナロ属	と-九	
4		柱		ヒバ	アスナロ属	と-三	
5	本 堂	建具横棧	本堂舞良戸	イチョウ	シナノキ		
6		回廊円窓枠	北玄関	ツバキ	イチョウ	ほ二～に二	
7		桁隠し	南妻	ケヤキ	イチョウ	東側	
8		火頭窓枠	北玄関	ツバキ	イチョウ		
9		中古野地板			モミ	昭和材	
10		落掛	上間室中	ケヤキ	ケヤキ		
11		当初コバ板		スギ	アスナロ属		
12		当初コバ板		ヒバ	アスナロ属		
13		中古コバ板		クリ	クリ	明治材	
14		本堂棟札		イチョウ	イチョウ	当初棟札	
15		貫クサビ		ケヤキ	クリ		
16		繫梁鼻栓		カシ	アカガシ亜属		
17		懸魚鱗 (中古)・北	左側	ツガ	トガサワラ	昭和材	
18		懸魚鱗 (中古)・南	左側	マツ	ニヨウマツ類	昭和材	
19		当初瓦座		ヒノキ	アスナロ属	北側上屋軒先 東ヨリ2	
20		須弥壇前棚框		マツ	モミ		
21		須弥壇前棚床板		イチョウ	イチョウ		
22		柱		マツ	ニヨウマツ類	又り一	
23		礎盤		ケヤキ	ケヤキ	る七	
24		足固め (側廻り)		マツ	ニヨウマツ類	わ六～わ七通	
25		大引		マツ	ニヨウマツ類	る七～わ七通	
26		差鴨居		マツ	ニヨウマツ類	ち一～又り一通	
27		丸桁		マツ	ニヨウマツ類	い三～い五通	
27		丸桁		マツ	ニヨウマツ類	い一～い三通	
28		化粧垂木 (細い分)		マツ	ニヨウマツ類	南地垂木・東より20番目	
28'		化粧垂木 (力垂木)		マツ	ニヨウマツ類	南地垂木・東より22番目	
29		大梁		マツ	ニヨウマツ類	ち一九～を一九 (小屋番付)	
30		破風	南東	マツ	ニヨウマツ類		
31		須弥壇敷居	前棚	モミ	ニヨウマツ類	北1 ほ七～と七	
32		須弥壇仏龕框	上段	モミ	モミ	ほ八～り八	
33		須弥壇仏龕嵌板	蹴込板	イチョウ	イチョウ	北より1	
34		須弥壇仏龕床板		マツ	ヒノキ科	上段床板3-4	
35		須弥壇仏龕来迎壁		マツ	ニヨウマツ類	北20-1	
36		須弥壇火頭枠		イチョウ	イチョウ	北側南足元	
37		須弥壇火頭脇壁板		マツ	ニヨウマツ類	北27	
38		四分一A	来迎壁	イチョウ	シナノキ	南2縦	
39		四分一B	火灯枠	ヒノキ	ヒノキ	北側	
40		四分一C	壁貼付	スギ	ニヨウマツ類	西	
41		須弥壇前棚中古床板		スギ	スギ	北2-1	
42		床框	上間奥	ヒバ	イチョウ		
43		室中袖壁板	室中広縁境	スギ	スギ	へ三	
44		貼付壁下地格子		スギ	スギ	り七	
45		床束A		クリ	クリ	る又二	
46		床束B		マキ	イスノキ	に又二	
47		床束C1		ヒバ	クリ	へ五	
48		床束C2		キリ	クリ	ち五	
49		転用床束 (もと柱)		キリ	アスナロ属	を八	
50		楔 (化粧貫)		センダン	クリ	又ろ一	
51		楔 (内法貫)	力貫	カシ	アカガシ亜属	ぬ三	
52		式台玄関 書院渡廊下	玄関柱	転用庇柱	ヒバ	ニヨウマツ類	は一
53			垂木掛 (木取)		サクラ	サクラ	ろ一二～は一二

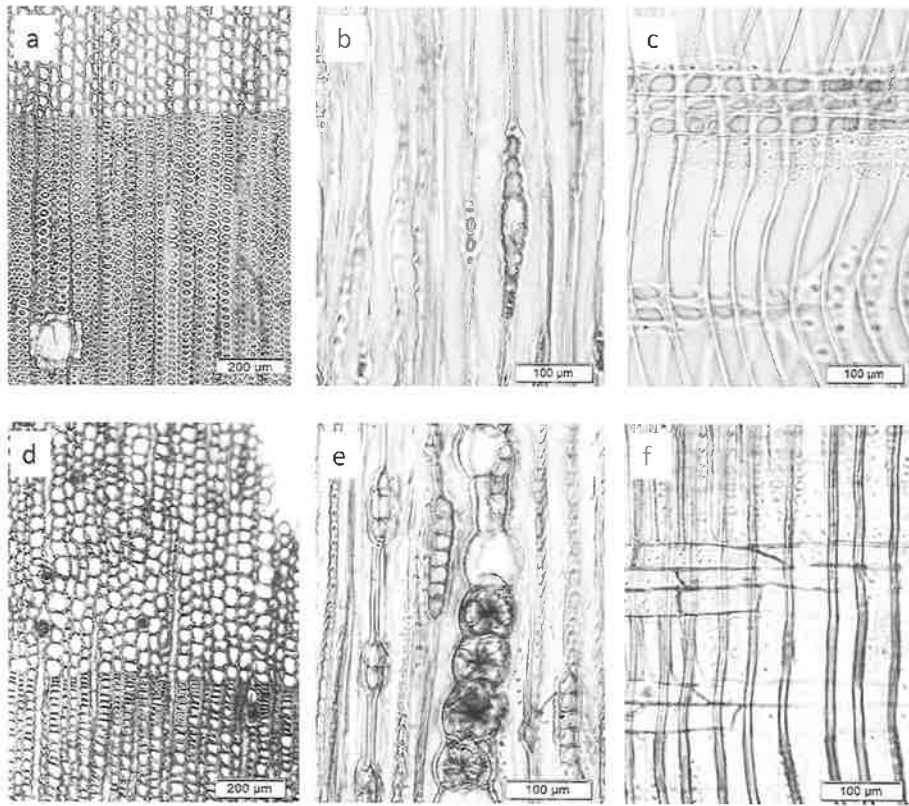


図1 ニヨウマツ類の顕微鏡写真（a：木口面、b：板目面、c：柁目面）
およびイチヨウの顕微鏡写真（d：木口面、e：板目面、f：柁目面）

お借りしてお礼申し上げます。

本堂の使用木材について

本堂に使用されている木材は、挽立材、板材ともにその多くがマツで、トコや仏壇廻りなどに雑木が用いられている。マツは藩内で賄えたものと思われるため、早く安価に調達できる材料として多用されたのではないか。その他特徴的な材料としてイチヨウが挙げられる。仏壇の床板や、旧回廊の窓枠に使われていたほか、本堂棟札に使用されていた。これは大径材として入手しやすいために用いたと思われる。仏壇の框に使われていた質の悪いモミ（皮巻材で一部空洞化していた）も、長尺材を得るためにあえて使用されたものと考えられる。

京都大学生存圏研究所のご協力により作成された樹種の判定表を見ると、当初土居葺がヒバ（アスナロ属）であることが注目される^注。西日本や九州に使用例の多い、スギと予想していたからである。経蔵の当初柱もヒバであるが、ご指摘のように、北前船を使い、北陸や東北方面から運ばれた可能性が高いものと思われる^注。

注一 今回の修理では、ヒバに代えて同寸法のスギの手割板を使用した。北妻に少量残存していた当初の土居葺材は、同所破風下の雨の掛らない位置に努めて再用了。

注二 萩城下の経済活動を支えた浜崎港には、正保四年（一六四七）に他国回船の積荷を扱う「北国問屋」が成立し、北前船による「北国木材」の交易を行っていた。扱っていた木材は「榎」「杉」「蝦夷松」「檜葉」などである。木材の水揚げに際しては「差上木」（延享四年から二年までの間に「宿木」と名称を変えた）と呼ばれる、藩の木屋方に上納する税の一種が定められていた（「萩市史」第一巻 第三編 三 浜崎港と北国問屋による）。本堂に用いられたヒバ材には大きな部材や化粧材が無いことから、藩が発注したものではなく、ヒバ材の差上木を本堂に用いたことも考えられる。

第四節 発掘調査

第一項 本堂調査工事

一 序 言

発掘調査に係る経緯 平成二四年四月から着手した重要文化財大照院本堂の保存修理では、史跡に影響を与える範囲において①本堂素屋根コンクリート基礎設置に伴う発掘調査、②本堂雨落溝及び軒下土間叩き改修等に先立つ試掘調査、③本堂雨落溝及び軒下土間叩き改修等に伴う本発掘調査を実施した。それぞれ調査は修理工事と並行して進め、その後で断続的に行った。①は平成二四年七月（堆積土の除去）、及び平成二六年六月（石段据え直し）に実施した。②は平成二八年一月から八月まで、③は平成二九年四月から平成二九年一〇月まで実施した。

史跡現状変更 発掘調査に伴う主な史跡現状変更申請は以下のとおりである。

本堂素屋根コンクリート基礎設置範囲及び本堂東面石段据え直し等に係る史跡現状変更（仮設素屋根設置及び石造物移設）は、平成二四年五月一日付けで申請し、平成二四年六月一五日付け二四受庁財第四号の三三八で許可を得て、平成二六年五月七日付けで史跡現状変更の計画変更書を提出し、平成二六年五月三〇日付け二六受庁財第四号の二九七で計画内容の承認を受けた。

試掘調査に係る史跡現状変更（発掘調査）は、平成二七年五月一三日付けで申請し、同年六月一九日付け二七受庁財第四号の三二六で許可を得た。

本調査に係る史跡現状変更（排水溝改修等）は平成二八年九月八日付けで申請し、同年十月二一日付け二八受庁財第四号の一〇七九で許可を得た。

調査体制及び報告書の作成 今回報告する内容は秋市文化財保護課が調査指導を行いながら、大照院が実施した。報告書に掲載した遺構・遺物写真及び図面・挿図類は作業員の協力を得て西川が作成した。出土遺物は大照院が保管している。

二 検出遺構

(A) 仮設素屋根設置及び石造物移設等に伴う発掘調査【図2】

堆積土の掘削 仮設素屋根設置に支障となる範囲の掘削を2箇所で行った。いずれも遺構は確認できなかった。

石段据え直し 正面石段上部二段（約三・七m）の据え直し及び石段背後の柱・床束の取り替えに伴い、石段直下の掘削及び背面石積の一部修復を行った。【写真1】。石積は安山岩を用い、布積み崩しで三段から六段をなす【写真2】。石段の基本層序は【図1】のとおりである。柱・床束取り替え範囲は最深で〇・七mまで掘削を行い、それ以外は「1」層までの掘削（約五・〇cm）に留めた。断面観察の結果、段石と同じ高さの位置に据えた石積築石との間に「4」層を充填。その上面を「3」層で締め固め、「2」層及び段石加工時の「1」層で不陸調整を行い、次の段石を据え付けるといふ工程が推察できた。「4」層の深掘り範囲からは草花紋を描く一八世紀代の肥前焼染付丸碗の体部片が出土した。

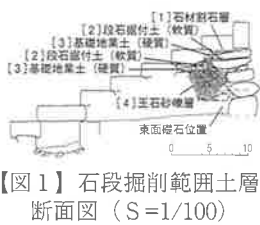
(B) 試掘調査【図2】

試掘調査では、各トレンチの遺構検出範囲において〇・一〜〇・二m掘削し、土層観察範囲は〇・四〜〇・六m掘削した。

主な検出遺構

トレンチ①から

トレンチ⑧の遺構



【図1】石段掘削範囲土層断面図（S=1/100）



【写真1】段石直下の検出状況（北東から）



【写真2】背面石積解体状況（南西から）

については本調査の項目で記述する。

背面裏込土Ⅰ トレンチ⑩の南面石垣は、高さ約1m程度で安山岩の築石を三〜四段積む。基底部は布積み崩し、上部は谷積みみをなす。背面裏込には天端から約0・四m下まで細く中粒砂シルト質の土砂を充填、それ以下の石垣基底部までは約0・三mの厚さで瓦片が堆積【写真3】。南面石垣一帯は同様の背面構造であると推定する。トレンチ最深部付近では整地土と考えられる互層状の堆積を確認【図4断面図8】。背面裏込土内の瓦片は二次的な摩滅が無く大きめの破片が多い。後述するⅡ型式文字紋軒瓦や均整唐草紋軒棧瓦のIB・IDのほか、全長の判る丸瓦（玉縁長四・一cm、筒部長二四・三cm、幅一五・四cm）や平瓦（全長二七・〇cm前後、幅二四・〇cm前後）等も出土する。これらは南面石垣構築以前に存在した廻廊又は位牌殿所用瓦の可能性が有る。

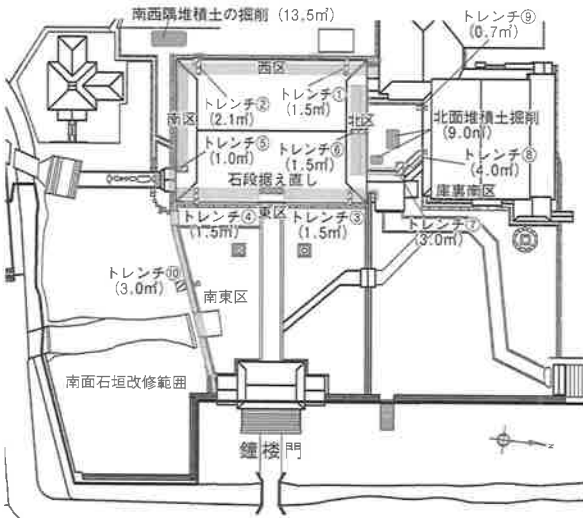
小 結

本堂周辺一〇箇所での試掘調査を実施し、トレンチ①〜⑥では表土及び軒下土間叩きの直下が礎石及び雨落石等の据え付けに伴う堆積であることが判明した。また、トレンチ

①・②・⑦・⑧等では、



【写真3】南面石垣背面裏込土Ⅰ（東から）



【図2】発掘調査範囲図

現地表面から約0・三m下層で新たな遺構の存在を確認した。次で記す本堂雨落溝及び軒下土間叩き改修等に伴う本調査では、これらの先行遺構の保存を念頭に置いた施工方法を検討し、地下遺構の保存と排水機能向上の両立を図るものとした。

(C)本調査【図2〜4】

基本層序 本堂周囲軒下での基本層序は、大別すると上層から「1」表土、「2」軒下土間叩き（施工時期差があるが、細分困難）、「3」雨落石据付土、「4」基壇土（施工時期の異なる基壇土を盛土する箇所もあり）、「5」整地土、「6」砂礫層である。「5」層は明赤褐色を呈し、焼土や炭化物を含むことから、延享四年（一七四七）に創建伽藍が焼失した後の整地土と捉える。「4」層の下層では先行遺構を検出。ただし、「5」層の上下に重複するものがあることから、再建伽藍に伴う遺構と創建伽藍に伴う遺構の両者が存在すると考えられる。

調査区名 本堂周囲については各面毎に東区・西区・南区・北区とし、本堂北区和庫裏との接続部は庫裏南区、本堂南東隅から境内東端へ排出する斜行溝の範囲は南東区とそれぞれ呼称する。

（1）本堂東区 検出遺構の大半は「4」層を掘り込んで構築している。

主な検出遺構【写真4・11】【図3・4断面図3、4】

根石据え付け跡2 安山岩切石の礎石直下に据えられた柱位置根石の据え付け掘方。組番付「いー1」から「わー1」までの一〇箇所検出。掘方規模は径一・二〜一・八m。深さは〇・三m以上。埋土には炭化物が混じり、五〜一〇cmの自然石を多く充填。「又りー1」の掘方には北側で先行する掘り込みが下に重複する。

柱穴列3 南北方向「1」列の柱筋から〇・九m前後東の位置に一〇基の柱穴が一・九m前後の間隔で整然と並ぶ。柱穴の規模は径〇・三m前後、埋土は暗褐色。「又るー1」北東側のように径〇・七mを超え、据え付け掘方を伴うものもある。これらは建設時の足場穴と考えられる。

土坑4・5 両者は南北対称の位置で検出。前者は「又は1」の根石据え付け跡が上に重複する。根石据え付け跡と同様の埋土であるが、根石無し。据え付け穴としての計画のもと掘削されたが、用をなさなかつたものと考えられる。

雨落石据え付け跡6 背面の掘り込み幅は $0.2\text{m} \times 0.8\text{m}$ 、深さは $0.15\text{m} \times 0.3\text{m}$ 。掘方には $5 \sim 10\text{cm}$ の自然石に加え、拳大、人頭大の礫も含む。

石組7 雨落溝北端で石材を組み合わせて「コ」字形に配置。据え付け跡6から連続する北面東端の雨落石は再建当初のもの。それ以北の延石、平石は「2」層を掘り込み、後世に付加したもの。石組内部の黄褐色埋土には瓦片を多く含む。

〈2〉本堂西区 再建当初から現代に至るまでの改作が多く、複雑な堆積である。主な検出遺構【写真6・8】【図3・4断面図1、2】

礎石据え付け跡8 東区据え付け跡2と同じ構造である。「い10」から「わ10」までの二三箇所で見出。東区礎石とは異なり南・北・西面は柱位置に安山岩自然石の礎石を用い、礎石間に安山岩切石の地覆石を据える。

雨落石据え付け跡9 据え付け跡6と同じ背面構造である。その範囲は雨落溝南端から「わ10」北端までの約2m程度。

雨落石据え付け跡10・12ほか 据え付け跡10は雨落石に小振りな花崗岩を用いる。据え付け跡9・12を掘り込み、背面埋土からは椀瓦片が出土。一方、据え付け跡11は周囲と変わらない安山岩を雨落石に用いるが、小片石材による空隙の微調整が行われる。後者も据え付け跡12を掘り込む。なお、据え付け跡12は延石抜き取り跡33も上に重複しており、現況雨落石が機能する当初から存在していた可能性がある。据え付け跡10・11は再建当初存在したと考えられる渡り廊下を解体し、後述する石組溝跡13・14撤去後に設置したものである。

石組溝跡13・14 「を10」南西側の溝堆積土を 0.1m 掘削し雨落溝両側石の基底石と考えられる板石を検出。北側は現況雨落石（据え付け跡12）の下に重複。南側は板石を立てて据え付ける【図4断面図1】。両者の幅は約 0.6

m。これらを渡り廊下に伴う東西方向の石組雨落溝南溝と推定。渡り廊下跡の梁行中心から石組溝跡中心までは約 2.1m 。一方、北溝は明確な痕跡を確認できなかったが、対称位置を石組溝跡14と想定する。

根石15・16 「を10」、「る10」の間西側の渡り廊下柱位置の根石である。いずれも溝堆積土を $5.0\text{cm} \times 20.0\text{cm}$ 掘削して検出。柱間距離は 2.7m と推定。

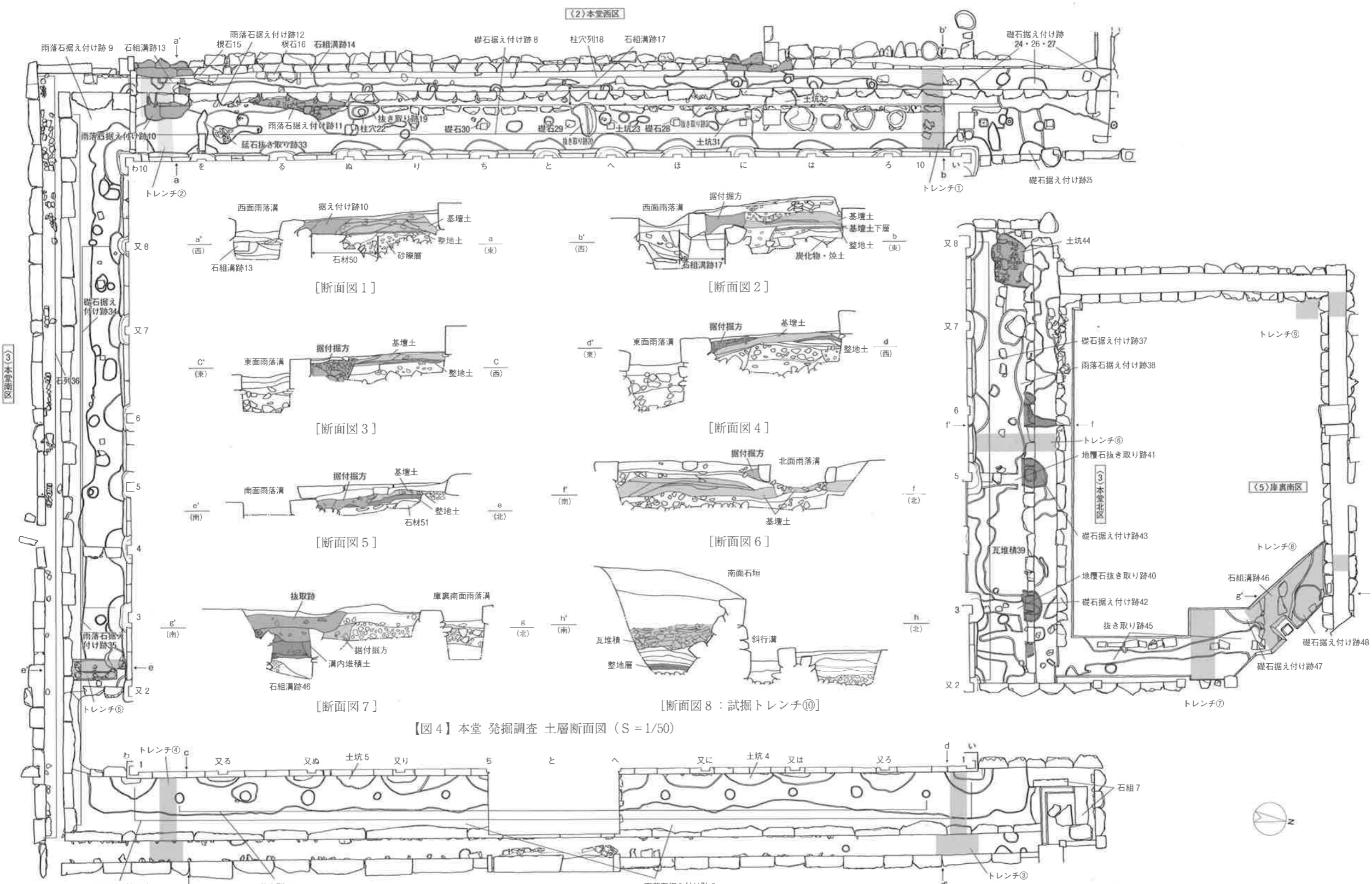
石組溝跡17 「い10」から「る10」の西側で現況雨落溝東側石の背後の「4」基壇土を掘削し、延長約 21.0m にわたる石列を検出。「る10」北西では石列が西へ矩折れする。石材は自然石及び矢穴跡を留める安山岩及び緑灰色系の凝灰岩。また、現況雨落溝内でも堆積土を 0.25m 掘削したところ断片的に西側石を検出。両者の幅は 0.6m 。現況雨落溝の軸線と比較すると、石組溝跡17は北で $1 \sim 2$ 度東に傾く。これらの遺構は現況雨落溝に伴う「4」層より一時期古い「4」層下層を掘り込んで構築していることから、再建伽藍に伴う先行遺構と考えられる。

柱穴列18 溝堆積土を $0.25\text{m} \times 0.3\text{m}$ 掘削して検出。石組溝跡17の西側石据え付け土を掘り込む。径 0.3m 前後の掘方に径 0.15m 前後の柱痕跡を留めるものが多い。東区ほど整然とはしないが、 2.0m 前後の間隔で並ぶ。現況雨落溝への改修時、石組溝跡17の西側石撤去後に構築した足場穴の可能性がある。

抜き取り跡19・21、柱穴22 石組溝跡17の東側石の抜き取り痕跡。抜き取り跡19は「4」層を掘り込む。石材抜き取り後、同位置で柱穴22を構築。位牌壇に伴う遺構か。抜き取り跡20・21は「4」層下層を掘り込む。何らかの理由で支障となった石材を掘削除去したものである。

土坑23 「4」層下層で検出。径 0.4m の範囲に平瓦端面を上下にして円形に四枚立て並べた瓦組遺構。据え付け掘方は確認できなかった。集水施設か。

礎石据え付け跡24・27 現況雨落溝堆積土を 0.25m 前後掘削し、径 0.8m の据え付け跡24を検出。「い10」の間西側に位置する。柱間距離は 2.1



【図4】本堂 発掘調査 土層断面図 (S=1/50)

【図3】本堂 発掘調査 遺構平面図 (S=1/125)



【写真4】東区北半 遺構検出 (北から)



【写真5】南区 遺構検出 (西から)



【写真6】西区南半 遺構検出 (北西から)



【写真7】西区中央 石組溝跡17 (南から)



【写真13】南東区東端 根石49 (北東から)



【写真12】庫裏南区 遺構検出 (北西から)



【写真11】東区北端 石組7 (北西から)



【写真10】同右 雨落石撤去 (北西から)



【写真9】北区東半 遺構検出 (北西から)



【写真8】西区南端 遺構検出 (西から)

1m。埋土には五・〇cm〜一五・〇cmの自然石を含む。これらの一間北側でも同様の据え付け跡25・26を検出。南北方向の柱間距離も二・1m。さらに雨落溝北端でも埋土に自然石を含む据え付け跡27を検出。26と27の柱間距離は二・4m。本堂西面濡縁とその北側の渡り廊下に接する建物跡の可能性はある。

その他の遺構 「に10」から「ぬ10」の西側で残存していた安山岩切石の濡縁束石はいずれも「2」層内で設置。次に「ほ10」、「と10」、「ち10」の西側では「4」層下層で〇・二m×〇・三m前後の礎石状の平石を三基検出（礎石28〜30）。礎石28・30は先述の濡縁束石と位置が重複するが関連性不明。軒下では足場穴の可能性が有る柱穴及び土坑を二二基程度検出した。隠居所（茶室）に伴うと考えられる土坑31は「に10」南西側で検出。埋土からは後の銅製品66のほか、近現代の銅線が出土。土坑32は「に10」北西側で検出。一・〇m×〇・六mの楕円形の掘り込みの外周に平瓦片を立て並べ、その中心に拳大の玉石を充填する。蹲踞か。

（3）本堂南区 雨落石は取り外さずに現位置での不陸調整を行った。

主な検出遺構【写真5】【図3・4断面図5】

礎石据え付け跡34 据え付け跡8と同様の構造である。「わ1又2」から「わ1又8」までの七箇所を検出した。

雨落溝据え付け跡35 東区据え付け跡6と西区据え付け跡9を繋ぐ一連の据え付け掘方。背面構造もほぼ同じ。「わ16」南東の雨落石南側石上面には大照院の淵源となる歓喜寺の寺号「大椿山」の文字を刻む。

石列36 雨落溝内堆積土を〇・二m掘削し、拳大から人頭大の石材のほか、矢穴跡を留める石材等を用いた東西方向の石列を検出。軸線は現況雨落溝と比較すると、東で一度北に傾く。西区で検出した石組溝跡17の軸線とはほぼ直交する。**その他の遺構** 軒下では足場穴の可能性が有る柱穴及び土坑を一〇基程度検出した。一・九m〜二・〇mの間隔で並ぶものもあるが、東西方向の柱筋にバラつきがあり、主柱と位置が重なる部分も多いため、全てが足場穴となるかどうかは不明。その他、残存していた安山岩切石の濡縁束石はいずれも「2」層内

で設置。

（4）本堂北区 幕末・明治に渡り廊下や廻廊の解体を行い大きく改作を受ける。

主な検出遺構【写真9・10】【図3・4断面図6】

礎石据え付け跡37 据え付け跡8・34と同様の構造である。「い1又2」から「い1又8」までの六箇所を検出した。

雨落石据え付け跡38 「い16」から「い1又7」の北側で約六・〇m分を検出。背面掘り込み幅は〇・1m〜〇・三m、深さは〇・二m。黄褐色の埋土には瓦片を含む。

瓦堆積39 「い1又2」から「い16」の北側で「1」・「2」層掘削後に検出。

雨落石南側石背面からほぼ全面に本瓦・棧瓦が堆積。埋土は据え付け跡38と同様の黄褐色土。後述する地覆石抜き取り跡40・41等の埋土とも酷似していることから、渡り廊下の解体から現況雨落溝の設置まで一連の改作と考えられる。

地覆石抜き取り跡40・41及び礎石据え付け跡42・43 本堂から庫裏を繋ぐ渡り廊下跡に位置する。雨落石直下及び雨落溝堆積土直下で「い13」、「い15」の一間北側の礎石据え付け跡を検出した。規模は前者が〇・四m×〇・九m、後者が〇・八m×〇・九m。いずれも掘方埋土に五・〇cm〜一〇・〇cmの自然石を充填。中心部には礎石抜き取り後の埋土も僅かに残る。柱間距離は一・八m。土坑44 「2」層に対応する上面の小礫層を除去したところで検出。土坑内はやや不整形な集石遺構。礎石直下の根石か。「い1又7」北一・五mの位置にある礎石風の自然石やその北側で検出した巨礫等と共に建物跡になる可能性がある。埋土からは幕末を中心とした陶磁器類が多数出土。

その他の遺構 残存していた濡縁束石は南区・西区と異なり、自然石で扁平なもの。いずれも「2」層内で設置。

（5）庫裏南区 本堂から庫裏雨落排水溝へ接続する新規排水溝設置範囲である。主な検出遺構【写真12】【図3・4断面図7】

抜き取り跡45 「い1又2」、「い13」の北側で幅〇・二m〜一・〇mの溝状遺構を検出。黄褐色の埋土には瓦片を多く含む。深さは五・〇〜一〇・〇cm。

廻廊西面軒先と庫裏渡り廊下東面の軒先を受ける南北雨落溝の抜き取り跡の可能性がある。

石組溝跡46 試掘トレンチ⑧の範囲では東西方向の石組溝跡を検出。側石は断片的な残存であるが、二段以上の石積みになる箇所もある。抜き取り跡も含めると規模は幅〇・四m、深さ〇・五m。溝埋土からは幕末・明治期の陶磁器類が出土。後述する礎石据え付け跡47と一連の構築であり、再建伽藍に伴う遺構と考えられる。

礎石据え付け跡47・48 先述の渡り廊下「いー3」の柱位置の延長上の据え付け掘方である。規模はいずれも径一・〇mと推定。埋土には五・〇cm〜一〇・〇cmの自然石を充填する。両者の柱間規模は一・八m。

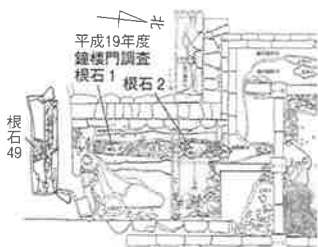
〔6〕本堂南東区 本堂南東隅から境内東側へ排出する斜行溝改修範囲である。

主な検出遺構【写真13】【図5】

根石49 「5」層に似た粘性の強い赤褐色土を約〇・二五m掘り込み、径五・〇cm〜一〇・〇cmの自然石を充填し、幅〇・四m、厚さ〇・二mの断面逆台形の自然石を据え付ける。平成一九年度の鐘樓門保存修理に伴う発掘調査で検出した根石1・2と一連の廻廊柱位置直下の根石である。柱間距離は二・一m以上。当遺構は調査後に上面をシート保護した上で、石垣改修を行った。

〔7〕経石出土位置

この度の保存修理では着手時の表面調査で本堂と南北旧廻廊接続部分の土間に経石が露出していることを確認していた。これらは本堂造営終盤での経石埋納を示唆するものであり、鐘樓門や経蔵と併せて経石埋納作法を究明する上でも重要な遺構となる。修理工事中は露出経石にシート保護を行った。本調査時には北区「いー又8」、「いー10」及び西区「ろー10」、「ろー10」の礎石据え付け掘方上面で経石を検出。周



【図5】 根石49遺構平面図 (S=1/200)

辺は度々改作が行われている範囲であり、その際に本堂又は渡り廊下内の経石が二次的に移動した可能性が高いと判断した。これらについては現位置で不織布による保護層を設け、現地保存とした。その他、北面式台玄関石の据え直し時、背面出土の経石一点については一旦取り上げ、修理完了後に現位置に近い式台玄関床下の土間に再設置した。今後、本堂床下や廊下部分で掘削に伴う修理が生じる場合は、経石の存在に留意する必要がある。

小 結

本調査では軒下を中心に面的な遺構検出を行った。東区・南区では再建時の構築状況を示す各遺構を整然と検出。中でも、土坑4・5は柱位置の計画変更あるいは設計側と施工側の情報伝達の錯誤を窺わせる遺構で、創建伽藍焼失後に慌しく再建が進められている様子を想起するものとなった。一方、西区では再建時の遺構の中で先行する雨落溝（石組溝跡17）を検出。これは一度暫定的に本堂を完成させ、事後に小規模な改修を行った形跡と捉えることができる。出土遺物からの裏付けはできなかったが、寛延三年（一七五〇）の天樹院としての再建と宝暦五年（一七五五）の天樹院から大照院への復旧という記録は興味深い。詳細な検証が必要である。この他にも西区の石組溝跡13・14、根石15・16、礎石据え付け跡24〜27、北区の礎石据え付け跡42・43、庫裏南区の礎石据え付け跡47・48、石組溝跡46など、現在はその姿を留めないが再建伽藍の変遷を理解するために重要な地下遺構であり、今後も文献資料との検証を行いながら、未調査範囲を含めた総合的な調査が必要である。さらには焼失前の創建伽藍の遺構（石材50【図4断面図1】・51【図4断面図5】）と考えられるものも断片的に検出。これらは「5」層の下層で構築されており、【図4断面図2】の最下層では大量の炭化物と焼土が堆積していた。創建当初の本堂もほぼ同位置に建立されていたことを示唆するものかもしれない。

今回の大照院本堂保存修理に伴う発掘調査では本堂をはじめとした周辺建物の造営過程の一端を知ることができた。建造物の維持管理に必要な排水溝の改修も地下遺構の保存を勘案しながら、速やかに排出できるものに改善された。

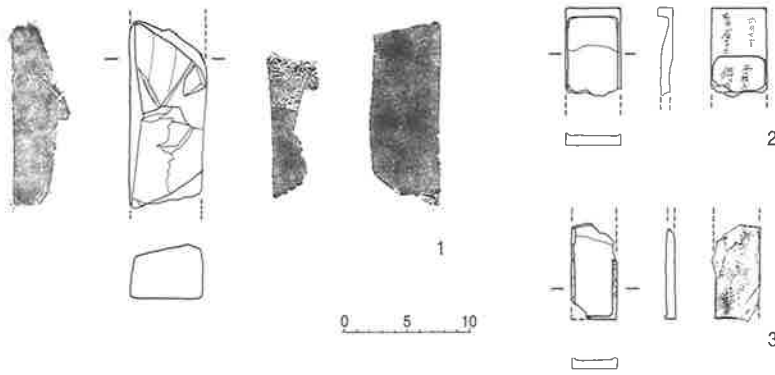
施工範囲で検出した地下遺構には保護層を設け、その直下で保存。雨落溝内で検出した先行遺構で施工範囲より高く重複するものは、撤去せずに雨落溝内で露出表示とし、両者を活かした修理を行った。ただし、庫裏南区の抜き取り跡45については、遺構埋土が施工深度と重複したため、止むを得ず完掘を行った。今後は史跡整備の観点から再建時の伽藍配置や排水体系の解明を進め、今現在残されている伽藍を活かしながら、より良い環境に整備していくことが重要である。

三 遺 物

発掘調査では石製品(経石を除く) 一四点、瓦類二二、一五五点(うち軒丸瓦三六〇点、軒平瓦二三三三三点、丸瓦四、三七〇点、平瓦一四、七三三三三点、軒棧瓦五〇点、棧瓦一、七〇六点、道具瓦「鬼瓦・鳥翁・隅瓦・目板瓦・面戸瓦・熨斗瓦・棟飾り・輪違い・四半敷瓦」一三九点、現代瓦五八〇点) 土器類五、四二四点(うち陶器二、二六〇点、磁器七〇三点、須恵器五点、土師器二、四一五点)、木製品・木片二五点、金属製品一、一〇七点(うち銭貨六七点)の遺物が出土した。

〔1〕石製品【図6】

(A) 砥 石
1 残存長一五・〇cm、幅五・五cm、残存厚四・五cm。堆積岩を素材とし、小口を除く四面に砥面を留める。東区南端 雨落溝埋土出土。『長州産物



【図6】出土石製品実測図及び拓影 (S=1/6)

名寄』には、砥石産地として「阿武郡椿村山田ノ内小原」及び「同郡同村ノ枝郷川上村ノ内高瀬ノ大形山」が記され、いずれかに該当すると考えられる。

(B) 硯

2 暗灰色の頁岩を素材とした硯。硯幅四・四cm、残存長七・二cm。硯背下端に「六月廿七日/寶曆十三」、また硯背覆手に「西林土カ/得月カ」の線刻あり。赤間関産か。西区北第2層出土。3 浅黄色の頁岩を素材とした硯。硯幅三・六cm、残存長七・八cm。硯背には記号と思われる線刻があるが判読不能。西区北第1層出土。

〔2〕瓦 類

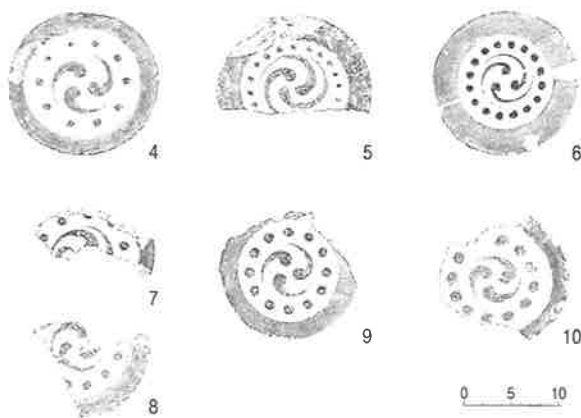
(A) 軒丸瓦

軒丸瓦は瓦当紋様意匠の違いから巴紋軒丸瓦をI型式、文字紋軒丸瓦をII型式に大別し、瓦範の違いはアルファベットを付して分類した。

巴文軒丸瓦 (I型式) 【図7】

A種 4 左巻き三巴紋。瓦当径一六・〇cm、瓦当厚一・六cm。暗灰色で硬質の焼し焼き。西区北端 雨落溝埋土下層出土。同紋例は各面雨落溝埋土から合計六 points 出土。

B種 5 左巻き三巴紋。瓦当径一六・二cm、瓦当厚一・八cm、珠紋二四(推定)。巴紋頭部が中心に寄り、尾部は長い。暗灰色で硬質焼成。西区北第1層下層出土。
C種 6 左巻き三巴紋。瓦当径一五・六cm、瓦当一・四cm。尾部が長い。暗灰色で硬質の焼し焼き。



【図7】出土軒丸瓦I型式拓影 (S=1/8)

北区東 雨落溝埋土出土。

D種 7 左巻き三巴紋。瓦当径一五・六cm (推定)、瓦当厚一・六cm、珠紋一〇 (推定)。灰白色で硬質焼成。東区北 雨落溝埋土出土。

E種 8 左巻き三巴紋。瓦当径一五・〇cm (推定)、瓦当厚一・五cm、珠紋一二 (推定)。暗灰色。西区北 雨落溝埋土最下層出土。

F種 9 左巻き三巴紋。瓦当径一四・八cm、瓦当厚二・一cm。暗灰色で硬質の焼し焼き。北区東第4層 (整地土) 出土。同紋例が東区及び南区の雨落溝埋土から出土。

G種 10 左巻き三巴紋。瓦当径一五・〇cm (推定)、瓦当厚二・一cm。F種と酷似するが、珠紋の彫り込みが深く尾部がやや長い。暗灰色で硬質の焼し焼き。西区中央 第1層出土。同紋例が西区 第1層下層及び東区北端瓦堆積等から出土。

文字紋軒丸瓦 (II型式) 【図8】

瓦範は大別してAからHの八種類を確認した。いずれも色調は暗灰色から灰白色で、焼成は硬質の焼し焼きである。

A種 11 瓦当径一六・四cm、瓦当厚二・九cm。丸瓦部を含めると全長三七・八cm、筒部長三三・五cmを測る。丸瓦部には瓦当面から一六・〇cmと三〇・〇cmの位置に直径一・三cmの釘穴を穿孔。北区東 雨落溝埋土及び同区西 雨落石背面から二点出土。

B種 12 瓦当径一五・五cm、瓦当厚三・一cm。瓦当紋様「一」右端と珠紋の間に範傷あり。北区西 第1層出土。13 南東区出土例は瓦当下半側面に「田」の刻印を押す。

C種 14 瓦当径一五・五cm、瓦当厚二・四cm。南区東 雨落溝埋土出土。その他には、東区北端 瓦堆積及び北区西 第1層から出土。

D種 15 瓦当径一五・〇cm、瓦当厚二・一cm。北区東 瓦堆積及び同区西 雨落石背面出土。

E種 16 瓦当径一五・四cm、瓦当厚二・一cm。南区東 雨落溝埋土及び17同区

西 雨落溝埋土出土。E種の瓦当面に残る瓦範木目痕が萩城跡時打矢倉跡出土軒丸瓦II型式E種と一致することから、両者は同範である。範傷の進行度合から、大照院出土例が先行する。

F種 18 瓦当径一五・〇cm、瓦当厚一・九cm。北区東 瓦堆積出土。その他には、東区北端 瓦堆積や同区北 雨落溝埋土等から合計五点出土。F種は瓦当面外縁内面と珠紋との間にある範傷が萩城跡時打矢倉跡出土軒丸瓦II型式B種と一致することから、両者は同範である。両者の範傷進行に顕著な差が見られないため、先後関係は不明である。

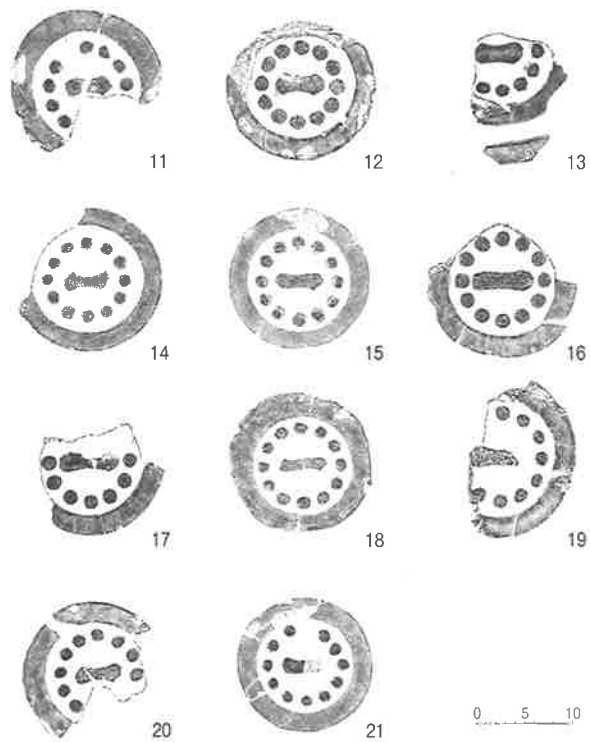
G種 19 瓦当径一六・〇cm、瓦当厚二・〇cm。東区北端 瓦堆積出土。

H種 20 瓦当径一五・〇cm、瓦当厚二・三cm。東区北端 瓦堆積出土。

I種 21 瓦当径一四・五cm、瓦当厚二・〇cm。北区東 瓦堆積出土。

谷用軒丸瓦 瓦当面が楕円形をなす無紋軒丸瓦。凸面側から見た丸瓦部左側面と瓦当面のなす角度は一二〇度〜一三五度を測る。北区西 雨落溝埋土出土。

図は未掲載。



【図8】出土軒丸瓦II型式拓影 (S=1/8)

(B) 軒平瓦

軒平瓦は中心飾の紋様意匠の違いから唐草紋軒平瓦をI型式、文字紋軒平瓦をII型式に大別した。

唐草文軒平瓦 (I型式) 【図9】

瓦範の違いはアルファベットを付して分類し、同紋異範についてはその後に算用数字を付して細分類した。軒丸瓦I型式と組み合う。

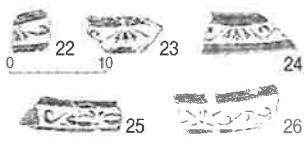
A種1類 22中心飾に三葉の堆蕊紋を置く均整唐草紋。後述する軒棧瓦A・B種と紋様構成が共通する。瓦当厚四・三cm。暗灰色の燻し焼き。南区東端雨落溝埋土下層出土。

A種2類 23瓦当厚は三・八cmとやや薄い。暗灰色を呈するが摩滅顕著。東区北雨落溝埋土下層出土。

A種3類 24瓦当厚は四・〇cm。唐草紋の反転が弱い。暗灰色の強い燻し焼き。南区東雨落石背面出土。

B種 25蝶結び風の中心飾に唐草紋が一回反転する均整唐草紋。瓦当幅(推定)一七・〇cm、瓦当厚三・五cm。灰白色から暗灰色の硬質焼成。東区南端第3層(基壇土)から二点出土。

C種 26中心飾から唐草が三回反転する均整唐草紋。瓦当幅(推定)一八・〇cm前後、瓦当厚四・二cm。灰色から淡黄色を呈し摩滅顕著。東区中央雨落溝埋土出土。



【図9】出土軒平瓦I型式拓影 (S=1/8)

文字紋軒平瓦 (II型式) 【図10】

軒丸瓦II型式と組み合う。毛利家の家紋意匠の一部である「一」を中心飾に置き、その両側で左右対称に唐草紋が三回反転する。AからDの四種に分類する。

A種 27全長二七・九cm。瓦当幅は上弦・下弦ともに二六・五cm、瓦当厚は四・二cm。瓦当面右脇に「V」の刻印を押す。暗灰色で硬質の燻し焼き。北区東瓦堆積出土。同紋例は西区中央第1層、東区北端瓦堆積、北区

西雨落溝埋土、同区東雨落石背面等から出土。

B種 28瓦当厚四・〇cm。灰色の硬質焼成。北区西雨落溝埋土出土。その他には、東区中央雨落溝埋土から出土。

C種 29瓦当幅(推定)二二・四cm、瓦当厚三・八cm。中心飾「一」の上端に十字状の紋様が入る。唐草紋は三回反転するが形骸化。暗灰色(灰色の硬質焼成)。南東区石垣背面出土。

D種 30瓦当厚四・五cm。中心飾「一」の上下に凸出箇所があるが、紋様か範傷かは判別不能。暗灰色で硬質の燻し焼き。北区東雨落溝埋土及び南区東雨落溝埋土出土。

(C) 軒棧瓦

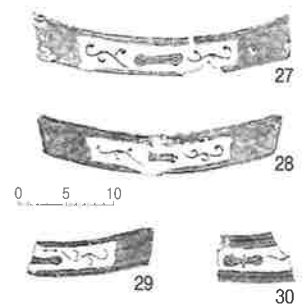
出土した軒棧瓦はいずれも軒丸瓦部を持たない。中心飾の紋様意匠の違いから唐草紋軒棧瓦をI型式、文字紋軒棧瓦をII型式に大別した。瓦範の違いはアルファベットを付して分類し、同紋異範についてはその後に算用数字で細分類した。

唐草紋軒棧瓦 (I型式) 【図11】

A種1類 31中心飾に三葉の堆蕊紋を置く均整唐草紋。軒平瓦部の残存幅は二四・七cm。瓦当厚は四・〇cm。灰白色から暗灰色の燻し焼き。北区東雨落石背面出土。

A種2類 321類と同紋であるが、やや小型。軒平瓦部の残存幅は一四・〇cm、瓦当厚は四・四cm。暗灰色の燻し焼き。瓦当左側面に「阿」の刻印を押す。北区西雨落石背面出土。同紋例は各面の雨落溝周辺から合計六点出土。

B種1類 33A種と同様の均整唐草紋であるが、中心飾の上端に三つの堆蕊を束ねる結節がなく、左右に反転する唐草紋の表現も鈍く太い。軒平瓦部の残存幅は二四・五cm、瓦当厚は四・六cm。灰白色から暗灰色の燻し焼き。北区



【図10】出土軒平瓦II型式拓影 (S=1/8)

東瓦堆積出土。同紋例は東区中央溝埋土下層、北区西雨落石背面、同区西第1層下層等から出土。

B種2類 34 1類と同紋であるが、唐草紋の表現がより鈍く太い。軒平瓦部の残存幅は一四・〇cm、瓦当厚は四・

六cm。暗灰色の燻し焼き。西区南雨落石背面出土。同紋資料は南区雨落溝埋土出土。

B種3類 35 1類と同紋。中心飾付近に範傷あり。軒平瓦部の残存幅は二・五cm、瓦当厚は四・一cm。暗灰色の燻し焼き。南東区石垣背面出土。同紋例は北区東瓦堆積出土。同紋例は北区西雨落石背面出土。

B種4類 36 1類と同紋であるが、第3唐草が形骸化する。軒平瓦部の残存幅は二・五cm、瓦当厚は四・〇cm。赤褐色の硬質焼成。瓦当面、顎面、凹面に柿色系の釉薬を施す。補修瓦か。西区北溝埋土上層出土。

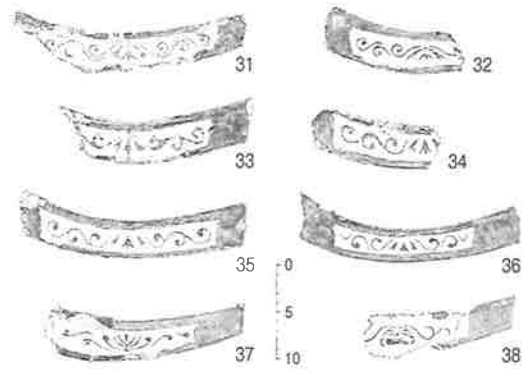
C種 37 中心飾に五葉紋を置く均整唐草紋。左右対称に唐草紋が三回反転する。軒平瓦部の残存幅は一七・〇cm、瓦当厚は四・三cm。暗灰色から灰白色の燻し焼き。北区東式台玄関西狭間石背面出土。同紋例は東区北端瓦堆積及び南東区石垣背面等から出土。

文字紋軒棧瓦 (II型式)

II A種 38 中心飾「一」から左右対称に唐草紋が三回反転する。軒平瓦部の残存幅は一六・二cm、瓦当厚は四・五cm。庫裏南区包含層出土。同紋例は北区東雨落石背面出土。

(D) 道具瓦 [図12]

隅切瓦 いずれも焼成前成形によるもの。39 出隅用隅切瓦。角度は四〇〜四五



【図11】出土軒棧瓦 I・II型式拓影 (S=1/8)

度。厚さ二・〇cm、暗灰色の燻し焼き。東区南雨落溝埋土出土。40 入隅用隅切瓦。角度は一三五度。厚さ一・九cm、暗灰色の燻し焼き。北区東雨落溝埋土出土。41 入隅用隅切瓦。角度は一四〇度。厚さ二・〇cm、暗灰色の燻し焼き。北区西雨落溝埋土出土。42 棧瓦後端部。棧瓦部端面と平瓦部側面のなす角度を一一三〇度に成形する。厚さ二・〇cm、暗灰色の燻し焼き。北区西雨落石背面出土。

熨斗瓦 43 平瓦を素材とした割り熨斗瓦。凸面中央に櫛齒状工具で側縁に平行した刻み目を入れ、凹面にもヘラ状工具で分割目安線を入れて焼成後に分割。本堂石段背面出土完形品から規模は全長二九・〇cm、熨斗幅は一三・〇cm前後、厚さ二・〇cm。暗灰色の強い燻し焼き。北区東瓦堆積出土。その他には北区西雨落溝埋土及び同区東雨落石背面、同区東第1層下等から出土。44 は切り熨斗瓦。熨斗幅一三・〇cm、厚さ二・〇cm。灰色の硬質焼成。西区北端表土出土。

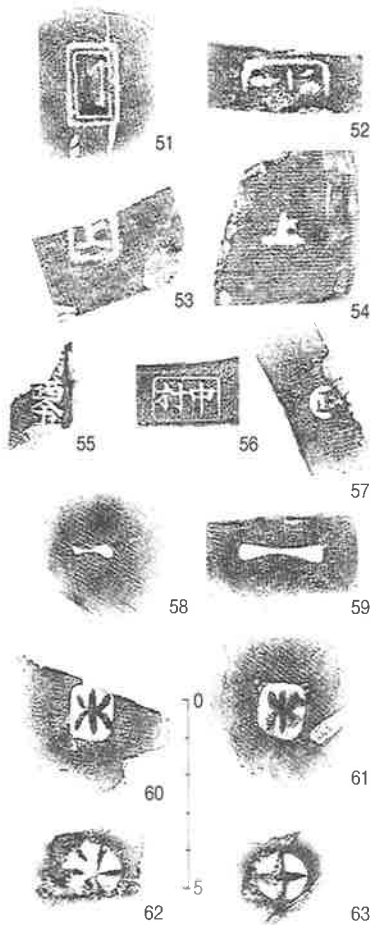
棟飾り 45 右巻き三巴紋棟飾り。直径七・二cm、瓦当厚一・二cm。舌部残存長七・五cm、幅は四・〇〜五・〇cmで板状をなす。西区北第2層(茶室造成土の可能性あり)出土。46・47 蓮華紋棟飾り。いずれも下端側が残存し、外縁は無い。前者は直径(推定)八・二cm。瓦当厚一・五cm。灰色の硬質焼成。北区西第1層出土。後者は直径(推定)一〇・五cm、瓦当厚二・一cm。灰色の硬質焼成。北区中央第1層出土。48 輪違い。全長一一・〇cm前後、広端幅一三・〇cm、狭端幅九・〇cm。南区西端雨落石背面出土。西区北表土(茶室)出土例は狭端面に「田」の刻印を押す。

また、南区中央の雨落石背面裏込土では、輪違いを雨落石構築時の基壇土土留めに転用する【写真14】。

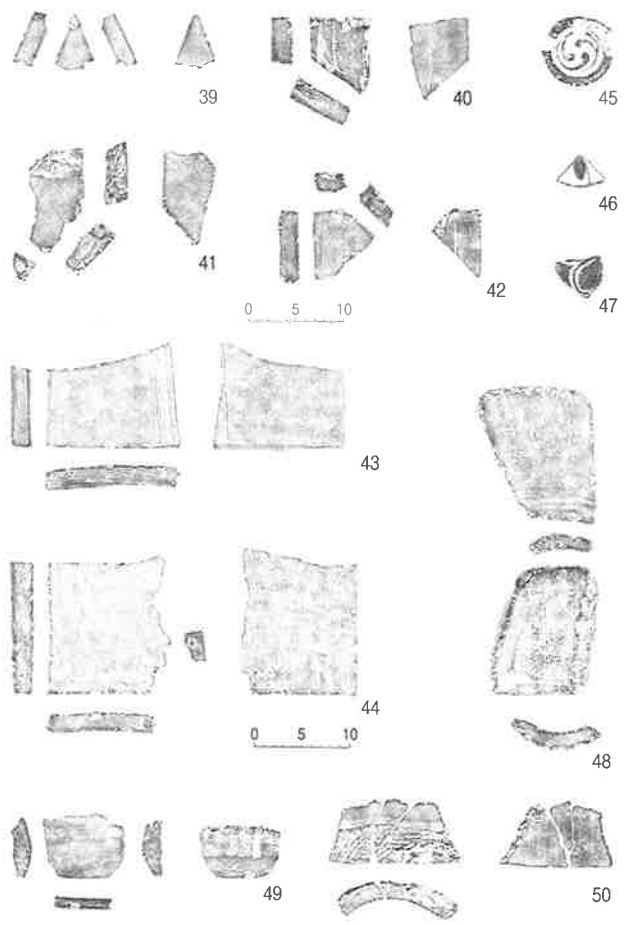
用途不明道具瓦 49 丸瓦を素材とする。焼成前に端面側縁寄りを削り、舌状をなす。幅八・五cm、側面幅五・〇cm、



【写真14】南区中央での輪違い転用例



【図13】出土刻印瓦拓影 (S=1/2)



【図12】出土道具瓦拓影 (S=1/8)

厚さ一・八cm。暗灰色の硬質焼成。面戸瓦か。西区北 雨落溝埋土下層出土。50横断面の湾曲が中央部で強く、側面寄りで緩やかになる。凸面端部寄りには幅三・〇〜四・〇cmの粘土帯貼り付け痕跡をとどめる。雁振瓦か。西区北端 第1層下層出土。

〔E〕刻印瓦【図13】

以下、瞥見した内容を示す。51阿川の「川」。玉縁長三・二cm、筒部長二〇・八cmの丸瓦凸面に押印。西区北 第1層出土。52「河七」。平瓦端面に押印。西区南 雨落溝埋土出土。53「田」、54「上」。前者は北区 東 第1層出土、後者は北区西 雨落溝埋土出土。いずれも軒平瓦又は軒棧瓦の右脇に押印。55「湊西金」。平瓦端面に押印。北区東 第1層下層出土。56「中村」。平瓦端面に押印。南東区 石垣背面出土。57「田」。平瓦端面に押印。北区東 雨落溝埋土出土。58「一」。玉縁長二・五cm、筒部長(推定)一六・五cmの小型丸瓦凸面に押印。西区北端 雨落溝埋土出土。59「一」。前者に較べ文字幅が広い。平瓦端面に押印。北区 東 第4層(整地土焼土混じり)出土。60・61「*」。いずれも丸瓦凸面に押印。前者は北区東 瓦堆積出土、後者は北区西 雨落石背面出土。62「*」。平瓦端面に押印。東区北 第1層出土。63「⊕」。丸瓦凸面に押印。東区中央 雨落溝埋土出土。

〔3〕土器類

北区及び庫裏南区からは多くの陶磁器片が出土した。肥前では一八世紀前半から一九世紀前半を示す碗(花唐草紋・高台寄りに蜻唐草紋・染付青磁、高台内に渦「福」・梵字紋・内外面とも氷裂地菊花紋等)が出土。いずれも複数の個体片を確認できることから、接待用の客組物であったと考えられる。これは高台内に残る墨書「客殿」「客」「衆」「萩・碗」、「権□/役者用」(京焼系・煎茶用急須蓋)及び釉薬記名の「チン(椿力)」(須佐唐津・碗)等からも推察できる。この他には一七世紀末から一八世紀末を示す肥前の仏飯器(半菊紋・蜻唐草紋)や口縁寄りに

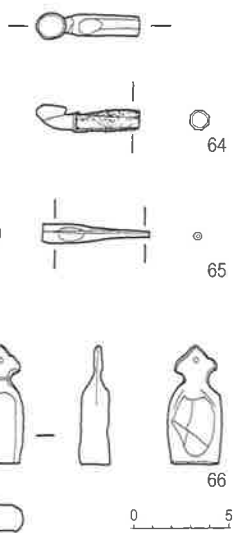
「一に三つ星紋」を記した須佐唐津の碗、備前の保命酒徳利（体部に大黒天を貼り付け）等も出土している。

〔4〕 金属製品

64 煙管雁首。全長五・三 cm、火皿直径一・四 cm。小口断面は六角形をなす。

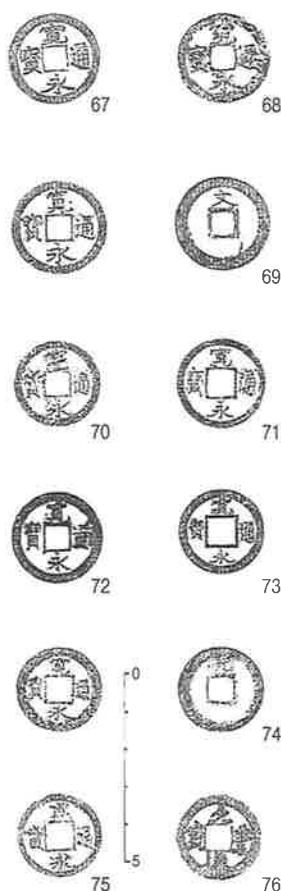
胴部全面には菱形紋を施紋。下端側に板材の合わせ目を留める。北区西 雨落石背面出土。65 煙管吸口。全長五・六 cm、小口直径一・〇 cm、口元直径〇・四 cm。板材の合わせ目と蟻付け痕跡を留める。西区北 第一層出土。66 鈴の形状をした銅製品。全長六・三 cm、最大幅二・八 cm、最大厚一・六 cm、重量四〇・〇 g。中空で側面に合わせ目を留める。鈕には直径二 mm 大の穿孔あり。西区

北 攪乱土坑埋土出土。67・68 「古寛永」。前者は北区西 雨落石背面出土、後者は西区中央 第一層出土。69～75 「新寛永」。69 は背文字に「文」。北区西 第一層出土。70～73 は北区西 第一層出土。74 は背文字に「元」。西区北 表土出



【図14】 出土金属製品実測図 (S=1/4)

土。75 は北区西 雨落石背面出土。76 元豊通寶。南区東 雨落溝埋土出土。



【図15】 出土銭貨拓影 (S=1/2)

第二項 経蔵発掘調査

一 序 言

発掘調査に係る経緯 平成二二年一月から着手した重要文化財大照院経蔵の

保存修理において、全解体後に実施する四半敷瓦・礎石・雨落石・参道敷石・周辺石垣等の据え直しに伴い、史跡に影響を与える範囲の発掘調査を実施した。調査は修理工事と並行して進め、その前後で断続的に行った。試掘調査は平成二二年八月から一二月まで、石垣修理や礎石据え直しに伴う本調査は、北面中央石垣及び経蔵中央部北端から北張り出し部の範囲を平成二四年二月から七月まで、北面東石垣・北面西石垣及び東面石垣の範囲を平成二七年一月から平成二八年三月まで行なった。参道敷石据え直し等に伴う発掘調査は平成二八年六月に実施した。

史跡現状変更 発掘調査に伴う主な史跡現状変更申請は以下のとおりである。

試掘調査に係る現状変更（発掘調査）は、平成二三年四月一八日付けで申請し、平成二三年五月二〇日付け二三受庁財第四号の一二八で許可を得て、平成二三年一〇月一四日付けで史跡現状変更の計画変更書を提出し、平成二三年一月一八日付け二三受庁財第四号の一三六七で計画内容の承認を受けた。

本調査に係る現状変更（発掘調査及び石積修理）は、平成二三年一月二一日付けで申請し、平成二四年一月二〇日付け二三受庁財第四号の一五三二で許可を得て、平成二八年一月一三日付けで史跡現状変更の計画変更書を提出し、平成二八年二月一日付け二七受庁財第四号の一九一四で計画内容の承認を受けた。参道敷石の据え直し等に係る現状変更（経蔵敷石据え直し等）は、平成二七年四月二日付けで申請し、同年五月一五日付け二七受庁財第四号の五三二で許可を得て、平成二八年七月七日付けで史跡現状変更の計画変更書を提出し、平成二八年八月二三日付け二八受庁財第四号の六九五で計画内容の承認を受けた。

調査体制及び報告書の作成 今回報告する調査内容は、萩市文化財保護課が調査指導を行いながら、大照院が実施した。報告書に掲載した遺構・遺物写真及び図面・図版・挿図類は作業員の協力を得て西川が作成した。出土遺物は

院が保管している。

二 検出遺構

基本層序 経蔵基壇の土層堆積は、大別すると上層から「1」四半敷瓦据付土（藁苧含む）、「2」粗砂層（輪蔵礎石据付）、「3」基壇土3（にぶい黄橙色、細粒砂シルト、二〜三mm大の石灰粒を含みよく締まる。上段礎石据付及び経蔵中央部構築土）「4」基壇土2（にぶい黄褐色、中〜粗粒砂シルト、中〜大礫多く含む。下段礎石据付に伴う構築土）「5」基壇土1（南半・にぶい褐色、中〜粗粒砂シルト、礫含む。北半・黄褐色、細粒砂シルト、焼土粒・二〜三mm大の石灰粒を含む。いずれも経蔵周辺石垣構築土）「6」整地土（橙色、細粒砂シルト、粘性強い。焼土・炭化物を含む。創建伽藍焼失後の整地土）「7」砂礫層（初代墓所から北東方向に延びる台地に由来する自然堆積か）という順序である【図17断面図2】。なお、西拡張部、北拡張部の「3」基壇土3は中央部とは異なり、拳大以下の礫を多く含む堆積である。

(A) 試掘調査【図16・17】

トレンチ① 約二・〇mを掘削した。大半は四半敷瓦据え付け土までの約〇・一mを掘削し、土層観察範囲は約〇・八mまでとした。併せて輪蔵基礎部北東側の一角では経石の取り上げを行った。

トレンチ② 合わせて約一・五mを掘削した。石垣背面は約〇・七m掘削し、背面裏込栗石を検出した。一方、根石は現地表面から約〇・五m掘削したところで検出。その直下は軟弱な砂礫層であることが判明した。

トレンチ③ 約四・〇mを掘削した。瓦片を含む包含層を約〇・二m掘削したところで遺構面を検出した。土層観察範囲は〇・七mまで掘削した。

トレンチ④ 約六・〇mを掘削した。大半は四半敷瓦据え付け土までの約〇・一mを掘削し、土層観察範囲は〇・六m掘削した。

トレンチ④南端では、瓦片を含む包含層を約〇・二m掘削したところで遺構面を検出した。土層観察範囲は〇・七mまで掘削した。

トレンチ⑤ 約二・五mを掘削した。包含層を約〇・一五m掘削したところで

遺構面を検出。土層観察範囲は〇・五mまで掘削した。

トレンチ⑥ 約〇・五mの範囲を〇・二m〜〇・三m掘削した。土層堆積は、現地表面から五・〇cm下までが叩き土、それ以下が基壇土であることを確認した。

トレンチ⑦ 約六・〇mの範囲を掘削した。瓦片を多く含む包含層を約〇・二五m掘削したところで遺構面を検出した。土層観察範囲は深さ〇・二m〜一・〇m掘削した。

トレンチ⑧ 約一・〇mの範囲を掘削したが、深さ〇・四mまで掘削し、拳大の礫層上面に石垣基底部が据え付けられていることを確認した。

主な検出遺構

石垣1 トレンチ①西張り出し部の床面から〇・六m下層で長さ〇・四八m、高さ〇・四m以上の巨石を検出。巨石は東側に面を持ち、西側で栗石の堆積を確認できる石垣である。西張り出し部増築に先行する石垣遺構と考えられる。

据え付け跡2 トレンチ①中央部西面下段礎石前面の拳大程度の礫地業上面に幅〇・二m程度の平坦面を留め、それ以西は石垣1の埋め立て前に削平を受ける。西張り出し部増築前の雨落石据え付け位置に伴う平坦面である。

据え付け跡3 トレンチ①中央部北面下段礎石前面に幅〇・三m程度の平坦面を留め、それ以北は埋め立て前に削平を受ける。北張り出し部増築前の雨落石据え付け位置に伴う平坦面である。

溝4 トレンチ③北張り出し部西面下段礎石前面から西へ〇・八五mの位置で南北方向の溝状遺構を検出。「5」基壇土1を掘り込む。規模は延長一・二m、



【写真15】経蔵内試掘トレンチ全景（南東から）

幅〇・八m、深さ〇・四m。土層断面で水流堆積は確認できない。埋土上層からは全長二七・〇cm、幅九・六cm、高さ八・〇cm、安山岩（笠山石）製の延石が出土した。

溝5 トレンチ④中央部南

面下段礎石前面から南へ

〇・九mの位置で東西方向の溝状遺構を検出。規模は延長〇・六m、幅〇・八m、深さ〇・二二m。土層断面で水流堆積は確認できない。

石列6 トレンチ⑤では幅〇・三m、高さ〇・一五m、延長一・五mを測る延石の石列を検出【写真16】。石列北東側の埋土には拳大程度の礫を多く含み、南西側は経蔵南端石垣裏込土や経蔵西端石垣に並行する石組溝の据え付け埋土等により攪乱を受ける。検出した石列の軸線は北で西に六七度傾き、後述する石組溝14の軸線とほぼ一致することから、石垣1に対応する石組溝側石の可能性がある。

溝7 トレンチ⑦北張り出し部東面下段礎石前面から東へ〇・九mの位置で南北方向の溝状遺構を検出。「5」基壇土1を掘り込む。規模は延長二・八m、幅〇・九m、深さ〇・二m。土層断面で水流堆積は確認できない。なお、溝状遺構は中央部と北張り出し部の北東側入隅で矩折れし、東西方向にも連続することが判明した。

小 結

試掘調査では据え付け跡2・3の検出により、再建当初の建物の際には、西面・北面にも雨落石が巡っていたことが確認できた。また、石垣1や石列6は再建当初の経蔵西側の地形や排水経路を考察する上で貴重な発見となった。その他にも、北張り出し部の東西両側で検出した溝4・7は、遺構の性格は判然



【写真16】 石列6（南東から）

としのないものの、いずれも基壇縁から〇・九m程度の位置に「5」基壇土1を掘り込んで開削されており、建物との関連性が注目される。中央部南面で検出した溝7も含め、北張り出し部増築時の計画を考慮に入れた検討が必要である。いずれにせよ、建物基礎部の本格的な修理に先立ち、試掘調査によって地下遺構の検出位置や深さの想定ができたことにより、保護が必要な地下遺構を把握することができた。

(B) 本調査【図16・17】

〈1〉外周石垣積み直しに伴う発掘調査

経蔵外周石垣は安山岩（笠山石）の切石を用いて二段から四段積み上げたものである。これらのうち北面及び北東隅付近は不安定な地盤上に構築され、沈下・孕み出し等の変位を生じている。石垣修復に伴い、東面と北面で発掘調査を実施した。

「ア」東面石垣 背面では約一二・〇mの範囲の裏込土及び基壇土・整地土を深さ〇・三m、一・〇m掘削した。平面的には〇・二m、〇・三m包含層を掘削したところで遺構面を検出し、その後、記録を取りながら施工に必要な範囲まで掘削した。前面では石垣基底部からの据え直しのため、約四・〇mの範囲の包含層及び整地土を現地表面から深さ〇・三mまで掘削した。

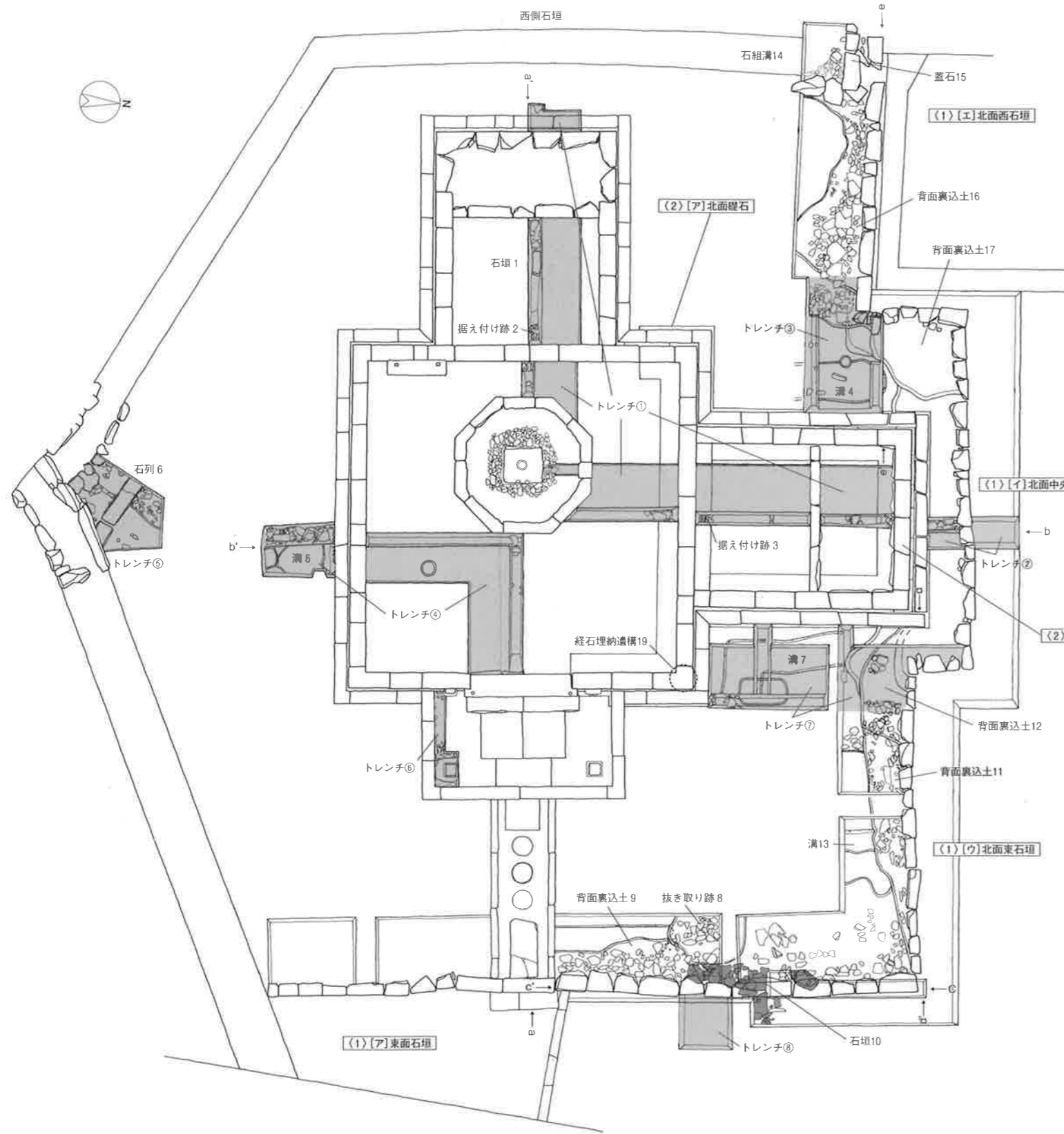
なお、東面石垣北東隅から南約一・五mの範囲は、解体前の根石沈下が顕著であること、また石垣基底部に礫石等の基礎地業が無いことから、復旧時には砕石を転圧し、地盤改良を行った上で積み直すこととした。



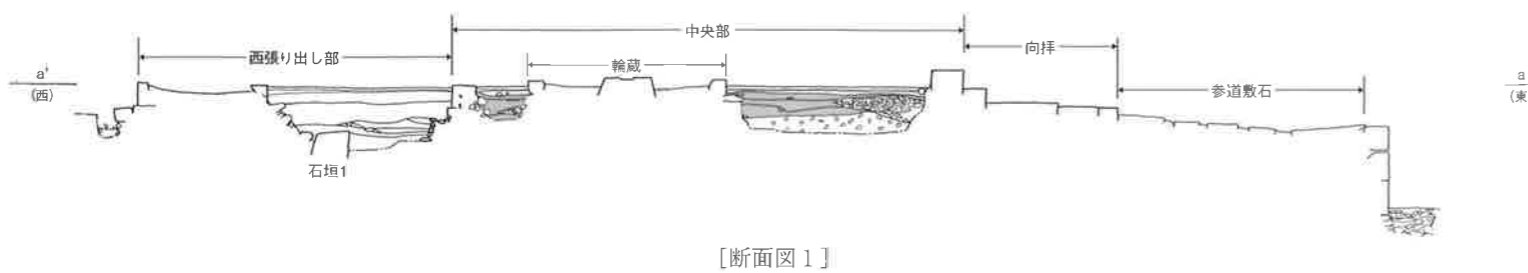
【写真17】 石垣面北東隅（北東から）



【写真18】 同右背面検出（北東から）



【図16】経蔵 発掘調査 遺構平面図 (S = 1/100)



【断面図1】



【写真19】北面西石垣 蓋石15 (北西から)



【写真20】同左 背面裏込土16 (北から)



【写真21】同左 石組溝14 (北から)



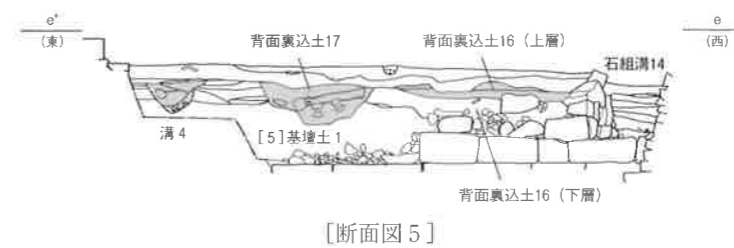
【写真22】北面中央石垣 東入隅部 (北東から)



【写真23】北面中央石垣 西入隅部 (北西から)



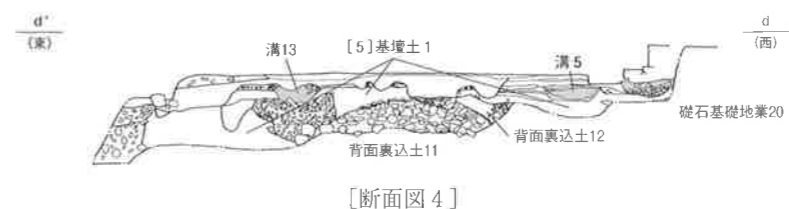
【写真24】北張り出し部 下段礎石 (北から)



【断面図5】



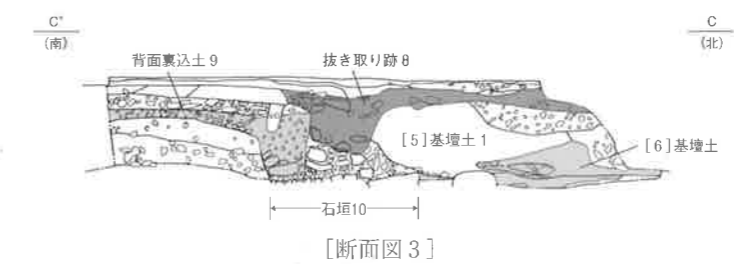
【写真25】同上 下段礎石礎地業B (北から)



【断面図4】



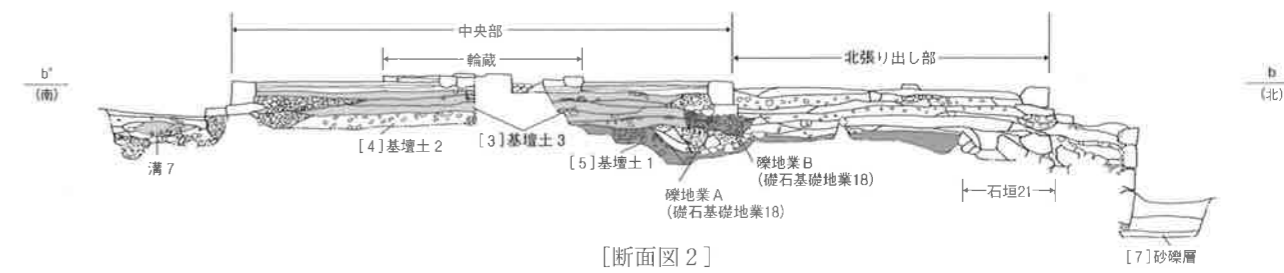
【写真26】同上 基礎土盛土前の礎地業A (北から)



【断面図3】



【写真27】同上 石垣21検出 (北から)



【断面図2】

【図17】経蔵 発掘調査 土層断面図 (S = 1/100)

主な検出遺構

抜き取り跡8 東西一・五m、南北一・〇mの範囲に割石や加工石材の破片が集中する【写真28・29】。調査当初は、後述する石垣背面裏込土9と一体の遺構と想定したが、断面観察の結果、当遺構が新しく深さ〇・七m程度の石材抜き取り跡と判断した。【図17断面図3】。



【写真28】背面裏込土9 (南から)

背面裏込土9 延長二・五m、幅〇・六mの範囲に拳大から人頭大の割石が集中する東面石垣の裏込土【写真28】。先述した抜き取り跡8の割石が上に重複し、当遺構の北端側で西へ矩折れすることから、当遺構と抜き取り跡8が当初は一連の遺構であったと考えられる。経蔵再建当初にはこれらの遺構の位置に石積あるいは石組溝が存在した可能性が高い。



【写真29】抜き取り跡8及び石垣10 (東から)

石垣10 東面石垣の天端から約一・三m下で長さ〇・六m以上、幅〇・四m以上の安山岩の巨石を二石検出【写真29】。これらは北側に面を持ち、南側で栗石堆積や胴銅石を確認できる石垣遺構である。「6」整地土や「5」基壇土1が上に堆積していることから、再建伽藍に先行する遺構と考えられる。

「イ」北面中央石垣 基底部に地盤改良を行った上で全て積み直すため、背面では約八・〇㎡の範囲の裏込土及び基壇土を深さ〇・三m〜一・〇m掘削した。断面観察で石垣下半は人頭大の割石を多く含んだ裏込土、上半は礫層基壇土と「5」基壇土1が互層積みとなる裏込土【写真22・23】、後述する石垣背面裏込土17を検出した。石垣前面は約六・〇㎡を現地表面から深さ〇・五mまで掘削し、試掘調査結果と同様に石垣基底部では軟弱な砂礫層を検出した。一方、

北西側入隅付近では青灰色粘質土を検出した。

「ウ」北面東石垣 背面では約一〇・〇㎡の裏込土及び基壇土を〇・三m〜一・〇m掘削した。平面的には〇・二五m掘削したところで遺構面を検出【写真17】。その後、記録を取りながら施工に必要な範囲まで掘削した【写真18】。前面では約五・〇㎡の現代包含層を深さ〇・三m〜〇・五m掘削。基底部根石は健全であることが判明したため、北東隅石のみの解体に留めた。

「エ」北面西石垣 背面では約九・〇㎡の裏込土及び基壇土を深さ〇・三m〜一・〇m掘削した。平面的には〇・一m〜〇・二m掘削したところで遺構面を検出【写真19】、その後、記録を取りながら施工に必要な範囲まで掘削した【写真20】。なお、沈下の顕著な入隅寄りの石組溝側石二石については下部に詰石を行って不陸調整した。

主な検出遺構

背面裏込土11 北面東石垣。延長約五・〇m、幅〇・八mの範囲で拳大から人頭大の割石集中箇所を検出。西端付近で〇・五m以上と厚く堆積するが、石垣下段は北東隅に向かって割石の量が減少する【写真17・18】。

背面裏込土12 北面東石垣と北面中央石垣の入隅部。背面裏込土11の上に重複する。裏込土には拳大から人頭大の割石の他、丸・平瓦や棧瓦片を多く含む。

なお、入隅部は算木積みではなく、北面中央石垣が後に構築される【写真22】。溝13 北張り出し部東面下段礎石から東へ四・五mの位置で、幅〇・四m、深さ〇・二五m、延長〇・六mの南北方向の溝を検出。北側は背面裏込土11で削平される。背面裏込土11を完全に除去したところ、その後から溝13の下層で幅一・一m、深さ〇・五mの小礫を充填した溝状堆積を検出するが関連性は不明【図17断面図4】。

石組溝14 経蔵西側石垣に並行して敷設された南北方向の石組溝。北排水口内の溝堆積土を約〇・七m掘削した。上層〇・五mは現代堆積、下層〇・二mは瓦を含む堆積である。さらに下層は拳大前後の栗石堆積となる。溝の両側面では二から三段の石積みを検出した【写真21】【図17断面図5】。

蓋石15 石組溝14の上面に設置された板状の石材である【写真19】。長さ一〇m、幅〇・四m、厚さ〇・一m。後述する背面裏込土17からは目板瓦・丸瓦部凹面に突起を貼り付けた軒丸瓦など土塀と関連の深い瓦が多く出土する。蓋石15の位置以外には遺構としての痕跡を留めないが、再建当初、石垣上面に土塀が設置されていた可能性がある。

背面裏込土16 北面西石垣。延長約四・〇m、幅〇・五mの範囲で人頭大割石の集中箇所を検出。西端では〇・五m〜〇・八m程度堆積。断面調査では、上層で石組溝14の側面石積に伴う裏込土を確認した【写真20】【図17断面図5】。

背面裏込土17 北面西石垣と北面中央石垣の入隅部。背面裏込土16の上に重複する。裏込土には北面石垣の裏込土と同様に上層は小礫を含んだ堆積と【5】。基壇土1が互層積み、下層は人頭大の割栗石を多く含んだ裏込土となる。なお、北面西石垣と北面中央石垣の入隅部は基底部で算木積みをなす【写真23】【図17断面図5】。

〔2〕礎石据え直しに伴う発掘調査 礎石は安山岩（笠山石）製の切石を用い、上下二段で構成される。北面石垣の変位と連動して不陸が顕著となった中央部北面及び北張り出し部の地盤改良及び礎石据え直しに伴い、基壇土及び基礎地業の礫層を掘削した。

〔ア〕北面礎石 約八・〇mの範囲の基壇土を深さ〇・七mまで掘削した。〇・五m〜〇・六m掘削したところで遺構面を検出した。

主な検出遺構

礎石基礎地業18 断面観察の結果、石垣構築基壇完成後に礎石設置範囲の掘り込み地業を行い（礫地業A）、その後、経蔵中央部の基壇構築にあわせて上層で再度礫地業を行い（礫地業B）、礎石を据え付けていることが判明した【図17断面図2】。

経石埋納遺構19 北東隅の礫地業B精査中に〇・五m四方の範囲で五〇個程度の経石を検出【写真32・33】。取り上げは行っていない。直下で土坑状に経石が埋納されている可能性がある。周辺や北西隅の同一面では検出せず。散見で

きる経文は妙法連華経。鬼門を意識した地鎮が考えられる。

〔イ〕北張り出し部礎石 礎石解体作業と前後して、三面を取り囲む礎石約九・〇mの範囲の基壇土を深さ〇・七mまで掘削した。

主な検出遺構

礎石基礎地業20 以下の基礎地業の工程を確認した。北面石垣構築後、（1）三面の縁辺部に幅〇・六m、深さ五・〇cm程度の溝を掘削し、拳大以下の割石を充填する。なお、北面は北東及び北西隅に縦〇・五m、横〇・四五m、厚さ〇・一m程度の板石を設置【写真26】。（2）その上面に北張り出し部の基壇土を盛土。（3）下段礎石を据え付ける際に不陸調整として拳大の割石を設置【写真25・24】。（4）基壇土を積み上げながら上段礎石も設置して完成となる【図17断面図2、4】。

石垣21 下段礎石直下〇・三mの位置で石垣状遺構を検出【写真27】【図17断面図2】。背面では〇・八mの範囲まで裏込栗石を確認。石材は安山岩（笠山石）ではなく、緑灰色系の凝灰岩。なお、この堆積は「5」基壇土1と連続することから、石垣21は経蔵再建当初ものと考えられる。

〔3〕四半敷瓦旧据付土の発掘調査 四半敷瓦直下の厚さ二・〇cm〜五・〇cmの据付土を約四七・〇m掘削したが、顕著な遺構は確認できなかった。

〔4〕雨落石据え直しに伴う発掘調査 基底部の土砂が流出し不陸が生じた約一五mを〇・一m〜〇・二m掘削した。掘削場所によっては礎石直下の礫地業2を検出した。

〔5〕向拝及び参道敷石据え直しに伴う発掘調査 不陸が生じた敷石を一旦撤去し、その直下に砕石地業を行って据え直すため、敷石直下を約〇・一五mの深さまで掘削した。その直下で顕著な遺構は確認できなかった。

〔6〕経蔵外周石垣基壇上面の発掘調査 石垣基壇上面の雨水排水向上のため、基壇上面約一一〇mの範囲の表土を五・〇cm〜一〇・〇cm程度掘削し、経蔵から石垣方向へ流れる水勾配に調整した。瓦類を主体とした包含層を掘削したが、遺構は確認できなかった。なお、石垣基壇上面は全面を砂利敷きで整備した。

小 結

本調査では、石垣基壇構築に伴う裏込土の堆積状況や中央部基壇構築過程及び北張り出し部の増築過程を推測できる堆積状況を確認した。この他にも経蔵再建時に伴う経石埋納遺構や増築過程での外周石垣の形態を示す遺構等も検出した。加えて、創建伽藍まで遡ると考えられる遺構も検出できたことは大きな成果である。最後に今調査の成果と課題を記してまとめとする。

(1) 検出遺構から想定する遺構変遷は、再建当初石垣1・石列6が組合い、経蔵中央部の西面から南面にかけて排水溝が配置されていたとみる。その後、西張り出し部増築に伴い、石垣1・石列6を撤去し、台地裾部を西側へ掘削して西側石垣と石組溝14を新設する。併せて既存の北面西石垣を改修し、石組溝14の東側石垣を構築する。この東側石裏込土(背面裏込土16上層)より古い時期を示すのが北面西石垣裏込土(背面裏込土16下層)である【図17断面図5】。これは「5」基壇土1を掘り込んで構築していることから再建当初の石垣とみる。また、北面東石垣裏込土11や石垣21も「5」基壇土1を掘り込んで構築しており、同様の位置を示すものといえる。よって、北張り出し部増築前の石垣21と北面東石垣は同一面を形成し、そこに北張り出し部増築に伴う北面中央石垣を構築する。これは両者の入隅部石積みの重複関係からも首肯できる。一方、北面西石垣は北面中央石垣との入隅部が算木積みをなすことから、再建当初の石積とみることができ、石垣21と出隅を形成していたものと考えられる。石垣遺構の他にも、基壇上面では抜き取り跡8や溝4・5・7・溝13【図16】などを検出しており、再建時から各増築時までを契機とした中での計画溝や排水溝としての機能が想定できるものの、現状ではそれぞれの関連性の検証には至っていない。なお、安永四年(一七七五)の絵図(46吉凶34観光公宗廣公殿御忌記録巻末絵図、山口県文書館所蔵)には、西張り出し部と思われる区画を含めた経蔵建物の範囲が描かれている。それと現況境内図を比較すると、北面西石垣の位置はおおよそ一致するが、北面中央から北面東石垣の表記は、現況の北面石組排水溝の辺りまで及ぶ。これが再建時あるいは西張り出し部増築時の形

態を示すものか即断はできないが、今後の保存修理や史跡整備の中で文献資料も含めた総合的な検証も必要である。

(2) 中央部北東隅での経石埋納遺構【写真32・33】の検出は予期せぬ発見であったが、調査側と修理工事側の適切な対応により、工法を変更することなく経石も現地保存することができた。将来、新たに礎石据え直し等を行う場合は、未調査範囲各所での基礎地業の精査を行い、経石埋納の有無を確認する必要がある。

(3) 再建伽藍以前の遺構と考えられる石垣10【写真29】は、今後、経蔵南側の墓所参道周辺でその続きを検出できる可能性がある。史跡整備に伴う現状変更等が発生する場合は地下遺構に留意する必要がある。

以上、試掘調査を含めた経蔵の発掘調査は、建造物の保存修理に伴う地下遺構(史跡)に影響を及ぼす範囲に限定した調査であったため、いずれも全容解明には至らなかった。ただし、今回検出した遺構も含め検討材料となる遺構は、近代工法による修理実施箇所を除けば全て地下に保存されている。今後もこれらの存在に留意した上で史跡の保全に努め、将来実施される修理の中で明らかにしていくことが重要である。

三 出土遺物

発掘調査では石製品(経石を除く)三点、瓦類一〇、〇一八一点(うち軒丸瓦一〇一点、軒平瓦一二四点、丸瓦一、四八四点、平瓦七、〇五三点、軒棧瓦二三点、棧瓦一、一〇七点、道具瓦類「鬼瓦・隅瓦・目板瓦・面戸瓦・熨斗瓦・棟飾り・輪違い・敷瓦」一二六件)、土器類一七六件(うち陶器九七点、磁器五〇点、須恵器三点、土師器二二点、瓦質四点)、木製品・木片六〇点、金属製品一五二点(うち銭貨一三三件)の遺物が出土した。

この度は、試掘調査・本調査で取り上げを行った経石に重点を置いて記述する。

〔1〕石製品

(A) 経 石

今回の保存修理では、経蔵内への湿気侵入を防止するため輪蔵基礎にも防湿処理を行うこととなり、試掘調査及び本調査の中で輪蔵基礎内に納められている経石を一旦取り上げることとなった。輪蔵基礎内に敷き詰められた経石を一点ずつ記録しながら合計八、八〇三点を取り上げ、そのうちの九〇六点で墨書を確認した【写真30】。以下では、判読可能な経文を列挙する。なお、「・」は一石の中での墨書面の違いを示す。ただし、墨書の無い面や判読不能の面については記載を割愛したため、「・」が各経石の面数を反映している訳ではない。また、個別番号については取り上げ作業時の任意のものである。



【写真30】 経石取り上げ作業（南東から）

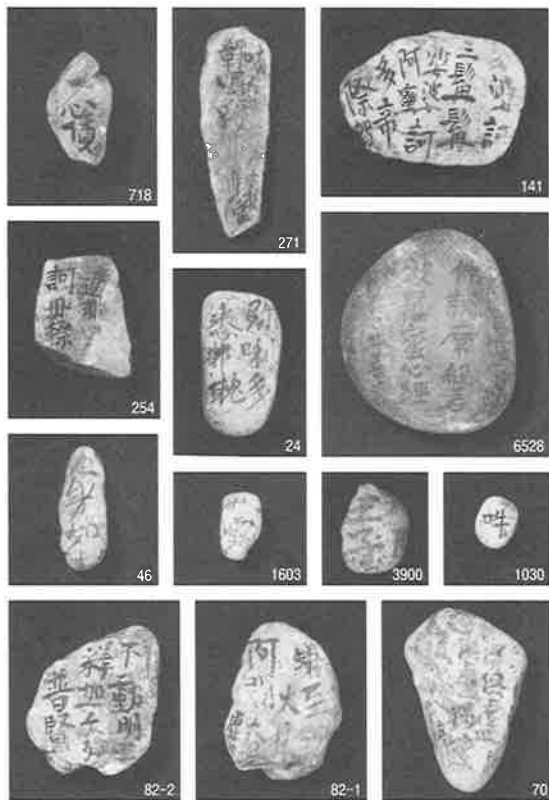
- 2 説山 3 乃至・无 4 羅三藐・三菩提 7 法空相不生不滅・不垢・不淨・不増 8 滅道无智・亦无・得・无 9 利子是諸法空相・不生不・亦復如是舍 11 偈 13 世諸 15 耳鼻・舌身・意 16 罣礙故・無有・恐・怖 17 羅訶・捉鉢納摩・囉 18 命畏 21 般若・波羅 23 無罣礙・無罣礙・故無有・恐怖遠離一切顛想・倒夢 24 阿・弥唎多悉耶耽・婆毘阿 28 无眼界乃・至无 31 離 32 舍利子・是諸 41 羅蜜・多心經 42 説 43 究竟涅槃・顛倒夢想 45 耳鼻 46 多寶如・地身如来 52 親自・在菩・采 58 囉謹墀 59 南・無 60 鼻下身 61 般送 64 以無所・得故・菩提 65 波闍・囉・陀 66 無罣・礙・石 67 摩訶薩埵婁耶・摩訶迦盧尼迦耶・唵・薩囉囉罰曳 69 酢醯 70 孕・俱盧俱盧羯蒙・度盧度盧罰闍耶帝 71 羅 72 那哆囉夜耶・南無阿 73 囉謹墀囉唎 75 唵惡乞葛毘也 唵阿尾羅咩吽吽胎藏・都鏤南無阿迦捨揭婁耶唵阿 78 親自・行深・般若 79 皆空・

- 度一切苦厄 81 波夜摩那・娑婆訶・悉陀夜・羅謹 82 不動明王 釋迦 文殊 普賢・地藏 弥勒 藥師 觀音・勢至 弥陀 大日 阿闍 大日 虚空藏 85 耶・波 88 南無喝囉怛那多囉耶・菩提薩埵婁耶 91 經歎 92 色不異空・空不異色・色即是空 93 那囉謹墀・娑婆 95 我等恭敬・為我現身・入我我入・仏加持故 100 空・受想行識・亦復如是舍 104 富有諸財 121 品第・二十五 126 械・枷・鎖・夜 129 火・火不 131 遮摩・捉鉢納・羅囉囉・唎多 141 娑婆訶 三髻髻娑婆訶 阿蜜多 帝際賀・囉吽 142 唵・阿婆盧醯・盧迦 143 菩薩 144 南無阿・弥陀佛・羅跋・唵阿 145 娑婆訶 149 隸伊醯伊醯・那室耶阿囉佛囉參・舍利罰沙罰參・佛囉・舍耶 152 訶母・提捺囉・摩捉鉢納 153 悉利悉利・蘇 154 耶吽童子提唵阿・伽毘慮・捉鉢納入嚩 155 夜娑婆訶 156 心經 172 多羅三藐 174 南無・寶勝・如来 175 色即是・空 179 行識・无眼 180 死・亦・无 182 毘舍・提 185 佛説・摩訶・般若婆羅蜜多心經 186 願以・德普等・与衆生 188 菩提娑婆賀般若心經・即説・諦 190 囉夜・耶耶・夜耶・南無阿唎・娑慮 192 無意識界 193 若 194 度盧・度盧・罰 195 訶 196 捺囉 197 瑟 199 扇 200 波羅蜜・多咒即説・咒日 201 多故心・以無所得故菩提 207 佛・有 209 遠・倒・夢想・究竟・切 211 印・羅 213 无・受・想 215 娑婆訶 216 蜜多時・照見 217 阿那・隸 218 恐・怖 219 色不・異空 221 色聲香・界 222 遮囉・囉耶 223 故知般若波羅蜜多心經・是大神咒・是大明咒・是無上咒 232 蘊皆空・度一切苦厄・舍利子・若波・照見 234 菩 235 依・般若 236 穆 237 婆・訶 238 有縁 239 尾 240 師 241 盧・羯・蒙 244 傳 245 夢・想 247 鉢・頭 248 南无・啓經 249 本 252 恐怖・遠離・一切・顛・倒 254 唵阿謨伽尾盧・遮那摩訶母捺・羅摩捉鉢摩・摩入・納・那吽 261 皆・得 265 所・以・者姿・何 271 唵阿那隸毘舍提・鞞跋闍羅陀 273 豆輸・朋阿逝孕・那摩婆伽・摩訶特 274 故・無 276 闍・囉・跋 282 世・百千萬・陀羅・汝 283 一心頂 札・万徳円満・釈迦如来身舍利 286 那囉謹墀囉伽 287 魯吽 291 菩 293 者 295 訶 298 舌身意・無色聲香無眼意觸法無乃至無 300 藥多婆怛多・南 301 多故・心无罣 302 法囉・佉 303 陀 304 波羅・僧 305 實・不 306 是無・無・咒 307 嚩・都 308 囉 309 蘊皆空度・厄・舍利・利 310 老・死 311 有是処諸・不 314 無量無漏 317 瑠璃

320法 324護 330未·不 331量無邊不可·稱數·從東 333利 338毘·盧·遮·伽
350鼻地 352卍尊·諸 354如恒·永不聞 356円滿·釈迦如來·本·等 357是·
無·上咒·是無 358尾·野·陀 363乃·至 364佛諸·三·共 371怖·離一 372
滅·亦·無·得 376故·得·阿·耨·多 379是·故 380波多·蜜蜜·咒日 381
彌·陀鬼·面·王 382般若·波羅 383是·色·受 384空·中 387無·罣·礙
388盡无苦集滅·道·得·故 390无罣礙·有恐怖 391慈惠 392故 394跋·跋·
羅·三 395吠·室 397多 398漫哆囉·跋陀耶 399般若·波羅·羅蜜多·是大
400故 401法·無眼·界乃 402囉·舍·縛 403阿婆·盧·盧·迦帝·德 407羅·
三藐·三菩提·故·知 409救·苦 410鉢囉·底賀·多舍 411伽 412阿 413嚩·
囉 414現身·入我我入·仏加持故我證 415唵·縛 421南 422甚歡喜·得未曾有
427三藐·三菩·憍·耶 429林中·諸·實·無 431來卍·等宿世 434多 436十·
方 438固 439不增不減 442摩訶母捺囉·麼拏·鉢納麼·入嚩囉·鉢囉囉野
443無老死·盡無苦集 446異空·空不 448般·若 449菩提·薩埵 450姿·婆·賀
451娜 453三·藐·三菩提·故得 454照見五·蘊皆·空度 455無·明盡 456至
458阿穆佉 459遠·離·顛倒夢 460死·亦 461多 462縛·羅 464增 465故·心
466南無·如來 468亦復如是·舍利子是諸 469色·不 470皆空·度 471耨多·羅
三 481姿·訶 487為 488唵 492無 493若·無 497姿·耶 499若 500量無·無
504不 505中最·為 506掌向·亦說·偈 507能燒·由是·菩薩 508諸 510得度
513上法 515伽·若 519無 520菩 521即·觀卍·菩·薩 523尾盧·囊摩·賀母
捺·囉 524摩橙燈唵呼盧呼·盧 525事·不樂·畜 526無·死苦 527觀·卍·音
529諸 531四名·安·立·行 533觀卍·音菩 535復·尽形供·供 538普門·菩薩
539菩薩·藥 541頗黎·寶·樹莊·黃·金 545力十方·世界說·在處·處若·有
552南 553哩·致·瑟 571唾·薩 572訶 576十·僧 578命·地·為 579慈·大悲
584依般·若波 587數但那但寫·南無·真言·伽廢 593陀 595色即·是空 596拘
597阿·駄 605莫·三曼多沒駄·三曼多沒駄 610觀·法·應 612觀 613是 615摩
訶般·若·波·羅蜜多心經觀·自在·菩·薩 616姿 617不增·不減是·是故
空·中无·色·无受想行識无 618經 619咒·苦·實 620罣·礙 622利·子 623

多·羅 624行深·般若·波羅 627蜜·多·時照·見五蘊 631光 632佛法 633槃
635是 638似 642神 647將·阿 648三·菩 651空·不 655槃·陀·你 657無智
658娑婆·訶陀·悉 661界 663陀羅·尼·隨·求 668香味触 669念·念 670罣
671色不 672性 677以仏神力 678波羅蜜多時·照見 682觀·法 683摩訶·般
數但那但寫·南無 689波·羅 693南·无 695觀·子 699哩·印陀 705爲雪光信
女·那 712底 718一心頂·札·滿德·舍利·禮 723大海國 725薩 726仏普賢仏
經·菩薩·仏 730前·菩 745眼耳鼻 746不·淨 747無·色 751无·心 753羯諦
羯諦波羅 762問 764色受想行 765神呪·是大明呪 766无·居·声 771訶般 773
佛 775不·症 776位 780姿·盧吉 783羅蜜多 784薩·佛 786故·般 794沙·發
795但姪 801菩提·菩提·菩提 802摩訶母捺囉·麼拏·鉢納麼·入嚩囉·鉢囉囉
哆野·吽 808蘇 809害·如·設·有 818佛者·是·故願爲 819爆·聲 822所·
以者·父知·其 827釋·迦 829無無明 833嘘·都 834羅 839佛·囉 841不·滅
842不·垢 843以·無 844得·無 850不·離 855菩提·多 857若·心 858咒能
除·切苦真 859若·波·羅·蜜 860般·若·波·羅 861諸·佛·依 866諦 867
不淨·不增不減 868三·跋 871想·行 882薩 884羅·吽 886伽 890南·无 891
菩·薩·諸天 894嚩 910家 916呼盧呼盧 924是·故 930法·無 939遠 942心·
造 948常·樂 949若波羅·蜜咒 950光·訶·嚩 951等·等 966火·宅·到·無
967上有佛·身·有 982母劬勞·德者 983教·菩薩 985若·無 988囉 989唾 992
不·滅 1001怖 1004起 1005否 1006羅蜜·多故 1007鼻 1012但姪·他唵 1016謨·囊
1000相 1030吽·吽 1033駄 1036廢·嚕 1039菩 1041天 1042默生·然而生及 1043許 1061
人等 1062觀佛·如是作·是·經·應 1063菩 1064文·殊·偈·問 1068鉢囉·多·
野·吽 1069佛·供 1072伽 1083能·除·一切 1085咒 1086度·一切 1087空·即 1088
集·滅 1090念·從 1105若·羅 1106提 1108法·方 1109槃·涅 1110尾·野 1113怯
1118空·中·無色 1123身 1133嚕·蘇 1149三·卍 1150同入圓·平 1151阿·難 1155跋
闍 1156至·聖次 1157說·無 1158子·善女人·聞是 1159道不·於無量 1171三 1173
皆·空 1186不·相 1200依 1201若 1202舌 1206觀·卍 1209音 1223佛而·言 1225三·
十·二相 1226聖·王·是等 1227法華經·涌者彼·之·寶·塔皆·出 1229鬼·

国・其 1245 嚕・嚕 1251 神咒是大・明咒 1270 甕 1274 他 1278 婆・耶 1293 不・減 1294
 諦・波羅・僧 1295 波 1296 依 1297 佛・香 1299 無・受 1300 無・識 1305 是・空 1318 音
 1333 尼・洋 1334 經・觀 1335 婆 1353 生發・菩提心・修善・薩行 1355 摩 1362 隸 1367
 掌・薩・朽・故 1392 心 1393 多・羅 1394 三 1405 知・般 1409 訶 1422 波 1430 薩 1437
 菩・薩 1439 牟尼 1440 釋 1493 是諸法・空・相不生・不垢 1494 乃至無意・識界無
 無・明亦 1496 究竟 1498 羯諦羯諦・波羅・羯諦波羅・僧羯 1509 三藐 1510 眼・界
 1511 無・罣 1512 羯諦菩・提・娑婆訶 1514 蜜・多・故・得 1515 想 1526 在 1527 無・色
 1528 夢 1529 羅・密 1540 報生 1572 唵阿・謨伽・毘盧 1602 曩莫三曼多・沒駄喃・婆
 1603 南無・甘露・王・如 1605 般 1606 無・老 1617 無・礙 1618 是・咒 1623 卍・諸 1627
 經 1647 无・哩 1661 菩・薩 1662 依・般若 1693 六神・通・有・得緣・得 1719 毘・提
 舍 1729 楊諦・楊諦 1733 不垢 1734 陀・羅 1735 是・無 1741 明 1763 南無・佛 1764 厄舍
 1781 無・異 1782 亦・知 1787 若・波 1790 心 1837 卵 1860 能除 1872 五 1873 南・無・如
 來・身・娜 1877 竟 1878 又・識 1884 波・羅 1897 若 1918 鎖 1926 大 1940 大 1964 無・上
 1965 色・即 1967 切 1974 想・行 1983 道・無 2034 世・音 2055 妙・法・蓮・教 2077 無
 2086 菩薩・能・見 2088 珍異飲食・之・諸・衆 2147 咒 2165 蜜 2166 密・咒即 2167 是
 2182 多 2185 法・空 2223 提 2238 得・所 2241 薩・埵 2284 多伽・耶膩・伽伽枳 2350 無・
 等 2379 羅 2382 唵阿・謨・伽尾・盧曩 2393 夜每・思・惟是事欲以問・世尊 2398 發
 2410 劫・行五波・羅蜜 2478 安穩 2495 無・威汝 2511 藏・深固幽・人能・到 2566 三
 貌・提・法・今・付 2583 法中・說是 2623 時・有・一・導 2653 生・常 2668 皆・有
 2744 生一・切 2747 常・雨此・華 2759 諸 2816 得 2833 滅罪 2835 囉摩 2883 三菩・以 2887
 無 2895 悉・能・受・持 2896 於・佛等 2897 一切・衆 2913 若・有不・無・盡 2915
 百・千萬・億 2987 微妙 3007 菩 3008 今 3010 長 3026 那 3063 捨・清 3077 應受供・專・
 食 3079 空中・無色 3139 諸 3202 所執 3283 不老・不死・宿王・華 3284 黑・吹・其
 3285 怨 3288 麻・入・羅 3309 同入 3345 滿 3346 勝 3347 供養六 3376 薩 3390 伽囉・多 3391
 若・復 3392 圓・如・來・毘盧・遮 3512 十・二億 3539 劫・爲 3549 盧 3550 波 3551
 皆・於 3559 故・當 3627 不生・不滅・不垢・不淨 3666 而・爲 3680 乘令・諸子・
 等・日夜・劫 3695 菩・波 3700 國王・王子大臣 3722 訶 3772 若菩 3812 報 4170 安・樂



【写真31】 輪藏基礎部出土經石
 (S≡1/3 1030のみS≡1/2)

4983 唵摩訶伽羅耶 6462 無所得・故善 6479 大悲・救苦觀世 6480 摩訶・光明真言・唵
 阿暮伽 6481 大神・咒是 6482 觸法无・至 6615 波羅蜜多・是大神呪・是大明呪・等
 咒 6517 縛 6526 唵 6528 仏說摩訶般若波羅蜜多心經 觀自在菩薩・照見五蘊・不異
 6529 故・說 6538 是無・無等 6557 是無・等・等・咒 6610 黎 6611 羅蜜多 6613 苦・厄・
 舍利子 6629 無色 6631 三世諸佛依般若波羅・蜜多故得阿耨多羅・三藐三菩提故知
 6632 空不異色・色即是空 6633 一切顛 6636 羅 6652 想・行・識・無眼 6653 究竟涅槃・
 依般若波羅蜜多 6666 受・想・行 6668 乃至・無老死・亦無老死尽・無苦・集・
 滅・道・無智亦無得・以無 6679 囉 6723 是故空中・無色・無受・想・行・識 6755
 馨・觸法無眼界乃至無意・識界 6758 法空相・不生 6771 無罣礙・無罣礙故・無有
 恐怖・遠離一切 6787 眼耳鼻舌身 6905 波・羅・薩摩訶・摩訶 6906 一切苦・真實
 不虛・故說 6932 阿弥陀如來 6951 菩提薩埵・依 6952 真實不虛 6968 △仏說摩訶・般
 若波羅蜜多心經 觀自在菩薩・行深般若波羅蜜多・時照見五蘊皆空度一切苦厄舍
 利子色不異空・空不異色色即是空空即是色 6970 心經 觀自・多時・照見五
 提波羅 7097 蜜多 7119 佛・若人 7120 明尽・乃至・無老死・亦無老死尽・無苦 7238 7070

穢野・呬 729 能除・一切苦・真実 740 是大神呪・是大明呪 757 先・供 774 無
 無明尽・乃至・無老死・亦無老死尽 736 受・想・行・識 738 利子 740 異色 741
 娑・婆訶 744 無意識界・無無明・亦 751 異空 754 羅 759 無色・利・娑 750 而・
 説 751 提・故・知 760 是色 761 依般若波羅蜜多 762 想・究竟 715 法空・相・不
 生・不滅 783 不垢不淨・不增不減・是故空中 784 槃 791 涅・槃・波 794 呪曰・
 羯諦羯諦 792 磔・無量磔 795 心經 804 此供・施・徧 810 等・咒 814 諦波羅僧羯
 諦菩提薩婆訶・般若心經 839 摩 837 空即是空・受・想・行・識 878 明・亦

小 結

墨書が確認できた経石は、全体の約一割程度である。経石の大きさは、平均
 で直径三・〇cm×二・〇cm。最大では141の五・九cm×八・四cmや628の九・〇cm
 ×七・四cm、最小では100の一・四cm×一・一cmである。石材は、鐘樓門調査で
 も出土した白色系の花崗岩自然石の他、経蔵の下層で検出した石垣21や本堂の
 下層雨落石に使用されている石材と同質の緑灰色系の凝灰岩や灰褐色系の花崗
 岩等も含まれていた。輪蔵基礎内の経石の堆積は一〇・〇cm程度であり、底面
 から出土するものにも墨書が認められることから、墨書の無い石材も本来は経
 石であった可能性が高く、多湿な環境の中で消去されたものと考えられる。

経石は一字二石経もあるが、多字一石経がほとんどである。書写された経典
 で多くを占め
 るのは妙法蓮
 華経と般若心
 経(628)で、
 前者は、妙法
 蓮華経序品第
 一、妙法蓮華
 経譬喻品第三、
 信解品第四、
 授記品第六、



【写真32】 経石埋納遺構19 (東から)

化城喻品第七、五百弟子受記品第八、
 見宝塔品第十一、勸特品第十三、安樂
 行品第十四(370)、從地涌出品第十五、
 分別功德品第十七、法師功德品第十九、
 常不輕菩薩品第二十、觀世音菩薩普門
 品第二十五、觀陀羅尼品第二十六、妙
 莊嚴王本事品第二十七と広範囲にわた
 っている。この他、臨濟宗をはじめと
 した禅宗寺院の法会で用いられる大悲
 呪(70)、楞嚴呪(271)、往生呪(24)、
 舍利礼文(718)等の経石を確認した。



【写真33】 経石詳細 (東から)

さらに光明真言(254)や仏名の真言読
 みを記したものの(141)のほか、五智如
 来や七如来(46・1603)、十三仏(82)を記したのも確認できることか、こ
 れまでの鐘樓門や本堂・経蔵の建物基礎から出土する地鎮的な性格とは異なり、
 追善供養の性格が強いものと考えられる【写真31】。

なお、輪蔵以外で確認した経石は先述のとおり、北東隅礎石直下の礫地業下
 層で経石埋納遺構19を検出した【写真32・33】。これらは調査後に実施する礎
 石据え直し施工範囲の直下であったが、施工に影響しない範囲で収まったため、
 経石については平面的な範囲確認調査にとどめ、その上面に保護シートを敷設
 し、保護層を確保した上で礎石据え直し修理工事を行った。

第五節 本堂障壁画について

大照院の障壁画

山口県立美術館 福田 善子

一 障壁画（襖絵と壁貼付）の構成と概要

大照院本堂（方丈）は、通常の禅宗寺院の部屋割と同じく六室で構成される。部屋に付随する絵画は、襖絵三八面、壁貼付二面の計四〇面である。「図一 大照院本堂襖絵配置図」の通り、右から左へ順に、下間奥・下間、仏間・室中、上間奥・上間の六室があり、下間奥、仏間以外の四室に襖絵①～⑨および壁貼付が配置される。次に襖絵の位置と画題をみていく。下間は、西四面①と南四面②に「琴棋書画図」、室中は北四面③、西八面④、南四面⑤の計一六面に「四季耕作図」を描く。上間は北四面⑥と西四面⑦に「竹林七賢図」、上間奥は東四面⑧および北二面⑨と壁貼付二面の計八面に「山水図」を描く。

襖絵の筆者は萩藩毛利家お抱え絵師、雲谷派の画家である。雲谷派は、室町時代の画僧、雪舟の画風を正統に継ぎ、水墨画を得意とした流派で、江戸時代は幕府お抱え絵師の狩野派に次ぐ規模を誇った。萩を拠点に西日本を中心に展開し、その活動範囲の広さは、地方のお抱え絵師として類をみない。本襖絵の制作時期は、大照院殿百回忌に当たる寛延三年（一七五〇）の再建時に完成したと思われる^注。なお、襖絵の内五面は、大照院殿二百回忌に当たる嘉永二年（一八四九）の襖絵修復の際に補作されたと判断する。

二 部屋の格と画題の選定

部屋の順位としては、藩主が休息する場所として使用され「御所の間」と呼ばれた上間奥が最も格上となり、次いで平面図では左から右へ、方角では南から北へ、上間奥、上間、室中、下間という順に低くなる。

また、絵画の枠組でも絵の主題（画題）によって格式の上下があり、山水、

人物、花鳥、走獸の順に低くなる。大照院本堂の画題は、上間奥「山水図」（山水）、上間「竹林七賢図」（人物）、室中「四季耕作図」（山水人物）、下間「琴棋書画図」（人物）で、山水と人物のみであり、人物画の割合が多い構成となっている。部屋の格と画題の格は禅宗寺院によって様々であり必ずしも合致しないが、大照院本堂では概ね合致している点で、禅宗寺院方丈障壁画の模範を成すものである。花鳥画の襖絵は現存しないが、再建当初は、下間奥に配置されていた可能性を指摘しておきたい。

では次に、部屋ごとの画題と内容について簡単にみていく。

第一室 下間（①～④）「琴棋書画図」

「琴棋書画」とは、中国の知識人がたしなむべき四つの教養で、琴を弾く、囲碁を打つ、書に親しみ絵を描き鑑賞することを指す。絵画では、隠逸の生活を理想とした文人たちが、世俗と離れて琴・棋・書・画に遊ぶ様子が四つの場面に展開されるのが通例である。日本でも武家の御殿や禅宗寺院の障壁画、屏風等に好んで描かれた伝統的な画題の一つである。

襖①～④には、琴を担ぐ童子を連れた高士が、囲碁を打つ三人の高士たちの方へ歩み寄る様子を描く。また②～④には、縦長の紙を前に筆で書を記す者、その左には地面に文鎮で押さえた水墨画「墨竹図」を眺める白髪の高士が椅子に座っている。背後には山向こうから滝が流れ落ち、振り返れば、観瀑ができる想定で描かれている。観瀑も唐時代の詩人・李白を描いた「李白観瀑図」に代表されるように、文人を象徴する格好の画題であった。また、①の家屋前や②の台、机に置かれた数種の文房具・書物は、趣味の高い文人を象徴する小道具でもあり、当時の禅僧や武士の憧れであり、鑑賞者が心遊ばせる空間を作ろうという画家の意図が含まれている。

第二室 室中（③～④、⑤⑧、⑥⑦④）「四季耕作図」

「四季耕作図」とは、その名の通り四季の流れにそって稲作の様子を描くも

のである。襖③、④、⑤の順に、浸種から田植え、稲刈り、脱穀、入倉まで、米作りの各場面が春から冬へ季節の移り変わりにあわせて、右から左へと順に展開している。耕作図も中国由来の画題で、もとは中国の皇帝に農民の労苦を教えるため描かれたことに始まり、日本でも室町時代以降、狩野派や雲谷派などの中国の画題を得意とする画家たちをはじめ、数多く描かれた。登場人物の服装が日本ではなく中国風であるのは、中近世の日本人画家がとくに模倣した南宋の画家・梁楷の作と伝わる「耕織図巻」の図様をベースとしたためであり、雲谷派の絵画スタイルが、より中国画の伝統に近いことを示している。同じ禅宗寺院では、京都の大徳寺にかつて存在した碧玉庵の「檀那の間」(上間)襖絵にも雲谷派三代目・等與(一六一二〜一六八)が「四季耕作図」を描いたことが、江戸時代後期の雲谷派の縮図(山口県立美術館蔵)に確認できる。

また、「耕作図」が武家や公家、禅宗寺院に選ばれたのは、為政者が庶民の暮らしを常に忘れない善良な君主であるための訓戒的な要素を持つためである。③の田圃らしをする農民たちの様子を家屋の中から見守る人物の左には、指を伸ばすようにして身を乗り出そうとする赤い服を着た幼子が描かれており、統治者の立場にある高位の身分の象徴であろう。

なお、雲谷派の耕作図の特徴として女性が度々登場するが、本襖も同様である。④⑥には、差し入れを頭に乗せ運ぶ庶民の女性、⑤②には、赤布を掛けた台に座り一服しながら、傍らの子供と共に脱穀の様子を見守る高位と思しき女性など、折々に登場する。さらに、⑤③に、男性に混じって選別作業を手伝う女性が確認される点は、雲谷派の耕作図の中でも珍しい描写である。

禅宗寺院における「四季耕作図」の早い例は、京都・大徳寺大仙院の狩野之信(一四七六〜一五五九)作と伝わる襖絵である。描かれたのは下間に当たる「札の間」であり、本襖のように一番大きな室中に描かれているのは比較的珍しく、萩藩毛利家菩提寺として、折々の法要に藩主が来訪した大照院であるからこそ、鑑戒的な画題が選ばれたのではないだろうか。

第三室 上間(⑥1〜4、⑦1〜4)「竹林七賢図」

「竹林七賢」にはモデルがあり、三世紀後半の中国、三国魏の末期に、老莊思想に影響を受け、河南省の竹林で世俗を離れ清談にふけた七人の賢人のことで、その姿が理想の隠逸生活の象徴として絵画化された。本襖の舞台も人里離れた山間のように、溪流が流れる音が聞こえてきそうな清明な空間が演出されている。人物はそれぞれ年齢や風貌を変えて描かれ、とくに髪型や帽子の形に差をつけている。大きな編み笠を被った人物は中国北宋時代の詩人・蘇東坡のイメージを換気させるもので、少なからず理想の文人像が投影されているのだろう。七賢の周りに描かれる竹は、竹林と言うには程遠く、やや遠慮がちに描かれており、雲霧に姿を隠すほど余白が多く取られている。これは雲谷派に限らず、一七世紀に狩野派の画風を一新した、狩野探幽(一六〇二〜一七四)に特有の余白を重視した構図とも共通するもので、江戸時代初期以来の伝統的な「竹林七賢図」をベースにしている。

雲谷派の「竹林七賢図」は始祖、等顔(一五四七〜一六一八)以来描いた画題で、襖絵や屏風の大幅面に展開し、一七世紀には京都の大徳寺山内で制作している。大徳寺黄梅院方丈の室中には等顔が一六面の襖絵を描き、重要文化財に指定されている。また、今は無き大徳寺清泉寺にも、等顔と息子の雲谷派二代目・等益(一五九一〜一六四四)の合作の屏風が伝わっていたことが、江戸時代後期の雲谷派が模写した縮図(山口県立美術館蔵)に確認できる。

さらに、等顔と同時代の桃山時代では、京都・建仁寺方丈の海北友松の「竹林七賢図」一六面の襖絵が著名であるが、黄梅院の等顔襖絵と同様、室中に配されている。大照院本堂の本襖も、等顔以来の伝統の上に制作されたものである。

また、本襖絵は第一、二室と比べると、水墨の柔らかな性質を効果的に用い、より閑静で穏やかな空間を成立させている。江戸時代の御殿では、客人を迎える晴れの広間には金をも用いる彩色画、主が寛ぐ奥の書院には水墨画が選ばれた。現存する御殿では二条城などが好例である。本襖絵にも藩主の坐す上間奥

に次ぐ空間の絵画として、水墨画が選ばれたとも考えられる。

第4室 上間奥(⑧1・4、⑨1・2、壁貼付1・2)「山水図」

藩主が休息する部屋の襖絵として選ばれたのは、画題の格としては最上の山水画である。描かれるのは山間ではなく、大きな松樹の生える岸辺から遙か対岸まで広がる湖面の景色である。彩色も最小限にとどめた水墨画であり、藩主の私的空間を兼ねて制作されたと考えられる。⑧1の手前、帆を折り畳み停泊する舟の周囲に葦が茂る様子は、雲谷等顔が毛利輝元から拝領し、雪舟流としての雲谷派のバイブルであった「四季山水図巻」(国宝・毛利博物館蔵)の図様が原点にあり、雲谷派で代々描き継がれたモチーフである。また、本襖には中国由来の山水画の伝統的画題「瀟湘八景図」のイメージも取り込んでいるようである。それは湖南省長沙一帯の風光明媚な八つの景色を絵画化したもので、この泊まり舟や⑨1の湖面を進む舟、⑧2の湖中の島に霞む樹々に囲まれた、塔を抱く寺院の景には、八景のうち、「漁村夕照」、「遠浦帰帆」、「煙寺晚鐘」のシーンが連想される。すなわち、画家は単なる山水風景ではない叙情的な詩的空間を演出しているのである。

また、傷みが甚大で画面が確認しづらい二面の壁貼付には、襖⑧・⑨と同じ湖面の景色が広がり、遠くには山々も確認できる。壁貼付2の手前右には楼閣の屋根が並び、左には二人の人物がおり、右の人物が指差す右方を左の人物が振り返り見る様子が描かれる。また、湖面中央の大きな岩の周囲には竹が生え、その手前には高士、壁貼付1の手前右には漁網を投じる舟上の人物の姿も確認できる。筆者は伝統的な山水画をベースにしながら、山水風景に展開する一連のストーリーを想定していたのかもしれない。

三 障壁画の作者

本障壁画については、これまで辻惟雄、菊屋吉生氏によって紹介されてきた^{注2}。作者に関して、辻氏は①・⑨と壁貼付とで二手に別れるとし、後者は

本堂再建期の雲谷派画家、等澄(一七〇〇〜七六)、等知(一七三〇〜七〇)、等直(一六八四〜一七六二)、等珠(一六九二〜一七五三)、等意(一七二一〜五三)、等琳(一七〇二〜七四)、等鶴(一六七四〜没年不詳)などの画家を想定され、前者①・⑨はそれより制作年代が下がる可能性も指摘された。菊屋氏は①・壁貼付は再建以前の作、他は再建期で②は等澄、③・④・⑤は等鶴と等澄の共同制作の可能性を指摘されたが、今回は異なる説を提示したい。

まず、作者は二人で、下間、室中の二室(①・⑤)を一人、上間奥、上間の二室(⑥・⑨・壁貼付)を一人で、前者の作者は、やはり大照院が再建された年に雲谷派宗家のリーダーであった等澄であろう。ちょうど前年に法橋に叙任されたばかりで、本襖絵制作は画家の記念碑的作品に位置付けてよい。描写をみても、輪郭線に突起を持つ岩石、その岩肌は大振りに点描で打ち表した苔や、垂れ気味の眼で目尻の弧を描く皺が目立つ人物など、等澄の画風の特徴をそなえている。下間①は②に比べて制作時期が古いようにも見えるが、これは紙面に擦れ等の傷みが大きいことに起因するものと判断する。

後者の作者については、雲谷派の正統的な筆遣いとは異なり、淡墨を基調とした柔和な表現が特徴である。画風は異なるものの、垂れた眼と目尻の弧を描く皺など、等澄との共通点も見受けられる。今の所、同作者の作品の類例をみないことから、作者の断定は難しい。その表現様式には、一八世紀の京都の曾我蕭白など奇想の画家との類似点も見受けられ、制作時期としては大照院再建期を下ることはあっても遡ることは考えられない。

さらに、江戸時代は一門で絵画制作を行う場合、画家の序列が担当する絵の格式に反映されるのが通例であり、最も格式の高い上間奥と上間の襖絵を担当する画家が弟子筋というのも考えにくい。そうならば先にあげた本堂再建期の雲谷派の画家たちの可能性も残る。修復時の嘉永二年(一八四九)に制作した可能性もあるが、補作の襖絵は紙の新しさが目立つので、これも考えにくい。総じて判断すれば、上間奥、上間も再建期と考えておくのが妥当であろう。

また、辻氏、菊屋氏ともに上間奥、壁貼付の絵画様式は一見古様に見える

指摘されたが、それは同室においてこの壁貼付2面だけ、傷みが大きく画面が不鮮明であることに起因するものと思われる。⑧、⑨の筆法と比較すると、人物や舟の描写も一致し、楼閣や舟の輪郭線を分節的な線で描き、全体として濃墨ではなく淡墨を使用する点などから同筆とみなしてよいと思う。

四 幕末の襖絵修復・補作

大照院殿二百回忌法要が催されたのは嘉永二年（一八四九）であり、法要に先立ち、本堂中の間（室中と思われる）の襖絵八枚を修復し、襖を張り替えて描き替えるか、雲形の金箔を貼るかなど、大照院から寺社奉行へ修復の指示を仰いでいる^{注三}。実際には、本堂襖絵すべての面に、金箔を細かく切って用いる切箔や粉状にした金砂子を霞状にまいており、青金、赤金、銀を用い裝飾的に仕上っている。とくに、修理を施した跡には、それを隠すように大きめの切箔を用いるなどの配慮も見られる。

襖一面ごと補作した面は、下間②1、室中③1、2、4、上間⑦2の計五面に及ぶ。担当した画家は、岩の陰影を段状に規則的に重ね、墨の濃淡のコントラストを強く付ける画家独自の特異的な画風から、菊屋氏の指摘と同様、雲谷等龍（一八〇四〜七五）とみてよいであろう。よって、画家の活動時期から判断しても、補作の襖絵は嘉永二年（一八四九）に完成したと考えられる。

五 まとめ

以上のことをまとめると以下のようなようになる。まず、大照院本堂の襖絵は、部屋の様式と画題の様式が合致している点で、禅宗寺院の模範的襖絵プログラムで構成されている。次に、選ばれた画題は、部屋の順位に従うと、上位より「山水画」、「竹林七賢図」、「四季耕作図」、「琴棋書画図」であり、とくに室中に「四季耕作図」を採用するなど、君主の存在を意識した訓戒的な画題の選定がなされており、まさに藩主菩提寺の本堂襖絵に相応しいこと、さらに下間奥に花鳥図が描かれていた可能性も指摘した。また襖絵の制作時期は再建期の寛

延三年（一七五〇）、筆者は二人で、室中と下間は雲谷派宗家六代目の等澄、上間奥と上間は現時点では不詳である。なお、襖絵三八面の内、五面は嘉永二年（一八四九）に雲谷等龍が補作したとみられることを確認した。

以上、大照院本堂襖絵の特徴について簡単に述べた。全国的にみても各藩のお抱え絵師による御殿や禅宗寺院襖絵の現存例は少なく、本襖絵は雲谷派の本拠地であった萩で、江戸時代中期から守り継がれた大変貴重な例として、今後手厚く保護していくべき重要な作品である。

注一 「大照院秀就公殿百回御忌記録七」（毛利家文庫46吉凶16-4 3の3、山口県文書館蔵）によれば、百回忌法要が寛延二年十一月二日から五日に催された際、本堂はまだ工事中であり、翌年藩主宗広が帰国した六月までに完成をみたと考えられる。

注二 辻惟雄「萩における雲谷派の諸作品 十、大照院大方丈障壁画」（『國華』80号、國華社、一九六〇年）、菊屋吉生「第三章 大照院の絵画」（『靈椿山大照院伽藍調査報告書』、平成一三年、萩市教育委員会）

注三 「大照院様御二百年記録 一」（大照院蔵、萩博物館寄託）

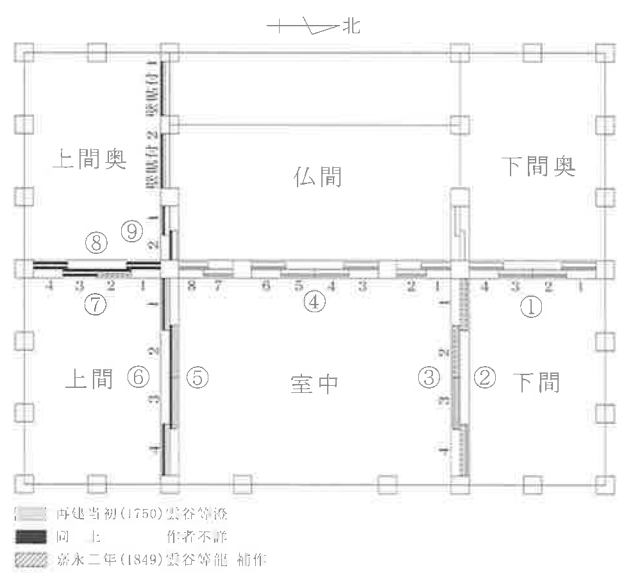
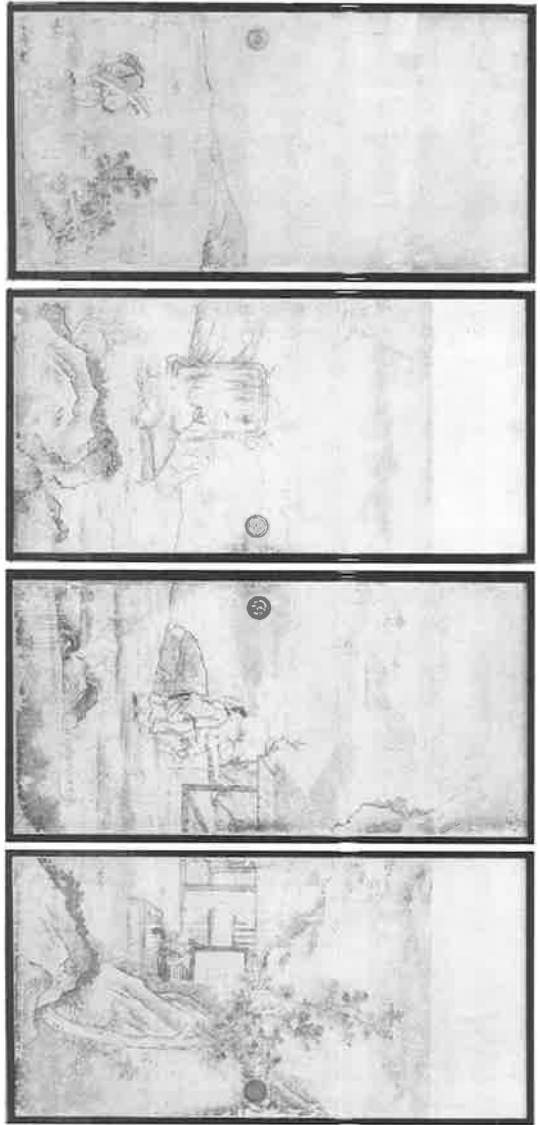
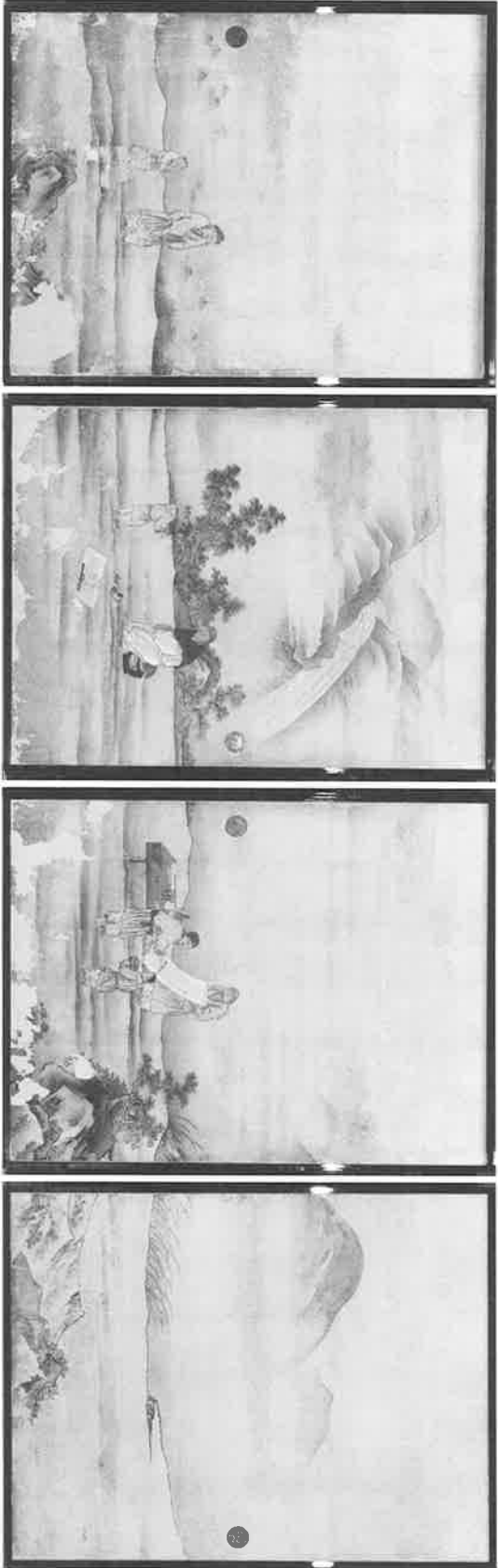


図1 大照院本堂襖絵配置図

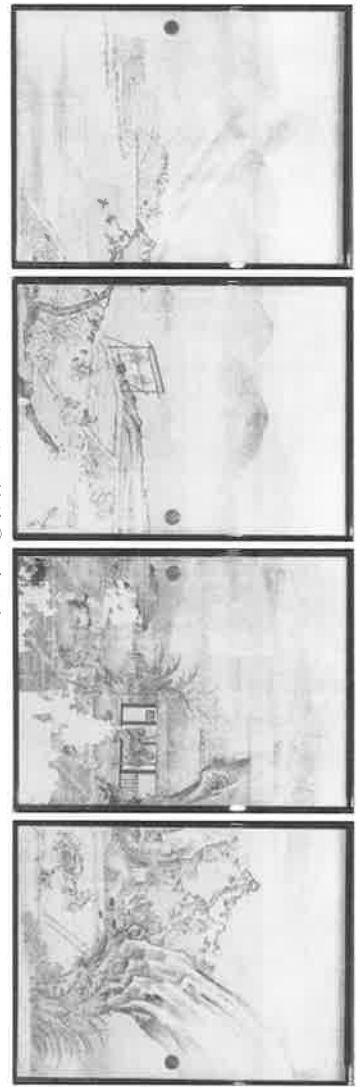


下間西面横絵① 右より1~4



下間南面掛絵② 右より1~4

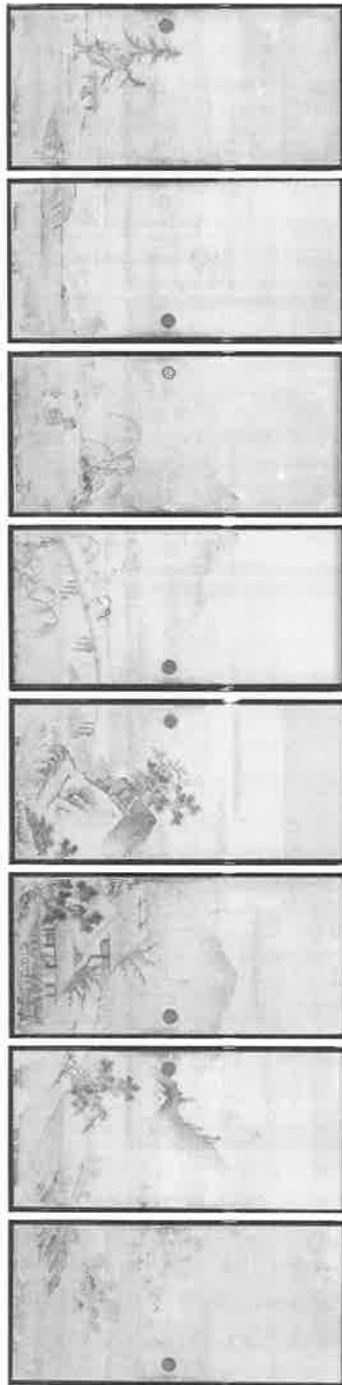
画題「琴棋書画図」①-4と②-1が接続する



室中北面襖絵③ 右より4～1



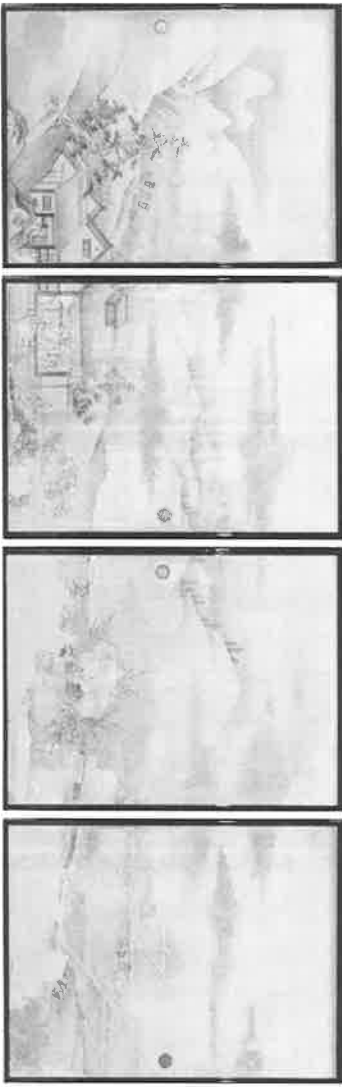
③ 3 詳細



室中西面襖絵④ 右より1～8



④ 6 詳細

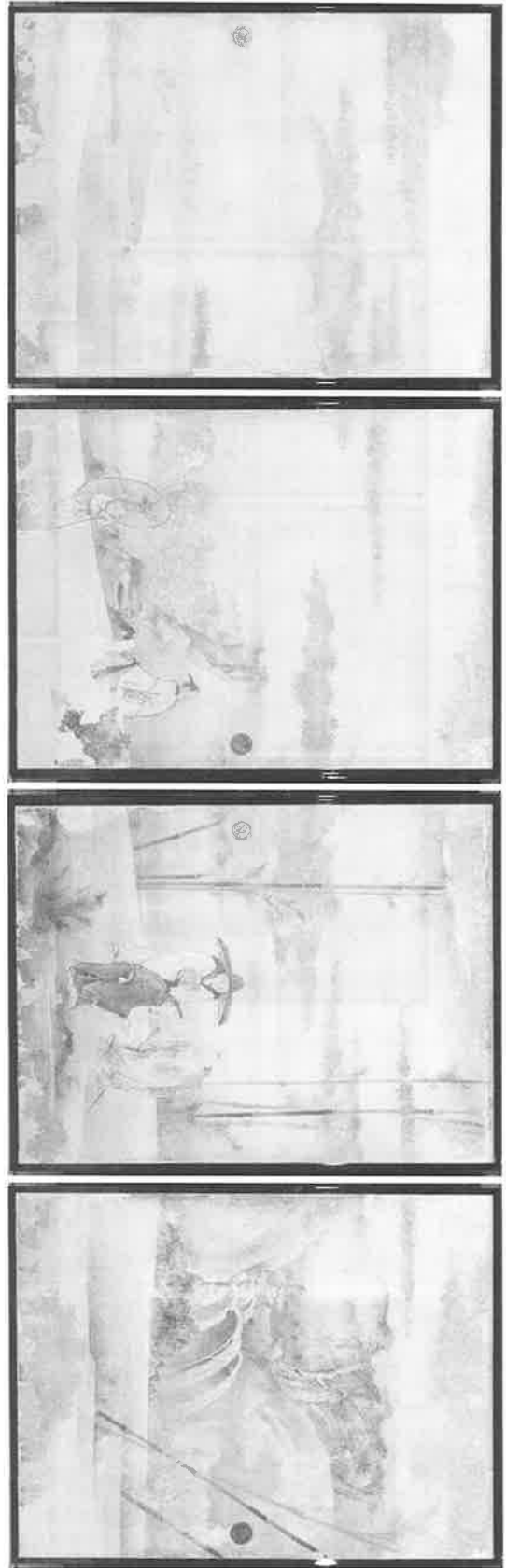


室中南面襖絵⑤ 右より1～4

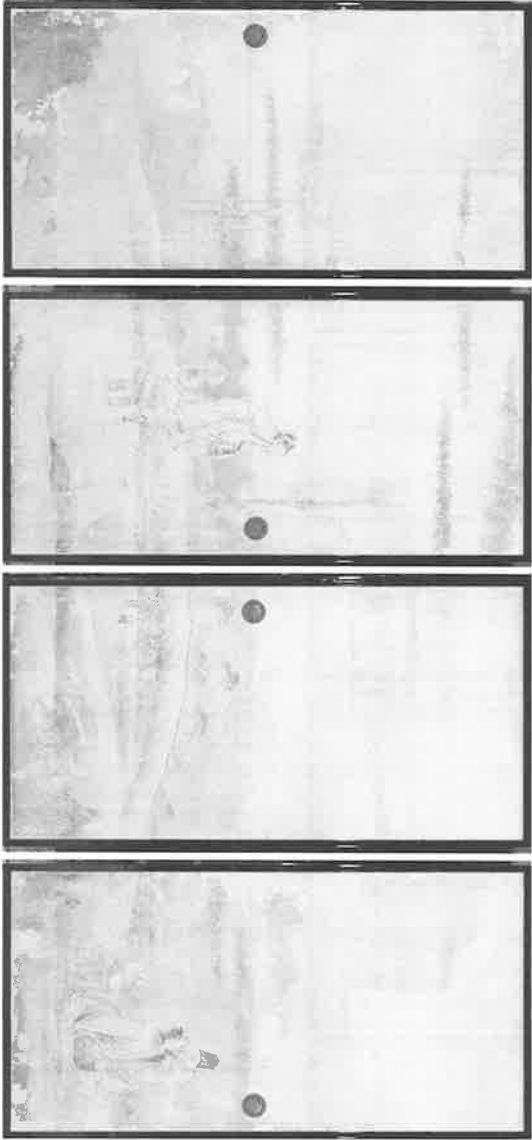


⑤ 3 詳細

画題「四季掛作図」④-1と③-1、④-8と⑤-1が接続する

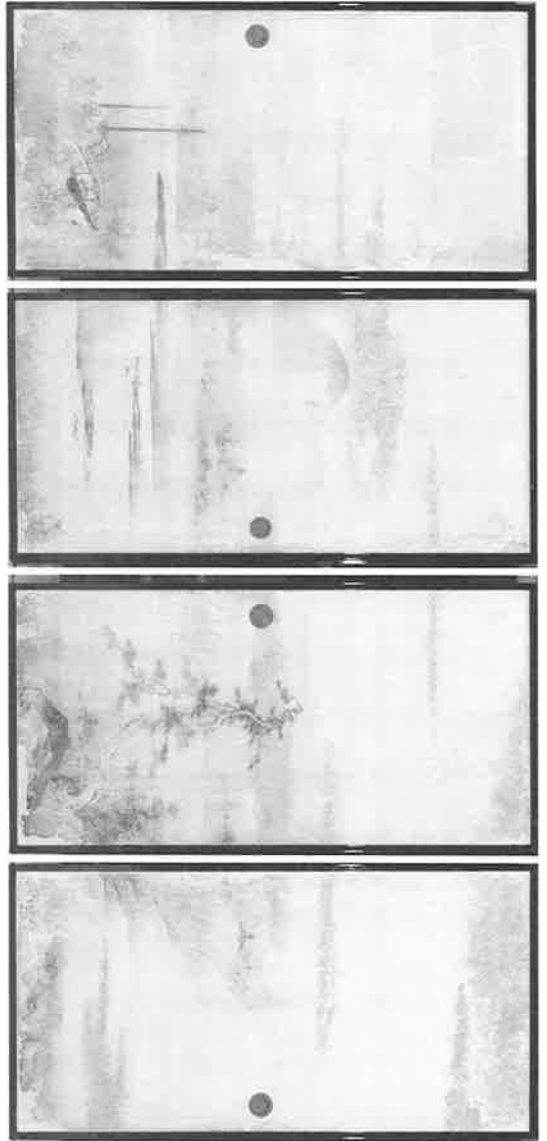


上間北面襖絵⑥ 右より4~1



上間西面襖絵⑦ 右より1~4

画題「竹林七賢図」⑦-1と⑥-1が接続する



上間奥東面襖絵⑧ 右より4～1



上間奥壁貼付 右より2～1

上間奥北面襖絵⑨ 右より2～1

画題「山水図」⑧-1と⑨-2、⑨-1と壁貼付2が接続する

写
真

本堂 竣工



1. 竣工 正面(東)



2. 竣工 正側面(北東より見る)



3. 竣工 正側面 (南東より見る)



4. 竣工 南側面



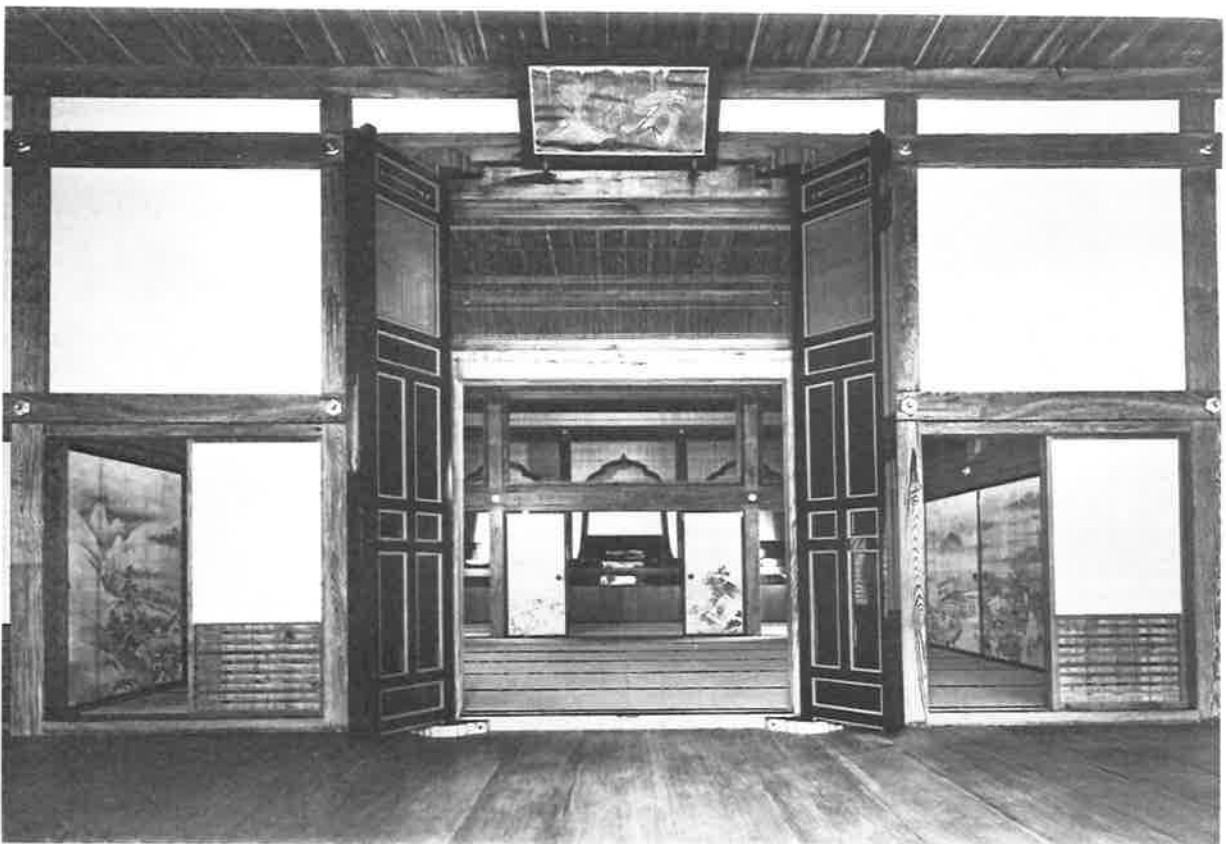
5. 竣工 背側面（南西より見る）



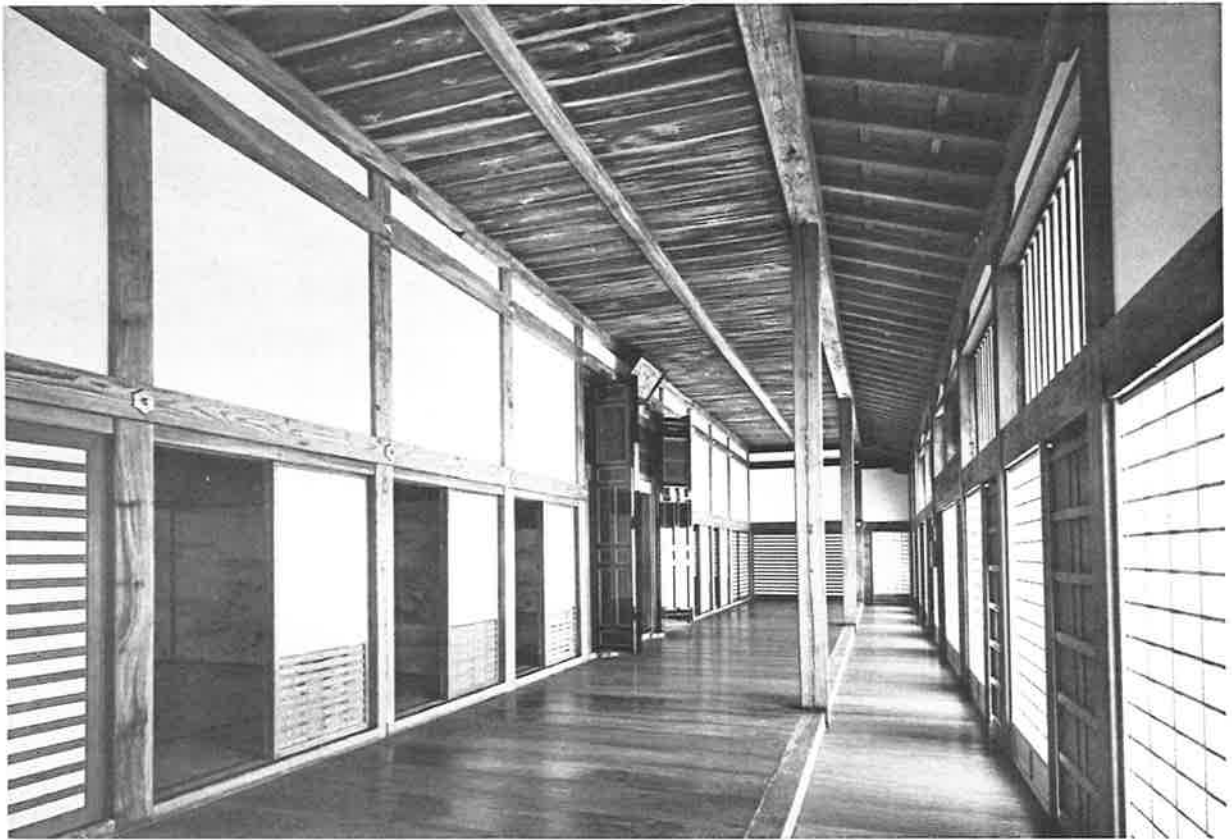
6. 竣工 背側面（北西より見る）



7. 竣工 北側面（北西より見る）



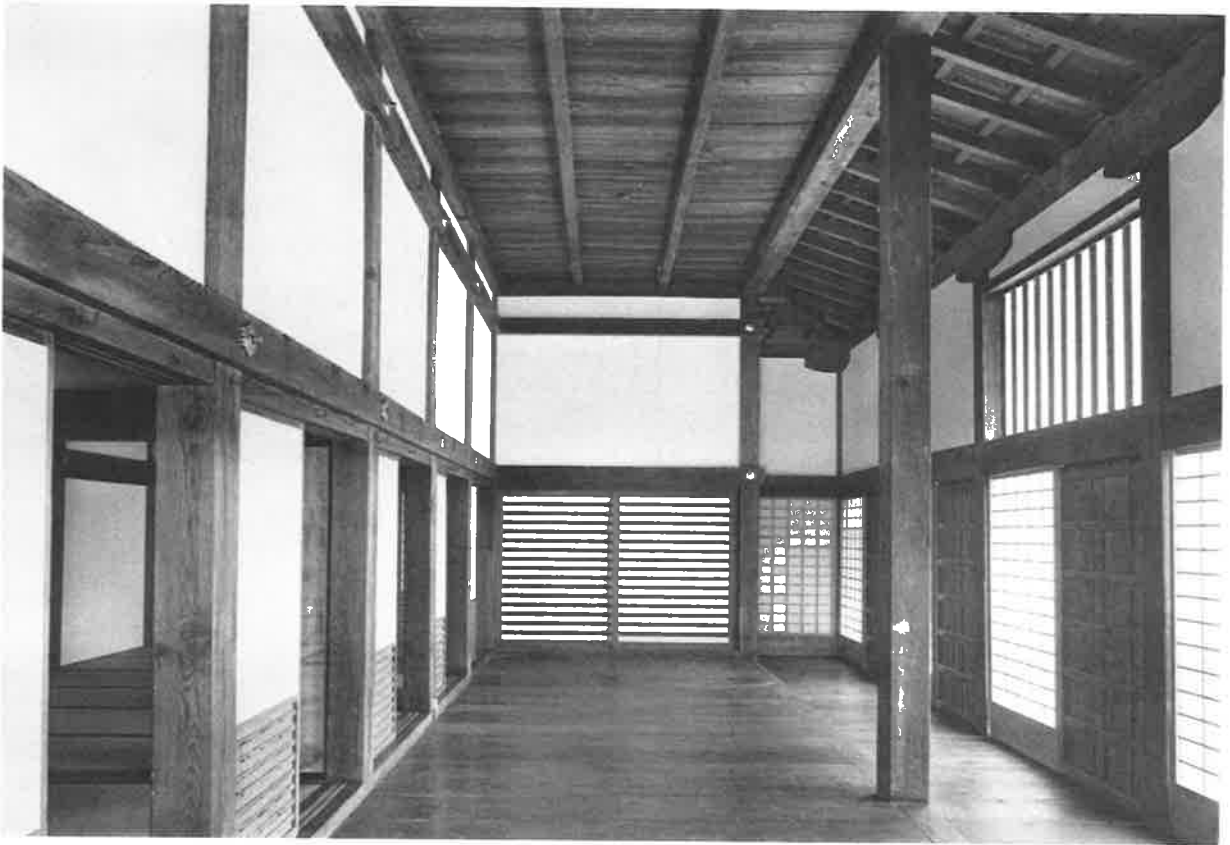
8. 竣工 広縁より「室中」を見る



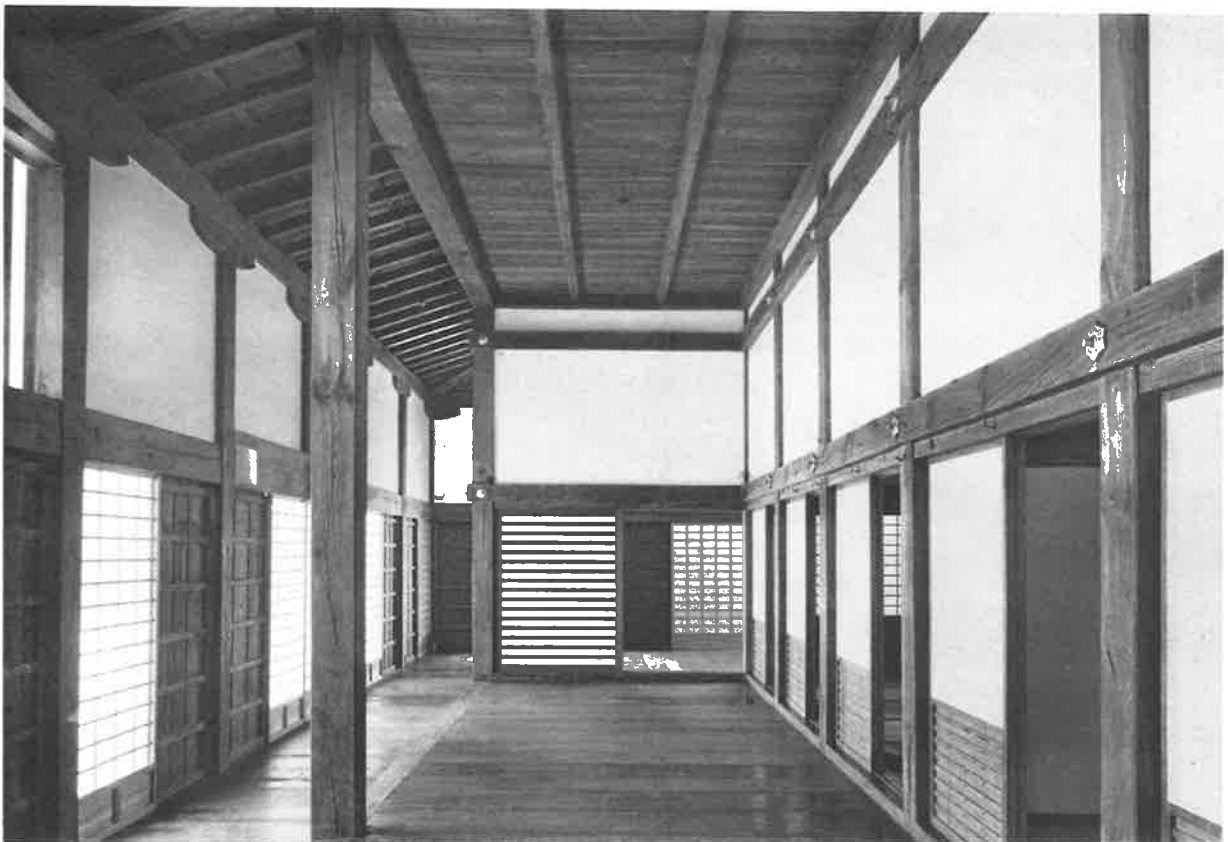
9. 竣工 東広縁（南より見る）



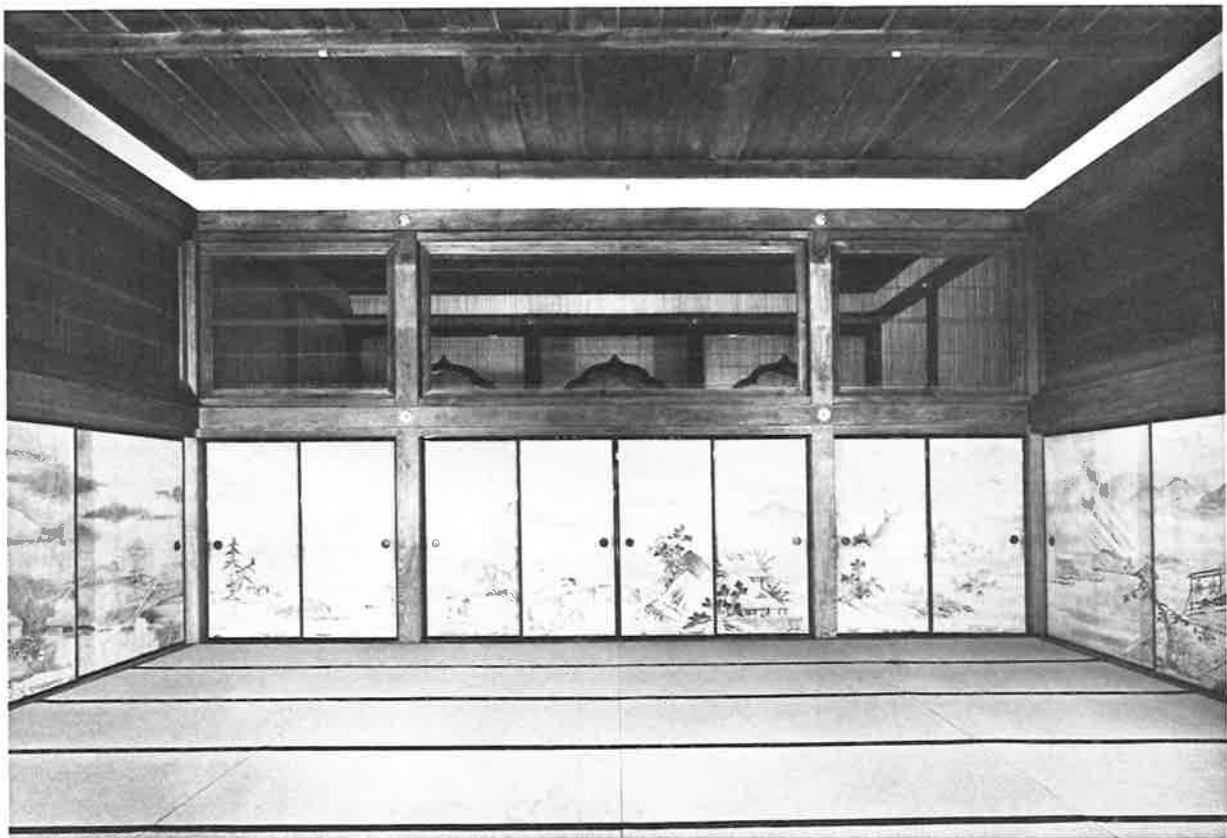
10. 竣工 南広縁（東より見る）



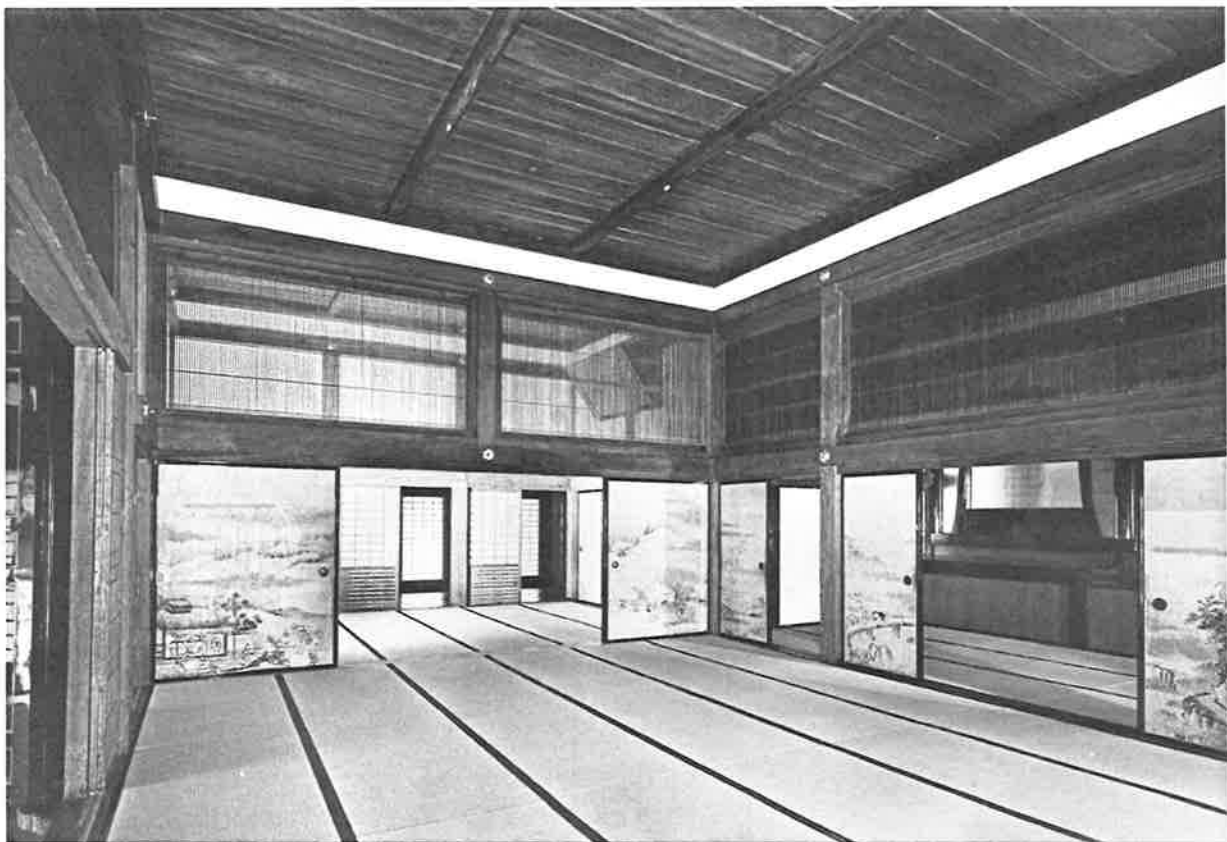
11. 竣工 北広縁（東より見る）



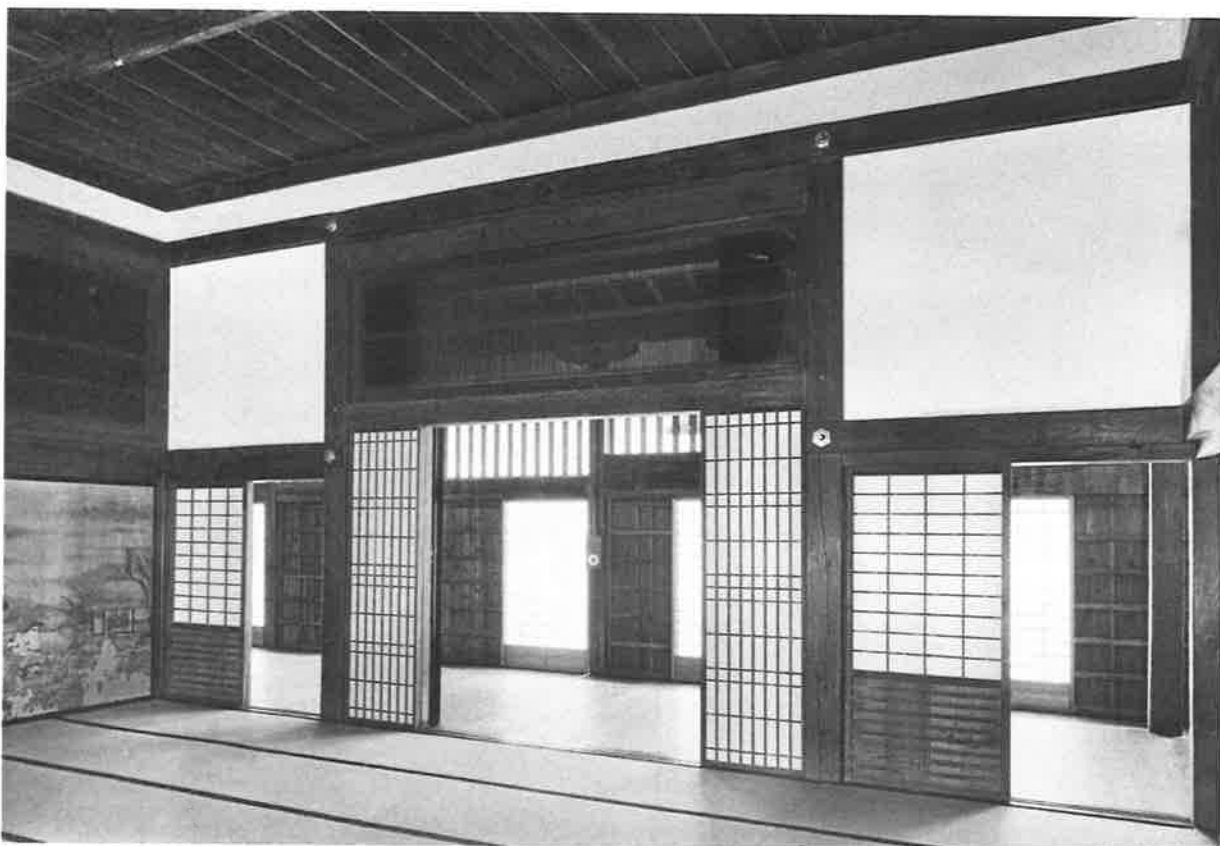
12. 竣工 北広縁見返し（西より見る）



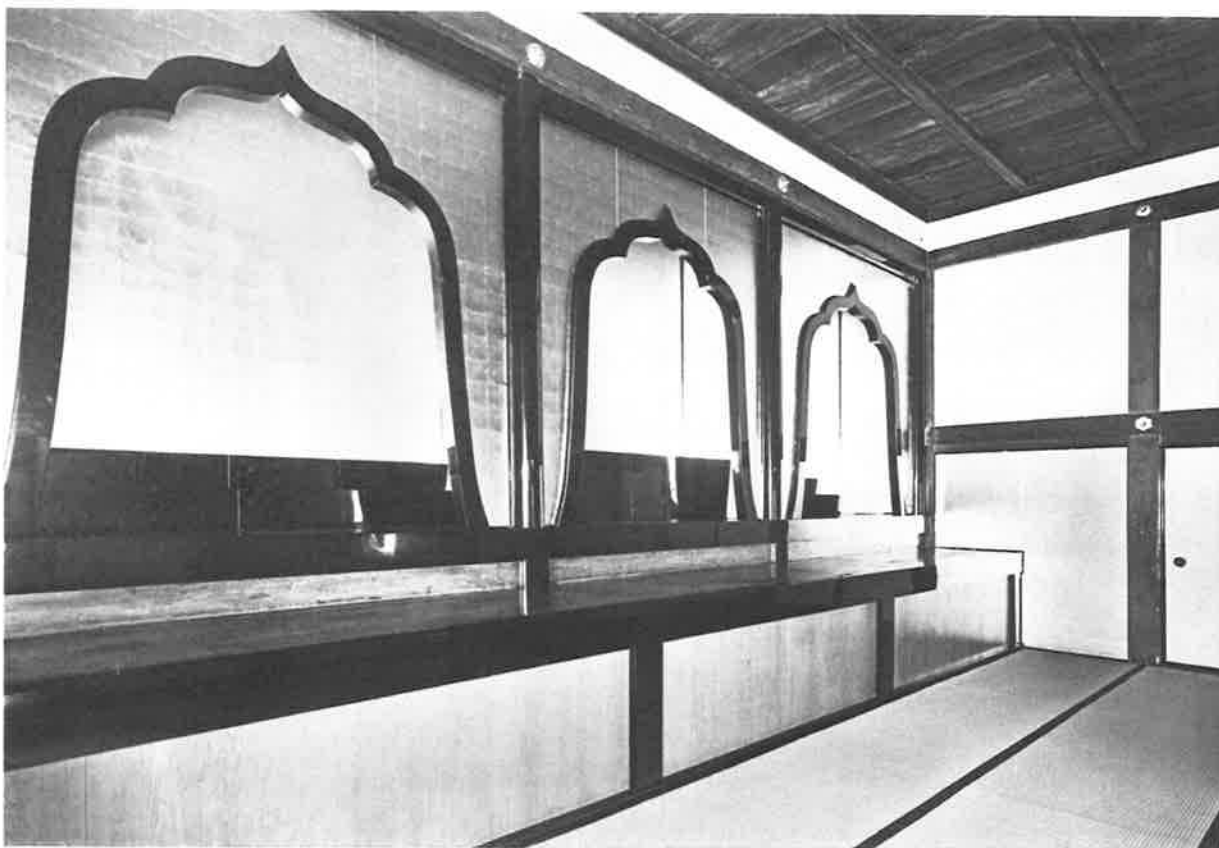
13. 竣工 「室中」(東より見る)



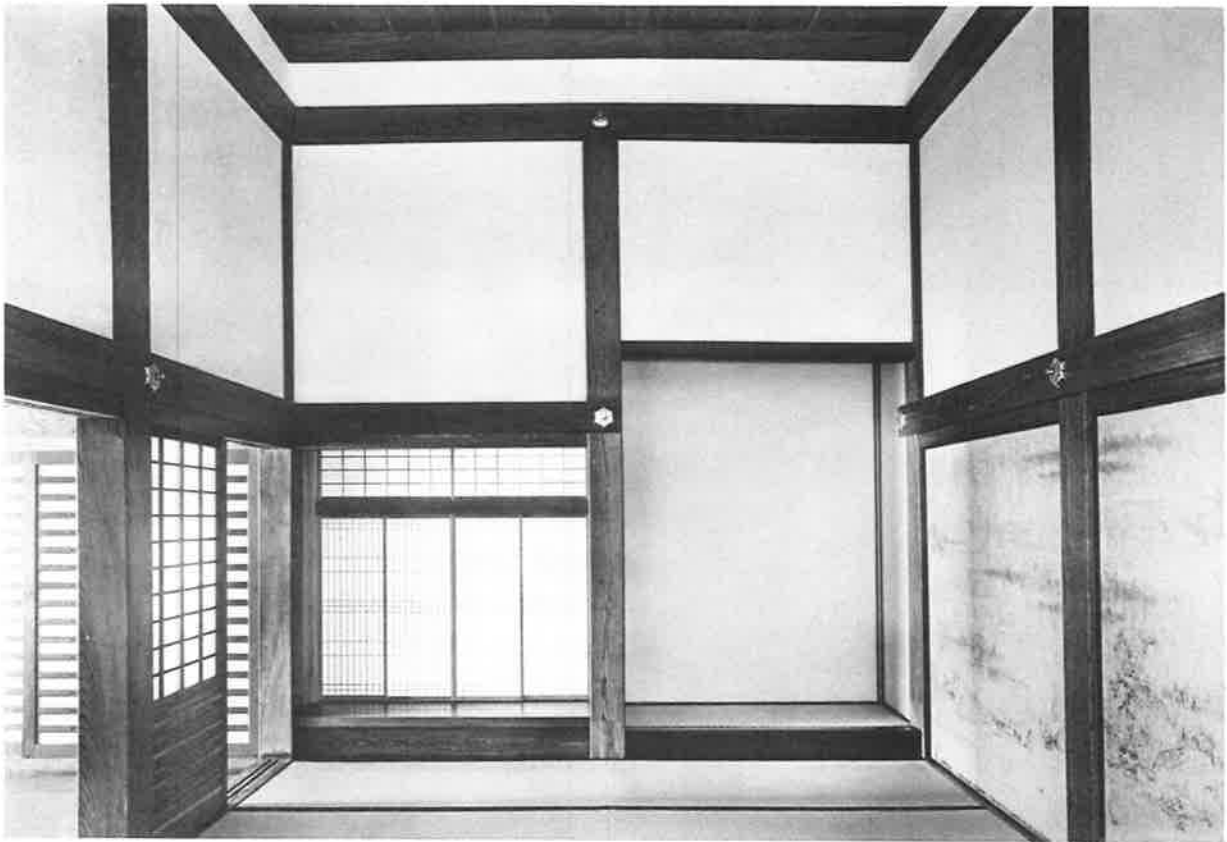
14. 竣工 「室中」(北東より見る)



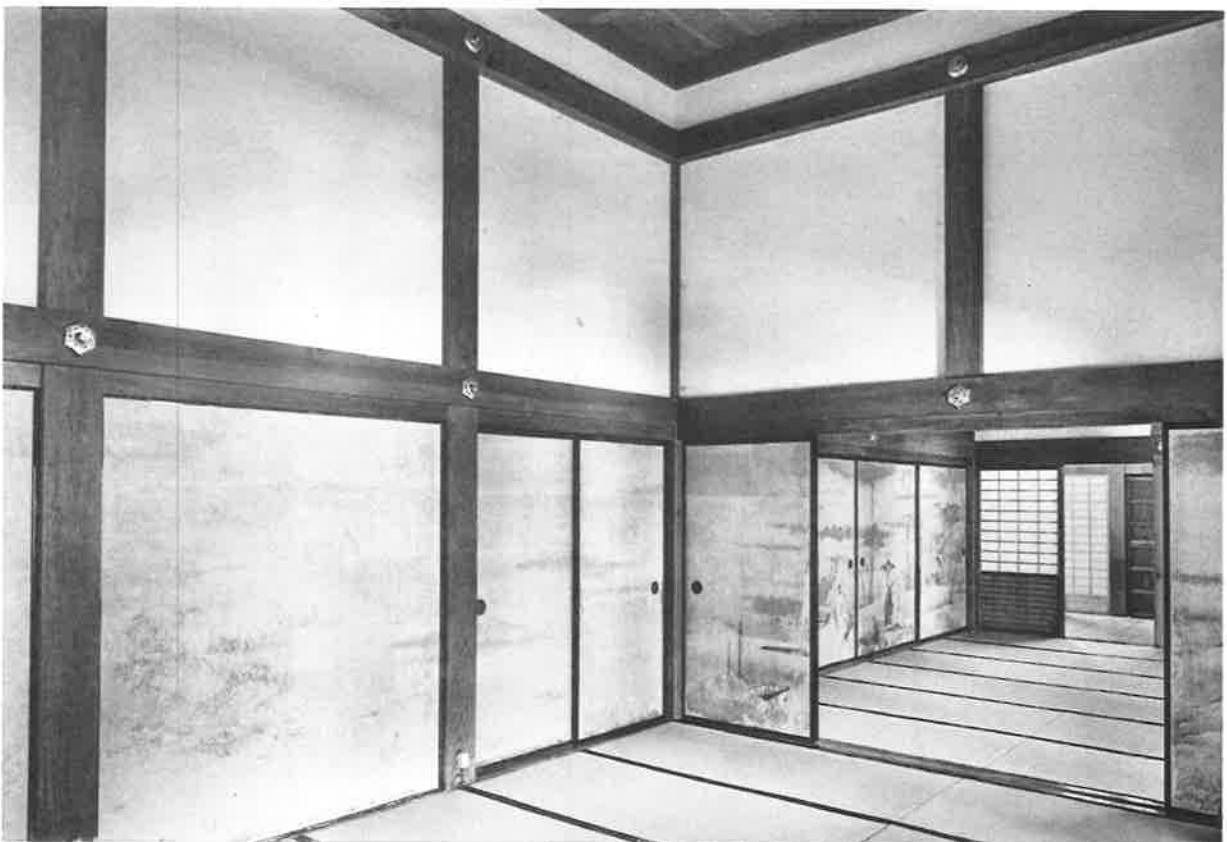
15. 竣工 「室中」見返し (南西より見る)



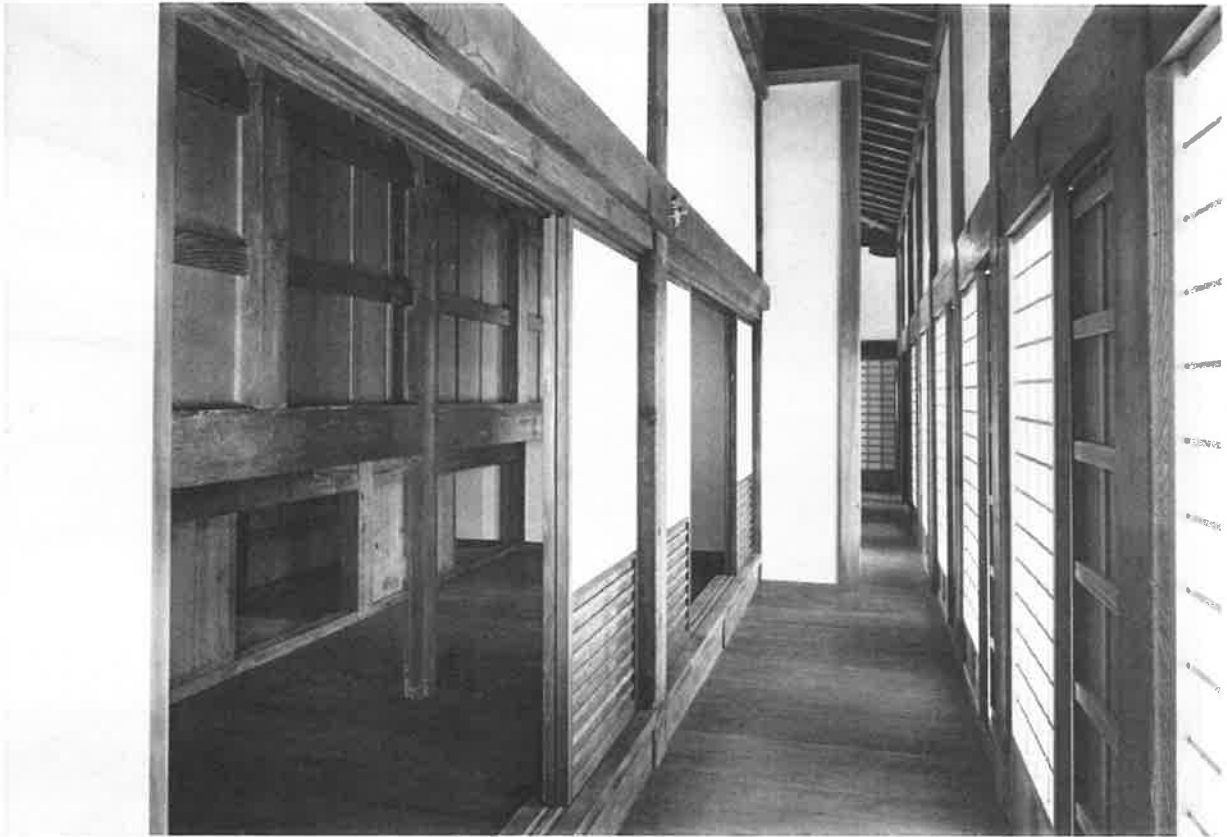
16. 竣工 「仏間」 (南東より見る)



17. 竣工 「上間奥」(東より見る)



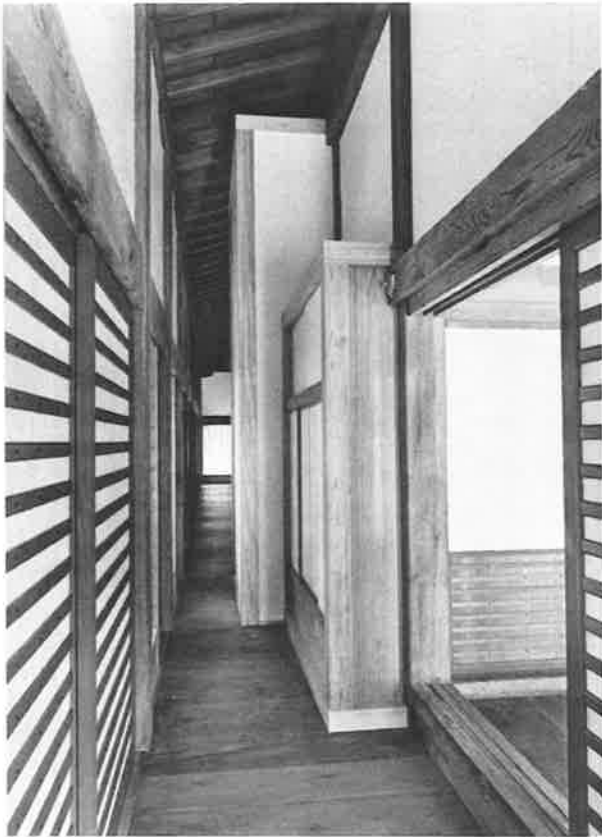
18. 竣工 「上間奥」(南西より見る)



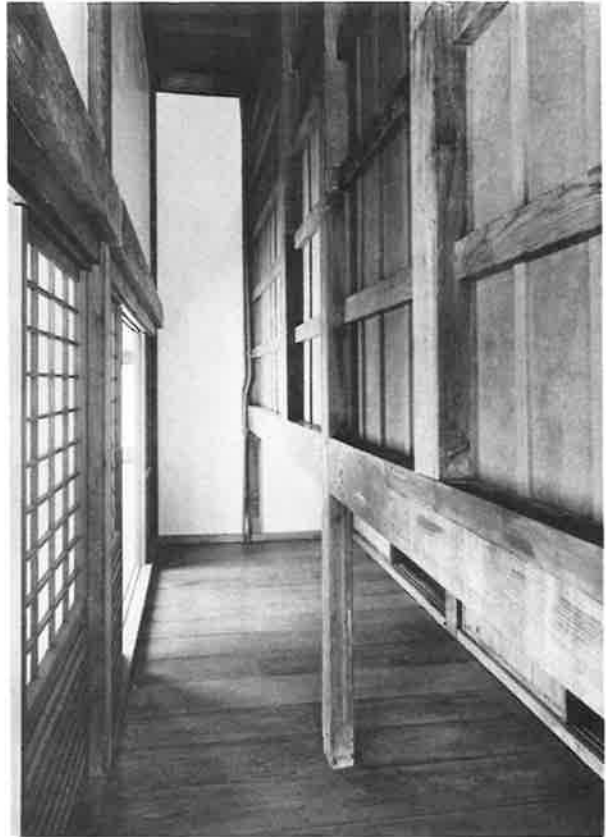
19. 竣工 西落縁及び「仏間」後方（北より見る）



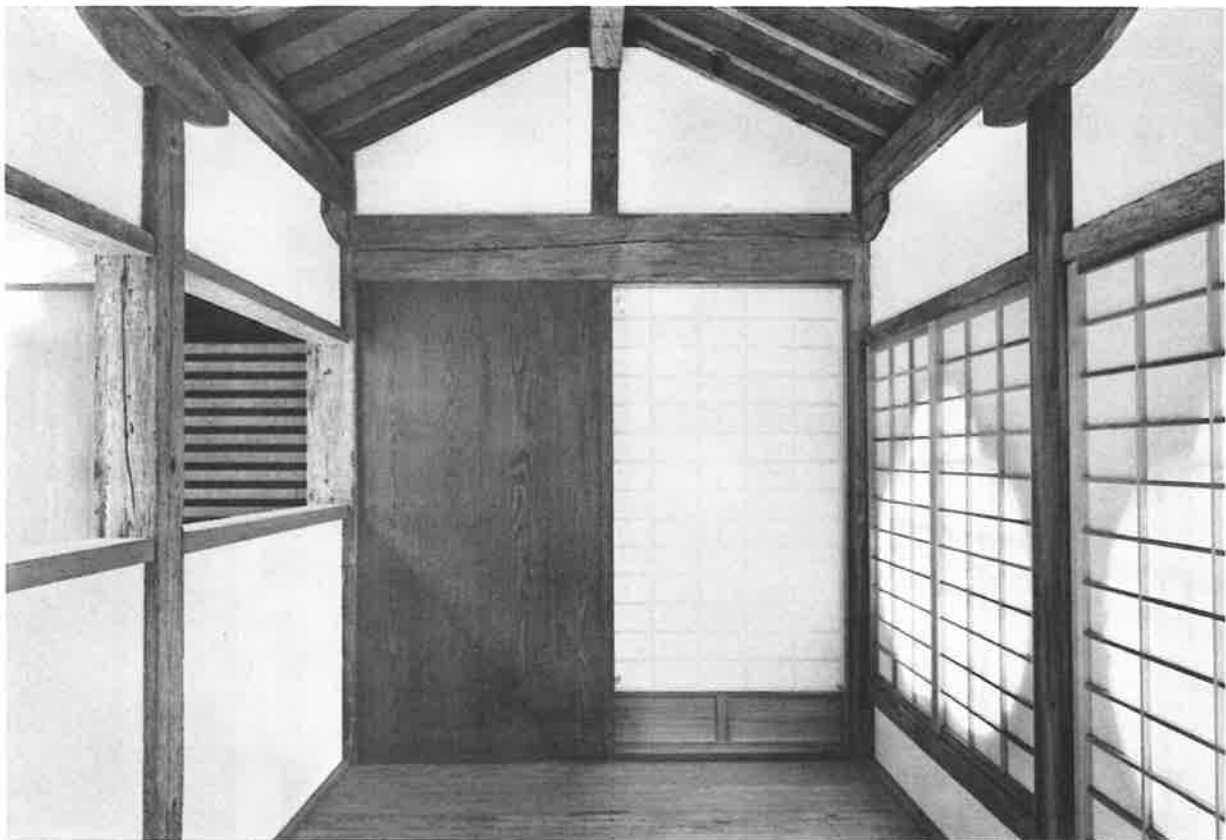
20. 竣工 西落縁及び「仏間」後方（南より見る）



22. 竣工 西落縁（南より見る）



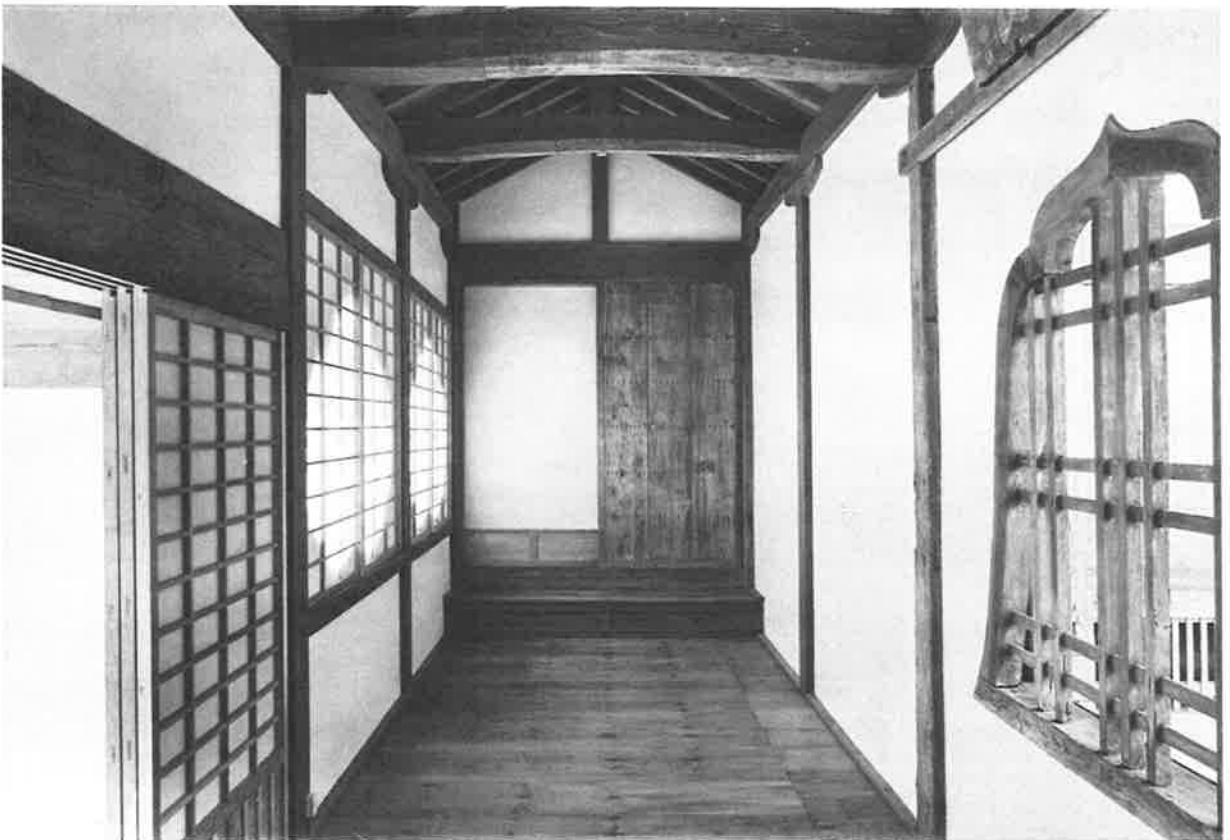
21. 竣工 「仏間」後方（南より見る）



23. 竣工 南面廊下（南より見る）



24. 竣工 北面式台玄関及び廊下（南より見る）



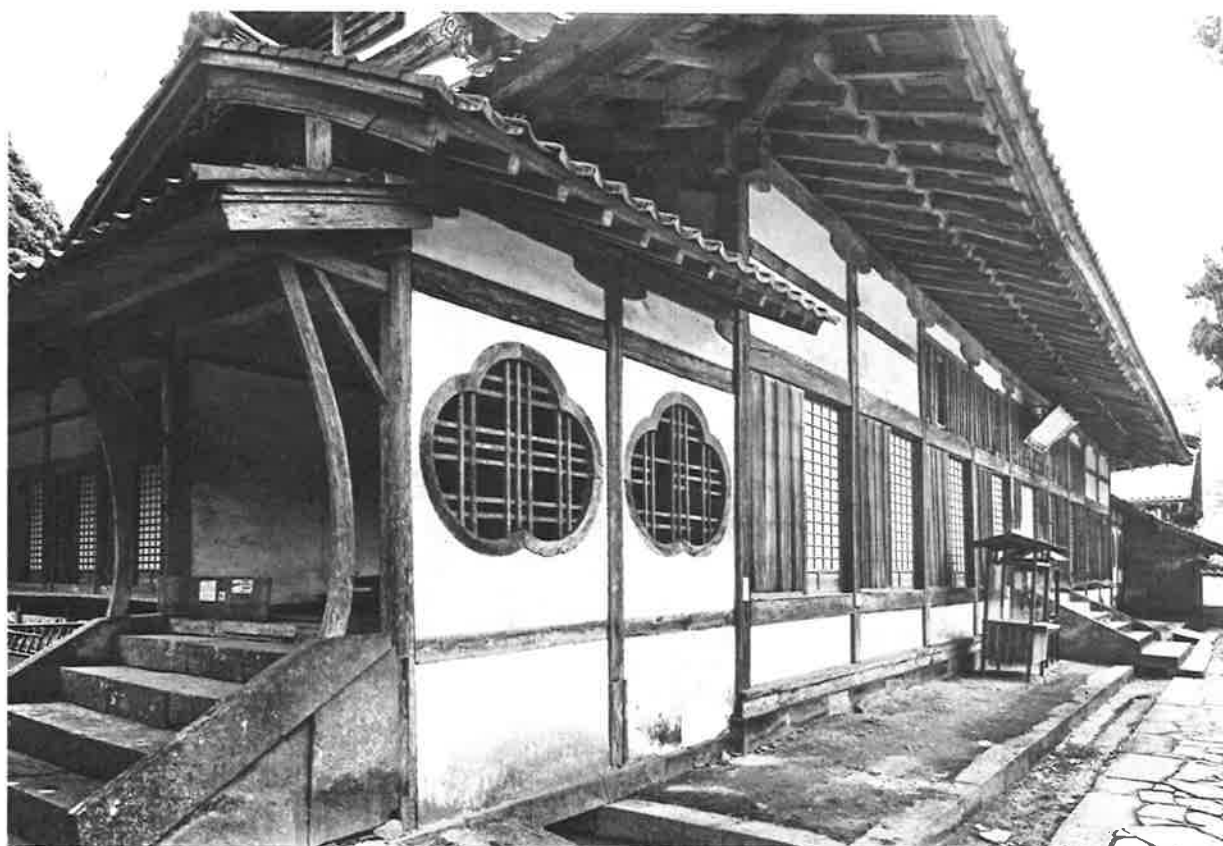
25. 竣工 北面式台玄関及び廊下（北より見る）



26. 修理前 正面（東）



27. 修理前 正側面（北東より見る）



28. 修理前 正側面 (南東より見る)



29. 修理前 南側面



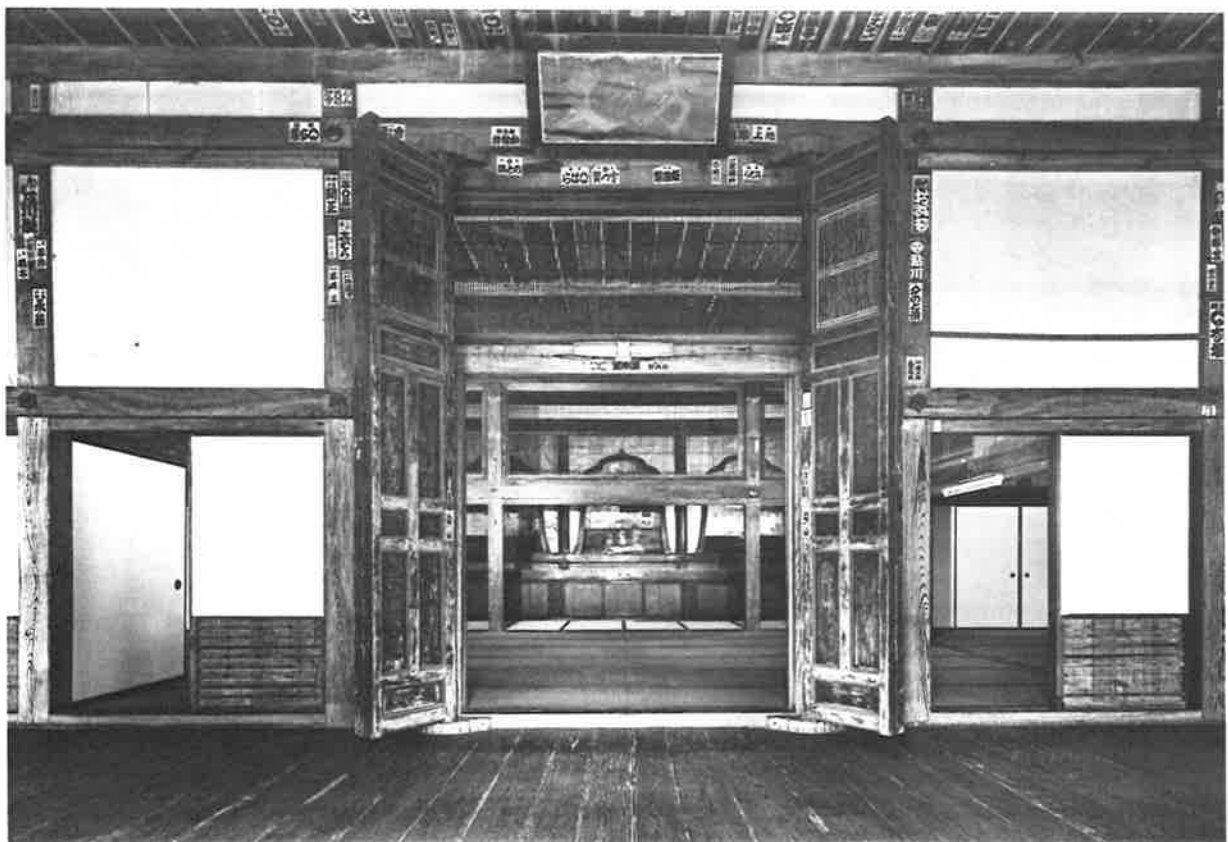
30. 修理前 背面（西）



31. 修理前 背側面（北西より見る）



32. 修理前 北側面（北西より見る）



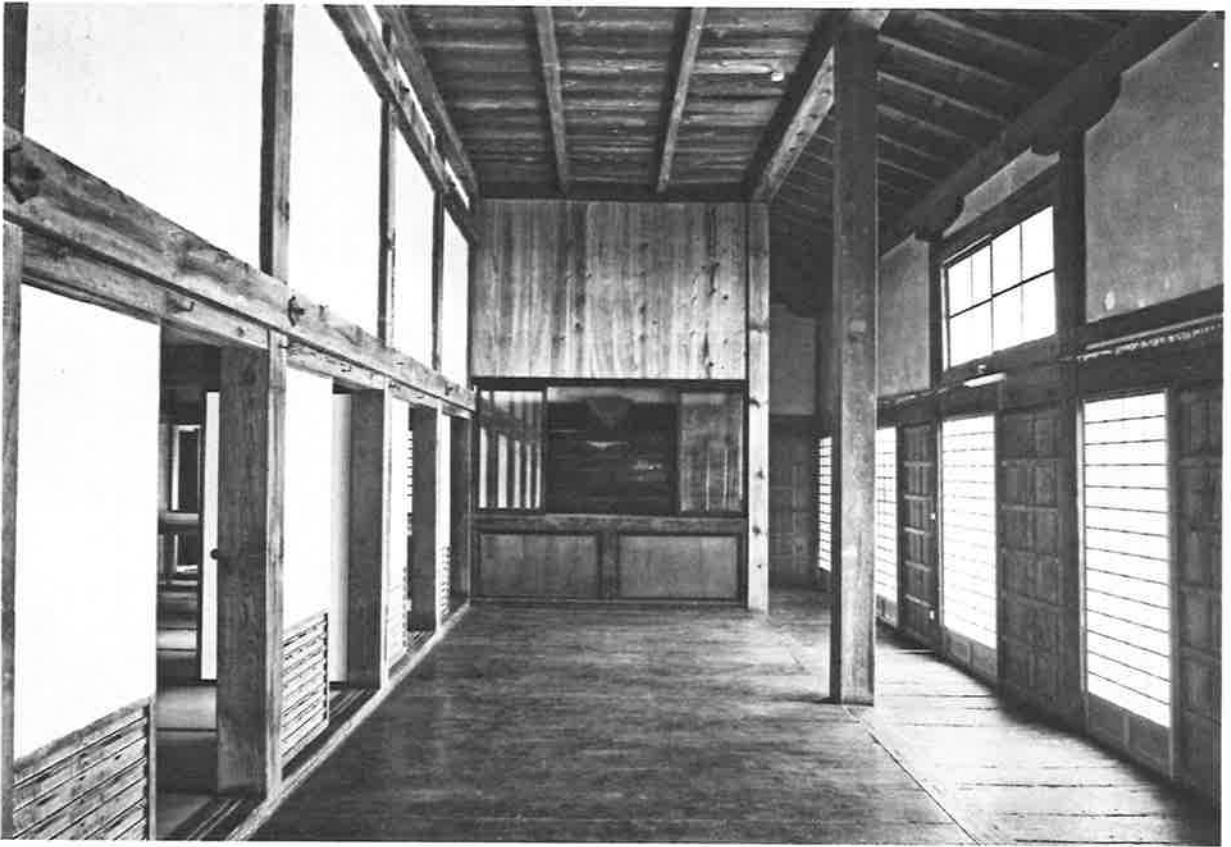
33. 修理前 広縁より「室中」を見る



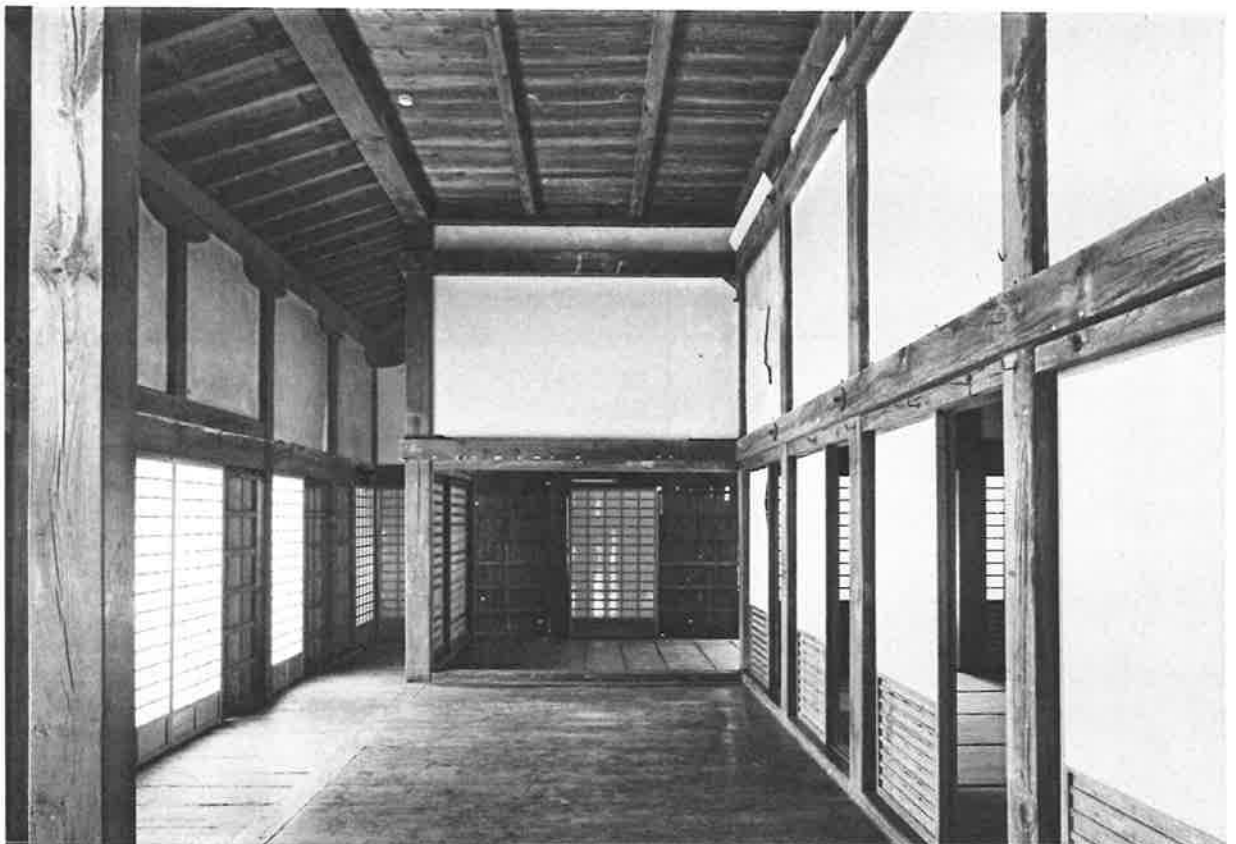
34. 修理前 東広縁（南より見る）



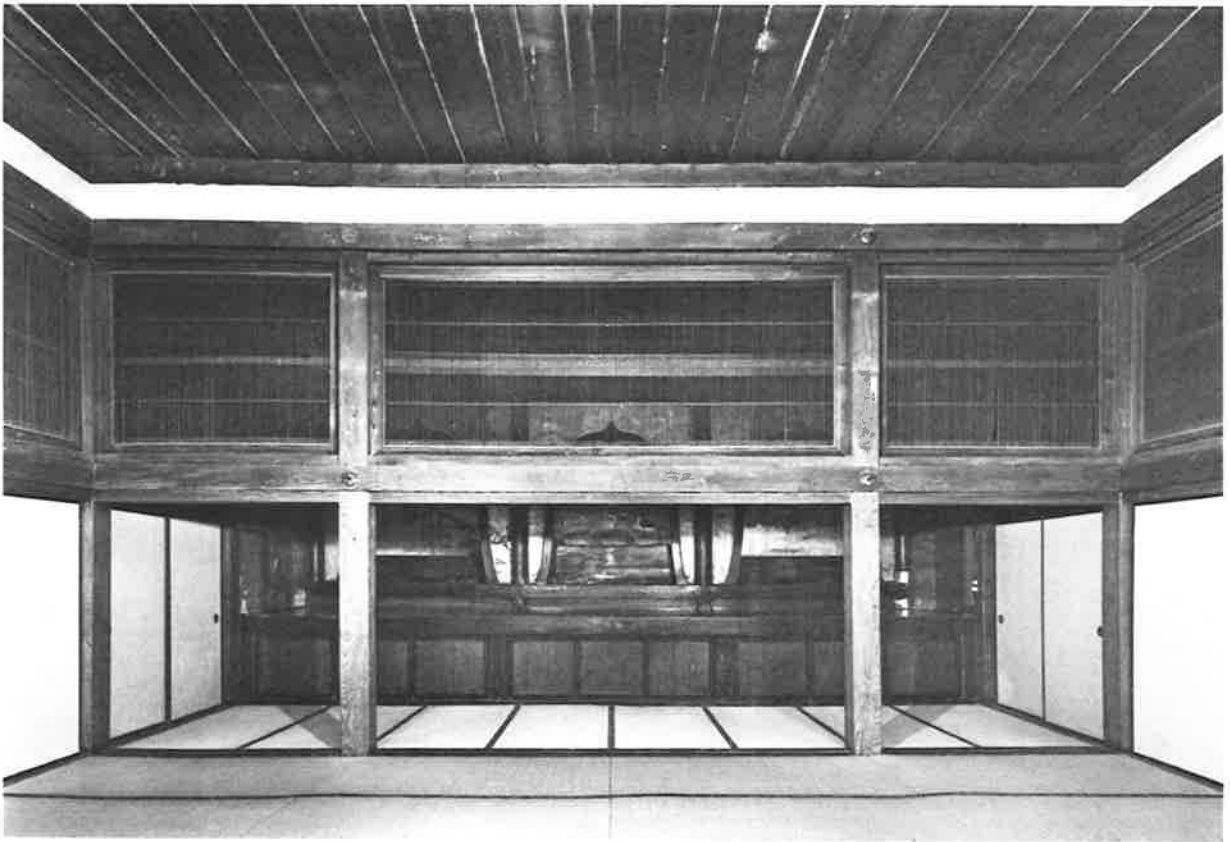
35. 修理前 南広縁（東より見る）



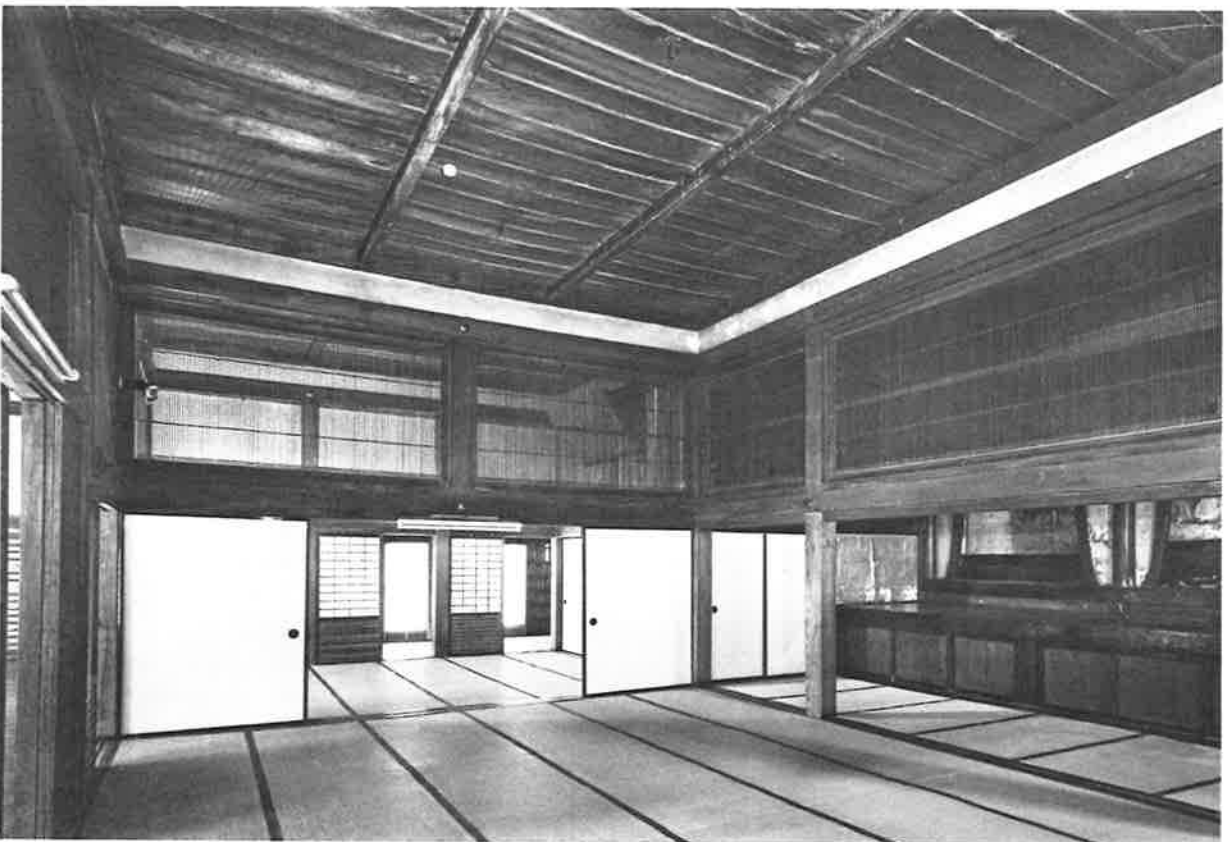
36. 修理前 北広縁（東より見る）



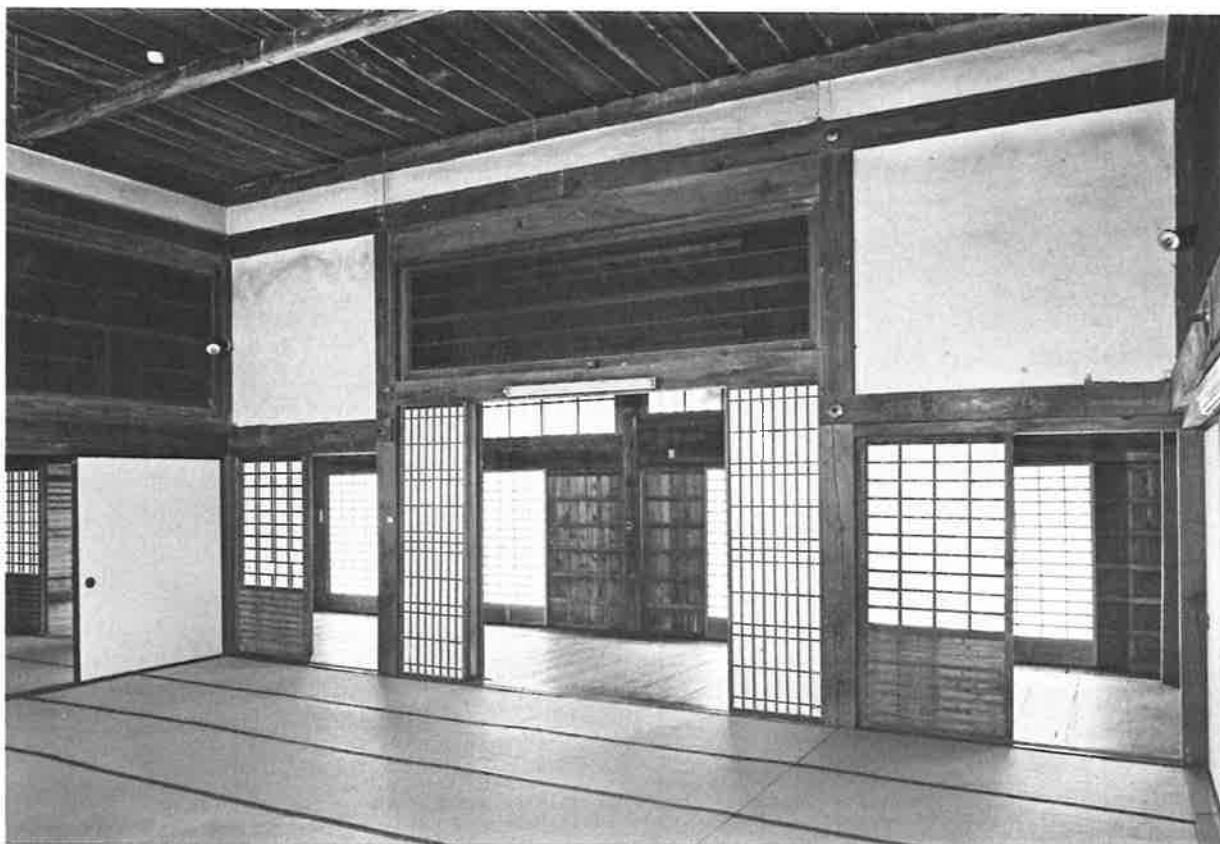
37. 修理前 北広縁見返し（西より見る）



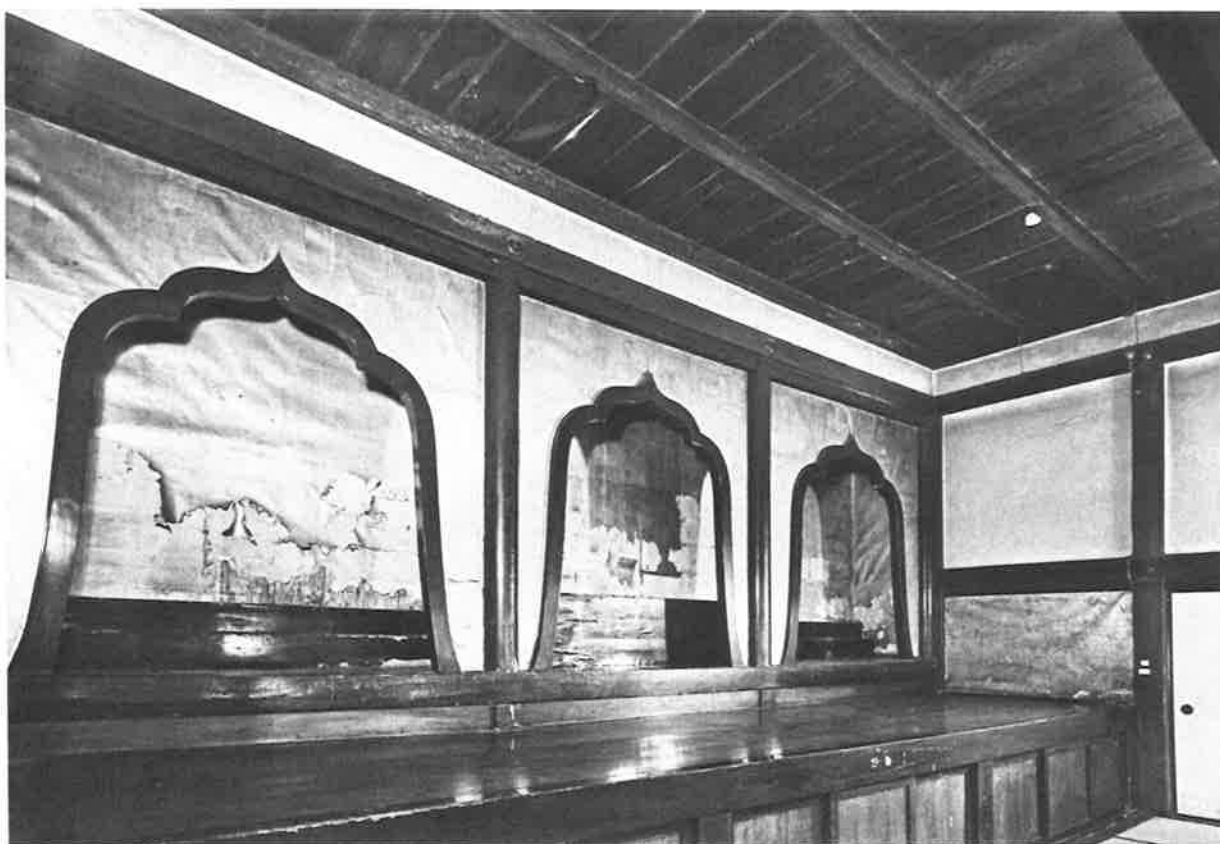
38. 修理前 「室中」より「仏間」を見る



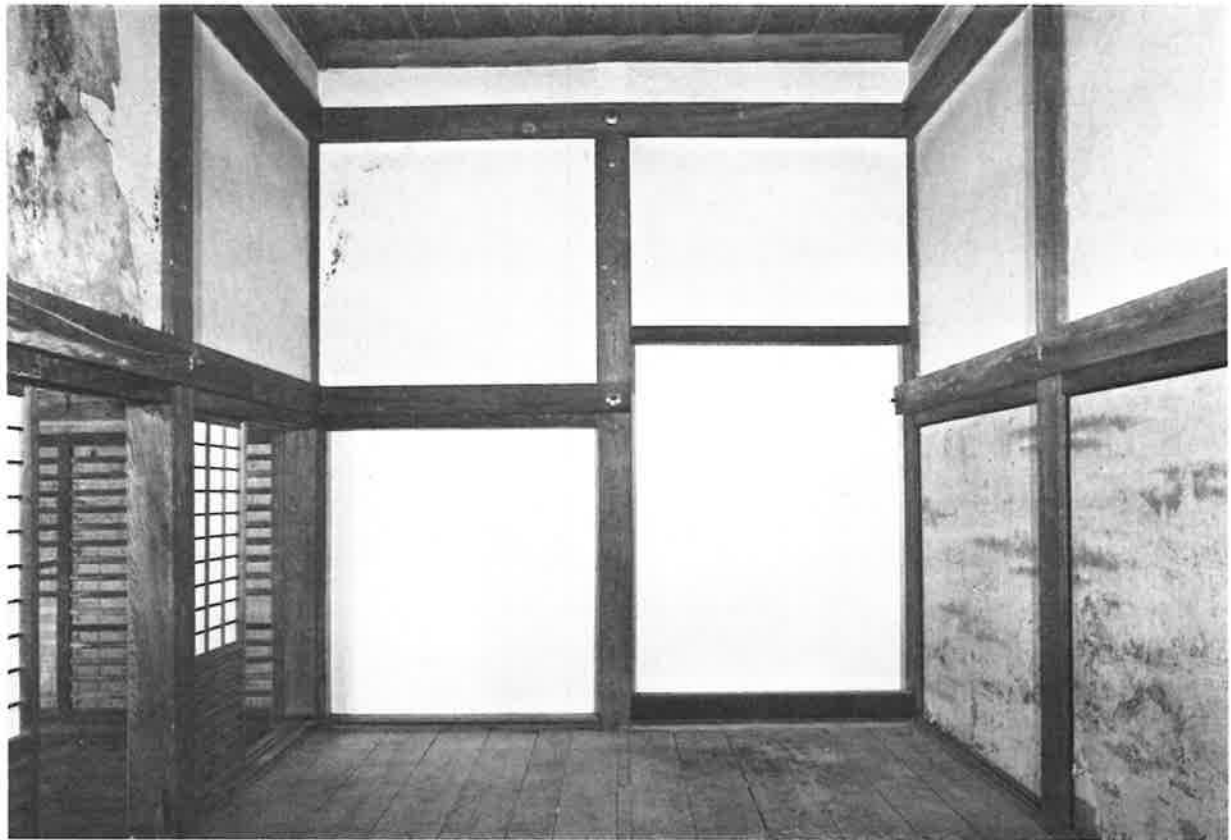
39. 修理前 「室中」(北東より見る)



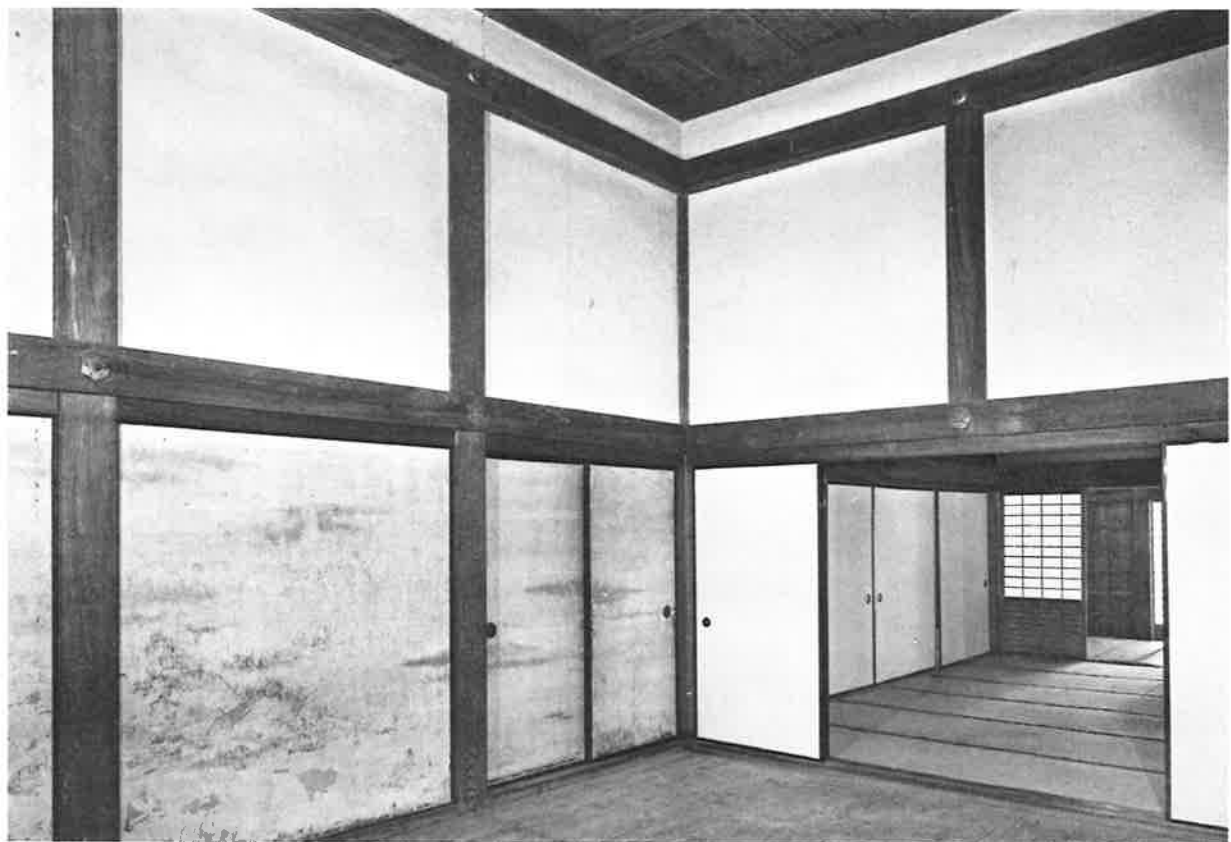
40. 修理前 「室中」見返し (南西より見る)



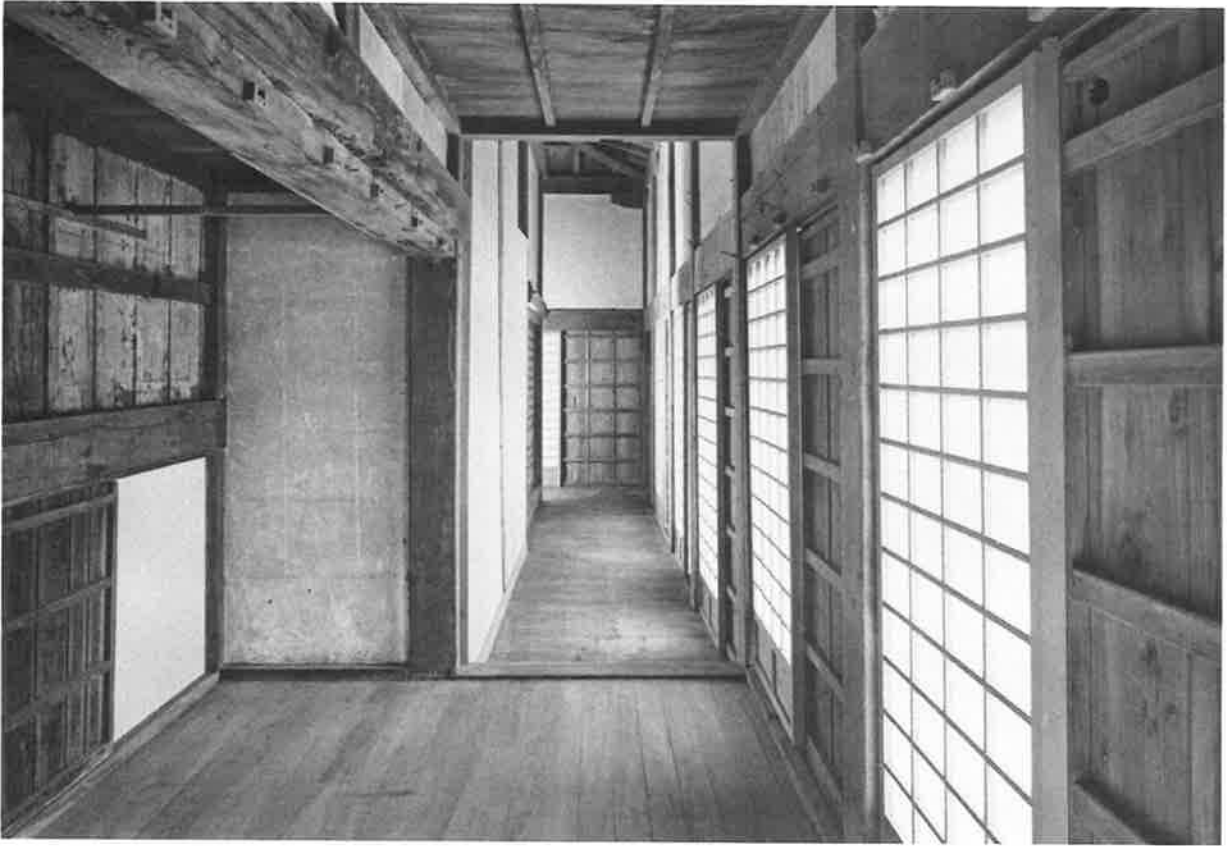
41. 修理前 「仏間」(南東より見る)



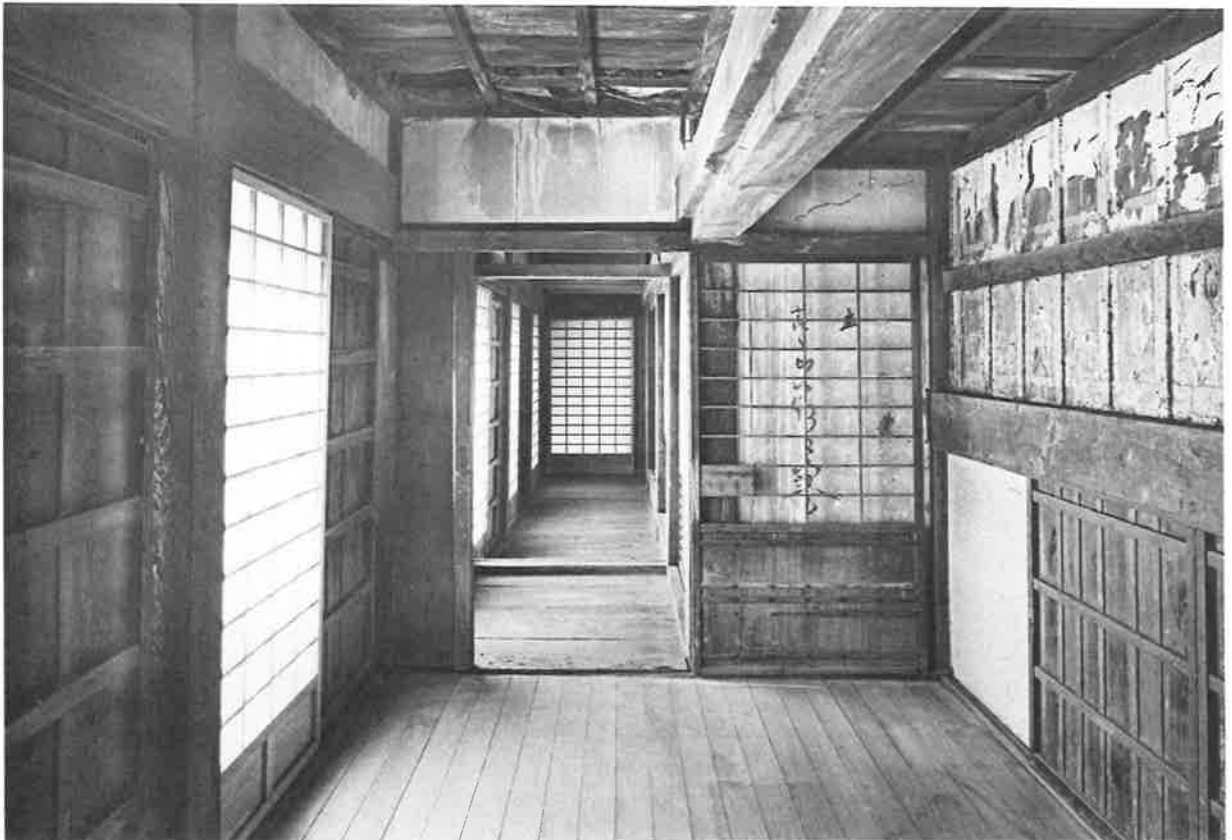
42. 修理前 「上間奥」(東より見る)



43. 修理前 「上間奥」(南西より見る)



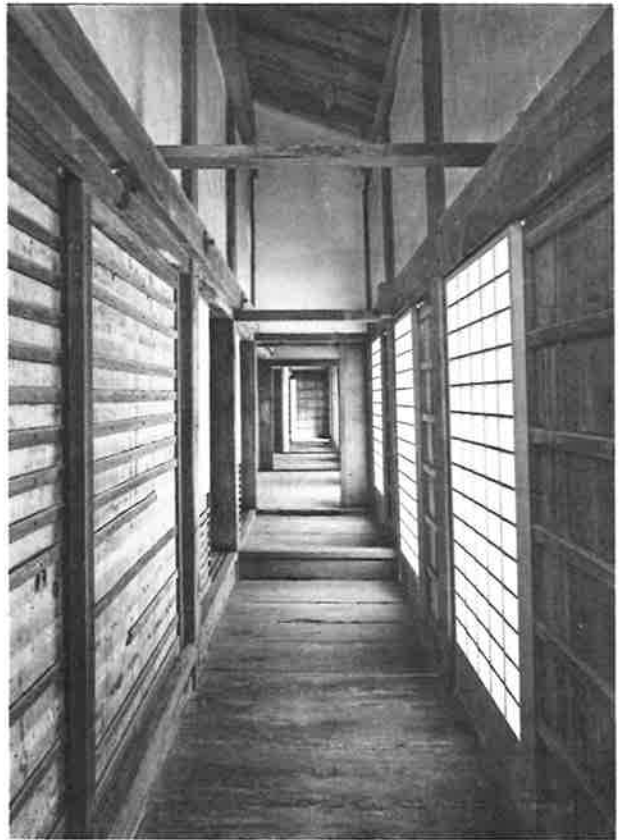
44. 修理前 「仏間」 後方 (北より見る)



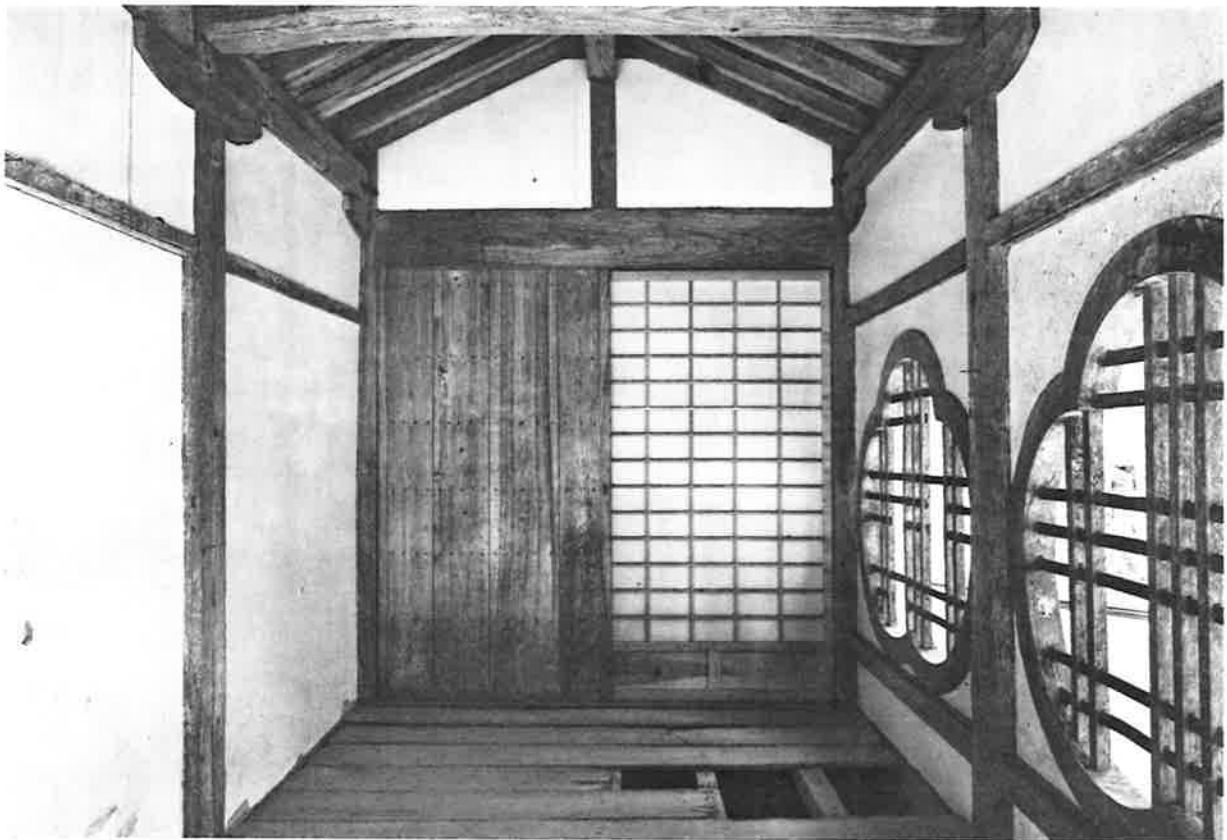
45. 修理前 「仏間」 後方 (南より見る)



47. 修理前 南西落縁（南より見る）



46. 修理前 北西落縁（北より見る）



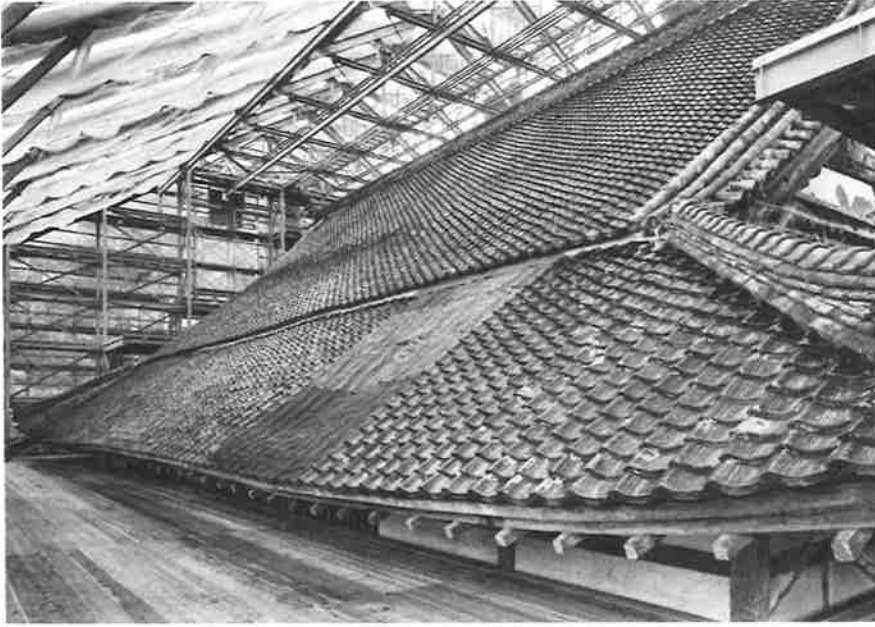
48. 修理前 南面廊下（南より見る）



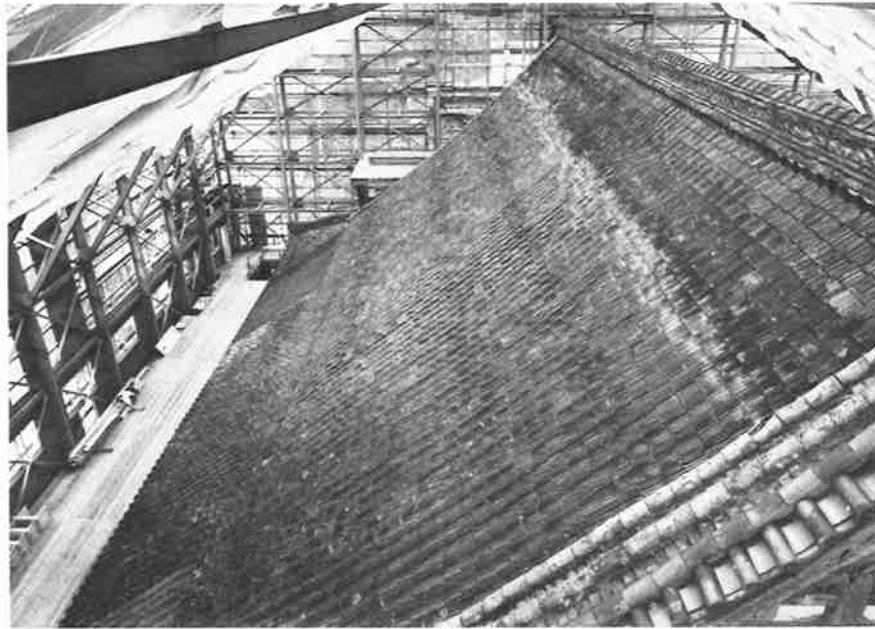
49. 修理前 北面式台玄関及び廊下（南より見る）



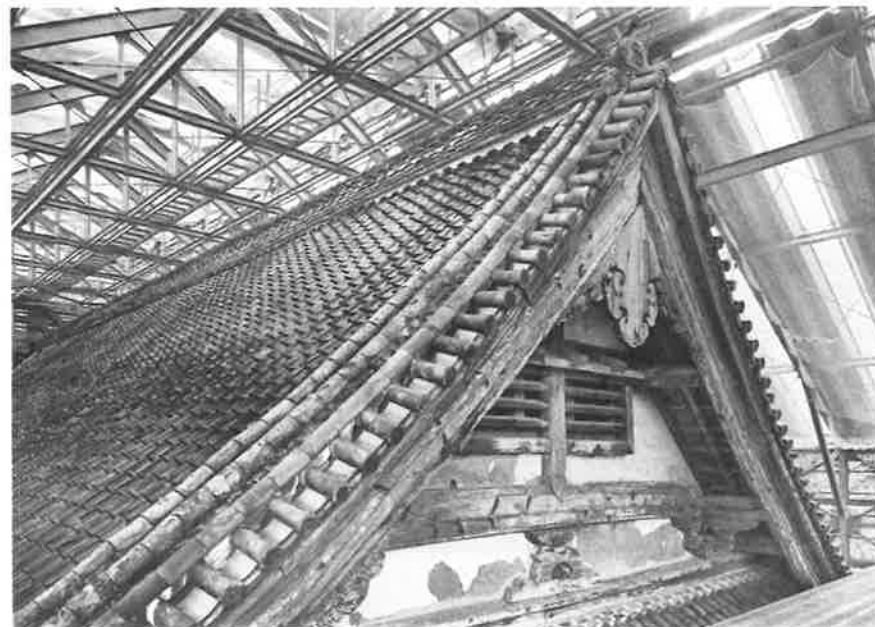
50. 修理前 北面式台玄関及び廊下（北より見る）



51. 解体前 屋根状況 東面
北東より見る



52. 同上 東面 北より見る



53. 同上 北妻



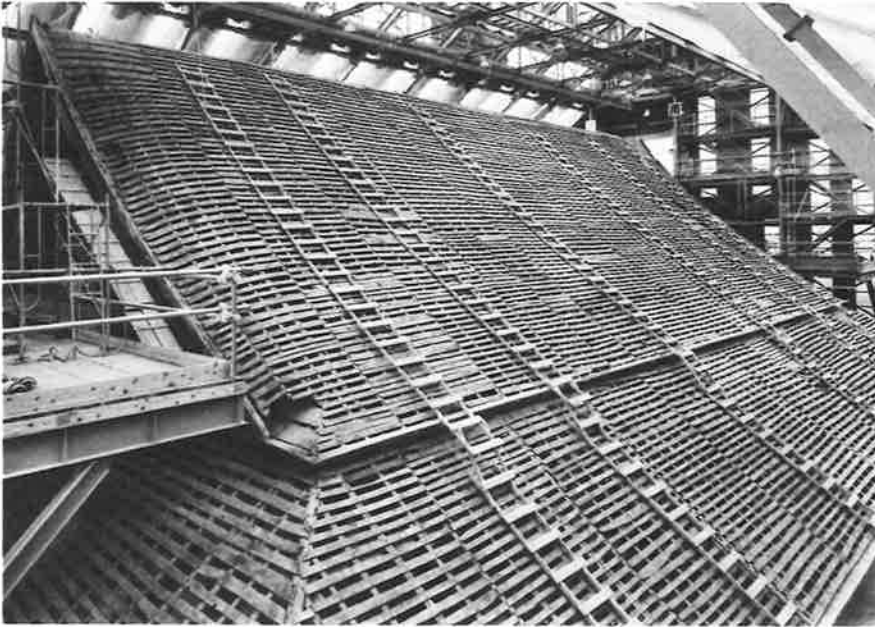
54. 瓦・葺土解体完了 東面
北東より見る



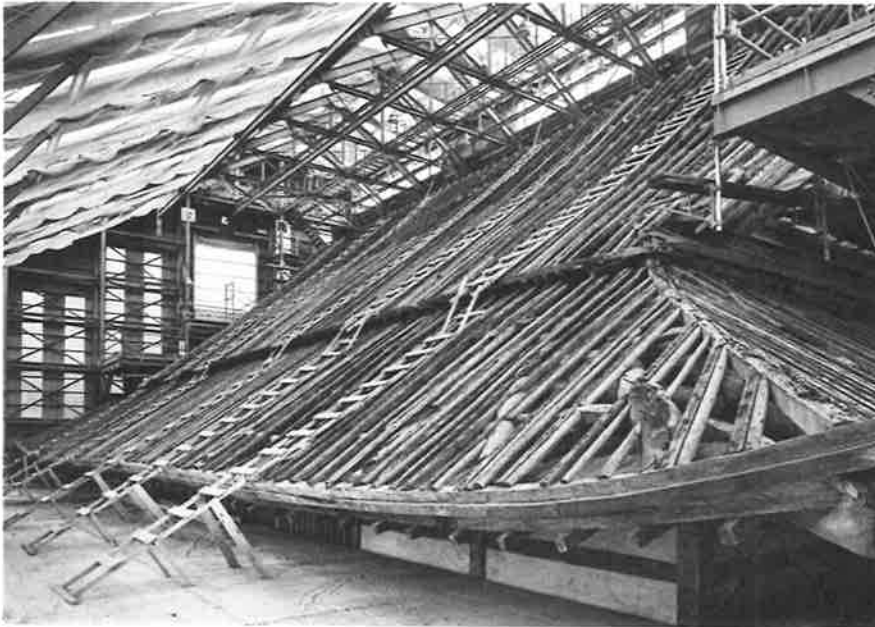
55. 同上 西面 北西より見る



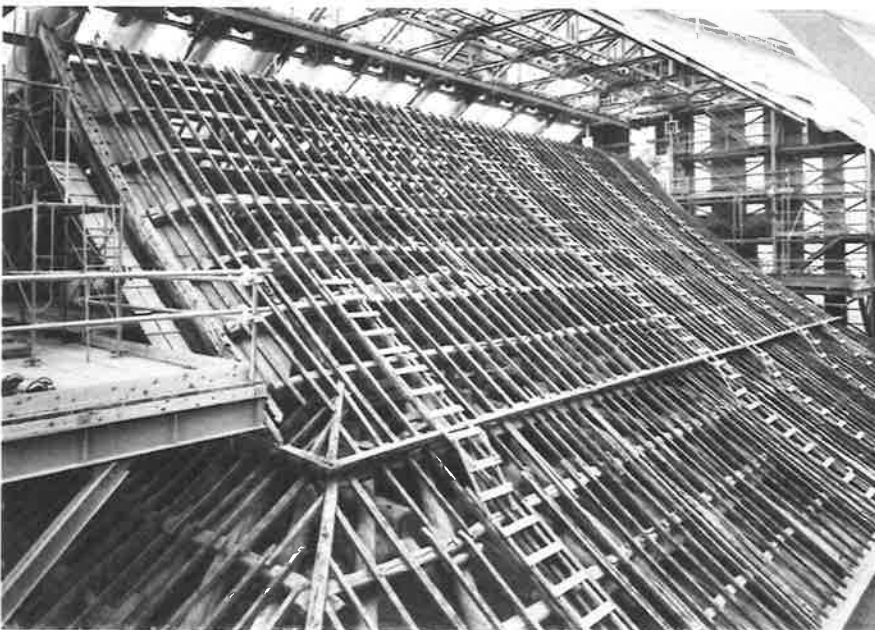
56. 土居葺解体完了 東面
北東よりみる



57. 土居葺解体完了 西面
北西より見る

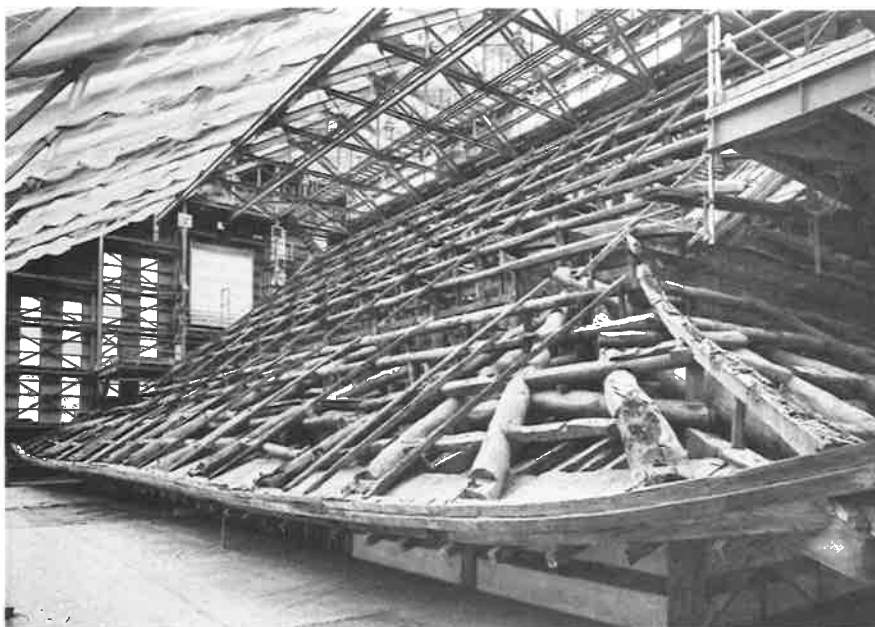


58. 野地板解体完了 東面
北東よりみる



59. 同上 西面 北西より見る

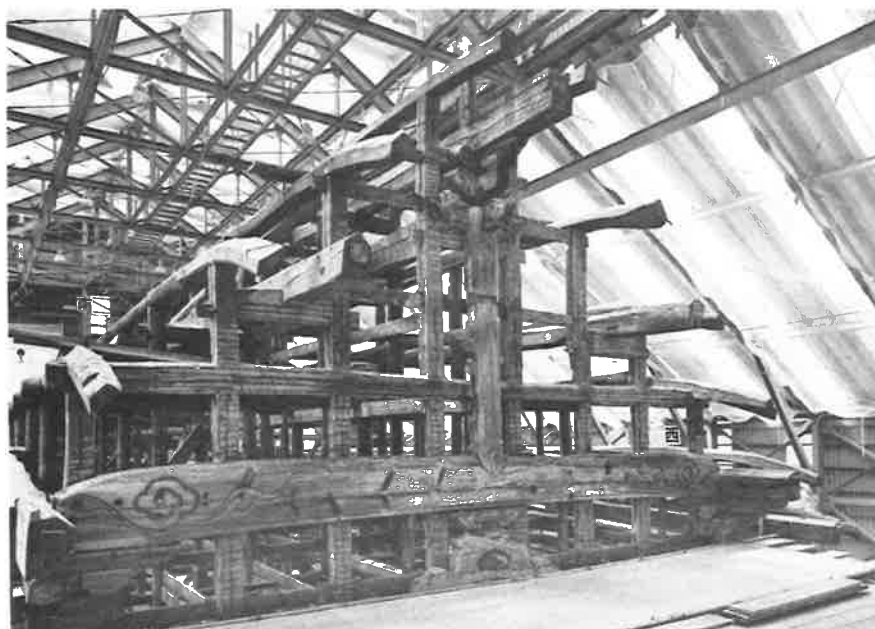
60. 野垂木解体完了
東面 北東より見る

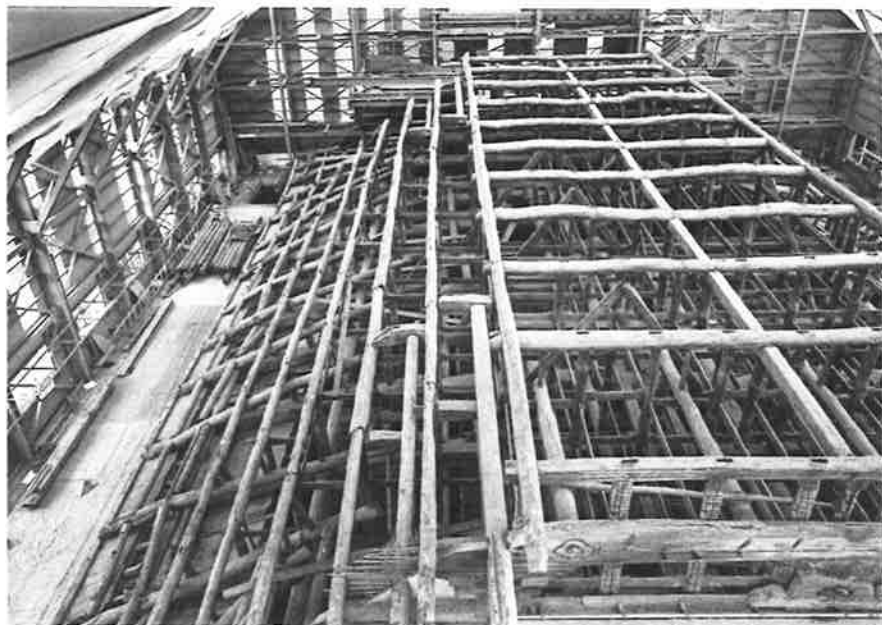


61. 同上 東面 北より見る



62. 破風、螭羽解体完了 北妻

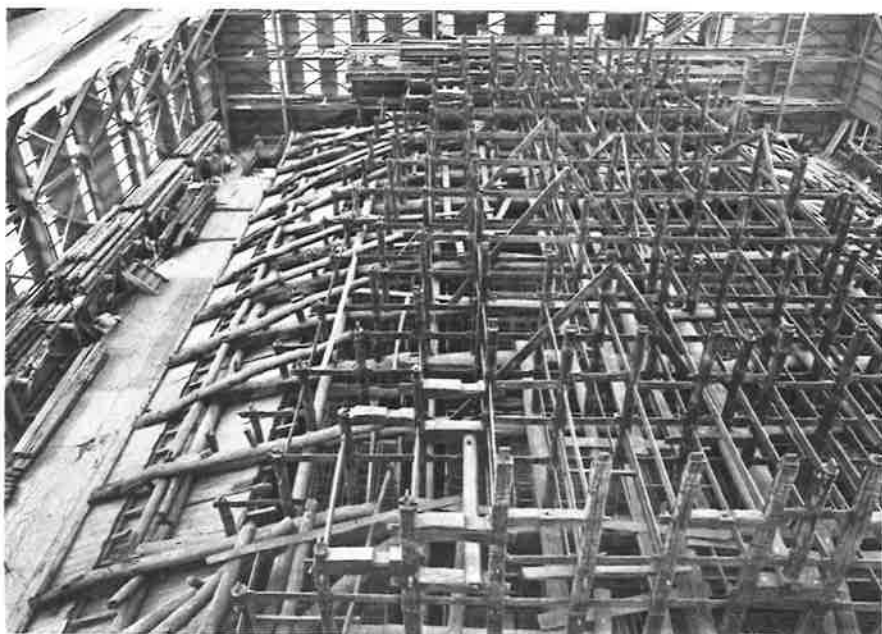




63. 二重小屋組解体完了
北より見る

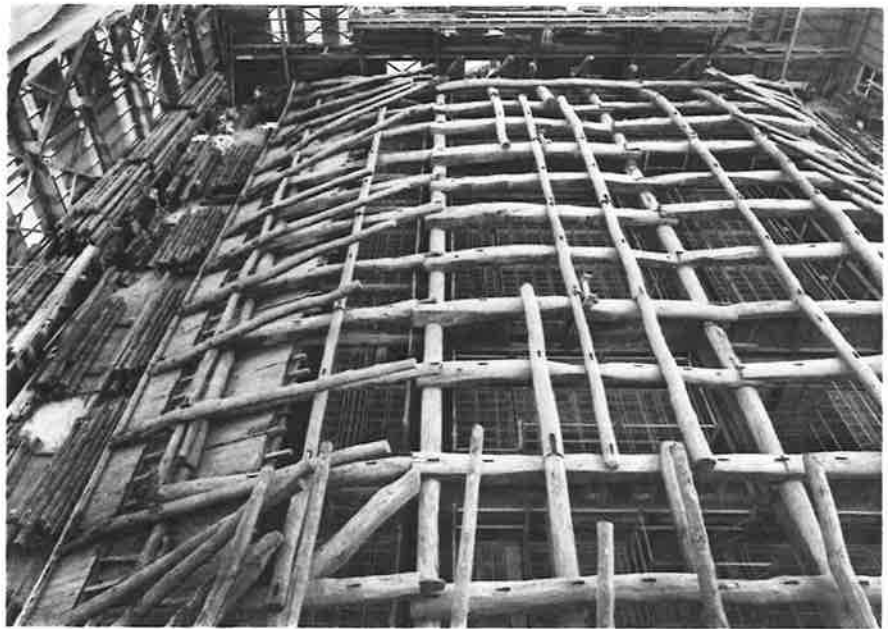


64. 二重小屋梁、虹梁解体完了
北妻



65. 同上 北より見る

66. 小屋束解体完了
北より見る



67. 桔木解体完了 西面
北西より見る

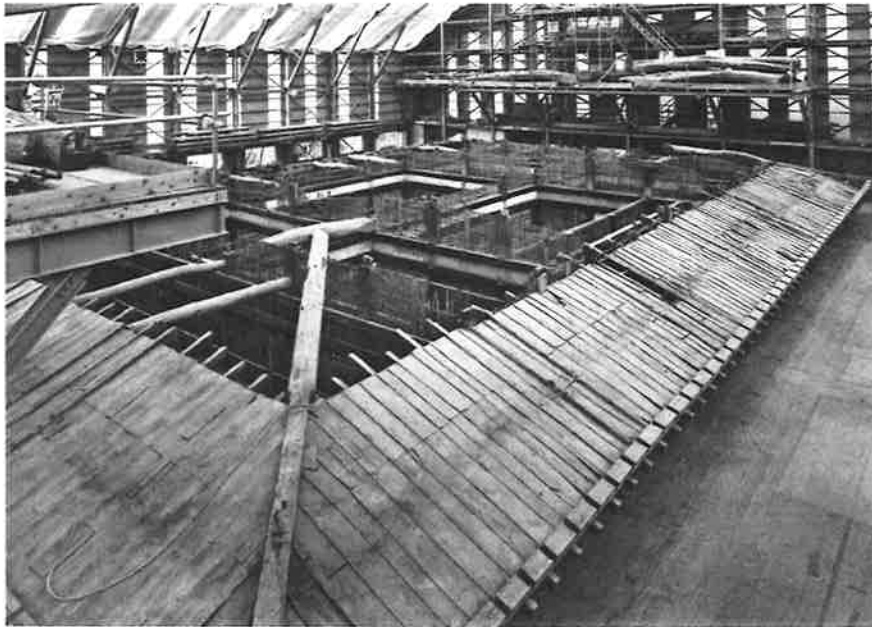


68. 飛檐垂木化粧裏板
解体完了 西面
北西より見る

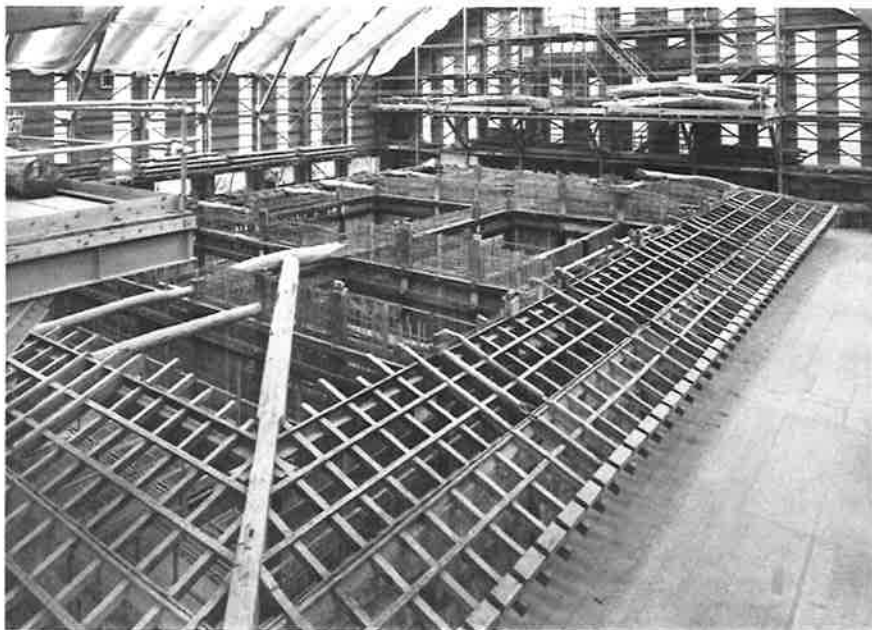




69. 飛檐垂木・小屋梁解体完了
西面
北西より見る

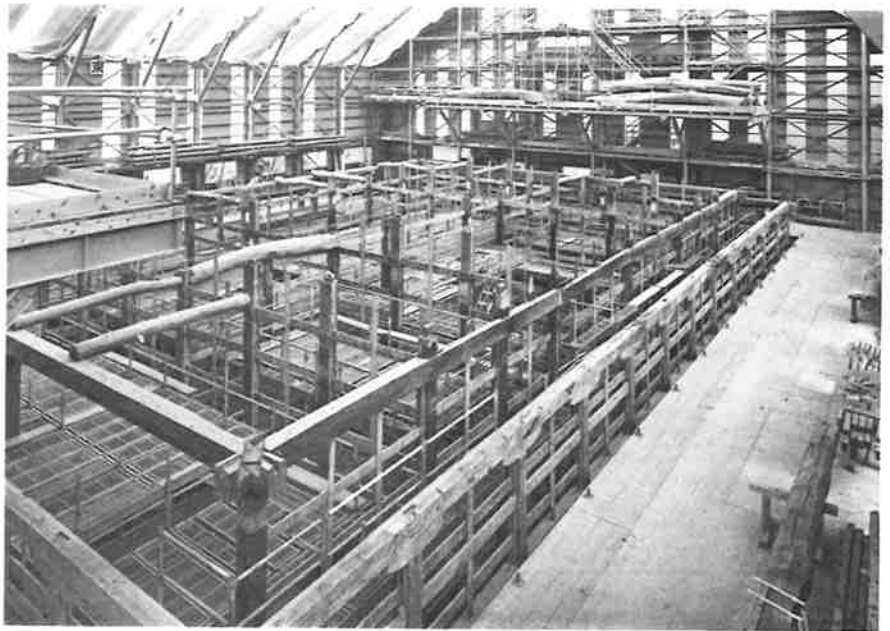


70. 中引梁・土居桁解体完了
西面
北西より見る

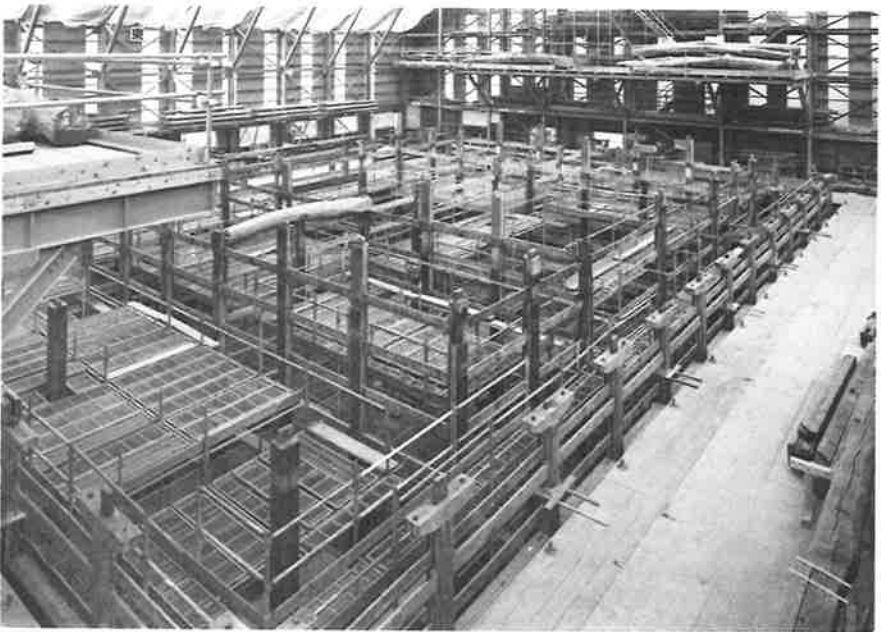


71. 地垂木化粧裏板解体完了
西面
北西より見る

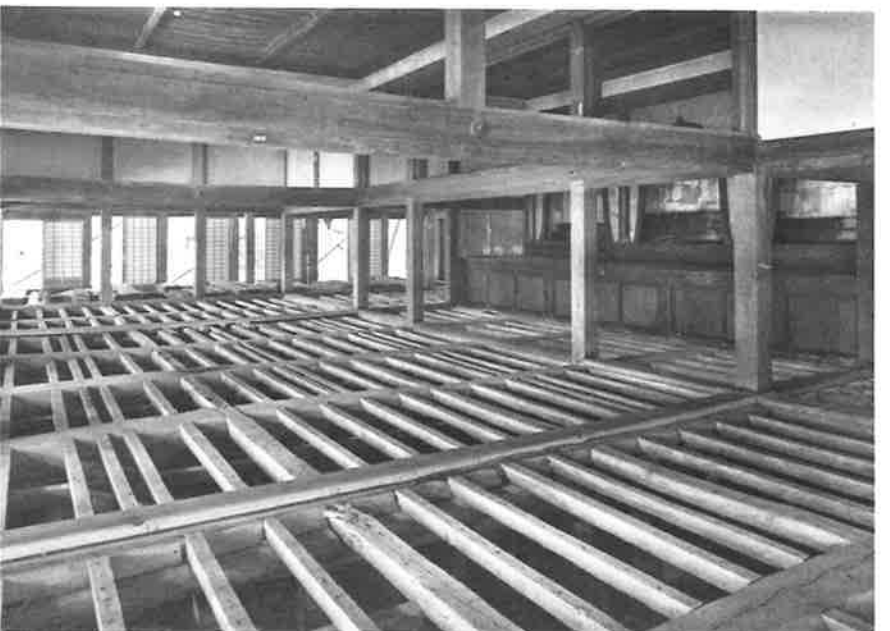
72. 地垂木解体完了
北西より見る

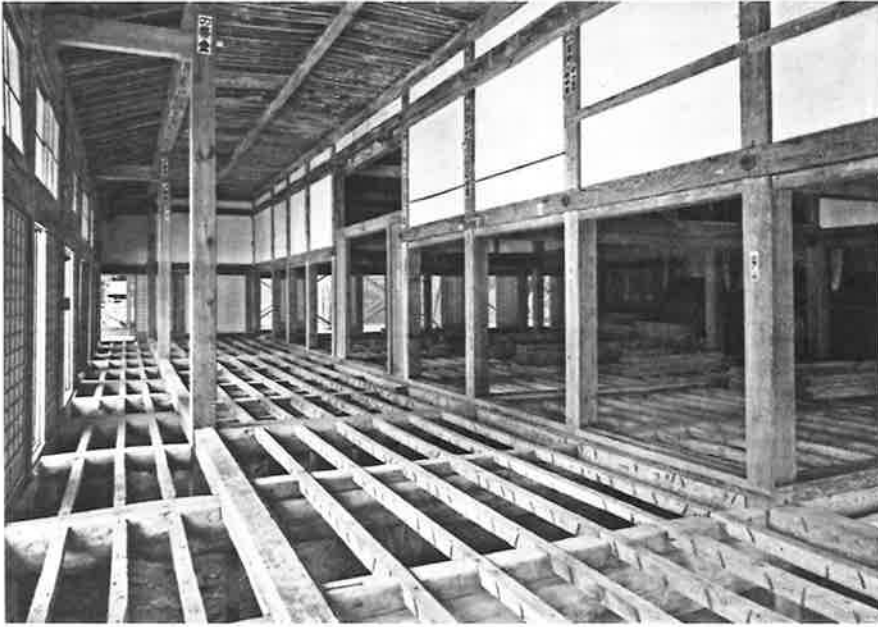


73. 桁解体完了 北西より見る

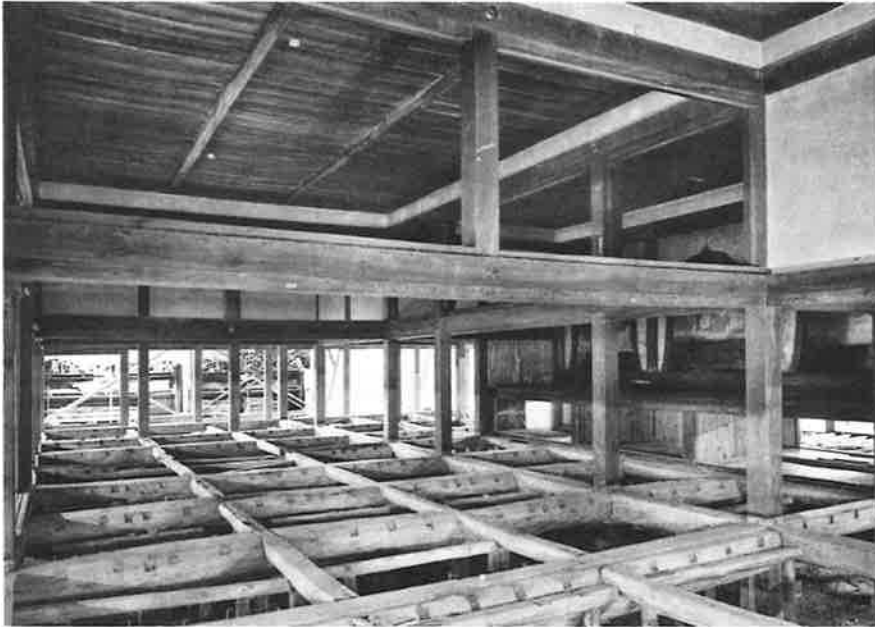


74. 床板解体完了
「下間」より「室中」を見る

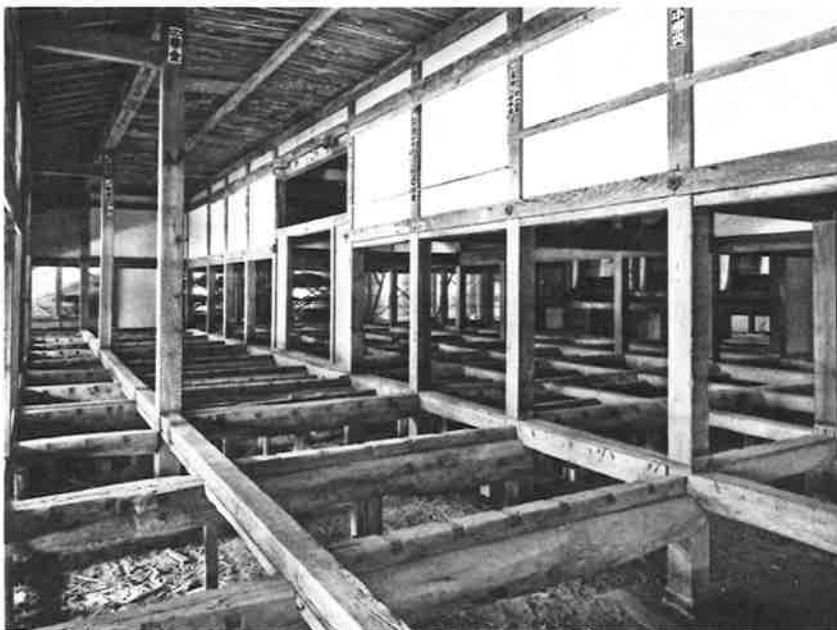




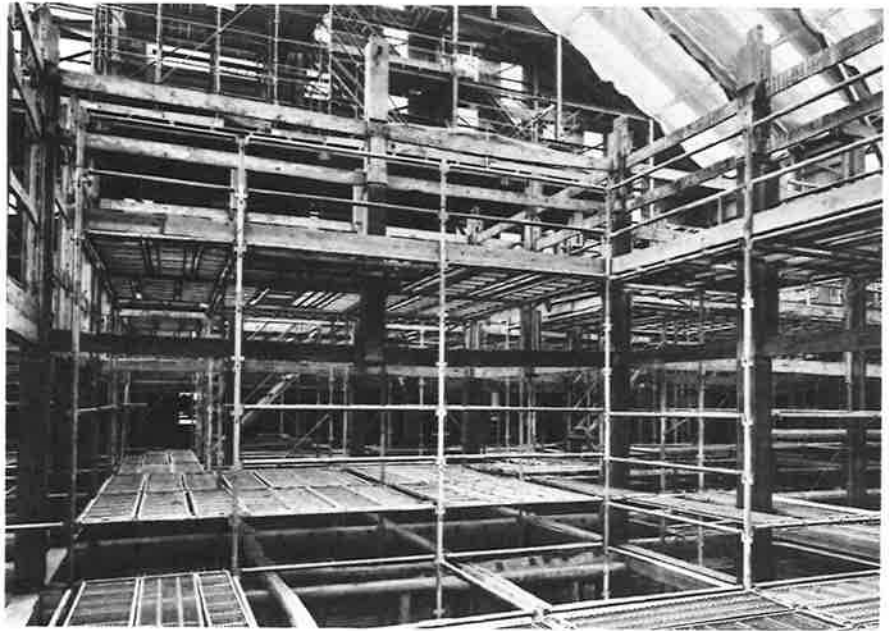
75. 床板解体完了 東縁
北東より見る



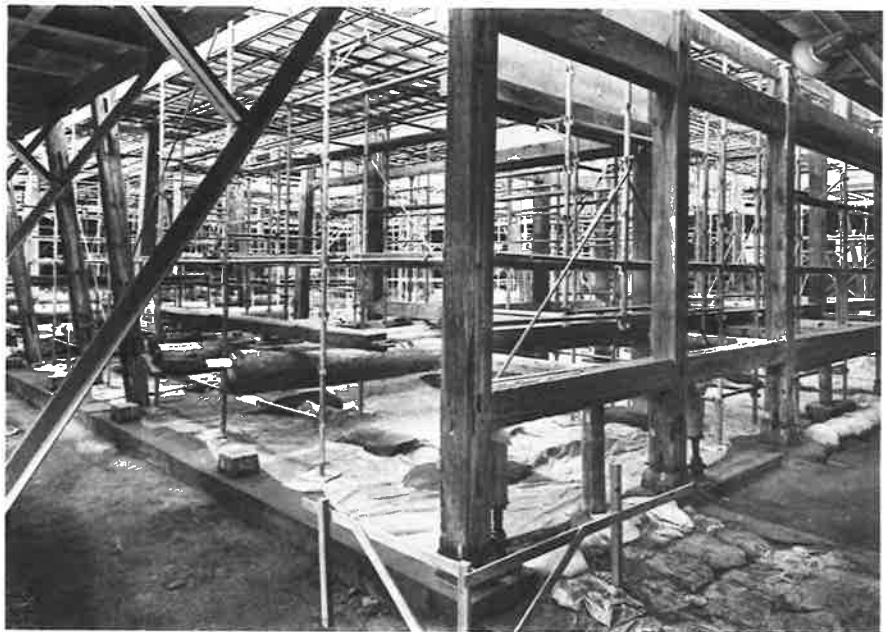
76. 根太解体完了
「下間」より「室中」を見る



77. 根太解体完了 東縁
北東より見る



78. 軸部の状況 「室中」
北東より見る



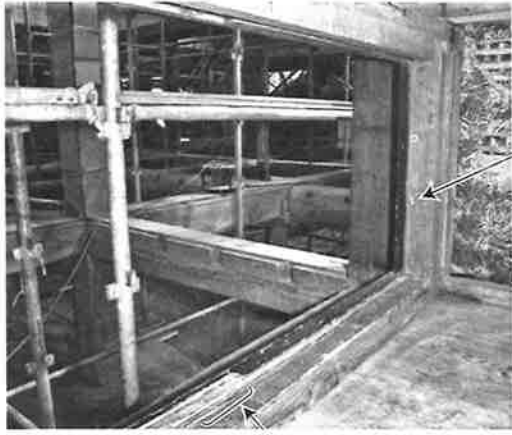
79. 同上 北東隅より見る



80. 礎石の状況 「室中」
東より見る

本堂 現状変更

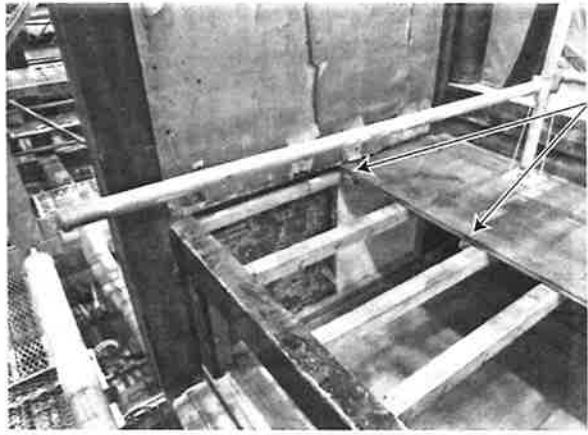
要旨一 仏壇の構えを旧規に復する。



羽目板
止釘痕跡

中央嵌殺しの溝施工が粗い

82. 要旨一 仏壇 棚下(敷居・束)の痕跡
正面の片引戸(三枚戸、中央嵌殺して
両脇片引)は、もと羽目板としていた



旧根太

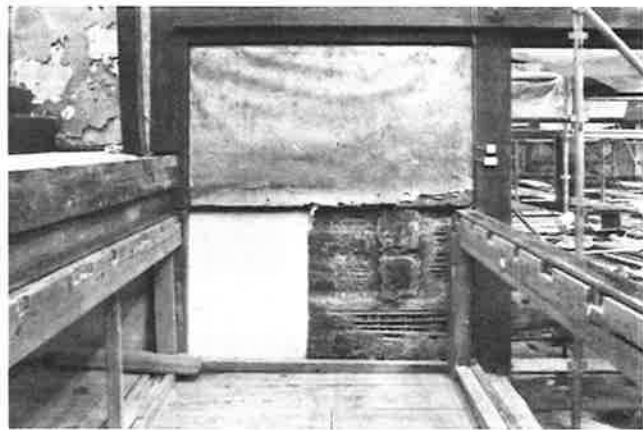
81. 要旨一 仏壇 棚の痕跡(南面)
当初部材をそのまま再用し、新しい根太を足して
半間拡張している



塗装のない筋

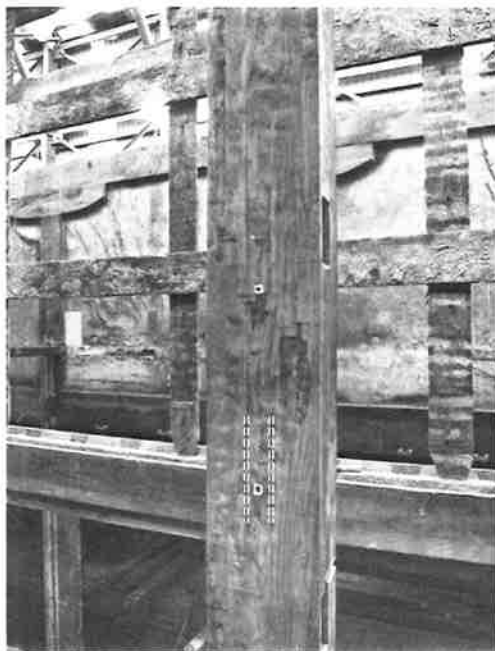
塗装のない筋

84. 要旨一 仏龕 間仕切痕跡
床板の柱筋に塗装のない部分
がある

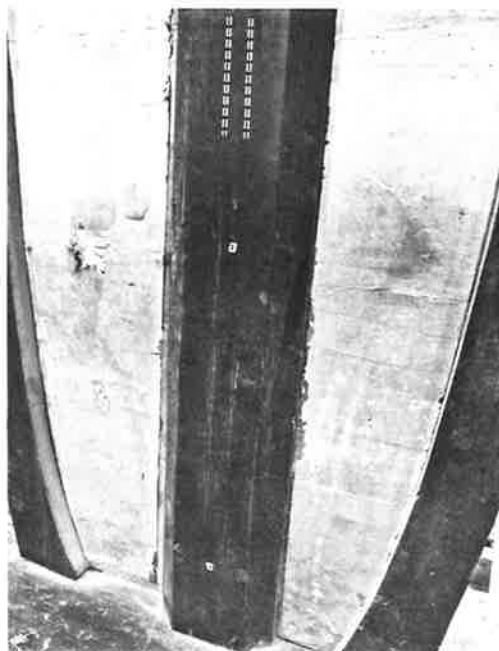


床板に敷居前面の痕が残る

83. 要旨一 仏壇 棚の痕跡(北面)
棚内部の当初漆喰塗が残っている。棚下に取り込ま
れた部分は張付壁下地の格子痕跡が残存している



85. 要旨一 仏龕 間仕切痕跡(正面側及び背面側の柱)
間仕切壁の止釘痕跡及び仕事墨が残る



本堂 現状変更

要旨二 仏壇背面の室の床高を旧規に復し、後補の天井及び間仕切を撤去する。

要旨三 上間奥に付書院とトコを復する。



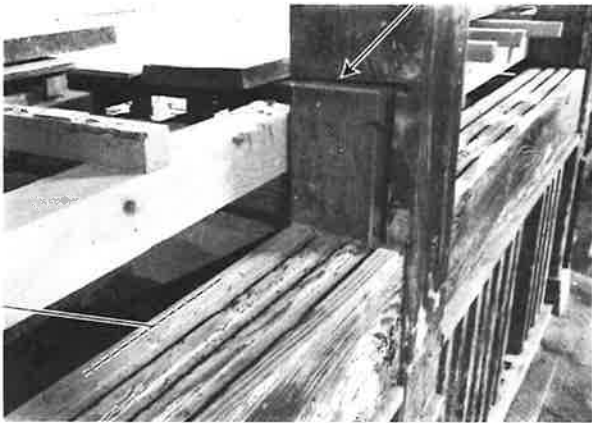
87. 要旨二 入側筋の鴨居痕跡
鴨居には付樋端三本の痕跡があり、
早い段階で建具を設けたとみられ
る

現状敷居痕跡



当初根太 中古根太 現状根太

86. 要旨二 「仏間」背面（落縁）の床下状況
当初の床組が残存する



建具の痕跡

89. 要旨二 敷居解体後 足固（敷居溝）痕跡
（北より七間目）
足固上の敷居溝には建具の使用痕跡がある
（板戸は戸車付で、樋端上を走る）



88. 要旨二 西落縁 修理前の状況 当初足固敷居が残存
当初の足固上に薄敷居と羽目板を付加し、西
落縁五間の床高を上げている



切断部詳細

89. 要旨三 トコの間見返し上部の痕跡
切断されたトコの頭繋及び廻縁が一部残存する



90. 要旨三 トコ・書院の痕跡
現状ベニヤ壁の撤去状況

本堂 現状変更

要旨三 上間奥に付書院とトコを復する。

要旨五 西面、南面、北面の濡縁を旧規に復する。



93. 要旨三 平成四年トコ廻り撤去時の写真
(株式会社中原工務所撮影)
トコ内部は下地骨が組み、貼付壁としている



92. 要旨三 天井廻縁(中古)にあるトコの間痕跡
トコの柱欠込みがある



95. 要旨五 北面濡縁の痕跡
保管材に、現状の石や痕跡と配置の合う縁葛及び縁束が発見され、痕跡から当初とみられる



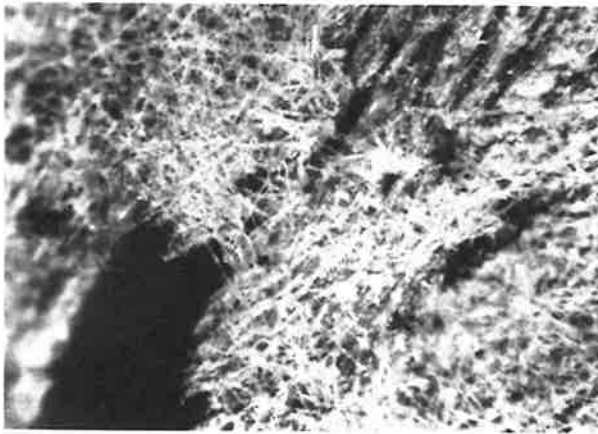
94. 要旨五 背面(西面)濡縁の縁束発掘状況
根入れは浅いが仕事は一回で、当初束石とみられる



96. 要旨五 古写真部分(萩博物館所蔵 昭和中期頃)北面濡縁部
二間の開口部には、庫裏への渡り廊下がり取り付いていたため、濡縁はない

本堂 現状変更

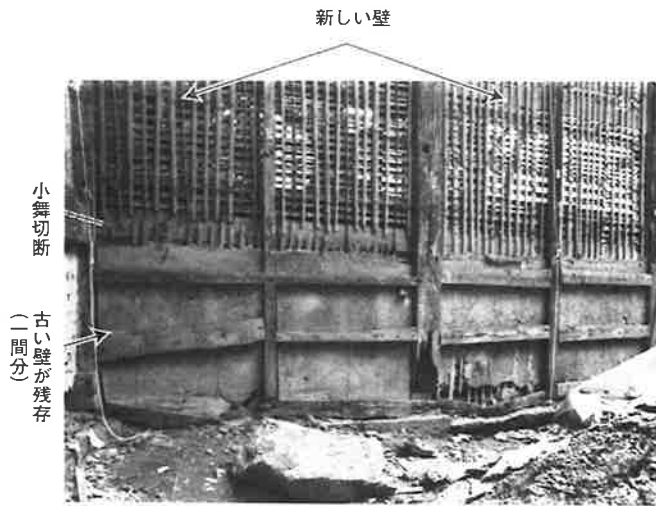
要旨六 柱間装置を復旧又は整備する



98. 要旨六一一 同右和紙の顕微鏡画像



97. 要旨六一一 平格子外側の和紙残存状況



100. 要旨六一三 南面廊下腰板解体状況
腰板下には現状以外の痕跡は認められず、当初は漆喰壁が礎石まで下りていたとみられる



99. 要旨六一七 側廻り西面 二本溝の鴨居
諸溝で、広縁に納まる横舞良戸の鴨居溝と同じ納まりである。当初、御書院渡り廊下が取付いていた



101. 要旨六一三 南面廊下西面の痕跡
南側の間口には当初材の無目鴨居が残存し、中敷居の痕跡がある。残存する二間とも窓（開放）とみられる

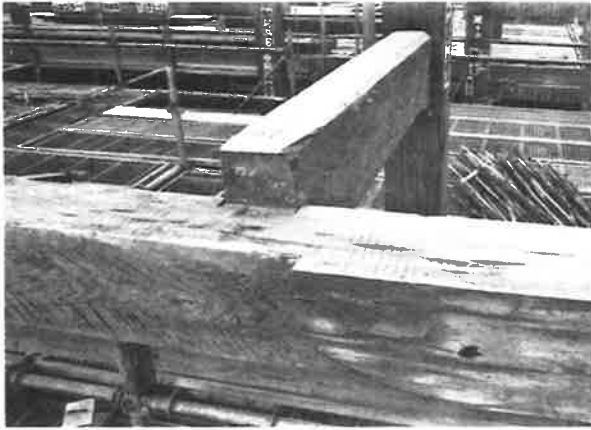


本堂 現状変更

要旨六 柱間装置を復旧又は整備する

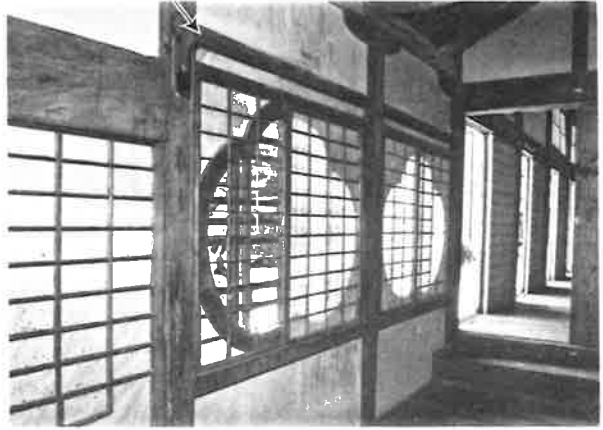
要旨七 正面組物及び軒廻りを旧規に復する

要旨八 妻飾を旧規に復する



103. 要旨七 本堂東面 繫梁の状況 東より見る
繫梁は通肘木に蟻掛で納まり、上から桁で挟み込む。通肘木と同時期の仕事である

当初鴨居



102. 要旨六—一四 北面廊下 東面窓 修理前の状況
現状の鴨居上に当初鴨居が残存する。一本溝で開くスペースがないため、俊飴式とみられる

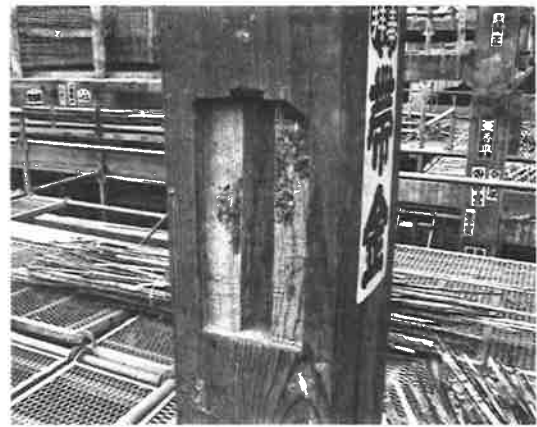
土居桁切断痕



再用された
力垂木

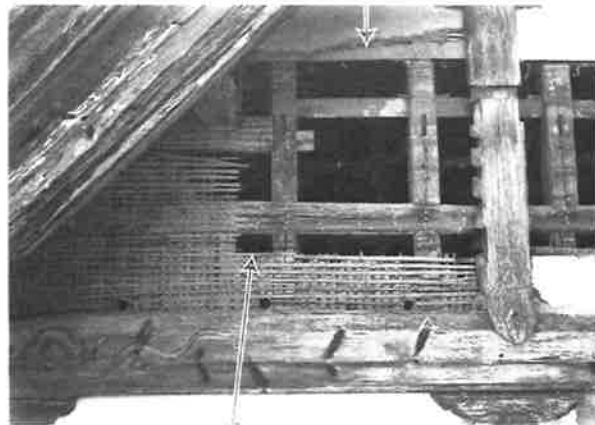
木負切断痕 後補垂木 (もと力垂木)

105. 要旨七 東面 軒の修理痕跡状況
桁を一部取替えるために木負及び土居桁を切断している。復旧時は力垂木を取替え、成の低い垂木を補足している



104. 要旨七 繫梁取外しの仕口状況
大入短柄差で仕事は粗く、修理時の側柱
転び止めの役割とみられる

壁見切板の挿入



壁小舞切断

107. 要旨八 北面 妻の痕跡 (換気口解体後)
小屋東及び梁に壁小舞の取付痕跡があり、当初は全面土壁としていた (小舞に残る丸穴は当初の足場痕跡)

後補の垂木添え材



106. 要旨七 東面 側廻り見返し 現状の納まり
土居桁を受けていた力垂木を撤去したため、桁上に束を立てて土居桁を受ける

本堂 現状変更

要旨八 妻飾を旧規に復する

要旨九 屋根棧瓦葺を本瓦葺に復する



109. 要旨八 古写真部分（萩博物館所蔵 昭和中期頃）北妻懸魚
中心部に仕口が二箇所認められる



108. 要旨八 本堂修理前 南妻懸魚の状況
半分を超えて修理を受け、中央部の痕跡は残存していない

後補材

当初懸魚及びび緒



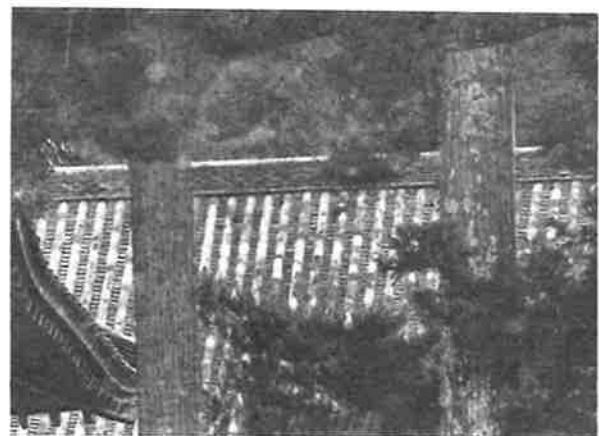
111. 要旨八 類例 洞春寺本堂 懸魚
（山口県山口市 19世紀初頭）
植物飾りは葉が三枚取付く



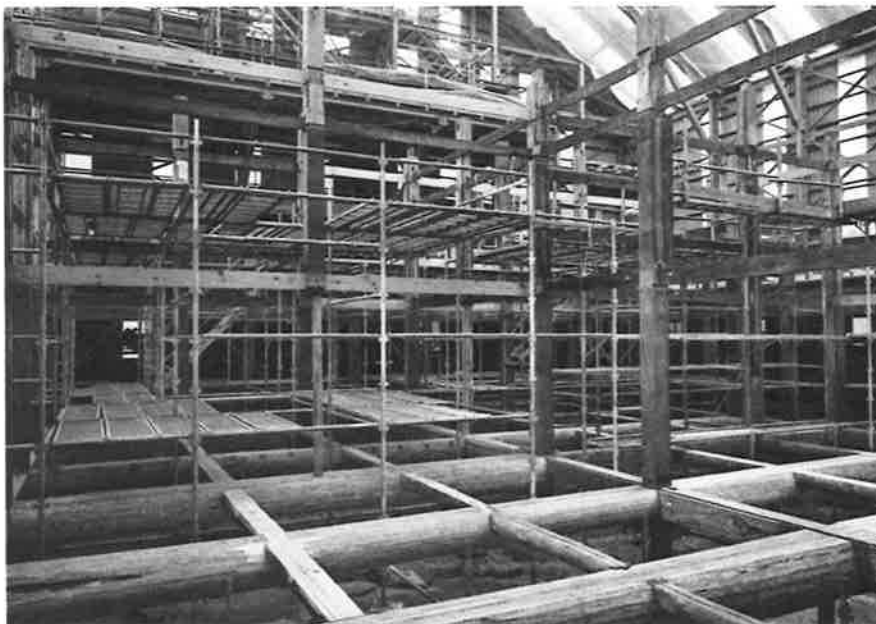
110. 要旨八 類例 大照院庫裏 東妻の懸魚
六葉の下には植物飾りの彫刻が取り付けられている。痕跡から、以前は葉が三枚取付いていた



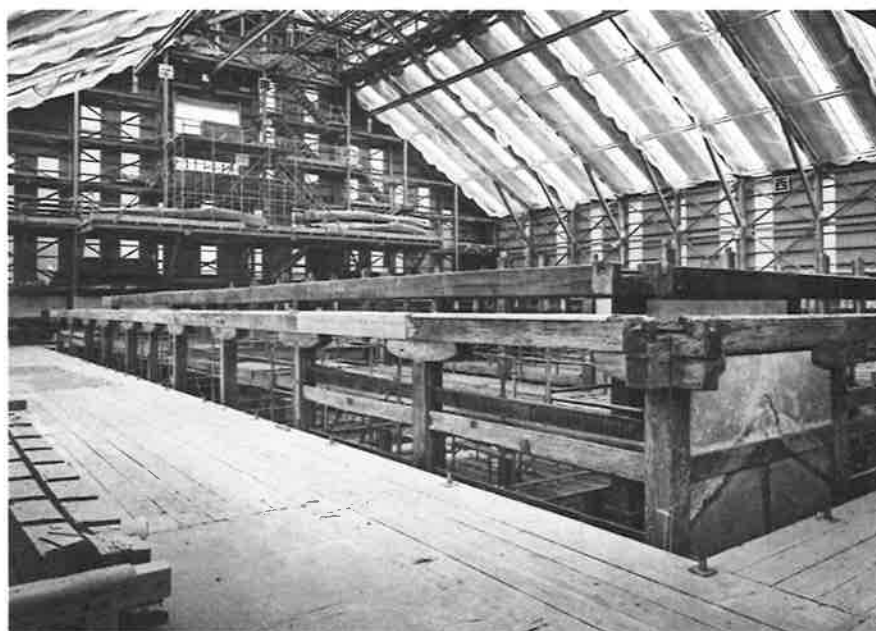
113. 要旨九 類例 写真絵葉書
東光寺大雄宝殿（東光寺所蔵）
鉾葺で降棟がなく、大照院本堂とよく似ている



112. 要旨九 古写真部分（山口県文書館所蔵）
本堂屋根
本堂は本瓦葺で、大棟には青海波が確認できる



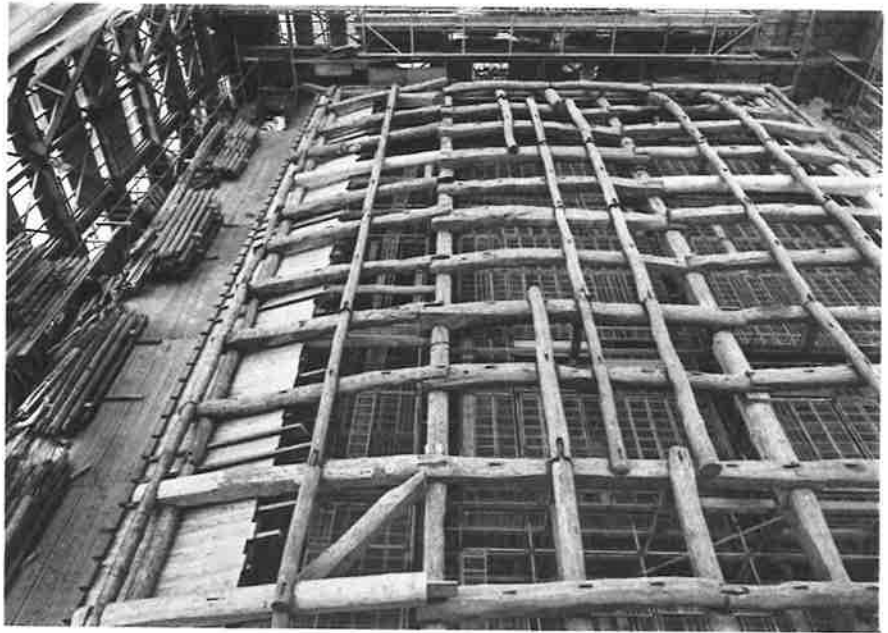
114. 軸部組立状況 「室中」
北東より見る



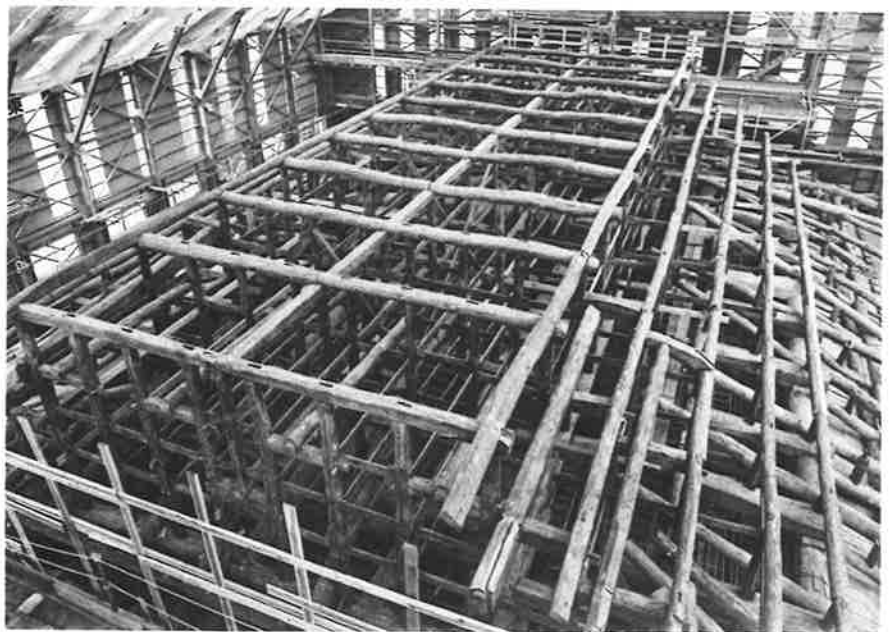
115. 同上 東面
北東より見る



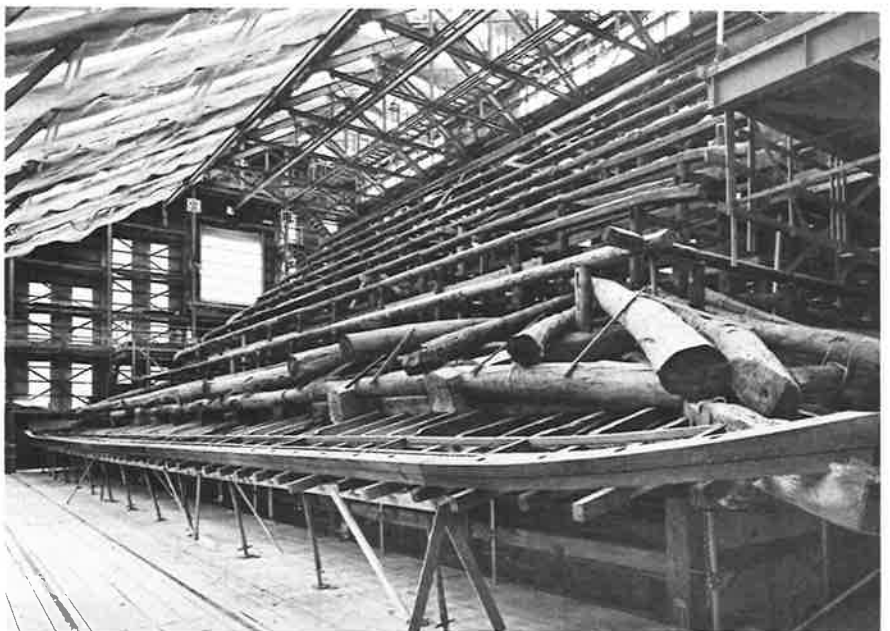
116. 地垂木・小屋梁
組立状況
北より見る



117. 小屋梁 組立完了
北より見る



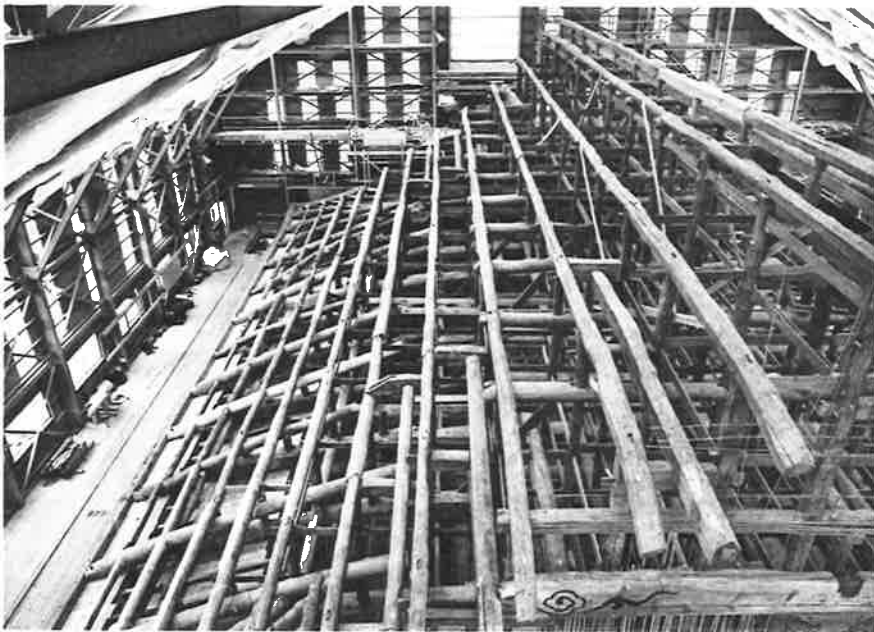
118. 小屋組下部 組立状況
北より見る



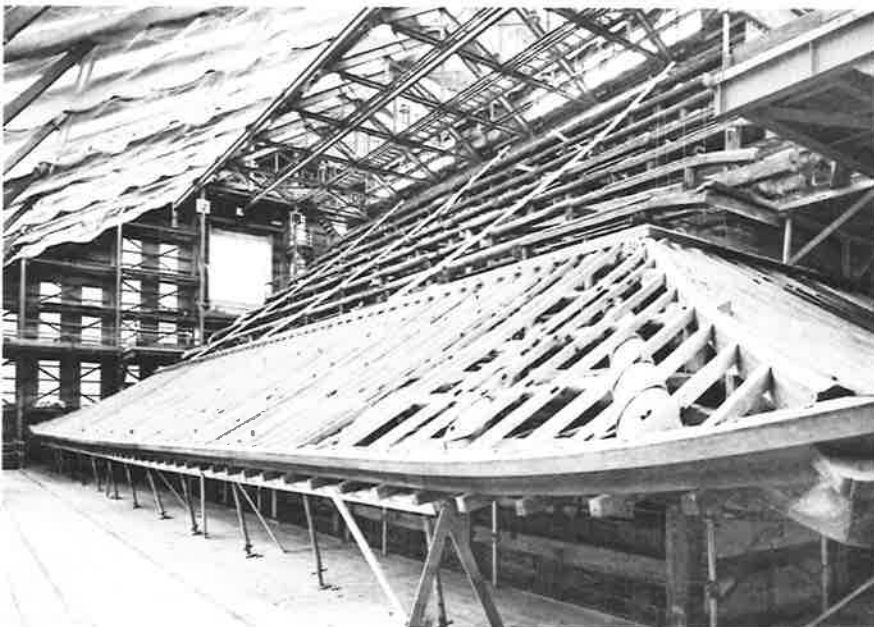
119. 軒組立状況 東面
北東より見る



120. 小屋組 組立完了 北妻

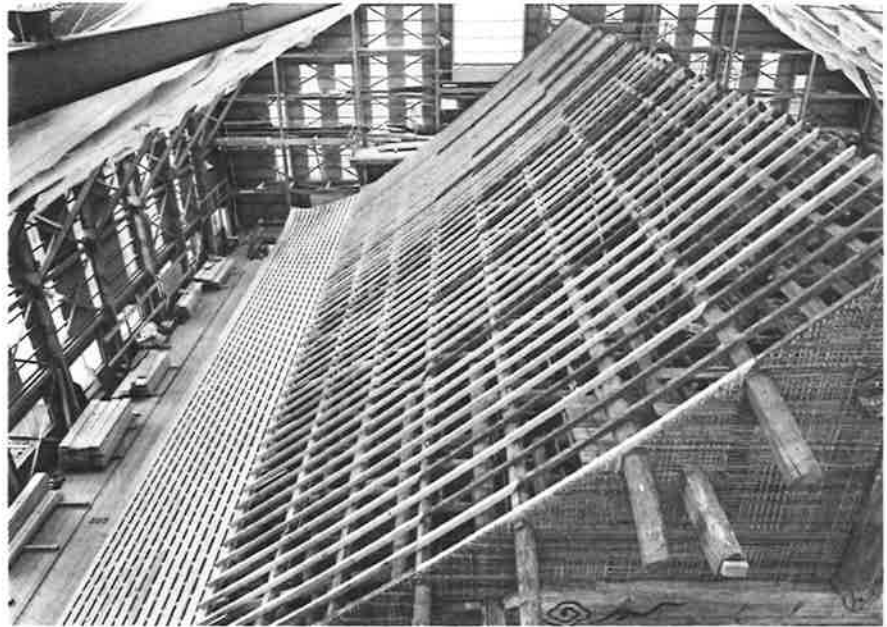


121. 同上 東面 北よりみる

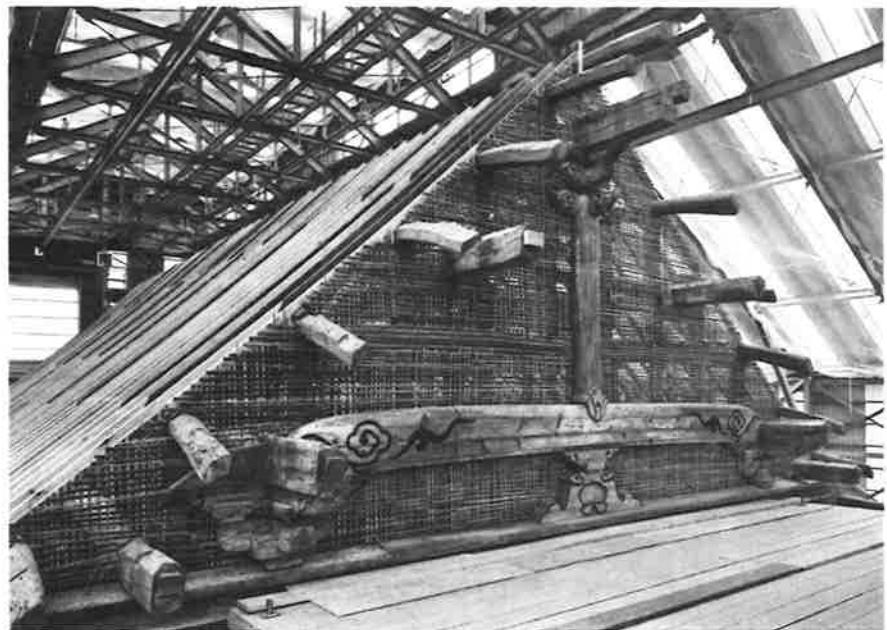


122. 下屋野垂木 組立完了
東面
北東より見る

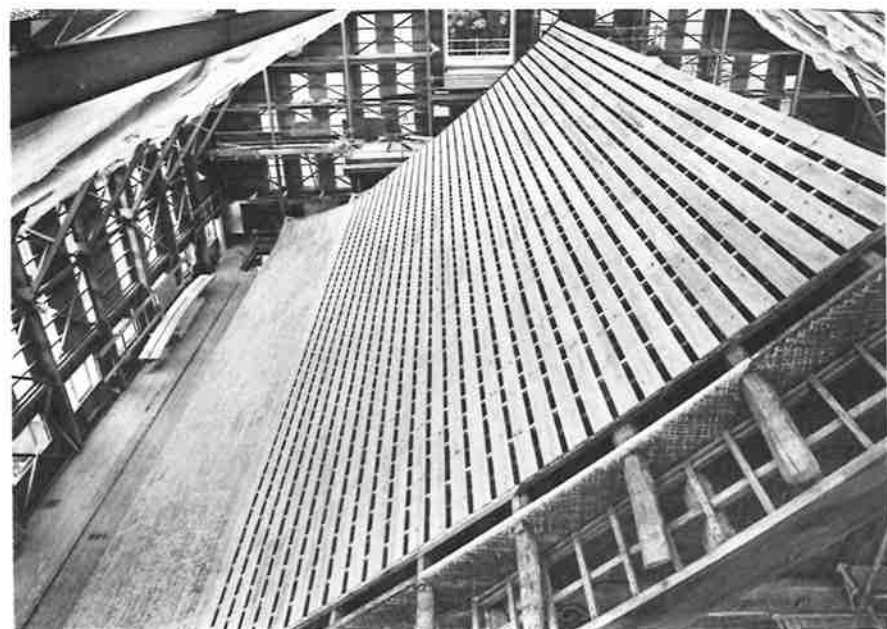
123. 上屋野垂木、下屋野地板
組立完了 東面
北より見る

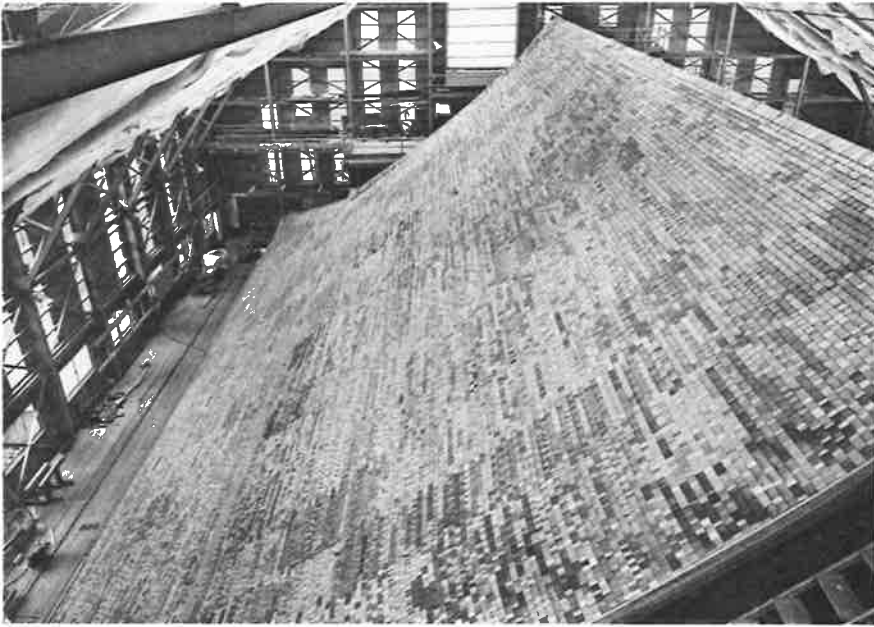


124. 妻飾組立状況 北妻

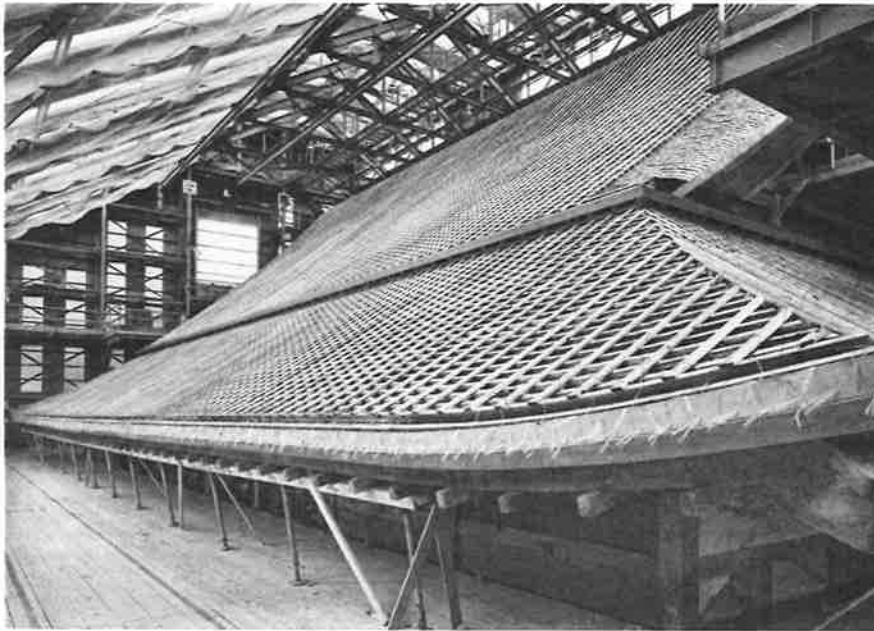


125. 下屋土居葺、上屋野地板
組立完了 東面北より見る

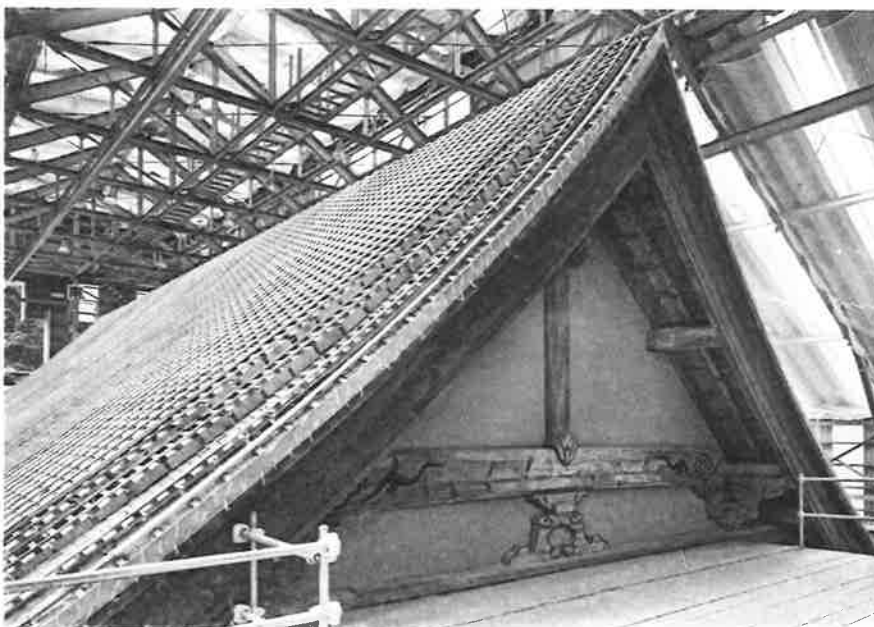




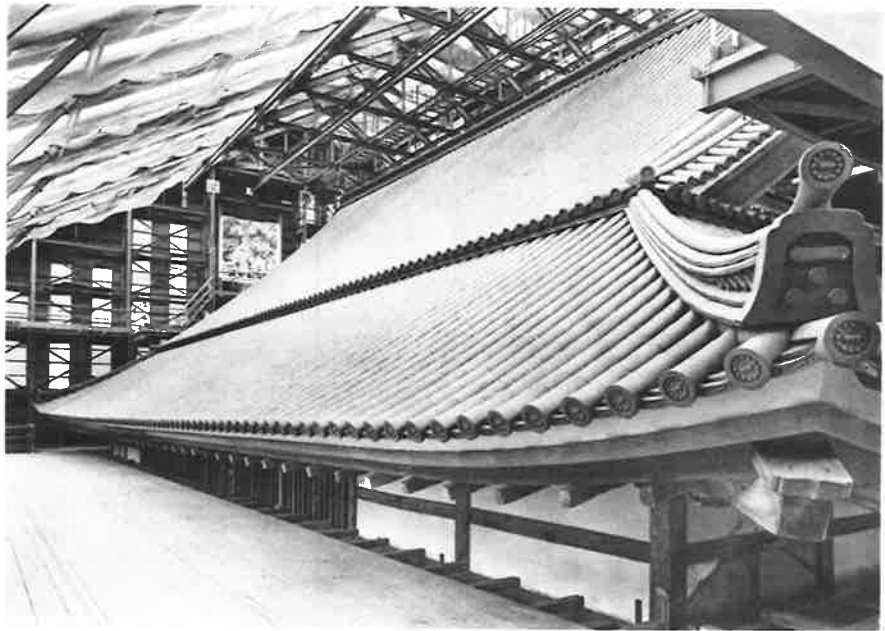
126. 土居葺完了 東面
北より見る



127. 瓦棧取付状況 東面
北東より見る



128. 同上 北妻



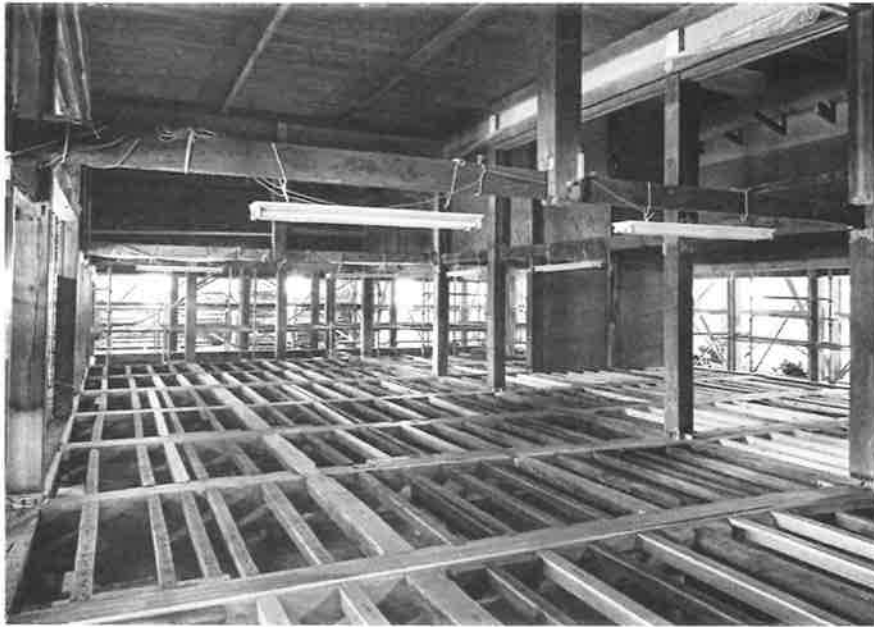
129. 瓦葺完了 東面
北東より見る



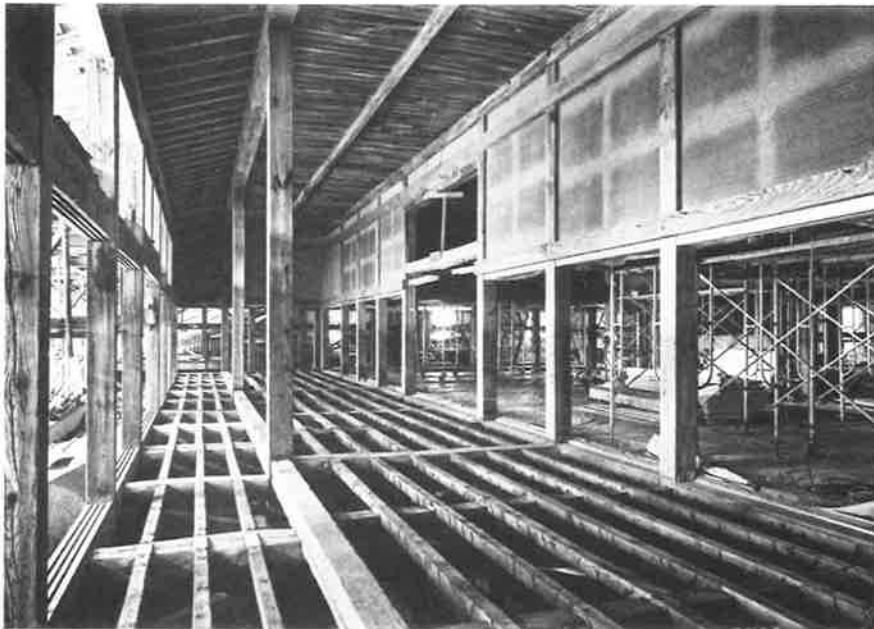
130. 同上 西面
北西より見る



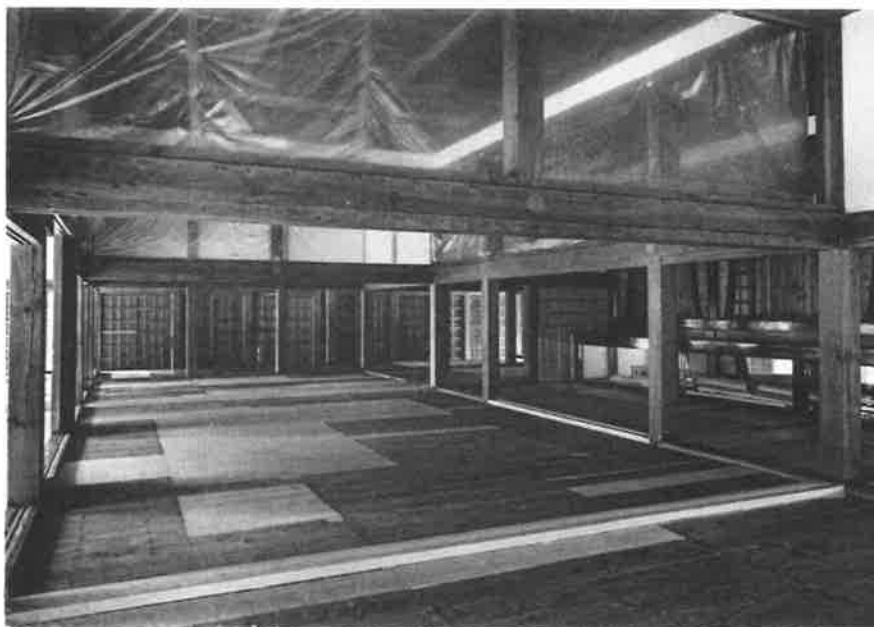
131. 同上 北面



132. 根太組立完了
「下間」より「室中」を見る

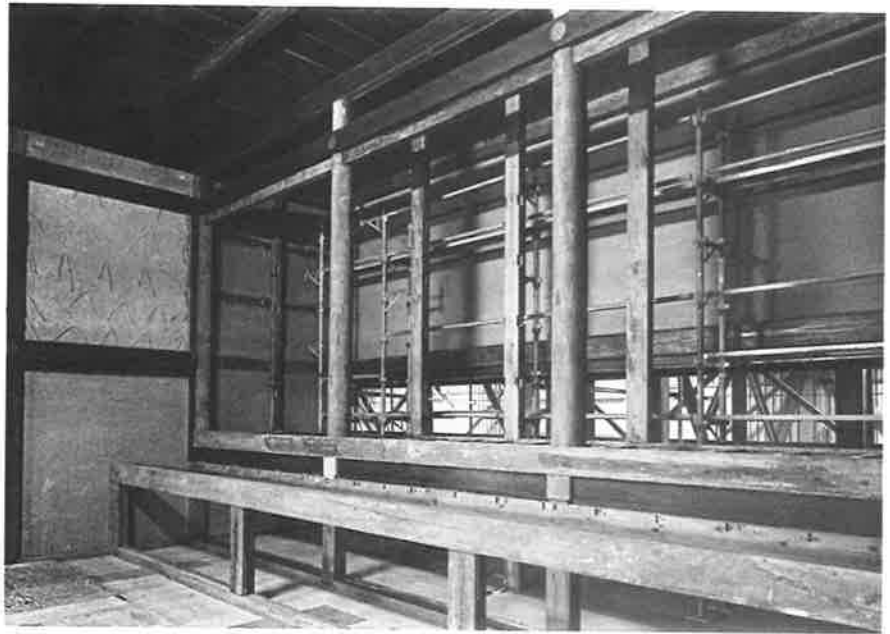


133. 根太組立完了 東縁
北東より見る

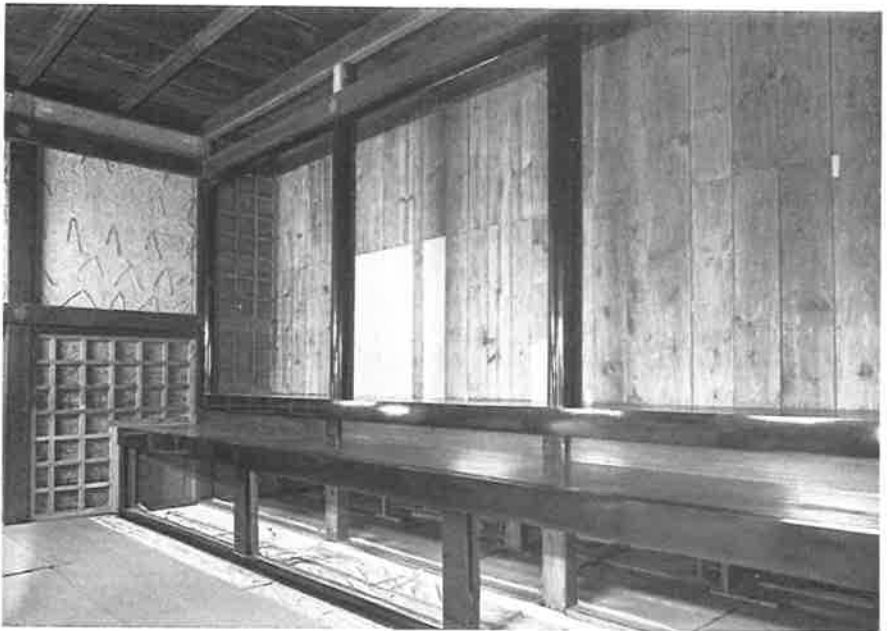


134. 床板組立完了
「下間」より「室中」を見る

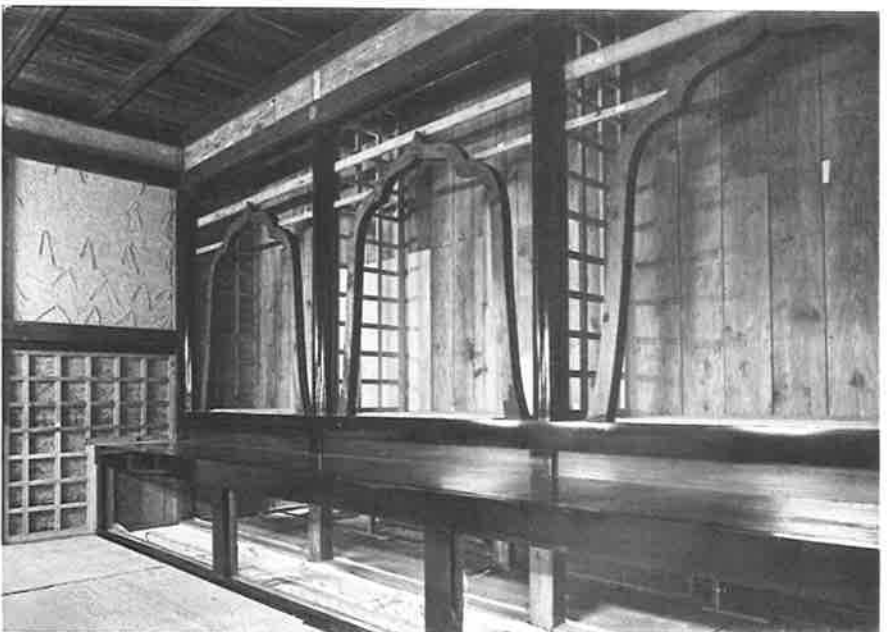
135. 「仏間」組立状況
北東より見る



136. 同上
後壁取付完了



137. 同上
火頭杵取付完了





139. 正面 (東) 石段据付状況



138. 軒下叩き発掘状況



141. 軒下土間叩き状況



140. 雨落石据え直し状況



143. 新調柱加工状況



142. 礎盤補修状況



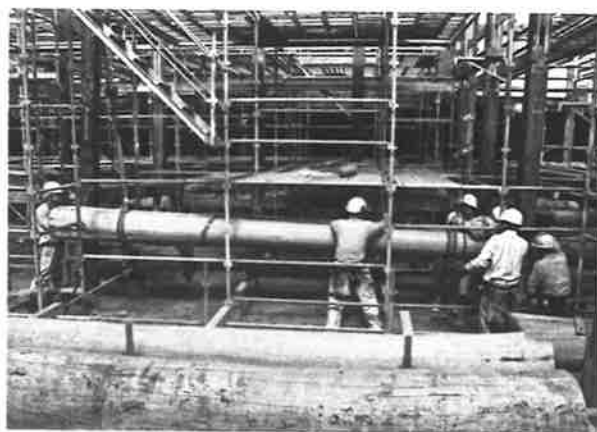
145. 地垂木補強状況
要所の力垂木に鉄板を挿入した



144. 地垂木の人工乾燥による矯正



147. 登梁据付状況



146. 軸部組立状況 大引取付の状況



149. 新調蓐股状況



148. トコ・付書院組立状況



151. 土居葺施工状況



150. 懸魚取付完了



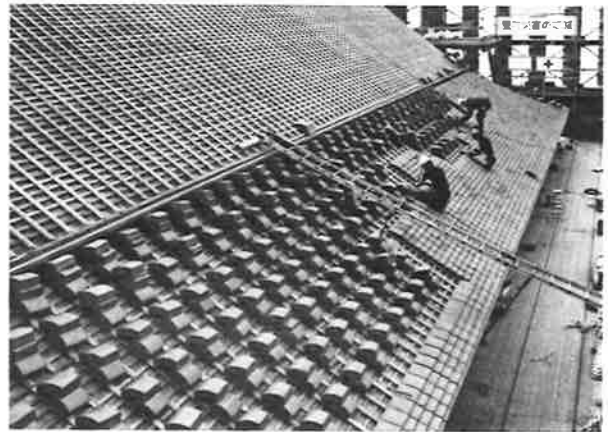
153. 瓦棧取付状況



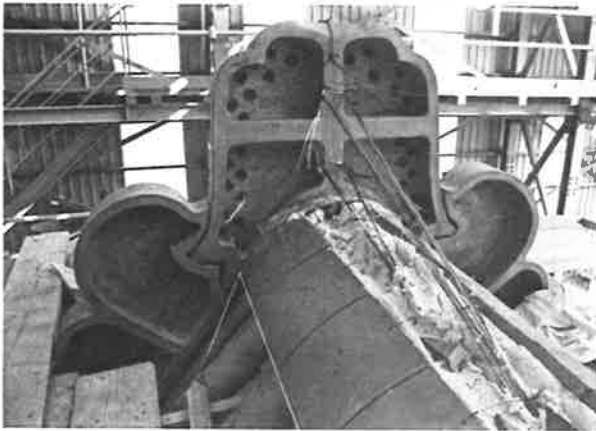
152. 北面西側の土居葺状況
妻壁の際に一部、古材を再用した



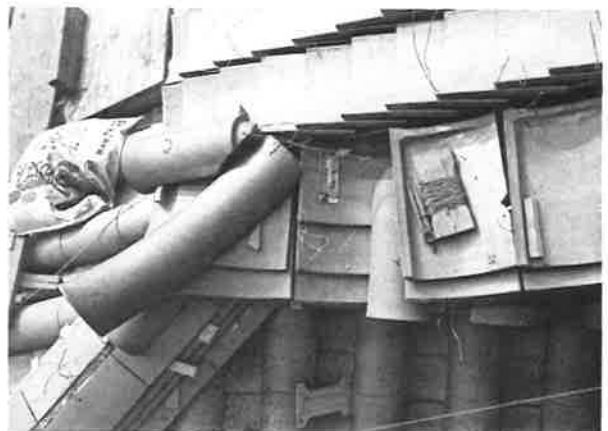
155. 丸瓦施工状況



154. 平瓦施工状況



157. 鬼瓦据付状況



156. 上屋隅の納まり状況



159. 大棟完了 南より見る



158. 鬼瓦据付完了



161. 外壁小舞搔状況



160. 北面西側の瓦葺状況
破風下部分に一部、旧瓦を再利用した



163. 外壁漆喰塗施工状況



162. 外壁中塗施工状況



165. 鬼瓦裏面漆喰塗施工状況



164. 雀口漆喰塗施工状況



167. 内部蟻壁漆喰塗施工状況



166. 瓦目地漆喰塗状況



169. 板戸補修状況



168. 蟻壁下地(仏間上)施工状況

本堂 組立 (建具・雑工事)



171. 新調舞良戸施工状況



170. 棧唐戸補修状況



173. 絵襖補修状況
欠失部を新規の間似合紙で補修する



172. 絵襖補修状況
水とレーヨン紙によって絵の剝落を押さえ、汚れをとる



175. 漆塗 中塗状況



174. 漆塗 錆付状況



177. 棧唐戸塗装状況



176. 畳敷きこみ状況



179. 床下土壌処理状況



178. 風除紙貼施工状況



181. 金紙貼り施工状況



180. 銑金具取付状況



183. 壁貼付復旧状況



182. 電気設備施工状況



185. 修理銘板取付状況

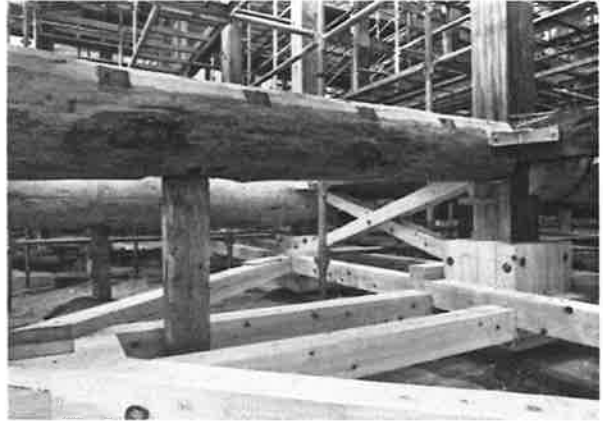


184. 自動火災報知設備施工状況

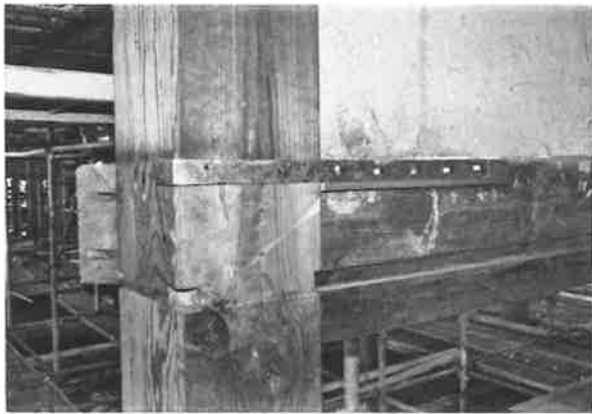
本堂 組立 (雑工事)



187. 構造補強施工状況 (補強壁)
構造用合板による耐力壁を設けた



186. 構造補強施工状況 (床下)
柱と礎盤、及び各柱足元を緊結した



189. 構造補強施工状況 (貫抜け出し防止金具)
足固、差鴨居、貫に仕口・継手補強のため、金具を取付けた



188. 構造補強施工状況 (天井上)
広縁部分に水平構面を設けた



191. 木部クリーニング状況



190. 外壁撥水処理状況



193. 絵様墨差状況

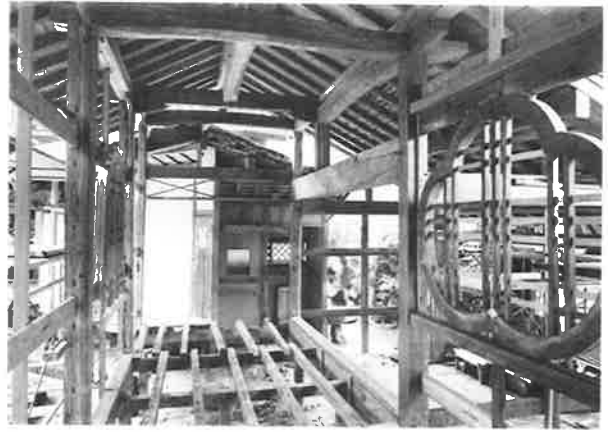


192. 平格子窓 紙貼り施工状況

本堂 組立（北面式台玄関及び廊下・南面廊下）



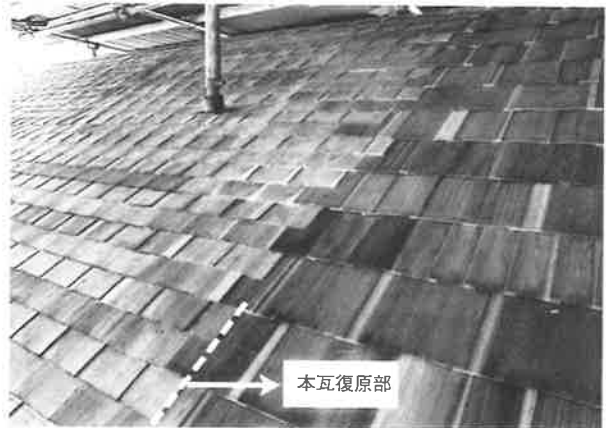
195. 北面式台玄関及び廊下 小舞掻施工状況



194. 北面式台玄関及び廊下 軸部組立完了



197. 北面式台玄関及び廊下 屋根瓦葺状況

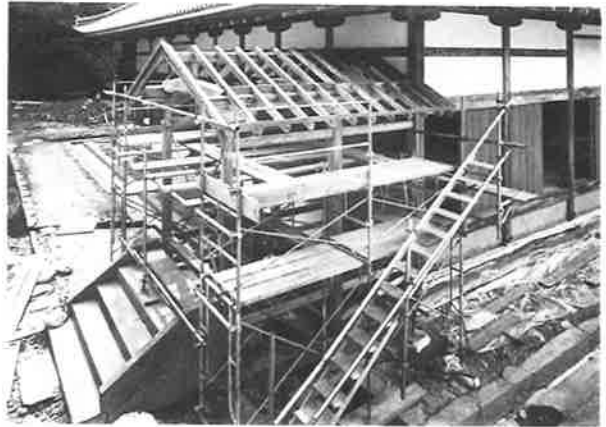


本瓦復原部

196. 北面式台玄関及び廊下 漆喰塗施工状況
復原部分は南面廊下に残存する当初仕様に倣った



199. 南面廊下 中塗施工状況



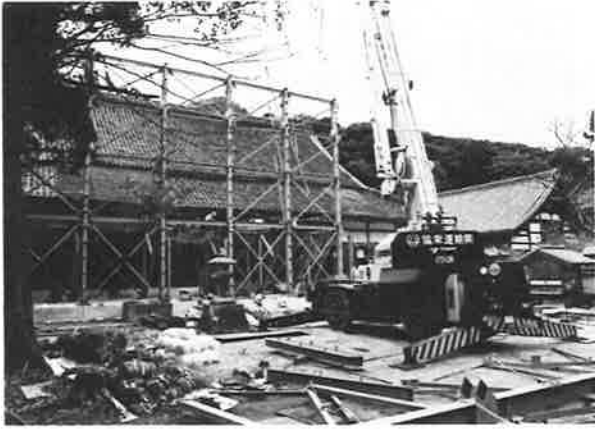
198. 南面廊下 軸部組立完了



201. 南面廊下 屋根瓦葺状況



200. 南面廊下 土居葺施工状況



203. 本堂 素屋根 建方状況（軸部）



202. 本堂 素屋根基礎 配筋状況



205. 本堂 素屋根建設完了



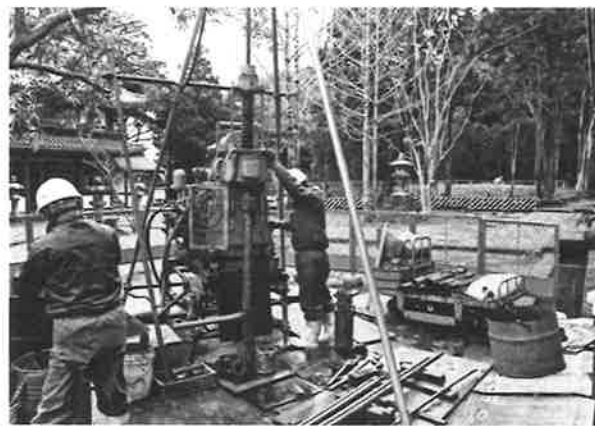
204. 本堂 素屋根 建方状況（屋根）



207. 経蔵 素屋根建設完了



206. 経蔵 素屋根 建方状況



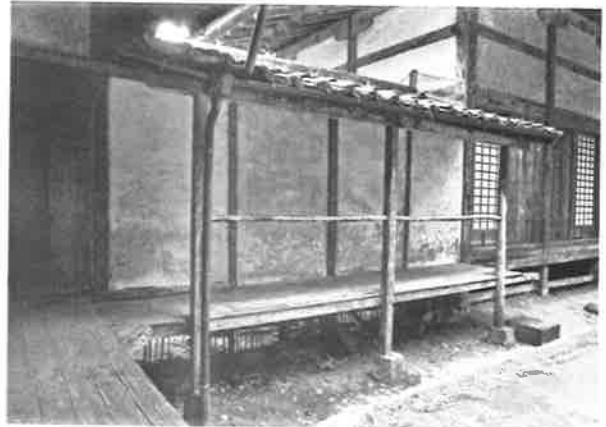
209. 地盤調査状況



208. 共通工事 樹木伐採状況



211. 書院廊り廊下 解体前 東より見る



210. 書院廊り廊下 解体前 西より見る



213. 書院渡り廊下 垂木の状況 北より見る



212. 書院渡り廊下 土居葺の状況 北より見る
アスファルトルーフィングの上にスギ皮葺としていた



215. 書院渡り廊下 床板の状況 南より見る
現状床板の下に、旧床板が残存していた



214. 書院渡り廊下 解体状況 北より見る



217. 書院渡り廊下 基礎の状況 東より見る
廊下の柱は本堂及び書院の柱にあわせているため、平面は台形状としている



216. 書院渡り廊下 床組の状況 南より見る



219. 書院渡り廊下 復旧完了



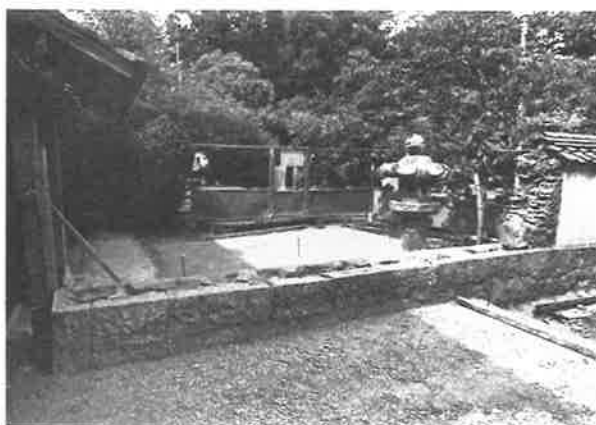
218. 書院渡り廊下 軸部組立状況



221. 土塀 屋根瓦、漆喰塗及び中途解体状況



220. 土塀 撤去前の状況
本堂素屋根に支障となる土塀を一旦撤去した
(石積を存置して養生を行う)



223. 土塀 解体完了



222. 土塀 内部瓦積、壁土解体状況
石積上に石が並べられている。割石のほか、転
用石片などを含む



225. 土塀 復旧完了



224. 土塀 復旧状況



227. 「室中」と「上間」境の大引状況
蟻害により、大引内が空洞化している



226. 正面(東)石段取合い柱の状況
雨水が柱足元に回り、腐朽している



229. 「仏間」後方 天井の破損状況
雨漏りにより、小屋内の壁が破損し、天井を突き破って崩落している



228. 南広縁の破損状況
雨漏りが内部まで達し、壁が崩落している



231. 屋根の破損状況 (東面)
雨水が小屋の内部まで達している。修理前は瓦上にルーフィングを貼っていた



230. 軒の破損状況 (東面)
雨水による軒廻り腐朽のほか、周辺樹木の枝が接触していたことにより、軒の破損が著しい



233. 野隅木の破損状況 (東北部)
鍔葺部分から雨水が浸入し、蟻害を伴って破損している



232. 小屋内部の破損状況 (西面)
雨水により小屋束が腐朽し、折れている

本堂 調査 (破損状況)



235. 北面式台玄関 北面土壁の状況
雨水により壁面の崩落やカビが発生している



234. 北面式台玄関 東面の状況
柱が腐朽し、添柱で補強している



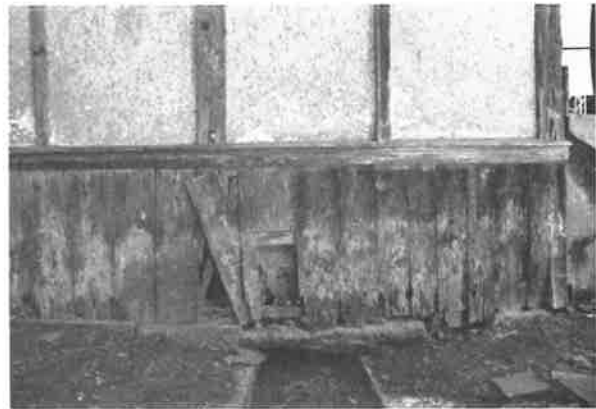
237. 北面式台玄関及び廊下 入隅柱上部の状況
雨水の浸入により梁の端部が腐朽している (肘木の造出し)



236. 北面廊下 東面見返しの状況
雨漏りにより、壁や木部が汚損している



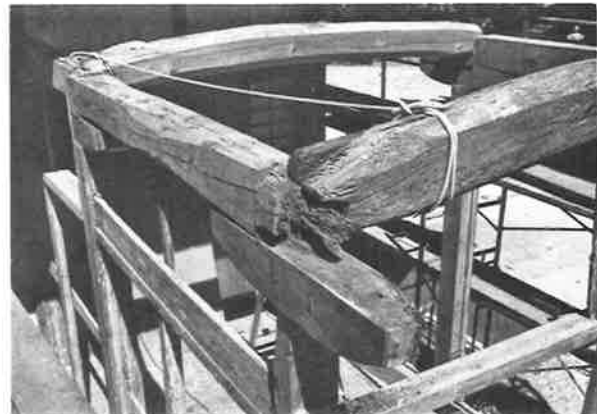
239. 南面廊下 西面の破損状況 (腰板解体後)
柱の足元が腐朽し、欠損している



238. 南面廊下 西面腰板の状況
腰板に割れ・欠損があるほか、礎石に接する部分が湿気により腐朽している



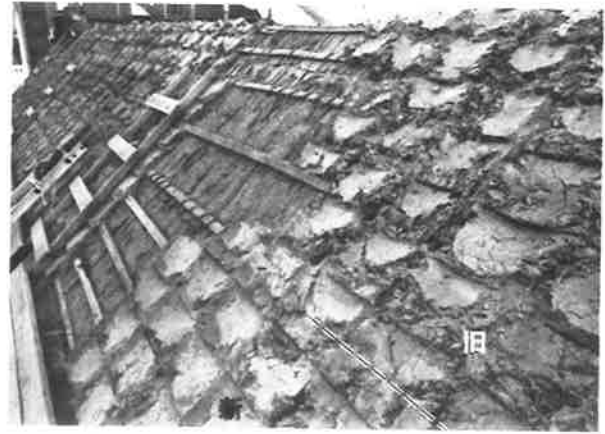
241. 南面廊下 東面 大引の破損状況
雨水、蟻害により木口が腐朽し、大引が空洞化している



240. 南面廊下 西面 桁の破損状況
桁が腐朽し、梁が脱落寸前である



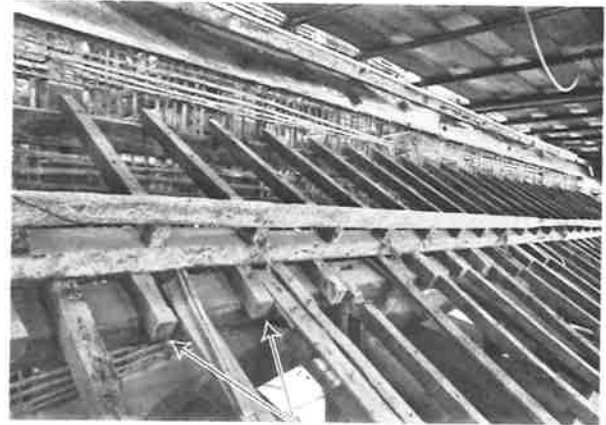
243. 背面南端の棟際 野地板の状況
当初野地板が一部残存していた。この他、背面北端の棟際及び北面上屋に残存する。当初野地板の釘痕跡から、当初含め六回程の土居葺のやり替えが確認された。残存する当初野地板は幅広板の目透かし張りとする



242. 東面上部葺土及び土居葺の状況
葺土が二期あり、スギ皮を存置して土留棧を追加していた。スギ皮葺は昭和頃の修理によるもので、当初はヒバ材の木端葺で、一部北妻下に残存する

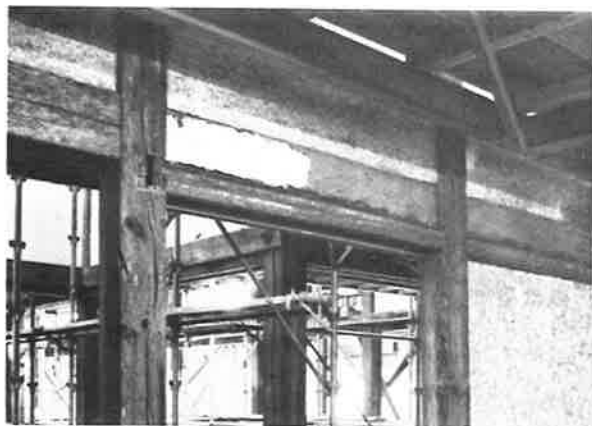


245. 東面上屋野垂木の鼻先
当初の垂木鼻及び瓦座は敷桁と同一面であったが、明治初年の修理時に、正背面に補足した上屋垂木鼻を当初垂木より前に引き出した。鍍葺の取り合いに、雨仕舞の対策を講じたと思われる



当初野垂木断片

244. 北面野垂木の状況
下屋の当初野垂木は敷桁の下で切断され、断片が残存している。北面上屋(敷桁とも)は、一度も解体されていなかった



247. 同左痕跡の状況
斫られた差鴨居の面に漆喰が残存し、差鴨居下に薄鴨居を入れている

化粧材を斫り、居室撤去後に化粧板を張る

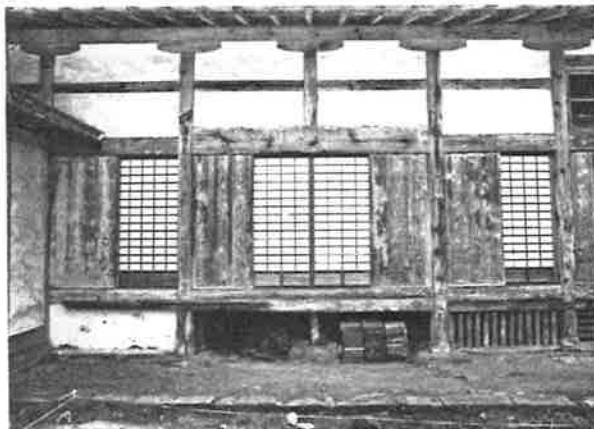


長押及び鴨居痕跡

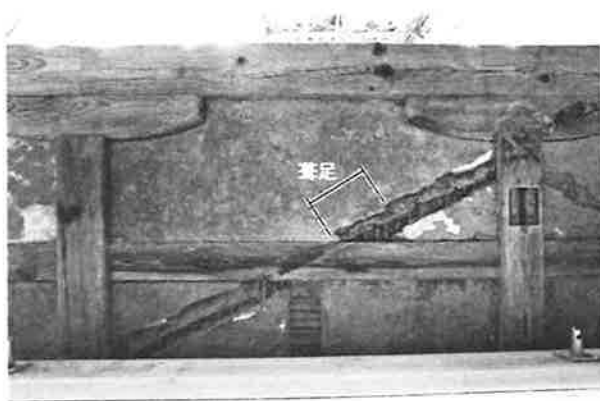
246. 本堂及び南面廊下の入隅部に残る痕跡
本堂差鴨居や南面廊下の桁を斫るなど中古の痕跡があり、二間×一間の張出しを設けた時期がある



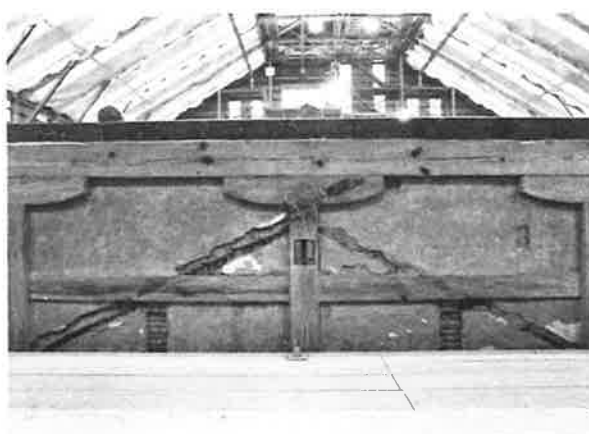
249. 同右詳細 足元の痕跡状況
廊下の床高は本堂より低く、庫裏に合わせている



248. 本堂北面「庫裏渡り廊下」痕跡
間口は二間で、足固及び桁や棟木の痕跡が残る



251. 同右痕跡 詳細
壁土の残り方から当時の施工手順が把握でき、本堂荒壁塗の前後に廊下の軸部が建てられている。また、瓦の葺足痕跡が残り、棧瓦葺とみられる



250. 同上痕跡 壁解体時の状況
屋根の取り付け痕跡が残る



253. 同右痕跡 詳細
根太掛は当初材が残存する。床高は庫裏渡り廊下と同様、本堂より低く、庫裏と同高とする



252. 本堂西面「御書院渡り廊下」痕跡
間口は一間で、庫裏渡り廊下と同型の仕口が残る



255. 同痕跡 詳細
庫裏渡り廊下同様、施工手順がわかるが、葺足は不詳であった。土居葺痕があるため、瓦葺とみられる



254. 本堂西面「御書院渡り廊下」壁解体時の状況
屋根の取付き痕跡が残存する



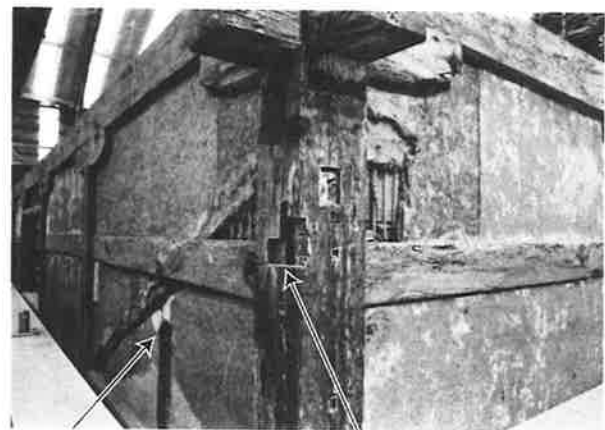
257. 同右 半柱痕跡詳細
桁の痕跡が現状の他、二期認められる。当初桁は半柱天端に置かれる



256. 書院廊り廊下解体後の痕跡
北より本堂を見る



259. 同右 西面詳細
西面の屋根痕跡は垂木一枚で終わるため、螻羽とみられる



258. 同上北西部 書院廊り廊下との取合い痕跡
当初の土壁が残存し、屋根の痕跡が残っている。柱に棟木が取付く切妻屋根とみられる

本堂 調査 (基礎・木部)



261. 正面（東）礎石上端の残存墨状況
通墨と番付が残っていた

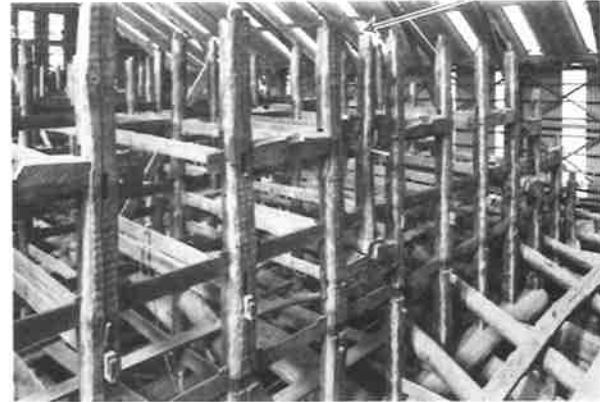
棟通り



260. 正面石段解体状況
礫を敷いた上に土で整地し、割石の端材や瓦を
飼い込んで石を据えている 棟通り



263. 小屋組の状況（解体番付「る」通りを見る）
妻の化粧材などを受ける繋ぎ梁は、妻から三通り
りまで入るが、それより内側の小屋束は、割付
を変えて数を減らしている



262. 小屋組の状況（解体番付「南妻「よ」通りを見る）
小屋束は約半間毎に入れられ、棟通りを手挟ん
でいる。化粧母屋や妻虹梁の受木は、束で直接
受けずに小屋束間に繋ぎ梁を入れて受ける



265. 土居桁の納まり状況
土居桁は丸桁の直上に位置し、二間毎に入る三
本の力垂木で受ける



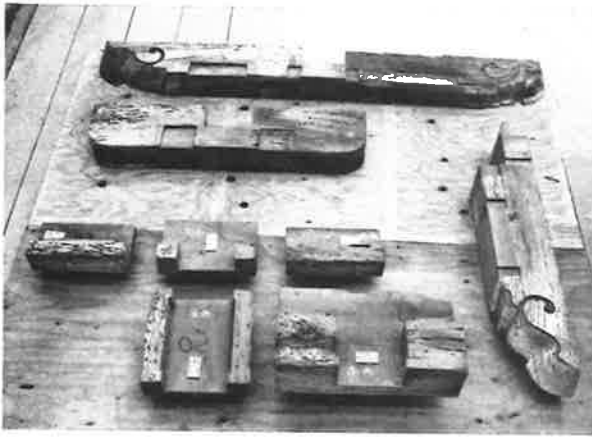
264. 母屋 隅の仕口
束の重柄を延ばして、野隅木の滑り止めを兼ね
たとみられる。野隅木は全て後補材であった



267. 地垂木止釘 合釘の状況
力垂木を除く地垂木は、垂木勾配に対して直角
方向に打った合釘で、丸桁上に止める



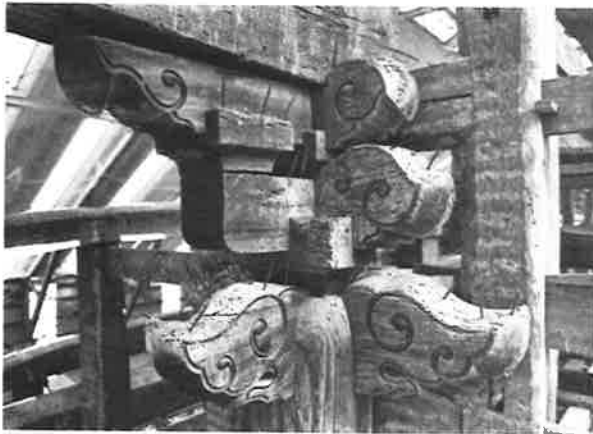
266. 地垂木 力垂木の仕口状況
側桁上は太柄を入れ、入側桁上は垂木の両脇か
ら釘止めとしている



269. 妻組物 解体状況



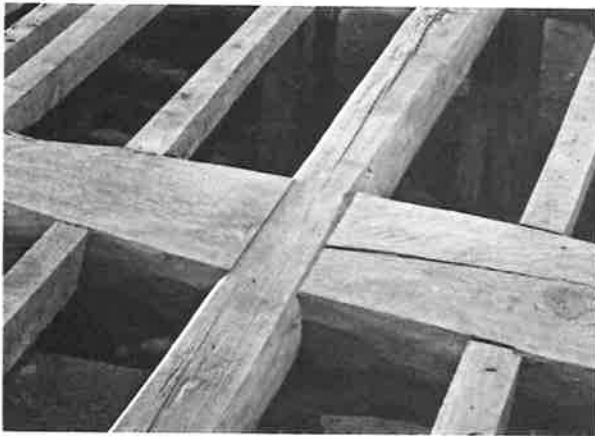
268. 登裏甲及び破風の仕口状況
裏甲内側は破風と同一面で納まり、破風の括は裏甲取付後の挿入であるため、裏甲にも仕口が彫られる



271. 棟下組物状況



270. 妻虹梁の絵様



273. 内部床組 根太の取付き状況
見え隠れの材料であるが、丁寧に光付けが行われている



272. 妻裏股と結綿の状況



275. 袖瓦のヘラ書き
一部の袖瓦に数字のヘラ書きがみられる。「一」～「十」まで残存し、「一」が最も深く、約9cmの袖をもつ



274. 当初土居葺残存状況
破風下に当初土居葺がわずかに残存しており、他の箇所より葺足が細かい。木端材の幅は狭いが、長さは約39cmあり、中古のものに比べて9cm長い

本堂 調査 (屋根)



276. 瓦設計に採用した瓦 軒巴 「阿」の刻印がある



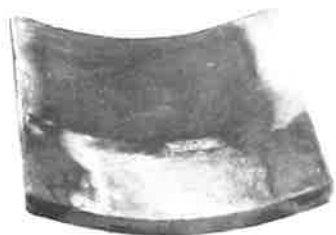
277. 瓦設計に採用した瓦 唐草瓦 「阿」の刻印がある



278. 瓦設計に採用した瓦 隅巴 「阿」の刻印がある



279. 瓦設計に採用した瓦 隅鬼 「阿」のへら書きがある



281. 瓦設計に採用した瓦 平瓦 「阿」の刻印がある

280. 瓦設計に採用した瓦 丸瓦 「阿」の刻印がある



283. 瓦設計に採用した瓦にある刻印
「阿」刻印にも様々な種類があるが、当刻印の瓦がそれぞれの瓦種類で認められ、数量が比較的多い

282. 瓦設計に採用した瓦 鳥衾 「阿」の刻印がある



285. 類例 庫裏の鬼瓦
大棟鬼瓦は、庫裏のものを参考に新調した



284. 輪違瓦
「阿」の刻印があり、隅棟に
馴染むものを抜粋採用した



286. 再用瓦 北面式台玄関の鬼瓦 「上」の刻印がある

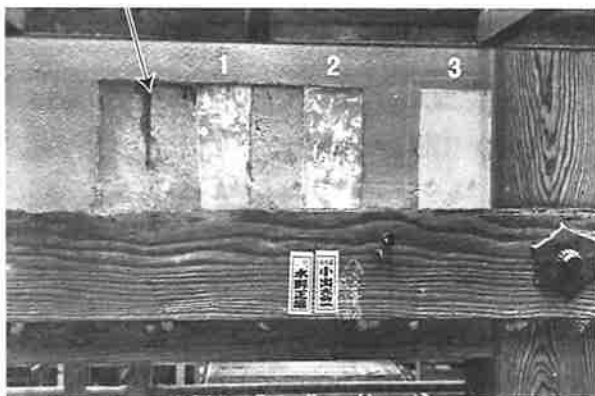


288. 同右 袖瓦



287. 北面廊下及び式台玄関に使われていた瓦 軒棧瓦
六種類認められる

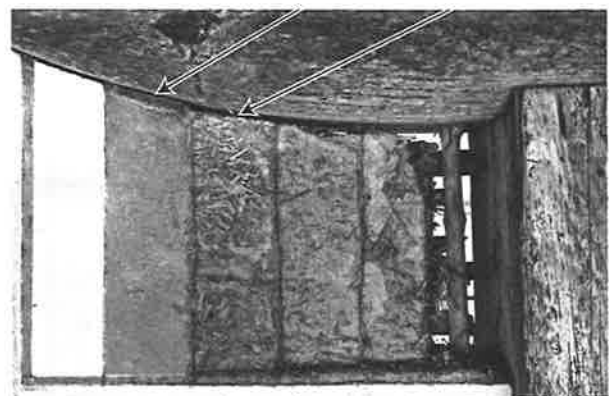
当初中塗



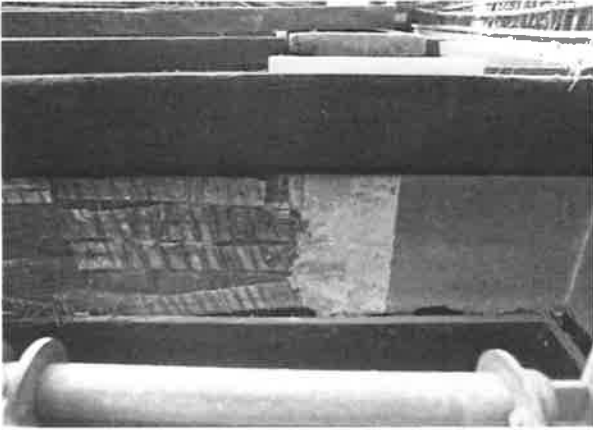
290. 壁の断層状況 (広縁部分)
塗り重ねの痕跡は外壁に比べ内壁に多く残存している

現状中塗

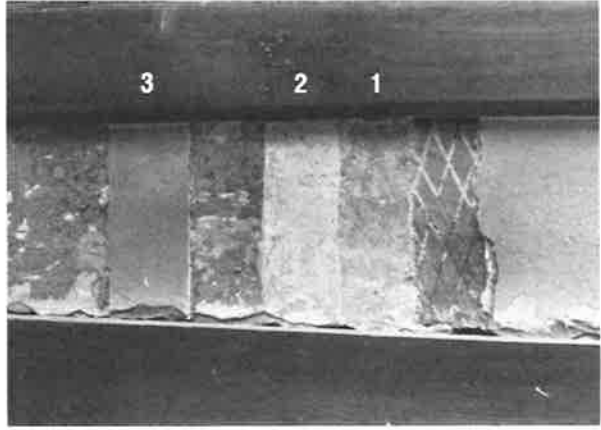
当初中塗



289. 壁の断層状況 (外壁)
後世の補修は、漆喰上または中塗上に塗り重ね
を行い、殆どの壁で当初中塗が残存していた



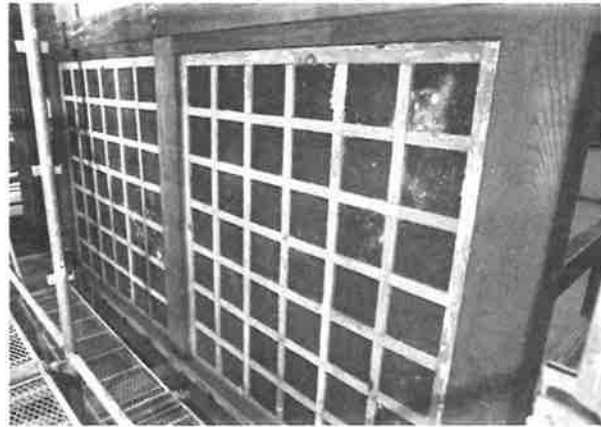
292. 壁の断層状況 (仏壇上)
下地板に藁巻の木端板を打ち付けて、漆喰で仕上げている。当初の仕事で、木端板は当初土居葺と同寸であった



291. 壁の断層状況 (内部蟻壁部分)
部屋の蟻壁は、板に網目をつけて漆喰を塗るが、土壁同様に塗り重ねによる補修が行われている



294. 同右詳細 (下地骨解体後)



293. 貼付壁の下地
下地骨が荒壁上に組まれ、マス内は塗り重ねて壁厚をとる



2. B型



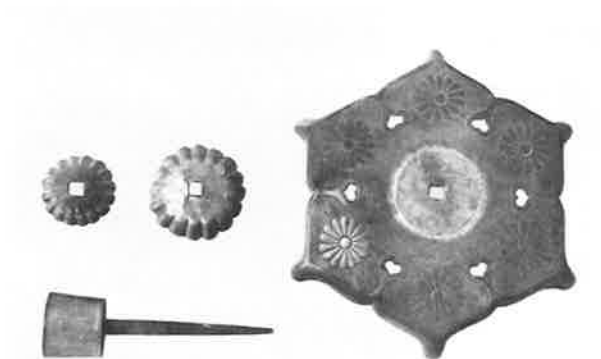
1. A型



4. C2型

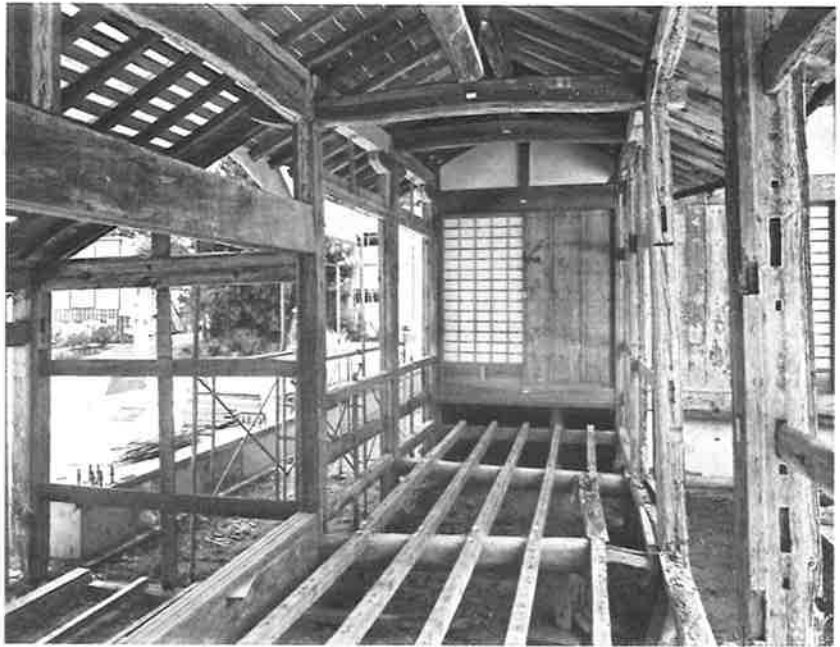


3. C1型



295. 内法長押に取付く六葉金具の状況
樽の口及び菊座は、蟻壁長押に取付く唄金具と同一である

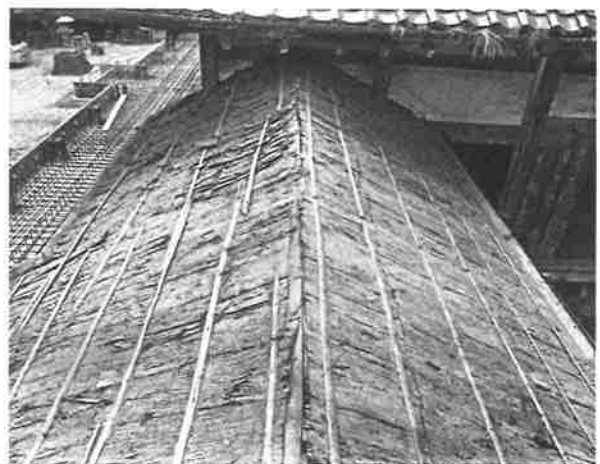
296. 絵襖 引手
中の文様は大きくみて3種類ある (A型が古いとみられる)



297. 北面式台玄関及び廊下
軸部の状況 北より見る



299. 北面式台玄関及び廊下 野地板の状況



298. 北面式台玄関及び廊下 土居葺の状況
全面杉皮葺とし、背面側が新しい



301. 北面式台玄関及び廊下 垂木の状況
式台玄関の正面側垂木は、全て廊下の桁筋で継いでいる



300. 北面式台玄関及び廊下 野地板の状況 詳細
壁際一間は当初野地板が残存している



柱が切断され、差鴨居が補足された

303. 北面式台玄関及び廊下 軸部の状況と痕跡
本堂から矩折部分までの回廊軸部が残存していた



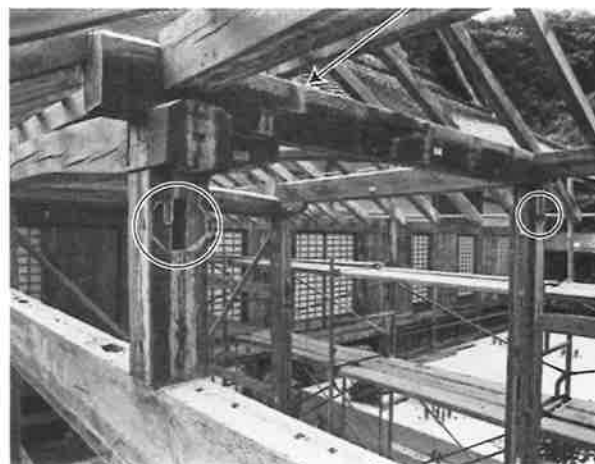
302. 北面式台玄関 雑作材及び土壁 解体状況
玄関の部材には角釘と丸釘が併用されている



足固痕跡

305. 北面式台玄関及び廊下
入隅柱痕跡
足固の痕跡が低い位置にあり、東へ続く回廊の床が低かった可能性がある

垂木・面戸板痕跡



304. 同痕跡詳細
矩の手よりさらに北方向へ繫梁の痕跡がみられる。現状の北端一間は後補



307. 北面式台玄関火頭窓の状況



繫痕跡

敷居痕跡

306. 北面式台玄関及び廊下 火頭窓部分の痕跡
火頭窓は転用材で、鴨居・敷居の痕跡がみられ、一時期開口を設けたかもしれない。また旧隅柱の西面には繫の痕跡がみられるが、不詳であった(塀か)

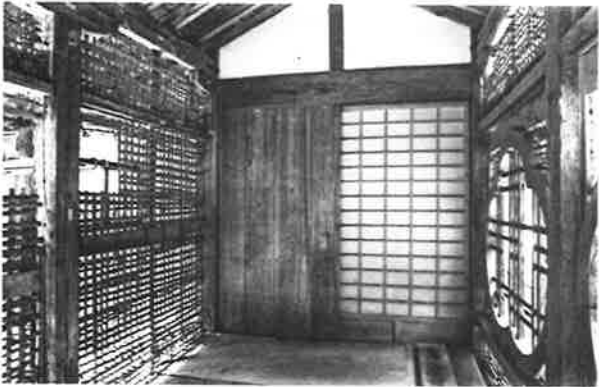
本堂 北面式台玄関及び廊下 解体及び調査
 本堂 南面廊下 解体及び調査



309. 南面廊下 東面 土居葺状況
 本堂から一間分は木端葺で、当初の土居葺が残存していた



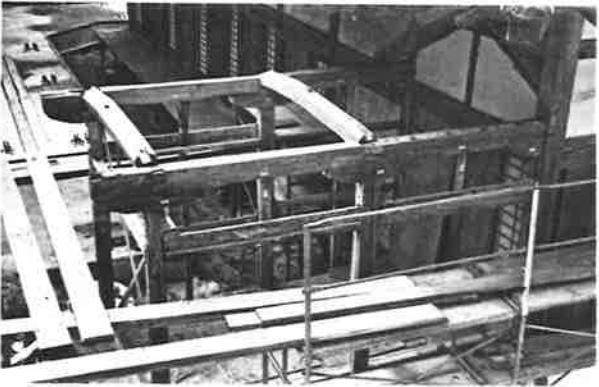
308. 北面式台玄関及び廊下 解体完了
 東より見る



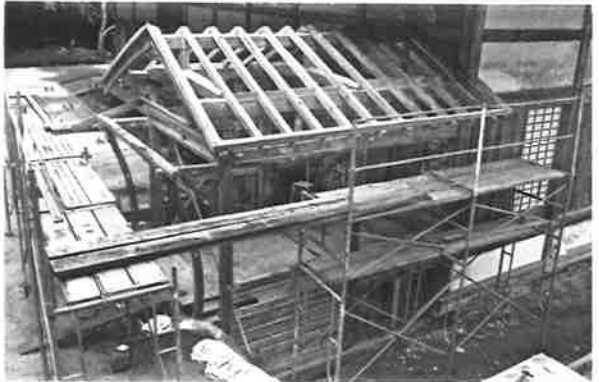
311. 南面廊下 土壁解体状況 南より見る



310. 南面廊下 土居葺 木端葺部詳細
 木端板は長さ345mm、幅60~90mmで、葺足は180~195mmとしていた



313. 南面廊下 軸部状況 東より見る
 南端の桁及び舟肘木は当初材で、継手位置などから回廊はさらに南へ続くことがわかった



312. 南面廊下 野地板解体状況 東より見る

継手



315. 南面廊下 解体完了



314. 南面廊下 東面 桁端部詳細
 柱上に桁の継手が残る

後補材
 (柱と桁)



316. 竣工 正側面（北東より見る）



317. 竣工 正側面（南東より見る）



318. 竣工 背側面（北西より見る）



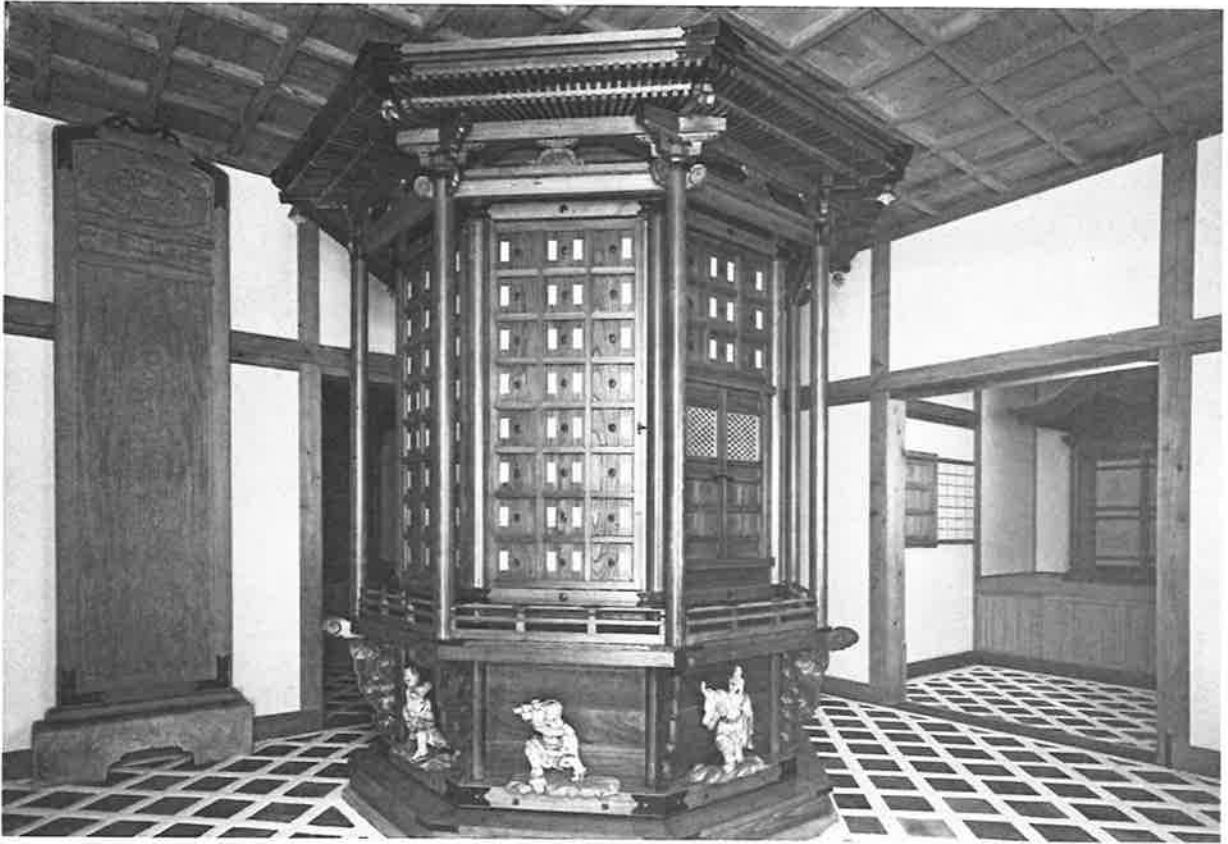
319. 竣工 正面（東より見る）



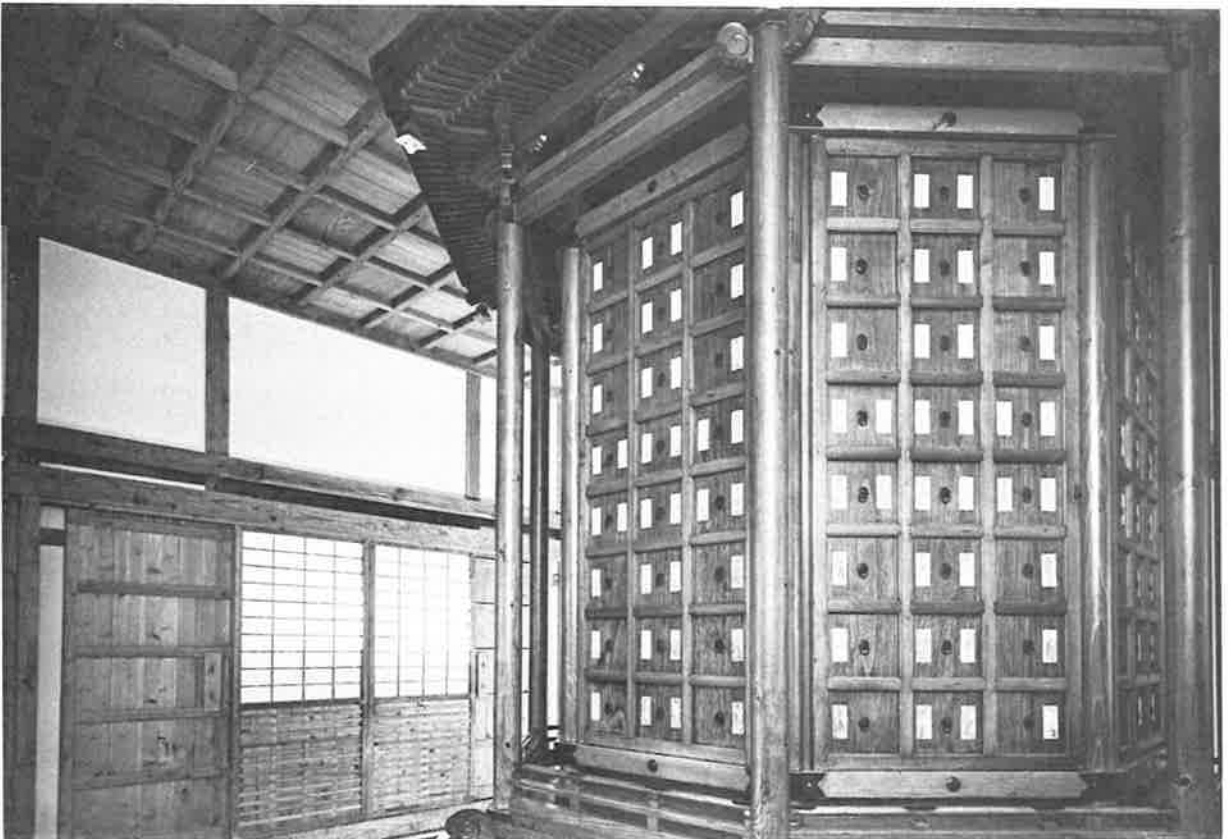
320. 竣工 屋根の状況（北東より見る）



321. 経蔵及び本堂（南より見る）



322. 竣工 内部 (南東より見る)



323. 竣工 内部見返し (北西より見る)



324. 竣工 西面張出し
(六代厨子)



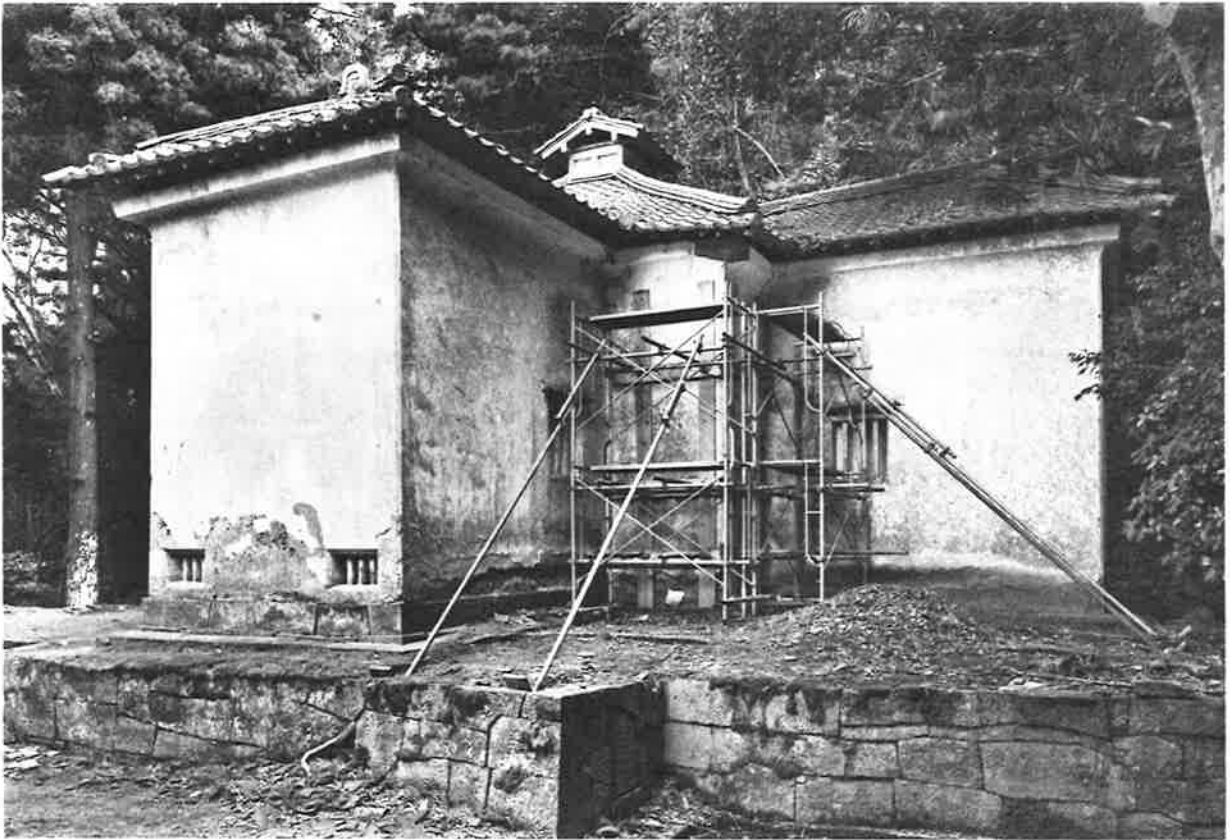
325. 竣工 北面張出し (十二代厨子)



326. 修理前 正側面（北東より見る）



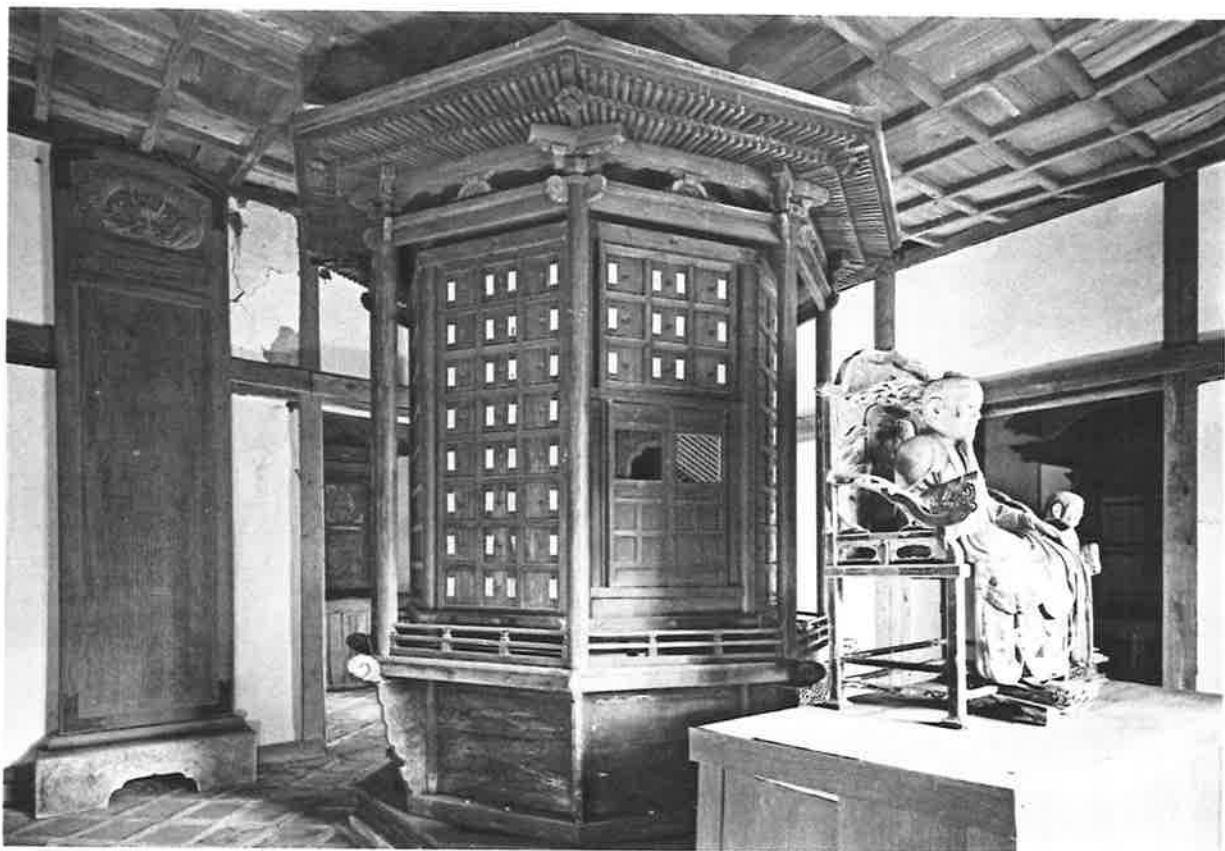
327. 修理前 正側面（南東よりみる）



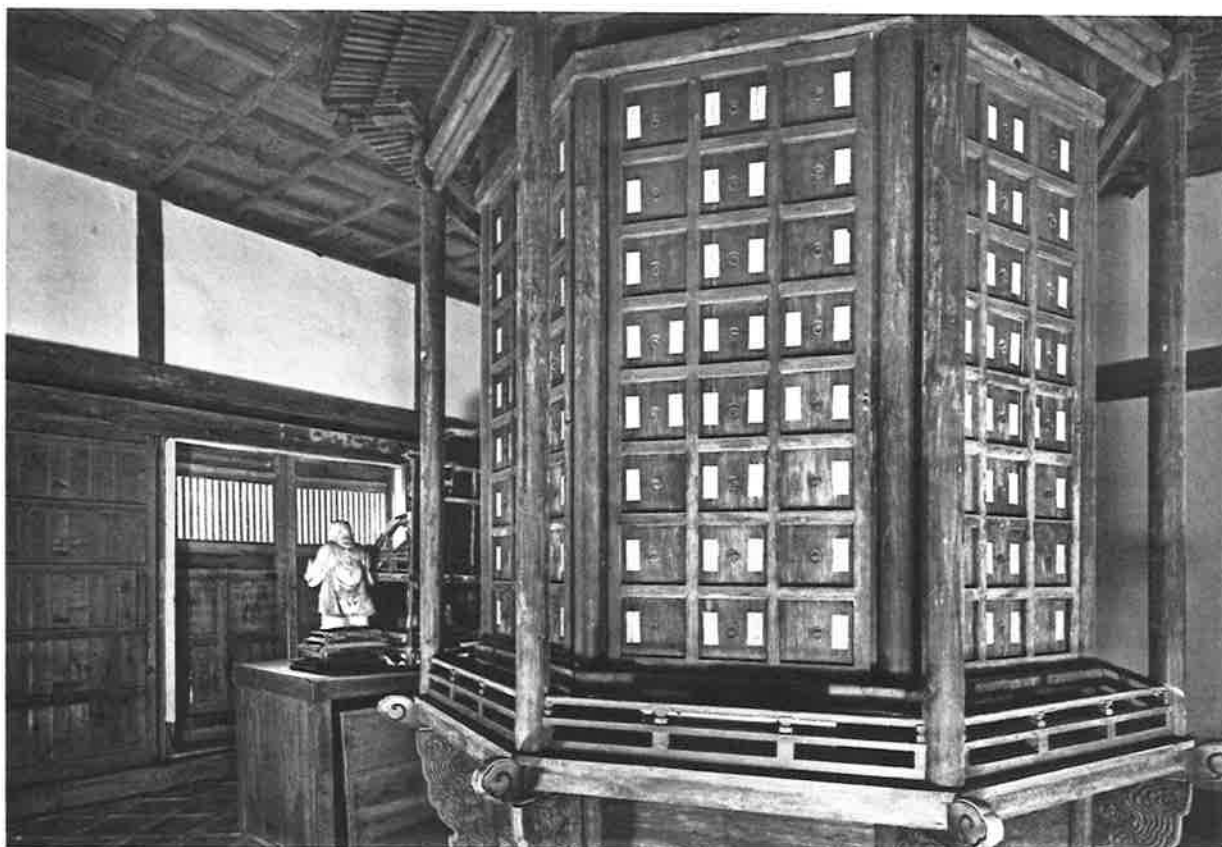
328. 修理前 背側面（北西より見る）



329. 修理前 正面（東より見る）



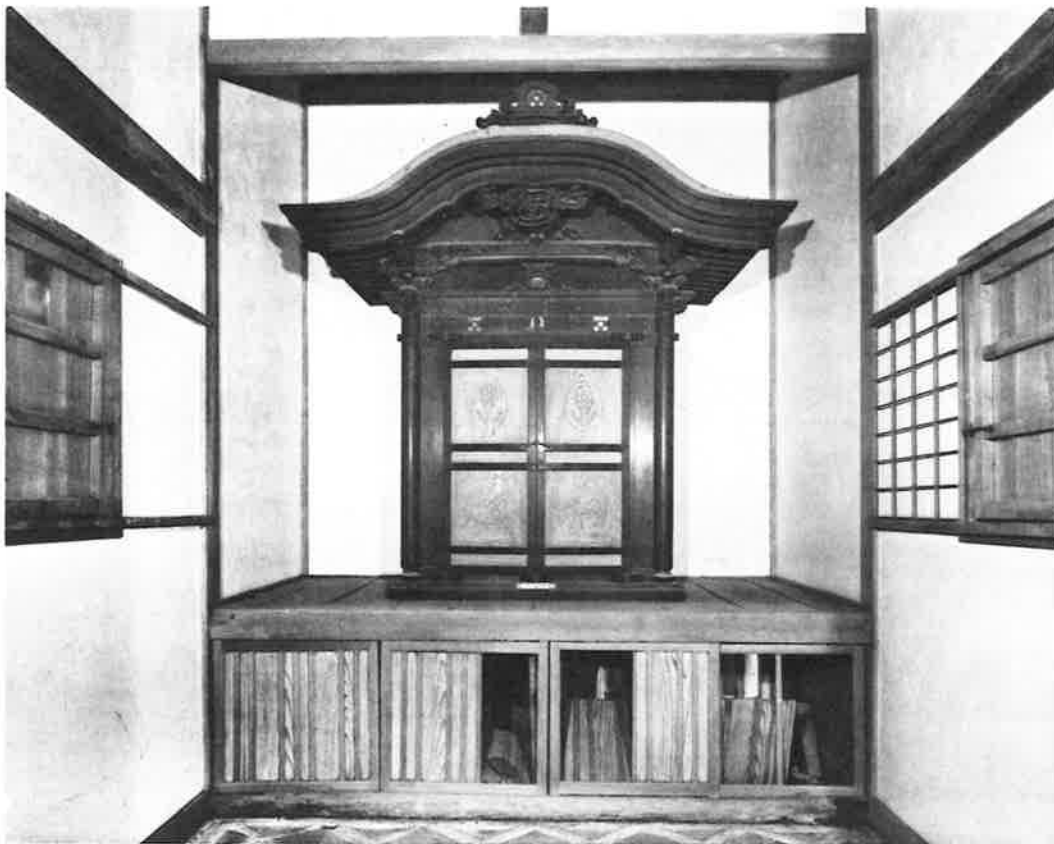
330. 修理前 内部（南東より見る）



331. 修理前 内部見返し（北西より見る）



332. 修理前 西面張出し
(六代厨子)



333. 修理前 北面張出し (十二代厨子)

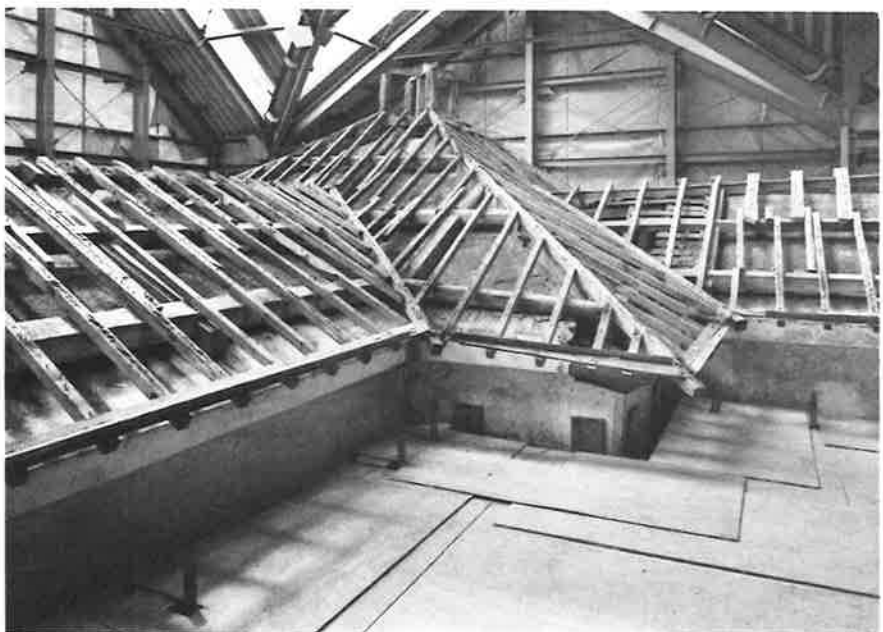
334. 置屋根 葺土解体完了
南西より見る
土居葺は全面杉皮葺で、昭和52年頃の施工とみられる

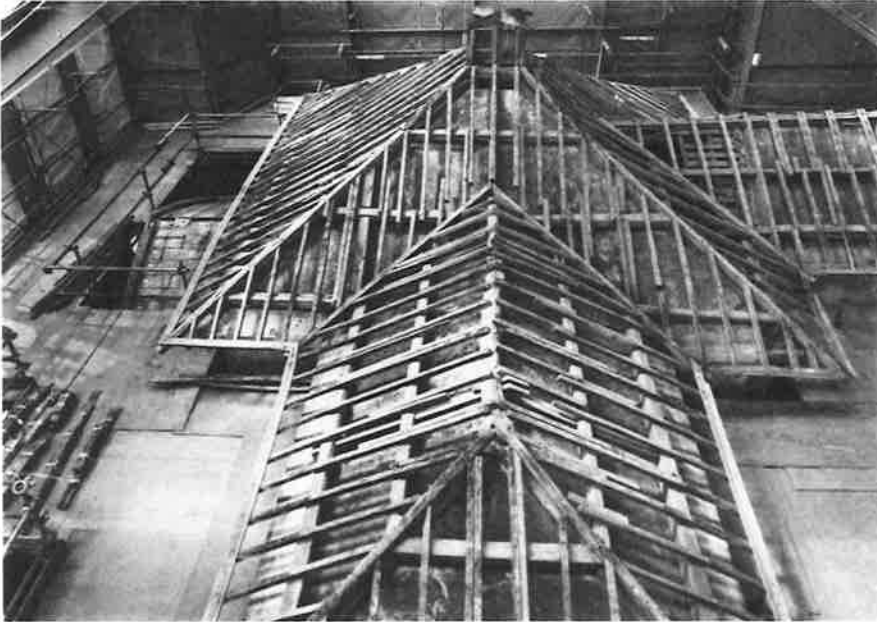


335. 置屋根 土居葺解体完了
北西より見る

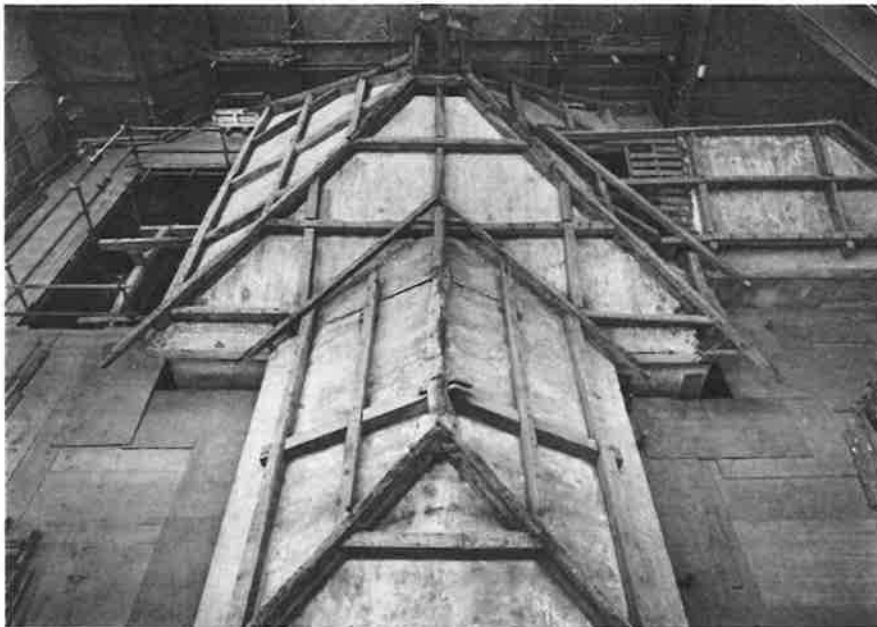


336. 置屋根 野地板解体完了
北西より見る





337. 置屋根 野地板解体完了
北より見る



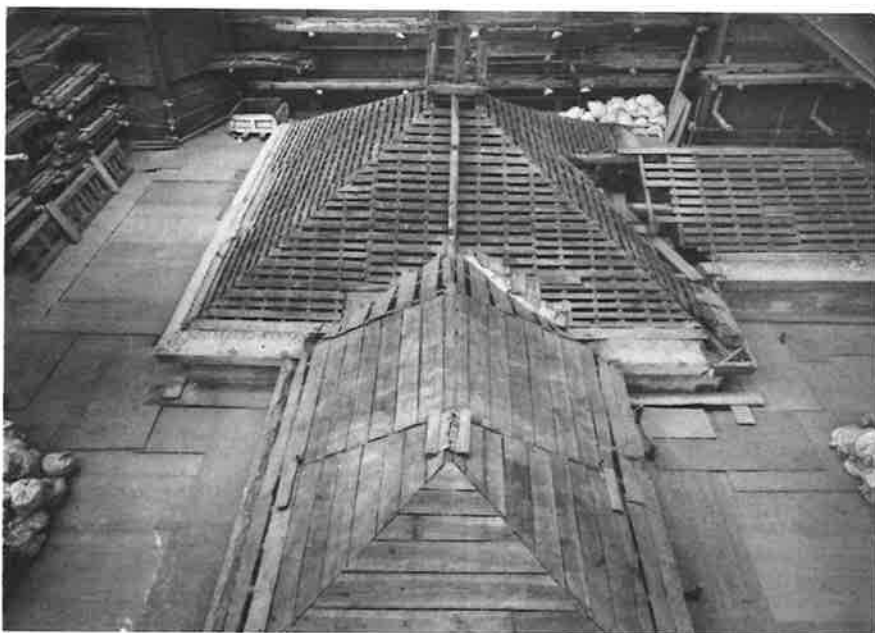
338. 置屋根 垂木解体完了
北より見る



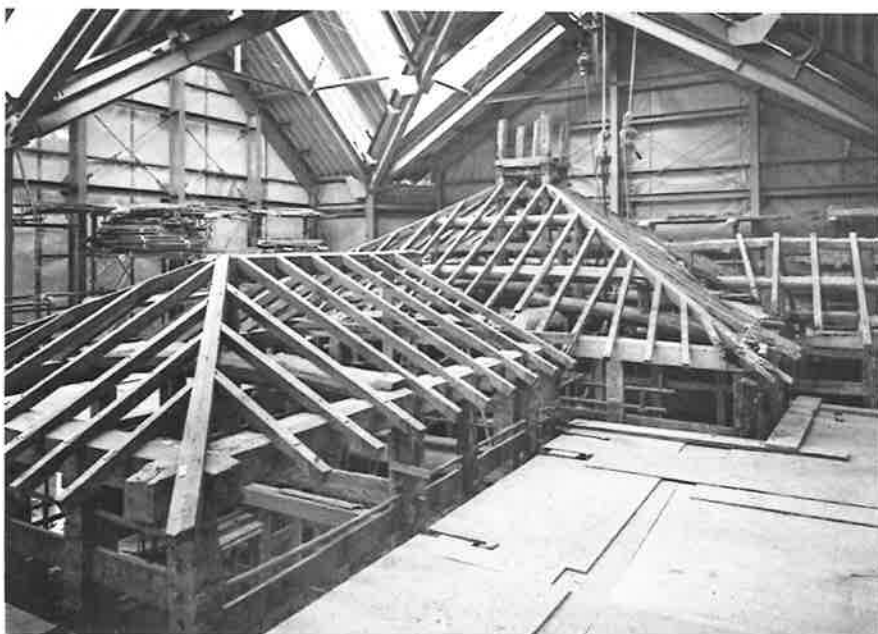
339. 本体屋根状況
北西より見る



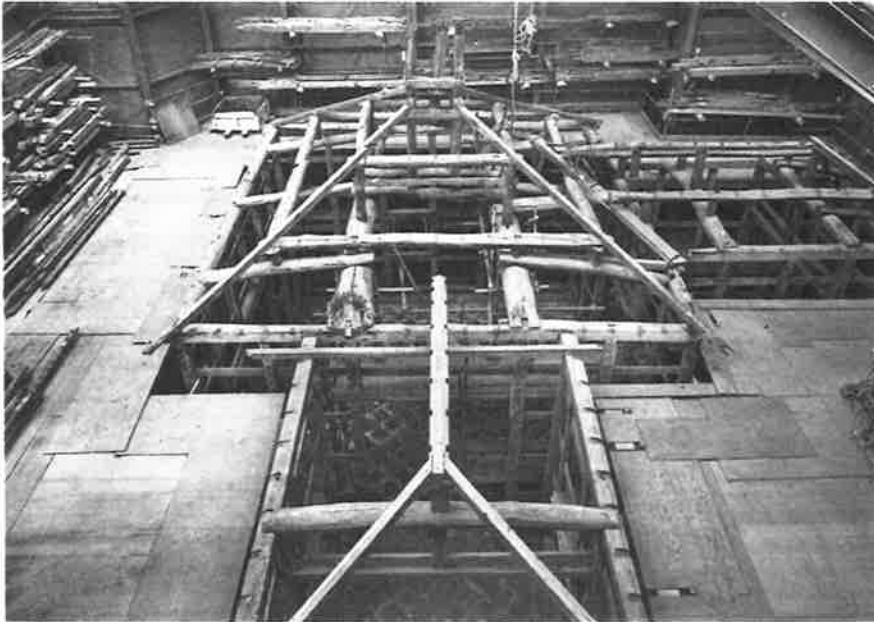
340. 本体屋根 土居葺状況
北西より見る



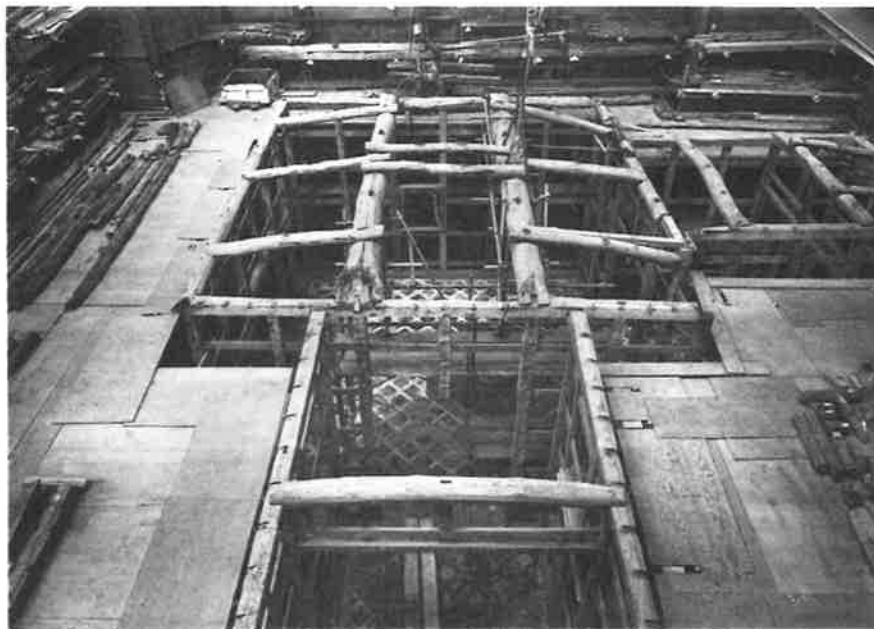
341. 本体屋根 土居葺解体完了
北より見る



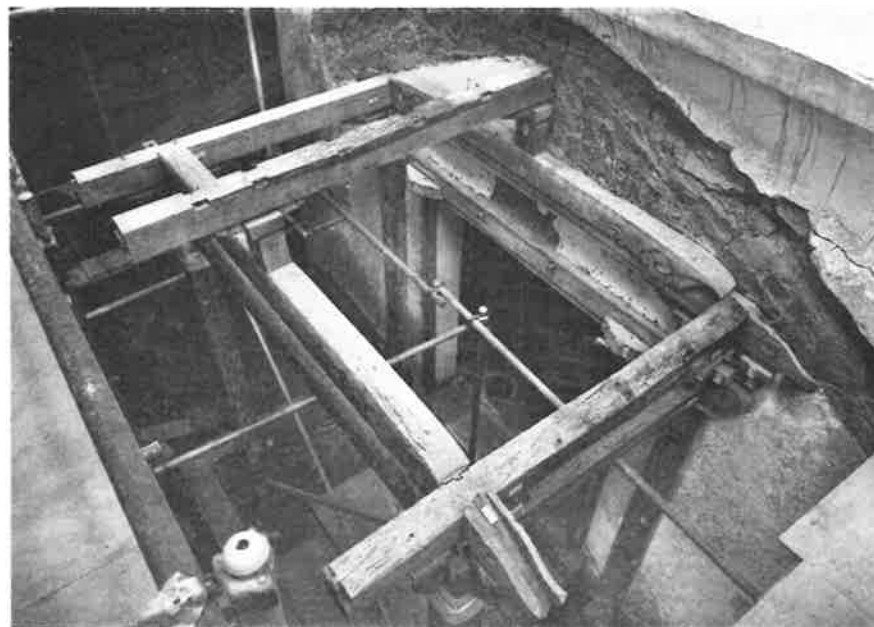
342. 本体屋根 野地板解体完了
北西より見る



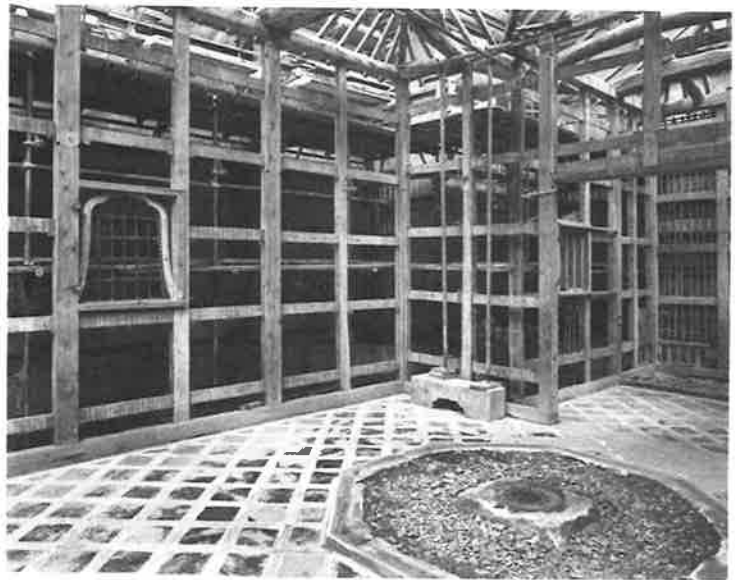
343. 本体屋根 野垂木解体完了
北より見る



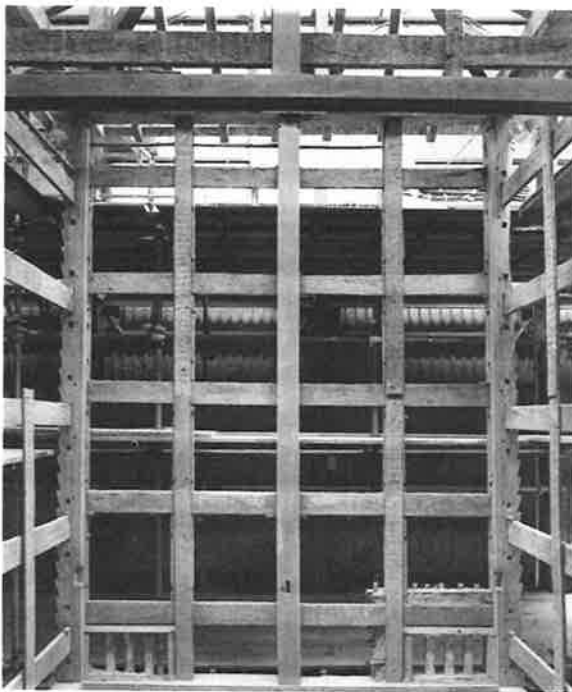
344. 小屋梁状況 北より見る



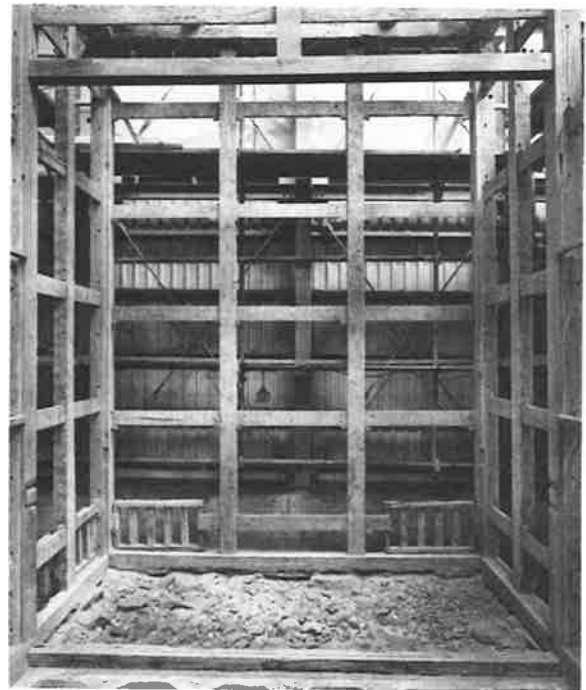
345. 向拝 化粧垂木解体完了
北東より見る



346. 内部 土壁解体完了
北東より見る



348. 北面張出し 土壁解体完了



347. 西面張出し 土壁解体完了



349. 軸部解体完了 発掘状況
南より見る

経蔵 現状変更

要旨一 屋根を次のように復する。

(一) 宝形屋根上の棧瓦葺切妻造の小屋根を撤去し、瓦製露盤宝珠を復する。

(二) 主体部及び張出しの隅棟端部に隅鬼及び鳥衾を復するとともに、張出し及び向拝の大棟上に鳥衾を復する。

要旨二 正面入口棧唐戸の中段縦格子を羽目板に復し、金具を旧規に復する。



351. 経蔵 要旨一 (一)
保管されていた宝形屋根の瓦
屋根板の瓦に「松」の刻印が
ある



350. 経蔵 要旨一 (一) 宝形屋根 (現状切妻屋根)
解体状況
柱頂部で交差する部材から、宝形屋根の勾配が
わかる



353. 経蔵 要旨一 (一) 宝珠形状の復原検討
保管瓦を繋合わせ、形状を検討した



352. 経蔵 要旨一 (一) 宝形屋根の仮組



355. 経蔵 要旨一 (二) 残存鬼瓦状況
北面張出しの鬼瓦天端には鳥衾の決りがある



354. 経蔵 要旨一 (一) 古写真部分
(山口県文書館所蔵) 宝形屋根
屋根は棧瓦葺である



357. 経蔵 要旨二 棧唐戸修理前
羽目板の中棧から上が、格子に変えられている

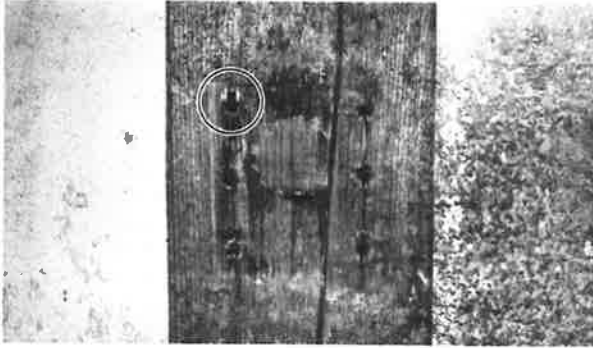


356. 経蔵 要旨一 (二)
古写真部分 (山口県文書館所蔵)
北面張出し屋根
隅棟には鬼が取付いていた

経蔵 現状変更

要旨二 正面入口棧唐戸の中段縦格子を羽目板に復し、金具を旧規に復する。

要旨三 八角輪蔵下部に彫刻を復する。



359. 経蔵 要旨二 向拝 壁付柱（南側）の痕跡
後補手摺の下に煽り止め金具の痕跡があり、棧唐戸中央の縦棧に残る痕跡と合う



板の継目が合う
羽目板を刮り抜いている



360. 経蔵 要旨三 八天像部材確認の状況
輪蔵前に置かれた傳大士像の台座下に、様々な部材と一緒に保管されていた

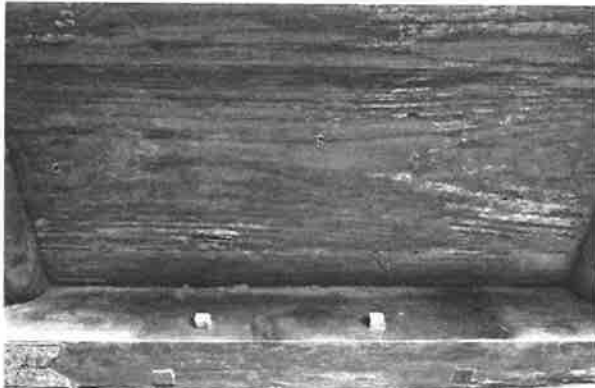


当初煽り止め金具痕跡

現状煽り止め金具

358. 経蔵 要旨二 棧唐戸 羽目板の痕跡詳細
（上下とも）

羽目板の一部を刮り抜き格子を入れ、中を覗けるようにしたが、後に裏から板を貼って塞いでいる



362. 経蔵 要旨三 八天像の痕跡
土台及び腰板には風蝕差がみられる



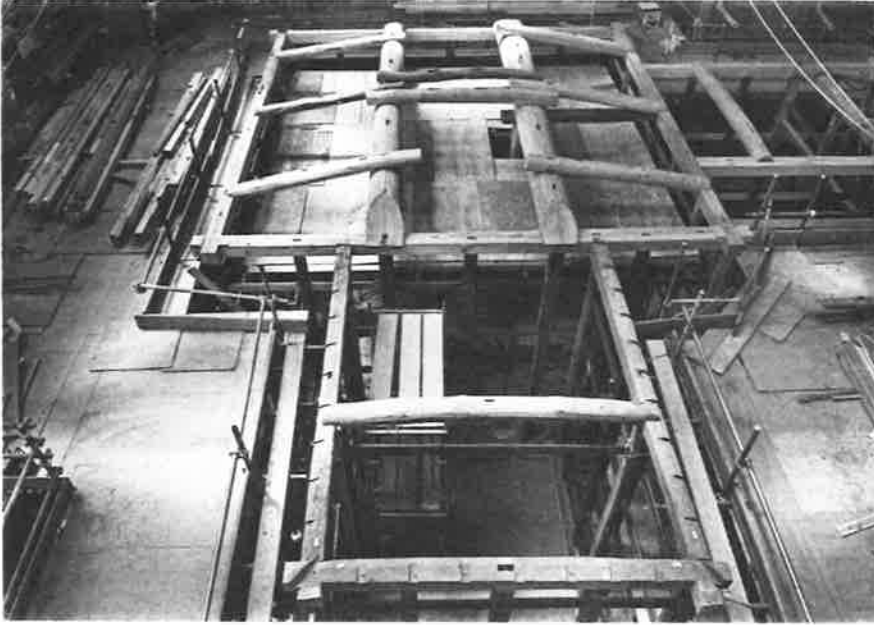
361. 経蔵 要旨三 八天像台座と土台の太柄状況
台座には番付がある



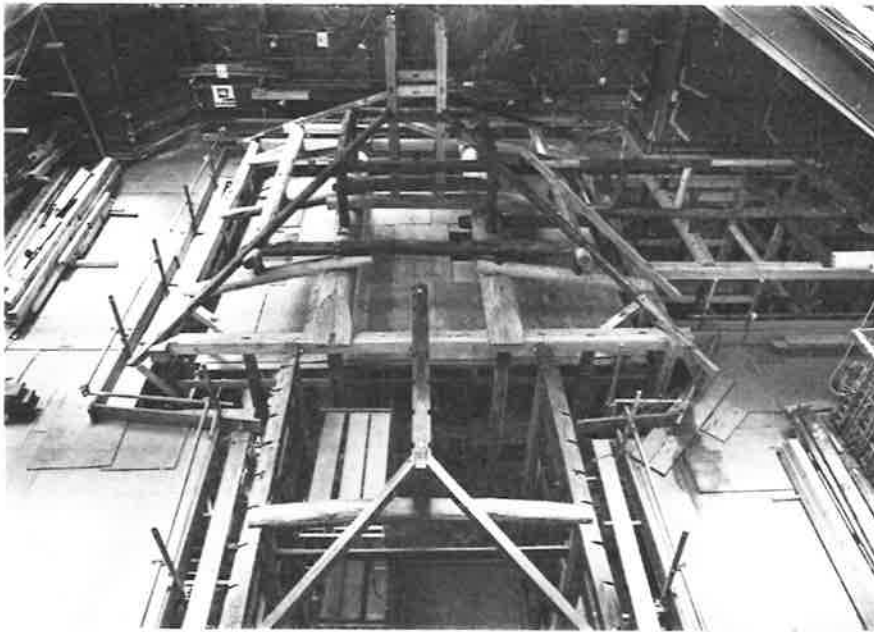
364. 経蔵 要旨三 八天像の取付状況



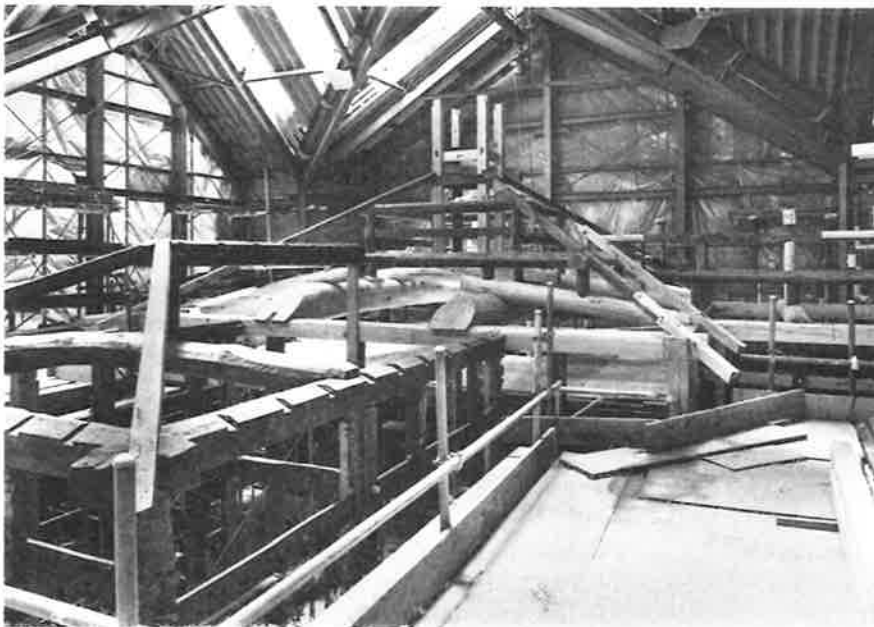
363. 経蔵 要旨三 八天像背面の金具
輪蔵腰板には穴があり、銅線で緊結していた



365. 軸部組立完了
北より見る

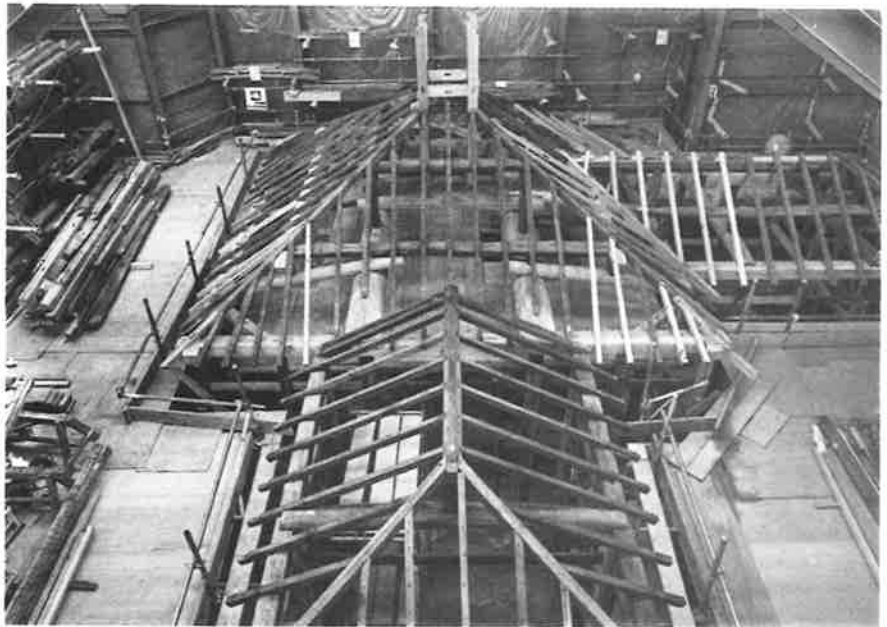


366. 小屋組組立完了
北より見る

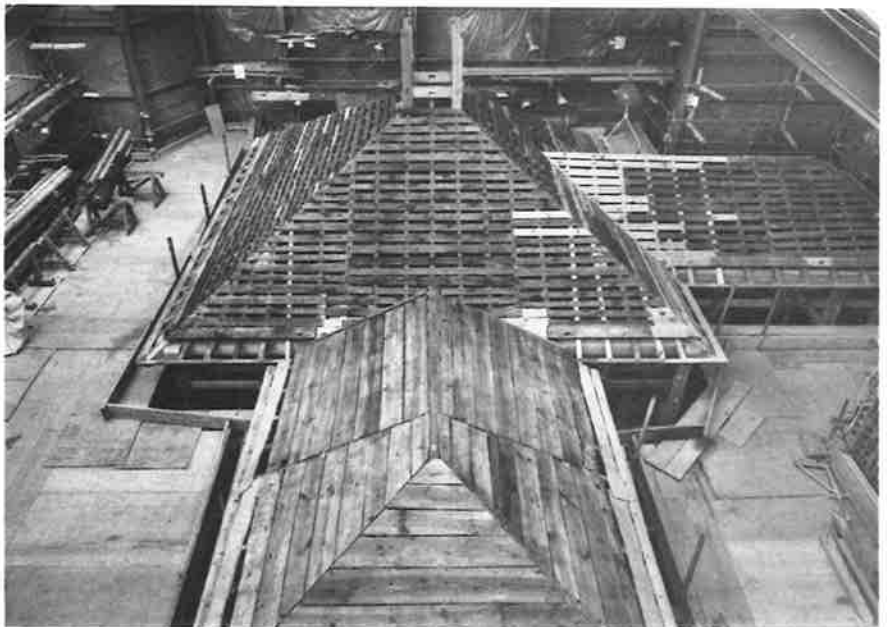


367. 同上
北西より見る

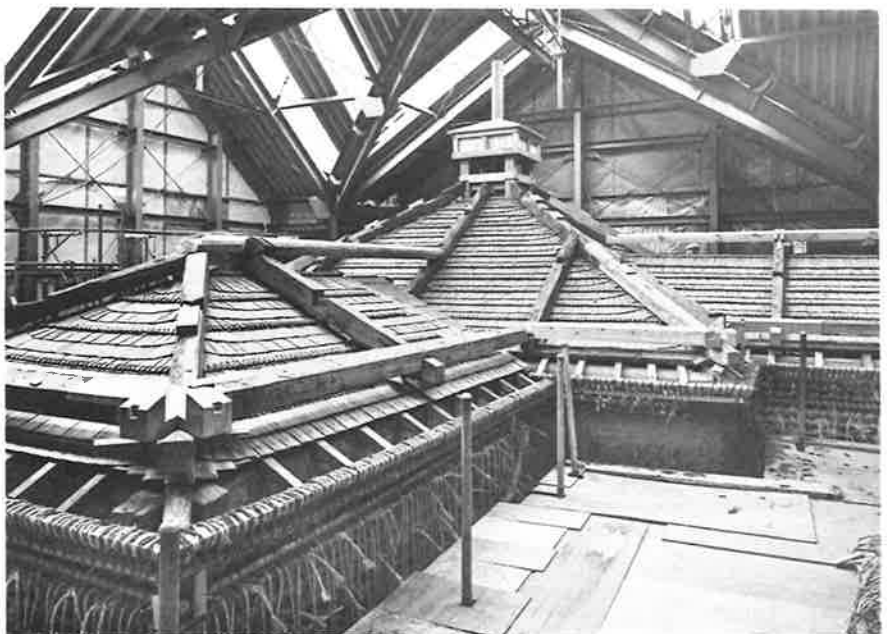
368. 本体屋根 野垂木組立完了
北より見る

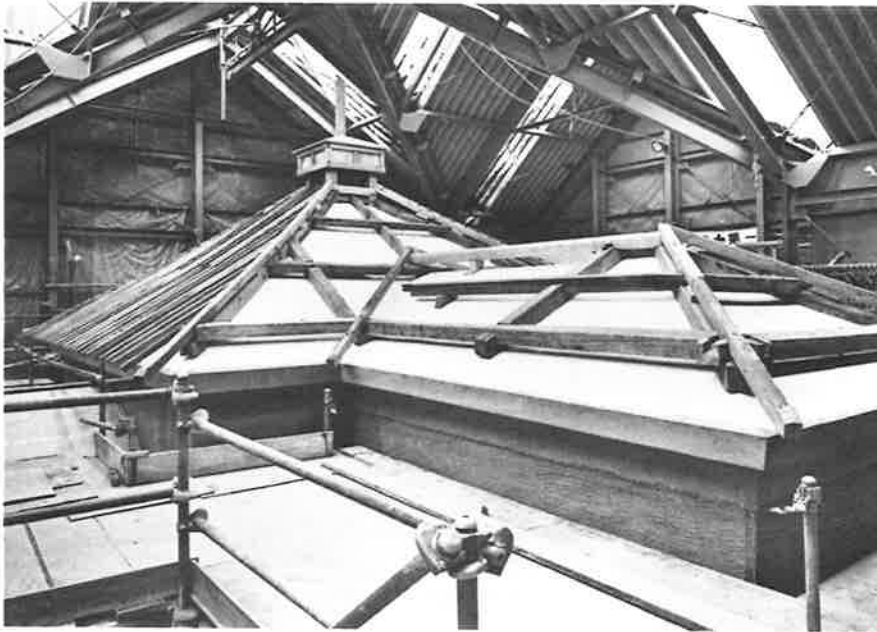


369. 本体屋根 野地板組立完了
北より見る



370. 本体屋根 土居葺完了
北西より見る
登梁は土塗の屋根面に直乗りするため、左官の施工墨出しのため仮組を行った

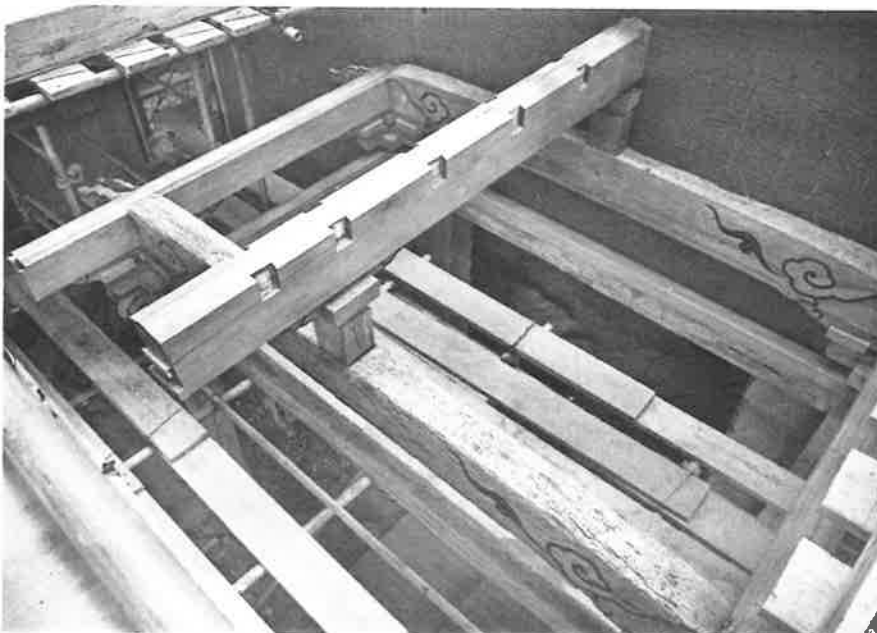




371. 置屋根 小屋組施工完了
北東より見る



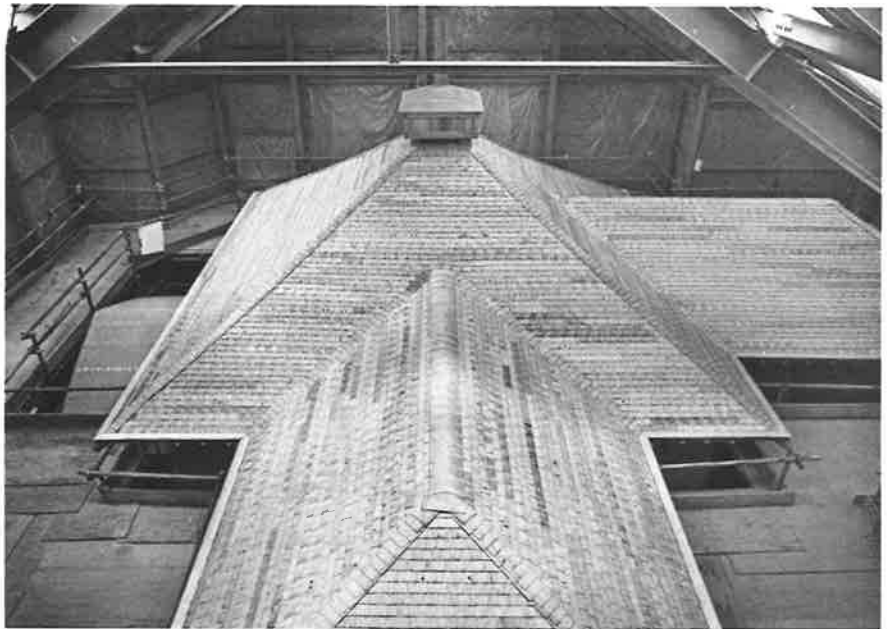
372. 置屋根 垂木組立完了
北東より見る



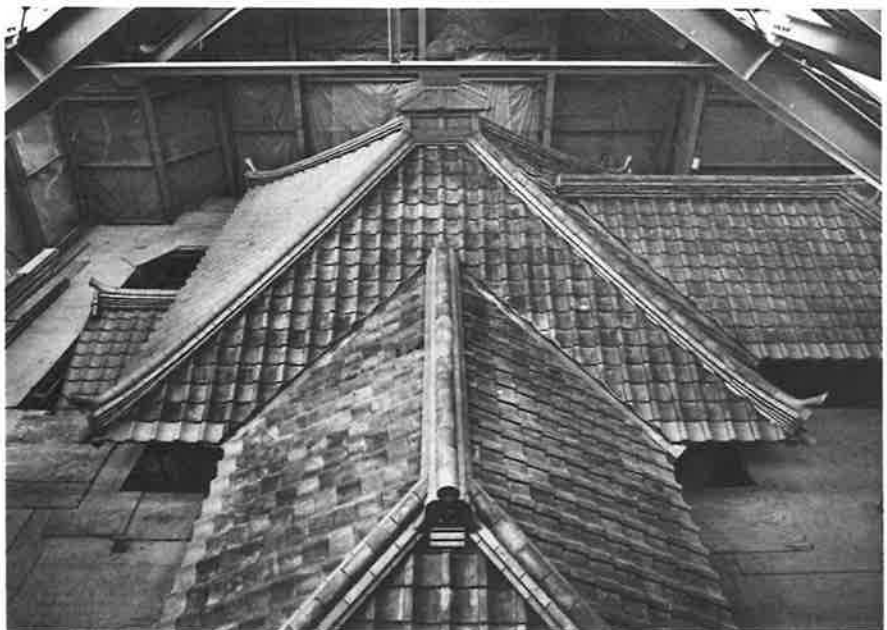
373. 向拝 軸部組立完了
北東より見る



374. 置屋根 野地板組立完了
北東より見る



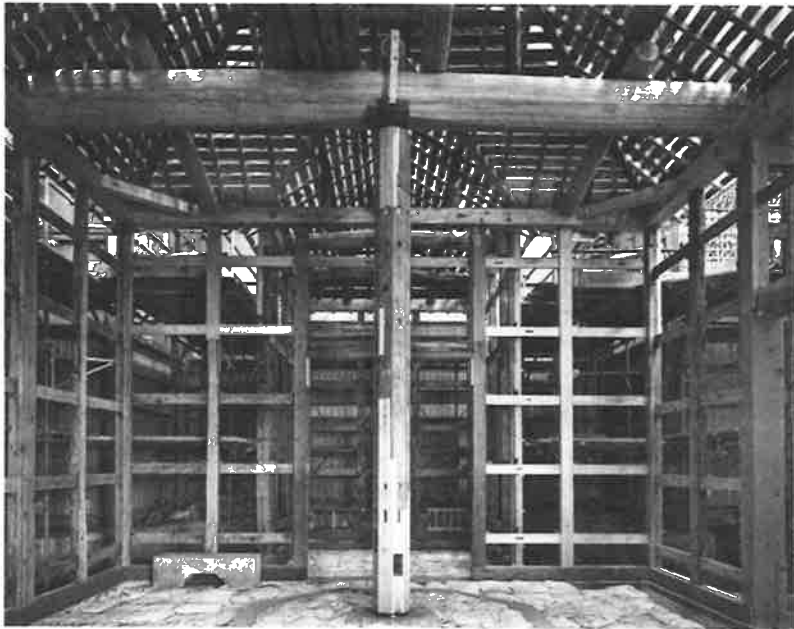
375. 置屋根 土居葺完了
北より見る



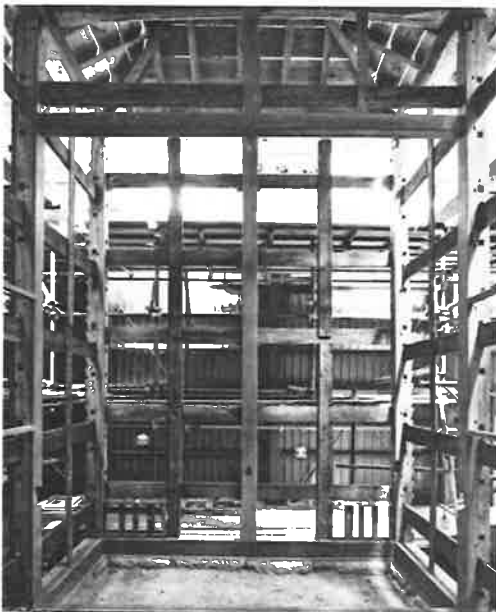
376. 瓦葺完了 北より見る



377. 瓦葺、壁施工完了
北東より見る



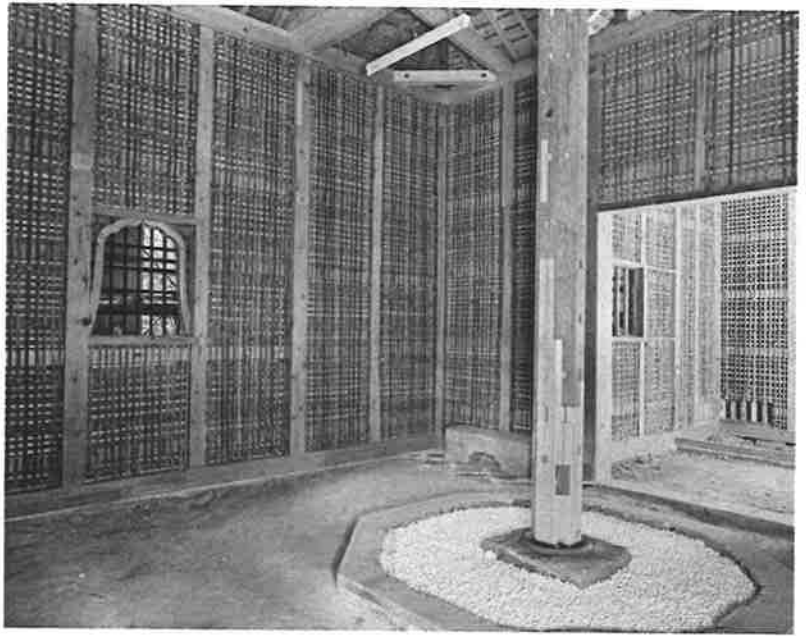
378. 内部 軸部及び輪蔵心柱
組立完了
東よりみる



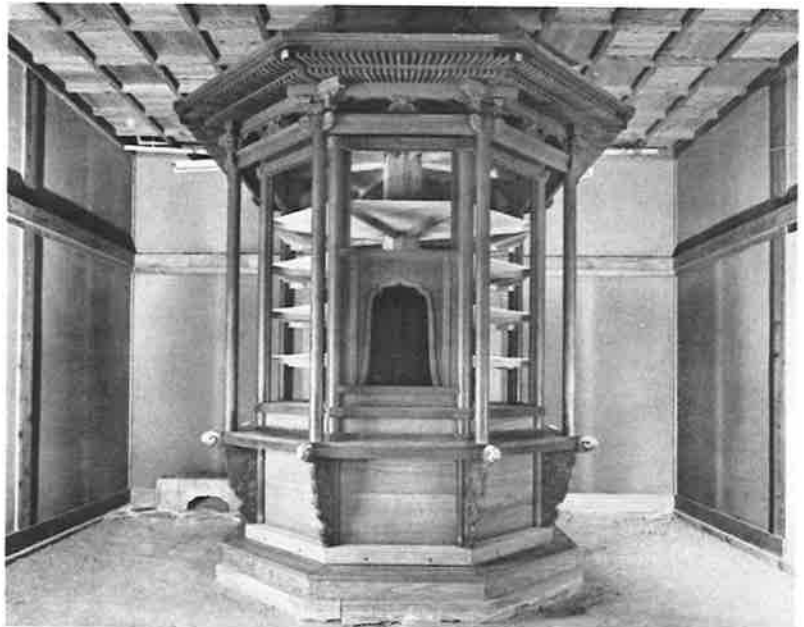
380. 北面張出し 軸部組立完了



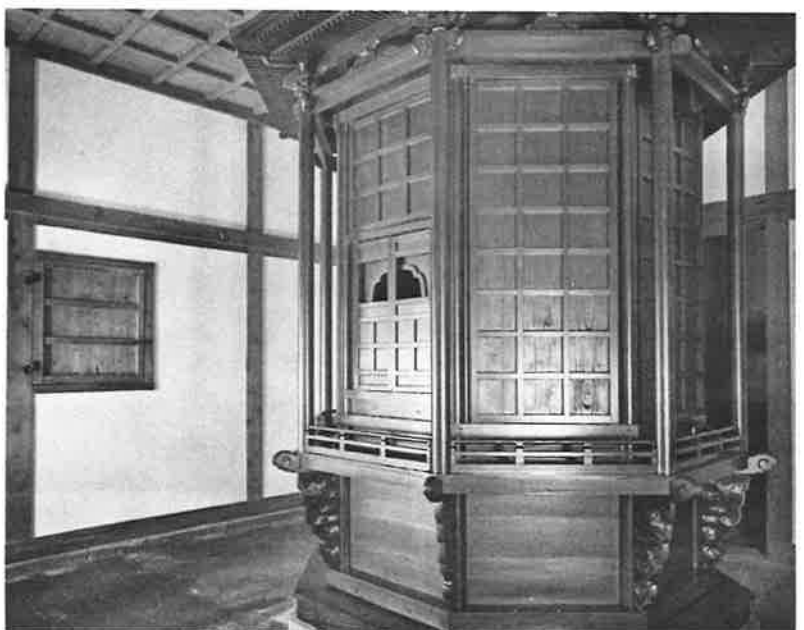
379. 西面張出し 軸部組立完了



381. 真壁小舞掻完了
北東より見る



382. 真壁中塗、雑作材、
輪蔵組立状況
東より見る



383. 真壁漆喰塗完了、輪蔵組立状況
北東より見る

経蔵 組立 (基礎工事)



385. 発掘調査状況
輪蔵礎石内側から発見された経石の調査状況



384. 発掘調査状況



387. 北面石垣の積直し完了



386. 北面石垣の基礎コンクリート打設状況
地盤の沈下が著しいため、厚50cmのコンクリート耐圧板を打設した



389. 礎石下の基礎コンクリート打設状況
沈下した基礎部分の据え直しを行った



388. 東面石垣の積み直し状況
北面石垣とは異なり、在来の工法で積み直した



391. 礎石の据え直し完了



390. 主体部北西隅部分の礎石据え直し状況



393. 四半敷瓦据付状況
周囲に漆喰の残る瓦は再利用材



392. 四半敷瓦下の整地状況
土間叩きの後、中塗土で一旦整地した上に四半敷瓦を施工した



395. 框石補修状況



394. 四半敷目地漆喰施工状況



397. 周囲雨落石の据直し状況



396. 向拝敷石の据直し状況
据直しにはソイルセメントを使用した



399. 周囲砂利敷施工状況



398. 向拝土間叩き施工状況



401. 構造補強状況
主体部隅に火打梁を挿入し、取付仕口のない各張出しの桁・土台を金物で繋ぐ



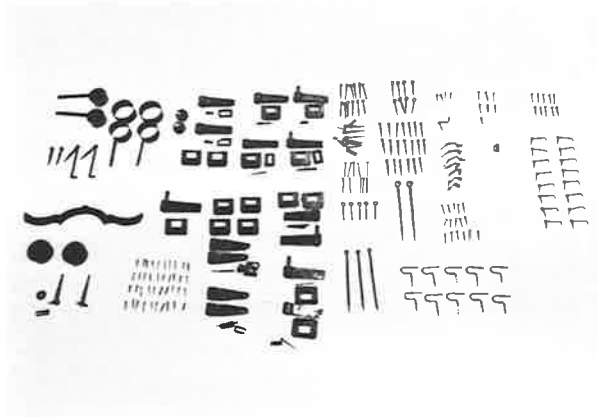
400. 柱の根継状況



403. 輪蔵心柱の軸受取付状況
軸受は小屋内に保管されていた古材を再利用した



402. 構造補強状況



405. 建具金物の補修、補足完了



404. 輪蔵心柱の軸受取付詳細
残存する仕口及び釘痕跡に倣い、取り付けた



407. 本体屋根 土居葺状況
修理前に倣い、手割の木端板を使用した



406. 新調した棧唐戸掛金具
棧唐戸の痕跡及び、経蔵内の十二代厨子の金物等を参考に新調した



409. 谷銅板取付状況



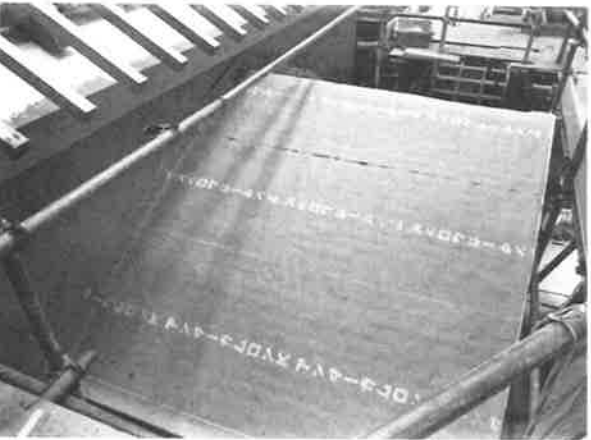
408. 置屋根 土居葺状況
機械割の木端板を使用した



411. 宝珠取付状況



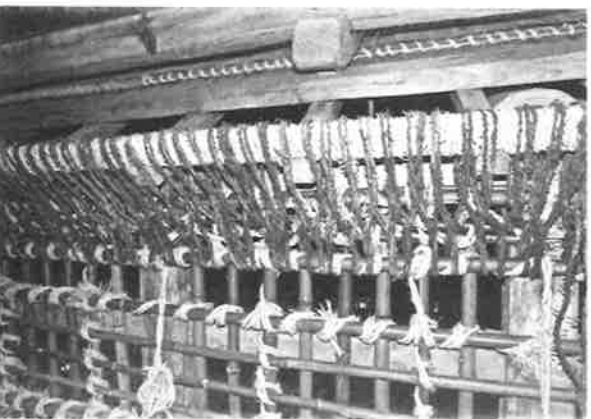
410. 棧瓦施工状況
棧瓦は全て昭和52年頃修理時の新しいもので、軒棧瓦は新調し、その他の健全な瓦は極力再利用した



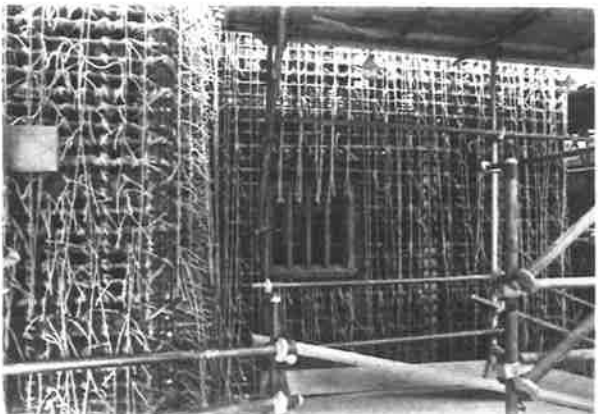
413. 向拝屋根防水シート施工状況



412. 露盤宝珠 施工完了



415. 炭縄の再用状況
軒廻りなど、大壁の要所に炭縄を使用していた。解体時に丁寧に取外し、軒廻りに一部再利用した。不足分は棕櫚縄で代用した



414. 外壁(大壁)小舞搔施工状況
(主体部・北面張出し)

経蔵 組立 (左官工事)



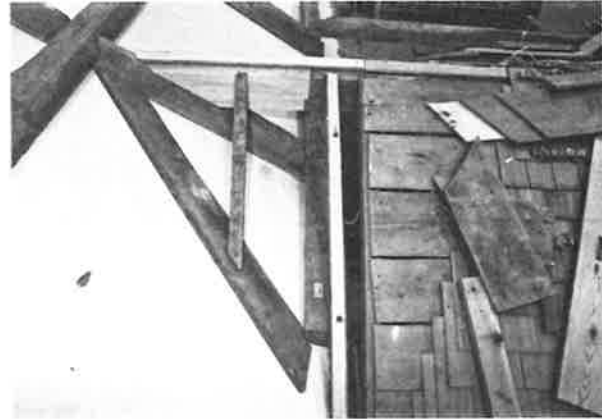
417. 本体屋根 漆喰塗状況(主体部・西面張出し)



416. 本体屋根 中塗状況 (主体部・西面張出し)



419. 構造補強壁施工状況
外壁(大壁)と内壁(真壁)の間を土で充填し、
壁の一体化を図る



418. 主体部と北面張出しの接続部
修理前に倣い、主体部の本体屋根を納めてから
北面張出しの屋根を施工した



421. 露盤 鼠漆喰塗施工状況



420. 外壁 鼠漆喰塗施工状況



423. 土戸 鼠漆喰塗施工状況



422. 帯漆喰(鼠漆喰)施工状況



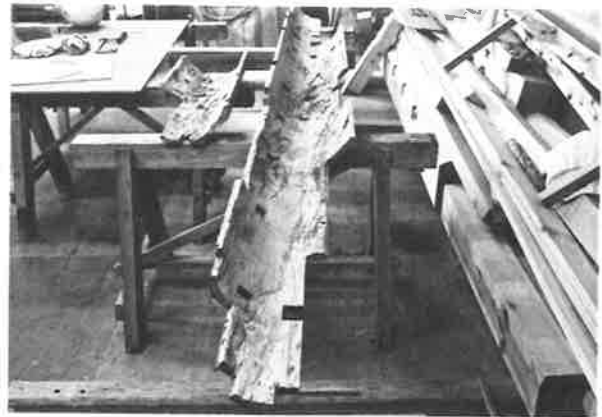
425. 輪蔵 心柱加工状況 1
輪蔵の心柱を二材に分断した



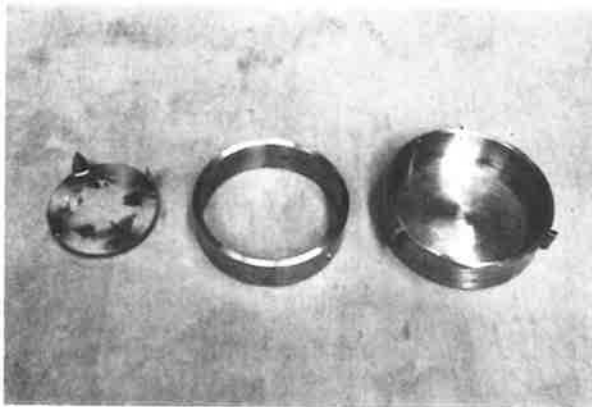
424. 経蔵 建具補修完了



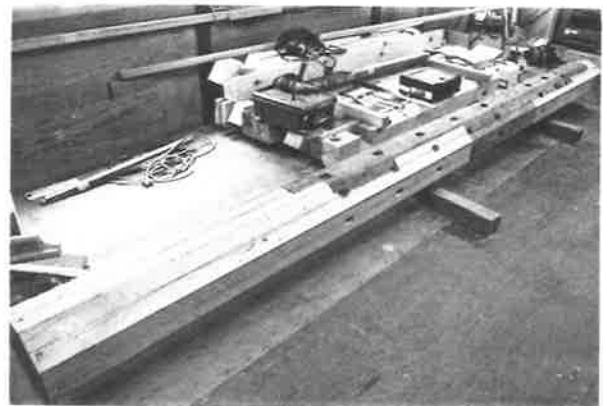
427. 輪蔵 心柱加工状況 3
新規の心柱を、残存した古材に合わせて加工した



426. 輪蔵 心柱加工状況 2
心柱の腐朽部分を取除き、一部の健全な表面のみ残した



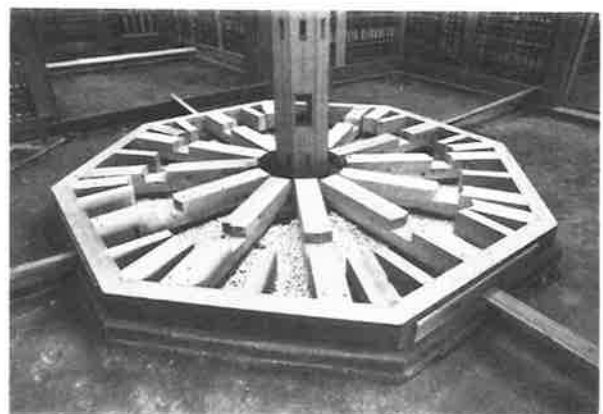
429. 新調した心柱下の軸金具
ステンレス製とした



428. 輪蔵 心柱加工状況 4
古材張り付けの状況。エポキシ樹脂系の接着剤を使用した

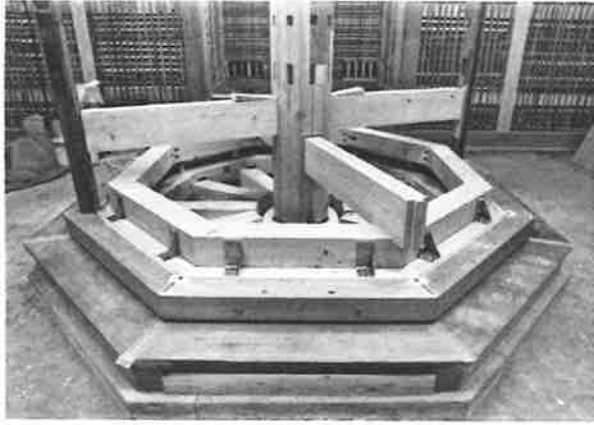


431. 心柱足元の土手 施工状況
修理前に做い、復旧した。土手内に油を充填させ、輪蔵の回転を滑らかにしたとみられる

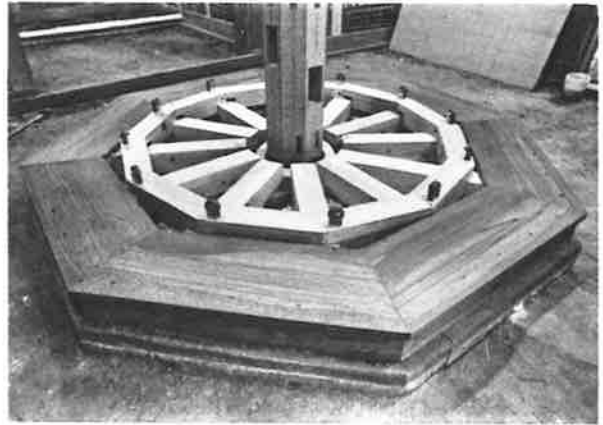


430. 輪蔵 台座床組状況

経蔵 組立 (輪蔵工事)



433. 輪蔵 土台施工状況



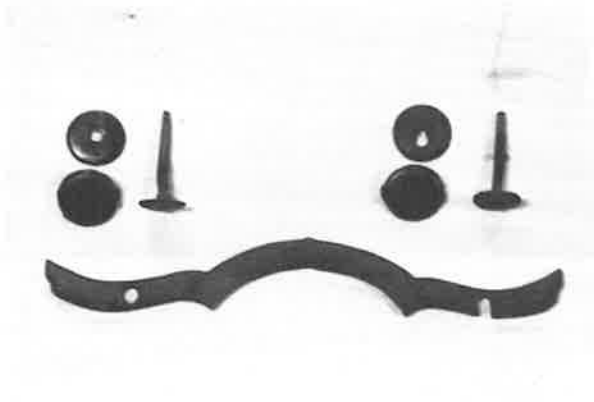
432. 輪蔵 補強材取付状況
補強材に取付けたベアリング重量戸車が、輪蔵の土台を受ける



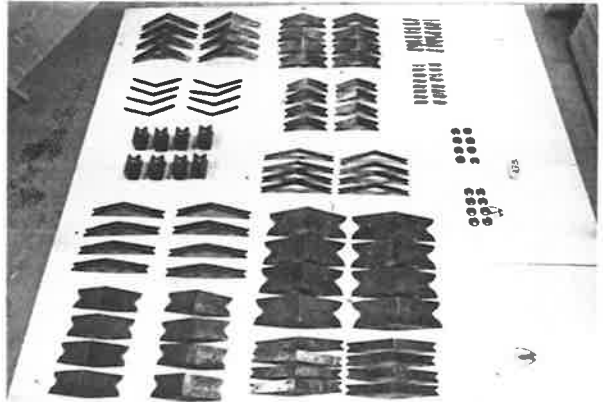
435. 輪蔵 拭漆施工状況



434. 輪蔵 上部の施工状況



437. 輪蔵 新調・補修した掛金具
掛金具は経蔵に置かれた十二代厨子の金物を参考に新調した



436. 輪蔵 鋳金具補修完了



439. 輪蔵 八天像施工完了 (正面梵天像)



438. 輪蔵 八天像剥落止め施工状況



441. 土壌処理状況



440. 輪蔵 建具番号札復旧状況
経典番号の書かれた和紙の札を補修のうえ貼り直した



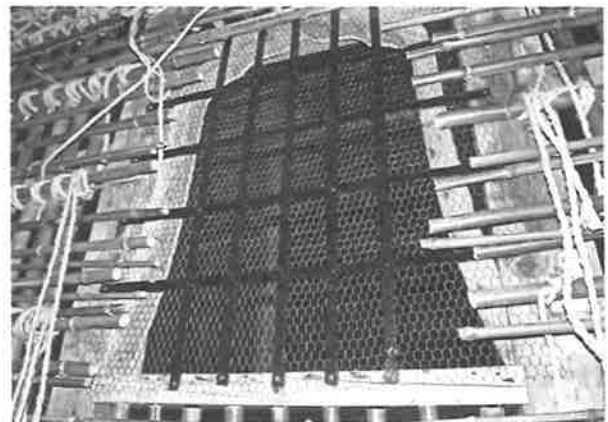
443. 絵様墨差完了



442. 外壁撥水処理状況



445. 木部クリーニング状況



444. 火頭窓金網復旧状況
金網は、火頭枠と格子の間に取付けられる



447. 輪蔵 八天像保護柵設置状況



446. 電気設備設置状況

経蔵 調査 (破損状況)



449. 主体部北西隅の破損状況
壁が崩落寸前で、仮設材で押さえている



448. 向拝 軒の破損状況
雨水の侵入により、桁まで腐朽が進行している



451. 内部 主体部北西隅の破損状況
隅部からの雨水及び蟻害により、壁にクラックが発生し、付鴨居が外れている



450. 北面張出し礎石及び北面石垣の破損状況
北面張出し下の造成地盤が北方向に沈下している



453. 梁の破損状況
中央部で折損していたが、直下の輪蔵心柱が梁を受けて建物の崩壊を免れていた



452. 本体屋根 北西隅部の破損状況
主体部北西隅部及び西面張出との取合い部分が、雨水の浸入により腐朽し、穴が開いている



455. 輪蔵内部の状況
地下からの湿気及び蟻害により心柱が腐朽している



454. 越屋根内部の状況
受梁が腐朽し、欠損している



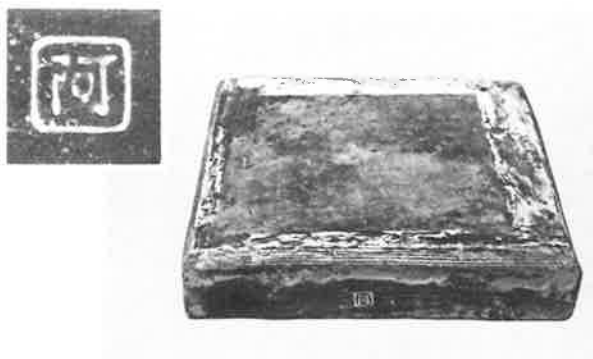
457. 四半敷瓦取外し状況
粒子の細かい土（中塗土）をぬり、その上にグリッド線を罫書きしていた



456. 四半敷目地漆喰 西面張出し
旧仕上げ面に漆喰を塗り重ねて補修をしており、主体部及び西面張出しは二回の補修が認められる。一方、北面張出しは補修痕はなく、当初とみられる



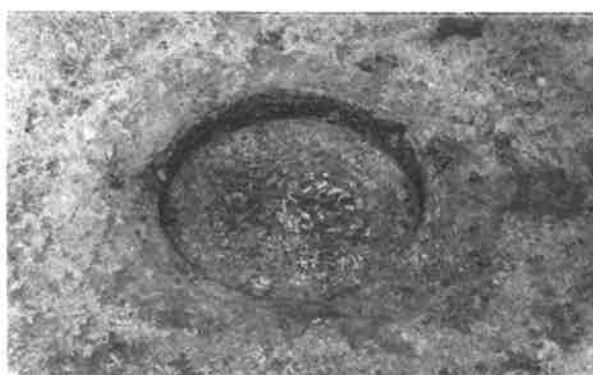
459. 輪蔵基礎の状況
台座基礎の根入れはほとんどないが、心柱礎石は造成地盤面をやや掘り込んで、栗石を敷いた上に据えていた



458. 北面張出しの四半敷瓦
北面張出しの四半敷瓦には「阿」の刻印があり、主体部の四半敷瓦に比べて厚く、天端角に面取と櫛引き線を施している



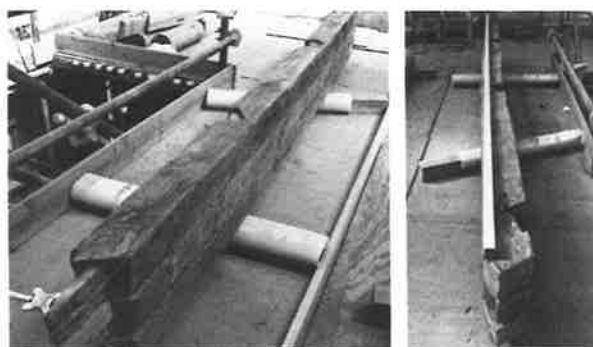
461. 主体部本体屋根 土居葺の状況
木端板はマツ材としていた



460. 輪蔵心柱礎石の中心部（鉄金具撤去状況）
円形の掘り込み周囲に三箇所の際が認められる



463. 向拝壁付柱向拝柱天端の大斗圧痕状況
調査の結果、九尺の柱間に対し、桁上は九尺一寸であった。圧痕をみると柱真から五分外に寄って納まっており、他に痕跡がみられないため、当初の仕事である



462. 主体部登梁
主体部の本体屋根は置屋根で隠れるが、塗籠屋根面に屋弛みがある。屋根面に接する登梁下端に弛みがとられ、三本全て曲率が同じため意図的な仕事とみられる



465. 北面張出しから主体部との取合いを見る
西面張出しに対し、北面張出しは主体部の本体
屋根上へのせかけて小屋組をつくる



464. 西面張出しから主体部との取合いを見る
主体部の本体屋根を削り抜き、梁や隅木を付加
して小屋組を一体化させている



467. 西面張出し 棚下の床痕跡
根太の仕口及び使用釘が残り、床が張られてい
た時期がある



鼠漆喰

466. 主体部火頭窓 漆喰修理痕跡の状況
外部漆喰塗は現状含めて3期残存し、2回目の
漆喰のみ鼠漆喰である。一方、格子内側は2期
残存するが、鼠漆喰の層はない



469. 同右解体後の状況
格子を埋めた土は内側から詰められている



468. 西面張出しの南面換気口（修理前）
壁が崩落し、開口規模を縮小した痕跡があるが、
内部真壁の施工前に取り止めたと思われる



471. 輪蔵細部 銕金具（長押）



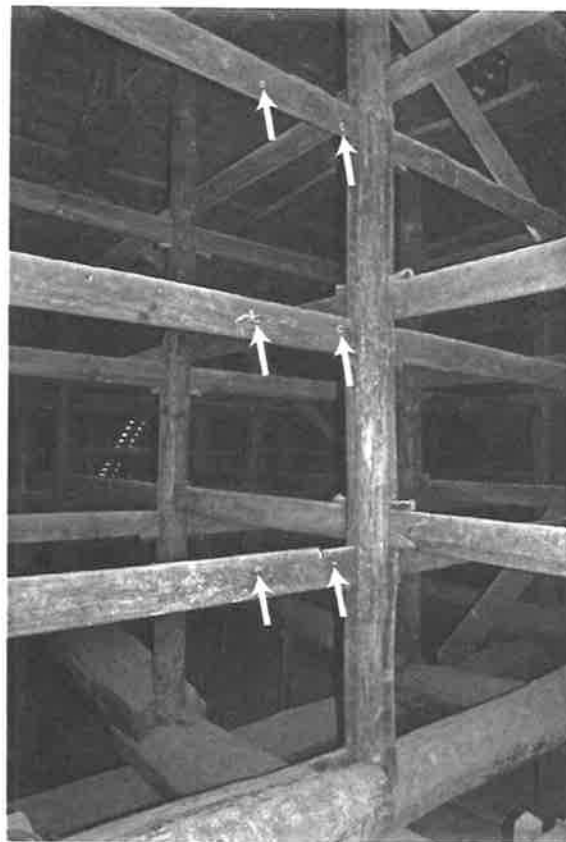
470. 輪蔵細部 中備蔀股



472. (表面)棟札は庫裏脇の土蔵に保管されていた



473. (裏面)貫のあたり痕跡と釘跡がある



474. 本堂小屋組棟札が取り付けられていた釘痕跡がある

(表面上部)

延享四丁卯春二月有龍椿山大照禪院再興之命則定創建之司掌幹事及吏役等時因政即儉以其用不足故同五戊辰年有令天樹禪刹
 移転此地於將來又就于郭内之旧趾新建一寺可分一成二之命同年六月二十又五日發土木之役秋八月初五日資始斧斤之事凡歷兩歲至于寛延三庚午年落成同
 冬十一月初七日大小之役吏退散也方丈影堂寶送閣七德殿守玄閣小庫司倉庫三字殿堂之廡廊寮舍若干間者鼎新焉選仏場者增其間設聖僧之壇及安禪之牀也
 香積厨大禪 蒼龍窟者 軒發礎已揚明軒 演雅室者 軒加修飾矣堂宇凡十四也乃誌其本末并銘曰

(表面下部)

自寛延三年六月十五日至修造落成日
 同 益田越中藤原元亮
 閩国執政 益田河内藤原元方

建寺度僧 再興万年鴻基 成功銘板錄 何休祀祖 永則五帝朴直 良謀胎子孫
 大檀越 阿保親王四十代毛利棟梁松平申族防長 州太守四品拾遺補關兼大膳大夫大江朝臣 宗廣公
 祖道金湯 振起宗風於已墜 邦家砥柱 祝延壽域於無窮
 大宋徑山仏鑑十八代遠孫天樹第七世兼大照前禪興 衡州叟慈權
 寛延三庚午年冬十一月初七日

(裏面)

從修造資始日至了畢中間關山僧員

- 道樹院 悦叟宗茂清正院 郊外慈丘高月院 賢叟宗賢
- 慧聡首座 慧宣蔵司 慧章蔵司 祖立蔵司 令佐蔵司 慧爾蔵司 慧隣蔵司
- 師音蔵司 文器蔵司 正固蔵司 祖且蔵司 祖且蔵司 正勃蔵司 宗測蔵司
- 慧台蔵司 慧禪侍者 宗貞侍者 慧隨侍者 祖礼侍者 正楷侍者 宗泐蔵司
- 祖周蔵司 宗印侍者 慧紹侍者 宗文侍者 宗文侍者 宗泐蔵司
- 家老 兩寺檢校 服部八郎右衛門
- 藤田新佐衛門

注記

◎益田元方は寛延三年六月十四日まで萩藩当職の役職についていた。
 ◎裏面一行目

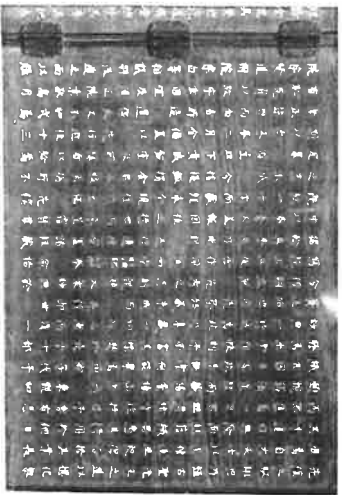
「一」(チヨク) 止まる意味

※「般」は、棟札では「うかんむり」の下に「ハ」が付く。
 修造開始から終わりまでの間、関わった寺内の僧侶たちを掲げた。

- 棟梁 小工 木挽棟梁 近藤彦兵衛
- 筆者 山田猪右衛門 藤原 正純
- 修造方 首野武右衛門 藤原 長幸
- 米銀方 斎藤吉右衛門 藤原 直尚
- 棟梁 小沢半右衛門 勝房
- 小工 村上又右衛門 文伯
- 木挽棟梁 近藤彦兵衛 政永
- 創建奉行 □羽衛士大江通孝 多々良弘昌
- 修造幹事 宇野与一右衛門 藤原 正純
- 検使 藤井七左衛門 藤原 豊後
- 筆者 山田猪右衛門 藤原 長幸
- 修造方 首野武右衛門 藤原 直尚
- 米銀方 斎藤吉右衛門 藤原 直尚
- 棟梁 小沢半右衛門 勝房
- 小工 村上又右衛門 文伯
- 木挽棟梁 近藤彦兵衛 政永



475. 五曲板碑 六代遺像台座内



476. 五曲板碑 冒頭部詳細

(一) 先侯之馭邦也乃講古聖先生之道以德化黎庶焉自大夫士以至僧道巫祝件各修其業長其才道曰興隆而經構機悉具得川於他日而無匪焉一日召臨濟瑱寺住持曰予嘗有志願親寫法華經而感諸靈椿山然而東觀如織在國日寡政事朕寧何能果焉煩卿等代予騰焉卒業作帳明子亦昔其標題於堦乎十讚妙典一時成焉此乃集感一切經之刪而覆... 今侯嗣立雖先考之志躬親遐大秉妙典於寫經上且促管作圓宜西堂... 命君親輪與事耶乃彫刻先侯遺像安置諸經藏中以奉香火蓋報國極之德也而來皇靈替革匪經一十年而藏終未全現住宗玄傷先侯之志不成今侯復幀捐金若干購寫猶所不足募... 第主以下實感聖室及所緣者以給焉期以癸未春二月全備畫以先侯運後十三年正諱也而向者所造遺像衣文不如式焉院宗賢道樹院宗白等相議別改造之而以購

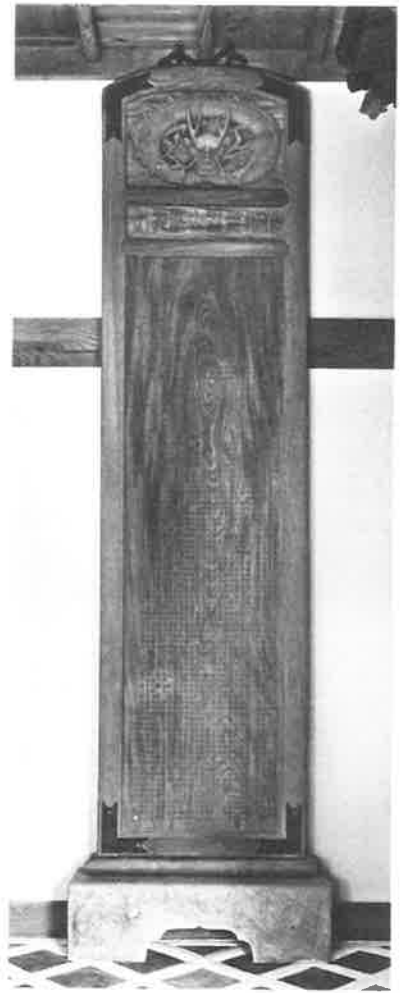
(二) 餘金充其費也完道嚴慈統其事其他多先侯呢臣及巧影鏤繪而相共子乘不用匠人而不日成焉今茲春二月衆僧供養之依親詣寺料馬復捐少積金聚室於終藏後安置遺像也今記其改造之出且左具所造人員姓名

非上武兵衛親明
性巧而繪圖影鏤極其妙先侯履賜願時今既致仕然而造像之巧乎而有力
秋村十藏 知久
自幼近侍先侯至即凡二十有餘年深被親昵從難斷臂為人巧而好彫鏤以故監造像之事且其變力作之
松村又右衛門知之
性巧而所作繪圖影刻物像器甞皆妙詣焉以故予知久等俱專執造像之事
高原傳右衛門政...
先侯之儼也多年積功擢為七日為人巧以故造像之事

(五)

雜賀半十郎範相
山口右衛門啟盛
山崎十藏 時真
四人皆性巧影鏤愈堪八風以獻焉
德田幸助 良方
橫山平七 昌相
二人共知 皇朝諸官班次衣冠法故因議造像衣文
巧叫故作造像之繪
工人
村上右衛門勝房
造爺工師
河治權兵衛久次
岡本佐右衛門方高
二人鍍金匠
吉村平左衛門正幸
鑿工
中尾甚右衛門貞愛
義裁匠
河野右内 敬義
先侯乳母子自幼陪侍賜優祿頗異于他突從非斷臂與知久俱監造像
服部半七 光茂
倉增平八 正品
服氏管作奉行益氏管作主事以故助辨造像材具及匠人等事
先侯時為親衛隊書記以故輔繼統完道嚴慶桂元冬管輦諸事
岩佐又右衛門幸正
山中清右衛門春久
二人先侯時内小臣也從難斷臂以故口語遣 像場助辨諸事
榎村九右衛門宗常
中村判平 茂好
二人先侯之儼他多年累功擢為十從難斷臂以故會計造像經費
藤井九兵衛光清
山本新左衛門惟充
小野佐左衛門正尚
藤崎九郎左衛門雄之
難波庄次郎常之
宇野伊右衛門清春
六人共 先侯之儼也以彼功擢為十從難斷臂以故監造 像場日夜輪番
藤田孫左衛門元亮
熊谷帶刀 元貞
先朝歷親衛長而作老臣共乘國柄最見親遇以故予知造像謀議
先朝歷親衛長而作老臣共乘國柄最見親遇
空道外記 廣慶
桂三郎左衛門冬
先侯即世時為親衛長廣慶陪侍日尚矣從難斷臂兵贈造像總統之任
室麻上一 年辛巳仲夏
長瀨明倫館祭酒山根善子瀧謙撰

(四)



477. 經藏板碑
「重修靈椿山經藏記」表面

(表面)
 寶曆乙亥歲靈椿山經藏重修成矣蓋其成則 先侯之志願也始延享丁卯 諸廟災經藏俱焚 先侯患之嘗作 諸廟而經藏尚未備一日召臨濟坊寺住持曰夫經藏者不獨為積民耳善誘善導有補於世者也 予欲親書法華經而藏諸靈椿山然
 東觀如織在因日寡政事缺掌何能果焉願卿等代 予勞筆斯已作缺則 予題書焉於是乎十部珍典一時成焉所謂九層之台起於累土一切經藏自此而集矣然經藏未成而 先侯即世 今侯嗣立繼 先侯之志 躬親題書大乘妙典於寫經上且
 促經藏作本林西堂奉 命拈指輪奐竣事矣 廟之西南兀兀之地隆然負重閣十二步者乃經藏也而即 先侯之遺像於其中而安置焉朝服冠纓正位儼然日夜以奉香火迺報國極之德也 侯親詣寺拜焉後又築室於經藏後 遺像移于此益彰
 其跡也然經藏未全後住支聖元傷 先侯之志不成請諸官 今侯捐金若干購焉且募 翁主以及所緣者以給焉而安未二月全備蓋以 先侯逝後十三年正忌也是歲安永乙未逝後二十五年正忌近侍諸臣不填遺器相與謀而欲
 作經藏記且贊功德敘行事語千歲矣應求聖言謝老病不敏不可辭亦以嘗侍講因勉謹書其概略副諸左云
 伏惟 平城天皇苗裔故防長二州主大膳大夫從四位下行侍從大江朝臣宗公侯享保二年丁酉七月六日誕生於長州萩 泰恒侯鍾愛之舉賜小字 百合助君別稱 佐沢氏 君生而美如珠玉五歲而眉目如畫髮髮如漆瞻慧敏速而猛也
 人仰而相之曰是此 兒君有奇骨若非龍駒則之鳳雛非庸人也人望而畏之如十歲以上人也是歲 泰恒侯速職在東都乃顧左右召史曹主事乃美與諡曰 德世昔慶長四年 大照侯行年五齡着袴之時 神相使柳原式部大輔賜長袴而着之
 是袴也其後 泰恒侯 壽德侯着袴之時亦用此長袴 左門着袴之時亦如之今改例使汝祇長袴十一月六日 君始着袴十二月二十四日 泰恒侯使 君稱賜氏 松平改小字稱 大膳賜長刀使
 侍衛臣毛利政澄奉其 旨歸至使親衛柳原板本元久行其事 德元 君使侍衛臣秋村知久為謝恩使者至東都拜 命十四年己酉正月十八日 君十五歲歲十始着親衛柳原志道公幸司其事公幸偶產穢使與代之 德元 三月二十五日始着
 朝束都五月朔日新橋邸掩留八月十五日始 朝 德嗣 信朝賜拜禮也十二月二十四日 德嗣有 命命許嫁松平兵部大輔宗矩君妹翁玉十五年庚戌十二月二十八日 朝叙 從四位下賜 諱字改 宗公稱
 大膳大夫賜刀一口十六年辛亥九月十三日 先侯見君乃還旅櫛于國喪服周次綉縵累月以足視其行十月二十三日有 命命嗣立十一月十五日為拜禮 朝十八日去幼服十九日始賜雁十二月二十三日 侍從十七年壬子正月七日
 為拜禮 朝二十五日去題髮四月十六日有 命命就國十八日為拜禮 朝十八年癸丑七月二十七日始賜雲雀十九年甲寅五月二十八日在國患痘此日發熱病革而頓愈二十年乙卯二月二十三日以依賜鶴于國元文三年戊午正月十
 八日行婚姻之禮五年庚申二月二十一日 君夫人產 豐姬君三月七日 君夫人薨法諡 融芳院殿豐保二年壬戌四月二十二日發東都歸國道至日光山二十五日拜禮 神祖廟六月二十五日 豐姬君早薨行年僅三齡法諡 香善院殿
 八月野州刀林川口衍濫諸州居民漂溺道阻相幫 朝廷憫恤之使 侯與役修治焉蓋大役云乃得竣事而奉承其大役不亦皇天眷顧所及乎有司等因相與謀而勒碑於武州崎玉郡梵宮之祠以貽不朽也事詳世所行南郭集中九月十五日為
 邦城巡行發勅勞勞孝梯力田者恤無告民延享二年乙丑二月七日以依賜鶴于國是歲 信朝繼統越三年丙寅十月十二日依例賜弟土符冊是歲 侯在國是故 豐浦侯代拜賜禮也 今侯四年丁卯二月十四日夜大照院災十七日行有司等議
 擬重建之事以年儉而用不足雖宿老不肯置對 侯曰夫 廟 先祖形貌所在所以藏 主者而今亡矣 神無所依抱也謂之何乃以英明之資知遠獨斷之經之營之改構棟宇潤色丹青四年而告成堂宇凡十四也於是頻繁以時薦焉蓋嘗郭內有
 天樹院而災板移之南山議重修而不果 侯又假併諸大照院而改大照院蓋 天樹公也 今侯又建寺於郭內旧址稱天樹院於是乎各復舊名矣復舊之事則蓋有故云且城正門之外偶天雨則僕從等雨立苦寒車馬衣服如洗濯 侯哀
 之有慮會數百間庇其下僕從等得幸休居又遊獵田野則 命獵者莫踏田疇是以雖田夫野老猶能思慕感賦之間云又設齋館於校門以使民相告許是皆為民可慨知矣但如政事非臣等所得知姑闕而不載焉耳五年戊辰朝鮮聘使館于西園例使
 有司供役寬延二年己巳正月二日以依賜鶴于國四年辛未二月四日不幸短命而薨國春秋三十有五葬于大照院 先榮之次法諡 親光院殿天倫常次大居士嗚呼哀哉天不弔遺此百變百姓如喪考妣邦城遠密臨終猶不離親近侍臣莫知
 之者乃依例問遺策于金際之匠中迎 今侯于豐浦邸南面摩天命以揆百事莫不時序中婦心黎庶憂如是非 侯有先賢之明矣 今侯是授國家哉有是父有是子斯之謂也 侯之母之人京產良家森惟元女受戒法號 永昌院殿產三
 子長 寧姬君嫁毛利水正師就君次 侯次 鏡姬君早薨 侯側室京產清華家老臣上田秋成之女受戒法號 實相院殿產二女子長 誠姬君 後稱 延享四年丁卯十一月十一日誕生至 今侯名子將娶 故世子民部大輔重直君 重直君早
 薨後嫁松平肥後守容經君明和七年庚寅六月十一日早薨行年二十四法諡 光勝院殿次 百合姬君寬延四年辛未閏六月三日誕生室唐六年丙子二月十七日早薨行年僅六齡法諡 常春院殿 侯為人樞樞秀偉目射人性深阻而有若城
 府而能寬綽而容納始則聰明英斷閉善若慈疾惡若讎中則矜名於天下其 朝廷威儀堂堂稱人法坐之中皆注目取則終則居恒使長文學者及諸生等陪設會席議論先賢之書道既通而後至易稱休仁足以長人之章未嘗不厭卷而嘆矣或
 召軍士講武或與 躬親吹笙或彈琴與侍臣及學中習樂者古云移風易俗善於樂安上治民莫善於人法坐之 侯乃躬親先之故風正俗美文藝武技成其器者濟濟乎與為民父母勤勞國家濫焉捐俸嗚呼哀哉選矣哉 大江華胄世濟其美於今為
 盛是皆人人口碑無所損毀贊千歲之後未嘗不垂涕想見其為人矣是窺不朽之一斑也者歟贊曰 皇哉 遠祖 平城帝裔昭穆繁昌茲祿茲祭東帶儼然威儀繁育 祖宗之靈共安 新廟南面如在四方其胆魄軌德普景行跡嚴覆天之恩既
 足既審祥胤万年無殄無穢

安永四年乙未春二月

(參考文獻)
 『靈椿山日照院伽藍調查報告書』 佐藤正彦監修・萩市教育委員會編集 平成十三年十一月

長藩 明倫館祭酒 臣小倉美藤平謹撰(印)
 長藩 明倫館講官 臣草場安世周歲謹書(印)



479. 同右詳細 (下部)



478. 經藏板碑「重修靈椿山經藏記」
詳細 (彫刻部)



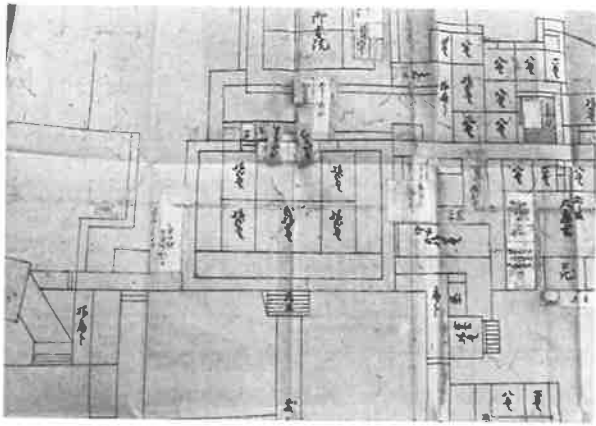
480. 同上詳細 (印鑑部)

長門城南靈椿山日照禪院經藏成矣蓋其成也 先侯之志也 今侯立繼其志重
 修竣事嗚呼罔極之功德哉後安置 先侯遺像於其中矣侍臣秋村十藏知久自
 先侯童卯之時近仕三十年能識其容貌因是特掌其事 先侯呢臣及彫鏤繪画者
 子来不用匠人而不日成焉衣裳簪纓儼然能肖是歲二十五年正忌近侍之士不堪
 追慕之情相与謀而欲作經藏記且贊叙功德及行事以伝不朽矣廼使明倫館祭酒
 小倉彦平実廉撰其概略而同館講官岬場周藏安世書焉今茲鏤于板以懸 遺像
 之傍是亦不用匠人而近侍所緣者預其事桂元冬乃美就景統統其事知久応与而
 有力彫刻之者岡部半左衛門正昭兒玉九郎右衛門遠敵秋村熊之允通純山田貞
 右衛門政松松村亦右衛門知之画工大樂探玄守允其他若侍臣所緣不勝枚舉矣
 現住天倪惠謙西堂也如年月日具盡板面故略焉云

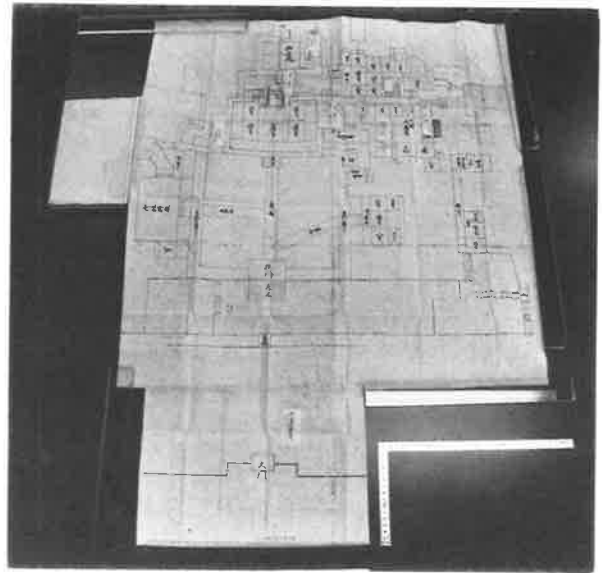
(裏面)



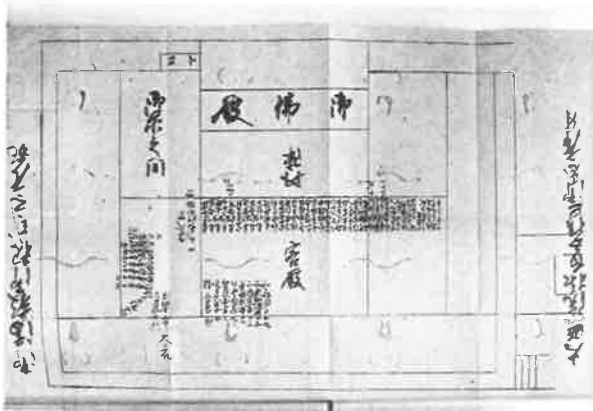
481. 板碑裏面 文字部分



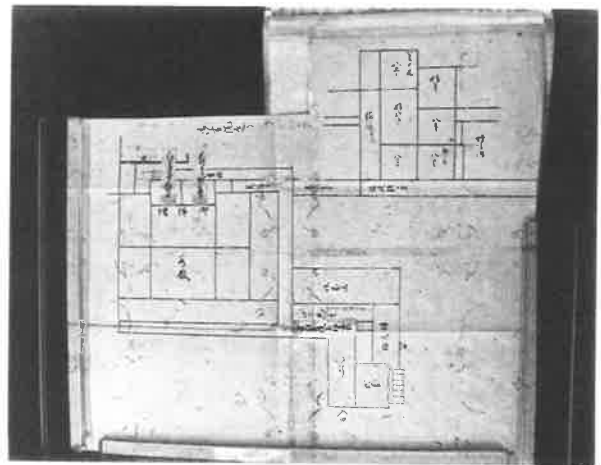
483. 同右詳細 本堂周辺



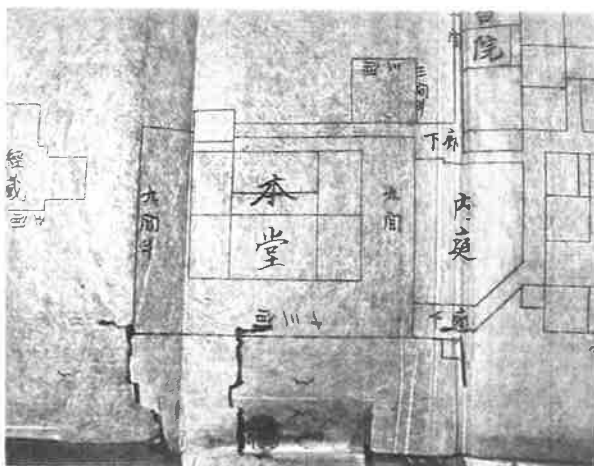
482. 観光院宗廣公殿御忌記録 御式拾五回忌 四十二 大照院御作善差図 但観光院様御式拾五廻忌御仕構差図 (山口県文書館所蔵 毛利家文庫46吉凶34 安永四年頃)



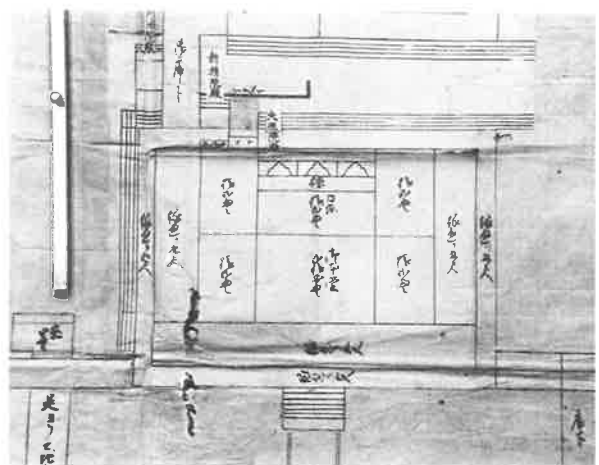
485. 大照院秀就公殿百五拾回御忌記録 大照院様百五拾回御忌席付 御満散御規式之座配 (山口県文書館所蔵 毛利家文庫46吉凶17-5)



484. 観光院宗廣公殿御忌記録 御式拾五回忌 四十二 (山口県文書館所蔵 毛利家文庫46吉凶34 安永四年頃) (番号) の補足図とみられる



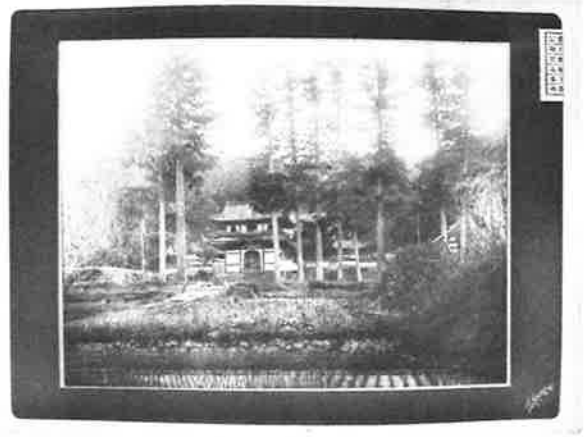
487. 古社寺取調書 阿武郡 瑞應寺建物実測之図 (山口県文書館所蔵 戦前A社寺131 明治二十八年頃) 本堂部分



486. 大照院差図 (萩博物館所蔵 歴73 寛政二年頃) 本堂部分



489. 同右拡大 本堂（本瓦葺）及び経蔵（棧瓦葺）が写る。鐘楼門上層は棧瓦葺としている



488. 古写真（山口県文書館所蔵 年代不詳）



491. 古写真（萩博物館所蔵 昭和中期頃）
本堂 北妻



490. 古写真（萩博物館所蔵 年代不詳）
鐘楼門上層が本瓦葺で、山口県文書館所蔵古写真より古い時代の撮影とみられる



493. 古写真（萩博物館所蔵 昭和中期頃）
本堂 西面濡縁の状況



492. 古写真（萩博物館所蔵 昭和中期頃）
本堂 北面



497. 南より見る
トコ解体中



496. 北より見る
付書院の障子が写る



495. 同右の詳細写真
トコの柱が写る



494. 南より見る
付書院が写る

494-497. 工事写真（平成四年 業者撮影）
本堂 トコ及び付書院撤去時



499. 本堂 扁額「方丈」（正面広縁、室中前）



498. 本堂 扁額「靈椿山」（正面外部）
脇には「明暦丙申年（明暦二年 1656）」とあり、前身建物に掲げられていたとみられる



501. 本堂 扁額「蒼龍窟」（下間奥の前）
「選佛場」扁額と同様、以前境内にあった建物に掲げられていたとみられる



500. 本堂 扁額「選佛場」（上間奥の前）
「寛延二辛未年」と境内再建時の年号があり、以前境内にあった建物に掲げられていたとみられる



503. 経蔵 扁額「不退転」（向拝部分）



502. 本堂 扁額「清素」（北面式台玄関内部）



505. 庫裏の章駄天前に供えられた花立（表裏）
北面張出し接続時のものとみられる

崇文院殿故中大夫大官
令羽林次將長防國主大
江齊廣公像



504. 十二代遺像の胎内銘板

史料 (本堂墨書)



507. 小屋束の番付状況 「△チノ九」
「△」は二重小屋の上段を指す符号とみられる



506. 柱足元の番付状況 「五拾四」



509. 力垂木 (地垂木) の番付 (上から「廿八後」
「廿八」「廿八前」、鼻先はいずれも「北輪」)
力垂木は二間毎に三本ずつ入れられる



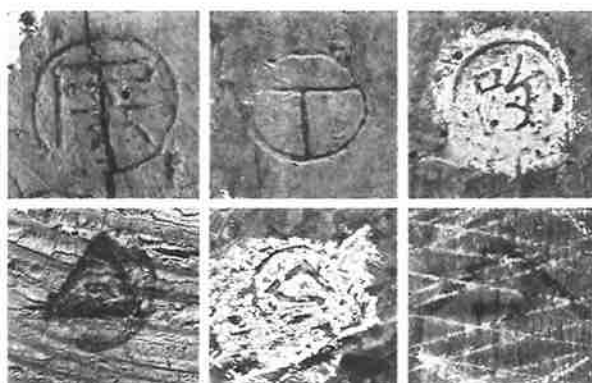
508. 受梁の墨書 (南妻 大瓶束頭繫を受ける梁)
梁間束割の中央部寸法が「三尺壹寸二分間」とあり、小屋束割りが「分」単位で計画されている



511. 茅負番付 (○内に「い」)
木負の「◇」に対して、茅負は「○」を使用している



510. 木負番付 (◇内に「い」)



513. 当初材の刻印
焼印の他、筆で書かれたものがみられる



512. 組物 斗各種
絵番付や組合わせ番付が用いられている



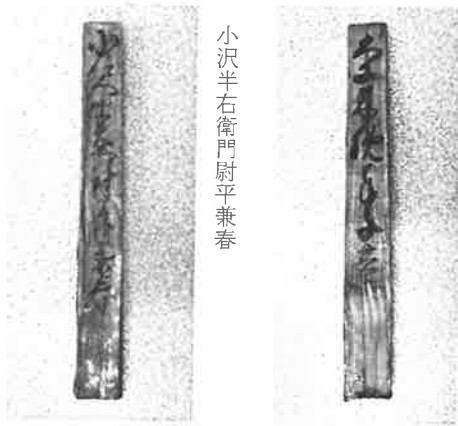
515. 仏龕下 後補間仕切の板戸
墨書

寛政十二年申ノ四月吉辰調
四枚之内
椿山客殿



514. 小屋束墨書 (落書)
小屋組中央の束にあり、屋根修理中に書かれたとみられる

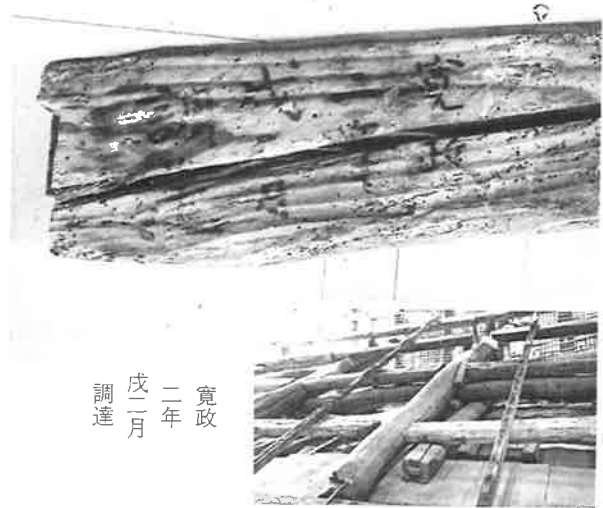
京東福寺清光院主席永希此処へ来
安永三年九月八日



517. 壁貫くさび墨書
当墨書は、棟札に名がある「小沢半右衛門 文伯」と同一人物か

小沢半右衛門尉平兼春

大工木挽手子共



寛政二年
二月
調達

転用材使用状況

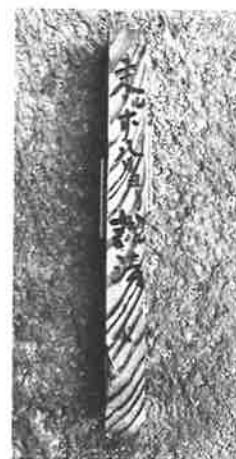
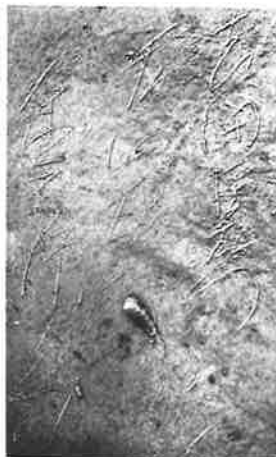
516. 転用材墨書
中古修理時に転用された母屋の補強材に書かれていた。回廊の部材か



吉田^が左衛門
藤正右衛門
金子源右衛門

拡大

519. 南妻の漆喰壁に残るヘラ書き
当初漆喰上に書かれる



来ル廿八日ヨリ説法

518. 天井板吸付棧 墨書
室中の天井板吸付棧に書かれる

史料 (本堂・経蔵墨書)



正□院高徒
 □□
 當時 知□寮
 右
 慶応三丁卯
 仲夏十八日
 新調之
 押板
 六枚之内
 蒼龍窟用

521. 書院渡り廊下 床板墨書
板一枚に書かれる



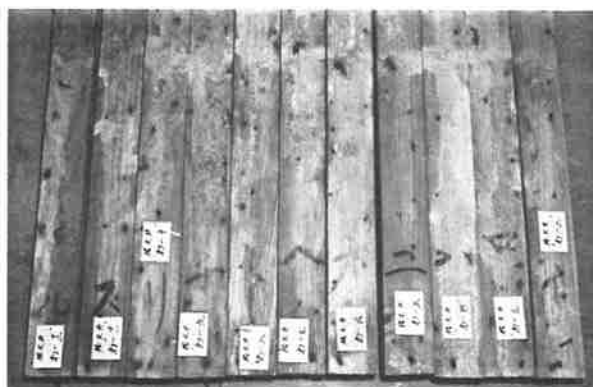
520. 本堂 北面式台玄関 建具墨書
「明治三庚年 仲夏 新調之」



523. 経蔵 母屋及び束の番付状況



522. 経蔵 主体部 軸部番付状況
柱、土台、貫に番付が打たれている (廿二)



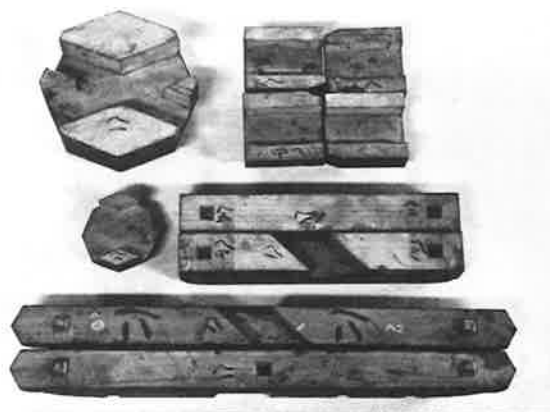
525. 経蔵 格天井格縁の番付



524. 経蔵 格天井格縁継手の合番付

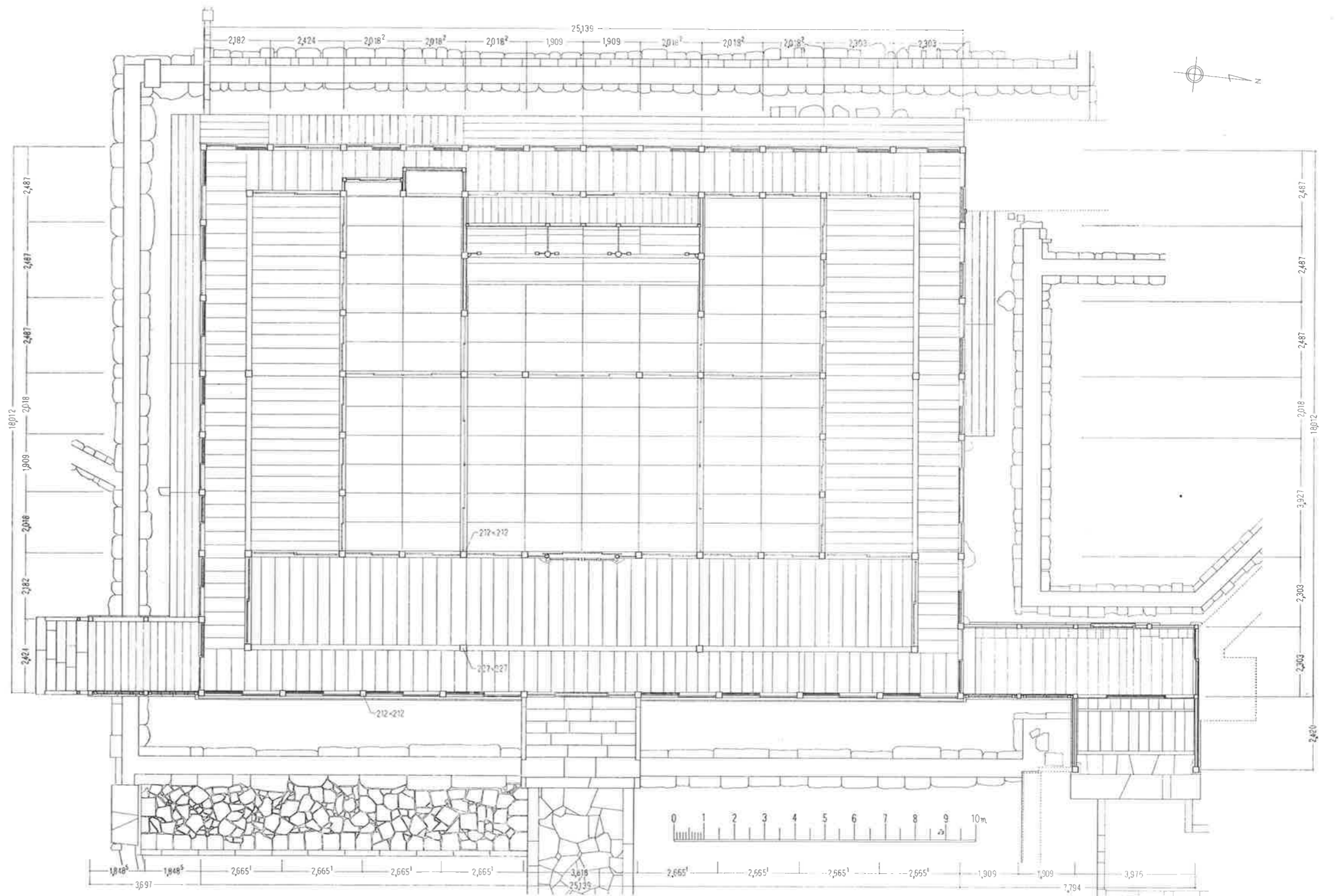


527. 輪蔵組物の番付
位置を示す番付の他、合番付が打たれる

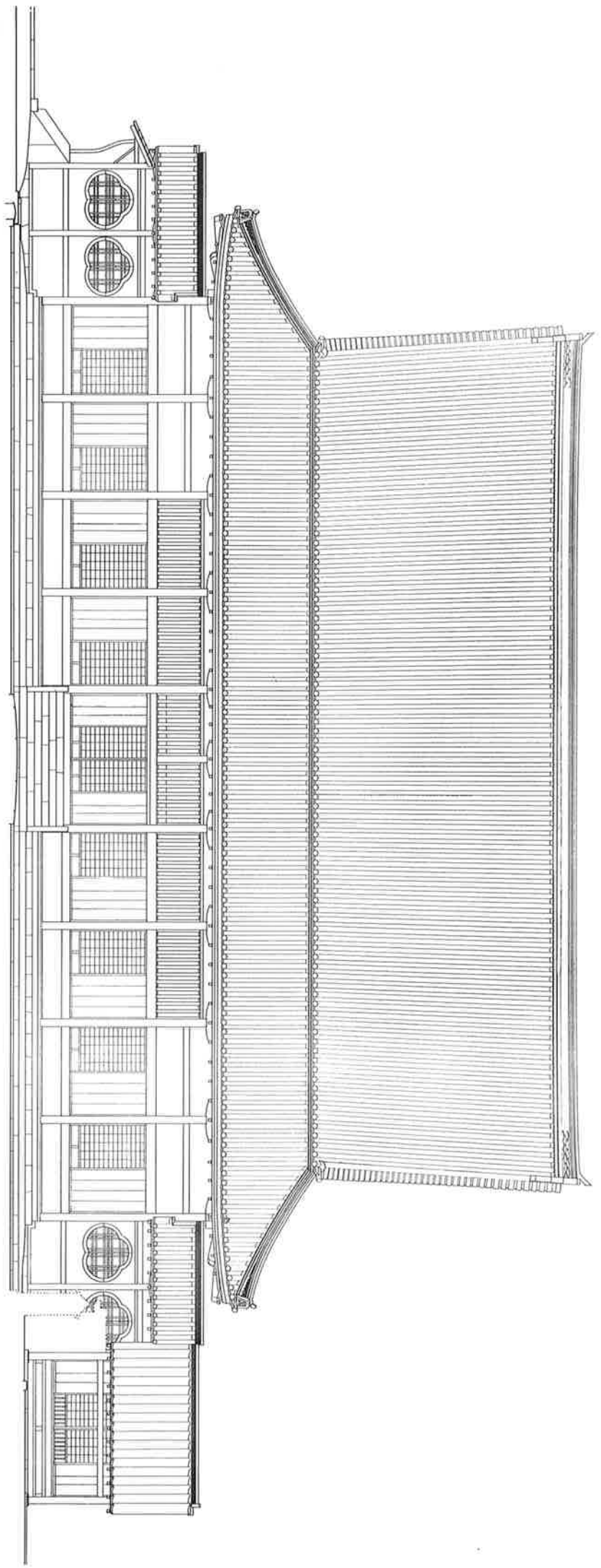


526. 輪蔵組物の番付
組物の配置を示す番付と、組物内での斗位置を示す番付が打たれる

圖 面



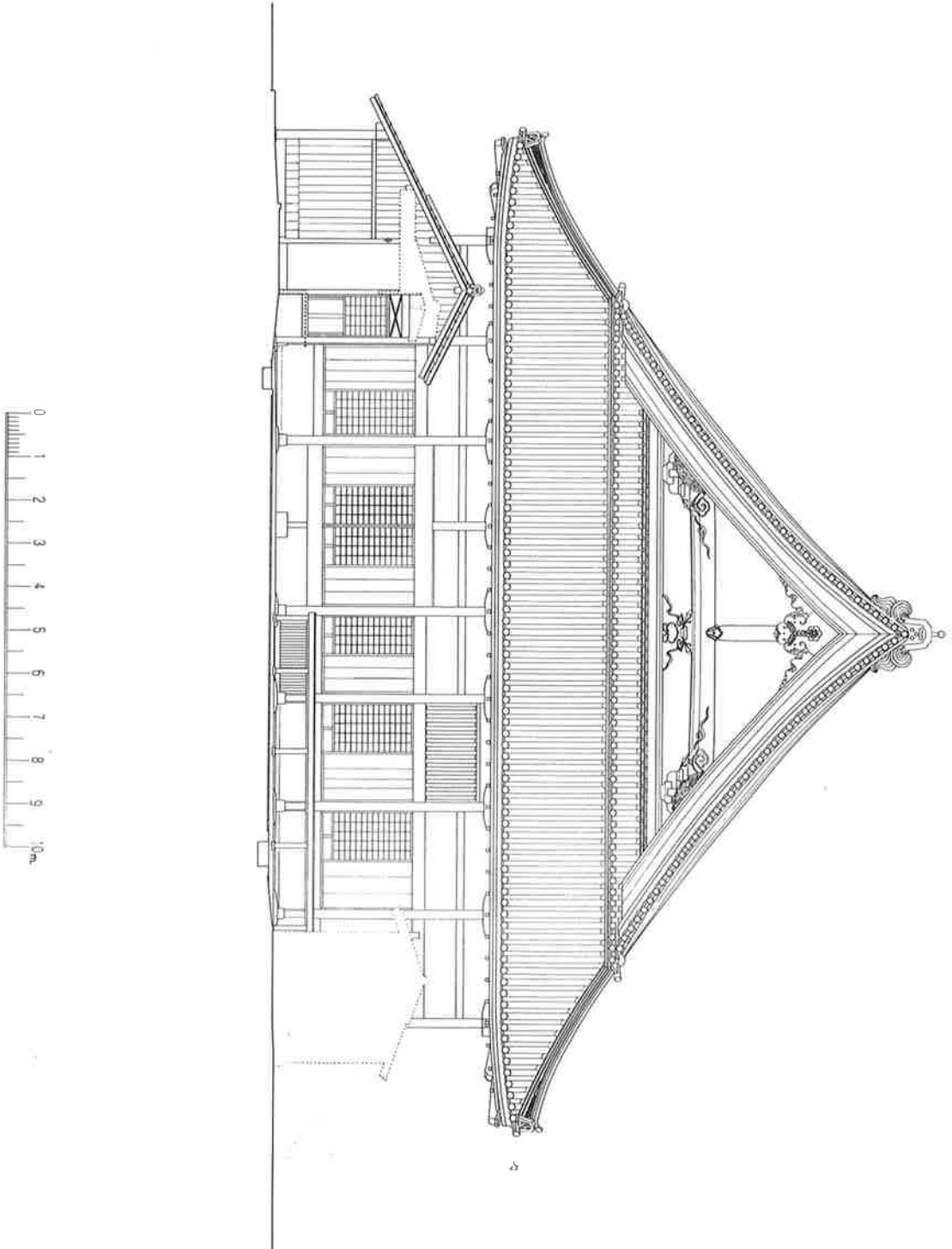
1 本堂 竣工 平面图



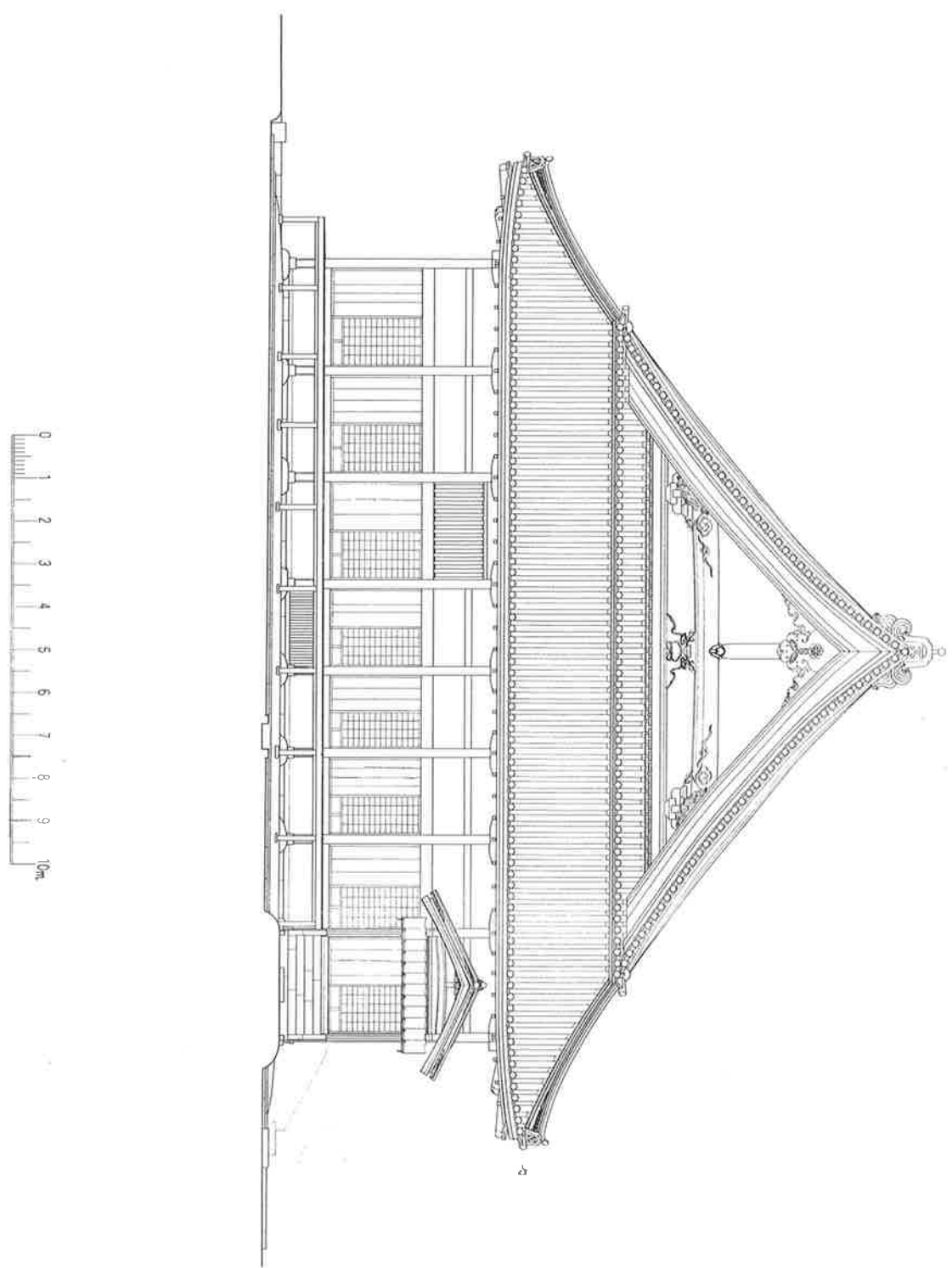
2 本堂 竣工 東正面図

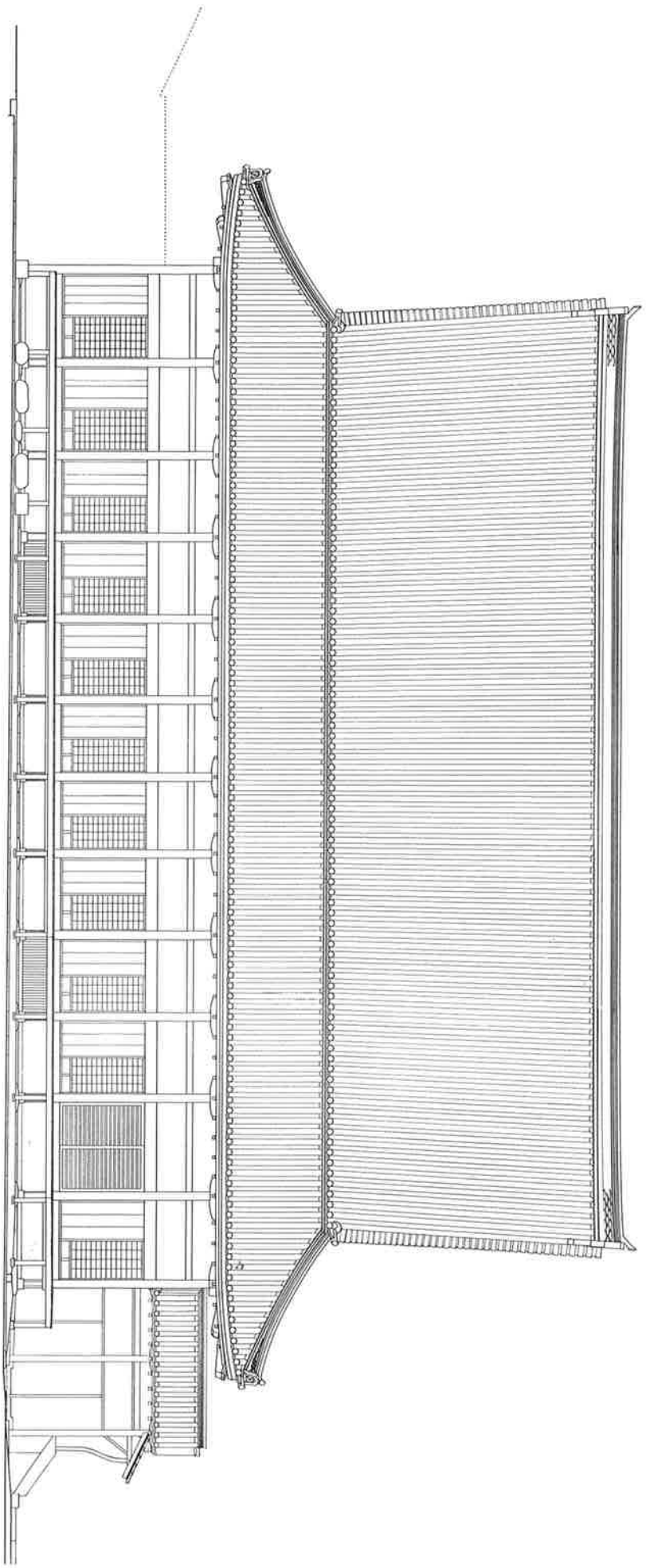


3 本堂 竣工 北側面図



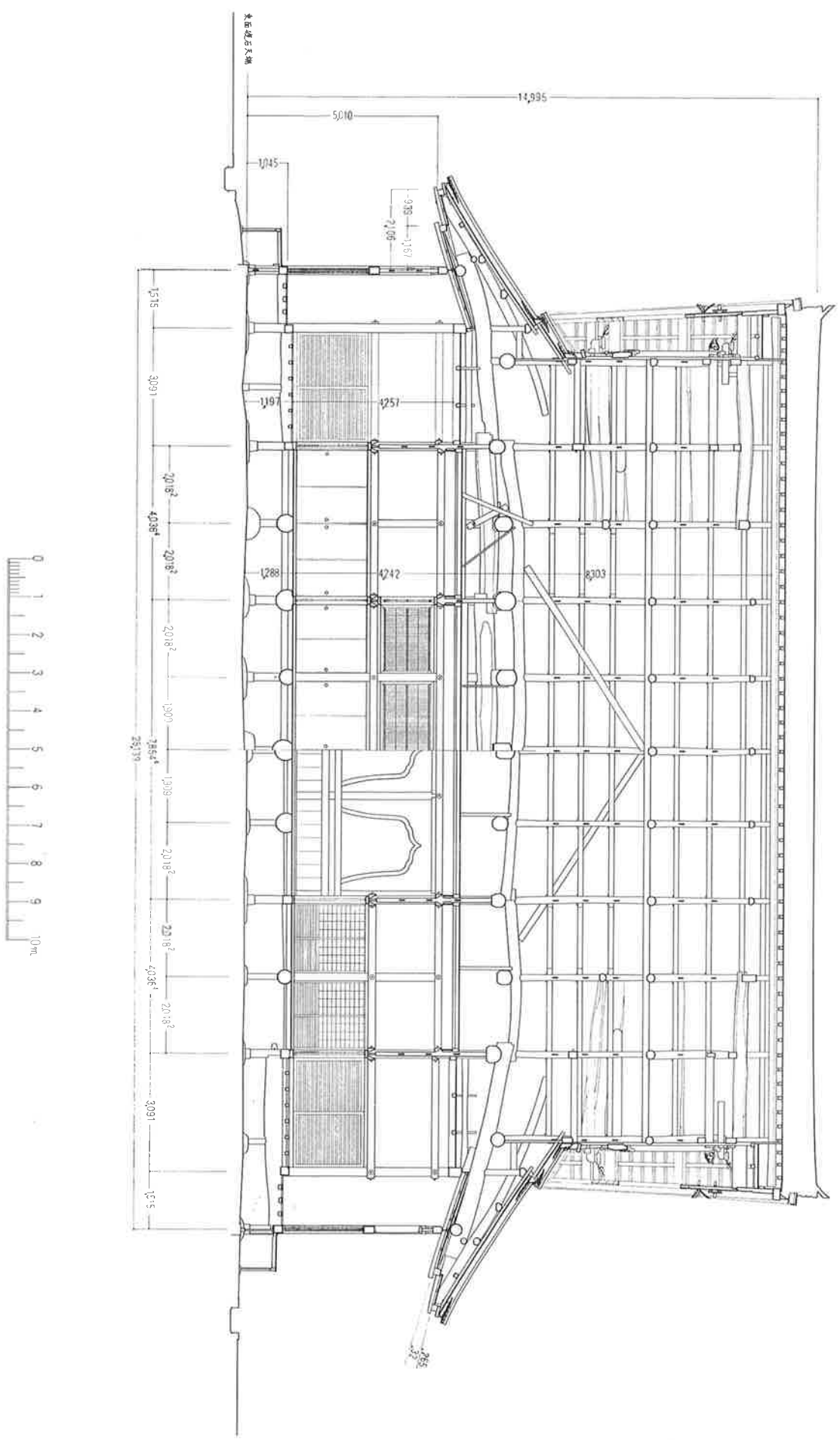
4 本堂 竣工 南侧面图



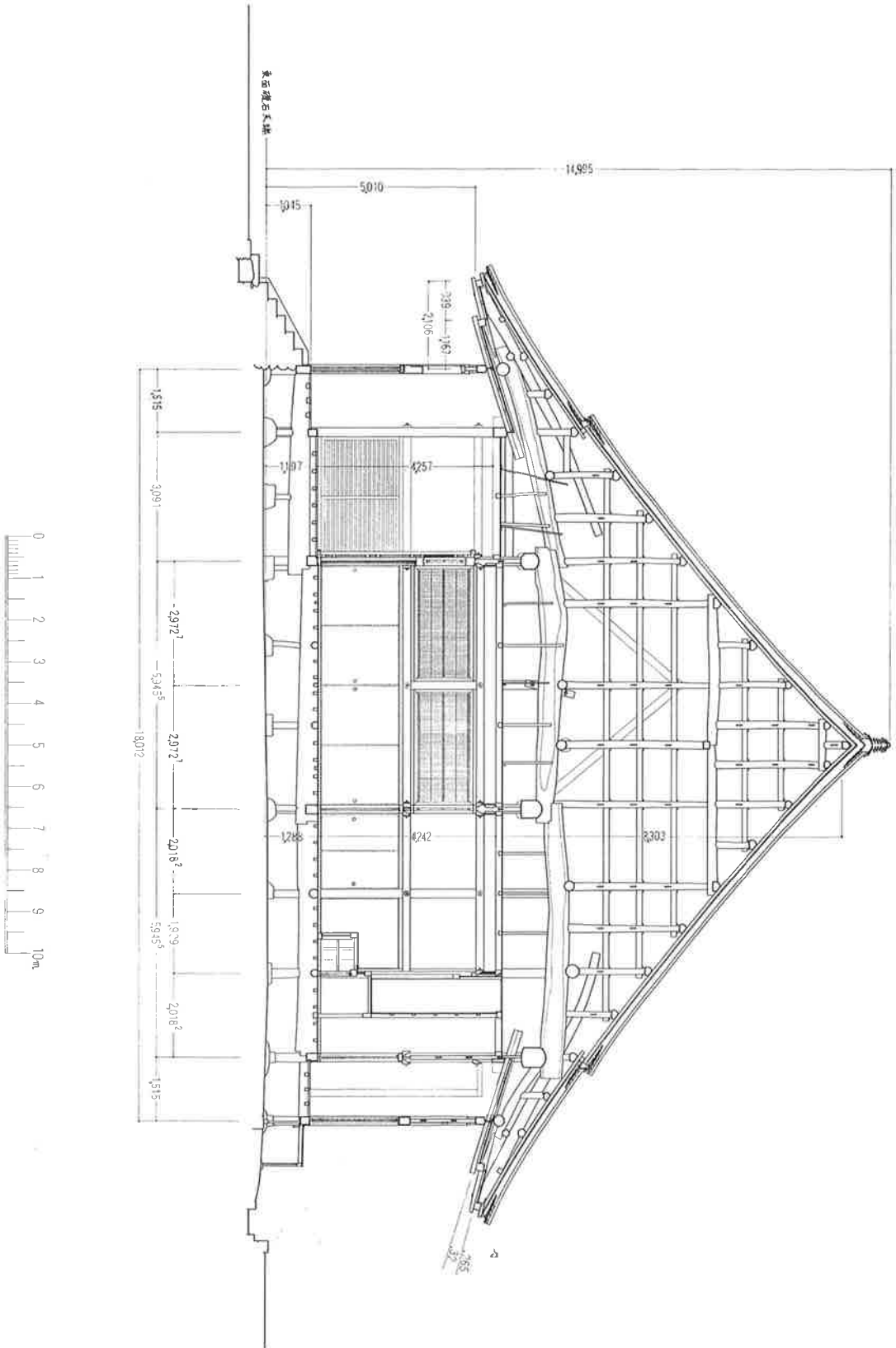


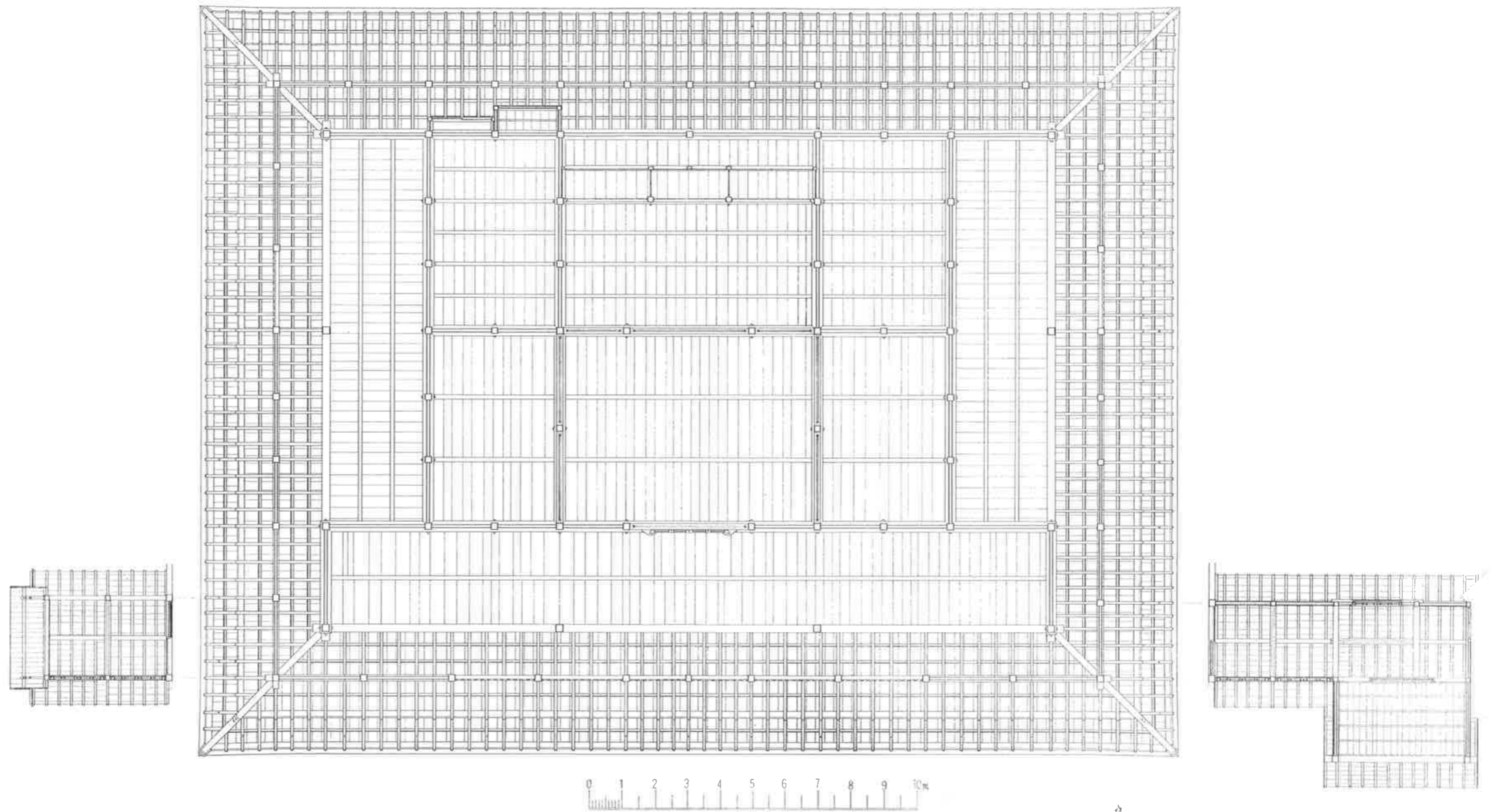
5 本堂 竣工 西背面图

6 本堂 竣工 桁行断面图

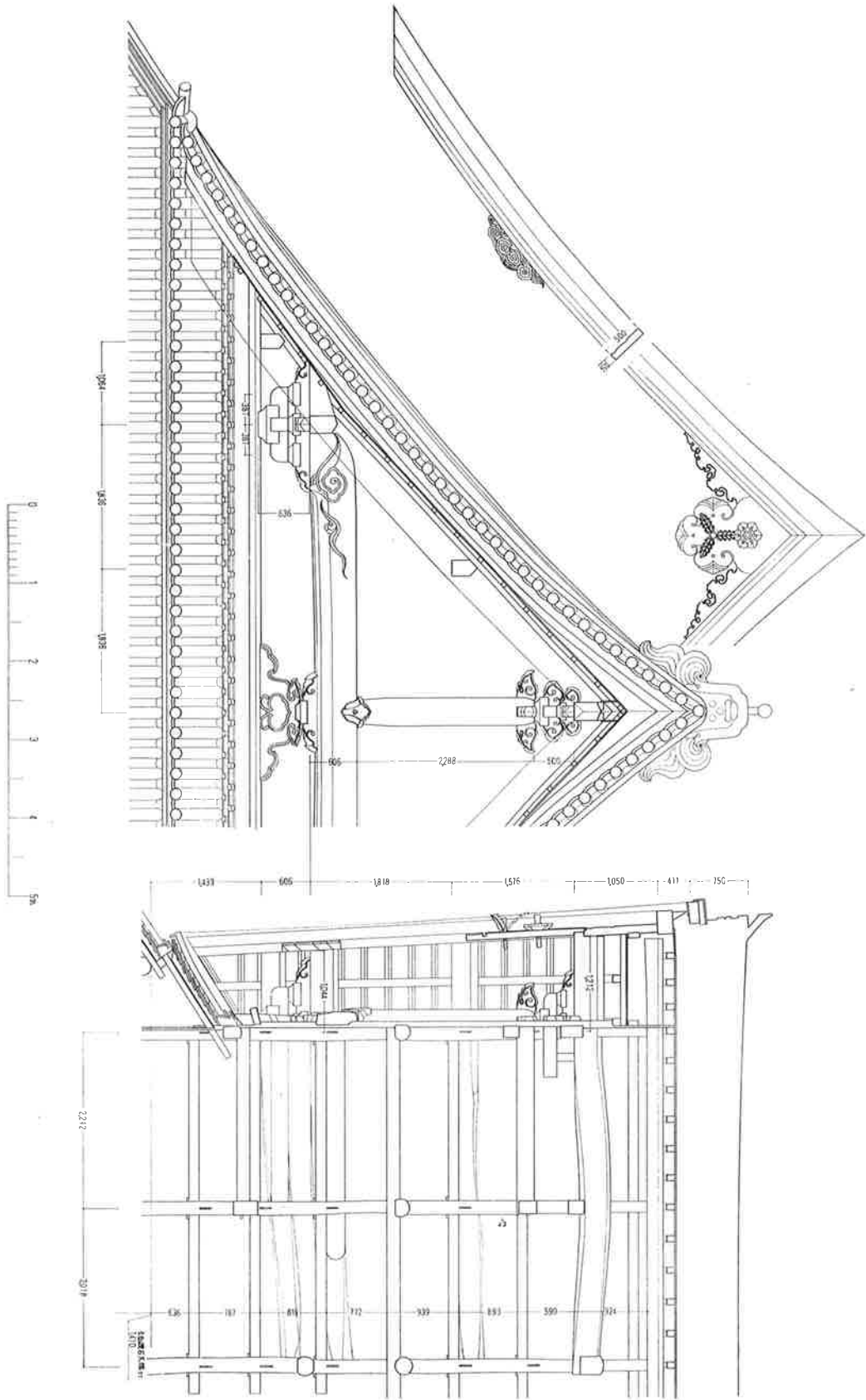


7 本堂 竣工 梁間断面図

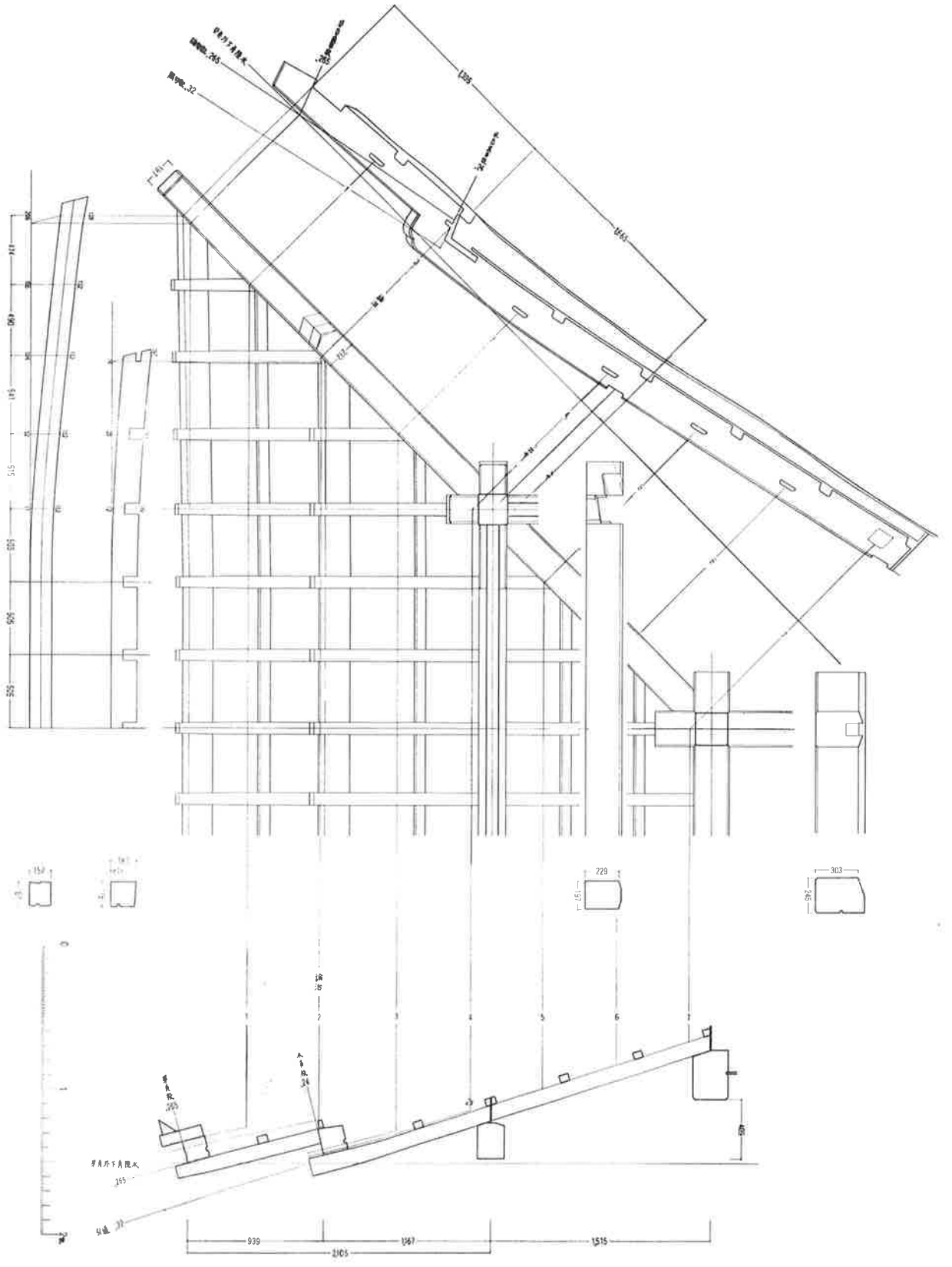


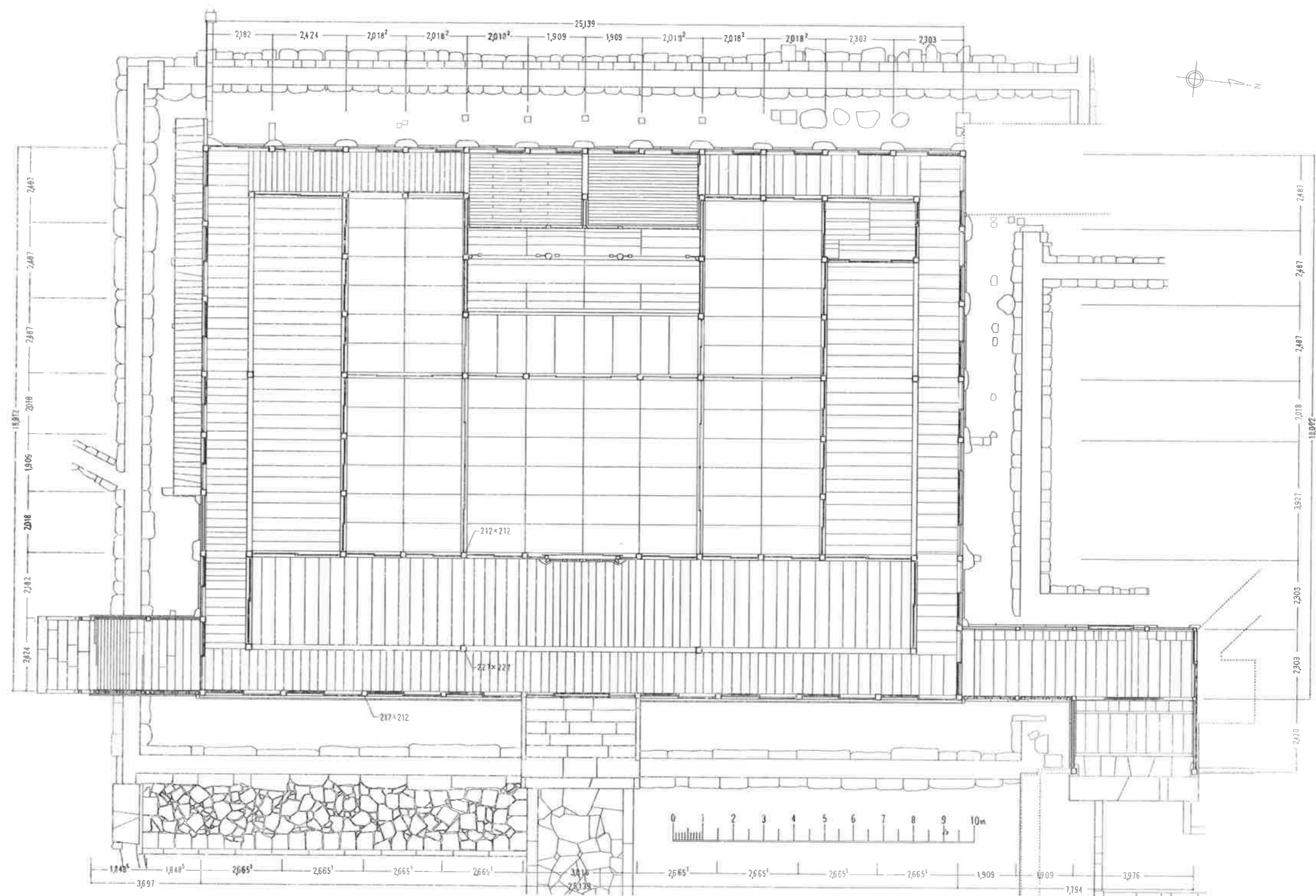


8 本堂 竣工 見上図

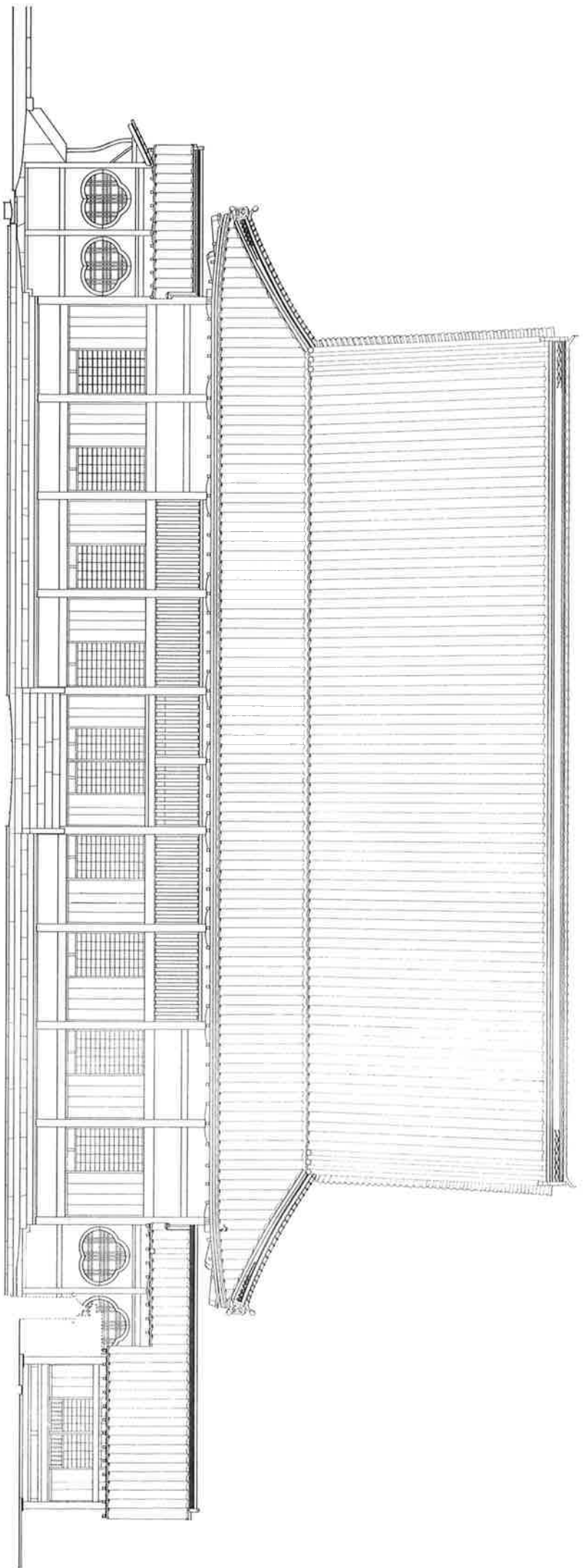


10 本堂 竣工 矩图



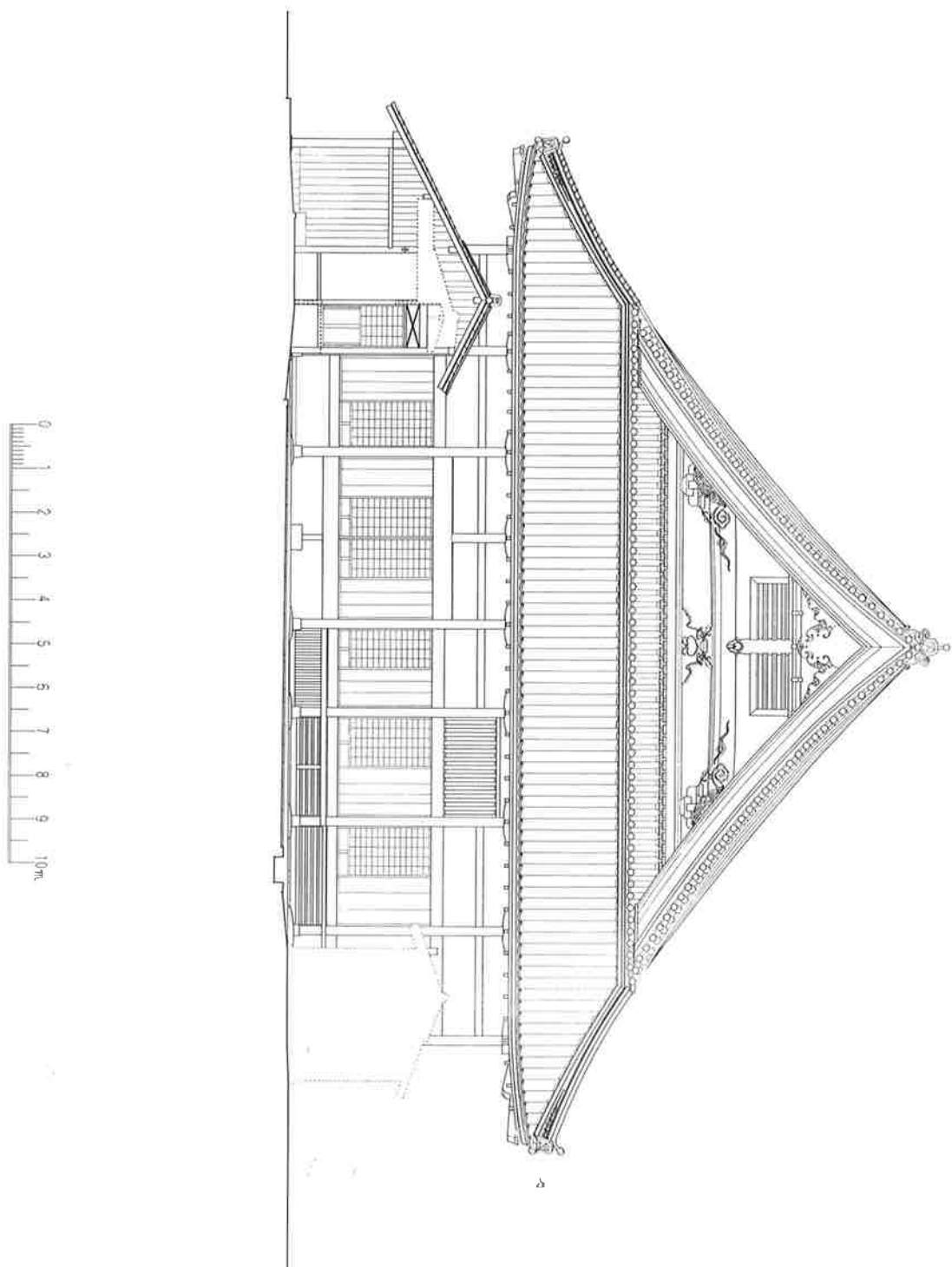


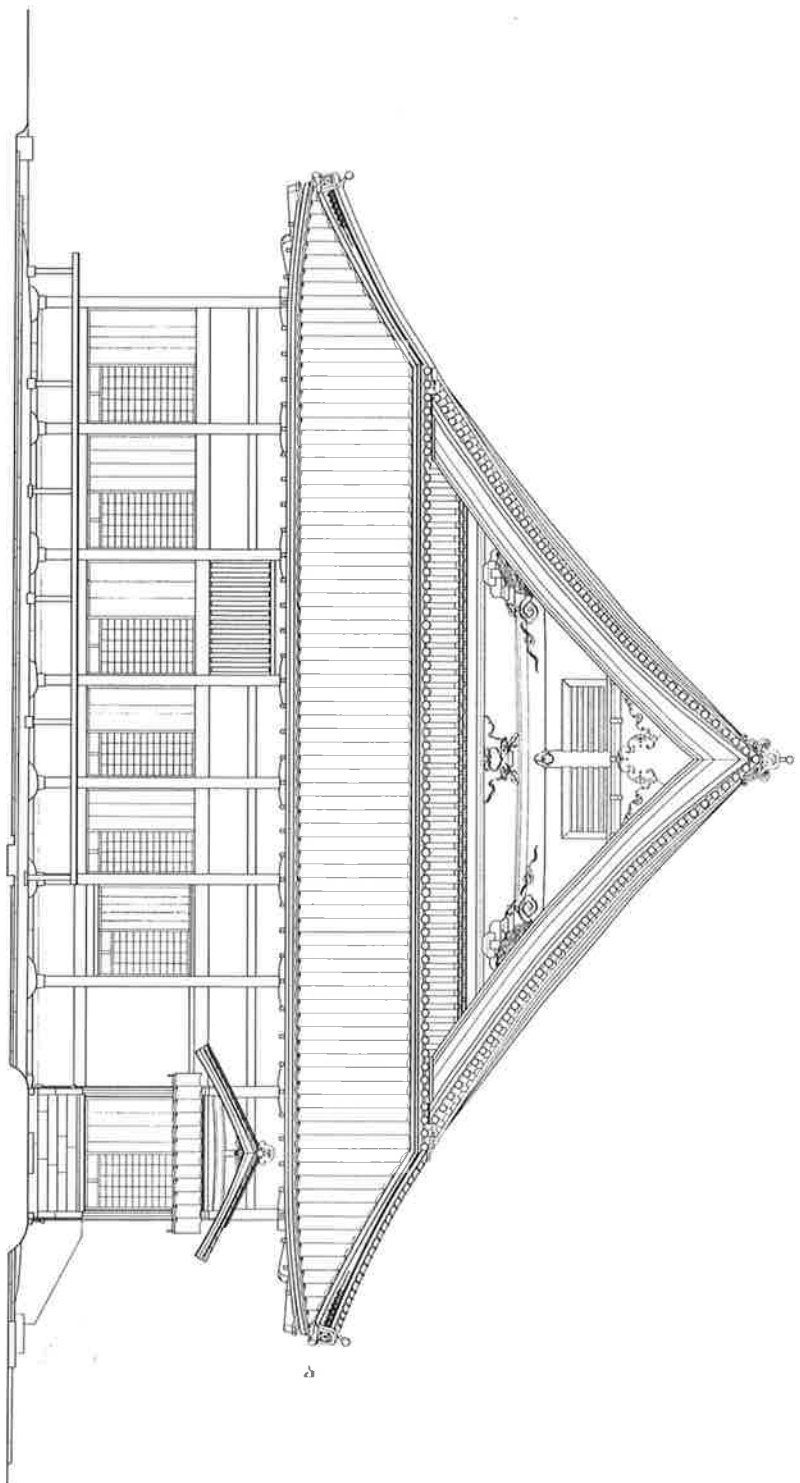
11 本堂 修理前 平面图



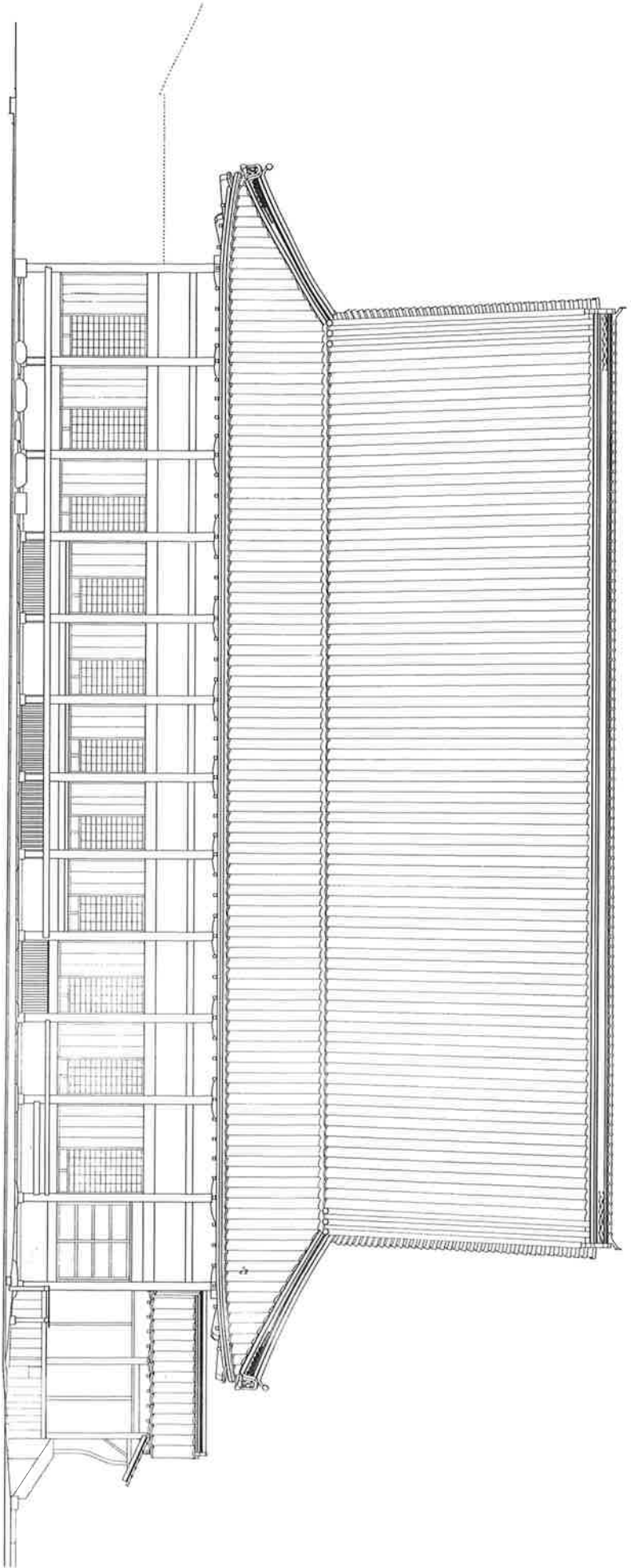
12 本堂 修理前 東正面図

13 本堂 修理前 北側面図



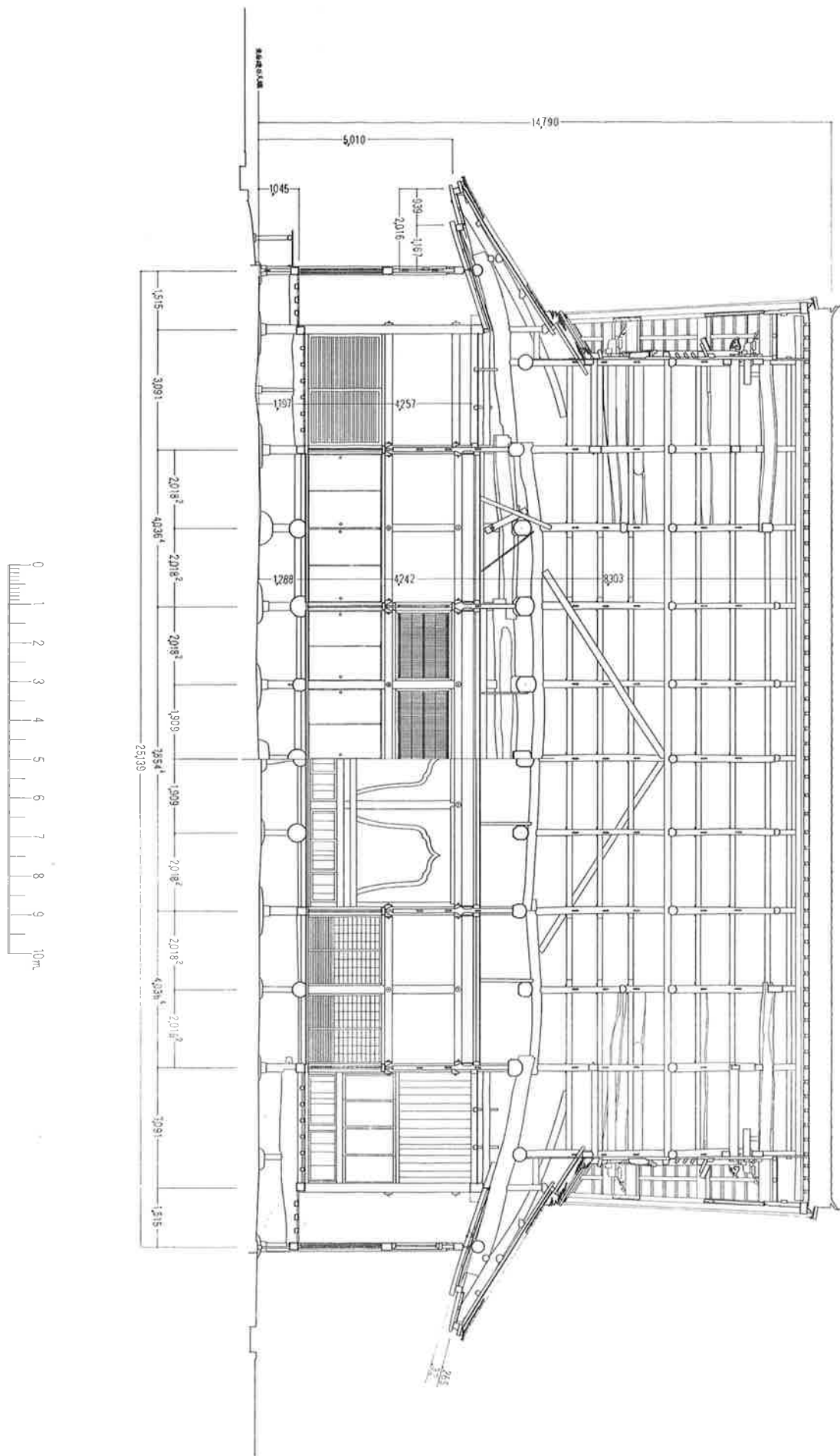


14 本堂 修理前 南侧面图

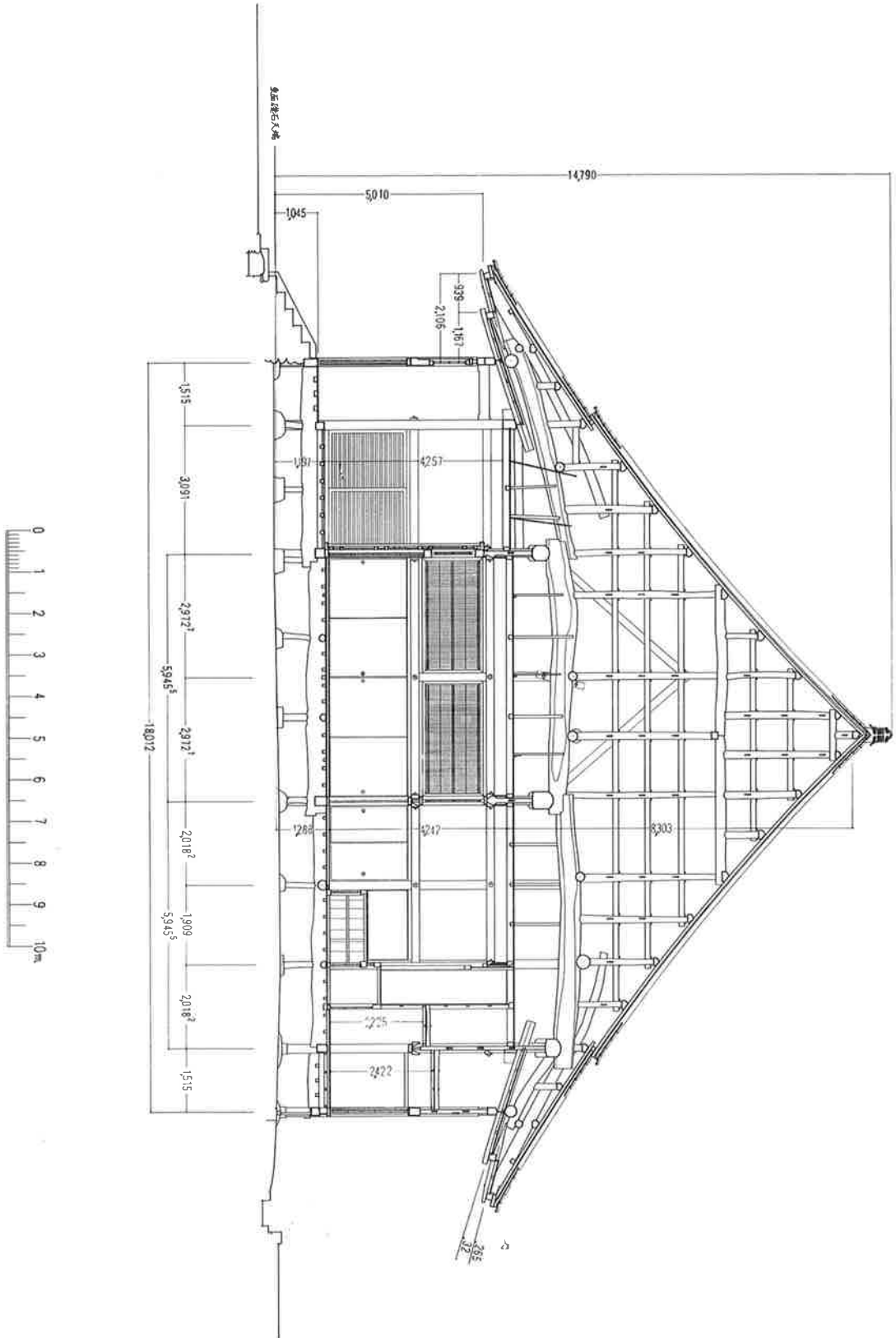


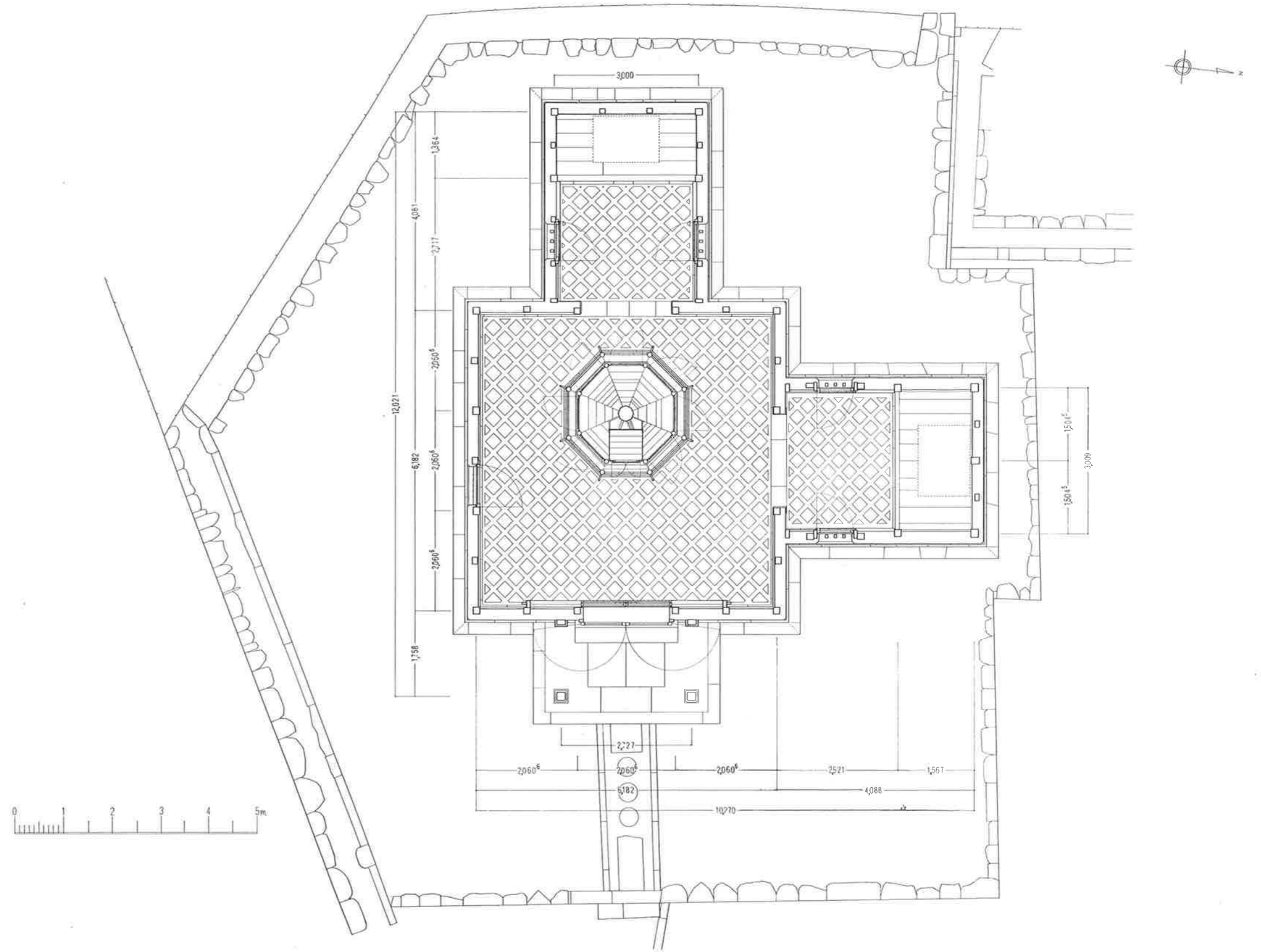
15 本堂 修理前 西背面図

16 本堂 修理前 桁行断面図



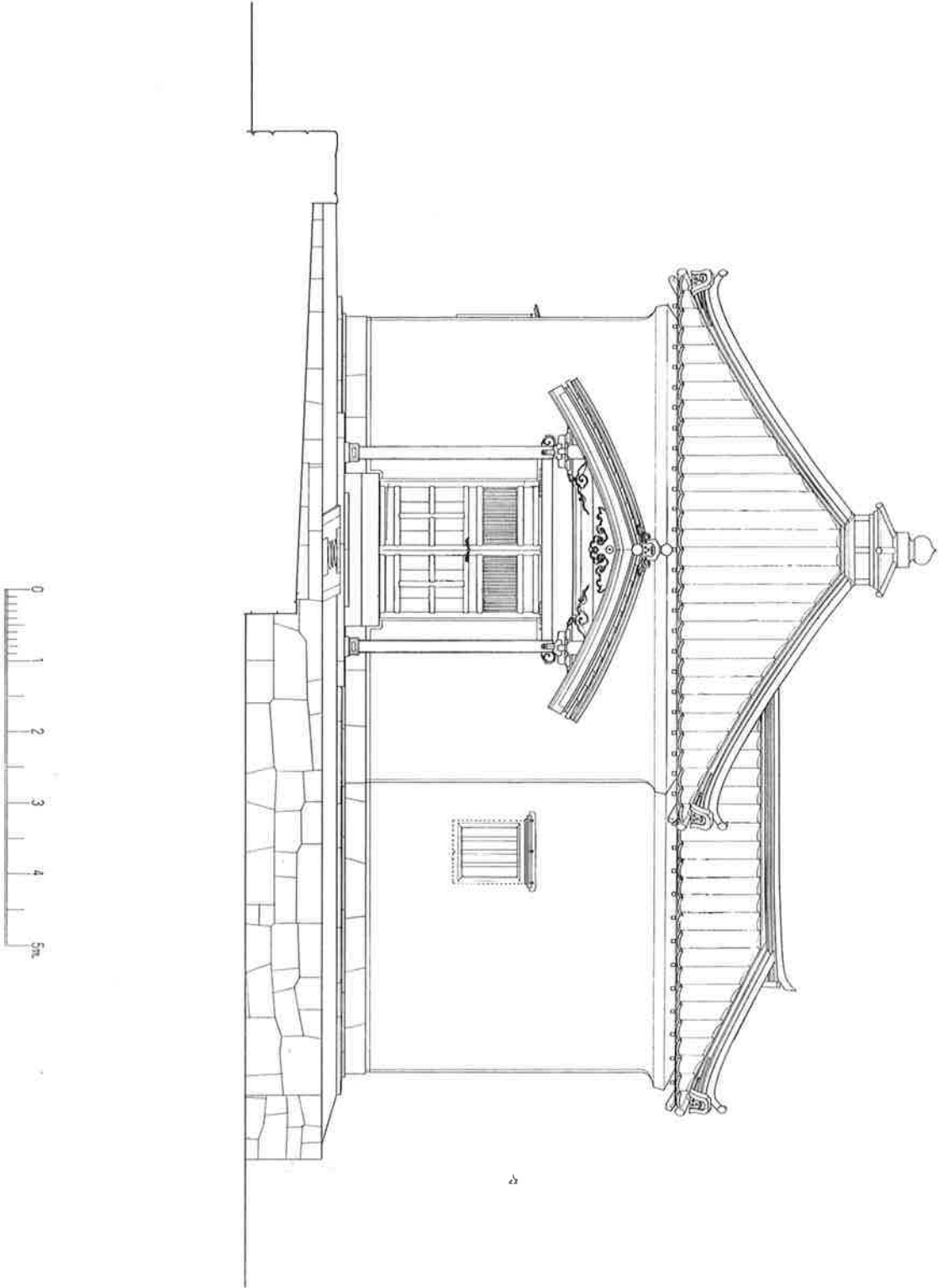
17 本堂 修理前 梁間断面図

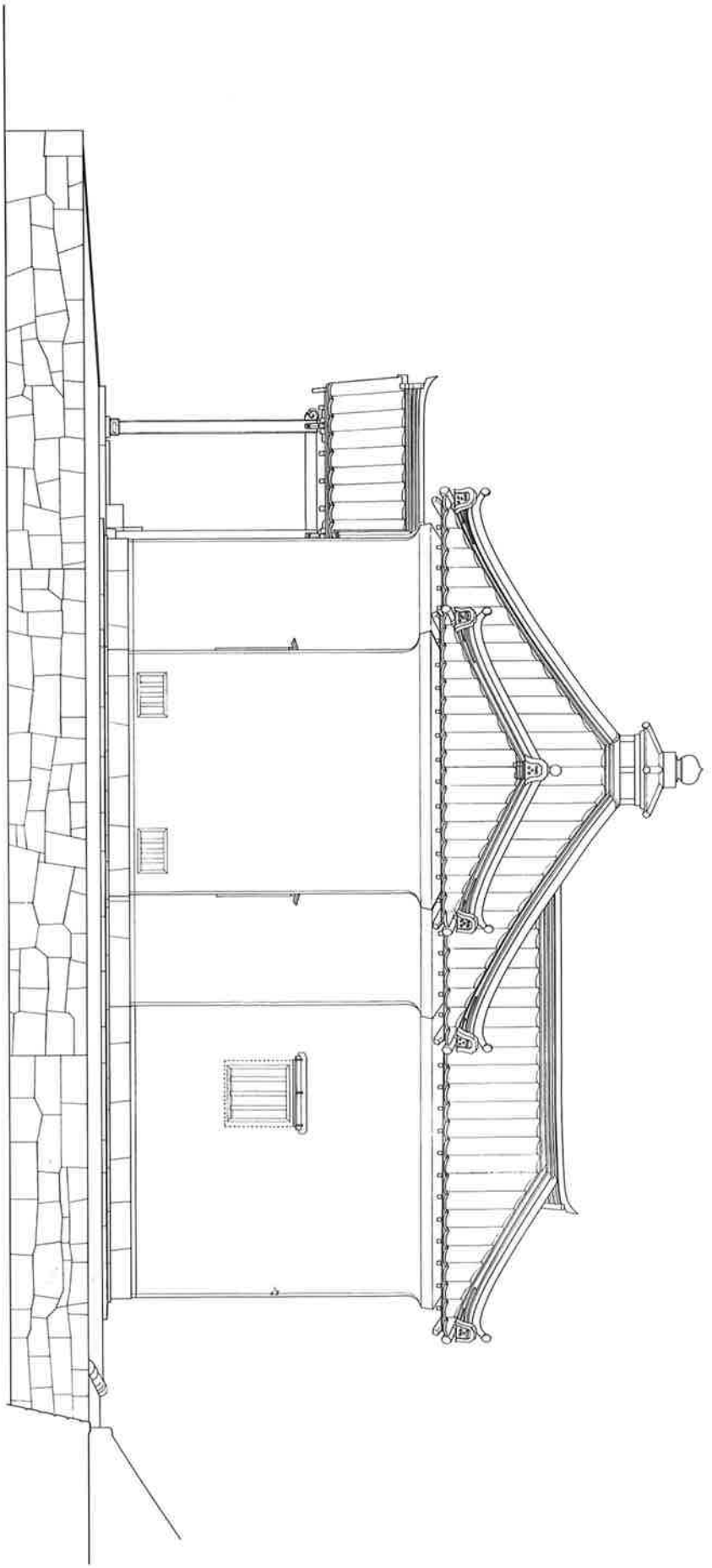




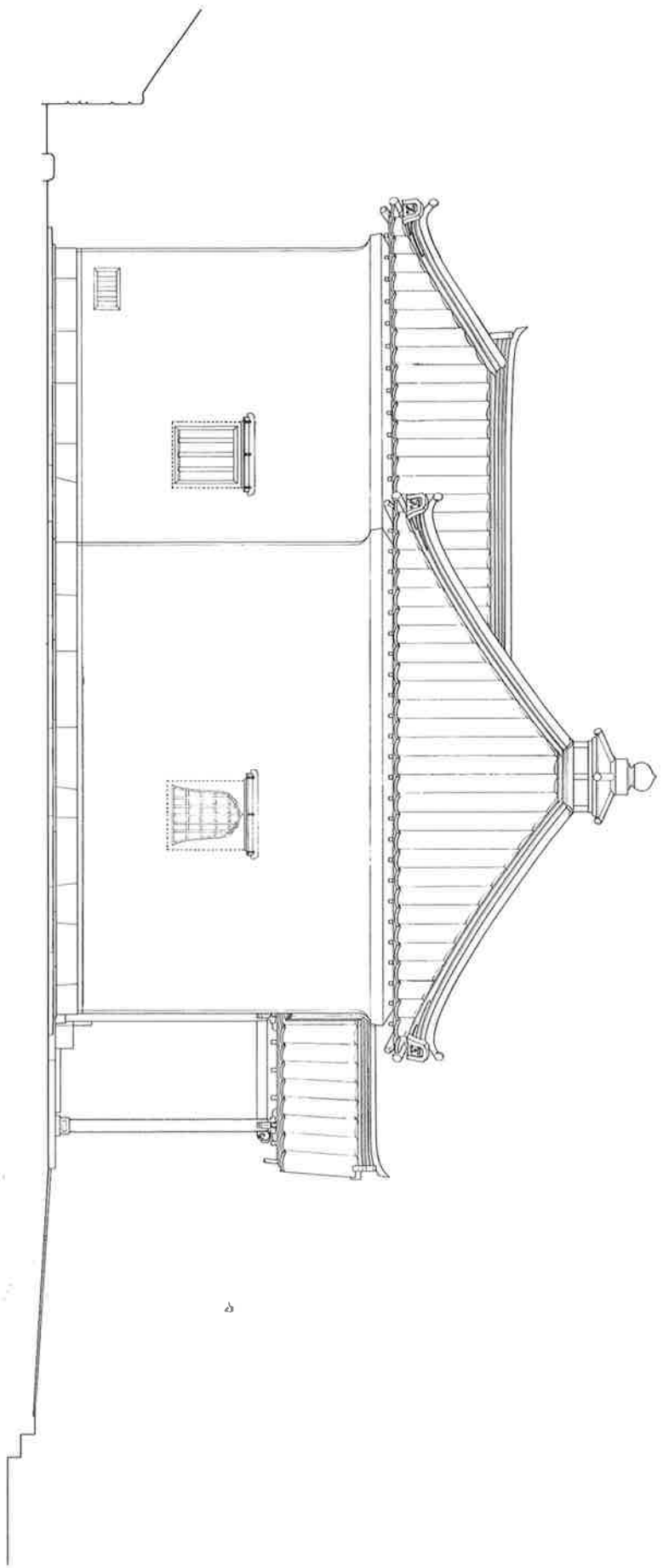
18 経蔵 竣工 平面図

19 経蔵 竣工 東正面図

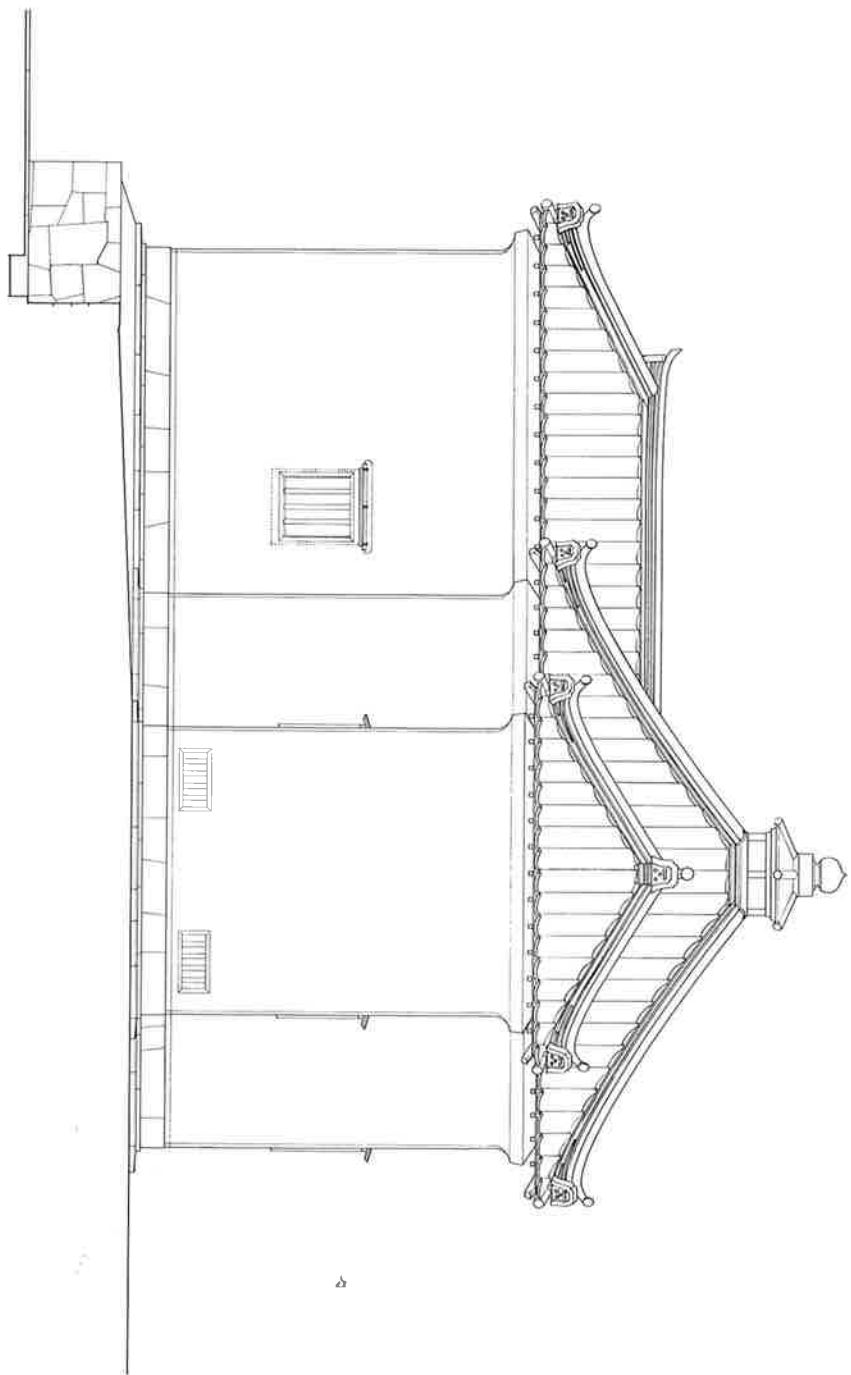




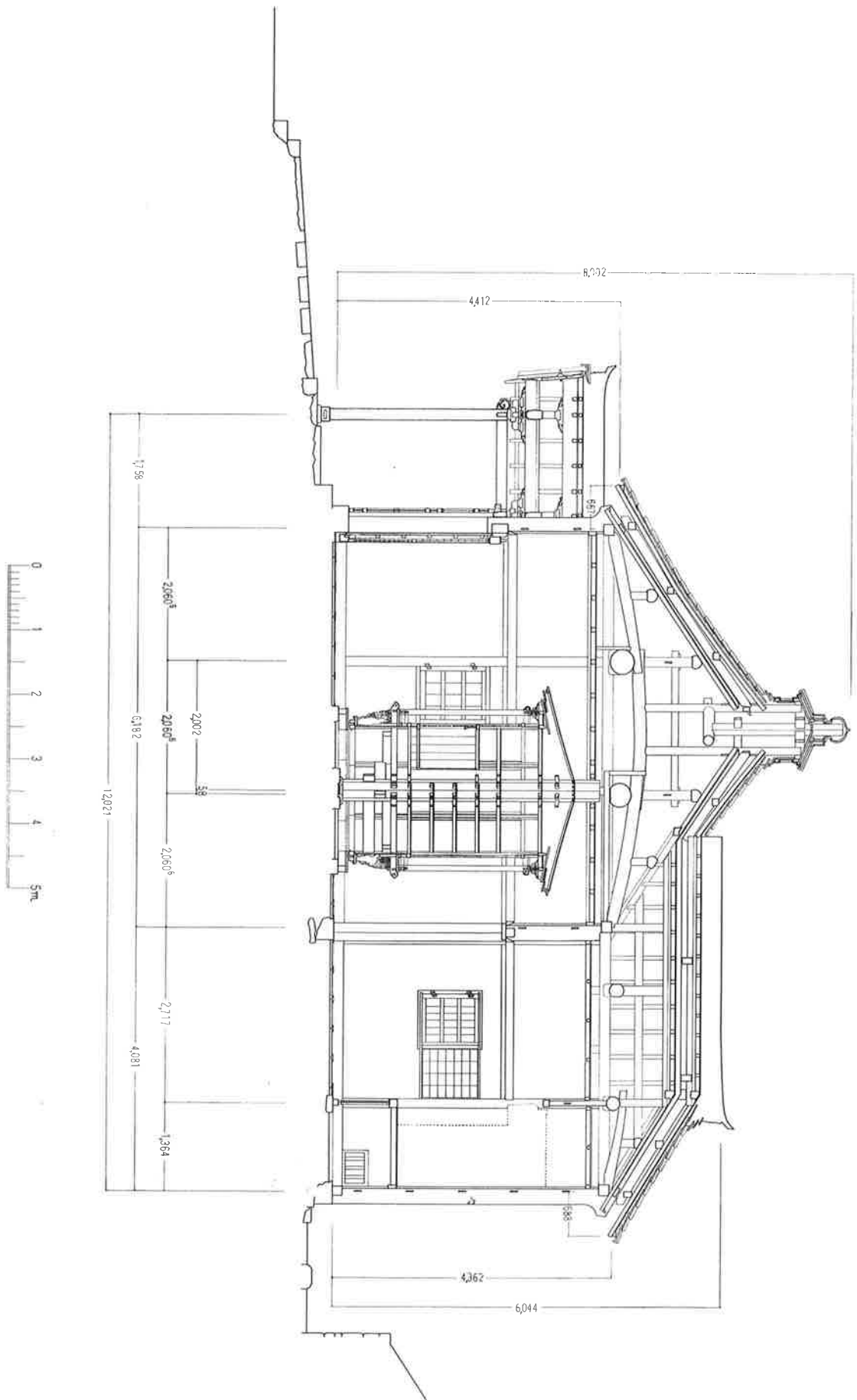
20 経蔵 竣工 北側面図

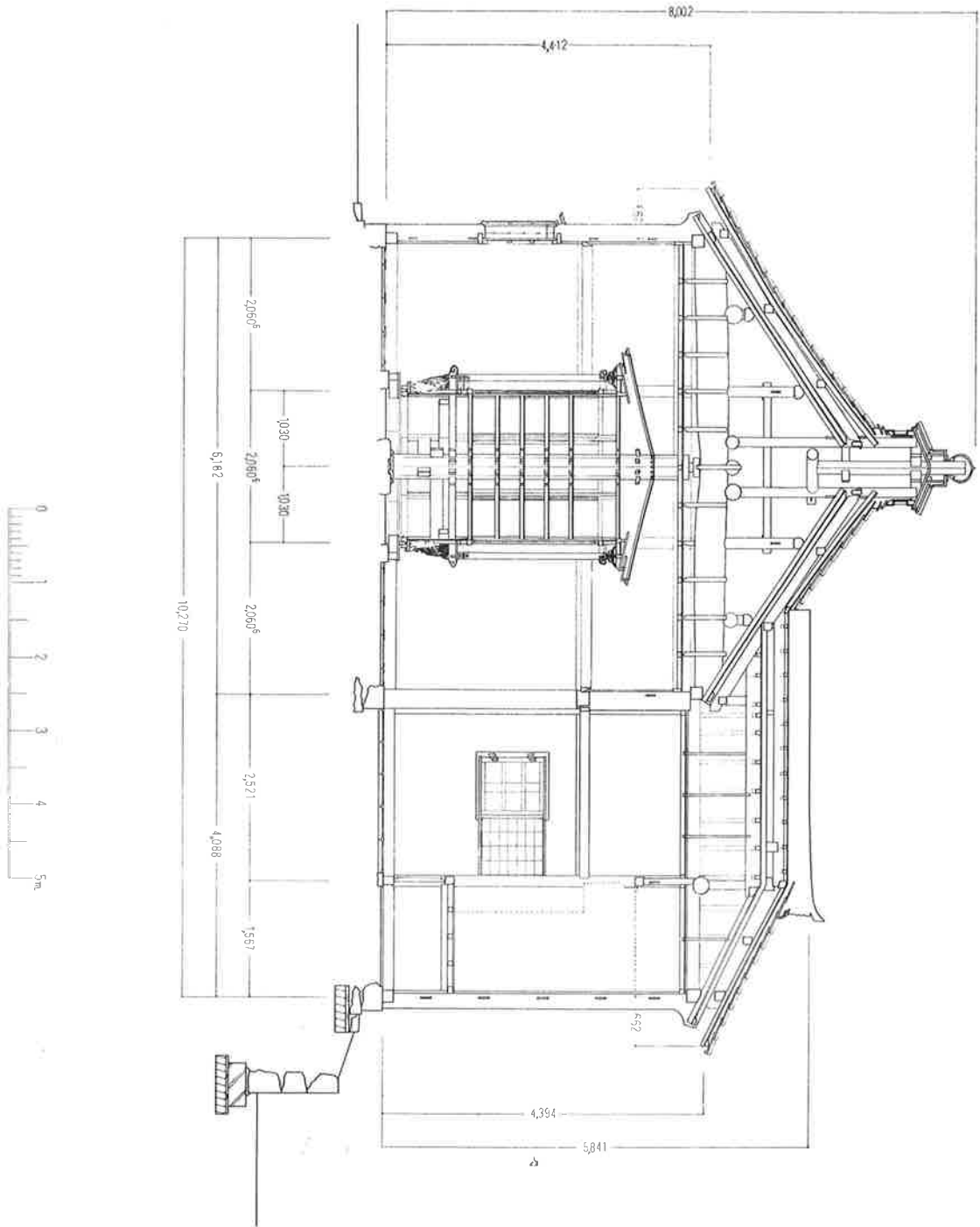


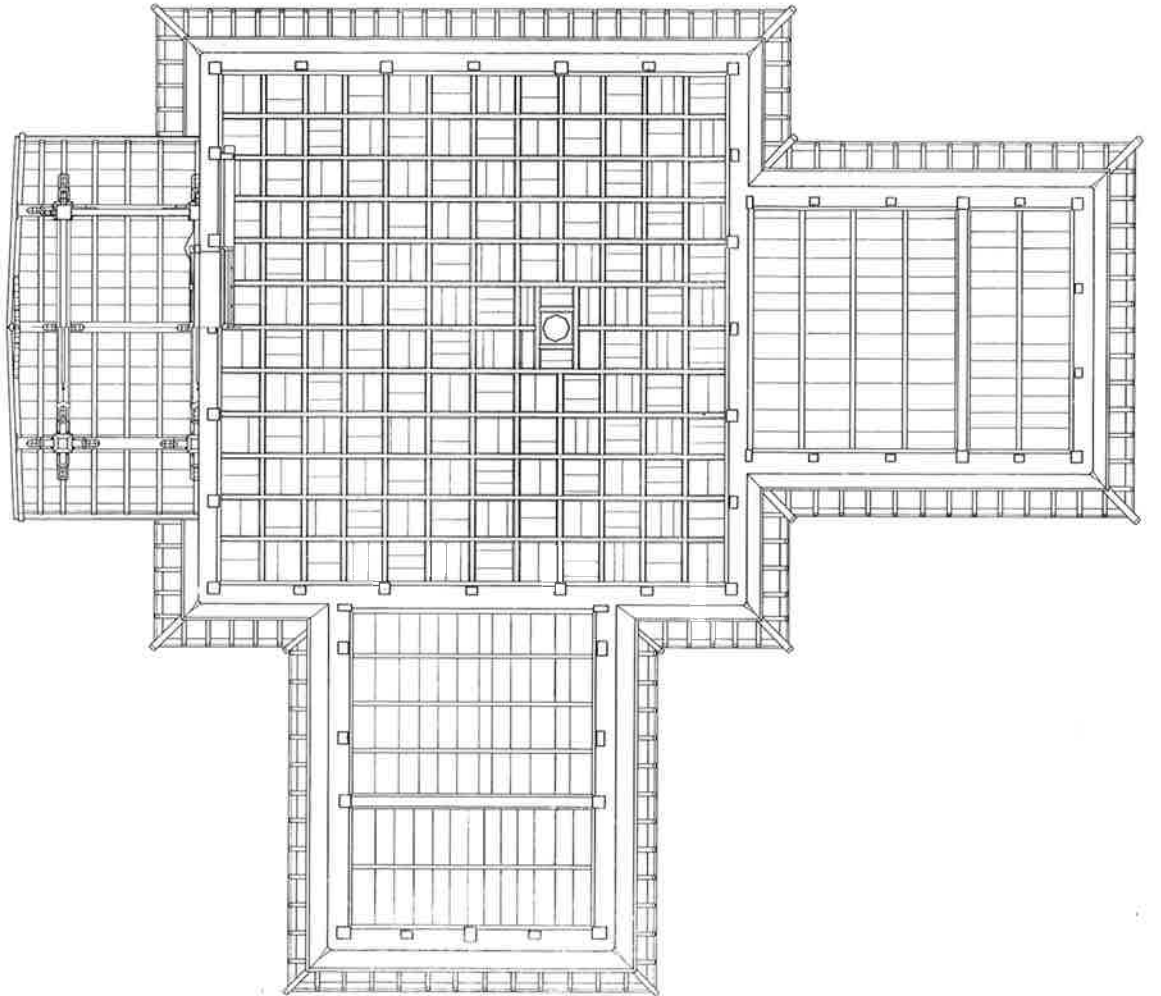
21 经藏 竣工 南侧面图

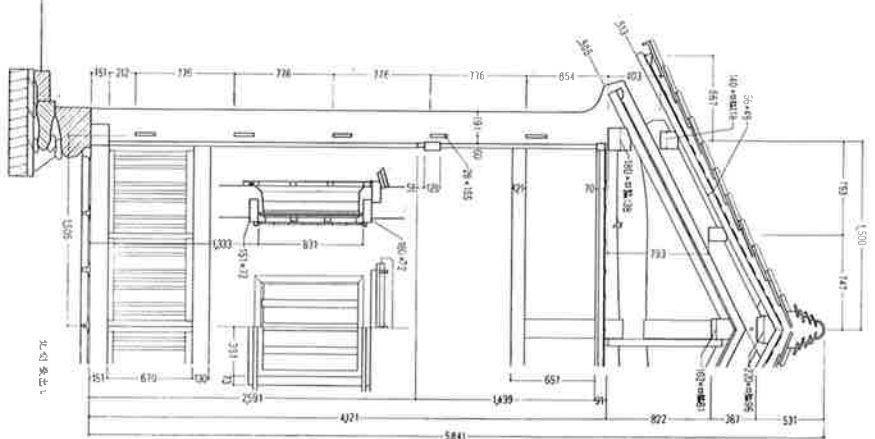
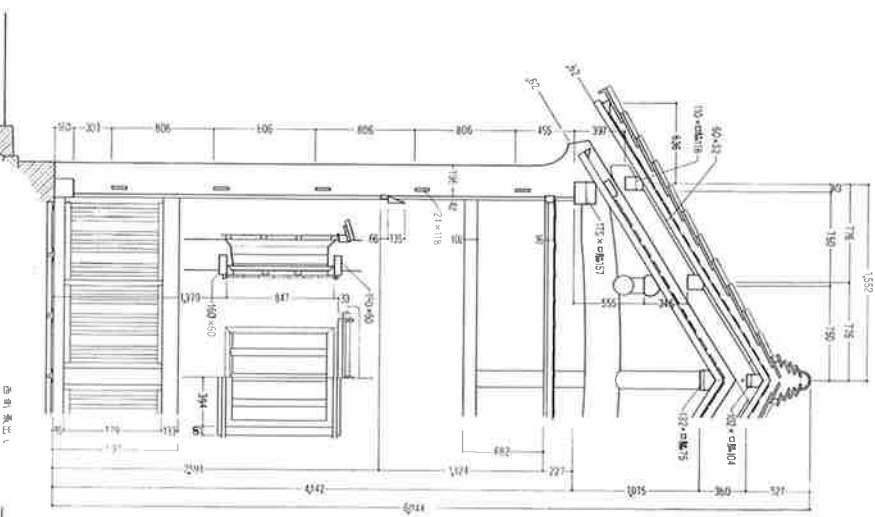
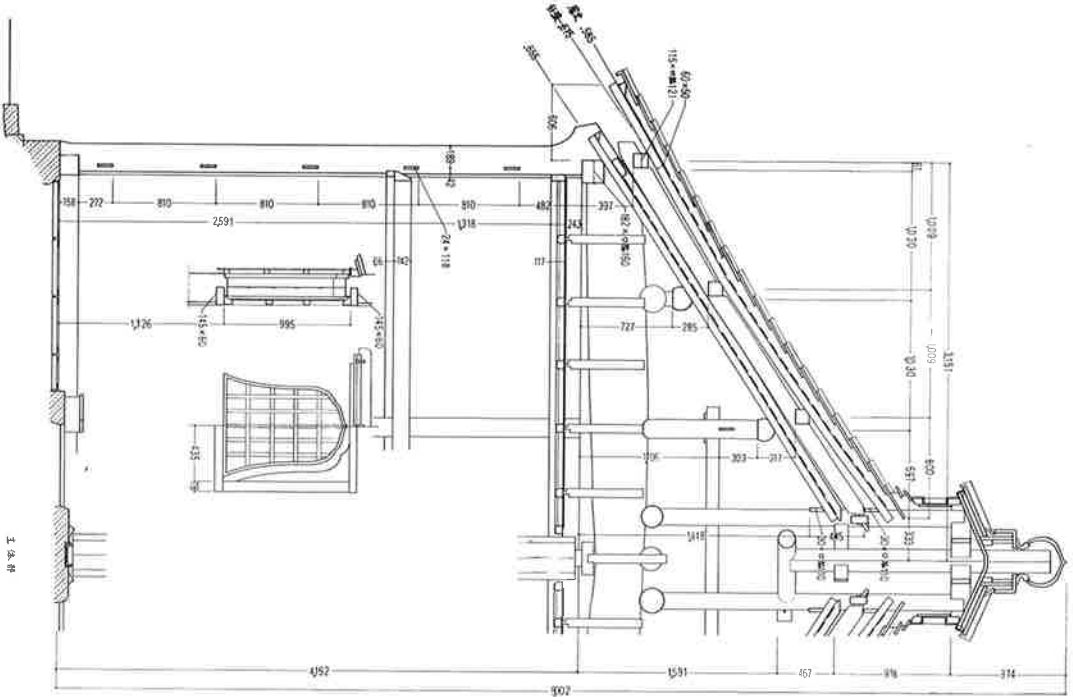


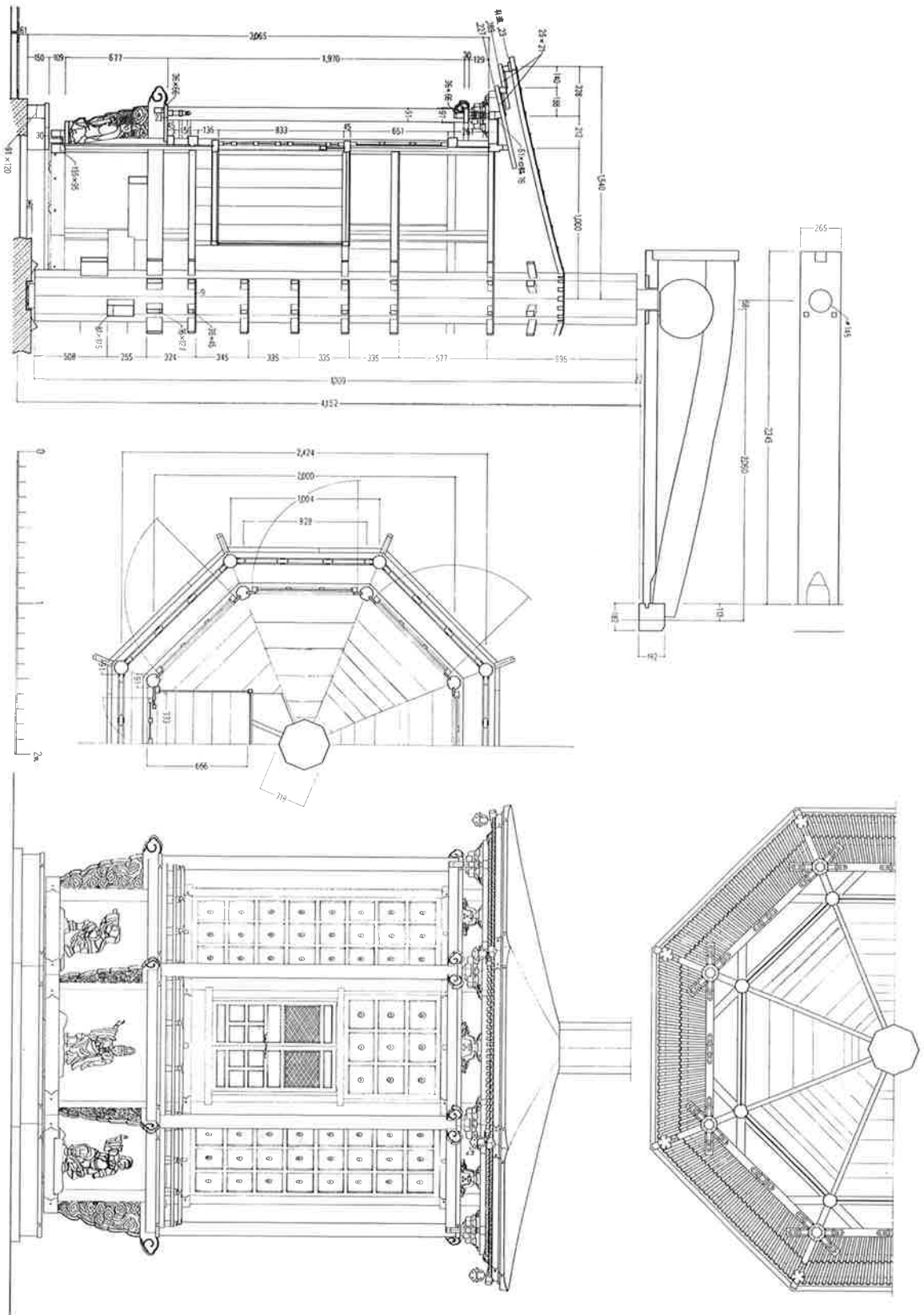
22 経蔵 竣工 西背面図

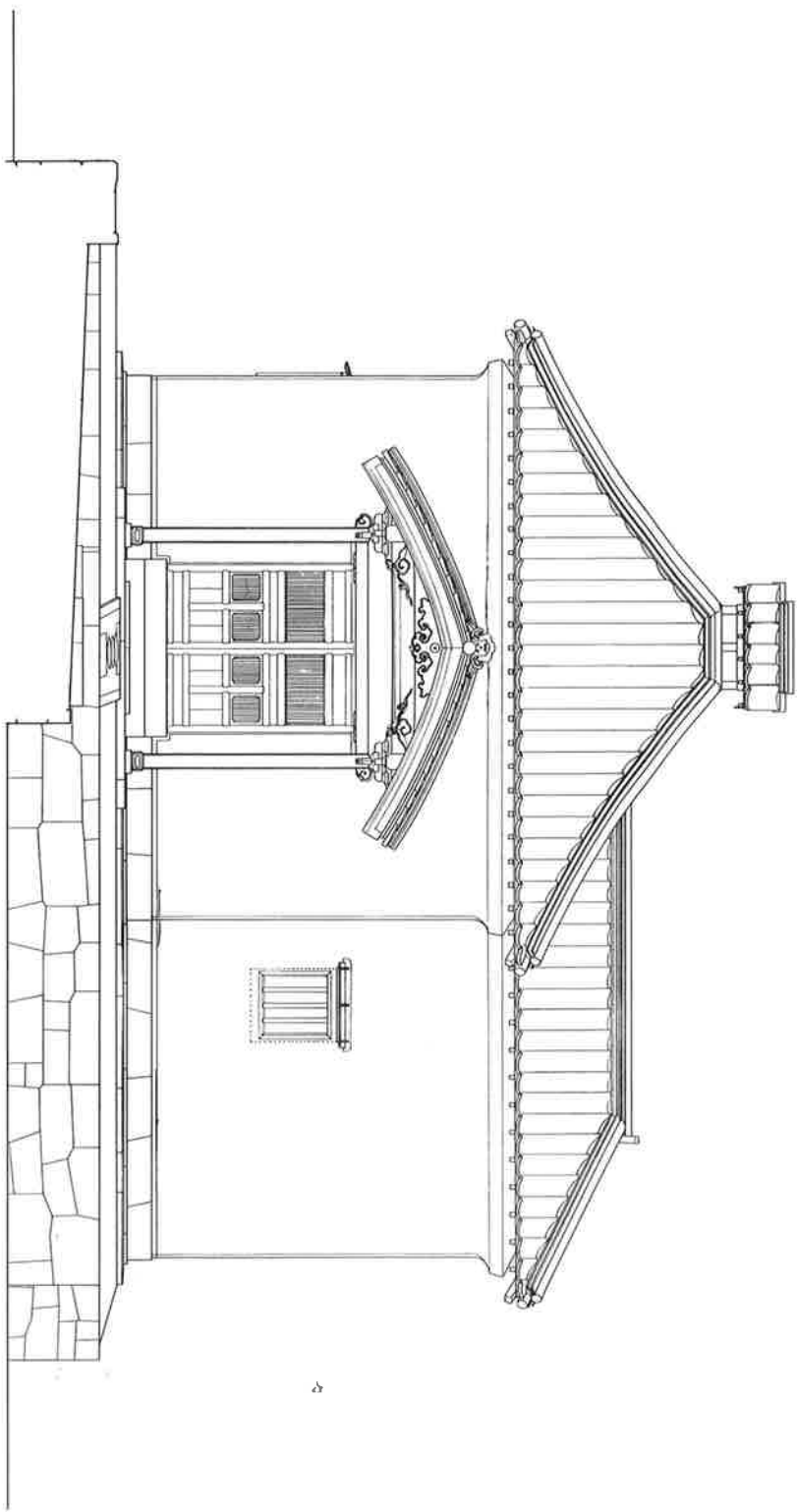






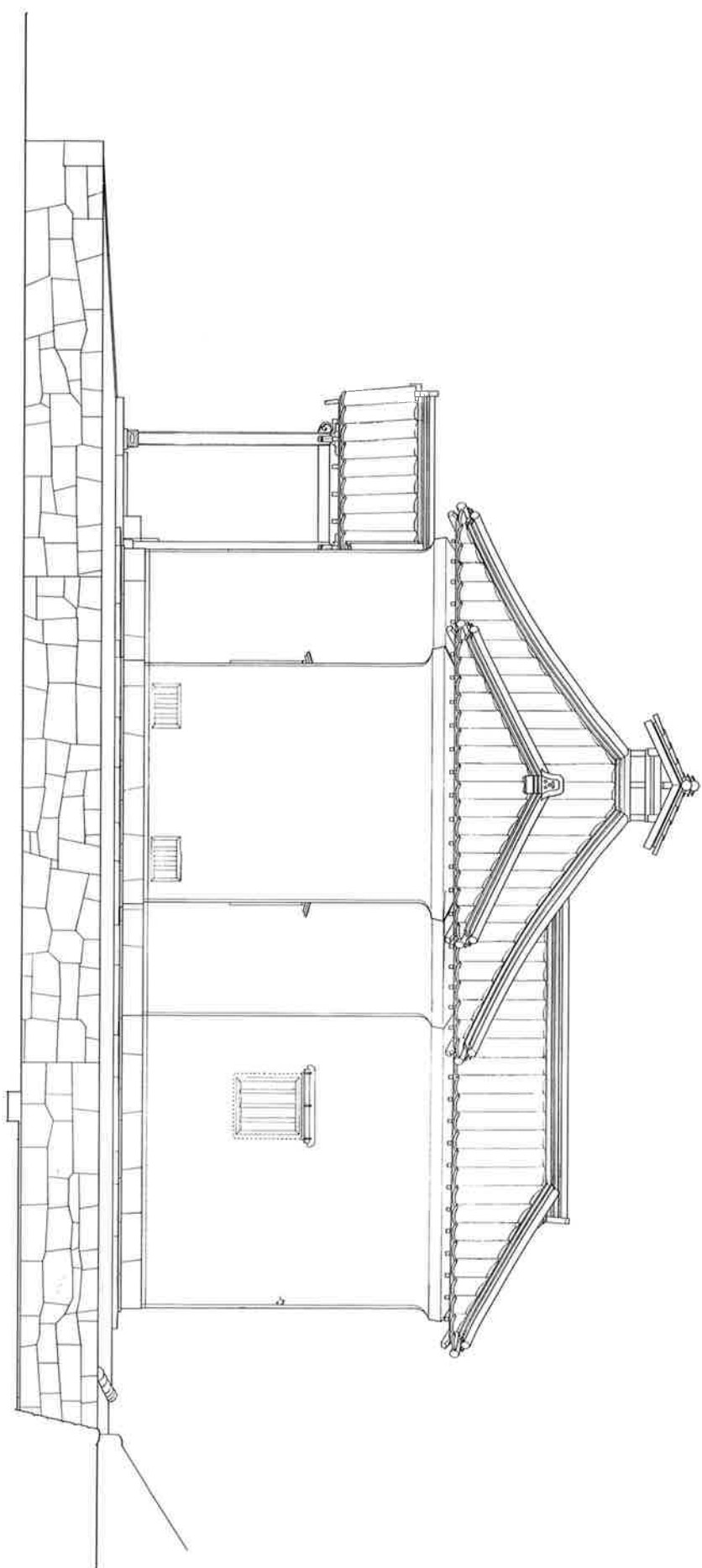




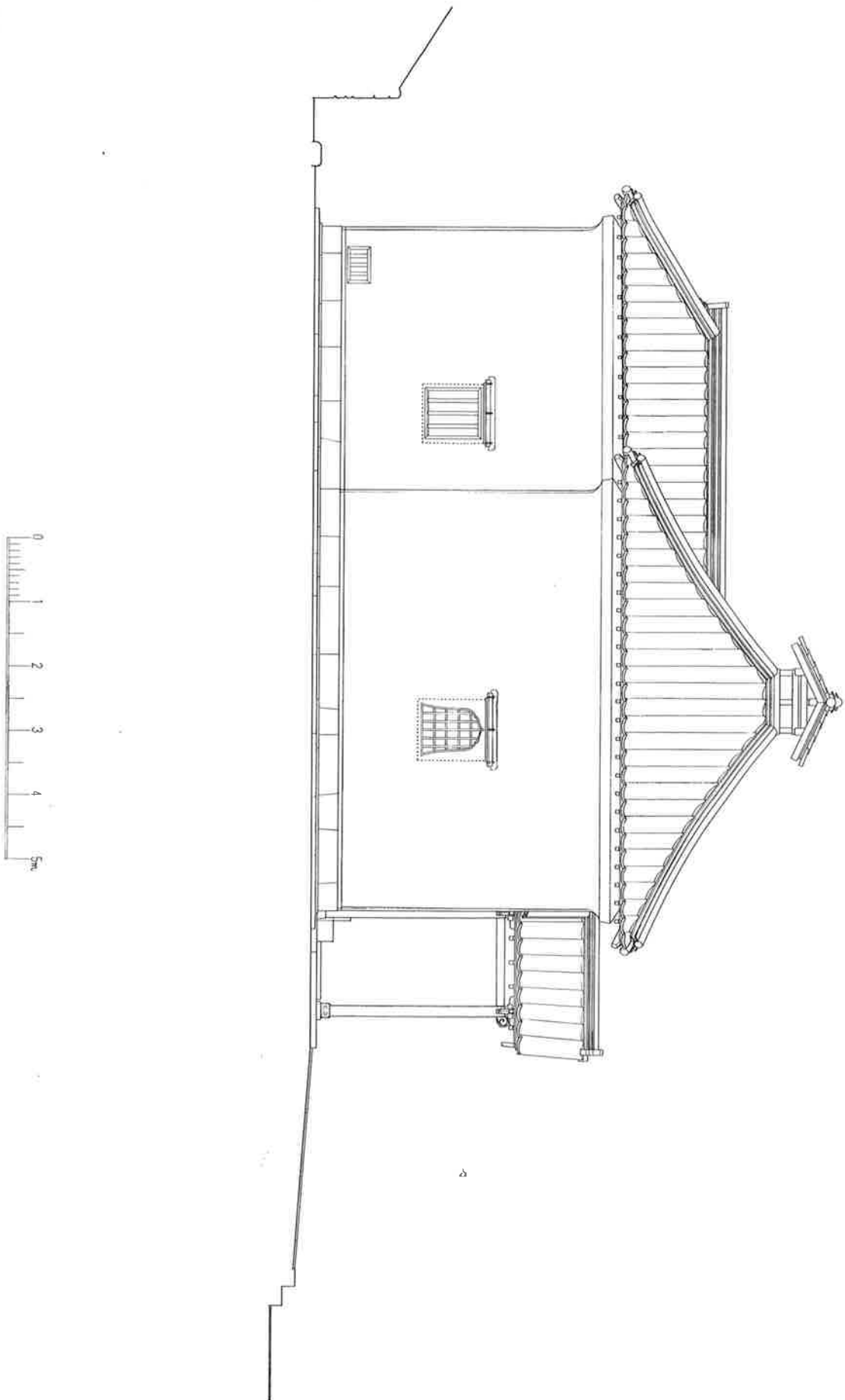


28 经藏 修理前 東正面図

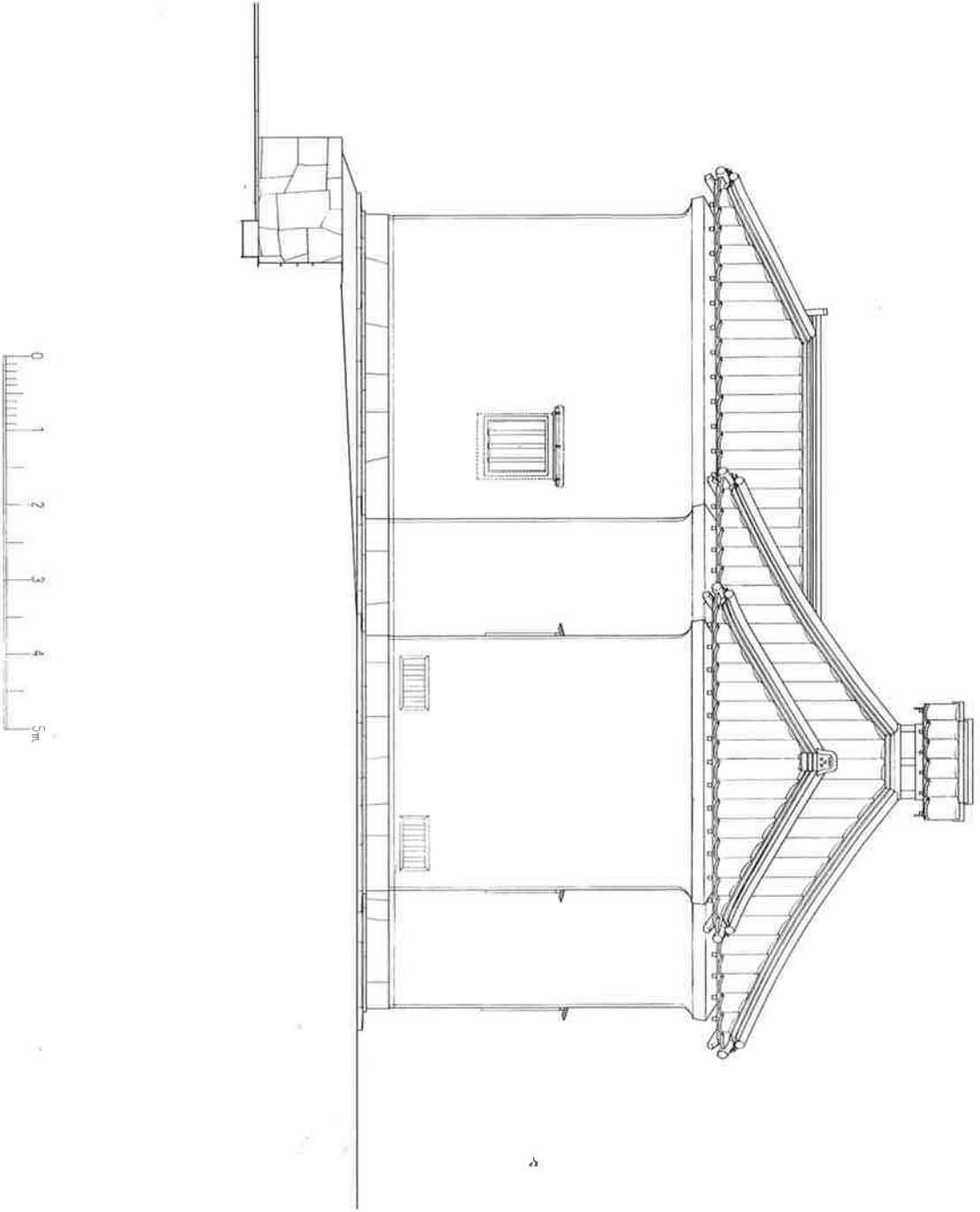
29 経蔵 修理前 北側面図

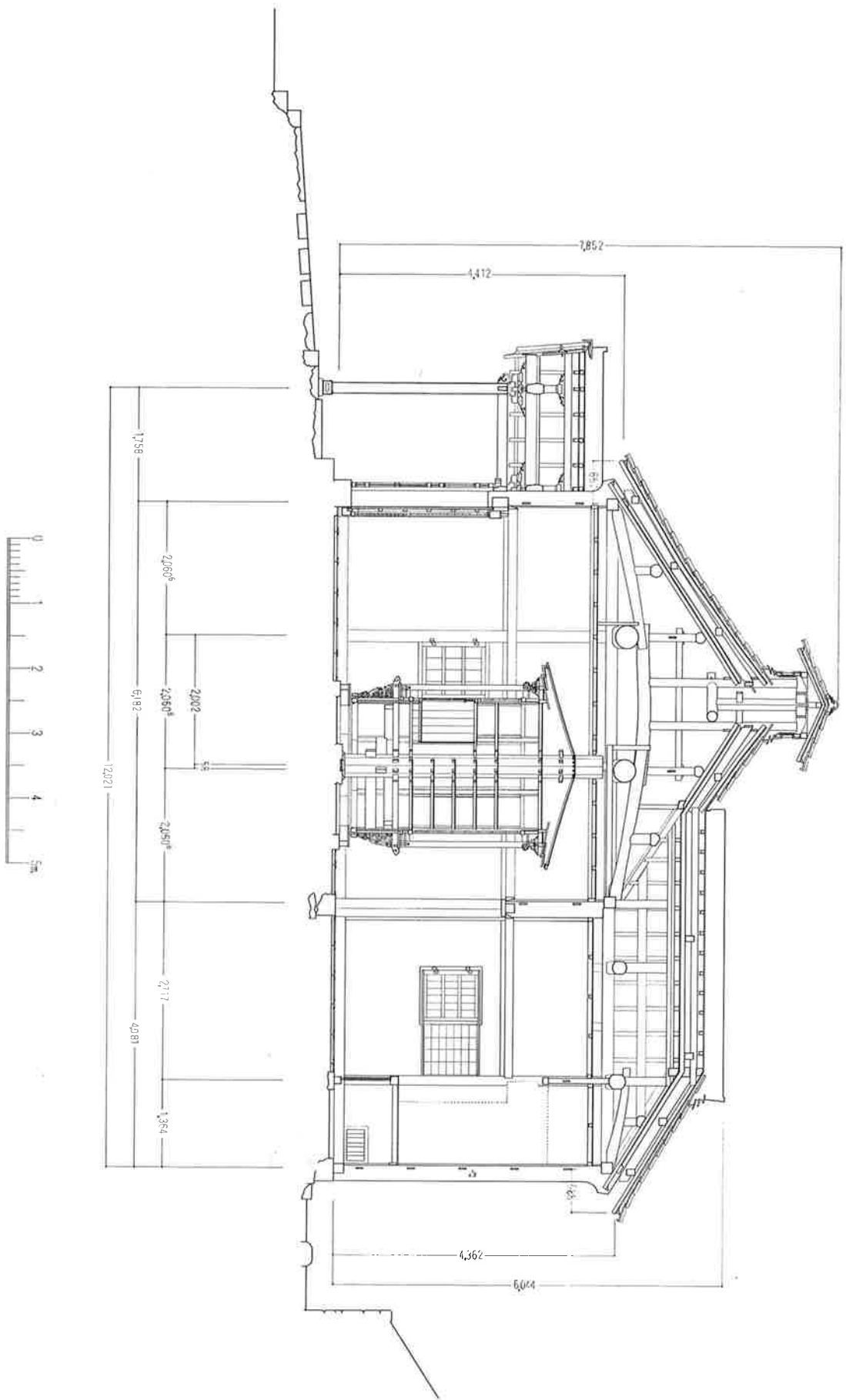


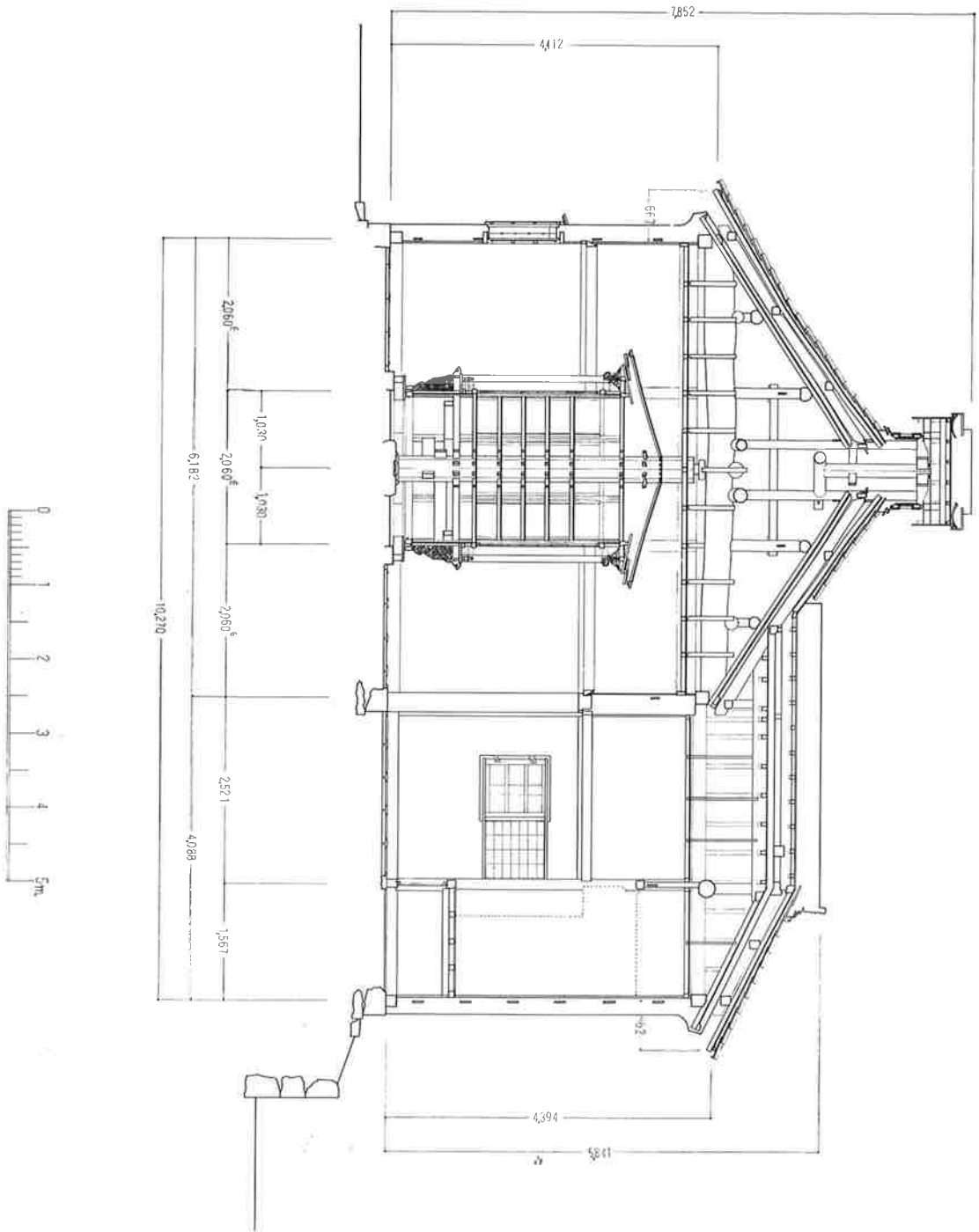
30 経蔵 修理前 南側面図



31 経蔵 修理前 西背面図







重要文化財 大照院本堂及び経蔵 保存修理記録

1	建造物名称	大照院本堂、経蔵
2	分類	重要文化財
3	指定年月日	平成14年5月23日
4	所在地	山口県萩市大字椿
5	所有者	宗教法人 大照院
6	建物種別	寺院
7	建築年代	本堂：寛延3年 経蔵：宝暦5年
8	材質及び構造	本堂：木造 経蔵：木造、土蔵造
9	屋根形式及び葺材	本堂：入母屋造、本瓦葺 経蔵：宝形造、棧瓦葺、北面及び西面張出し附属、寄棟棧瓦葺
10	寸法	※西面及び北面張出し含む
	桁行(間口)	本堂：25.139m 経蔵：6.182m ※10.270m
	梁間(奥行)	本堂：18.012m 経蔵：6.182m ※10.263m
	平面積	本堂：452.804㎡ 経蔵： ※67.555㎡
11	事業概要	
	修理種別	本堂：半解体 経蔵：解体
	工期	平成22年11月1日～平成29年10月30日(84ヶ月)
	経費	1,185,647,000円
12	書名	重要文化財 大照院本堂及び経蔵保存修理工事報告書
	発行年月	平成30年1月
	著者・編集者	内山都伊美、中西 将、安田 一男(公益財団法人 文化財建造物保存技術協会) 古川 洋(有限会社 安芸構造計画事務所) 西川 雄大(萩市文化財保護課) 福田 善子(山口県立美術館) 田鶴寿弥子(京都大学生存圏研究所)
	発行者	宗教法人 大照院
13	修理歴	
	大修理	本堂：明治初年頃 経蔵：宝暦11年(増築)、1800年頃、万延元年(増築)
	部分修理	本堂：安永4年、嘉永3年、明治末頃、平成4年
	屋根修理	本堂：昭和初期、昭和25年、平成9年 経蔵：昭和40年頃、昭和52年
14	備考	
	現状変更	本堂：建立当初の寛延3年の姿に復原した 1 仏壇の構えを旧規に復した 2 仏壇背面の室の床高を旧規に復し、後補の天井及び間仕切りを撤去した 3 上間奥に付書院とトコを復した 4 北側広縁西端の位牌櫃を撤去した 5 西面、南面、北面の濡縁を旧規に復した 6 柱間装置を復旧または整備した 7 正面組物及び軒廻りを旧規に復した 8 妻飾りを旧規に復した 9 屋根棧瓦葺を本瓦葺に復した 経蔵：北面張出しが設けられた江戸末期の姿に復原した 1 屋根に露盤宝珠、鬼瓦、鳥衾瓦等を復した 2 正面入口棧唐戸の中段縦格子を羽目板に復し、金具を旧規に復した 3 八角輪蔵下部に彫刻を復した

Documentation on Restoration Work at Daishoin Temple Main Hall and Sutra Repository, Important Cultural Properties Designated by the Japanese Government

1. Name of building	Daishoin Temple Main Hall and Sutra Repository
2. Classification	Important Cultural Properties Designated by the Japanese Government
3. Date of designation	May 23, 2002
4. Location	Oaza Tsubaki, Hagi City, Yamaguchi Prefecture
5. Owner	Daishoin Temple (Religious Corporation)
6. Type of building	Buddhist Temple
7. Date of building	Main Hall: 1750 Sutra Repository: 1755
8. Material and structure	Main Hall: Wooden Sutra Repository: Wooden frame, plastered mud walls
9. Roof style and material	Main Hall: Hip-and-gable, tiled Sutra Repository: Pyramidal, pantiled; N and W projections, hipped with pantiles
10. Dimensions	*Including north and west projections
Length (façade)	Main Hall: 25.139m Sutra Repository: 6.182m *10.270m
Width (depth)	Main Hall: 18.012m Sutra Repository: 6.182m *10.263m
Plane area	Main Hall: 452.804m ² Sutra Repository: *67.555m ²
11. Outline of work	
Type of repair	Main Hall: Semi-dismantlement Sutra Repository: Dismantlement
Duration	November 1, 2010 – October 30, 2017 (84 months)
Cost	1,185,647,000 yen
12. Title of report	Documentation on Repair Work at Daishoin Temple Main Hall and Sutra Repository, Important Cultural Properties Designated by the Japanese Government
Date of issue	January 2018
Authors and editors	Toimi UCHIYAMA, Sho NAKANISHI, Kazuo YASUDA / The Japanese Association for Conservation of Architectural Monuments Hiroshi FURUKAWA (Aki Structural Plan Office) Yuta NISHIKAWA (Cultural Property Conservation Section, Hagi City) Yoshiko FUKUDA (Yamaguchi Prefectural Art Museum) Suyako TAZURU (Research Institute for Sustainable Humanosphere, Kyoto University)
Publisher	Daishoin Temple (Religious Corporation)
13. History of repairs	
Radical repair	Main Hall: around 1868 Sutra Repository: 1761 (extension), circa 1800, 1860 (extension)
Partial repair	Main Hall: 1775, 1850, late Meiji (circa 1912), 1992
Re-roofing	Main Hall: Early Showa (circa 1925), 1950, 1997 Sutra Repository: Circa 1965, 1977
14. Notes	
Changes to present condition	Main Hall: Restored to appearance when first built in 1750 <ol style="list-style-type: none"> 1 Structure of altar restored to former style. 2 Floor of room behind altar restored to former height, later additions of ceiling and room partition removed. 3 Built-in table and tokonoma alcove in jokan'oku restored. 4 Name plaque altar at western end of northern veranda removed. 5 Wet veranda on west, south and north sides restored to former style. 6 Architectural features inside bays restored or improved. 7 Front joinery and eave composition restored to former style. 8 Gable pediment ornamentation restored to former style. 9 Roofing pantiles restored to hongawara tiles. Sutra Repository: Restored to late Edo appearance with northern projection <ol style="list-style-type: none"> 1 Roof crown and sacred gem, decorative ridge-end tiles, descending ridge-end tiles and other roof parts restored. 2 Vertical lattice in middle of front paneled entrance door restored to wooden boarding, metal fittings restored to former style. 3 Statuettes under octagonal revolving sutra shelves restored.

平成三〇年一月

重要文化財 大照院本堂及び経蔵保存修理工事報告書

編集 公益財団法人 文化財建造物保存技術協会
著作 東京都荒川区西日暮里二丁目三二番一五号

電話 六〇三二 六四五八一三六一

発行 宗教法人 大照院

山口県萩市椿四一三三二

印刷 真陽社
製本 有限会社 真陽社
京都市下京区油小路仏光寺上ル

電話 〇七五三 三五一一六〇三四



